大台町地域防災計画

令和８年８月

大台町

目　次

風水害対策編

第１章　総　　則

第１節　目　　的 …… 1
第２節　計画の性格 …… 1
第３節　計画の基本方針 …… 1
第４節　用　　語 …… 1
第５節　町および防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱 …… 3
第６節　大台町の概要 …… 11

第２章　災害予防計画

第１節　防災知識の普及 …… 14
第２節　防災訓練の実施 …… 17
第３節　自主防災組織の育成…… 21
第４節　ボランティアの受入・活用 …… 23
第５節　備蓄品・資機材等の整備 …… 26
第６節　災害対策本部の整備 …… 30
第７節　通信施設の整備 …… 32
第８節　避難対策 …… 35
第９節　避難行動要支援者対策…… 40
第10節　医療救護活動 …… 44
第11節　治水、砂防、地すべり、土石流および急傾斜地崩壊対策 …… 47
第12節　宅地等災害の予防 …… 51
第13節　防災営農林対策 …… 52
第14節　火災の予防 …… 55
第15節　救出活動体制の整備 …… 57
第16節　危険物等災害の予防 …… 58
第17節　林野火災の予防 …… 61
第18節　災害廃棄物処理計画の策定 …… 63

第３章　台風接近時の減災対策

第１節　事前防災行動計画（タイムライン）導入の背景 …… 64
第２節　事前防災行動計画（タイムライン）導入に向けた検討方針 …… 65

第４章　災害応急対策計画

第１節　活動体制 …… 66
第２節　災害対策要員の確保 …… 83
第３節　通信設備対策 …… 85
第４節　気象予警報等の伝達 …… 88
第５節　被害情報の収集・伝達 …… 94
第６節　災害広報対策 …… 106
第７節　避難対策 …… 111
第８節　消防・救急活動 …… 123
第９節　救出活動 …… 129
第10節　道路交通応急対策 …… 132
第11節　輸送対策 …… 137
第12節　災害警備活動 …… 143
第13節　災害救助法の適用 …… 145
第14節　ボランティアの受入 …… 147
第15節　食料供給対策…… 149
第16節　給水対策 …… 153
第17節　生活必需品等供給対策 …… 157
第18節　医療救護活動 …… 162
第19節　公共施設・ライフライン施設応急対策 …… 167
第20節　危険物等災害応急対策 …… 171
第21節　防疫対策 …… 175
第22節　清掃対策 …… 178
第23節　食品衛生対策 …… 181
第24節　遺体の取扱い …… 183
第25節　障害物除去対策 …… 189
第26節　農林施設等災害対策 …… 191
第27節　文教対策 …… 194

第28節　応急住宅対策 …… 198
第29節　災害義援金品の受入配分 …… 202
第30節　自衛隊災害派遣要請要求 …… 204
第31節　県防災ヘリコプターの活用 …… 211
第32節　他機関に対する応援要請 …… 214
第33節　災害廃棄物処理実行計画の策定 …… 216
第34節　水防活動 …… 218
第35節　流木の防止対策 …… 221

第５章　災害復旧計画

第１節　激甚災害の指定 …… 223
第２節　公共施設等の復旧 …… 226
第３節　被災者の生活確保対策 …… 230
第４節　財政金融対策 …… 236
第５節　農林業経営安定対策 …… 240
第６節　中小企業振興対策 …… 241

震災対策編

第１章　総　　則

第１節　目　　的 …… 243
第２節　計画の性格 …… 243
第３節　計画の基本方針 …… 243
第４節　用　　語 …… 244
第５節　町および防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱 …… 245
第６節　大台町の地質 …… 253
第７節　被害想定 …… 254

第２章　災害予防計画

第１節　防災知識の普及 …… 258
第２節　防災訓練の実施 …… 262
第３節　自主防災組織の育成 …… 266
第４節　ボランティアの受入・活用 …… 268
第５節　備蓄品・資機材等の整備 …… 271
第６節　災害対策本部の整備 …… 275
第７節　通信施設の整備 …… 277
第８節　避難対策 …… 280
第９節　避難行動要支援者対策…… 284
第10節　医療救護活動 …… 289
第11節　建築物災害の予防 …… 291
第12節　地盤災害の防止 …… 294
第13節　公共施設の整備・災害予防 …… 295
第14節　火災の予防 …… 300
第15節　救出活動体制の整備 …… 302
第16節　危険物等災害の予防 …… 303
第17節　業務継続計画（BCP）の策定 …… 306
第18節　災害廃棄物処理計画の策定 …… 307
第19節　宅地等災害の予防 …… 308

目　　次

第３章　南海トラフ地震防災対策推進計画

第１節　総　　則 …… 310
第２節　関係者との連携協力の確保 …… 311
第３節　南海トラフ地震に関連する情報 …… 313
第４節　南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合における災害応急対策に係る措置 …… 320
第５節　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置 …… 321
第６節　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置 …… 327
第７節　地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画 …… 329
第８節　防災訓練計画 …… 330
第９節　地震防災上必要な教育および広報に関する計画 …… 331

…

第４章　災害応急対策計画

第１節　活動体制 …… 333
第２節　災害対策要員の確保 …… 349
第３節　通信設備対策 …… 351
第４節　地震情報等の伝達 …… 354
第５節　被害情報の収集・伝達 …… 356
第６節　災害広報対策 …… 367
第７節　避難対策 …… 372
第８節　消防・救急活動 …… 384
第９節　救出活動 …… 388
第10節　道路交通応急対策 …… 391
第11節　輸送対策 …… 396
第12節　災害警備活動 …… 402
第13節　災害救助法の適用 …… 403
第14節　ボランティアの受入 …… 405
第15節　食料供給対策 …… 407

第16節　給水対策 …… 411
第17節　生活必需品等供給対策 …… 415
第18節　医療救護活動 …… 420
第19節　公共施設・ライフライン施設応急対策 …… 425
第20節　危険物等災害応急対策 …… 430
第21節　防疫対策 …… 435
第22節　清掃対策 …… 438
第23節　食品衛生対策 …… 441
第24節　遺体の取扱い …… 443
第25節　障害物除去対策 …… 449
第26節　農林施設等災害対策 …… 451
第27節　文教対策 …… 454
第28節　応急住宅対策 …… 458
第29節　災害義援金品の受入配分 …… 463
第30節　自衛隊災害派遣要請要求 …… 464
第31節　県防災ヘリコプターの活用 …… 469
第32節　他機関に対する応援要請 …… 471
第33節　災害廃棄物処理実行計画の策定 …… 473

第５章　災害復旧計画

第１節　激甚災害の指定 …… 475
第２節　公共施設等の復旧 …… 478
第３節　被災者の生活確保対策 …… 482
第４節　財政金融対策 …… 488
第５節　農林漁業経営安定対策 …… 492
第６節　中小企業振興対策 …… 493

事故等による災害対策編

第１章　原子力災害対策計画

第１節　活動方針 …… 495
第２節　町が実施する対策 …… 495

資　料　編

資料第１　防災関係機関の連絡先 …… 497
資料第２　人口・世帯数の推移 …… 502
資料第３　道路の状況 …… 505
資料第４　過去の主な災害 …… 506
資料第５　砂防指定地内の渓流 …… 507
資料第６　土砂災害警戒区域および土砂災害特別警戒区域一覧表…… 509
資料第７－１　（削除）
資料第７－２　（削除）
資料第８　山腹崩壊危険地区 …… 510
資料第９　崩壊土砂流出危険地区 …… 513
資料第10-1　指定緊急避難場所一覧 …… 519
資料第10-2　避難所一覧 …… 519
資料第11　消防水利の現況 …… 522
資料第12　大台町防災行政無線の現況 …… 523
資料第13　災害時優先電話一覧 …… 532
資料第14　備蓄資機材等一覧 …… 533
資料第15　自主防災組織一覧 …… 534
資料第16　（削除）
資料第17　大台町消防団の組織 …… 535
資料第18　（削除）
資料第19　防災ヘリコプター緊急運航要請書 …… 536
資料第20　車両の通行を禁止又は制限する標示および緊急通行車両の標章
…… 538
資料第21　土砂災害に関する**警戒レベル４**等発令基準 …… 539
資料第22　炊出し協力者名簿 …… 545
資料第23　炊出し受給者名簿 …… 545
資料第24　食料品現品給与簿 …… 546
資料第25　炊出しその他による食品給与物品受払簿 …… 546
資料第26　炊出し用物品借用簿 …… 547

目　　次

資料第27　応急給水資材 …… 547
資料第28　大台町給水装置工事事業者一覧 …… 548
資料第29　町内医療機関、薬局、薬店一覧 …… 549
資料第30　ごみ、し尿処理施設一覧 …… 550
資料第31　指定文化財一覧 …… 551
資料第32　町有車両一覧（削除）
資料第33　自衛隊災害派遣要請様式 …… 552
資料第34　自衛隊災害撤収要請様式 …… 553
資料第35　ヘリコプター離着陸場（ヘリポート）の設定基準 …… 554
資料第36　ヘリコプター離着陸場（ヘリポート）一覧 …… 556
資料第37　防災重点ため池 …… 557
資料第38　土砂災害警戒区域内にある防災上の配慮を要する者が利用する施設 …… 558

参　　考

○大台町防災会議条例 …… 559
○大台町災害対策本部条例 …… 561
○災害救助法による救助の程度、方法および期間早見表 …… 562
○大台町災害時医療救護所設置及び活動要領…… 569

実施機関別関係計画一覧

本計画においては、各節に対策機関を掲載するとともに、機関ごとに関係する計画を次のとおり索引として作成した。

編	計画名	索引頁	総務課	戦略企画課	議会事務局	建設上下水道課	産業課	森林課	生活環境課	税務住民課	健康ほけん課	福祉課	会計課	教育委員会（子ども教育課・生涯学習課）	各出張所	報徳診療所	消防機関	警察機関
風水害対策編	第２章　災害予防計画																	
	第１節　防災知識の普及	14	●									●		●			●	
	第２節　防災訓練の実施	17	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	第３節　自主防災組織の育成	21	●														●	
	第４節　ボランティアの受入・活用	23	●									●						
	第５節　備蓄品・資機材等の整備	26	●			●					●						●	
	第６節　災害対策本部の整備	30	●															
	第７節　通信施設の整備	32	●	●											●		●	●
	第８節　避難対策	35	●								●	●		●	●		●	●
	第９節　避難行動要支援者対策	40	●								●	●				●		
	第10節　医療救護活動	44	●								●					●	●	
	第11節　治水、砂防、地すべり、土石流及び急傾斜地崩壊対策	47	●			●					●	●		●				
	第12節　宅地等災害の予防	51	●			●												
	第13節　防災営農林対策	52				●	●	●										
	第14節　火災の予防	55	●														●	
	第15節　救出活動体制の整備	57	●														●	
	第16節　危険物等災害の予防	58	●														●	

実施機関別一覧表1

実施機関別関係計画一覧

編	計画名	索引頁	総務課	戦略企画課	議会事務局	建設上下水道課	産業課	森林課	生活環境課	税務住民課	健康ほけん課	福祉課	会計課	教育委員会（子ども教育課・生涯学習課）	各出張所	報徳診療所	消防機関	警察機関
風水害対策編	第17節　林野火災の予防	61	●														●	
	第18節　災害廃棄物処理計画の策定	63							●									
	第３章　台風接近時の減災対策																	
	第１節　事前防災行動計画（タイムライン）導入の背景	64																
	第２節　事前防災行動計画（タイムライン）導入に向けた検討方針	65	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	第４章　災害応急対策計画																	
	第１節　活動体制	66	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	第２節　災害対策要員の確保	83	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	第３節　通信設備対策	85	●	●													●	
	第４節　気象予警報等の伝達	88	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	第５節　被害情報の収集・伝達	94	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	第６節　災害広報対策	106	●	●														
	第７節　避難対策	111	●			●					●	●		●			●	●
	第８節　消防・救急活動	123	●														●	
	第９節　救出活動	129	●														●	●
	第10節　道路交通応急対策	132				●												●
	第11節　輸送対策	137	●			●												
	第12節　災害警備活動	143															●	●
	第13節　災害救助法の適用	145	●									●						
	第14節　ボランティアの受入	147	●									●						

編	計画名	索引頁	総務課	戦略企画課	議会事務局	建設上下水道課	産業課	森林課	生活環境課	税務住民課	健康ほけん課	福祉課	会計課	教育委員会（子ども教育課・生涯学習課）	各出張所	報徳診療所	消防機関	警察機関
風水害対策編	第15節　食料供給対策	149	●	●	●		●	●	●	●	●	●	●	●	●			●
	第16節　給水対策	153	●	●		●												
	第17節　生活必需品等供給対策	157	●	●	●		●	●	●	●	●	●	●	●	●			
	第18節　医療救護活動	162	●								●	●				●	●	●
	第19節　公共施設・ライフライン施設応急対策	167	●			●			●								●	
	第20節　危険物等災害応急対策	171	●														●	●
	第21節　防疫対策	175	●				●		●		●							
	第22節　清掃対策	178	●				●		●									
	第23節　食品衛生対策	181	●								●							
	第24節　遺体の取扱い	183	●							●		●			●	●	●	●
	第25節　障害物除去対策	189	●			●												
	第26節　農林施設等災害対策	191	●			●	●	●										
	第27節　文教対策	194												●				
	第28節　応急住宅対策	198	●			●						●						
	第29節　災害義援金品の受入配分	202										●	●					
	第30節　自衛隊災害派遣要請要求	204	●															
	第31節　県防災ヘリコプター活用	211	●														●	
	第32節　他機関に対する応援要請	214	●															
	第33節　災害廃棄物処理実行計画の策定	216							●									
	第34節　水防活動	218	●			●											●	
	第35節　流木の防止対策	221				●		●										

実施機関別関係計画一覧

編	計画名	索引頁	総務課	戦略企画課	議会事務局	建設上下水道課	産業課	森林課	生活環境課	税務住民課	健康ほけん課	福祉課	会計課	教育委員会（子ども教育課・生涯学習課）	各出張所	報徳診療所	消防機関	警察機関
風水害対策編	第５章　災害復旧計画																	
	第１節　激甚災害の指定	223	●			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		
	第２節　公共施設災害復旧	226	●			●	●	●	●		●	●		●	●	●		
	第３節　被災者の生活確保対策	230	●							●	●	●						
	第４節　財政金融対策	236	●			●	●	●	●	●	●			●				
	第５節　農林業経営安定対策	240				●	●	●										
	第６節　中小企業振興対策	241					●											

編	計画名	索引頁	総務課	戦略企画課	議会事務局	建設上下水道課	産業課	森林課	生活環境課	税務住民課	健康ほけん課	福祉課	会計課	教育委員会（子ども教育課・生涯学習課）	各出張所	報徳診療所	消防機関	警察機関
震災対策編	第２章　災害予防計画																	
	第１節　防災知識の普及	258	●									●		●			●	
	第２節　防災訓練の実施	262	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	第３節　自主防災組織の育成	266	●														●	
	第４節　ボランティアの受入・活用	268	●									●						
	第５節　備蓄品・資機材等の整備	271	●			●					●						●	
	第６節　災害対策本部の整備	275	●															
	第７節　通信施設の整備	277	●	●											●		●	●
	第８節　避難対策	280	●								●	●		●	●		●	●
	第９節　避難行動要支援者対策	284	●							●	●					●		
	第10節　医療救護活動	289	●								●					●	●	
	第11節　建築物災害の予防	291	●			●								●				
	第12節　地盤災害の防止	294				●												
	第13節　公共施設の整備・災害予防	295				●	●	●	●	●	●	●		●	●	●		
	第14節　火災の予防	300	●														●	
	第15節　救出活動体制の整備	302	●														●	
	第16節　危険物等災害の予防	303	●														●	
	第17節　業務継続計画（BCP）の策定	306	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	第18節　災害廃棄物処理計画の策定	307							●									
	第19節　宅地等災害の予防	308	●			●												

編	計画名	索引頁	総務課	戦略企画課	議会事務局	建設上下水道課	産業課	森林課	生活環境課	税務住民課	健康ほけん課	福祉課	会計課	教育委員会（子ども教育課・生涯学習課）	各出張所	報徳診療所	消防機関	警察機関
震災対策編	第３章　南海トラフ地震防災対策推進計画																	
	第１節　総　則	310	●															
	第２節　関係者との連携	311	●															
	第３節　南海トラフ地震	313	●															
	第４節　南海トラフ地震　臨時情報（調査中）が発表された場合における災害応急対策に係る措置	320	●															
	第５節　南海トラフ地震　臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置	321	●															
	第６節　南海トラフ地震　臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置	327	●															
	第７節　地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画	329	●															
	第８節　防災訓練計画	330	●															
	第９節　地震防災上必要な教育及び広報	331	●															
	第４章　災害応急対策計画																	
	第１節　活動体制	333	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	第２節　災害対策要員の確保	349	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	第３節　通信設備対策	351	●	●													●	
	第４節　地震情報等の伝達	354	●														●	●
	第５節　被害情報の収集・伝達	356	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●

編	計画名	索引頁	総務課	戦略企画課	議会事務局	建設上下水道課	産業課	森林課	生活環境課	税務住民課	健康ほけん課	福祉課	会計課	教育委員会（子ども教育課・生涯学習課）	各出張所	報徳診療所	消防機関	警察機関
震災対策編	第６節　災害広報対策	367	●	●														
	第７節　避難対策	372	●			●					●	●		●			●	●
	第８節　消防・救急活動	384	●														●	
	第９節　救出活動	388	●														●	●
	第10節　道路交通応急対策	391				●												●
	第11節　輸送対策	396	●			●												
	第12節　災害警備活動	402															●	●
	第13節　災害救助法の適用	403	●									●						
	第14節　ボランティアの受入	405	●									●						
	第15節　食料供給対策	407	●	●	●		●	●	●	●	●	●	●	●	●			●
	第16節　給水対策	411	●	●		●												
	第17節　生活必需品等供給対策	415	●	●	●		●	●	●	●	●	●	●	●	●			
	第18節　医療救護活動	420	●								●	●				●	●	●
	第19節　公共施設・ライフライン施設応急対策	425	●			●			●								●	
	第20節　危険物等災害応急対策	430	●														●	●
	第21節　防疫対策	435	●				●		●		●							
	第22節　清掃対策	438	●				●		●									
	第23節　食品衛生対策	441	●								●							
	第24節　遺体の取扱い	443	●							●	●				●	●	●	●
	第25節　障害物除去対策	449	●			●												

実施機関別関係計画一覧

編	計画名	索引頁	総務課	戦略企画課	議会事務局	建設上下水道課	産業課	森林課	生活環境課	税務住民課	健康ほけん課	福祉課	会計課	教育委員会（子ども教育課・生涯学習課）	各出張所	報徳診療所	消防機関	警察機関
震災対策編	第26節　農林施設等災害対策	451	●			●	●	●										
	第27節　文教対策	454												●				
	第28節　応急住宅対策	458	●			●						●						
	第29節　災害義援金の受入配分	463										●	●					
	第30節　自衛隊災害派遣要請要求	464	●															
	第31節　県防災ヘリコプターの活用	469	●														●	
	第32節　他機関に対する応援要請	471	●															
	第33節　災害廃棄物処理実行計画の策定	473							●									
	第５章　災害復旧計画																	
	第１節　激甚災害の指定	475	●			●	●	●	●	●	●	●		●		●		
	第２節　公共施設等の復旧	478	●			●	●	●	●	●	●	●		●	●	●		
	第３節　被災者の生活確保対策	482	●							●	●	●						
	第４節　財政金融対策	488	●			●	●	●		●	●	●		●				
	第５節　農林業経営安定対策	492				●	●	●										
	第６節　中小企業振興対策	493					●											
事故等による災害対策編	第１章　原子力災害対策計画																	
	第１節　活動方針	495	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	第２節　町が実施する対策	495	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	

風水害対策編

第１章　総　　則

第１節　目　　的

この計画は、町民生活の各分野にわたり重大な影響を及ぼすおそれのある災害に対処するため、町、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関が連携し、総合的かつ計画的な災害対策の推進を図り、町の地域並びに住民の生命、身体および財産を災害から保護することを目的とする。

第２節　計画の性格

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「基本法」という。）第42条の規定に基づき、大台町防災会議が作成する大台町地域防災計画の風水害対策編である。

第３節　計画の基本方針

この計画は、防災関係機関の実施責任を明確にするとともに、災害対策を推進するための基本的事項を定めるものであり、その実施細目については、防災関係機関ごとに具体的な活動計画等を定めるものとし、毎年検討を加え、必要に応じ修正するものとする。

なお、防災対策の実施にあたっては、高齢者、障がい者、乳幼児、外国人、妊産婦等の避難行動要支援者への配慮、並びに男女共同参画の視点に留意するものとする。

第４節　用　　語

この計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

１　県災対本部　・・・・・　三重県災害対策本部をいう。
２　地方部　・・・・・　三重県災害対策本部の地方災害対策部をいう。
３　町災対本部　・・・・・　大台町災害対策本部をいう。

4　防災関係機関　・・・・・　県、市町、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体および防災上重要な施設の管理者をいう。

5　基　本　法　・・・・・　災害対策基本法をいう。

6　避難指示　・・・・・　基本法第60条第１項等の規定に基づき、町長が居住者等に対し避難のための立ち退きを指示、又は屋内での安全確保を指示することをいう。

7　個別避難計画　・・・・・　基本法第49条の11第１項の規定に基づき、避難行動要支援者ごとに作成される個別の避難支援等計画をいう。

8　その他の用語については、基本法の例による。

第５節　町および防災関係機関の処すべき事務又は業務の大綱

第１　防災関係機関の役割

１　県

県は、県の地域並びに県民の生命、身体および財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関および他の地方公共団体等の協力を得て、県の地域における防災・減災対策を推進するとともに、市町および指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつその総合調整を行う。

２　大台町

大台町は、防災の第一次的責務を有する基礎的な地方公共団体として、大台町の地域並びに町民の生命、身体および財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関および他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施するとともに、町民、自主防災組織、事業者、県および防災関係機関と連携し、防災・減災対策を推進する。

３　指定地方行政機関

指定地方行政機関は、指定行政機関および他の指定地方行政機関と相互に協力して防災・減災対策および防災活動を実施する。また、県および町の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとる。

４　指定公共機関および指定地方公共機関

指定公共機関および指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性にかんがみ、自ら防災活動を積極的に推進する。また、県および町の防災・減災対策および防災活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

５　公共的団体および防災上重要な施設の管理者

公共的団体および防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図り、災害時には応急措置を実施する。また、県および町その他防災関係機関の防災・減災対策および防災活動に協力する。

第２　処理すべき事務又は業務の大綱

１　町

（１）　町防災会議および町災対本部に関する事務

（２）　防災対策の組織の整備

（３）　防災施設の整備・点検

（４）　防災行政無線の整備と運用

（５）　防災に必要な物資および資機材の備蓄と整備

（６）　防災のための知識の普及、教育および訓練

（７）　消防団および自主防災組織等の育成および強化

（８）　災害に関する情報の収集、連絡および被害調査

（９）　被災者に対する情報の伝達およびその他の住民に対する広報

（10）　地域住民に対する避難指示等（高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保）

（11）　避難行動要支援者に対する個別避難計画の作成および避難支援

（12）　被災者の救助・安否確認に関する措置

（13）　ボランティアの受け入れに関する措置

（14）　被災町営施設の応急措置

（15）　災害時の文教対策

（16）　災害時の防疫その他保健衛生に関する措置

（17）　災害時の交通および輸送の確保

（18）　その他災害応急対策および災害復旧の実施

（19）　災害廃棄物の処理に関する措置

（20）　管内の公共団体が実施する災害応急対策の調整

（21）　避難地、避難路、緊急輸送を確保するために必要な道路、その他防災上整備が必要な事業の実施

（22）　その他災害の発生の防御および拡大防止のための措置

２　県

（１）　県防災会議および県災対本部に関する事務

（２）　防災対策の組織の整備

（３）　防災施設の整備・点検

（４）　防災行政無線の整備と運用

（５）　防災に必要な物資および資機材の備蓄と整備

（６）　防災のための知識の普及、教育および訓練

（７）　災害に関する情報の収集、伝達および被害調査

（８）　被災者に対する情報の伝達およびその他の県民に対する広報

（９）　被災者の救助に関する措置

(10)　ボランティアの受入れに関する措置（みえ災害ボランティア支援センター等との連携）

(11)　災害時の防疫その他保健衛生に関する措置

(12)　被災県営施設の応急措置

(13)　災害時の文教対策

(14)　警戒宣言時および災害時の混乱防止

(15)　災害時の交通および輸送の確保

(16)　自衛隊の災害派遣要請

(17)　災害復旧の実施

(18)　災害廃棄物の処理に関する措置

(19)　市町および指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の支援および総合調整

(20)　避難地、避難路、緊急輸送を確保するために必要な道路、その他地震防災上整備が必要な事業の実施

(21)　その他災害の発生の防御および拡大防止のための措置

３　指定地方行政機関

（１）　東海農政局三重県拠点

ア　農地海岸保全事業、農地防災事業、地すべり対策事業（農林水産省農村振興局所管に限る）等の国土保全対策の推進

イ　農作物、農地、農業用施設等の被害状況に関する情報収集

ウ　被災地における生鮮食料品、農畜産物用資材等の円滑供給に関する指導

エ　被災地における農作物等の病害虫防除に関する応急措置に関する指導

オ　農地、農業用施設等の災害時における応急措置に関する指導並びに災害復旧事業の実施および指導

カ　直接管理又は工事中の農地、農業用施設等の応急措置

キ　地方公共団体の要請に応じ、農林水産省の保有する土地改良機械の貸付け等

ク　被災農業者等の経営維持安定に必要な資金の融資等に関する指導

ケ　被害を受けた関係業者・団体の被害状況の把握

コ　食料の円滑な確保、価格の高騰に関する情報を消費者から収集、消費者に提供するための緊急相談窓口の設置

サ　応急用食料の供給支援に充てる在庫量の調査および調達並びに供給体制の整備

シ　必要に応じ、職員の派遣による食料供給活動の支援

（２）　三重森林管理署

ア　防災を考慮した森林施業

イ　国有保安林、治山施設および地すべり防止施設の整備

ウ　国有林における予防治山施設による災害予防

エ　国有林における荒廃地の復旧

オ　災害対策用復旧用材の供給

（３）　津地方気象台

ア　気象、地象、地動および水象の観測並びにその成果の収集および発表

イ　気象、地象および水象の予報および警報、並びに台風等の情報を適時・的確に防災機関に伝達（線状降水帯に関する情報を含む）

ウ　市町が行う避難指示等の判断・伝達マニュアル等の作成に関する技術的な支援・協力

エ　災害の発生が予想されるときや、災害発生時における県や市町に対しての気象状況の推移およびその予想の解説等（気象庁防災利活用推進チーム（JETT）の派遣等）

オ　県や市町、その他の防災関係機関と連携した、防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動

（４）　松阪労働基準監督署

ア　事業者に対する二次的災害防止のための指導・監督の実施

イ　事業場における労働災害発生状況の把握

ウ　労働災害と認められる労働者に対する迅速・適正な保険給付等の実施

（５）　紀勢国道事務所

ア　情報連絡員（リエゾン）および緊急災害対策派遣隊（ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ）等を派遣し、被災地方公共団体等が行う被災状況の迅速な把握、被害の発生および拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行うとともに、緊急車両の通行を確保するため、関係機関と調整を図りつつ、道路啓開を実施

イ　防災関係機関との連携による応急対策の実施

ウ　緊急輸送道路を確保する等の目的で実施される交通規制への協力

エ　道路利用者に対して、地震予知情報および道路障害規制等の情報提供を道路情報板や道の駅等の道路情報提供装置を用いて行い、情報の周知を図るとともに、低速走行の呼びかけ等の実施

オ　応急活動のための体制の整備および所掌事務の実施

カ　緊急を要すると認められる場合の申し合わせに基づく自主的な応急対策の実施

キ　路上障害物除去等による緊急輸送道路の確保

ク　所管施設の緊急点検の実施

ケ　災害情報の収集および連絡

4　大台警察署

ア　災害警備体制

イ　災害情報の収集・連絡等

ウ　救出救助活動および避難誘導

エ　緊急交通路の確保

オ　身元確認等

カ　二次災害の防止に関すること

キ　危険箇所等における避難誘導等の措置

ク　社会秩序の維持

ケ　被災者等への情報伝達活動

コ　相談活動（行方不明者相談等）

サ　ボランティア活動の支援

5　指定公共機関

（1）　NTT西日本株式会社三重支店、KDDI株式会社中部総支社、ソフトバンク株式会社、株式会社NTTドコモ東海支社三重支店

ア　災害発生に際して、電気通信設備運営の万全と総合的な通信設備の応急復旧計画の確立並びに早急な災害復旧措置の遂行

（ア）　電気通信設備の災害情報の収集、情報連絡の措置

（イ）　非常時における通信電話回線の規制措置又は臨時回線の作成および被災地の復旧救護等のための回線疎通措置

（ウ）　被災通信回線の復旧順位に基づき、要員、資材、輸送方法等の確保お

よび通信設備の早急な災害復旧措置

（２）　日本赤十字社三重県支部

ア　災害時における医療、助産およびその他の救助

イ　救援物資の配分

ウ　災害時の血液製剤の供給

エ　義援金の受付および配分

オ　その他災害救護に必要な業務

（３）　中部電力パワーグリッド株式会社（松阪営業所）

ア　電力復旧に必要な要員および資機材の確保

イ　電力供給設備への必要な応急対策を含む、災害防止措置の実施

ウ　地方自治体、県警察、関係会社、各電力会社等との連携

エ　発災後の電力供給設備被害状況の把握および復旧計画の立案

オ　電力供給施設の早期復旧の実施

カ　被害状況、復旧見込み、二次災害防止など広報活動の実施

（４）　東海旅客鉄道株式会社

ア　災害区間着時の旅客の乗車券類の発売、輸送制限、う回線区に対する輸送力の増強およびバス等による代替輸送等

イ　駅舎内および列車内等の旅客公衆の安全確保、秩序の維持を図るため、混雑の状況を勘案した関係社員の適宜配置および必要により警察の応援を得ての盗難等各種犯罪の防止

（５）　日本郵便株式会社

ア　災害時における郵便業務の確保

（ア）　郵便物の送達の確保

（イ）　郵便局の窓口業務の維持

イ　郵便業務に係る災害特別事務取扱いおよび援護対策

（ア）　被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書などを無償交付する。

（イ）　被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施する。

（ウ）　被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省令で定める法人又は団体にあてた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施する。

（エ）　被災者の救助を行う団体が被災者に配布する救助物資を購入するた

めに必要な費用に充てるため、あらかじめ当該団体からの申請に基づき、総務大臣の許可を得て、お年玉付郵便葉書等寄付金を配分する。

（６）　中日本高速道路株式会社

ア　紀勢自動車道の維持、修繕又はその他の管理並びに災害復旧の実施

６　指定地方公共機関

（１）　公益社団法人三重県医師会（松阪地区医師会）

ア　医師会医療救護班の編成並びに連絡調整

イ　医療および助産等救護活動

（２）　一般社団法人三重県LPガス協会

ア　需要者の被害復旧および状況調査をして、需要者に対する特別措置の計画と実施

イ　供給設備および工場設備の災害予防および復旧を実施し、需要者に対する早期供給

（３）　旅客自動車運送事業会社（三重交通株式会社松阪営業所）

ア　災害応急活動のための県災対本部からの車両借り上げ要請に基づく応急輸送車の派遣および配車配分

イ　災害により線路が不通となった区間の鉄道旅客の代行輸送

ウ　災害における学校、病院および社会養護施設等の通学、通院利用者の臨時応急輸送

（４）　一般社団法人三重県トラック協会

ア　災害応急活動のための県災対本部からの車両借り上げ要請に対する即応体制の整備並びに配車

７　自衛隊（第33普通科連隊）

ア　要請に基づく災害派遣

イ　関係機関との防災訓練に協力参加

８　紀勢地区広域消防組合消防本部、奥伊勢消防署、宮川出張所、大台町消防団

ア　火災の予防・警戒・鎮圧

イ　災害の防除および被害の軽減

ウ　救助・救急活動

エ　災害情報の収集・連絡等

オ　避難行動要支援者の避難支援への協力

9　公共的団体および防災上重要な施設の管理者

（1）　多気郡農業協同組合、宮川森林組合、宮川上流漁業協同組合、三重県内水面漁業協同組合連合会

ア　農産物、林産物、水産物等の災害応急対策についての指導

イ　災害時における農作物、林産物、水産物の確保

ウ　農林水産関係の被害調査等応急対策についての協力

（2）　大台町商工会、一般社団法人三重県建設業協会松阪支部

ア　町が行う商工業関係被害調査についての協力

イ　災害時における物価安定についての協力

ウ　救護用物資、復旧資材等の確保についての協力

（3）　公共的団体（社会福祉法人大台町社会福祉協議会、日赤奉仕団）

ア　被災者の救助活動および義援金品の募集等についての協力

イ　災害ボランティアセンターの設置・運営および個別避難計画に基づく福祉的支援への協力

（資料第１　防災関係機関の連絡先）

第６節　大台町の概要

第１　地形

本町は、三重県の中南勢地域の南西部に位置し、北は松阪市、多気町、東は度会町に、南は大紀町、紀北町、西は奈良県川上村、上北山村に隣接している。面積は362.86平方キロメートルで、その90パーセント以上を山林が占め、県内の町では最大の規模を有している。

また、大台ケ原を源とする一級河川・宮川が町の西から東に流れている。町の西部・宮川上流域は、四方を1,000m級の山々に囲まれた急峻な地域で、両岸の山峡の合間に集落と耕地が点在する純山村となっている。

大台町の概況

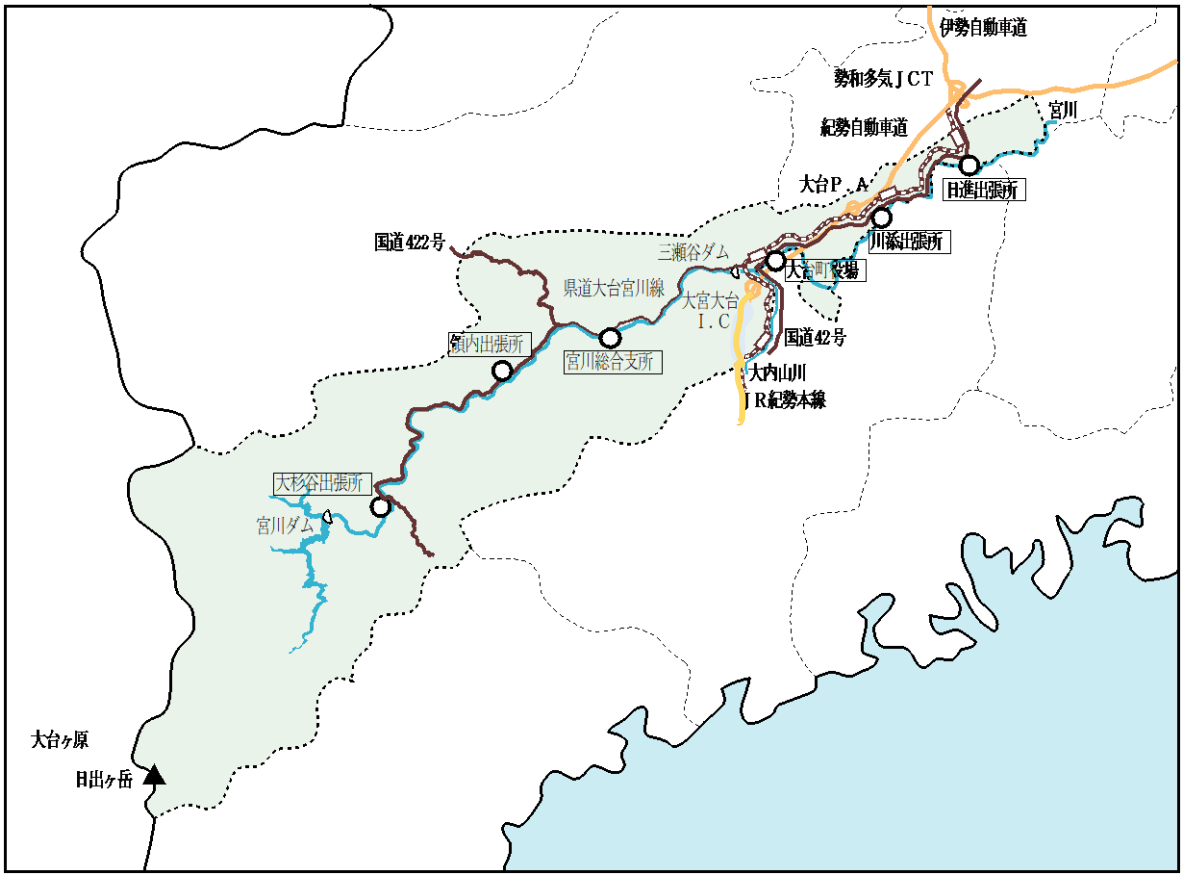

第２　気候

気候は比較的温暖な南海型気候区に属し、全般的に温暖で年間平均気温は14℃から16℃であるが、冬季は最低気温が氷点下になることもある。山間部では寒暖の差がやや大きく積雪することもある。

また、全国でも有数の多雨地域であり、年間降水量は、宮川上流域で年間5,000mmに達することもある。

近年は線状降水帯の発生等による短時間強雨のリスクが高まっている。

年 区　分	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
降水量 （㎜）	2531	2913.5	3083.5	3056.0	5420.0	4047.5

年 区　分	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
降水量 （㎜）	2749.5	3371.5	4172.0	2581.0	3112.5	4168.5

年 区　分	令和元年	令和２年	令和３年	令和４年	令和５年	令和６年
降水量 （㎜）	4194.0	2725.5	3331.5	3003.0	3725.5	3725.5

年 区　分	令和7年	平均
降水量 （㎜）	4374.5	3132.3

（資料：気象庁「粥見」観測データ）

第３　人口分布

本町の人口は、資料第２の表に示すとおり、昭和40年以降減り続け、国勢調査による直近の令和２年度には8,668人、昭和40年（15,279人）と比較して約43.3%の減少するなど、過疎化が深刻な状況にある。

特に、年少人口（0～14歳）は、昭和40年は総人口（15,279人）の27.5%を占める4,197人であったが、昭和50年には2,777人（総人口の20.8%）、昭和60年には2,344人（同18.0%）、平成7年には1,573人（同13.4%）、平成17年には1,290人（同11.6%）、平成27年には987人（同10.3%）、令和2年度には810人（同9.3%）と激減となってい

る。

一方、65歳以上の高齢者は、昭和40年は1,411人（総人口の9.2%）であったが、昭和50年1,925人（同14.4%）、昭和60年2,395人（同18.4%）、平成7年には3,186人（同27.1%）、平成17年には3,662人（同33.0%）、平成27年には3,805人（同39.8%）、令和2年度には3,759人（同43.4%）と、年少人口とは逆に典型的な少子高齢化の進展を示している。

また、若者の流出にともなう高齢者世帯、なかでも一人暮らし世帯が増加しており、地域課題になってきている。

これら避難行動に支援を要する世帯の増加は、防災上の大きな課題となっている。

（資料第２　人口・世帯数の推移）

第４　道路の位置等

町を東西に縦貫する一級河川宮川の両岸に国道、県道、町道が平行して走り、これを24の橋が結び道路網を構成している。紀勢自動車道の開通により、名古屋・京阪神方面からのアクセスが向上した。また、同道は災害時における緊急輸送道路としての機能も担っている。

国道42号は紀伊半島を周遊する国道であり、交通量も多い。また、国道422号は関西方面への玄関口となっている。

県道相鹿瀬大台線の拡幅改良の整備が、柳原地区から新田地区に向けて完成した。また、県道大台宮川線のバイパス整備は、小切畑地区から江原橋までが供用開始され、国道422号に至る同路線の天ヶ瀬地内についても早期整備に向けた取り組みが進められている。

（資料第３　道路の状況）

第５　鉄道等

鉄道は、JR東海紀勢本線の４箇所の駅が存在するが、全て無人駅である。

第６　過去の主な災害

過去の主な災害は、資料編によるものとする。

（資料第４　過去の主な災害）

第２章　災害予防計画

第１節　防災知識の普及

所　管　課	関　係　機　関
総務課 子ども教育課 福祉課	紀勢地区広域消防組合 消防団 自主防災組織

町職員および消防機関等関係者に対して専門的訓練等を実施し、防災知識の向上を図るとともにあらゆる機会をとらえて住民に防災知識を普及し、常に防災意識の高揚に努める。防災知識の普及にあたっては、特に、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の避難行動要支援者（個別避難計画対象者）に充分配慮するものとする。

第１　職員に対する教育

１　町地域防災計画の周知徹底

町地域防災計画が的確有効に活用されるようにその内容、運用等を周知徹底するように努める。特に、警戒レベルの運用、個別避難計画の重要性について共通認識を深める。

２　研修会等の実施

職員に対する研修会、講習会、関係法令の周知徹底に努めるとともに、次の事項を重点的に行うものとする。また、防災訓練とあわせて検討会を開催し、災害時における任務分担等について自覚と認識を深める。

（１）　各災害に対する防災知識（線状降水帯に関する知識を含む）

（２）　過去の主な災害事例

（３）　職員等が果たすべき役割（受援体制や関係機関との情報共有を含む）

３　初動マニュアルの作成

災害時に迅速、的確な行動がとれるよう災害時の初動要領等マニュアルを作成し、その内容について職員に周知徹底を図る。

発災後の対策を次のような段階に分け、段階毎にマニュアルを作成するものとする。

	段　　階	主　な　対　策　内　容
1	発　災　直　後	発災時刻を考慮した対応、参集前の準備、人命救助等
2	職員の参集途上	参集方法、被害状況の収集、避難所等の状況確認等
3	町災対本部への参集段階	本部長の代理者の決定、被害状況の集約、各防災関係機関への連絡等
4	町災対本部の第１次災害対策	本部の設置、避難所の開設、医療救護所の設置、初動班の組織編成（人命に関わる対策の優先)、広域応援要請の決定
5	町災対本部の第２次災害対策	各事務分掌に基づく体制への移行

第２　町民に対する啓発

災害の防止と被害の軽減のためには､「自らの身の安全は自らが守る」という自覚のもとに町民の一人ひとりが災害から自らを守り､地域の人々が互いに助け合うという「自助」と「共助」の意識と行動が大切である。

そのため、風水害、大火など災害の種別ごとに災害の特徴をとらえ、避難場所、携帯品、災害危険箇所、注意事項等を普及し、自主防災組織として的確な活動ができるよう主に次の事項について啓発に努める。また、常に避難行動要支援者に対する配慮を心がけるよう啓発する。

（１）　風水害に関する一般的な知識（線状降水帯等への警戒を含む）
（２）　防災関係機関が講ずる災害応急対策の内容
（３）　各地域における土砂災害警戒区域等に関する知識
（４）　各地域における避難場所および避難路に関する知識
（５）　避難生活に関する知識
（６）　平素実施し得る応急手当、生活必需品の備蓄、出火防止等の家庭内対策の内容
（７）　避難行動要支援者に対する個別避難計画の意義および避難支援等対処方法

第３　広報の方法

１　広報紙、ポスター、パンフレット、チラシ、ケーブルテレビ、回覧板、大台町防災行政情報配信アプリ（以下「大台町防災アプリ」という。）等を利用し、機会あるごとに防災に関する記事を記載して普及広報に努める。

２　紀勢地区広域消防組合消防本部と協力し、気象、防火および災害時の救助活動等について講習会等で普及する。

第４　町民による食料の備蓄の推進

大規模災害の発生の場合には、発生直後の食料の確保は困難であるから、町は、町民に対し、各家庭において３日分以上（推奨１週間分以上）の食料および簡易トイレ、常備薬等の備蓄を図るよう啓発する。

第２節　防災訓練の実施

所　管　課	関　係　機　関
各　課　共　通	紀勢地区広域消防組合 消　防　団 大　台　警　察　署 自　主　防　災　組　織 三　重　県

台風や豪雨による風水害や土砂災害を未然に防止し、又は最小限にくい止めるため、町および関係機関は、大台町地域防災計画の内容および風水害発生時に必要な対応を熟知し、他の防災関係機関と相互に連携し防災活動を行うとともに、広範な防災意識の高揚に努めることが重要である。

そのためには、町および関係機関は、住民と一体となり年１回以上の防災訓練を実施する。なお、訓練を実施する際には、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の避難行動要支援者（個別避難計画対象者）に十分配慮し、地域において支援者等と連携して避難支援を行う体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。

第１　基礎訓練

防災関係機関は、基礎訓練として、随時、通信連絡訓練、非常招集訓練、避難訓練、救出・救護訓練、水防訓練、消防訓練、災害復旧訓練、各種防災関連システム操作訓練、その他必要に応じて訓練を実施し、災害に対する防災意識の高揚、災害に対する行動力を養うものとする。

第２　総合防災訓練

第１に掲げる基礎訓練を組合せ、各機関が共同して同一想定のもとに有機的、総合的な訓練を実施し、一朝有事の場合において、より機能的な活動ができるよう、防災体制の強化に努める。

１　図上訓練

図上訓練は、災害時における各機関の防災体制等を再検討するために主として災害応急対策について図上で行うものとし、その訓練実施目的は、おおむね次のとおりとする。

（１）応急対処を担う職員の状況判断、情報分析、政策立案、調整等の能力向上およびそれらの手法の習熟を図る。特に線状降水帯予測情報等を活用した早期の意思決定手順を確認する。

（２）組織としての活動能力、関係機関との連携の向上・習熟を図る。

（３）情報伝達網、広域応援の要請・調整系統、応急対策の手順等マニュアル検証あるいは、それらに関わる課題を抽出する。

２　実地訓練

災害に即応した応急対策が円滑､的確に発揮できるよう防災技術の鍛練を図るため、おおむね次の項目を訓練課題として行う。

（１）　警報の伝達および通信訓練（大台町防災アプリやSNS等を含む多重的な伝達）

（２）　災害防御訓練

ア　火災の消火訓練（消防訓練）

イ　水害時の土のう積載訓練（水防訓練）

（３）　土砂災害警戒情報発表、線状降水帯予測情報等による避難指示発令訓練

（４）　土砂災害を想定した救出・救助訓練

（５）　災害応急復旧訓練

ア　道路の交通確保訓練

イ　復旧用資機材、救助物資の調達および輸送訓練

ウ　堤防の応急修復訓練

エ　通信および上下水道等ライフラインの応急修復訓練

オ　防疫および清掃等の訓練

カ　災害広報の訓練

キ　その他災害予防および災害応急対策に必要な訓練

（６）　避難所開設・運営訓練（避難所運営マニュアルおよびHUG等の活用、感染症対策を含む）

３　訓練方法

図上訓練・実地訓練は総合的に町防災会議が関与して行うものと、それぞれの地区が実施するものの２通りとする。

４　点検

訓練後は実施効果の検討を行い、訓練の改善、是非の資料として次の事項を確認点検するとともに、これらの訓練記録を作成しておくものとする。

（１）情報の収集、伝達の時期、方法

（２）避難に関する発令の時期、方法

（３）住民の避難行動の時期、方法（個別避難計画に基づく避難支援の実効性を含む）

（４）避難援助、救助活動の方法

（５）ライフラインの応急対策の実施時期、方法

第３　町および関係機関が行う訓練

町および関係機関は、大災害の発生を想定し、次の事項を中心として災害時に有効な実践的訓練を行う。

■主に行う訓練例

（１）　要員参集訓練

（２）　災害対策本部（本部、部、班）運営訓練

（３）　被災者救護訓練（広域消防、病院関係機関との連携）

（４）　避難行動要支援者（個別避難計画対象者）、滞留旅客等の避難誘導訓練

（５）　情報収集・伝達訓練（関係機関の連携）

（６）　情報提供、避難指示等訓練（町民に対する）

（７）　その他防災計画事項図上訓練

第４　自主防災組織訓練

各自主防災組織や事業所等が計画に従い訓練を行う。

訓練に当っては、必要に応じて町職員・紀勢地区広域消防組合職員および消防団員を派遣して、出火の防止初期消火に対する訓練や避難、救護、炊出し等の指導を行う。

■非常時に有効な訓練例

（１）　防災資機材の取り扱い訓練

（２）　倒壊家屋等からの救出訓練

（３）　負傷者の手当および救命訓練

（４）　飲料水の確保訓練（浄水器の使用）

（５）　炊出し訓練

（６）　個別避難計画作成対象者の安否確認・避難支援訓練

（７）　町および関係機関との連絡訓練

（８）　情報収集・伝達訓練

（９）　土砂災害警戒区域の確認等

第５　防災訓練マニュアル

防災訓練の実施に当たり、次の事項を内容としてマニュアルを作成するものとする。

（１）　訓練関係機関への参加確認および実施日時の調整

（２）　実施場所の管理者への連絡・了承

（３）　中止の基準の明確化と連絡網の確立

（４）　事前調整

ア　打ち合わせスケジュールの確認

イ　訓練内容

ウ　関係機関への最終連絡事項

エ　訓練終了後の整理等に関する要請事項

（５）　必要資機材の確認と配備計画の策定

（６）　訓練中に非常事態が発生した場合の対応の確認

（７）　避難行動要支援者参加時の留意事項の確認

（８）　地区ごとに実施する際の責任者および参加機関の確認

（９）　地震想定の場合は、予知対応型又は発災対応型等訓練テーマの確認

第３節　自主防災組織の育成

所　管　課	関　係　機　関
総　　務　　課	紀勢地区広域消防組合 消　　防　　団

土砂災害等の災害により、防災機関の活動が著しく妨げられる事態に対処するためには「自分たちの町は自分たちで守る」という意識のもとに町民自らが、出火防止、初期消火、被災者の救出救護、避難等防災活動を行い、被害の防止と軽減を図ることが必要であることから、地域および事業所単位での自主防災組織の育成整備と活動の強化を図る。

組織の整備については、必要に応じて県、町、防災関係機関の指導、助言を受けて進める。

第１　住民の自主防災活動の促進

平常時からの備えや土砂災害等の発生後に必要な行動について、パンフレット、土砂災害ハザードマップ等の作成、講習会の実施などにより、住民へ周知を図る。

住　民　の　活　動

平常時の活動	災害発生	災害時の活動	避難後の活動
１　家族防災会議の開催 ２　食料、身の回り品等の３日分以上（推奨１週間分以上）相当の家庭内備蓄 ３　わが家の安全点検の実施 ４　住居周辺の災害特性の把握 ５　消火器の設置等災害時の安全措置 ６　避難場所、避難経路、家族の集合場所、連絡方法等の認識の共有化 ７　地域として必要な行動の事前確認 ８　個別避難計画に基づく避難支援担当の確認	⇒	１　身の回りの安全の確保 ２　火元の始末（出火防止） ３　消火、救出作業 ４　正しい情報の収集（大台町防災アプリ等の活用） ５　避難行動（近隣の要支援者の安否確認を含む）	１　避難生活への対応 ２　自立へ向けた行動

第２　本町における自主防災組織

本町では、字ごとに自主防災組織が組織され、活動している。

（資料第15　自主防災組織一覧）

第３　事業所等の自主防災体制の充実・強化

事業所等は、平常時から災害予防に万全を期すとともに、災害発生時においては、被害を最小限に食い止め、利用者や従業員の安全を守るため、迅速かつ的確な対応を図る。

また、地域の一員として、災害対策に協力できる体制を整えるものとする。

事　業　所　の　活　動

平　常　時　の　活　動	災害発生	災害時の活動	職場機能の回復
１　防災計画（ＢＣＰ：事業継続計画）の策定 ２　重要書類､データの保存対策の実施 ３　情報連絡の複数ルートの確保 ４　自衛消防隊の充実･強化 ５　資機材の整備 ６　町､地域との協働計画の検討	→	１　負傷者の手当、初期消火の実施 ２　災害対策本部の設置 ３　地域との協働（消火・救出作業、避難場所としての提供） ４　社員の安否確認 ５　救援物資の調達	１　被災者の避難場所への移動に伴う町との連携 ２　業務の再開

第４　自主防災組織の必要性の啓発・指導

町は、自主防災組織の育成を推進するため、地域住民に対し自主防災組織の必要性および女性の参画促進の啓発活動を行い、防災意識の高揚を図り、防災活動が能率的に処理されるよう十分な理解と協力を求めていくものとする。さらに、個別避難計画に基づく避難支援体制の構築について、地域住民の理解と協力を求めるものとする。

加えて、自主防災組織の防災資機材の整備について助成するなど、積極的な育成に努めるものとする。

第５　事業所単位の自衛消防組織等

事業所の自衛消防組織等の自主防災体制については､防災活動の充実強化を図るとともに、地域の自主防災組織との連携を推進し、事業所と地域が一体となった自主防災体制の確立に努めるものとする。

第４節　ボランティアの受入・活用

所　管　課	関係機関
総　務　課 福　祉　課	社会福祉協議会 災害ボランティア団体等 みえ災害ボランティア支援センター

災害時は各種援護を必要とする者が増大し、防災活動に取り組むＮＰＯ・ボランティア団体をはじめとした多様な支援主体（以下、「災害ボランティア団体等」という。）の積極的な参加が期待される一方、その活動が統一的に行われないと、この善意が効果的に活かされない。

災害時の災害ボランティア団体等の自主性・自立性を尊重しつつ、組織的な活動が円滑に行われるよう、災害ボランティア団体等の受入れ等に関する関係機関の支援・協力体制について定める。

第１　計画の体系

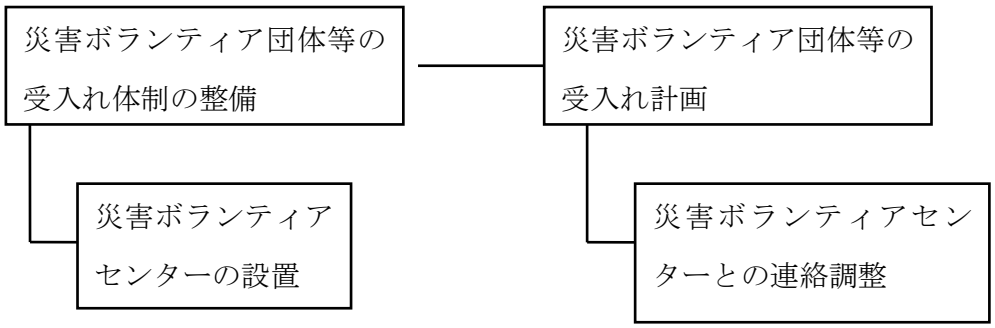

第２　災害ボランティア団体等の受入れ体制の整備

災害ボランティアセンター等の設立を促進するとともに、マニュアル等の整備や、社会福祉協議会、NPO、ボランティア団体等との連携を進めることにより、ボランティアの受入体制や発災時に担う役割の整備を図る。また、広域的な支援が必要な場合は、県や他市町、関係団体等からの受援（応援受け入れ）体制についても平時から検討しておくものとする。

(1)　災害ボランティアセンターの設置

ア　社会福祉協議会は、災害ボランティアセンターの設置を行う。下記の事項については、町ほか関係団体と協議を行う。

（ア）　災害ボランティアセンターの設置場所

（イ）　災害ボランティアセンターの設置時期および期間

（ウ）　災害ボランティアセンターの組織および人数

（エ）　災害ボランティアセンターの参加団体

（オ）　災害ボランティアセンターの運営資金

（カ）　災害ボランティアセンターへの活動資機材の調達方法

（キ）　その他災害ボランティアセンターの設置、運営に必要な事項

イ　町は、災害ボランティアセンターに関する情報の提供を積極的に行う。

（ア）　災害ボランティアセンター設置について、災害対策本部および現地対策班に連絡すると共に関係機関、マスコミ等へ周知する

（イ）　災害ボランティアセンターのホームページにリンクを貼り、設置をホームページおよび大台町防災アプリ等で周知する

ウ　町は、災害ボランティアセンター設置、運営に関して次の支援を行う。

（ア）　災害ボランティアセンターへの活動資機材等の提供

（イ）　町ホームページ等を通じた情報発信

（ウ）　災害ボランティアスタッフ等の宿泊場所、駐車場の確保協力

（エ）　災害ボランティアセンター等の案内看板設置協力

（オ）　その他、災害ボランティアセンターの設置に必要な支援

第３　災害ボランティア団体等の受入れ計画

ア　町は、災害対策各支部でのボランティアニーズ受付、ボランティア要請の総合的な調整を行う。

イ　町は、ボランティアセンターに災害対策本部からの情報提供等を行い情報の共有を図る。情報の共有にあたっては、個人情報の取扱いに十分留意しつつ、個別避難計画等に基づく要支援者のニーズ情報の提供について検討する。

第４　災害ボランティア団体等の活動対象

災害ボランティア団体等の活動対象としては、通信業務、看護業務、避難場所等における炊出し、食料および生活必需品の配給補助、アマチュア無線通信その他土木・

建築業務、避難所における運営補助、自宅の片付け支援、要支援者の見守り・安否確認、情報の多言語翻訳等とするが、町は災害ボランティア団体等組織と適時情報交換等を行い決定するものとする。

第５　災害ボランティア団体等の出動条件

災害ボランティア団体等の出動は、災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受ける程度の大規模又は広域的な規模の災害発生時に限るものとする。ただし、町長が必要と認める場合はこの限りではない。

第６　災害ボランティアコーディネーター

災害時に社会福祉協議会が設置する災害ボランティアセンターの活動を円滑に実施するため、平時から災害ボランティアコーディネーターの育成、研修等の実施を支援し組織化を促進する。

第５節　備蓄品・資機材等の整備

所　管　課	関　係　機　関
総　　務　　課 健　康　ほ　け　ん　課 建　設　上　下　水　道　課	紀勢地区広域消防組合 消　　防　　団

災害の予防および応急対策に必要な資機材を有事に際し、その機能を有効適切に発揮できるようにするため、計画的に整備するとともにこれら資機材を定期的に点検するものとする。

第１　災害用備蓄の考え方

本町における非常用物資の備蓄は、自助、共助、公助の考え方に基づく各家庭における個人の備蓄、自治会・自主防災組織等による共同の備蓄、町が行う公的な備蓄および災害時協定による流通備蓄により行う。備蓄にあたっては、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の避難行動要支援者や女性の視点に配慮した品目の選定に努める。

第２　町の備蓄

１　備蓄の基本方針

・災害応急対策に要する資機材は、担当各課で整備、確保を図る。

・行政備蓄に関しては、災害直後における避難者、避難所対策に必要な物資、機材を備蓄・管理する。

（１）基本備蓄品目

過去の大規模災害の教訓から被災直後の避難生活において特に必要とされる基本備蓄品目について確実な備蓄に努める。また、基本備蓄品目の物資のほか、避難者の良好な生活環境（TKB：トイレ・簡易ベッド・キッチンの改善）や衛生的なトイレ環境、プライバシーの確保に必要な物資（段ボールベッド、パーティション等）や避難所での事務作業、情報通信に必要な資機材（事務処理機器、通信機器等）の確保に努める。

また、避難所運営訓練等を通じて、資機材使用時の配慮事項や安全管理上の注意点について地域住民に啓発する。

ア　飲料水

イ　食料

ウ　毛布

エ　仮設トイレ（排便収納袋）および簡易トイレ

オ　発電機および蓄電池、ソーラーパネル等

カ　衛生用品（液体ミルク、生理用品、紙おむつ、ウェットティッシュ等）

キ　感染症対策資機材（消毒液、非接触型体温計等）

（２）支援の要請等

備蓄で不足する場合については、県を通じての広域応援要請および災害時支援協定の締結等における災害時流通備蓄等により確保する。特に、民間事業者との協定に基づく物資の優先供給（プッシュ型支援の受け入れ準備）体制を強化する。

２　飲料水・食料の備蓄基準

風水害時の飲料水および食料の備蓄基準については、震災対策編「第５節　備蓄品・資器材等の整備　第２　町の備蓄　２　飲料水・食料の備蓄基準」を準用する。

３　防災用資機材の備蓄および消防設備等の整備

（１）　災害応急活動に必要な発電機、照明器具等の資機材を備蓄する。蓄電池やソーラーパネル等の多様な電源確保にも努める。

（２）　消防小型動力ポンプ付き積載車等の消火機械、消火栓、防火水槽等の消防用水利を計画的に整備する。

（３）　水防活動に必要な土のう袋、スコップ等の水防資機材を備蓄し、出水に備えるものとする。

４　備蓄品の管理

各担当課において備蓄品の定期点検を毎年３月に実施し、適時補充・更新を行う。また、その結果を総務課特命監へ報告する。

（１）点検責任者と点検時期

点検すべき資機材等の備蓄品とその責任者は次のとおりとする。

責任者は、定期点検を実施するとともに、必要に応じて随時点検を行い災害時にその機能を十分発揮できるよう整備充実に努める。

食料等で明確な使用期限があるものは、円滑な更新ができるよう配慮し、使用期限が１年を切った品は、防災訓練で使用するなど有効活用およびフードバンクへの寄付等の活用に努める。

備蓄用資機材等	点検責任者
飲料水・食料	総務課特命監
災害救助・警備用資機材	〃
救助用医薬品	健康ほけん課長
防疫用資機材（感染症対策資機材を含む）	〃
給水用資機材	建設上下水道課特命監
水防用資機材	建設上下水道課特命監 総務課特命監

（資料第14　備蓄資機材等一覧）

5　備蓄品の保管場所の整備

備蓄品の保管、災害時の搬送等を考慮し、避難所の位置を勘案した分散備蓄に努める。また、従来の分散備蓄に加え、物資拠点としての機能を併せ持つ「防災備蓄倉庫」の設置についても検討していく。

6　救援物資対応マニュアルの作成

食料等の供給・調達に関しては次の事項を内容としマニュアルの策定に努める。救援物資の要請にあたっては、「内閣府新物資システム　B-PLO」等の活用に習熟しておくものとする。

（1）　被災者に対して供給する食料等の品目、量の決定

（2）　備蓄品からの供給の実施

（3）　必要に応じ、県、協定先等への食料、資材等の救援物資調達の要請

（4）　救援物資の集積地を指定し、責任者等受入れ体制の確立

（5）　供給ルート、運送体制の確立

（6）　避難所毎の被災者、自治組織等受入れ体制の確立

（7）　被災者への食料の供給方法（配分、場所、協力体制等）の広報の実施

（8）　ボランティアによる炊出しの調整

（9）　給水拠点の指定および給水タンク等の確保

（10）　飲料水の調達および供給の実施

第３　自治会・自主防災組織の備蓄

本町では、各自治会単位で自主防災組織を組織するとともに、資機材、食料等の備蓄を促している。

資機材は、実際に訓練に使用し、操作方法を熟知するとともに、定期的に点検、整備を行うものとする。特に、個別避難計画対象者の特性に応じた、地域独自の備蓄品（特定の支援資機材等）の把握に努める。

第４　家庭における個人の備蓄

（１）個人での飲料水等の備蓄

基本備蓄品目のうち、飲料水と食料については、町民自らが３日分以上（推奨１週間分以上）を備蓄するよう努める。

（２）非常持ち出し品の準備

飲料水、食料等のほか、衣類、薬、懐中電灯、ラジオ、乾電池等の非常持ち出し品を準備する。

特別な医薬品、高齢者や乳幼児用の食料品等については供給が困難になる場合が想定されるので、各家庭の事情に応じた備蓄（ローリングストックの活用）に取り組む。

第６節　災害対策本部の整備

所　管　課
総　　務　　課

災害対策活動を円滑に実施するためには、町災対本部の施設・設備が災害に対応できるものであることが必要である。特に、大規模な災害に対応するためには、安全性の高い施設・設備や災害対策活動に必要な各種の設備の整備が必要となる。

第１　物資等の備蓄

大規模な災害に備えて次のように物資の備蓄を図るものとする。

町災対本部職員用の物資	食料・飲料水・仮設トイレ等（概ね３日～７日分）
災害対策活動用の物資・機材	衛星携帯電話、投光器、発電機、チェーンソー、担架、スコップ、バール等

第２　災害対策本部の設置

町災対本部は、役場本庁に置く。ただし、大規模な災害により役場本庁舎が損壊し、災害対策活動が実施不可能になることを避けるため町災対本部の代替設置場所を次のとおり選定し、必要な整備を検討する。

町災対本部代替設置場所―川添出張所→荻原出張所→日進出張所

※代替設置場所においても、本部機能維持のための通信設備および非常用電源の確保に努める。

第３　通信設備の整備

災害時における的確な情報の収集・伝達を確保するため、通信設備の整備を行うものとする。

本町における利用可能な通信施設は、次のとおりである。

（１）　大台町防災行政無線（同報系・移動系）

（２）　三重県防災行政無線（地上系・衛星系）

（３）　衛星電話

（４）　大台町防災アプリ

（５）　三重県総合防災情報システム（広域受援・物資調達等）

第４　迅速な参集体制の整備

災害時に速やかに応急対策体制を確保するには、職員の迅速な参集が不可欠である。

そのため、自主参集基準の明確化を図るなど、より迅速な職員参集体制の整備を推進する。特に、震度５弱以上の地震発生時や、大雨特別警報等の発令時には、発令を待たずに各担当者が速やかに参集・活動を開始する体制（事前参集等）を徹底する。

第５　防災ヘリコプター臨時離着陸場（ヘリポート）の整備

災害時のヘリコプターによる緊急輸送等の拠点となる防災ヘリコプター臨時離着陸場（ヘリポート）の整備を図る。併せて、ドローンの離着陸場所および活用方法についても検討・整備を進める。

第７節　通信施設の整備

所　管　課	関　係　機　関
総　務　課 戦略企画課 出　張　所	紀勢地区広域消防組合 消　防　団 大　台　警　察　署 通信事業者（NTT西日本・各携帯キャリア等）

災害時における迅速かつ的確な情報の収集、伝達体制を確保するため、各種通信施設の点検、整備を行う。

第１　通信施設の現況

本町の通信施設は、防災行政無線（同報系・移動系）を中心とする体制を整えており、より確実に町民等へ情報伝達するために戸別受信機を各戸に設置するともに、孤立想定地区へは基地局（災対本部）と通信できるアンサーバック型屋外子局を設置している。また移動系無線を各区に配備して、災害時の町内各地との通信手段を確保している。今後、これらの施設に被害が発生した場合に備え、非常電源、予備機等の設置に努め、通信連絡機能の維持・充実を図る。

本町で利用可能な通信施設および関係機関との連絡方法は、次のとおりである。

１　利用可能な通信・伝達施設

（１）　大台町防災行政無線（同報系・移動系）
（２）　大台町ケーブルテレビ（松阪ＣＡＴＶ回線）
（３）　三重県防災行政無線（地上系・衛星系）
（４）　衛星電話（可搬型）
（５）　大台町防災アプリ

２　関係機関との連絡方法

町⟷ 紀勢地区広域消防組合消防本部	電話（衛星電話含む。）、県防災行政無線
町⟷ 大台警察署	電話（衛星電話含む。）
町⟷ 大台町消防団	電話（衛星電話含む。）
町⟷ 自主防災組織	電話、防災行政無線（移動系）、大台町防災アプリ

第２　大台町防災行政無線

大台町防災行政無線の現況は、資料編によるものとする。

（資料第12　大台町防災行政無線の現況）

第３　大台町ケーブルテレビ（行政番組放送チャンネル）

災害時における情報の提供について、ケーブルテレビを利用し発信できるよう整備する。

第４　三重県防災行政無線

県、県出先機関および防災関係機関との間において災害時における気象情報並びに災害情報の収集および伝達通信業務を県防災行政無線により迅速かつ的確に行う。

本町における設置場所は、次のとおりである。

1	大台町役場内防災行政無線室

第５　災害時優先電話

町は、NTT西日本株式会社三重支店に申し出て災害時優先電話の登録をしておくものとする。

（資料第13　災害時優先電話一覧）

第６　衛星電話（可搬型）

災害時における通信の途絶に備えて、本庁舎、各出張所および孤立対策地区への衛星電話（可搬型）配備に努める。

第７　大台町防災アプリ

災害時における迅速かつ確実な情報提供を行うため、防災行政無線を補完する手段として「大台町防災アプリ」を運用し、登録者の拡大および機能の有効活用を図る。

本アプリにおいては、プッシュ型通知機能による緊急情報の即時配信を行うとともに、文字情報の多言語化、ハザードマップとの連携、および避難所開設状況のリアルタイム表示等により、利便性と実効性の向上に努める。

第８　その他の通信設備の利用

町、指定行政機関、指定地方行政機関は、他の通信手段が利用できない場合、警察無線、消防無線等を利用するものとする。

第９　固定および移動通信事業者の施設

１　設備面の災害予防

（１）　通信施設の耐震対策および耐火対策

災害時においても重要通信を確保できるよう、施設・設備の耐震性強化や耐火対策を講じる。

（２）　施設・設備のバックアップ対策

主要伝送路のループ化、多ルート化やシステムの分散設置等による施設・設備のバックアップ体制の強化を図る。特に、停電時においても通信が維持できるよう、基地局の予備電源確保について通信事業者に働きかける。

（３）　災害対策用資材等の確保

早急な通信機能の復旧を図るため、通信用機材・技術者の現況把握および活用方法、資材の供給方法をあらかじめ定めておく。

（４）　災害時用移動通信基地局車両の配置検討

災害時に重要施設等の通信を応急的に確保するため、移動通信基地局車両の配備および災害時の配置計画等について、検討する。また、小型基地局を搭載したドローンや、可搬型衛星通信セットの活用についても検討する。

２　発災時の災害対策体制の整備

（１）　災害対策本部等の設置

災害対策本部等の設置基準、組織体制、職務分担等をあらかじめ定める。

（２）　情報伝達体制の確立

施設、設備の被害状況等の把握および関係部署等への情報伝達方法等をあらかじめ定める。また、関係機関等への連絡体制および方法等について、通信途絶時の対応も含めて検討する。

３　防災広報活動

各通信事業者は、通信の復旧見通し等について、利用者等に対し正確かつ速やかに広報活動を行うための情報連絡体制を確立する。

４　広域応援体制の整備

大規模災害が発生した場合は、通信事業者の防災体制を確立するとともに、全国からの応援を要請し、迅速な災害復旧を可能とするよう平常時からあらかじめ措置方法を定めておく。

第10　その他の通信手段

災害の発生により、通信手段の確保が困難となった場合に利用可能な情報手段として、次の設備等を活用する。

（１）　スマートフォン等のインターネット通信

（２）　アマチュア無線局を開局している人々への災害時の協力依頼

第８節　避難対策

所　管　課	関係機関
総　務　課　子ども教育課	紀勢地区広域消防組合
生涯学習課　健康ほけん課	消　防　団
福　祉　課　出　張　所	大　台　警　察　署

災害から人命の安全を確保するため、避難指示等発令の適正化、指定緊急避難場所および指定避難所の指定を行い、避難所施設の機能維持向上に努めその整備を図るものとする。

また、関係機関等の協力を得て、避難行動要支援者の個別避難計画の作成および情報の把握に努めるものとする。

第１　自主避難の指導

町は、避難を必要とする危険地区をあらかじめ定めるとともに、その地域や住民に対しては、避難場所、避難の方法等を事前に周知することにより、自主的な事前避難や、不測の事態時の緊急避難が実施できるよう、自主防災組織等を通じ指導しておくものとする。特に、線状降水帯の発生予測時など、早めの自主避難を促す情報提供に努める。

第２　指定緊急避難場所、指定避難所の指定等

１　指定緊急避難場所の指定

基本法第49条の４第１項の規定により、災害の危険が切迫した緊急時に町民の安全を確保するため、施設の管理者の同意を得て、次に掲げる事項に留意し、地震、洪水、土砂災害の災害の種類ごとに指定緊急避難場所を指定する。

なお、指定緊急避難場所の指定、取り消しを行った場合は、知事に通告するとともに公示する。

（１）　学校、公民館、保育園、集会所等、施設を開放する担当者等があらかじめ定められている等、管理体制が明確であり、避難者の受け入れに供する部分および経路に、避難上の支障になる物品等が置かれていないこと。

（２）　災害が発生した場合に人の生命、身体に危険が及ぶおそれのない安全な区域に立地していること。

（３）　仮に立地条件を満たさない場合であっても、異常な現象に対して安全な構造の施設であること。

（４）　少なくとも施設の構造が昭和56年に定められたいわゆる「新耐震基準」に適合すること。また、適合しない施設については、耐震補強等の対策を講じること。

（資料第10－１　指定緊急避難場所一覧）

２　指定避難所の指定

基本法第49条の７第１項の規定により、被災者が一定期間滞在する場として、次に掲げる事項に留意し、指定避難所を指定する。

（１）　学校、公民館、保育園、集会所等、地域の実情に応じた一定の規模を有する施設であること。

（２）　被災者等の出入りに適した出入口を有し、トイレ、水道等の設備を有していること。

（３）　適当な幅の道路に接し、車両等による物資の供給や避難が比較的容易に行うことができる場所にあること。

（４）　災害が発生するおそれがある区域内に立地している施設をできる限り避けて指定すること。

（５）　広域一時滞在の用に供することを想定し、他の市町からの被災住民を受け入れる避難所について検討をすること。

（資料第10－２　避難所一覧）

３　避難行動要支援者対策

（１）　避難所の利用

特に長期避難が必要な場合、避難行動要支援者の状況に応じて、福祉センター等設備の整った避難所を優先して割り当てるものとする。

また、一般の避難者との共同生活が困難な介助を要する者に対しては、各避難所に専用のスペース（福祉スペース）を確保し、必要なスタッフを配置するなど対処する。

（２）　介護・高齢福祉施設等との協定

福祉避難所として介護･高齢福祉施設等を利用できるよう各事業所との協定締結の推進に努める。また、福祉避難所への直接避難が可能となるよう、個別避難計画との整合を図る。

（３）　避難誘導体制の整備

避難に当たっては、高齢者、幼児、障がい者、病人等の避難行動要支援者を優先させて実施するが、その把握、誘導については個別避難計画に基づき自主

防災組織の協力を得て行うほか、警察、消防等にもあらかじめ協力を要請しておく。

４　避難路の指定・整備

町は、避難路を自主防災組織・防災関係機関と十分協議を行い選定し、必要に応じ整備をするものとする。

第３　避難指示等発令基準の策定等

町長は避難の指示等を行う場合、災害の状況によって次のような基準をあらかじめ定めておくものとする。

（１）　緊急安全確保（警戒レベル５相当）

発令タイミング：レベル５特別警報の発表時、または既に災害が発生している可能性が極めて高いとき。

目的：避難場所への移動が逆に危険な状況において、命を守るための最善の行動（建物の2階以上、崖の反対側の部屋への移動等）を直ちに促す。

（２）　避難指示（警戒レベル４相当）

発令タイミング：レベル４危険警報の発表、または河川の氾濫危険水位への到達が見込まれるとき。

目的：　危険な場所から全員を速やかに避難場所等へ避難させる。

（３）　高齢者等避難（警戒レベル３相当）

発令タイミング：レベル３警報の発表時、または氾濫注意水位への到達時。

目的：高齢者、障がい者、乳幼児等の避難に時間を要する者およびその支援者が避難を開始する。

（４）　早期注意情報等による事前の準備

発令タイミング：気象庁より気象防災速報（線状降水帯等）が発表された段階、または早期注意情報（警報級の可能性）により重大な災害の恐れが予測されるとき。

対応内容：第6節第4項に基づく職員の「事前参集」を行い、指定緊急避難場所の早期開設準備、および個別避難計画に基づく支援者への注意喚起を行うものとする。

第４　避難所管理運営体制の整備

避難所の円滑な運営を図るため、区、自主防災組織、ボランティア等の協力を得て避難所運営体制の整備に努め、災害時の円滑な避難者自身による自主運営体制の確立に努める。

第５　避難所管理運営マニュアルの作成

避難所の円滑な運営を図るため、次の事項等を内容として避難所設置および運営マニュアルの作成を図るものとする。

１　避難所設置マニュアル

（１）　避難所の開設・管理責任者、体制

（２）　開設に当たっての当該施設の安全性の確認方法

（３）　本部への報告、食料、毛布等の備蓄状況の確認および不足分の調達要請

（４）　その他開設・管理責任者の業務

２　避難所運営マニュアル

（１）　避難者の自治組織（立上げ、代表者、意志決定手続等）に係る事項

（２）　避難所生活上の基本的ルールに係る事項（居住区画の設定および配分、トイレ、ゴミ処理等日常生活上のルール、プライバシーの保護等）

（３）　避難状況の確認方法に係る事項

（４）　避難者に対する情報伝達、要望等の集約等に係る事項

（５）　ボランティアの受け入れ

（６）　男女のニーズの違いを考慮し、双方の視点にたった整備に係る事項（更衣室、授乳室の設置、生理用品の配布、防犯対策等）

（７）　その他避難所生活に必要な事項

（８）　平常体制復帰のための対策

①事前周知、自治組織との連携

②避難者の生活と教育施設の確保を図るための対策

③避難所の統合・廃止の基準・手続等

３　避難所避難者への情報伝達マニュアル

（１）　情報伝達・収集体制および自治組織の関わり方

（２）　本部との連絡方法の確保

（３）　本部等へ連絡すべき事項、連絡様式

（４）　収集すべき避難者等の情報、収集・報告様式

（５）　避難所内に伝達する情報の内容、周知・伝達方法（放送設備利用、掲示、自治組織を通じる等）および必要な様式

（６）　その他必要事項

第６　避難所における資機材等の配備

避難所においては、次のような問題が予想されるので、それに対処する施設の設備および資機材の備蓄を図るものとする。

（１）　避難行動要支援者に対応できる施設の確保

（２）　断水による飲料水の不足およびトイレの使用不能

（３）　避難所の長期化に伴うプライバシーの確保（段ボールベッド、パーティションの導入）

第７　指定避難所外避難者への支援

自動車や仮設テントなどは、自宅近くに避難できプライバシーも保てるなど利点も多く、今後の地震災害でも多くの被災者が車中泊等を行うことが予想される。

また、避難者には様々な事情や目的があって避難場所を選択することから、指定避難所以外の車、テント、その他公的施設等に避難することが予想される。

町は、指定避難所以外に避難した避難者や車中泊避難者に対しても柔軟に対応し、必要な支援に努める。特に、車中泊避難者に対しては、エコノミークラス症候群の予防啓発、安否確認、食料・物資の配布拠点情報の提供等を行い、健康被害の防止に努める。

第９節　避難行動要支援者対策

所　管　課	関係機関
総務課 福祉課 健康ほけん課 報徳診療所	社会福祉施設等 民生委員児童委員協議会

町は、高齢者、介護保険における要介護認定者、障がい者、妊産婦、乳幼児、日本語に不慣れな在住外国人等の災害発生時に各種警報や情報の入手が困難で、避難等に介助が必要な人々を保護し、安全の確保を図る。

近年、全国的に風水害、震災等が多発し多くの犠牲者が発生している。高齢者、介護保険における要介護認定者等の避難行動要支援者が犠牲になるケースが目立っていることから、避難行動要支援者が円滑かつ迅速に避難するための安全体制の充実を図る。

第１　避難行動要支援者名簿の作成

避難行動要支援者のうち、災害発生時の避難行動に特に支援を要する高齢者、障がい者等を災害から保護するため、要介護区分、障がい支援区分、世帯の状況等を考慮し、あらかじめ名簿を作成する。また、避難行動要支援者一人ひとりの状況に合わせた「個別避難計画」の作成を、避難支援等関係者と連携して計画的に推進する。

名簿の作成については、これまで自治会、民生委員等の協力の下で「手上げ方式」により進めてきたが、各課が所持する情報の共有も含め、保健・医療・福祉分野との連携により一層の充実を図る。特に、生命に危険が及ぶ恐れがある地域（土砂災害警戒区域等）に居住する者については、優先的に個別避難計画の策定を進める。

１　留意事項

（１）　避難行動要支援者自身が介護方法、医療データ（通院先、常備薬等）、日常生活に必要な用具、補装具、特定の医療品等の入手方法、非常時の連絡先等を記したものを携帯する、または「防災カード（マイタイムラインを含む）」

を作成するように助言を行う。

（２）　災害の発生時に避難の誘導、救出等を行う者を複数指名しておく。この際、個別避難計画に避難先や避難経路を具体的に明記する。

（３）　避難所への避難を行った際は、避難所又は地域で避難行動要支援者を支援しながら、ともに協力して生活するものとする。

２　避難行動要支援者名簿の内容等

（１）　避難行動要支援者の対象範囲

名簿に記載する避難行動要支援者の対象範囲は、次のとおりとする。

ア　75歳以上のひとり暮らしの者

イ　80歳以上の者のみで構成される世帯の者

ウ　介護保険法による要介護認定３以上の者

エ　身体障害者手帳（１・２級の第１種）を所持している者

オ　療育手帳（Ａ１・Ａ２）を所持している者

カ　精神障害者保健福祉手帳（１級・２級）を所持している者

キ　難病患者、または避難行動に支援を要する妊産婦、乳幼児

ク　前各号に準ずる状態にある者および自治会が支援の必要を認めた者

（２）　避難行動要支援者名簿へ記載する内容

名簿には、避難行動要支援者の避難支援に必要な次に掲げる事項を記載する。

ア　氏名

イ　生年月日

ウ　性別

エ　住所又は居所

オ　電話番号その他連絡先

カ　要援護者の要件区分（支援を必要とする事由）

キ　その他必要な事項

（３）　避難行動要支援者名簿への登録方法

名簿への登録は、「手上げ方式」および「同意方式」によるものとする。同意方式は、保健・福祉分野において把握した対象者に個別に働きかけ、同意の有無を確認する。

（４）　避難行動要支援者名簿の更新

名簿の更新は年1回行う。なお、対象者の異動や状況の変化を把握した場合は、随時追加、修正等を行う。

（５）　事前の情報提供

名簿に掲載された本人の同意を得て、事前に自治会、民生委員児童委員、自主防災組織、社会福祉協議会、消防署、警察署等の避難支援に携わる関係者に名簿情報を提供し、災害の発生に備えて情報を共有する。

（６）　災害時の情報提供

事前の名簿情報の提供には、名簿に掲載された本人の同意が必要であるが、災害が発生し、又は災害の発生のおそれがあると認める場合に、生命又は身体を災害から保護するために必要があると認めるときは、同意がない場合でも情報提供する。

（７）　避難行動要支援者名簿の適正管理

名簿を保管する者、情報の提供を受ける者は、守秘義務を厳守する。また、名簿の外部流出、紛失や目的外使用がなされないよう十分な対策を講じる。

第２　社会福祉施設等における対策

各施設の利用者は、災害時の行動等が不自由である者も多いことから、次の対策を講じるよう指導する。

１　防災設備等の整備

（１）　水道、電気等の供給停止に備えた非常食料等の備蓄を行う。

２　緊急連絡体制の整備

（１）　施設職員の任務分担、動員計画、緊急連絡体制等を明確にして自主防火管理体制の整備に努める。

３　防災教育、防災訓練の実施

（１）　施設管理者は、施設の職員が、災害に対する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について理解を得られるよう、定期的に防災教育を実施する。

（２）　施設の構造や利用者の判断能力、行動能力の実態等に応じた防災訓練を定期的に実施するとともに、地域の協力を得られるよう所在地域自主防災組織と協力した訓練を実施する。また、土砂災害のリスクがある施設については、早期の避難開始を盛り込んだ「避難確保計画」を作成し、それに基づく訓練を実施する。

第３　独居高齢者等への対策

１　緊急通報システム等の整備

町は、独居高齢者等の安全確保を図るため、緊急通報システムを導入しているが、災害時においても避難行動要支援者対策として、整備・拡充の促進を図る。

２　防災知識の普及・啓発

町は、独居高齢者等に対して、災害時における的確な対応能力を高めるため防災知識の普及・啓発に努める。

3　防災知識の普及、啓発と地域援助体制の確立

（1）　在宅のお年寄り、障がい者等については、自主防災組織等の訓練への積極的な参加を呼びかけ、地震災害に関する基礎的知識等の理解を高めるように努める。

（2）　自主防災組織は当該地域で援助すべき世帯等を明確にしておき、訓練の際には避難行動要支援者対策を重点項目として設定する。

第４　妊産婦、乳幼児に対する対策

町は、災害時において妊産婦、幼児の安否や避難状況等の確認を速やかに行い、必要に応じて関係機関に情報提供を行うため、保健・福祉分野において妊産婦、幼児の情報を把握、整理する。

第５　外国人等に対する対策

日本における災害に対する知識が乏しく、地理に不案内で、かつ、日本語の理解も十分でない外国人に対しては、平常時から多様な言語および手段、経路を通じての基礎的防災情報の提供を行い、防災知識の普及を図る。

1　標識等の整備

避難所への誘導標識に絵による表示、英語による表記を付け加える等、標識の整備の促進に努める。また、避難所での対応のため、ピクトグラム（絵文字）を用いた案内表示等の導入を検討する。多言語翻訳アプリや音声翻訳機の活用についても検討する。

2　通訳ボランティアの確保

通訳ボランティアが必要な場合は、県災対本部に対して通訳ボランティアの派遣要請ができる体制を整える。また、英語の通訳に関しては、町教育委員会が設置している外国語指導助手（ALT）の協力を求める。加えて、やさしい日本語による情報発信に努める。

3　講師等の派遣

外国人研修生を対象とした研修会等に講師として職員を派遣し、基礎的な防災知識の普及に努める。

第10節　医療救護活動

所管課	関係機関
総務課	紀勢地区広域消防組合
報徳診療所	消防団
健康ほけん課	松阪地区医師会
	松阪地区歯科医師会
	松阪地区薬剤師会

大災害時の医療救護需要は、極めて多量、広域的に発生し、かつ即応体制が要求されることとなるため、応急医療体制の整備が極めて重要となり、初期医療体制、後方医療体制、医薬品等の確保および広域的救護活動の調整について計画を定めておくものとする。

第１　医療・救護体制の整備

（１）配備体制・連絡体制の事前準備

医師会等の医療関係機関と協議して、災害時の医療救護に関する情報の連絡体制、および災害時において医療救護所が設置された場合の医師、看護師、医療事務員、薬剤師等の配備体制等について定めるよう努める。平時から医師会等の関係機関の協力を得て、災害時の医療救護に関する情報の連絡体制および災害時において医療救護所を設置した場合に協力いただける看護師や医療事務員等メディカルの確保に努める。

（２）医療救護所活動要領の制定

医療救護所の運営や必要となる医療・衛生材料の確保について、「大台町災害時医療救護所設置および活動要領」を定め、平時から医療救護体制について松阪地区医師会等関係機関と協議する。また、災害派遣医療チーム（DMAT）や災害派遣精神医療チーム（DPAT）の受入れ準備についても検討する。

（３）消防署等との連携

町と紀勢地区広域消防組合は、医療救護所の設置、救護班の編成、出動について、松阪地区医師会と協議して計画を定める。

（４）広域災害救急医療情報システム（EMIS）の利活用

災害時に発生する多くの負傷者を受け入れることが可能な町内の医療機関の状況について、平時はもとより災害時においても的確に把握できるよう、広

域災害救急医療情報システム（EMIS）の利活用を推進する。なお、停電・通信障害時においてもEMISへの入力・確認が継続できるよう、通信手段の冗長化を図る。

（５）医療機関等との連携

済生会松阪市民病院、済生会松阪総合病院、松阪中央総合病院、松阪地区医師会・歯科医師会・薬剤師会等の医療機関との連携強化を図る。加えて、災害時における歯科保健活動や薬局との連携によるお薬手帳の活用についても推進する。

（６）住民等への周知

医療機関の被害も予想され、負傷者が多数で収容できない場合を想定し、あらかじめ医療救護所の設置、救護班の編成等について関係機関等で検討構築し、住民等への周知を図る。

（７）トリアージ

大規模災害時に医療関係者による適切な治療の優先度を判断するトリアージタッグの標準化、保管方法、配布方法、救急隊員等への教育、研修等について関係機関等で検討し、迅速な医療体制の構築を図る。また、トリアージの結果をデジタルデータで管理・共有する仕組みについても検討を進める。

第２　患者搬送体制の検討・協議

町内の医療救護所や医療機関での対応が困難な重症患者が発生した場合に備え、救急車、ヘリコプター等を利用した患者搬送手段について、松阪地域災害医療対策協議会等の機会を利用し、県および関係機関と協議・検討を進める。特に、ドクターヘリや防災ヘリの臨時離着陸場（ヘリポート）の確実な運用体制を整備する。

第３　医療品等の供給体制の整備

日頃より保健衛生用資材等の備蓄に努める。他府県や他市町村からの援助物資の活用を図るため、その受入体制および供給体制の整備を図る。特に、アレルギー対応品や慢性疾患患者用の常用薬等の確保についても、薬剤師会等と連携し検討する。

第４　医療・救護機能の確保

町は、あらかじめ医療施設の利用について松阪地区医師会等と十分協議しておくほか、公立以外の医療機関の医師等についても、医療救護班の編成等災害対応の医療体制を構築できるよう平常時から取り組む。

第５　訓練の実施

関係機関と連携し、災害時の情報伝達訓練や広域災害救急医療情報システム

（EMIS）の入力訓練等を実施する。また、トリアージから搬送、医療救護所の設営・運営までを網羅した実地訓練を定期的に実施する。

第11節　治水、砂防、地すべり、土石流および急傾斜地崩壊対策

所　管　課	
総　務　課	福　祉　課
建設上下水道課	健康ほけん課
教育委員会	

第１　治水対策

１　河川

本町の河川は、県下最大の宮川が町の中央部を東流し、これに大小無数の支流が流れこんでいる。

近年、山林の崩壊が相次ぎ中小の河川は荒廃しているため、河川改修を積極的に推進し、河川災害に備えるものとする。

２　宮川ダム

宮川ダムは、宮川の上流にあたる本町に建設されたもので、洪水調節、発電およびかんがい用水等のための多目的ダムである。昭和32年以後出水期には、所期の役割を果たし、下流地域の水害防除に貢献している。

また、沿川地域にサイレン並びに音声による警報装置を設置しており、放流時の下流地域の事故防止に努めている。ダム放流情報の伝達にあたっては、従来の警報装置に加え、大台町防災アプリ等を活用し、沿川住民および入山・入渓者への迅速な周知に努める。

第２　砂防対策

土石による河川災害を防止するため、水源山地の渓間における砂防えん堤の築造等の砂防対策事業の実施を県に要請し、更に砂防設備整備の促進を図るものとする。

（資料第５　砂防指定地内の渓流）

第３　地すべり対策

一般に地すべりは、特殊な地質状態の地域に発生する土地の一部が移動する現象で、一見山くずれと判別しがたいが、緩慢な滑動に始まって最後は山くずれと同じような崩壊をおこすものであり、主に地下水に起因するのが特徴である。

第４　土石流対策

土石流防止対策としては、危険渓流を把握するとともに、砂防ダムの設置等の工事

の実施を県に要請し、危険渓流に近接する住民に対し、啓発活動を推進する。

第５　急傾斜地崩壊対策

法指定はされていないが、緊急施工の必要のある箇所から防止工事の実施を県に要請し、さらに住民への周知および住民の避難体制の確立を図る。

（資料第８　山腹崩壊危険地区）

（資料第９　崩壊土砂流出危険地区）

第６　土砂災害警戒区域および土砂災害特別警戒区域対策

１　土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域の指定

土砂災害警戒区域および土砂災害特別警戒区域は、、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12 年法律第57 号）（以下、「土砂災害防止法という。」に基づき指定される警戒区域であり、県が基礎調査を行い指定する区域をいう。

土砂災害警戒区域は、急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる土地の区域であり、危険の周知、警戒避難体制の整備を行う区域をいう。

また、土砂災害特別警戒区域は、土砂災害警戒区域のうちで、急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれがあると認められる土地の区域であり、特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制等を行う区域をいう。

本町における土砂災害警戒区域等は次のとおり。（令和8年3月31日現在）

（１）　土砂災害警戒区域　　1,061箇所（土石流377箇所　急傾斜680箇所　地すべり4箇所）

（２）　土砂災害特別警戒区域　　992箇所（土石流321箇所　急傾斜671箇所）

（資料別冊　大台町防災マップ　６分冊）

２　土砂災害特別警戒区域内での特定開発行為の制限

土砂災害特別警戒区域内において、開発行為をする土地の区域内において建築が予定されている建築物の用途が制限用途である開発行為をしようとする者は土砂災害防止法に基づく県知事の許可を受けなければならない。

制限用途とは、予定建築物が、住宅（自己の居住の用に供するものを除く。）並びに高齢者、障がい者、乳幼児、その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校および医療施設等の用途を目的とするもの。

また、土砂災害時に著しい損壊が生じるおそれのある建築物の所有者等に対し、

移転等の勧告を行う。

3　警戒避難体制の整備等

土砂災害警戒区域の警戒避難体制を次のとおり整備する。

（1）　情報伝達体制の整備

土砂災害警戒情報をはじめとする土砂災害に関する情報の伝達は同報系防災行政無線、大台町防災アプリ、緊急速報メール（エリアメール）、広報車、打鐘等により行い、日頃より伝達方法の周知に努める。特に、線状降水帯の発生予測や「気象防災速報」が発表された場合は、土砂災害の危険性が急激に高まることを念頭に、早期の注意喚起を行う。

（2）　避難体制の整備

町民は、避難訓練等を通じ、避難経路、避難場所、避難方法等を定め、避難体制を確立する。避難にあたっては、土砂災害の進行状況に応じて、指定緊急避難場所への移動が困難な場合に備え、近隣の堅牢な建物の２階以上への避難（垂直避難）についても検討しておくものとする。

（3）　町民への知識普及

土砂災害ハザードマップ（防災マップ）の配布、ホームページ等により、町民への警戒区域等の周知を図る。

また、スマートフォン等で現在地の危険度を確認できる「三重県土砂災害情報システム」や、気象庁の「キキクル（大雨・土砂災害危険度分布）」等の活用を促進する。

更には、土砂災害発生の目安となる降雨状況や雨量基準、前兆現象等、降雨時の対応や心構えについての知識普及を徹底する。特に、線状降水帯の発生予測や「気象防災速報」が発令された際の、避難行動の判断基準についての周知を強化する。

（4）　防災訓練・避難訓練の実施

関係機関と協力して、土砂災害に対する防災訓練を実施する。

地域住民による自主防災組織の組織化を積極的に支援し、知識普及、防災訓練、災害時の危険箇所の巡視や避難活動について、地域の協力体制を構築する。

（5）　防災上の配慮を要する者が利用する施設の把握等

土砂災害警戒区域内にある社会福祉施設、学校、医療施設その他の防災上の配慮を要する者が利用する施設の名称および所在地を把握し、それらの施設に

は円滑な警戒避難が図れるよう、防災行政無線（同報系）戸別受信機の設置を進めるほか、必要に応じて電話等により町災対本部事務局や現地対策班等から土砂災害に関する情報等の伝達を行う。併せて、施設ごとに作成される「個別避難計画」との整合を図り、実効性のある支援体制を構築する。

（資料第38　土砂災害警戒区域内にある防災上の配慮を要する者が利用する施設）

（６）　避難確保計画の作成および避難訓練の実施

「土砂災害防止法」が平成29年６月19日に改正され、土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の管理者等は、避難確保計画の作成および避難訓練の実施が義務となったため、町は要配慮者利用施設の管理者等に対して、避難確保計画の提出をするよう指示を行う。また、計画の策定にとどまらず、訓練結果に基づく計画の見直し（PDCAサイクル）を指導し、避難の実効性向上を支援する。

更には、ハザードマップ等の活用をするほか、土石流が流れてくると予想される区域や危険な急傾斜地から離れる方向に速やかに避難するなど、施設が立地している土砂災害警戒区域の実情に応じた避難訓練を実施するようアドバイス等を行う。

第12節　宅地等災害の予防

所　管　課
総　　務　　課
建設上下水道課

第１　宅地等災害の未然防止

１　今後行われる宅地造成工事に対する防災指導対策

がけ崩れ、土砂の流出、擁壁等の宅地災害を未然に防止するため、都市計画法に基づく許可制度等により、県と協力し指導を行う。

２　被災宅地危険度判定士の養成および被災宅地危険度判定体制の整備

（１）　被災宅地危険度判定士の養成

余震による宅盤・擁壁等の変状による二次災害の防止を図るため、建築又は土木技術者を対象とした被災地宅地危険度判定士養成講習会の受講を勧める等により、被災宅地危険度判定士の養成に努める。

（２）　体制の整備

判定方法、派遣要請等について、行政庁間（国、県、町）で相互に緊密な連携を取るとともに、体制の整備に努める。

また、判定結果をデジタルマップ上で集約・共有する仕組みについて県と連携して検討し、迅速な避難勧告や罹災証明書発行業務への活用に努める。

更には、被災宅地危険度判定について、住民への周知に努める。

第２　応急仮設住宅供給体制の整備

浸水等の災害リスクなど、災害に対する安全性に配慮しつつ、応急仮設住宅の建設可能用地を把握するなど、応急仮設住宅の供給体制を整備する。

また、被災者用の住居として利用可能な民間住宅の空家等の把握に努め、災害時に迅速に対応できるよう体制を整備する。特に、民間賃貸住宅を借り上げる「みなし仮設住宅」の円滑な供給に向け、宅地建物取引業者等との連携体制を構築する。

併せて、仮設住宅におけるバリアフリー化や、ペット共生等の多様なニーズへの対応についても検討しておくものとする。

第13節　防災営農林対策

所　管　課
建設上下水道課、森　林　課 産　業　課

第１　防災営農林体制の確立

農林産物の防災基盤を確立し、水害、干害、雪害等の災害に対する防災営農林を推進するため、品種、作付比率の適正化並びに水源函養林の整備による水利確保等防災営農林技術の確立とその普及指導に常時当たるものとし、農業改良普及センター、農業協同組合、森林組合等の積極的な協力を得て指導体制の強化に努め災害の予防に対処する。

上記関係機関とは、主に次の事項について協議を行うものとする。

１　異常天候による農林産物、畜産等の防災対策に関すること。

２　各関係機関相互の連絡調整に関すること。

３　防災対策の普及浸透措置を講ずること。

４　農業用施設（ビニールハウス等）の耐風性強化および浸水防止策に関すること。

５　その他必要と認められること。

第２　防災に関する技術指針

防災に必要な技術指針は、次の事項を基として定めるものとする。

１　災害を回避し、被害を未然に防止するための技術

２　災害に耐え、被害を僅少にくい止めるための技術

３　ICT、センサー技術、ドローン等の新技術を活用し、被害予測や早期復旧につなげる技術

第３　農林産物の災害防災対策

農林産物の防災技術については、そのつど県の指示あるいは独自の判断によりその対策を樹立するが、平素から農家に対し災害予防に関する指導の徹底を図るものとする。

台風等気象情報の周知徹底については、随時又は必要に応じて関係機関を通じ末端農家へ迅速な伝達を行い、必要な技術の指導を行う。特に、線状降水帯の発生予測等の高度な気象情報を活用し、収穫期の調整や家畜の移動等の事前対策を支援する。

また、農業共済や収入保険等への加入を促進し、被災後の経営再建に向けた備えを強化する。

併せて、農地の浸水防止や法面保護など、耕作者自らが行う「多面的機能支払交付金」等を活用した防災活動を支援する。

第４　病害虫防除対策

災害について、病害虫の発生が予想される場合は、次の施策を講ずるものとする。

１　実態の早期把握

町および農業団体等の防除関係者は、町内の農林産物の災害および病害虫の発生状況等を早期に把握するとともに県に報告するものとする。

２　防除の指示および実施

県等の協議により緊急防除班を編成し、短期の防除を実施するものとする。

第５　家畜伝染病対策

災害発生に伴う家畜伝染病の発生およびまん延を防止するため、平常定期検査および予防注射の励行に努めるとともに緊急予防対策のために必要な検査、注射、消毒等について南勢家畜保健衛生所および畜産関係団体の協力を得て最善の措置を講ずる。なお、高病原性鳥インフルエンザや豚熱等の特定家畜伝染病の発生に備え、防疫体制の維持および埋却地の事前確保等について検討を進める。

第６　林道開設

林道は森林整備の重要な施設としてその役割を果たしているのみならず、治山治水の一環として、災害防除と災害復旧対策の活動ルートとして、一般公道と共に重要な施設となっている。

林道開設にあたっては、単に森林資源の開発上の観点のみとらわれず、広く防災の見地からもこれを検討する必要がある。このため、工事施工に当っては、特に次の事項について万全を期することとする。

１　林道開設にともない余剰切取土量の排出による下流災害発生を極力減少させるため路体の構築にあたっては切取量の均等と残土処分のための土捨場を設置する。

２　急勾配箇所の排水施設については、永久構造物として整備を行う。

３　河川沿いの林道については、洪水時との関連を十分検討した路体位置および構造など設計に当っては当初から万全を講ずる。

４　林道改良事業によって勾配曲線の緩和、待避所の設置および安全施設等を積極的に実施し、災害防止と自動車運行の安全を図る。

５　林道施設（法面・路肩等）の点検にドローン等の新技術を活用し、異常の早期発

見に努める。

6　大規模災害により公道が寸断された際の代替路としての機能を確保するため、重要林道の橋梁・トンネル等の耐震・老朽化対策を計画的に推進する。

第14節　火災の予防

所　管　課	関　係　機　関
総　　務　　課	紀勢地区広域消防組合 消　　防　　団

災害の発生に対処するための消防力を充実強化するとともに、県と紀勢地区広域消防組合消防本部との連絡協調を図り、消防思想の普及徹底に努め、火災による被害の未然防止および軽減を図る。

第１　火災予防対策

１　防火管理者制度の効果的な運用

学校、病院、工場等の防火管理者が必要な防火対象物については、必ず防火管理者を置くように指導するとともに当該防火対象物について、消防計画の作成、防災訓練の実施、消防用設備の点検整備、火気使用等の監督を行うよう指導する。

２　予防査察指導の強化

町内の防火対象物の把握に努め、その用途、地域性等に応じ、消防職員、団員による予防査察を計画的に実施し、火災発生原因となるような危険箇所を発見した時は直ちに補修するよう厳しく指導する。

３　火災予防運動の実施

町民に火災予防思想と具体的な予防知識を浸透させるために県および町内関係機関団体の協力のもと次の運動を実施する。

（１）　全県一斉春秋火災予防運動

（２）　ポスター、標示板等の掲示、大台町防災アプリを活用した広報

（３）　地震時の電気火災を防ぐ「感震ブレーカー」等の設置促進

４　消防力の強化

（１）　消防団員の平均年齢が高齢化の傾向にあるので、若年層の団員を確保し消防組織の充実を図る。また、女性消防団員、サラリーマン団員が活動しやすい環境整備（消防団協力事業所表示制度の活用等）に努める。

（２）　消防教育並びに消防訓練の充実を図る。

（３）　消防力等の増強および更新については「消防力の基準」、「消防水利の基準」に適合するよう、機械器具、水利施設の整備拡充を図る。

ア　小型動力ポンプの耐用年数を経過しているものについては年次計画により更新を図る。

イ　防火水槽については、消防水利の不足地域を主体として毎年１基～２基の新設を図る。耐震性貯水槽への更新を計画的に進める。

ウ　消火栓については、水道の付設状況に応じ整備拡充を図る。

（４）　初期消火体制の万全を期するため、事業所、自主防災組織等の育成を図る。

５　消防施設、設備の整備等

本町は、消防施設、設備の整備、点検、保守等を進めていくものとする。

（資料第11　消防水利の現況）

第２　消防施設、設備等

町の構造変化に対処できる消防力等を増強するため年次計画により整備を行う。

消防小型動力ポンプ付き積載車等の消火機械、消火栓、防火水槽等の消防用水利、火災通報施設その他の消防施設・設備の整備、改善並びに性能調査等は、通常点検および特別点検により行い、災害発生への即応体制の確立を期する。併せて、消防水利の位置情報のデジタル化（マップ化）を進め、消防職員・団員間での迅速な共有を図る。

第15節　救出活動体制の整備

所　管　課	関　係　機　関
総　　務　　課	紀勢地区広域消防組合 消　　防　　団 大　台　警　察　署 自衛隊（三重地方協力本部等）

風水害・火災等により被災した建築物等から住民を救出するため、活動体制の整備に努める。特に、大規模災害時において消防・警察等の公的機関の活動が制限される場合に備え、自主防災組織や民間事業者等の「共助」による救出活動体制の充実を図る。

第１　消防団の活動体制の整備

消防団は、平時から次の事項について整備を行う。

１　風水害および火災が発生した際の連絡手段、指揮系統の確立

２　紀勢地区広域消防組合（奥伊勢消防署および宮川出張所）との連携方法

３　救出活動に必要な資機材（エンジンカッター、チェーンソー、ジャッキ等）の点検整備および操作技術の向上

４　地域住民（自主防災組織）との連携による、要配慮者等の安否確認体制の構築

第２　防災関係機関との連絡体制の整備

町は、平時から大台警察署、紀勢地区広域消防組合との連絡体制の整備を行う。

また、自衛隊の派遣要請手続きの確認や、広域的な救助活動を支援する「緊急消防援助隊」の受入れ準備についても検討しておくものとする。

第３　集落孤立に備えた救出体制の整備

道路寸断等により集落が孤立した場合に備え、ヘリコプターによる救助・搬送活動を円滑に行うための臨時離着陸場の確保、および衛星電話等による通信手段の確保を図る。

第４　民間事業者等との協力体制の整備

倒壊家屋等からの救助・障害物除去を迅速に行うため、建設業者等の民間事業者との間で、資機材の提供やオペレーターの派遣等に関する協定締結を推進する。

第16節　危険物等災害の予防

所　管　課	関　係　機　関
総　　務　　課	紀勢地区広域消防組合 消　　防　　団

危険物、ガス、毒劇物および火薬類は、その取扱いを誤ると、火災、爆発、中毒等の特殊な災害の要因となり、災害を誘発するおそれがあるため、危険物等の施設管理者、占有者又は所有者は、災害の予防についてその責務を十分認識するとともに、防災関係機関と協力し、必要な措置を講ずる。

第１　危険物製造所等の現況

本町における危険物製造所等の現況は次のとおりである。

区分	製造所	貯蔵所							取扱所				合計	事業所数
		屋内	屋外タンク	屋内タンク	地下タンク	簡易タンク	移動タンク	屋外	給油	第一種販売	第二種販売	一般		
計	0	3	12	1	9	0	11	0	10	0	0	7	53	24

（紀勢地区広域消防組合調べ：令和８年３月31日現在）

第２　危険物製造所等に対する指導

消防機関は、消防法に規定する危険物製造所、貯蔵所および取扱所（以下「危険物製造所等」という。）に対し、立入検査、保安査察等を実施し、法令基準の維持適合について、その確認を行うとともに主に次に掲げる災害予防上必要な指導を行う。

（１）　危険物運搬車両の管理者および運転者に対する移送および運搬並びに取扱い基準の厳守、車両の火災防止および安全運転の励行等

（２）　各種の講習会および研修会の開催

（３）　防災訓練の徹底

第３　危険物製造所等の予防対策

危険物製造所等の管理者は、防災体制の整備確立および危険物施設の管理、点検等について次の対策を講じ災害の予防に万全を期する。

（１）　取り扱う危険物の性状、数量等の把握および火災爆発防止のための必要な措置

（２）　危険物施設の管理、点検、巡視基準の策定

（３）　危険物の火災、爆発、流出等に係る保安又は防災の設備についての定期点検、確認等

（４）　緊急時における保安体制の整備と町、消防機関等に対する通報体制の確立

（５）　定期的又は必要に応じ実施する教育訓練を通じた従事者に対する保安意識の高揚

（６）　大規模地震時の液状化や地盤沈下によるタンク・配管の損傷、および洪水による流出を防止するための安全対策の実施

（７）　泡消火薬剤等の適正管理、および有害物質（ＰＦＡＳ等）を含む資材の代替品への切り替え検討

第４　LPガス災害予防計画

LPガスによる災害を防止し、公共の安全を確保するため、防災関係機関、LPガス販売事業者および取扱者並びに大口ガス消費者は、保安体制を確立するとともに、火災、爆発等の災害予防に万全を期すものとする。

１　保安、防災体制の確立

ガスによる災害を防止するため、防災関係機関およびLPガス販売事業者は、相互に連絡をとり、協力活動体制を協議し、地域毎の保安防災体制を確立し、事故発生の未然防止と、住民の安全対策の推進を図る。

そのため、防災関係機関およびLPガス販売事業者は、相互に資料を提供するものとする。

２　ガス供給施設の安全対策

（１）　LPガス販売事業者は、防災上必要と認める箇所にガス遮断装置を設置する。

（２）　ガス共同供給施設を有する防火対象物の管理者は、ガスが滞留するおそれのある場所に、漏えいした場合、これを検知し、警報する設備を設置するよう努める。

（３）　ガス消費者は、ガスの燃焼器具を使用する場所に、ガス漏れ警報器を設置するよう努める。

（４）　ガス消費者は、安全装置付きガス器具を設置するよう努める。

（５）　LPガス販売事業者は、浸水想定区域内の容器について、洪水時の流出を防止するための固定措置を徹底する。

3　大口ガス消費者の訓練等の実施

大口ガス消費者は、ガス漏れ等の異常時における避難誘導およびLPガス販売事業者等への通報訓練等を行う。

4　ガス消費者に対する啓発

防災関係機関、LPガス販売事業者は、ガス消費者に対し、保安意識の高揚を図るため、必要な啓発を行う。特に、地震後のガス復旧手順（マイコンメーターの復帰方法等）の周知に努める。

第５　毒物劇物災害予防計画

農業協同組合等の毒物､劇物を保管又は業務上取り扱っているところに対しては、次の事項について、県に指導の強化を要請する。

1　毒物および劇物取締法（昭和25年法律第303号）に定める「医薬用外毒物」「医薬用外劇物」の文字表示の明示方法を確立し、貯蔵設備については業態および状況に応じ、さらに堅固な設備を作る。

2　災害発生時の流出、散逸等に備え、在庫数量の把握を厳重に行う。

3　災害の発生しやすい貯蔵場所および発生時の被害が他に波及拡大するおそれのある貯蔵施設は、移転等安全が確保されるよう措置する。

4　毒物劇物によって住民の生命および保健衛生上危害を生ずるおそれがあるときは、毒物劇物営業者等に対し、保健所、警察署又は消防機関に届出をさせるとともに、危害防止のための応急措置を講ずるように指導する。

5　町内の毒物劇物等の所在情報（SDS：安全データシート等）をデジタル化し、災害時に消防機関等が迅速に情報を参照できる体制を検討する。

第６　火薬類保安規制計画

火薬類の販売、貯蔵、運搬、消費、その他取扱については、火薬類取締法に定める技術上の基準に適合するよう関係者に対して指導監督する。

第17節　林野火災の予防

所管課	関係機関
総務課	紀勢地区広域消防組合 消防団 宮川森林組合 大台警察署

林野火災は、入山者のたばこ、たき火等の不始末が原因となることが多いが、一度林野火災が発生すると、地理的条件等によってその消火活動は極めて困難であるため、貴重な森林資源をいたずらに焼失することになり、気象状況によっては、消防活動従事者の人命を奪うような危険性や人家への延焼等大きな被害に発展する可能性が少なくない。このため林野火災の防止について万全を期するものとする。

第１　関係機関等との連携

１　町は、関係機関と緊密な連絡をとり、林野火災の予防に努める。

関係機関は、出火防止と火災拡大防止のため、火災予防の呼びかけ、水利の確認、巡視等の警戒の強化を図る。また、迅速に通報を行える体制の確立に努める。

特に、火災の早期発見のため、ドローン等を活用した上空からの状況把握体制の構築に努める。

２　町は、林野火災予防のため、林業関係者に対して次の指導を行う。

（１）　日頃からの森林保全管理など林野火災予防の対応を適切に図るよう注意喚起を行うとともに、林内作業者に対し、火気管理の徹底について指導を行う。

（２）　火災多発期（12月～３月）における見巡りの強化等の指導を行う。乾燥注意報の発令時や強風時には、林内での火気使用の原則禁止について周知を徹底する。

第２　支援の要請

町の消防力を超える場合、町は近隣市町に支援を要請するほか、紀勢地区広域消防組合から県防災航空隊に防災ヘリコプターによる空中消火の実施を要請する。また、状況に応じて県に陸上自衛隊、緊急消防援助隊（県内消防相互応援隊）の派遣を要請する。空中消火を円滑に行うため、宮川ダム等の取水場所の安全確保や、ヘリコプターへの燃料補給拠点（臨時離着陸場）の運用体制を平時から確認しておくものとする。

第３　防災思想の普及

町は、ハイカー等の入山者および地域住民等に対し、広報紙やホームページ等を通じ、たき火の火の始末の徹底、たばこの投げ捨てや火遊びの禁止等について広報する。また、登山、遊山、狩猟等の入山者のたばこ等の不始末による火災を防止するため、「火気取り扱い注意の掲示」・「キャンプ地等の指定炊はん場所の設置」等の措置を講ずる。特に、ユネスコエコパーク等の貴重な自然環境を有する地域においては、入山者に対するマナー啓発を多言語で実施する。

第18節　災害廃棄物処理計画の策定

所　管　課	関　係　機　関
生　活　環　境　課	三　　重　　県 近　隣　自　治　体 一般社団法人三重県産業廃棄物協会

災害時に発生する廃棄物を適正かつ迅速に処理を行い、早期復旧に資するため、三重県地域防災計画と整合を図り、「大台町災害廃棄物処理計画」を策定する。

当該計画には、発災直後の初動体制、仮置場候補地、具体的な処理方法、国、県、近隣市町、関係団体、民間事業者等との連携など、災害廃棄物の処理を円滑に実施するための事項について記述する。なお、計画の運用にあたっては、近年の大規模災害の教訓を踏まえ、仮置場の事前確保や公費解体制度の適切な運用について、三重県および関係団体との連携を密にするものとする。

第３章　台風接近時の減災対策

第１節　事前防災行動計画（タイムライン）導入の背景

第１　事前防災行動計画（タイムライン）導入の背景

近年の気象現象では、台風が頻発し、強大化する傾向が顕著になってきており、その対策のひとつとして、災害の発生が想定される数日前からの対応を定めた事前防災行動計画、いわゆる「タイムライン」が注目されている。

タイムラインとは、米国に端を発して導入が進み、国内では、「発災前から関係機関が実施すべきことをあらかじめ時系列にプログラム化したもの」、「時間軸に沿った防災行動計画」等として訳され、紹介されている。台風等の発生から被害に至るまでに可能な事前準備対策について、「いつ（いつまでに）、誰が、何を（どのような防災行動）」を行うかについて明確にするものである。数日前から規模や進路等が予測可能な台風や前線を伴う大雨等に対して、町をはじめとする防災関係機関が、この期間を有効に活用して事前対策を実施し、発災時の迅速かつ効果的な災害対策活動や減災効果を高めようとする取組みである。

国土交通省では、平成26年１月27日に「国土交通省　水災害に関する防災・減災対策本部」とともに、タイムラインの考え方を生かした行動計画を検討する「防災行動計画ワーキンググループ」を設置し、直轄管理区間を対象に、避難指示等の発令に着目したタイムラインを策定し、普及および検証を実施している。

また、三重県地域防災計画においてもタイムラインの考え方を取り入れた防災・減災対策に係る記載がなされており、本町においても、令和8年5月29日より運用される「気象防災速報」等の新しい防災気象情報の体系に基づき、これらをトリガーとした初動体制の確立を図るものとする。

第２節　事前防災行動計画（タイムライン）の導入に向けた検討方針

所　管　課	関　係　機　関
各　課　共　通	紀勢地区広域消防組合 消　防　団　等

１　事前防災行動計画（タイムライン）導入の目的

本町において、町災対本部設置までの様々な事前防災・減災活動は、各関係課等が独自に行っているが、各課等間の情報共有や全庁的な活動内容の検証、整理をより一層円滑に進めるための仕組みづくりが必要である。

「いつ（いつまでに）、誰が、何を（どのような防災行動）」を行うのか、事前に決めて整理しておくことによって、防災対策の漏れを防止するとともに、減災に寄与する目的から、事前防災行動計画（タイムライン）の考え方を取り入れた防災対策の導入について検討を行う。

２　事前防災行動計画（タイムライン）の調査・検討

本町では、事前防災行動計画（タイムライン）の考え方を取り入れた防災・減災対策の実施に向け、引き続き県や他市町の先進事例等の調査を進めるものとする。

なお、実施にあたっては、県や指定地方行政機関等の防災関係機関との調整や協力要請が必要となることも想定されるため、積極的に連携を図っていくものとする。特に、令和8年5月29日より開始される「気象防災速報」や線状降水帯予測などの新情報をタイムラインのトリガーとして適切に組み込むための検討を行う。

３　本町における事前防災行動計画（タイムライン）（試行版）の策定および検討

本町においても三重県版タイムライン（仮称）を参考に大台町事前防災行動計画（タイムライン）（試行版）を作成し、庁内各課および防災関係機関等と連携して内容および対策項目等の整理を行っていくものとする。今後は、実際の気象事象における試行運用の結果や、最新の防災気象情報の体系化を踏まえ、今後実施する計画本格改定に向けて、より実効性の高い「大台町事前防災行動計画（タイムライン）」への更新・策定を進めるものとする。

第４章　災害応急対策計画

第１節　活動体制

活　動　の　ポ　イ　ン　ト	所　管　課
1　配備基準 ・気象庁注意報発令 ・町長が必要と認めるとき　｝準備体制 災害対策本部設置 ・気象庁警報等発表 ・〃　発表される見込みが高いとき　｝警戒体制 ・町長が必要と認めるとき ・町内に大雨、暴風等による大規模災害が発生、又は予想されるとき　｝非常体制 ・町長が必要と認めるとき 2　町災対本部設置場所（優先順） 役場庁舎→川添出張所→荻原出張所→日進出張所 3　初動 勤務時間外に大規模災害が発生した場合は、動員の命令を待たず全職員が自主的に配置場所に参集。さらに、参集途上において被害状況を確認する。	各課共通 関係機関 紀勢地区広域消防組合 大台警察署 消防団

第１　計画の方針

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、災害を防御し、迅速かつ、効果的な災害応急対策が実施出来るよう、その体制について定める。

第２　組織

１　大台町防災会議

災対法第16条第５項および大台町防災会議条例（平成18年条例第137号）に基づき、地域における防災行政を総合的に運営するための組織として大台町防災会議を設置する。

その組織および所掌事務は次のとおりである。

（１）　組織

ア　会長（町長）

イ　委員　次に掲げる者20人以内で構成

（ア）　三重県警察の警察官のうちから町長が委嘱する者

（イ）　紀勢地区広域消防組合の消防長又は当該組合の消防吏員のうちから町長が委嘱する者

（ウ）　町長がその部内の職員のうちから指名する者

（エ）　教育長

（オ）　消防団団長

（カ）　町長が特に必要と認める者

（２）　所掌事務

ア　大台町地域防災計画を作成し、その実施を推進すること。

イ　災害が発生した場合において当該災害に関する情報を収集すること。

ウ　前各号に掲げるものの他、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

２　初動体制の確立

（１）　初動体制の組織構成

職員は、休日・夜間において災害が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、可能な方法により本庁等へ自身の「現在地」、「状況」、「これからの行動」等を報告したのち、それぞれの決められた各配備体制のもとに速やかに参集し、災害対策本部の設置に至るまでの間の活動の空白をなくす。

このため、職員の非常参集基準、災害対策本部の運営、活動内容等初動体制を整える。また、適格な応急対策が講じられるように、地域の被害状況を迅速に把握するための、地域や自主防災組織との組織系統も整える。

（２）　初動体制における処理事項

ア　災害に関する情報収集伝達

的確で迅速な災害応急対策実施のため、正確な情報の収集を行い、町民の生命にかかる情報については、即座に情報伝達を行う。

イ　被害状況の収集伝達

職員はできる限りの手段を講じ、正確な情報を収集し、上司に報告しなければならない。

ウ　町長、副町長および教育長に対する連絡

災害が発生した時は、直ちに町長、副町長および教育長に連絡するものとす

る。

エ　関係機関との連絡

防災関係機関と連携をとり、情報の伝達、収集を行う。

オ　職員の動員と配備体制

動員体制により直ちに職員の動員と配備を行う。

カ　警戒活動

町、消防機関は、直ちに住民の生命と財産を守るため警戒活動を行う。

災害対策本部が設置され正常な運営が出来る状態に至った時には、諸情報等を災害対策本部に引き継ぐものとする。

3　大台町災害対策本部

大台町に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、総合的な防災活動の推進を図る必要があると認めるとき、町長は大台町災害対策本部条例（平成18年条例第138号）に基づき、大台町災害対策本部を設置するものとする。

（1）　災害対策本部設置および廃止基準

ア　設置

町災対本部は、次の場合により、原則、大台町役場本庁内に設置する。ただし、役場本庁が災害のため使用不能の場合は川添出張所、荻原出張所または日進出張所の何れかに設置するものとする。

（ア）　準備体制

大台町に気象業務法に基づく次の注意報のいずれかが発令され、町長が必要と認めるとき。なお、「気象防災速報」が配信され、急激な気象状況の変化が予想される場合も含む。

a　レベル２大雨注意報

b　レベル２土砂災害注意報

c　強風注意報

d　雷注意報

（イ）　警戒体制

大台町に気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づく次の警報のいずれかが発令されたとき。また、線状降水帯による大雨の可能性に関する情報が発表された場合、早期の体制構築を検討する。

a　レベル３大雨警報（レベル４大雨危険警報）

b　レベル３土砂災害警報（レベル４土砂災害危険警報）

c　暴風警報

d　大雪警報

e　暴風雪警報

（ウ）　非常体制

a　レベル５各種特別警報（大雨・土砂災害等）が発表されたとき。

b　災害が発生し又はまさに災害が発生しようとしているとき。

イ　廃止

町長は、町域に災害の拡大するおそれがなくなり、災害応急対策がおおむね完了した場合は災害対策本部を廃止する。

ウ　設置、廃止の通知

町長は、災害対策本部を設置し、又は廃止した場合は、各防災機関に対して、通知するものとする。

エ　配備体制

町災対本部は、被害の防除および軽減並びに災害発生後の応急対策を迅速かつ的確に推進するため、次の基準による配備体制を整える。

種別	業　務	配備体制	配備基準
準備体制	必要に応じ、速やかに警戒体制に移行するための情報収集および連絡活動等を円滑に行う	事務局（状況に応じて本庁へ参集又は自宅待機）	1　町に次の注意報のいずれかが発表され、町長が必要と認めるとき （1）　レベル２大雨注意報 （2）　レベル２土砂災害注意報 （3）　強風・雷注意報等 2　台風の発生又は前線の影響による大雨等に注意が必要なとき

（注意）準備体制は、事態の推移に伴い、速やかに町災対本部を設置するための前段階の体制とし、気象情報の収集等を行う。

種別	業　務	配備体制	配備基準
警戒体制	相当の被害が近く発生することが予想され、又は発生した場合に応急対策を迅速かつ的確に行う	事務局、各班（各課）の所要人員	1　町に次の警報のいずれかが発表されたとき （1）　レベル３大雨警報 （2）　レベル３土砂災害警報 （3）　暴風・大雪・暴風雪警報 （4）　線状降水帯による大雨の可能性に関する情報（半日前予測等） 2　レベル４各種危険警報（大雨・土砂災害）が発表されたとき、又は発表される見込みが高いとき 3　町内に大雨、暴風等による災害が発生、又は予想され、町長が必要と認めるとき

※大雪、暴風雪警報については、気象情報等により判断し、必要な要員を配備する。

種別	業　務	配備体制	配備基準
非常体制	甚大な被害が発生するおそれがあり、又は発生した場合に町の総力をあげて応急救助活動にあたる	全　職　員	1　町にレベル５各種特別警報（大雨・土砂災害）が発表されたとき 2　町に各種特別警報（暴風・大雪・暴風雪）が発表されたとき 3　町内に大雨、暴風等による大規模災害が発生、又は予想されるとき 4　その他町長が必要と認めるとき

a　災害の規模および地域性等を考慮して、配備体制によりがたいと認められる場合においては、臨機応変の配備体制を整えるものとする。

b　各班長は、配備基準に基づき、所管の班ごとに配備編成計画を立てて、各班員に徹底しておくものとする。

c　職員は、自分の配置、役割について十分把握しておくとともに、招集さ

れた場合には速やかに所定の配置につかなければならない。

d　班長および各職員は、準備体制時から状況によっては警戒、非常体制に備え、速やかな行動がとれるように予め各班内で人員確認等の必要な準備をしておくものとする。

オ　職員の参集

職員の参集方法は、勤務時間内と勤務時間外に分け、次のとおりとする。

（ア）　勤務時間内の参集方法

a　災対本部事務局長は、本部長から各体制の招集の命を受けた場合は、各班長に招集の内容を伝達する。

b　各班長は、災対本部事務局長から各体制招集の伝達を受けた場合は、班員に指示し直ちに必要な体制を整えなければならない。

この場合において、庁外の者に対して招集の指示が伝わらないことのないように、各課長は準備体制時から所属職員の所在および勤務状態を把握するとともに、職員は気象状況により各体制をとると見込まれる場合には、すすんで自身から各班長または所属課長に自身の所在、勤務状態、連絡先を連絡しておくものとする。

c　配備についた職員は、上司の命令に従い、直ちに警戒活動、情報の収集等の応急対策活動を実施しなければならない。

（イ）　勤務時間外の参集方法

a　準備体制の場合

宿日直業務の受託事業者は、災害発生のおそれのある気象情報、異常現象などの通報を受けたとき、または必要があると認めるときは、直ちに総務課防災担当者へ連絡し、指示を仰ぐものとする。

報告を受けた防災担当者は、必要に応じて町長、副町長、教育長、総務課特命監等へ報告を行う。

災対本部事務局長および各班長は、予め勤務時間外の招集連絡体制を整え、各班長は班員に周知しておく。

b　警戒体制の場合

突発的に災害が発生した場合や、既に他市町で災害が発生した場合などには、連絡手段の途絶が考えられることから、それぞれ上位からの命、指

示がなくとも、各体制につく状況と思われる場合には、すすんで所属班長等に連絡を試みるとともに、自らの判断で参集するものとする。

c　非常体制の場合

非常体制に対応する災害が発生した場合、町域にかなりの被害が発生することが考えられ、通信の途絶により役場からの招集連絡は不可能となることが十分考えられることから、全職員は、各自で判断し、最も短時間に登庁できる方法で直ちに参集するものとする。

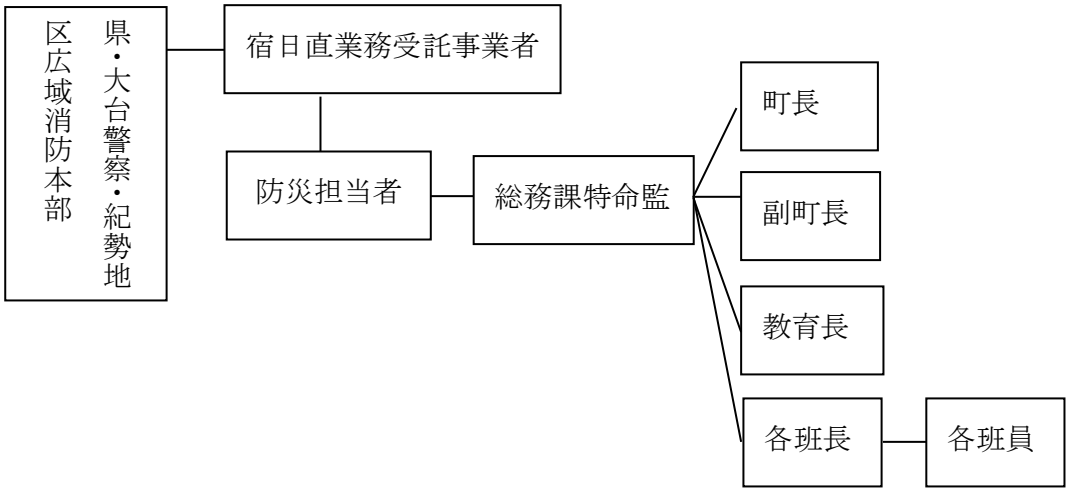

カ　参集時の留意事項

参集途上においては、自身および家族の安全を確保し、途中、火災等の人身事故に遭遇した場合には周辺住民と協力して被災者の救出活動等の必要な措置を講じてから災害対策本部に参集するものとする。

ただし、その他の援助を求められた場合は、住民の身体上の安全に支障のない限り、災害対策における自身の使命を伝えて、求めに応じずに速やかに参集することとする。

（２）　町災対本部の組織

ア　町災対本部の組織

（ア）　本部に本部長、副本部長および本部員（事務局）をおく。

（イ）　本部長に町長、副本部長に副町長および教育長があたる。

（ウ）　本部長が不在のときは、副町長が指揮をとる。また、副町長が不在のときは教育長が指揮をとる。さらに教育長が不在のときは総務課特命監が指揮をとる。

（エ）　事務局長に総務課特命監、事務局員に防災担当者があたる。

（オ）　警戒体制および非常体制の組織系統と役割

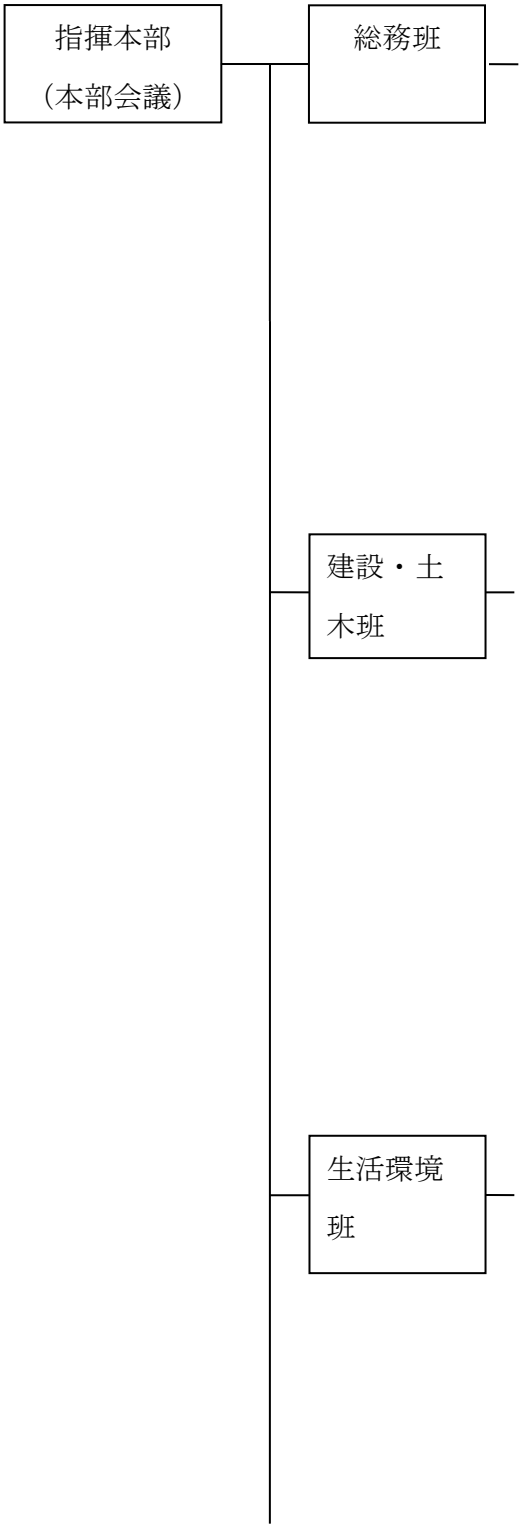

係	主な役割
総務	本部の運営、総合調整
調査	被害状況の収集、取りまとめ
連絡調整	広報、記録、外部との通信
	大台、宮川地域、各部署間の連絡調整

係	主な役割
総務	土木復旧事務の掌握
調査	土木施設、農林水産関係被害の調査、取りまとめ
応急補修	避難路の確保、障害物の除去、道路等の応急復旧
連絡調整	大台、宮川地域、各部署間の連絡調整

係	主な役割
総務	上下水道関係復旧事務の掌握
調査	上下水道関係被害の調査、取りまとめ
応急補修	上下水道の応急復旧、水道の応急供給、衛生対策
連絡調整	大台、宮川地域、各部署間の連絡調整

応急救助班

係	主な役割
総務	部内の総合調整
食糧調達	食糧の調達、調理
物資調達	物資の調達、整理、受け入れ
救出	要援護者等の救助
物資運搬	食糧、救援物資等の運搬
連絡調整	大台、宮川地域、各部署間の連絡調整
医療衛生	被災者等の健康管理、看護

日進地区現地対策班

係	主な役割
共通	日進地区の応急救助の総合調整 該当避難所の管理

川添地区現地対策班

係	主な役割
共通	川添地区の応急救助の総合調整 該当避難所の管理

三瀬谷地区現地対策班

係	主な役割
共通	三瀬谷地区の応急救助の総合調整 該当避難所の管理

荻原
地区現地
対策班

係	主な役割
共通	荻原地区の応急救助の総合調整 該当避難所の管理

領内
地区現地
対策班

係	主な役割
共通	領内地区の応急救助の総合調整 該当避難所の管理

大杉谷
地区現地
対策班

係	主な役割
共通	大杉谷地区の応急救助の総合調整 該当避難所の管理

学校保育
社会教育
班

係	主な役割
総務 連絡調整	文教・保育関係総合調整 小・中学校・保育所（園）との連絡調整

診療所班

係	主な役割
総務	負傷者受け入れ体制の整理、資機材の調達
看護・ 治療	看護、治療（訪問看護、治療を含む）

イ　本部会議

本部会議は、本部長、副本部長および本部員（事務局）をもって構成し、主として次に掲げる事項を処理する。

（ア）　災害予防に関すること

（イ）　災害応急対策に関すること

（ウ）　災害対策本部の運営に関すること

（エ）　その他本部長が必要と認める事項

ウ　本部連絡員

災害対策本部が設置された場合においては、各班は総務班の要請により連絡調整係を派遣し、本部会議その他各班の連絡に遺漏のないように措置するものとする。

エ　現地対策班の設置

避難又は応急救助活動を迅速に行うため、必要に応じて各地区に現地対策班を設置する。

■組織の概要

（ア）　各班に班長、副班長および班員を置く。

（イ）　班長が不在のときは、副班長が指揮をとる。

（ウ）　各班はおおむね次の業務を行う。

a　町災対本部との連絡

b　被害状況の調査と対策本部への連絡

c　区域内の各機関・団体との連絡

d　町災対本部からの指示、命令その他情報の住民への伝達

e　救護・救援活動

オ　各配備体制における事務分掌（別表のとおり）

（ア）　準備体制の場合

主に被災状況の情報収集およびの提供

（イ）　警戒体制・非常体制の場合

a　被災者の人命救助を最優先とする。

b　住民等の安否の確認を行う。

c　倒壊家屋の確認を行う。

d　その他人命の安全に係わる措置

カ　職員の応援要請

班長および副班長は、災害対策活動を実施するにあたり、他班の職員の応援を受けようとするときは、総務課特命監（事務局長）に要請するものとする。

キ　他機関に対する応援要請

事務局長（総務課特命監）は、各班からの要請、災害の状況から必要な場合は他機関に対して人員、物資等の応援要請を行う。

（他機関に対する応援要請計画は第32節）

別表

各　班　所　掌　事　務　表

班	所　　掌　　事　　務
総　務　班	統括係 1　災害対策本部運営に関すること 2　本部会議に関すること 3　本部長の命令指示等の伝達に関すること 4　避難指示等の発令に関すること 5　気象情報等の情報の収集に関すること 6　災害応急対策実施の総括に関すること 7　自衛隊の災害派遣要請に関すること 8　警察官の出動要請に関すること 9　国、県、他市町等関係機関に対する応援要請に関すること
	情報係 1　県災対本部との連絡調整に関すること 2　各班との連絡調整に関すること 3　消防団との連携調整に関すること 4　紀勢地区広域消防組合との連携調整に関すること 5　被害状況の収集報告に関すること 6　町民に対する情報等の広報に関すること 7　報道機関に対する発表および要請に関すること 8　災害応急対策の広報に関すること 9　災害等の記録整理に関すること
	総務係 1　職員の非常招集および解除に関すること 2　職員の服務に関すること 3　被災職員の調査に関すること 4　来庁者、職員の安全確保に関すること 5　地震対策の予備措置に関すること 6　庁舎の保安に関すること 7　町有財産の被害状況調査に関すること 8　防災行政無線等の通信施設の確保に関すること 9　町有車両の配車および車両の借り上げに関すること 10　予算、経理に関すること 11　議会との連絡調整に関すること

建設土木班	建設係 1　公共土木施設（道路、橋梁等）の被害調査に関すること 2　仮設道路等応急交通対策に関すること 3　道路、橋梁の応急措置に関すること 4　道路の障害物の除去に関すること 5　急傾斜地の被害状況および応急対策に関すること 6　河川の被害状況および応急対策に関すること 7　応急仮設住宅の建設に関すること 8　被災宅地危険度判定に関すること
	産業係 1　農作物の被害調査に関すること 2　農作物の応急対策に関すること 3　被害農作物種苗対策に関すること 4　耕地および施設関係の被害調査に関すること 5　耕地および施設の応急対策に関すること 6　林業関係の被害調査に関すること 7　林業関係施設の応急対策に関すること 8　水産関係の被害調査に関すること 9　漁業関係施設の応急対策に関すること 10　商工観光施設被害調査に関すること 11　商工会および商工団体との連絡調整に関すること 12　中小企業者に対する災害融資に関すること
生活環境班	水道係 1　上水道関係の被害調査に関すること 2　応急給水に関すること 3　上水道施設の修理・復旧に関すること
	下水道係 1　下水道・浄化槽施設の被害状況の調査に関すること 2　下水道・浄化槽施設の修理・復旧に関すること 3　災害によるし尿の処理に関すること 4　仮設トイレの設置に関すること
	環境係 1　災害時における廃棄物処理および清掃に関すること 2　ペットに関すること 3　その他災害時の生活環境（公共交通含む）に関すること

応急救助班	福祉係 1　被災町民の生活安定に関すること 2　災害救助法の適用および実施に関すること 3　避難行動要支援者の保護に関すること 4　日本赤十字奉仕団、その他社会福祉団体との連絡並びに協力要請に関すること 5　ボランティアの受入れに関すること 6　被災者の町税の減免に関すること 7　福祉施設の被害状況の調査に関すること 8　義援金の受入れに関すること
	住宅係 1　家屋の被害調査に関すること 2　罹災証明に関すること 3　応急仮設住宅の入居者および住宅応急修理者の選考に関すること 4　町営住宅の応急修理に関すること
	物資係 1　物資・食糧の調達、供給に関すること 2　燃料の調達、供給に関すること 3　救助用物資の受入れ、配給に関すること 4　生活必需品の供給に関すること
	医療衛生係 1　人的被害調査に関すること 2　医薬品および衛生資材の確保に関すること 3　薬品取扱店への協力要請に関すること 4　医療救護所の設置、医療救護班の出動要請に関すること 5　収容可能病院の把握に関すること 6　防疫活動に関すること 7　被災住民・避難住民の衛生指導に関すること 8　その他医療、救護に関すること 9　埋葬・火葬の受付に関すること 10　救出者の輸送に関すること 11　遺体安置所の保安措置に関すること 12　遺体の運搬・収容に関すること

学校保育社会教育班	学校係 1　学校等の教育施設の被害調査に関すること 2　学校等の教育施設の保全復旧に関すること 3　学校等の教育施設の利用に関すること 4　教職員・児童・生徒の被害調査に関すること 5　児童・生徒の安全確保措置に関すること 6　教職員の動員および調整に関すること 7　休校その他応急教育等に関すること 8　給食の対策に関すること 9　学用品の給与に関すること 10　避難所の設置、管理運営への協力に関すること
	保育係 1　保育園施設の被害調査に関すること 2　保育園施設の保全復旧に関すること 3　保育園施設の利用に関すること 4　保育職員・園児の被害調査に関すること 5　園児の安全確保措置に関すること 6　保育職員の動員および調整に関すること 7　休園その他応急保育等に関すること 8　給食の対策に関すること 9　避難所の設置、管理運営への協力に関すること
	社会教育施設係 1　社会教育施設および文化財の被害調査に関すること 2　社会教育施設の保全復旧に関すること 3　社会教育施設の利用に関すること 4　利用者の被害調査に関すること 5　利用者の安全確保措置に関すること 6　職員の動員および調整に関すること 7　休館等に関すること 8　避難所の設置、管理運営への協力に関すること

日進、川添、三瀬谷、荻原、領内、大杉谷地区現地対策班	1　災害対策本部との連絡に関すること 2　避難所の設置および管理運営に関すること 3　区域内の各機関、団体との連絡に関すること 4　消防分団との連絡調整に関すること 5　区域内の住民への情報伝達に関すること 6　区域内の被害調査に関すること
診療所班	1　傷病者の受け入れ体制の整理に関すること 2　傷病者の看護・治療に関すること 3　薬剤、資機材の調達に関すること４　診療所施設内の被害状況の調査 5　被災職員の調査に関すること 6　災害対策本部との連絡調整に関すること

（3）　災害救助法が適用された場合の専任体制

災害救助法が適用された場合、その事務を取り扱うため、専任職員を置く。

第３　初動マニュアルの活用

災害時に迅速、的確な行動がとれるよう災害時の初動要領等マニュアルを活用し、災害対策にあたる。

第２節　災害対策要員の確保

所　管　課	関係機関
各　課　共　通	消　防　団 大　台　警　察　署 自衛隊（三重地方協力本部等） 建 設 業 関 連 団 体

第１　計画の方針

大規模災害の発生に伴い、緊急に必要とする膨大な応急対策業務を迅速かつ確実に処理するため、職員の動員および県、防災関係機関等に応援を求めるための派遣要請についての体制を確保する。

第２　町における災害対策要員の動員

町における災害対策要員の動員は、それぞれの配備体制により動員するものとする。

第３　他の防災機関による要員の確保

災害の規模等により災害対策本部の人員のみで対処できない場合又は特殊作業のため労力、機械等が必要な場合は、次に掲げるところにより措置する。

１　労務者および車両、作業機械等の確保に係る協力要請

商工会建設業分会および大台町建設業組合との応援協定により、協力を依頼する。

また、重機オペレーター等の専門技能者の確保についても、協定に基づき迅速な出動を要請する。

２　国、県および他市町に対する職員の応援要請

本部長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、国の職員の派遣（災対法第29条第２項）、県および他市町職員の派遣（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17）等をその長に対し職員の派遣を要請し、又は知事に対し派遣の斡旋を要請するものとする。

なお、大規模災害時には、三重県知事に対し「災害時応援派遣調整チーム」の稼働を求め、広域的な受援体制の構築を図る。

更には、町長は、職員の派遣の要請および斡旋を求めるときは、次の事項を記載した文書をもって行うものとする。

（１）　派遣を要請する（斡旋を求める）理由

（２）　派遣を要請する（斡旋を求める）職員の職種別人員数

（３）　派遣を必要とする期間

（４）　派遣される職員の給与その他の勤務条件

（５）　前各号に掲げるもののほか、職員の派遣（斡旋）について必要な事項

（６）　派遣職員が活動する際の拠点（宿泊場所、食事、通信環境、移動手段等）の確保に関する事項

（７）　派遣職員に対する業務指示系統（カウンターパート方式等）の明確化

３　市町間の相互応援協力

（１）　町長は、災害が発生した場合において、応急措置を実施するため、必要があると認めるときには、他の市町長に応援を求め、災害対策の万全を期すものとする。

（２）　町長は、災害時の応援協力について、あらかじめ相互応援協定を締結するよう努めるものとする。特に、三重県内市町間での相互応援合意事項（三重県市町総合応援協定等）に基づき、被災状況に応じた応援職員の受け入れ（受援）準備を平時から整える。

４　自衛隊に対する災害派遣要請

町長は、災害に際して自衛隊の救援を必要とするときは、松阪地域防災総合事務所長を経由して知事に派遣要請を求めるものとする。また、知事に派遣要請を求めることができない場合には、町の地域に係る災害の状況を自衛隊の部隊等の長に通知することができる。派遣要請にあたっては、自衛隊から派遣される連絡員（LO）の受け入れ場所を確保し、町災対本部との情報共有を密にする。

第４　民間団体・ボランティア等の活用

１　災害ボランティアの受け入れ

町は、社会福祉協議会と連携し、被災者の生活支援等のため「災害ボランティアセンター」を設置・運営する。民間ボランティアが安全かつ効果的に活動できるよう、必要な資機材の提供や情報の共有に努める。

２　専門家等の派遣要請

被災建物の危険度判定や、被災者の心のケア、罹災証明書発行業務の支援など、高度な専門性を要する業務については、専門団体や士業団体等へ迅速に応援を要請する。

第３節　通信設備対策

活　動　の　ポ　イ　ン　ト	所　管　課
１　町の通信施設の利用 （１）　電話（携帯電話、衛星電話含む。） （２）　県防災行政無線（総務課設置） （３）　町防災行政無線（同報系、移動系） 配置場所―各区長宅 戸別受信機は全戸配置 （４）　ＮＴＴの災害時優先電話 （５）　町ケーブルテレビ （６）　大台町防災アプリ （７）　災害情報共有システム（Ｌアラート） ２　１で不足の場合は、他機関の通信施設を利用	総　務　課 戦　略　企　画　課 関　係　機　関 紀勢地区広域消防組合 消　防　団

第１　計画の方針

災害時における各種情報の収集、災害応急対策に必要な指示の伝達を迅速かつ確実に実施するため、災害通信連絡の確保に努める。

第２　通信の方法

１　公衆電気通信設備の利用

災害時において加入電話が輻輳し、通話が不能若しくは困難な場合で応急対策等のため必要があるときは、災害時優先電話および電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第８条の規定による非常・緊急通話又は電報を利用する。

（１）　災害時優先電話

町は、NTT西日本株式会社三重支店に申し出て災害時優先電話の登録を行い、通話が規制された場合の回線を確保しておくものとする。

また、災害発生時に、NTT西日本株式会社等の指定している有線電話が十分に機能し、町の電話交換システムの円滑な対応が図られるよう、常に点検整備に努める。

（２）　衛星電話の利用

電話回線の通信に支障が出ている場合は、町および紀勢地区消防組合が所持している衛星電話で、現地との連絡を行い、災害応急対策を迅速に行う。

2　防災行政用無線による通信

災害時における各種情報の伝達および被害状況を把握するため、住民への情報の一斉伝達については同報系防災行政無線を用い、その他現地との通信は移動系防災行政無線（可搬型・携帯型）を現地に配備し、迅速かつ的確な情報の伝達および連絡を行う。

3　県防災行政無線による通信

災害時における県災対本部および松阪地方部（地域防災総合事務所）等各防災関係機関との通信は、三重県防災行政無線（地上系・衛星系）により行う。

また、県災害対策本部への被害状況等の報告が困難な場合又は困難になることが予想される場合は、県災害対策本部に対する「非常時の通信に関する応援協定」に基づく相互通信の要請や、県災害対策本部に対する緊急派遣チームの派遣要請により、連絡体制の確保を図る。

4　消防団との通信

災害時において、町と消防団と相互に防災行政無線通信連絡を行い、災害応急対策を迅速に行う。

5　他機関の通信施設の利用

災害時において自己の管理する通信設備が使用できない状態になったとき、又は緊急を要するため特に必要があるときは、警察事務、消防事務、鉄道事業、電力事業等を行う機関の専用の有線通信設備又は無線設備の使用を求める。このため、平常時から最寄りの専用通信設備を有している機関と十分協議を行い、利用の手続き、通信の内容等について具体的に協定しておくものとする。

6　非常通信の利用

非常災害に際し、有線通信が途絶したとき、又は自己の無線局が不通になったときは、最寄りの無線局に非常通信を依頼することとする。このため平常時から最寄りの官公庁、会社等の無線局と十分協議を行い、非常通信が円滑に運用されるよう配慮しておくものとする。

なお、発信の手続きについては、電報発信紙その他適宜の用紙にカタカナ又は漢字まじり文で次の事項を明記して、最寄りの無線局に依頼するものとする。

（1）　あて先の住所氏名（電話がわかれば記入のこと。）

（2）　本文（一通の通信文の長さは200字以内）

（3）　発信人住所氏名（電話があれば番号記入のこと。）

（4）　余白に「非常」と必ず記入のこと。

7　町ケーブルテレビ（行政番組放送チャンネル）の利用

災害時において、町民に避難情報等の提供を行うため、町ケーブルテレビで放送できるよう整備を行う。

8　放送施設の利用

町長は、防災上緊急かつ特別の必要があるときは、あらかじめ協議して定めた手続きにより、災害に関する通知、要請、伝達および警告等の放送を放送局へ依頼する。

この場合、町長は、原則として知事を通じて依頼するものとする。ただし、やむをえない場合は放送局へ直接依頼し、事後に知事に報告するものとする。

なお、松阪ケーブルテレビステーション株式会社には、災害時緊急放送に関する協定書に基づき、防災対策又は応急対策上必要と認める事項の放送を要請することとする。また、NHKおよび民間放送事業者に対し、Lアラート（災害情報共有システム）を通じて、避難指示等の情報を迅速に提供する。

9　大台町防災アプリ

災害時において、避難情報等の提供を行うため、大台町防災アプリで配信できるよう整備を行う。

10　インターネット等の利用

町ホームページ等を活用し、住民に対しリアルタイムな被害状況や避難所開設情報等を提供する。

第３　通信設備の使用優先順位

災害発生時における通信は、相当の輻輳が予想されるので、次のものから優先して通信するものとする。

1　人命、財産に直接影響のあるもの

2　避難の指示又は立ち退き先を指示した場合の報告

3　その他応急対策並びに災害復旧等に関する重要な事項

第４節　気象予警報等の伝達

所　管　課	関係機関
各　課　共　通	消　防　団 大　台　警　察　署 紀勢地区広域消防組合

第１　計画の方針

気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づく特別警報、危険警報、警報、注意報、気象防災速報および情報、水防法（昭和24年法律第193号）に基づく洪水予報および水防警報、消防法に基づく火災気象通報等の情報を防災関係機関相互において迅速かつ的確に伝達し、防災対策の適切な実施を図り、もって被害を最小限度に防止する。

第２　警報、注意報の種類と発表の基準

１　気象警報（重大な災害が起こるおそれのあるとき）、注意報等（災害が起こるおそれのあるとき）

気象業務法に基づき津地方気象台が発表する。

特別警報の指標および危険警報・警報・注意報発表基準一覧表

令和8年5月28日現在

津地方気象台発表

大台町	府県予報区	三重県	
	一次細分区域	南部	
	市町等をまとめた地域	紀勢・東紀州	
特別警報	レベル５大雨	表面雨量指数基準	65
		流域雨量指数基準	レベル５大雨特別警報の基準値以上となる1km格子がおおむね20個以上まとまって出現し、さらに激しい雨が降

			り続くと予想される場合
	レベル５土砂災害	60分雨量および土壌雨量指数基準	基準値以上となる1km格子がおおむね10個以上まとまって出現し、さらに激しい雨が降り続くと予想される場合
特別警報	暴風	中心気圧930hPa以下又は最大風速50m/s以上の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合	
	暴風雪	中心気圧930hPa以下又は最大風速50m/s以上の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
	大雪	府県程度の広がりをもって50年に一度の積雪深となり、かつ、その後も警報級の降雪が丸一日程度以上続くと予想される場合	
危険警報	レベル４大雨	流域雨量指数基準	対象河川の格子においてレベル４大雨危険警報の基準値に到達することが予想される場合
	レベル４土砂災害		レベル４土砂災害危険警報の基準値に到達することが予想される場合（おおむね２時間先までに基準値に到達することが予想される場合に発表）
警報	レベル３大雨	表面雨量指数基準	35
		流域雨量指数基準	レベル３大雨警報の基準値に到達することが

警報			予想される場合
		複合基準 ※1	レベル３大雨警報の基準値に到達することが予想される場合
	レベル３土砂災害	60分雨量および土壌雨量指数基準	レベル４土砂災害危険警報の基準値に到達することが予想される場合（おおむね３～６時間先に基準値に到達することが予想される場合に発表）
	暴風	平均風速	20／ｓ
	暴風雪	平均風速	20／ｓ雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	12時間10㎝
注意報	レベル２大雨	表面雨量指数基準	19
		流域雨量指数基準	レベル２大雨注意報の基準値に到達することが予想される場合
		複合基準 ※1	レベル２大雨注意報の基準値に到達することが予想される場合
	レベル２土砂災害	60分雨量および土壌雨量指数基準	レベル２土砂災害注意報の基準値に到達することが予想される場合
	強風	平均風速	13／ｓ
	風雪	平均風速	13／ｓ雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	12時間５㎝
	雷	落雷等により被害が予想される場合	
	融雪		

注意報	濃霧	視程	100m
	乾燥	最小湿度30％で、実効湿度60％	
	なだれ		
	低温	冬期：最低気温－５℃以下	
	霜	早霜・晩霜期に最低気温３℃以下	
	着氷・着雪	著しい着氷（雪）が予想される場合	
記録的短時間大雨情報		１時間雨量	120mm

※1（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表しています。

（注）１　発表基準欄に記載した数値は、三重県における過去の災害発生頻度と気象条件との関係を調査して定められたものであり、気象要素によって災害発生を予想する際の目安である。なお、数値が記載されていない場合の基準については、気象庁ホームページに掲載の「特別警報の指標及び危険警報・警報・注意報発表基準一覧表（三重県）」および「別紙」各資料を参照すること。

２　注意報・警報は、その種類にかかわらず解除されるまで継続される。また、新たな注意報・警報が発表されるときは、これまで継続中の注意報・警報は自動的に解除されて新たな注意報・警報に切り換えられる。

２　水防活動に必要な予警報

津地方気象台が気象および洪水について水防活動の利用に適合するために発表する。（その種類と発表の基準は上記気象警報・注意報等の◎印による。）

3　水防警報

国土交通大臣又は知事がそれぞれ指定する河川又は湖沼について洪水による災害の発生が予想される場合において、国土交通大臣の指定する河川については国土交通省出先機関の長が、知事の指定する河川については知事又は知事の指示に基づき建設事務所長が水防を必要と認めたとき警報を発する。

4　火災気象通報

気象の状況が火災の予防上危険であると認められるときに、津地方気象台長がその状況を知事に通報する。

5　火災警報

4の通報を受けた町長が必要に応じて町内に火災警戒を促すために発令するものである。

6　気象情報

台風その他の異常気象について、その状況を具体的に説明するもので、注意報および警報の発表前あるいは発表中に刻々変わる異常気象の現況やこれらの推移について、一般の利用に供するため随時津地方気象台が発表する。

例えば、「記録的短時間大雨情報」は県下で1時間に120ミリ以上の雨量をアメダスで観測した場合、あるいはレーダー・アメダス解析雨量で解析された場合に津地方気象台が発表する。

7　気象防災速報（令和8年5月28日運用開始）

線状降水帯による急激な雨量増加や、既存の警報基準を大幅に上回る猛烈な雨が予想される場合など、避難行動の猶予が極めて短い状況において、気象庁から市町村へ直接通知される情報をいう。町は本情報を受領した場合、直ちに避難指示等の発令を検討し、住民への緊急伝達を行う。

第3　予警報等の伝達組織

気象予警報および各種情報の受領および伝達系統は次のとおりとし、迅速かつ正確に行うものとする。デジタル化の進展に伴い、気象庁や県からの情報は「災害情報共有システム（Lアラート）」を介して自動的に受領・配信される経路を主軸とする。

1　気象予警報伝達系統図

気象予警報に関する情報は、次の系統により伝達する。

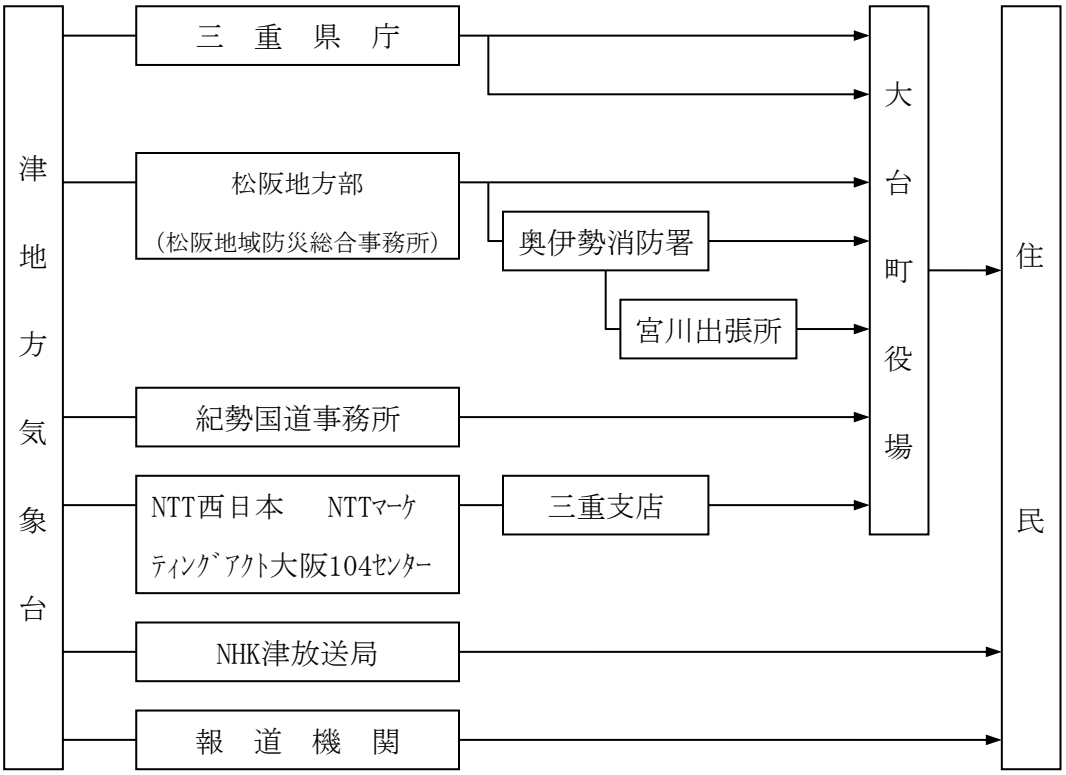

2　町における伝達系統図

町から住民への伝達系統は、次のとおりである。

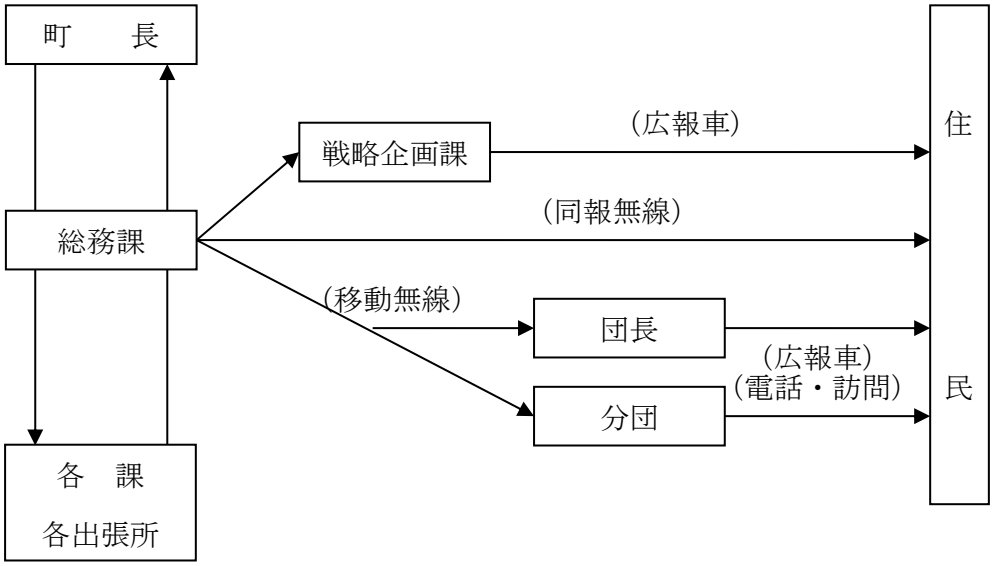

第５節　被害情報の収集・伝達

<table>
<tr><th>活　動　の　ポ　イ　ン　ト</th><th>所　管　課</th></tr>
<tr><td>1　各班による情報収集→総務班でとりまとめ整理
2　概況速報
正確かつ迅速に（警報発令時は２時間以内に電話等にて報告）
町総務班 → 松阪地方部（地域防災総合事務所） → 県災対本部</td><td>各　課　共　通</td></tr>
<tr><td>3　災害速報
被害状況が判明次第、三重県防災情報システムで逐次報告
4　中間報告
報告を求められた時に随時報告
5　確定報告
被害状況の最終報告</td><td>関　係　機　関
三　重　県
紀勢地区広域消防組合
消　防　団
大　台　警　察　署</td></tr>
</table>

第１　計画の方針

災害応急対策活動を迅速、的確に行うには、被害に関する情報および復旧状況に関する情報を早く、正確に収集し、関係機関へ連絡することが重要である。

したがって、町は災害が発生した場合又は災害の発生が予想される場合には、速やかに所掌の情報を収集把握して、災害応急対策方針を決定するとともに、県災対本部に報告するものとする。

第２　関係機関からの情報収集

町災対本部は防災関係機関からの情報を収集し、災害対策活動に活用するものとする。

また、安否不明者および行方不明者については、要救助者の迅速な把握のため、関

係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行う。なお、SNS上の救助要請情報や、ドローン等の無人航空機による上空映像も活用し、死角のない情報収集に努める。

なお、関係機関との連絡方法は、次のとおりである。

町	⇔ 三重県・紀勢地区広域消防組合・大台警察署	電話（衛星電話含む）、県防災情報システム、県防災行政無線、テレビ会議システム
町	⇔ 大台町消防団	電話（衛星電話含む）
町	⇔ 自主防災組織	電話、防災行政無線（移動系）

第３　被害情報の収集

１　災害発生直後の措置

災害応急対策を決定するために発生直後に行う被害調査は、原則として応急救助班（住宅は税務住民課職員）、建設土木班が行う。ただし、被害が甚大な場合は、町長が指名した職員を増員するものとする。孤立集落の発生が予想される場合は、当該地区の区長や防災士等の協力を得て、優先的に情報収集を行う。

２　被害調査の報告

発生直後に行う被害調査により収集された情報は、調査項目毎に担当課がとりまとめ、松阪地域防災総合事務所を通じ、県災対本部に報告を行う。災害の報告は、三重県防災情報システムにより行うものとするが、停電、ネットワークの切断等により同システムが使用できない場合においては、様式第１～３号にてファックス、電子メール等により報告する。

通信手段の途絶により松阪地域防災総合事務所および県災対本部に連絡できない場合には、町は直接消防庁へ連絡するものとする。

被害状況等の報告に係る消防庁への連絡先は次のとおりである。

ＮＴＴ回線	消防防災無線	地域衛星通信ネットワーク
03－5574－0119 03－5574－0190（ＦＡＸ）	6060 6069（ＦＡＸ）	87－048－500－6060 87－048－500－6069（ＦＡＸ）

３　被害調査の追加措置

被害調査員のみでは調査が不足の場合又はさらに詳細な調査が必要な場合は、各班により調査班を編成し、次の区分により被害調査を行う。班の人員が不足する場合は、災害の状況に応じて班員の調整を行う。

4　住民への広報・広聴

調　査　項　目	担　当　班
公　共　建　物　被　害	総務班
公 共 土 木 施 設 被 害	建設土木班（建設係）
農　林　業　施　設　被　害	建設土木班（産業係）
農　林　・　畜　産　被　害	
商 工 ・ 観 光 関 係 被 害	
水　道　被　害	生活環境班
下　水　道　被　害	
人　的　被　害	災害救助班
福　祉　施　設　被　害	
医　療　施　設　被　害	
住　家　被　害	
文　教　施　設　被　害	学校保育社会教育班
保　育　施　設　被　害	

第４　収集すべき被害情報

町は、関係機関と協力し、次に掲げる項目について把握するものとする。なお、被害報告の際の用語の解釈は、別表のとおりである。

〇災害発生直後

1	人命危険の有無および人的被害の発生状況
2	家屋等建物の倒壊状況
3	火災等の二次災害の発生状況および危険性

4	避難の必要の有無および避難の状況
5	住民の動向
6	道路および交通機関の被害状況
7	電気、水道、電話等ライフラインの被害状況
8	その他災害の発生拡大防止措置上必要な事項

○その後の段階

1	被害状況
2	立退き避難の指示、緊急安全確保措置の指示又は警戒区域の設定状況
3	避難所の設備・避難生活の状況
4	食料、飲料水、生活必需物資等の供給状況
5	電気、水道、電話等ライフラインの復旧状況
6	医療機関の開設状況
7	医療救護所の設置および活動状況
8	傷病者の収容状況
9	道路および交通機関の復旧状況

第５　通信ボランティアの活用

大規模な災害発生時で情報収集要員が不足した場合には、アマチュア無線、インターネット通信利用者等の通信ボランティアの協力を得ることとし、平常時からその体制を整備する。

別表

被害報告の内容基準

区分	被害の種類	説明
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認した場合又は死体を確認することができないが死亡したことが確実な場合
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある場合とする。
	重傷者（軽傷者）	災害のため負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある場合のうち、「重傷者」とは１月以上の治療を要する見込みの場合とし、「軽傷者」とは、１月未満で治療できる見込みの場合とする。
住家被害	住家	現実に住家のために使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	非住家	住宅以外の建築物をいうものとする。なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に、常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。
	住家全壊（流失、全焼）	住家が滅失したもので、具体的には住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの又は住家の主要構造物の被害額がその住家の時価の50%以上に達した程度のものとする。 戸数並びに世帯数および人員を報告する。なお、住家被害戸数については「独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物又は完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定する。（半壊半焼も同様）
	住家半壊	住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの又は住家の主要構造物の被害額がその住家の時価の20%以上50%未満のものとする。

住家被害	住家床上浸水		住家の床以上に浸水したものおよび全壊（焼）、半壊（焼）に該当しないが、土砂、竹木等のたい積等のため、一時的に居住することができないものをいう。 ただし、同一の家屋で被害の程度が半壊以上に達している場合は、全壊又は半壊として取扱う。
	住家床下浸水		床上浸水にいたらない程度に浸水したもの
	住家一部破損		半壊（焼）、床上浸水、床下浸水に至らない程度のもの。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さいものは除く。 なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に、常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。
	公共施設関係		官公署、庁舎、学校、病院、公民館、神社、仏閣、教会その他これに類するもの
その他	田・畑	流失、埋没	耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため耕作が不可能となった場合および植付作物が流失した場合
		冠水	植付作物の先端が見えなくなる程度に水につかった場合
	道路		道路法に定める市町道以上の道路
	道路決壊		自動車の通行が不可能となった程度の被害
	橋梁		町道以上の道路に架設した橋梁
	堤防		河川の堤防
	その他の被害		通信施設被害、山林被害、農林業施設被害（農道、林道、町道を含む。）、農作物被害等のうち報告を必要とするもの
	世帯		生計を一にしている実際の生活単位をいう。したがって、同一家屋内の親子夫婦であっても、生活の実態が別々であれば、当然二世帯となるわけである。また、主として学生等を宿泊させている寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので、共同生活を営んでいるものについては、

その他		原則として、その寄宿舎を一世帯として取扱う。
	被　災　世　帯	全壊（焼）、流失、半壊（焼）、床上浸水の被害を受けた世帯とする。
	被　　災　　者	被災世帯の構成員

様式第１号

概　　況　　速　　報

（　　市
町　　報
村　　）

年　月　日　時　分現在

受信方法		発信者	
受信時間	日　時　分	受信者	

地区名	被害の程度	被害の種類	正確度

備考１　被害の程度は、被害甚大、被害大、被害小、被害なしの４段階に区分する。

（区分別）		略号	
（１）	被害甚大	A	一地区の半数以上が半壊、半焼、床上浸水程度の被害
（２）	被害大	B	一地区の半数以上が、一部破損、床下浸水程度の被害
（３）	被害小	C	（1）（2）よりは被害が少ないと思われるもの
（４）	被害なし	D	

２　被害の種類は、人的、家屋、公共施設、船舶、山崩れ等被害をうけた主なもの

３　正確度は、見込、確認の別

様式第２号

〔災害状況速報〕

<table>
<tr><td colspan="2">市町村名</td><td colspan="3"></td><td colspan="3">区　　分</td><td>被　　害</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">災害名
報告番号</td><td colspan="3" rowspan="2">災害名
第　　報
（　月　日　時現在）</td><td rowspan="6">そ
の
他</td><td rowspan="4">田</td><td>流出・埋没</td><td>ha</td><td></td></tr>
<tr><td>冠　　水</td><td>ha</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">報告者名</td><td colspan="3" rowspan="2"></td><td rowspan="4">畑</td><td>流出・埋没</td><td>ha</td><td></td></tr>
<tr><td>冠　　水</td><td>ha</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3">区　　分</td><td>被　　害</td><td>文教施設</td><td>箇所</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="4">人的被害</td><td colspan="2">死　　者</td><td>人</td><td></td><td>病　　院</td><td>箇所</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">行方不明者</td><td>人</td><td></td><td>道　　路</td><td>箇所</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">負傷者</td><td>重傷</td><td>人</td><td></td><td>橋　　梁</td><td>箇所</td><td></td></tr>
<tr><td>軽傷</td><td>人</td><td></td><td>河　　川</td><td>箇所</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="15">住家被害</td><td rowspan="3">全　　壊</td><td>棟</td><td></td><td>港　　湾</td><td>箇所</td><td></td></tr>
<tr><td>世帯</td><td></td><td>砂　　防</td><td>箇所</td><td></td></tr>
<tr><td>人</td><td></td><td>清掃施設</td><td>箇所</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="3">半　　壊</td><td>棟</td><td></td><td>崖くずれ</td><td>箇所</td><td></td></tr>
<tr><td>世帯</td><td></td><td>鉄道不通</td><td>箇所</td><td></td></tr>
<tr><td>人</td><td></td><td>被害船舶</td><td>隻</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="3">一部破損</td><td>棟</td><td></td><td>上　水　道</td><td>箇所</td><td></td></tr>
<tr><td>世帯</td><td></td><td>下　水　道</td><td>箇所</td><td></td></tr>
<tr><td>人</td><td></td><td>電　　話</td><td>回線</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="3">床上浸水</td><td>棟</td><td></td><td>電　　気</td><td>戸</td><td></td></tr>
<tr><td>世帯</td><td></td><td>ガ　　ス</td><td>戸</td><td></td></tr>
<tr><td>人</td><td></td><td>ブロック塀等</td><td>箇所</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="3">床下浸水</td><td>棟</td><td></td><td colspan="2">り災世帯数</td><td>世帯</td><td></td></tr>
<tr><td>世帯</td><td></td><td colspan="2">り災者数</td><td>人</td><td></td></tr>
<tr><td>人</td><td></td><td rowspan="3">火災発生</td><td>建　　物</td><td>件</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">非住家</td><td>公共建物</td><td>棟</td><td></td><td>危　険　物</td><td>件</td><td></td></tr>
<tr><td>そ　の　他</td><td>棟</td><td></td><td>そ　の　他</td><td>件</td><td></td></tr>
</table>

区　　分			災害対策本部	名称	
公共文教施設	千円				
農林水産業施設	千円			設置	月　日　時　分
公共土木施設	千円			解散	月　日　時　分
その他公共施設	千円				
小　　計	千円				
公共施設被害市町村数		団体			
その他 農産被害	千円				
林産被害	千円				
畜産被害	千円				
水産被害	千円				
商工被害	千円				
その他	千円		消防職員出動延人数	人	
被害総額	千円		消防団員出動延人数	人	
備考	災害発生場所 災害発生年月日 災害種類概要 消防機関の活動状況 その他（避難の指示等の状況）				

※　被害額は省略することができるものとする。

様式第３号

被　害　状　況　調　書

（　　年　　月　　日　　時　　分現在）　　市町村名

人的被害	死者			ア	人
	行方不明			イ	人
	負傷	重傷		ウ	人
		軽傷		エ	人
		小計		オ	人
	計			カ	人
住家の	棟数	全壊、全焼および流失		キ	棟
		半壊および半焼		ク	棟
		一部破壊		ケ	棟
		床上浸水		コ	棟
		床下浸水		サ	棟
	世帯数及	全壊、全焼および流失	世帯	シ	世帯
			人員	ス	人
		半壊および半焼	世帯	セ	世帯
			人員	ソ	人
		一部破損	世帯	タ	世帯
			人員	チ	人

被害	び人員	床上浸水	世帯	ツ	世帯
			人員	テ	人
		床下浸水	世帯	ト	世帯
			人員	ナ	人

報告	発信	月　日　時　分	発信者	
	受信	月　日　時　分	受信者	

（注）　災害救助法によるもの。

第６節　災害広報対策

活　動　の　ポ　イ　ン　ト	所　管　課
1　部内の役割分担の決定 2　問い合わせ電話への対応 3　被害状況調査結果および応急対策状況の把握 4　広報事項の整理（緊急広報事項の決定） 5　広報車両、掲示板等の確保 6　防災関係機関との連絡（情報の入手） 7　住民要望事項の広聴活動の実施 8　被害状況、生活情報、安否情報等被災者に必要な各種情報に最も適した広報手段の選択 9　避難行動要支援者への情報提供は、ボランティア等に協力を依頼	総　務　課 戦略企画課

第１　計画の方針

災害が発生し、又は発生するおそれのある場合において、報道機関および一般住民に対して災害情報、災害応急対策の実施状況等を迅速かつ的確に周知することで心身の安定と社会秩序の維持を図る。

また的確な情報発信により住民との信頼関係を構築することで、円滑な災害活動を図る。

第２　実施責任者

災害時の広報活動は、総務班が行う。ただし、勤務時間外に突発的大災害が発生し緊急を要する災害情報は、関係部において積極的に防災関係機関への通報に努め、総務班に報告する。

第３　広報の手段

防災行政無線、大台町防災アプリ、広報車、ケーブルテレビ、電話、災害情報共有システム（Lアラート）等を通じて迅速に報道するともに、被害の大要、応急対策の実施状況等については、広報紙やチラシの配布、掲示板への掲示を通じて周知するものとする。

対　象　機　関	方　　法
報　　道　　機　　関	口頭、文書、電話、メール
各 防 災 関 係 機 関	電話、広報車、連絡員の派遣、メール
一 般 住 民 、 被 災 者	広報車、防災行政無線、大台町防災アプリ、ケーブルテレビ、広報紙、エリアメール、ホームページ
庁　　内　　各　　課	庁内放送、庁内電話、口頭、庁内メール
その他必要とするもの	各戸配布、回覧、掲示板、新聞折込み

第４　広報の内容

１　広報内容

被災者等への広報内容の主なものは、次のとおりとする。

（１）　災害発生状況

（２）　気象予警報および地震に関する情報

（３）　主要道路情報

（４）　公共交通機関の状況

（５）　電気、水道等公益事業施設状況

（６）　医療救護所の開設状況

（７）　給食、給水実施状況

（８）　衣料、生活必需品等供給状況

（９）　河川、橋梁等土木施設状況（被害状況、復旧状況等）

(10)　被災者の安否に関する情報

(11)　ボランティアに関する情報

(12)　避難所に関する情報

(13)　住民の心得等民心の安全および社会秩序保持のための必要事項

(14)　保育園児および小中学校児童生徒の避難状況

2　広報手段

災害時に有効な広報手段としては次のようなものがある。

伝達手段	種別	特色
広報車	㊙ ㊥	発災直後から様々な情報の伝達、注意の喚起に利用
防災行政無線	㊙ ㊥	〃
大台町防災アプリ	㊙ ㊥	〃
ケーブルテレビ	㊙ ㊥	〃
掲示板	㊥ ㊛	各避難所や地域の拠点に設置。被災者同士の情報交換にも有効
広報紙	㊥ ㊛	各避難所に配布。最も重要、確実な情報提供手段のひとつ
新聞折り込み	㊥ ㊛	避難所以外の被災者に確実に情報提供が可能
インターネット	㊙ ㊥ ㊛	町がインターネットで入手した情報を防災行政無線・広報車等により被災者に伝達

㊙　被害状況　　㊥　生活情報　　㊛　安否情報

第５　避難行動要支援者への対応

視聴覚障害者や外国人等の情報弱者については、ボランティア等の支援を得て、適切な情報提供に配慮する。外国人住民に対しては、「やさしい日本語」や翻訳アプリ等を活用した多言語情報発信に努める。

第６　住民相談窓口の設置

町は、被災者のための相談窓口を役場庁舎および各避難所等に設置するものとする。

第７　報道機関への情報の発表

1　報道機関は、極めて広範囲に、かつ迅速に伝達できるため、総務班は、災害、復旧に関する情報を迅速に報道機関に対して発表する。

2　報道機関による情報発信は広範囲に同時、瞬時に発信されるため、提供する情報内容は十分確認し、特に数値については時間経過で変動し得るものは後に更新された場合との混同を避けるため、現在時を明らかにして発表することとし、また、発信情報の行き違いを避けるため、発信窓口は総務班に統一して行う。

第８　災害資料および情報の収集

１　収集した災害情報を記録、整理するため、総務班に記録係をおくものとする。

２　各班長は、必要に応じ現場に職員を派遣して、災害写真撮影等の現地取材を行う。また、防災関係各機関は、災害写真等の資料を収集したときは、その内容を速やかに記録係に連絡するものとする。

３　災害に関する情報を発信したときは、発信日時、発信者、受信先、情報内容を記録して保管する。

４　必要に応じ、「災害写真」「災害壁新聞」「災害記録ビデオ」を作成する。

第９　個人情報の取り扱い

災害情報の多くに個人情報が含まれるため、個人情報を含む災害情報を広報する場合は、原則として生命と財産に関り急を要す場合とし、個人のプライバシー保護に努めるものとする。ただし個人情報を含む情報であっても、次に掲げる場合は社会情報として広報するものとする。

１　被災地における安否情報を広報する場合

２　被災地状況を広報する場合に、やむを得ず個人の財産が映写される場合

３　本人から収集され、既に報道された事項に係る災害情報を広報する場合

４　その他社会的に要求されている災害情報を広報する場合

第10　広聴活動

１　広報車による広報活動と同時に地域における広聴活動を強化する。

２　災害について、住民から要望事項を聴取した職員および関係機関は、速やかに総務班又は防災関係機関に連絡するものとする。

第11　災害時における安否不明者・行方不明者、死者の氏名等の公表

災害時における安否不明者・行方不明者、死者の氏名等の公表については、救助活動の効率化・円滑化や被災者の権利利益保護の観点から、県が定める「災害時における安否不明者･行方不明者､死者の氏名等の公表方針」に基づき取り扱うこととする。

特に発災直後の安否不明者情報については、救助活動の緊急性に鑑み、県と緊密に連携して迅速な公表の判断を行うものとする。

【参考】三重県の「災害時における安否不明者・行方不明者､死者の氏名等の公表方針」

災害時における安否不明者・行方不明者、死者の氏名等の公表に係る取扱いについては、救助活動の効率化・円滑化や被災者の権利利益保護の観点から、次のとおり取り扱うこととする。

1　安否不明者および行方不明者

県は、救助活動の効率化・円滑化のための必要性が認められる場合、安否不明者および行方不明者に関する情報を原則として公表する。ただし、市町において住民基本台帳の閲覧等制限が措置されている等、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合は非公表とする。

2　死者

県は、遺族の意向を尊重して、死者に関する情報を公表する。ただし、市町において住民基本台帳の閲覧等制限が措置されている等、第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合は非公表とする。

3　公表する情報

氏名、住所（市町村名および大字名）、性別、年齢（発災時）なお、氏名を非公表とする場合でも、住所（市町村名）、性別、年代を個人が特定されない範囲で公表する。

4　運用開始日

令和５年８月23日

安否不明者：災害が発生した地域において当人と連絡が取れず安否が不明である者
行方不明者：当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いがある者
死　　者：当該災害が原因で死亡し、死体を確認した者又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者

第７節　避難対策

活　動　の　ポ　イ　ン　ト	所　管　課
１　災害の状況により立退き避難、緊急安全確保措置の指示を実施　⇒　県に報告 ・提示事項　→　指示者、避難理由、避難順位、避難場所、避難経路、携帯品等注意事項 ２　避難所の開設と運営 （１）　職員の派遣 （２）　避難施設の点検（建物、水道、電気等の被害状況調査） （３）　地区別による避難者の区分け （４）　避難行動要支援者用スペースの確保 （５）　水、食糧、入浴施設、仮設トイレ等の確保 ３　避難行動要支援者への対応 各避難所（学校）に必要に応じ介護を必要とする避難者の専用区画を設置 ４　学校における避難計画　⇒　各校において作成	総　務　課 建設上下水道課 福　祉　課 健康ほけん課 教育委員会 関　係　機　関 消　防　団 大台警察署

第１　計画の方針

町内において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、危険区域内にある住民に対して安全な場所へ避難のための立退きを指示し、又は緊急に安全を確保するための措置を指示する等、人命の被害の軽減を図るとともに、それらの避難者および居住の場所を失った者を一時的に収容するための避難所等について定める。

第２　自主避難の指導

町長は、避難を必要とする危険地区をあらかじめ定めるとともに、その地域や住民に対しては、避難場所、避難経路、避難の方法等を事前に周知することにより、自主的な避難や不測の事態等の緊急避難が実施できるように指導しておくものとする。

第３　立退き避難、緊急安全確保措置に係る指示

１　実施責任者

立退き避難の指示又は緊急安全確保措置に係る指示の実施責任者は、災害の種類により次のとおり定める。なお、町長は関係機関と連絡を密にし、住民の避難の的確な措置を実施する。

実施責任者	災害の種類	要件	根拠法
町長	災害全般	【避難指示】 ・災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときおよび急を要すると認めるとき。 【緊急安全確保措置】 ・災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことによりかえつて人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるとき。	災対法第60条
知事	災害全般	町長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったと認めるとき。	災対法第60条
警察官	災害全般	町長が避難のための立退き若しくは緊急安全確保措置を指示することができないと認めるとき、又は町長から要求があったとき。	災対法第61条
		人命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれのある天災等危険な事態がある場合	警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）第４条
知事、その命を受けた職員	洪水	洪水の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるとき	水防法第29条
知事、その命を受けた職員	地すべり	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき。	地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第25条
自衛官	災害全般	災害派遣を命じられた部隊の自衛官において、災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその現場にいない場合	自衛隊法（昭和29年法律第165号）第94条

2　立退き避難の指示又は緊急安全確保措置に係る指示

町長等は、立退き避難の指示又は緊急安全確保措置に係る指示を次の場合に行うこととし、気象予報および現地情報、過去の災害発生事例等、あらゆる情報を総合的に判断し、住民の生命と財産に被害が発生する可能性があると判断した場合には、一切の躊躇をすることなく直ちに避難指示等を発令する。

また、「気象防災速報」が配信された場合は、対象地域の状況に応じ、直ちに「避難指示」または「緊急安全確保」を発令し、命を守る行動を最優先させる。

（1）　避難指示

災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難のための立退きを指示（以下「避難指示」という。）する。

（2）　緊急安全確保措置

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことによりかえつて人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避その他の緊急に安全を確保するための措置（以下「緊急安全確保措置」という。）を指示する。

資料第21「土砂災害に関する避難勧告等発令基準」に該当する場合

3　避難指示等の伝達内容

避難指示等の周知徹底のため、次の事項を明確にするものとする。

（1）　指示者

（2）　避難理由

（3）　避難順序

（4）　避難先

（5）　避難経路等

（6）　避難対象地域

（7）　その他注意事項

ア　避難後の戸締り

イ　家屋補強

ウ　携帯品（食料、水筒、タオル、チリ紙、懐中電灯、携帯ラジオ等必要最少限度のもの）

エ　服装（ヘルメット、頭巾、雨合羽、防寒用具等）

4　避難指示等の伝達の方法

（1）　サイレンによる避難信号の発信

サ　イ　レ　ン	1分	5秒	1分	5秒	1分

（注）　信号にあたっては、適当な時間継続するものとする。

（2）　防災行政無線による放送の実施

（3）　消防車・広報車による町内巡回放送

（4）　消防団員による個別訪問

（5）　区長・連絡員による各戸伝達

5　県に対する報告

町長等が避難指示等を発令したときは、次の事項を記録するとともに、その旨を松阪地域防災総合事務所を通じ知事に報告するものとする。

（1）　発令者

（2）　発令の理由および発令日時

（3）　避難の対象区域

（4）　避難先

（5）　その他

6　防災関係機関への連絡

（1）　施設の管理者への連絡

町内の避難場所として利用する学校、公民館等の施設の所有者又は管理者に対し、事前に連絡し協力を求める。

（2）　警察、消防等の機関への連絡

避難住民の誘導、整理のため警察等の関係機関に指示等の内容を伝え協力を求める。

（3）　隣接市町への連絡

隣接市町の施設を利用しなければならない住民に対し、避難指示等を行うときは、その内容を直ちに関係市町へ連絡し協力を求める。

7　ダムの放流に伴う避難の指示等

（１）　町は、ダム管理事務所と連携して、ダムの流入量および放水量の連絡を逐一受けるものとする。

（２）　町は、水位の通報を受けて、近隣住民の避難が必要と判断した場合、又は異常洪水時防災操作（ただし書き操作）を行う旨の通報（３時間前予告）があった場合は、避難の指示等を発令するものとする。

第４　避難所運営マニュアルの活用

避難所運営については、マニュアルを活用して対策に当たる。

第５　避難誘導および避難所の開設等

１　避難誘導

（１）　事前処理

町長は、避難のための立退きの万全を図るため、避難場所、避難経路および避難方法等をあらかじめ住民に周知徹底させておくものとする。

（２）　避難誘導

避難者の誘導は、警察官、消防団員、町職員等が行うが、状況に応じ区長、自主防災組織等の協力を得て、安全と統制を第一に誘導し、必要に応じて誘導用ロープ等を使用して安全を図るものとする。

（３）　避難順位

避難の順位は原則として次のとおりとする。

ア　高齢者、乳幼児、病人、身体がい者、妊産婦等とこれらに必要な介助者

イ　一般町民

ウ　防災関係者

（４）　移送の方法

避難立退きに当たっての移送および輸送は、避難者が各個に行うことを原則とする。ただし、避難者が自力により立退き不可能な場合においては、車両等によって行うものとする。

（５）　避難者の大規模移送

被災地が広域で大規模な立退き移送を要し、本町のみでは措置できないときは、町は松阪地域防災総合事務所に避難者移送の要請をするものとする。

なお、事態が急迫しているときは、直接隣接市町、警察署等に連絡して実施するものとする。

（６）　携帯品の制限

避難誘導者は、避難立退きに当たっての携帯品を必要に応じ最小限度に制限

し、円滑な立退きができるよう適宜の指導をするものとする。

（７）　広域避難の実施

災害の発生に伴い、避難者の避難先を町内の避難所とすることが困難であり、かつ、避難者の生命又は身体を災害から保護するため、当該避難者を一定期間他の市町に滞在させる必要があるときは、その受入れについて避難先の市町と協議する。

なお、避難者の受入れを他の都道府県の市町村へ要請する必要がある場合は、避難先の市町村が所在する都道府県との協議を県に要求する。

２　避難所の開設および管理等

（１）　避難所の開設

町長は、災害の状況により必要に応じて避難所又は避難地を開設し、被災者を収容保護する。なお、町の避難所は、資料編に定めるとおりである。

（２）　知事への報告

避難所を設置したときは、直ちに開設状況等について、次により知事に報告するものとする。

ア　避難所開設の日時および場所

イ　箇所数および収容人員

ウ　開設期間の見込

（３）　避難所の周知

避難所にはその旨を地域住民に周知させる標示を行う。また、広報車および町防災行政無線等を通じ、避難所を周知させる。

（４）　避難所管理職員

避難所を開設し、避難住民を収容したときは、直ちに各避難所に避難担当の所属職員を派遣し駐在させ、避難住民の管理に当たらせる。

（５）　避難住民の把握

避難所管理職員は、避難住民の実態把握と保護に当たるものとし、本部との情報連絡を密に行う。

（６）　開設状況の記録

避難所管理職員は、避難所開設状況（開設日時、場所、収容人員等）を日々記録し、避難者名簿を作成するものとする。

（７）　避難所の管理・運営

避難所の運営および管理にあたっては、町および各避難所の避難所運営マニ

ュアルに沿って行うが、特に次の点に留意して、適切な管理を行う。

ア　避難所における情報の伝達、食料等の配布、清掃等について、避難者、住民、自主防災組織等の協力が得られるように努めるとともに、必要に応じて、県、他の市町に対し協力を求める。食料等の配布にあたっては、食事の配慮が必要な人をはじめ、年齢、性別のニーズの違いに対応できるよう、食の知識を有する管理栄養士などを活用する。

イ　避難所の運営に積極的に女性を参画させるとともに、男女のニーズの違いや性の多様性などの視点に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。

ウ　避難所における生活環境に注意を払い、良好な生活の確保に努めるとともに、避難者のプライバシーの確保にも配慮する。

エ　被災地、特に避難所においては、生活環境の激変に伴い、被災者が心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つよう努めるとともに、健康状態を十分把握し、必要に応じて医療救護所を設ける。

オ　高齢者、障がい者等要配慮者について、必要と認められる者から順次、福祉避難所に移送するとともに、避難所での生活については、心身双方の健康状態に特段の配慮を行い、常に良好な衛生状態を保つよう心がける。また、必要に応じて医療救護所の設置、ホームヘルパーの派遣、車椅子の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得て実施するとともに、県の協力も得ながら、保健師、管理栄養士、災害支援ナース等専門職を派遣する。

カ　避難者によっては、長期間にわたる避難所生活が肉体的・精神的に大きな負担となることから、避難者の自宅について、県と連携して被災宅地危険度判定を実施し、自宅の安全性が確認できた避難者に帰宅を促すとともに、自宅に戻れない避難者についても、縁故先への避難や応急仮設住宅、公営住宅、民間住宅等を斡旋する等の支援により移住を促し、避難所開設期間の短期化を図るよう努める。

キ　帰宅困難者については、交通機関が停滞しているときは、一斉帰宅を抑制するとともに、状況に応じて、早期の帰宅の促進を検討する。

ク　ペット同行の避難者に対しては、ペットの管理場所を指定するなど、飼い主責任を基本とした同行避難に配慮した対応に努める。

ケ　ボランティア団体等の協力を得て避難所外避難者の把握に努めるとともに、

避難所外避難者に対しても、情報の伝達食料等の救援物資の配布、いわゆるエコノミークラス症候群対策等の健康管理方法に配慮した対応に努める。

コ　感染対策として、密閉空間・密集場所・密接場面を減らすことや一人あたりの占有スペースの確保、体調管理、ゾーン分け等に努める。

サ　外国人向けに避難所において多言語標記または「やさしい日本語」の活用に努める。

シ　避難所の安全を確保するため、夜間を含め中心に避難所の出入り口や避難所内での警備体制の確保に努める。女性や子どもが安心して過ごせるよう、避難所の入り口や共用部分の夜間照明、防犯パトロールの強化に努める。

ス　TKB（トイレ・キッチン・ベッド）の確保：速やかに簡易ベッド（段ボールベッド等）の導入を図り、床からの冷えや埃による健康被害を防ぐとともに、温かい食事の提供体制（キッチン）の早期構築に努める。

（８）　長期化への対応

ア　町、施設管理者、避難者（自主防災組織）、ボランティア等により避難所運営委員会を設置し、自主的な運営が図られるよう組織編成を行う。

イ　避難の長期化に対応して、間仕切りの設置等避難者のプライバシーの確保に配慮する。

ウ　介護の必要な避難行動要支援者が一般の避難者との共同生活が困難な状況となった場合は、避難所（学校等）に避難行動要支援者専用の区画を設け、必要なスタッフを確保する。

エ　学校を避難所として長期に使用する場合は、教育の再開に配慮する。

オ　避難生活の長期化につれて、避難者の苦情、生活不安等への対処が必要であり、町は相談所を設ける等の措置をとるものとする。

カ　福祉避難所の不足が予想される場合は、町内の宿泊施設や福祉施設との協定に基づき、速やかに受け入れ体制を拡張する。

３　避難所の閉鎖

町長は、災害の状況により避難者が帰宅できる状態になったと認める場合は、避難所の閉鎖を決定し、指示する。ただし、避難者のうち帰宅困難な者がある場合については避難所を縮小して存続させる等の措置をとる。

（資料第10－２　避難所一覧）

第６　学校等における避難計画

保育園および小・中学校における園児、児童、生徒の集団避難については、次の避

難計画のとおりとし、慎重にして安全かつ迅速な避難の実施を期するものとする。

１　実施責任者

実施責任者は、保育園は園長、小・中学校は校長とする。

２　避難誘導の要領、措置

（１）　実施責任者は、状況判断のうえ、保育園（所）および小・中学校の避難計画を基に実施する。

（２）　実施責任者は、避難誘導の状況を保育園（所）にあっては町長に、小・中学校にあっては教育長に報告する。

（３）　災害時には、人命尊重を第一に考えて行動する。

３　避難等の具体的計画

実施責任者は、災害時の職務の担当、避難の指示の方法、具体的な避難の場所、経路、誘導の方法等について計画をたて、明らかにしておく。

４　実施責任者は、毎年１回以上避難訓練をするとともに、必要あるときは避難計画を修正する。

第７　避難行動要支援者の避難

災害により、特に避難所において長期避難が必要な事態となった場合で、一般の避難者との共同生活が困難な介助を必要とする高齢者等の避難行動要支援者に対して、町は、避難所（学校等）に避難行動要支援者専用の区画を設け、町社会福祉協議会、日赤奉仕団、ボランティア等の協力を得て避難行動要支援者の避難を支援する。

また、必要に応じて福祉避難所に移送する。

第８　指定避難所外避難者への支援

過去の大規模地震災害においては、指定避難所以外に車やテントで避難生活を送った人が多く、特に際立ったのは、自動車利用の車中泊避難であった。町は、車中泊等の避難所外避難者の支援ための必要な措置をとる。

１　指定避難所外避難者、車中泊避難者の状況調査

指定避難所以外の避難場所の発生については、自治会や、自主防災組織等の協力を得て、避難状況（場所、人数、支援の要否・内容等）の把握に努める。

２　指定避難所外避難者、車中泊避難者への支援

（１）　支援の内容

指定避難所以外に避難した避難者や車中泊避難者に対しても柔軟に対応し、必要な支援に努める。

ア　新たな避難先の提供（避難施設、テントなど）

イ　飲料水、食料、生活必需品等の供給

ウ　避難者の健康管理、健康指導

エ　情報の提供

（2）　エコノミークラス症候群等の予防

過去の地震災害では、トイレに行く回数を減らすために水分摂取を控えたことや車中泊、避難生活による運動不足等により、エコノミークラス症候群を発症した例が多く報告された。エコノミークラス症候群の発症を予防するため、次の事項について避難者に呼びかける。

ア　時々、軽い体操やストレッチ運動を行う。

イ　十分にこまめに水分を取る。

ウ　アルコールを控える。できれば禁煙する。

エ　ゆったりとした服装をし、ベルトをきつく締めない。

オ　かかとの上げ下ろし運動、ふくらはぎを軽くもむ。

カ　眠るときは足をあげる。

（3）　その他の支援

車中泊避難者が多く集まった場所には、状況に応じて仮設トイレの設置等を行う。車中泊避難者の安否確認を定期的に行い、物資配布や健康相談の情報を届けるため、車両のナンバープレート等による避難者登録を推奨する。

3　指定避難所外避難の状況報告および協力要請

指定避難所外の避難状況について最寄の避難所および警察署へ連絡し、飲料水、食料等の提供、情報の提供、防犯対策など協力を要請する。

第９　入浴施設確保対策

被災規模が大きく、特にライフラインの復旧が長期におよび、水道が復旧しないときは、必要に応じ、次のとおり入浴施設の確保対策を講じる。

1　仮設入浴施設等の設置

入浴施設が不足するときは、避難所等に仮設入浴施設等を設置する。

2　自衛隊による支援

スペース等の条件が整う場所において、自衛隊が保有する野営用風呂施設の利用につき県へ要請を図り、入浴の支援を受けるものとする。

3　その他施設の利用

プール等の入浴施設への転用についても検討を図るものとする。

第10　災害救助法が適用された場合

1　避難者対策

住居が全壊（焼）、流失、半壊（焼）、床上浸水等の被害を受け、あるいは受けるおそれがあるため避難した者で、一時、避難所で生活する必要のある者に対して行う。

2　設置の方法

（1）　避難場所は学校、公民館等の既存建物を使用するのが適当と認められるが、これらの適当な施設がないときは野外に仮設物等を設置する。

（2）　災害の様相が深刻で、町内に避難場所を設置することができないとき、あるいは町に適当な建物又は場所がないときには、知事および関係市町と協議し隣接市町に町民の収容を委託し、あるいは隣接市町の建物又は土地を借り上げて避難所を設置する。

（3）　町長が避難所を設置したときは、その旨を公示し責任者を任命して避難所に収容すべき者を誘導し保護しなければならない。

なお、町民が町長の指示に基づかず個人の判断で親せき、縁者等の住家に集まって避難所と称しても認めることはできない。

3　設置報告および収容状況報告

避難所を設置したときは、町長は直ちに開設状況等について次により松阪地域防災総合事務所を通じ知事に報告するものとする。

（1）　避難所開設の日時および場所

（2）　箇所数および避難人員（避難所別）

（3）　開設期間の見込

4　開設の期間

（1）　開設できる期間は災害発生の日から７日以内とする。

（2）　避難者に対しては所要の応急保護をなしたあと、縁故先のある者についてはできるだけ短期間に縁故先へ、その他の者についても他に分散するよう指導し、できる限り短期間にとどめること。

5　費用の限度

避難所の設置および収容のため支出する費用は救助の程度、方法および期間等一覧表のとおりとする。

（参考　災害救助法による救助の程度、方法および期間早見表）

第11　個別避難計画の活用

町は、自力で避難することが困難な高齢者や障がい者等について、事前に作成した「個

別避難計画」に基づき、避難支援等関係者（近隣住民、民生委員、福祉事業者等）と連携して、円滑かつ迅速な避難を支援する。

第８節　消防・救急活動

活　動　の　ポ　イ　ン　ト	所　管　課
１　災害覚知した場合の消防団員の自主出動の徹底（平常時） ２　自主防災組織による初期救出、初期消火の訓練の実施（平常時）と実践（災害時） ３　消防相互応援協定に基づく要請の実施 ４　災害が大規模な場合は、県に緊急消防援助隊の出動を要請 ５　火災が大規模化した場合、救急搬送の必要等の場合は、県に防災ヘリコプターの出動を要請 ６　ドローン（無人航空機）による延焼・被害状況の把握	総　務　課 関　係　機　関 紀勢地区広域消防組合 消　防　団

第１　計画の方針

各種災害の予防並びに防除に対処するため、消防活動が迅速、かつ適切に実施できるよう消防組織、施設および活動等について定める。

第２　組織

本町には、近隣の３町で組織する紀勢地区広域消防組合奥伊勢消防署と奥伊勢消防署宮川出張所が常備消防として設置されており、大台町消防団とともに火災の初期鎮圧と未然防止および救急、救助の業務を行っている。

（資料第17　大台町消防団の組織）

第３　消防団員の招集

１　非常招集

大規模な災害の発生が予想される場合、事前に消防団員の非常招集を実施する。

団員は、団長、副団長、各分団長を通じて伝達する。

団員は、招集がなくとも災害が発生し、又はそのおそれがあると認知したときは直ちに出動しなければならない。

２　招集集結場所

（１）　団長、副団長は、町災対本部へ集合し、災害に関する情報を入手した後、団員に招集の指示を行い災害の発生場所へ向かう。

（２）　団員は、各消防ポンプ格納庫等に集結する。

3　招集伝達方法

団員は、団長の招集によって出動し、職務に従事するものとする。ただし、招集を受けない場合であっても、水火災その他の災害の発生を知ったときは、あらかじめ指示する所に従い、直ちに出動し、職務に従事しなければならない。

招集の連絡にあたっては、電話、防災行政無線放送の利用、サイレン、マメール等迅速な方法をもって行う。

連絡系統は、次によるものを原則とする。

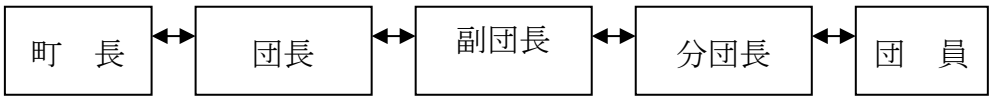

各種サイレン信号

火災信号	ア近火信号	3秒　2秒　3秒
	イ出場信号	5秒　6秒　5秒
山林火災　出場信号		10秒　2秒　10秒
演習召集信号		15秒　6秒　15秒
火災警報		30秒　6秒　30秒
火災解除		10秒　3秒　60秒

第４　消防団の活動

1　異常気象時の火災防御

強風注意報、異常乾燥注意報等の発表されているときに発生した火災は、延焼速度が迅速であり、かつ、飛火が必然的であるため、これに対応し得る警戒体制の強化、出動体制の増強等の措置を講ずる。

2　自主防災組織との連携

消防団は、災害現場付近の自主防災組織の出動を促し、初期救出および初期消火の徹底を図り、連携のもとに活動を行うものとする。特に、消火栓や防火水槽が損壊した場合に備え、可搬ポンプ等を活用した代替水利の確保を自主防災組織と共に行う。

3　奥伊勢消防署および同宮川出張所との相互協力

消防活動は、被害を最小限にとどめるため、火災その他の防御の基本として、奥伊勢消防署、同宮川出張所および消防団は一体となって活動するものとする。

4　危険物火災防御計画

消防法に定める危険物は引火性、発火性を有し、時には爆発する危険があるため、対象物ごとに消防計画を樹立し、設備等については関係法令に定める保安基準により、位置、構造、設備をはじめ取扱いの規制を行い、火災予防の万全を図るとともに非常災害に対応できる態勢を確立する。

5　火災拡大後の措置

火災の拡大により防圧困難なときは、現場の地物、水利状況を考慮し、団の移動集結を行い、防御線の確立を図るとともに次の措置を講ずるものとする。

（1）　防災関係機関への連絡

（2）　後続応援隊の誘導

（3）　飛火警戒体制の確立

（4）　住民に対する避難誘導

（5）　必要に応じた破壊消防

第５　他市町との相互応援

火災の状況が延焼拡大のおそれのある時、団長は町長の許可を得て、相互応援協定締結市町に対し、消防隊の派遣を要請する。また、協定のない紀北町等近隣町にも同様の要請をすることとする。

他市町より消防隊の派遣要請があった場合、町長はただちに団長に命じ所要人員を招集して応援に出向しなければならない。

町が締結している応援協定は、次のとおりである。

1　三重県内消防相互応援協定（平成19年締結）

2　大台町・東員町災害時相互応援協定（平成18年締結）

第６　緊急消防援助隊の応援出動

町は、近隣市町の応援のみでは対応できないほど災害が大規模な場合に、県、市

町および消防組合により締結している「三重県内消防相互応援協定」に基づき、消防援助隊の応援出動を要請する。

第７　災害時における救急業務対策

１　要救助者の救助および救出の措置と負傷者に対しては、報徳病院をはじめとする医療・消防機関等に協力を求めて応急措置を行い、安全な場所へ搬送を行う。

２　町のみでは救急業務が不可能な場合には、隣接市町に対し応援を要請するものとする。

３　多数の負傷者が発生した場合は、トリアージ（選別）を実施し、治療の優先順位を決定した上で、広域的な医療機関への搬送を行う。

第８　火災気象通報の取扱い

消防法第22条第１項の規定により津地方気象台から伝達される火災気象通報の発表基準およびその取扱いは、次によるものとする。

１　火災気象通報

津地方気象台から通報される火災気象通報は、おおむね次の基準による。

（１）　実効湿度60パーセント以下かつ最少湿度40パーセント以下であって最大風速毎秒７メートル以上となるとき。

（２）　平均風速がおおむね毎秒10メートル以上で１時間以上連続して吹く見込みのとき。

（３）　出火危険度3.5以上となるとき。

２　火災警報の発表

町長は、県より火災気象通報を受けた時、若しくは気象の状況が火災の予防上危険であると認めた紀勢地区広域消防組合管理者の火災警報を受けた時、火災に関する警報を発表する。

警報を発せられた時は、その区域内にある者は火の使用を控えなければならない。又、火災警戒上、特に必要があると認める時は期間を限って一定区域内における、たき火、喫煙等の制限をすることができる。

第９　消防設備の整備

消防設備は、計画的に整備を行うものとする。

また、保全については定期的な点検のほか、消防用機械器具の異常の有無を早期に察知し、火災活動に万全を期するため、軽易な点検を随時行うこととし、保管場所ご

との点検責任者を定める。

第10　林野火災対策

林野火災が発生した場合は、その発生場所、風向および地形等現地の状況に応じ、次の事項を配慮しながら、団長の指揮のもとに最善の方法を講ずるものとする。

1　出動部隊の出動区域および出動順路と防御担当区域

2　消防資材、救急資材その他資器材の携行、運搬補給

3　指揮命令および連絡方法並びに通信の確保

4　応援部隊の集結場所および誘導方法

5　応急防火線の設定および救急救護対策

6　林野火災が大規模化した場合の、自衛隊の災害派遣要請の実施

7　県防災ヘリコプターの支援要請

第11　県防災ヘリコプター支援要請

1　支援要請の原則

現に災害が発生し、又は発生するおそれのある場合で次のいずれかに該当するとき、町長および紀勢地区広域消防組合消防本部消防長が要請を行う。

（1）　災害が、隣接する市町等に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合

（2）　町等の消防力によっては、災害の防御又は災害情報の収集が著しく困難と認められる場合

（3）　その他救急搬送等緊急性があり、かつ防災ヘリコプター以外に適切な手段がなく、防災ヘリコプターによる活動が最も有効な場合

2　支援要請方法

知事に対する応援要請は、電話等により、次の事項について連絡を行うものとするが、事後速やかに防災ヘリコプター緊急運航要請書を知事に提出するものとする。

（1）　災害の種別

（2）　災害発生の日時、場所および被害の状況

（3）　災害発生現場の気象状態

（4）　災害現場の最高指揮者の職名・氏名および連絡方法

（5）　場外離着陸場の所在地および地上支援体制

（6）　応援に要する資機材の品目および数量

（7）　その他の必要事項

緊　急　時　支　援　要　請　連　絡　先		
防災対策部　消防・航空課（防災航空班）	電　　話	059 - 235 - 2558
	ファックス	059 - 235 - 2557

3　防災ヘリコプターの活動内容

防災ヘリコプターは、次に掲げる活動等で、ヘリコプターの特性を十分活用することができ、その必要性が認められる場合に運用するものとする。

防災ヘリコプターの活動内容
①　被災状況等の調査および情報収集活動 ②　救急患者、医療従事者等の搬送および医療器材等の輸送 ③　消防隊員、消防資機材等の搬送 ④　被災者等の救出 ⑤　食料、衣料その他の生活必需品および復旧資機材等の救援物資、人員等の搬送 ⑥　災害に関する情報、警報等の伝達等広報宣伝活動 ⑦　その他災害応急対策上、特に防災ヘリコプターによる活動が有効と認められる活動

（資料第19　防災ヘリコプター緊急運航要請書）

第９節　救出活動

活　動　の　ポ　イ　ン　ト	所　管　課
１　消防機関到着以前の自主防災組織による初期救出の実施 ２　県、警察、他市町への応援要請 明示事項　⇨　協力日時、集合場所、協力人員、捜索範囲、予定期間、携行品等	総　務　課 関　係　機　関 紀勢地区広域消防組合 消　防　団 大台警察署

第１　計画の方針

災害時において、生命、身体が危険な状態にある者の救出又は生死不明の状態にある者に対する必要な救助、捜索、保護を図る。

第２　実施責任者

実施責任者は町長とする。ただし、町で対処できないときは、町長は、他市町又は県に要員、資機材の応援を要請する。また、災害救助法が適用された場合は、知事又は知事の職権を委任された町長が実施する。

第３　救出の対象者

被災者の救出は、次の状態にある者等生命、身体が危険な状態にある者を対象とする。

１　火災時に火中にとり残された場合

２　倒壊家屋の下敷になった場合

３　流失家屋および孤立した地点にとり残された場合

４　自動車等の大事故が発生した場合

第４　救出の方法

救出は災害の条件によって異なるが、防災関係機関と緊密な連絡をとり、迅速な救出作業を行う。

救出作業は、消防団および紀勢地区広域消防組合が行い、必要に応じて自主防災組織および住民の協力を得るものとする。特に土砂災害等により、専門的な技術を要する場合は、警察の広域緊急援助隊や自衛隊等の応援を速やかに要請し、高度な救助資機材の投入を図る。

１　町災対本部未設置の場合

町災対本部が設置されていないときは、消防団本部を通じて、消防団各分団が出動、救出に当たる。ただし、団本部に連絡するいとまのないときは、各分団に連絡の上、出動を要請する。

この場合、分団長は速やかに消防団本部へ出動の報告を行うものとする。

2　町災対本部設置の場合

総務班を通じ、団長へ出動を命じる。

第５　救出の記録

記録整備保存すべき帳簿は次のとおりとする。

罹 災 救 出 状 況 記 録 簿

年 月 日	救出地区	救出人員	救 出 用 機 械 器 具			金額	備考
			名　　称	数量	所 有 者		

注　救出用機械器具は借上費の有無の別を問わず記入するものとし、有償による場合のみその借上費を「金額」欄に記入すること。

第６　防災関係機関等の要請

災害が甚大であり、又は特殊災害のため消防団又は一般協力者の動員のみでは救出困難な事態の場合は、県、大台警察署、紀勢地区広域消防組合、他市町に次の事項を明示し協力を要請するとともに必要に応じ自衛隊の派遣について知事に要請するものとする。

1　協力日時

2　集合場所

3　協力人員

4　捜索範囲

5　捜索予定期間

6　携行品

7　その他必要となる事項

8　ドローン等の無人航空機による上空からの捜索要請

9　災害時協力協定に基づく、民間建設業者への重機・オペレーターの派遣要請

第７　警察との連絡

被災者の救出に当たっては、特に大台警察署に連絡し協力を要請するとともに、町、紀勢地区広域消防組合、消防団、大台警察署の４者は、常に緊密な連携のもとに救出に当たるものとする。

第８　災害救助法が適用された場合

１　対象者

災害のため、現に救出を要する状態にある者又は生死不明の状態にある者に対して行う。

（注）「生死不明の状態にある者」とは、社会通念上生死の未だ判明しない者をいう。行方不明であるが死亡したものと推定される者については、「遺体（死体）捜索」として行う。

２　費用の範囲

救出のために支出できる費用は、舟艇その他救出のための機械器具等の借上費、修繕費および燃料費とし、当該地域における通常の実費とする。

３　救出期間

災害発生の日から３日以内に救出することとする。この期間は生存率が急激に低下する「72時間の壁」を意識し、全力を挙げて活動を展開する。４日以降であっても、救出が必要なものがある場合には、災害救助法の適否に関らず、必要な救出活動を行う。

（参考　災害救助法による救助の程度、方法および期間早見表）

第10節　道路交通応急対策

活　動　の　ポ　イ　ン　ト	所　管　課
1　建設土木班を中心に道路、橋梁等の被害調査 2　被害状況を警察等防災関係機関へ連絡 3　交通規制情報入手のため警察との連絡手段を確保	建設上下水道課
4　危険物輸送車両の移送	関　係　機　関
5　緊急通行車両等の申請 ・事前申請先　⇒　大台警察署 ・災害時申請先　⇒　警察本部（交通規制課、高速道路交通警察隊)、大台警察署、災害時に設置される交通検問所､県防災対策部等 6　道路啓開（救急・救助ルートの早期確保）の優先順位決定	大台警察署

第１　計画の方針

災害時において交通が途絶又はそのおそれがあるときに､対策要員および資機材の輸送を迅速に行うため、交通の安全確保のための交通規制、道路標識等の設置、交通情報の収集および広報等の要領について定める。

第２　実施責任者

１　町長の措置

町長は、自ら管理する道路、橋梁の応急措置を行い、大台警察署と協力して交通規制を実施する。

２　交通規制

交通の規制は、次の区分により行う。

実施者	規制種別	規　制　理　由　等	規制対象	根拠法令
警察署長	通行の禁止および制限	公安委員会は、道路交通法第４条第１項に規定する交通の規制のうち、適用期間が短いものを警察署長に行わせることができる。	歩行者車両等	道路交通法（昭和35年法律第105号）第５条第１項

公　安委員会	同　上	当該都道府県又はこれに隣接する若しくは近接する都道府県の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるとき。	緊急自動車以外の車両	基本法第76条
公　安委員会	同　上	道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、又は交通公害その他の道路の交通に起因する障害を防止するため必要があると認めるとき。	歩行者車両等	道路交通法第４条第１項
道　路管理者	同　上	道路の破損、欠壊その他の事由により、交通が危険であると認めるとき。	同　上	道路法第46条第１項

第３　実施方法

１　道路、橋梁等の応急措置

道路管理者は、道路、橋梁等に被害が生じた場合は、当該道路に対し、道路補強、崩壊土の除去、橋梁の応急補強等必要な措置を講じ交通の確保を図るものとする。

特に、救出活動や物資輸送に不可欠な「緊急輸送道路」の通行を確保するため、建設業協会等との連携による道路啓開（最低限の1車線確保）を最優先で実施する。

２　被害箇所等の通報連絡体制および調査

（１）　災害時に道路、橋梁等交通施設について被害箇所又は危険箇所を発見した者は、速やかに大台警察署又は町長に通報するものとする。

（２）　通報を受けた大台警察署又は町長は、相互に連絡するとともに、被害状況を調査するため、建設土木班を中心に調査班を編成し、被害状況を調査するものとする。

（３）　調査班は調査の結果、支障箇所を発見したときは、大台警察署と相互に連絡をし、その道路名、箇所、拡大の有無、迂回路線の有無その他被害状況を防災関係機関に連絡するものとする。

（４）　道路管理者および上・下水道、電気、電話等道路占用施設設置者は、所管以外の施設に被害が発生していることを発見した場合、当該施設を所管する者に直ちに応急措置をとるよう通報する。

（５）　孤立集落の発生が懸念される箇所の状況把握には、必要に応じてドローンを活用し、地上からの接近が困難な箇所の被害状況を迅速に調査する。

３　交通規制

（１）　道路管理者、公安委員会および大台警察署長は、災害により道路、橋梁等の交通施設に被害が発生し、又は発生するおそれがあり、交通の安全と施設の保全が必要となった場合又は災害時における交通確保のため必要があると認められた場合、通行の禁止、制限又はう回路の設定、代替路線の指定等の交通規制を実施する。

（２）　交通規制を実施した場合は、大台警察署において、町災対本部と情報共有するとともに、報道機関、日本道路交通情報センターおよび交通情報板等を通じ、規制の区間および迂回路等を広報するほか、立看板、案内図等を掲出し、交通規制の内容について周知徹底を図る。

（３）　災害発生前において異常気象等により道路の交通が危険と認められる場合、道路管理者が通行規制を行う。

（４）　道路管理者は、（３）の通行規制を行ったときは、直ちに大台警察署長に連絡する。

また、通行規制を解除したときも、同様に通報を行う。

（５）　措置命令等

ア　警察官の措置命令等

（ア）　警察官は、通行禁止区域等において車両などが緊急通行車両の通行を妨げるおそれのある場合、車両などの占有者、所有者又は管理者に対し、車などの移動を命ずるものとする。

（イ）　命ぜられた者が措置を取らないとき、又は現場にいないときは、警察官は自らその措置をとることができる。この場合、やむを得ない限度において車両などを撤去することができる。

（ウ）　道路管理者による車両撤去（道路法第44条の2等）

緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要がある場合、道路管理者は、道路上の車両を自ら移動させ、又は必要最小限の措置をとることができる。

イ　自衛官の措置命令等

自衛官は、自衛隊用緊急通行車両の通行に際し、現場に警察官がいない場合に限り、前記アで警察官のとることのできる措置を行うことができる。ただし、自衛官のとった措置については、直ちに大台警察署長に通知しなければならない。

ウ　消防吏員の措置命令等

消防吏員は、消防用緊急通行車両の通行に際し、現場に警察官がいない場合に限り、前記アで警察官のとることのできる措置を行うことができる。ただし、消防吏員のとった措置については、直ちに大台警察署長に通知しなければならない。

（６）　車両の運転者の義務

道路の区間にかかる通行禁止等が行われたとき、又は区域にかかる通行禁止等が行われたときは、車両を速やかに他の場所に移動する。

第４　危険物輸送車両の移送

発火性危険物やその他有害物質を放出する恐れのある危険物輸送車両については、速やかに安全地帯に移送させる。

第５　緊急通行車両の申請

１　事前届出制度

（１）　災害応急対策が円滑に行われるよう、事前に災害応急対策に従事する町有車両の内必要な車両を事前に届け出て、緊急通行車両として指定を受ける。

（２）　事前届出は、大台警察署を経由し、県公安委員会に行う。

２　緊急通行車両確認証明書および標章の交付

（１）　確認の申し出

車両の使用者は、当該車両が緊急通行車両であることの確認を申し出るものとする。

（２）　標章および証明書の交付

前項において確認したときは、知事又は公安委員会から申し出者に対し、基本法施行規則（昭和37年総理府令第52号）で定めた標章および証明書が交付される。

（３）　緊急通行車両等の確認事務については、警察本部（交通規制課、高速道路交通警察隊）、大台警察署、災害時に設置される交通検問所、県防災対策部等において行う。

（資料第20　車両の通行を禁止又は制限する標示および緊急通行車両の標章）

第11節　輸送対策

活　動　の　ポ　イ　ン　ト	所　管　課
1　総務班によるによる一元管理および配車 2　車両の確保 ⇨ 町有車両、公共的団体の車両、営業車両、その他自家用車両 3　車両燃料の確保 ⇨ 業者からの調達 4　輸送の方法 ⇨ （1）　車両、（2）　ヘリコプター （3）　借り上げ等 5　輸送の順位 ⇨ 第１段階：人命救助等に要するもの 第２段階：生命維持等に要するもの 第３段階：災害復旧に関するもの 6　緊急輸送道路 ・第１次緊急輸送道路　一般国道42号他１路線 ・第２次緊急輸送道路　主要地方道大台宮川線 ・第３次緊急輸送道路　一般国道422号他５路線 ・優先して啓開する道路　役場と宮川中学校、大台中学校を結ぶ道路および各地区の指定避難所へのアクセス路	総　務　課 建設上下水道課

第１　計画の方針

大規模な災害の発生により、家屋の倒壊および火災等が広範な範囲で起こり、多くの被害、被災者が生じた場合には、救援、救急活動要員、救援用物資、応急復旧用資機材等の輸送手段が著しく不足する事態が想定される。

町および防災関係機関は、災害時における応急対策の実施に当たり必要な人員、物資等を迅速に輸送するため、各々が保有する車両等を動員するとともに、運送関係業者等の保有する車両等を調達して、緊急輸送体制を確保するものとする。

第２　実施責任者

災害時における輸送は、町長の指示により災害応急対策を行う各班が行う。ただし、配車等総合調整は総務班が行う。

また、町で対処できないときは、松阪地域防災総合事務所に車両その他の輸送力の確保あるいは輸送および移送についての応援等を要請するものとする。

（資料第32　町有車両一覧）

第３　輸送の方法

輸送の方法は、災害の程度、輸送物資の種類、数量、緊急度並びに現地の交通施設等の状況を勘案して、次のうち最も適切な方法により行うものとする。

１　貨物自動車、乗合自動車および乗用自動車による輸送

２　ヘリコプター等による輸送

３　借り上げ等による輸送

第４　輸送の対象

１　第１段階

（１）　救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資

（２）　消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資

（３）　災害対策要員、情報通信、電力、水道施設保安要員等初動の応急対策に要する人員、物資等

（４）　後方医療機関へ搬送する負傷者等

（５）　緊急輸送に必要な道路や防災上の拠点となる施設の応急復旧、交通規制等に要する人員および物資

２　第２段階

（１）　第１段階の続行

（２）　食料、水等生命の維持に必要な物資

（３）　被災地外へ搬送する傷病者および被災者

（４）　輸送施設（道路、ヘリポート等）の応急復旧等に要する人員および物資

３　第３段階

（１）　第２段階の続行

（２）　災害復旧に要する人員および物資

（３）　生活必需品

第５　輸送車両等の確保

１　車両確保の順序

車両等の確保は、おおむね次の順序による。

（１）　応急対策実施機関所有の車両等

（２）　公共的団体の車両等

（３）　事業所等その他団体の車両等

（４）　その他の自家用車両等

２　輸送力の確保

輸送の方法は災害の程度、輸送物資の種類、数量、緊急度並びに災害時の交通施設の状況を総合的に勘案し、次のうち最も適当な輸送方法により実施するが、町有車両については発災後直ちに点検・準備を行う。

（１）　自動車による輸送

ア　町有車両

各班は、必要な車両を総務班に要請する。

総務班は、稼働可能な車両数を掌握し、要請に応じ配車を行う。

要　請（提　示　条　件）

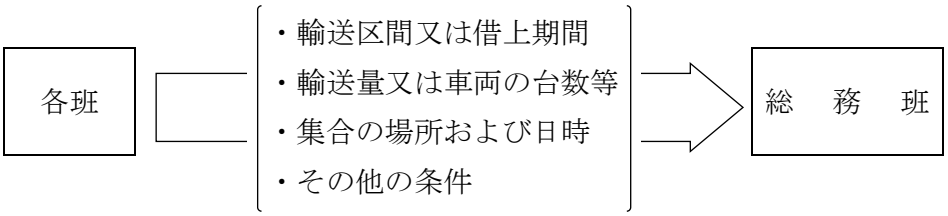

イ　その他の車両

各班からの要請により、町有のものだけでは不足する場合又は不足が予想される場合は、総務班は直ちに他の公共団体に属する自動車、営業用あるいは自家用の自動車の確保を図るものとする。

（２）　ヘリコプター等による輸送

地上交通が途絶した場合又は輸送の急を要する場合に、総務班は、県に防災ヘリコプター等による輸送を要請する。

また、必要により、自衛隊の応援を要請するものとする。民間航空事業者との協定がある場合は、その活用も図る。また、重量物や多量の物資輸送については、自衛隊の大型ヘリコプター（CH-47等）の派遣要請を県を通じて速やかに行う。

（３）　借り上げ等による輸送

車両等による輸送が不可能なときは、借り上げ等により輸送を図るものとする。

３　輸送記録

災害輸送関係者は、車両の使用、その他の輸送に関する記録を整備保存しておくものとする。

月　　日	車の種別	輸送人員 輸送物資	輸　送　先	輸送の原因	車の所有者

4　費用の基準

輸送業者による輸送あるいは、車両の借り上げはその地域における慣行料金（国土交通省の認可をうけている料金以内）によるものとする。

第６　緊急輸送道路

本町における緊急輸送道路は、次のとおりである。

区分	発　災　後　の　利　用　特　性	路　線　名 （起点～終点）	
第１次緊急輸送道路	県庁所在地、地方中心都市および重要な港湾、空港等を連絡する道路 ①広域的な交通を分担することのできる高規格幹線道路 ②広域幹線道路である一般国道（指定区間） ③防災拠点のうち県本庁舎、県総合庁舎、地方中心都市庁舎、国際拠点港湾管理庁舎、国際拠点港湾および自衛隊駐屯地に接続する道路 ④第１次緊急輸送道路ネットワークを形成するため上記①②③を連絡、補完する道路 ※ ①②のうち緊急輸送道路としてネットワーク化していない部分は除	高速自動車道	紀勢自動車道（紀北町～多気町）
		一般国道	一般国道42号（松阪市八太町～紀宝町成川）
第２次緊急輸送道路	第１次緊急輸送道路と市区町村役場、主要な防災拠点（行政機関、公共機関、主要駅、港湾、ヘリポート、災害医療拠点等）を連絡する道路 ①　第１次緊急輸送道路と防災拠点である市町庁舎、市町分庁舎、道路管理庁舎、重要港湾および耐震強化岸壁整備港湾等、海上保安庁庁舎、警察庁舎、消防本部庁舎、広域防災拠点およびヘリポート、災害医療拠点とを連絡する道	主要地方道	大台宮川線
第３次緊急輸	その他の道路 ①第１次・第２次緊急輸送道路を補完する道路 ②第１次緊急輸送道路または第２次緊急輸送道路と防災拠点であるＪＲ貨物駅・特急停車駅、近鉄特急停車駅、救助活動拠点、	一般国道	一般国道422号
		主要地方道	大台宮川線

送道路	地域内輸送拠点（市町物質拠点）、製油所、進出拠点とを連絡する道路	一般県道	佐原勢和松阪線
			相鹿瀬大台線
			飯南三瀬谷停車場線
		町道	新田田口本線、その他避難所連絡道路

ただし、指定された緊急輸送道路に被害が発生し輸送に利用できない場合には、あらゆる経路を対象として臨時輸送道路に指定して緊急輸送道を確保する。

この場合には、県および警察の協力を求めて、車両等の乗り入れ規制を行い、迅速な輸送を確保する。

第７　燃料の確保

町災対本部は、緊急通行車両等の燃料を確保するため、三重県石油商業組合大台支部との協定に基づき、活動に必要な燃料を確保する。特に、停電時でも給油可能な「住民拠点サービスステーション（住民拠点SS）」を優先的に活用し、緊急車両への優先給油（緊急車両優先給油カード等の活用）を徹底する。

このため、平常時から当該協定内容の実施方法について相互に確認しておくこととする。

第８　大台警察署との連携

町災対本部は、交通渋滞や交通規制等道路情報を広く収集し、緊急通行車両の運転者等に提供できるようにするため、大台警察署と連携を密にするとともに、必要により防災行政無線等を携帯した専用連絡員の派遣を検討するなど、防災関係機関と一体となった対策の実施に努める。

第９　災害救助法が適用された場合

応急措置のための輸送

１　範囲

（１）　被災者の避難

（２）　医療および助産

（３）　被災者の救出

（４）　飲料水の供給

（５）　救済用物資の輸送

（６）　遺体の捜索

（７）　遺体の処理（埋葬を除く。）

２　費用

応急救助のための支出できる輸送費は、当該地域における通常の実費とする。

３　期間

応急救助のための輸送を認められる期間は、当該救助の実施が認められる期間とする。

（参考　災害救助法による救助の程度、方法および期間早見表）

第12節　災害警備活動

関　係　機　関
大　台　警　察　署
大　台　町　消　防　団
自　主　防　災　組　織

第１　計画の方針

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、速やかに警備体制を確立し、情報収集に努める。特に避難所や被災地における犯罪抑止に努め、社会秩序の維持を図る。

住民等の生命、身体および財産の保護を第一とした災害警備活動を実施する。

第２　対策

１　災害警備体制の確立

（１）　職員の招集・参集

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、あらかじめ定めたところにより、速やかに職員を招集・参集させ、災害警備体制の確立を図る。

（２）　災害警備本部の設置

警察本部および大台警察署に所要の規模の災害警備本部を設置する。

（３）　警察災害派遣隊の派遣要請

被害の規模に応じて、速やかに警察庁に対し、警察災害派遣隊の派遣を求める。

２　災害警備活動の実施

ア　災害情報の収集・連絡等

イ　救出救助活動および避難誘導

ウ　緊急交通路の確保

エ　身元確認等

オ　二次災害の防止に関すること

カ　危険箇所等における避難誘導等の措置

キ　社会秩序の維持

ク　被災者等への情報伝達活動

ケ　相談活動

コ　ボランティア活動の支援

サ　無人航空機（ドローン）等を用いた被災状況の警備・状況把握

シ　交通検問所等の設置による、緊急通行車両以外の車両流入制限の実施

第13節　災害救助法の適用

所　管　課
総　務　課
福　祉　課

第１　計画の方針

町長が自ら実施する災害応急措置のうち、一定規模以上の災害に際しての救助活動については、災害救助法の適用を受け、被災者の保護と社会の秩序の保全を図る。

なお、法の適用前であっても、人命に関わる緊急の救助が必要な場合は、災害対策基本法等に基づき、町長として躊躇なく必要な措置を講じるものとする。

第２　実施責任者

応急救助活動は、町長が実施するものとする。ただし、町で対処できないときは、他市町又は県へこれの実施又はこれに要する要員および資機材の応援を要請する。また、災害救助法が適用された場合は、知事又は知事の職権を委任された町長が実施する。

第３　町民の責務

１　町民は、テレビ、ラジオ、防災行政無線等に加え、大台町防災アプリ、緊急速報メールで配信される気象予警報等に注意し、災害が発生したときにあわてずに行動できるように、平素から災害時の心得、避難の措置等について家族と話合い、災害発生時に各人が果たすべき役割を決めておくよう努めなければならない。

２　町民は、災害を未然に防止し、又は被害の減少を図るため相互に協力し、町が行う防災に関する事務又は業務に協力し、生命、身体および財産の安全の確保に努めなければならない。

第４　自主防災組織の責務

大災害が発生した場合には、防災関係機関の防災活動が遅れたり阻害されることも予想される。このような事態において被害の防止又は軽減を図るため、住民の自主的な防災活動、すなわち住民自ら情報の受理、伝達方法、出火防止、初期消火、避難誘導、救出・救護等を行うものとする。

第５　災害救助法の適用手続き

１　町長は、災害が発生した場合は、速やかに被害状況を調査し、災害救助法の適用を受ける程度の被害が発生またはその見込みである場合には、速やかに知事に被害

状況について報告するとともに、災害救助法の適用手続きに入ることとする。

2　町長は、災害救助法が適用される見込みである場合にも、救助が急を要し、知事による災害救助を待つ暇がないときは、災害救助法による手続きを終えずとも被災者の救助を行うこととする。この場合、事後に適用の承認を受けることで、実施した救助費用が法の対象となるよう適切に処理する。

3　町長は、災害救助法が適用された場合には、被災者に対し速やかにその旨通知することとする。

4　町長は、激甚災害の指定が見込まれるような大規模災害においては、住家の被害認定調査（り災証明書の発行業務）を迅速に行うため、他自治体からの応援職員の受け入れや、デジタル技術を活用した調査体制を速やかに構築する。

第14節　ボランティアの受入

所　管　課	関　係　機　関
総　務　課 福　祉　課	社会福祉協議会 大台町ボランティア連絡会

第１　計画の方針

発災後の災害応急対策の実施にあたっては、被災者の様々な援助ニーズが増大する中で、参加したボランティアの善意が効果的に活かされるよう、社会福祉協議会および民間団体と連携して受入体制を整備する。

第２　ボランティアの受入（災害ボランティアセンターの設置）

１　町と社協は、被災状況に応じて「大台町災害ボランティアセンター」を速やかに開設し、受付窓口を設置する。受付にあたっては、オンラインフォーム等を活用した事前登録制を導入し、現場での混雑緩和を図る。

２　社会福祉協議会は、災害ボランティア団体等に所属する者で長期的に滞在して各ボランティア活動の統括を行う者（災害ボランティアコーディネーター）を選任し、ボランティアによる自主的な組織編成と運営に協力する。

３　町外・県外からの広域ボランティアの受け入れについては、被災地の収容能力や交通事情を勘案し、三重県社会福祉協議会等と連携して範囲を決定する。

第３　資機材等の提供

１　町は、ボランティア活動の拠点（社協施設、公共施設、広場等）を提供するとともに、活動に必要な資機材（スコップ、一輪車、高圧洗浄機等）の調達や、収集した災害ゴミの仮置場の確保について協力する。

第４　ボランティア活動の安全確保

１　町は、災害が現に発生している地域および災害が発生する恐れのある地域へは安全が確認できるまでボランティアの活動を制限することとする。

２　町が行う災害対策活動および災害救助活動と重複する場合、その他町が行う活動に支障のある場合は、ボランティア活動を制限し中止させることができる。

３　活動に従事するボランティアに対し、ボランティア活動保険への加入確認または加入手続きを徹底し、事故や怪我への補償体制を確保する。

第５　地域との連絡調整

災害時には、地域による活動とボランティアによる活動が重複する場合が多くあり、ときには過剰な奉仕の精神が地域にとって逆効果の感情を与える場合もあるため、地域の要求とボランティア活動を調整してより効率的に被災者の救助と復興が行えるように、福祉課、社会福祉協議会、災害ボランティアコーディネーターおよび自治会長がそれぞれ活動調整することとする。特に、高齢者世帯等からの「見えないニーズ」を掘り起こすため、自治会長や民生委員等と連携し、ボランティアの派遣先を最適化する。

第15節　食料供給対策

活　動　の　ポ　イ　ン　ト	関係機関
1　調達体制の強化（平常時） （1）小売業者のリストアップ（2）各組合等との協定締結の検討 2　災害時の調達 ・1に定める業者、組合等に供給を依頼 ・県に米穀の斡旋を依頼 3　炊出しの実施 （1）炊出し予定場所での実施（2）自主防災組織保有機材の活用、（3）自主防災組織、日本赤十字社奉仕団、ボランティアの協力要請（4）燃料の確保 4　発災後3日分以上の食料確保を考慮した調達体制の確保および町民への備蓄の広報（平常時） 5　避難生活の長期化に伴う避難者の自立に配慮した供給の実施（本節第4参照） 6　食料集積場所　　役場本庁、荻原出張所 7　食料調達（救援物資含む）から供給までの流れの周知 8　食物アレルギー、乳幼児、高齢者等への「配慮食」の優先確保 9　孤立可能性地区におけるローリングストックの推進と非常食の先行配備	総務課 戦略企画課 議会事務局 産業課 森林課 税務住民課 生活環境課 健康ほけん課 福祉課 会計課 教育委員会 出張所 関係機関 社会福祉協議会 大台警察署

第１　計画の方針

災害の発生によって食料品の確保ができない被災者に対して、速やかに食料の供給を行い、生活の安定を図るものとする。

第２　救援物資対応マニュアルの活用

食料等の供給・調達に関しては救援物資対応マニュアルを活用して対策に当たる。

第３　食料の供給

1　食料の確保

災害時における食料の供給については、アルファ米、缶入りパン等の備蓄のほか速やかな調達を図るものとするが、発災後の3日間以上の食料を町および各家庭の備蓄と町内業者からの調達でまかなえる体制の確立を目指すものとする。

町民には、インスタントやレトルト等の個人備蓄を呼びかける。

本町における確保の方法としては、業者との協定締結等を検討する。

2　少数者への配慮

通常の配給食料を受付けることの出来ないアレルギー性疾患等の患者のために必要な食料、ミルク等の調査を行い、備蓄若しくは入手経路の確立を図る。避難所におけるアレルギー表示の徹底や、液体ミルク、離乳食、介護用・嚥下困難者用食品（スマイルケア食等）の備蓄・供給を強化する。

第４　避難所における供給計画

災害の発生により避難所を開設した場合の食料等の供給は、次のような段階を踏まえ、避難者の自立段階に応じた供給を心がけるものとする。

	食　　料
第一段階（生命の維持）	おにぎり、パン等すぐに食べられるもの、栄養補助食品、ゼリー飲料等
第二段階（心理面・身体面への配慮）	温かい食べもの（煮物等）、生鮮野菜、野菜ジュース等
第三段階（自立心への援助）	食材の給付による避難者自身の炊出し

第５　炊出しの実施

1　炊出しの実施者および協力団体

炊出しの実施については、町職員をもってあてるほか、自主防災組織、日本赤十字社奉仕団等のほか状況によりボランティア希望者（被災者を含む。）、自衛隊等の協力を得て行うものとする。

2　炊出し材料の確保

町内業者等から調達する。

3　炊出し予定場所

炊出し予定場所は、実情に応じ所在の区長との協議の上決定する。

4　炊出しの輸送

炊出しは、必要により各避難場所等へ運搬するが、運搬に当たっては、町有車両、消防車、私用車等を使用する。

5　炊出し用燃料等

炊出し用燃料等については、町内業者の協力を得て確保するものとする。

6　炊出し等の実施に伴う記録

炊出し責任者は、炊出し等の状況を把握するため帳簿を整理し、正確に記入し保管しておくものとする。

（資料第22　炊出し協力者名簿）

（資料第23　炊出し受給者名簿）

（資料第24　食料品現品給与簿）

（資料第25　炊出しその他による食品給与物品受払簿）

（資料第26　炊出し用物品借用簿）

7　衛生管理の徹底：炊出しにあたっては、食中毒等の二次災害を防止するため、使い捨て手袋の着用、加熱調理の原則、検食の実施等の衛生基準を遵守する。

第６　物資の集積場所

災害が甚大である場合には、救援物資又は町内からの調達により食料等を供給することになるが、その集積場所を次のように定め、職員のほかボランティアの協力により仕分け作業を行う。大規模災害時には、役場本庁・出張所に加え、民間企業の倉庫等を「サブ拠点」として活用し、物資の滞留を防ぐ。

また、町は必要な物資を松阪地域防災総合事務所を通じて県に連絡するものとする。

物　資　の　集　積　場　所

名　　称	所　在　地	連　絡　先
大台町役場本庁	大台町佐原750	0598―82―3781
荻原出張所	大台町江馬316	0598―76―1711

第７　災害時の食料等供給の流れ

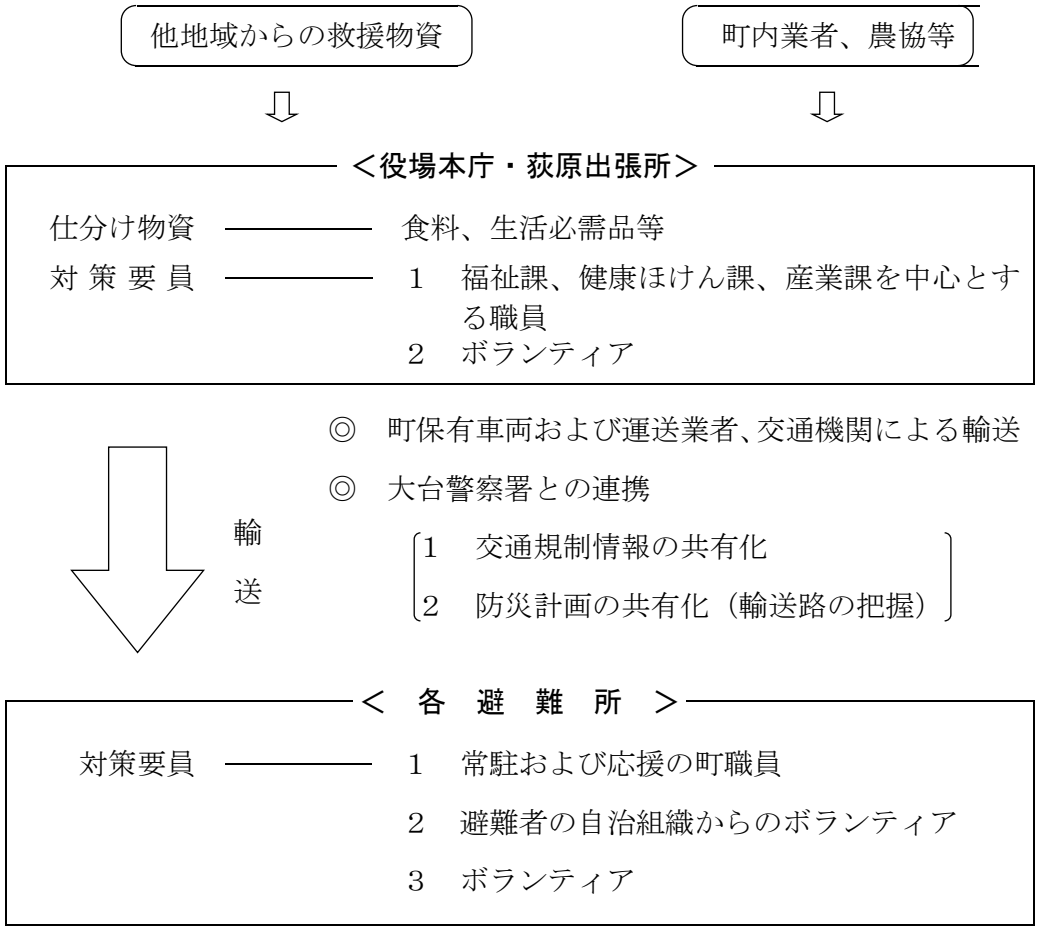

第８　災害救助法が適用された場合

１　対象者

避難所に収容された者、住家が全壊（焼）、流失、半壊（焼）、床上浸水等のため炊事ができない者および被害を受け一時縁故地等へ避難する必要のある者に対して行う。

２　実施期間

災害発生の日から７日以内とするが、法の主旨は相当大規模な災害を予想して決められたものであるので、期間前に必要のなくなったものは、その都度停止して完了する。ただし、被災者が一時、縁故先等に避難する場合においては、この期間内に３日分以内を現物により支給するものとする。

３　費用の限度

救助の程度、方法および期間等一覧表のとおりとする。

（参考　災害救助法による救助の程度、方法および期間早見表）

第16節　給水対策

活　動　の　ポ　イ　ン　ト	所　管　課
1　町民への備蓄の広報の実施（平常時） 2　水道施設の被害調査と応急復旧の実施 3　給水箇所　⇒　役場、避難場所、医療機関、炊出し予定場所、社会福祉施設等 4　給水方法 ・ポリ容器による運搬給水 ・臨時給水栓の設置 ・三重県水道災害広域応援協定に基づく応援要請 5　給水量 １人１日３ℓを目安とし、長期に及ぶ場合は生活用水の増大に対処 6　トイレ・衛生管理のための生活用水の確保 7　孤立可能性地区における大型給水タンクの事前配備検討	総　務　課 戦　略　企　画　課 建設上下水道課

第１　計画の方針

災害のため、給水施設の破壊又は飲料水の枯渇、汚染等により、現に飲料に適する水を得ることができない者に対し、応急給水を実施するとともに、被災した諸施設を迅速に復旧し、飲料水の供給体制の確立を図る。

第２　実施責任者

飲料水の供給については、町長が行う。ただし、町で対処できないときは、三重県水道災害広域応援協定に基づいて応援を要請する。また、災害救助法が適用された場合は、知事又は知事の職権を委任された町長が実施する。

第３　応急復旧

水道施設が破壊された場合は、まず、水源取水施設の復旧を図るとともに、応急給水設備を設け、応急の給水態勢を確立する。

水道施設の復旧は、重要度、修理の可能性および復旧工期等を勘案して、速やかに給水できるよう、最も効果的に修理し、また、復旧困難な箇所には、仮設配管を行い、臨時給水栓等から給水し得るまでの復旧工事を行う。

第４　応急給水

1　給水箇所

給水は、役場、避難所、医療機関、炊出し予定場所、社会福祉施設等（以下「指定場所」という。）への拠点給水を行う。特に、避難所においては、飲料水とは別に、トイレ洗浄や身体清拭等に用いる「生活用水」の供給場所を明確に区分して設置する。

2　取水場所等

給水車等への取水は、給水可能な配水池、配水本管の消火栓等より行う。

3　給水の実施方法

（1）　運搬給水は、ポリ容器等の容器により行う。高齢者や移動困難者に配慮し、背負い式給水袋の活用や、近隣住民・ボランティアによる個別配送支援を検討する。

（2）　給水可能な配水管がある場合は、仮設配管を行い、指定された場所に臨時給水栓を設けて給水する。

第５　資機材および技術者の確保等

1　交通途絶等により、給水が困難となることを想定し、搬送路の確保を検討しておくものとする。

2　給配水管の復旧については、大台町指定給水装置工事事業者に依頼する。

3　給水タンク、トラック、発電機等の機材の確保を図るとともに、管路の復旧、修繕および仮設配管、臨時給水栓に要する資機材等を速やかに確保する。

（資料第27　応急給水資材）

（資料第28　大台町指定給水装置工事事業者一覧）

第６　給水のための応援要請

町は、災害時には有限会社森と水を守る会から飲料水を調達できるよう体制を整えておくものとする。

また、町内で飲料水の供給が困難な場合には、三重県水道災害広域応援協定に基づき、応援要請書（別記様式）をもって南勢志摩ブロックの代表である松阪市を通して県水道災害対策本部に応援要請を行うものとする。

応援活動の主な内容は、次のとおりである。

1　応急給水作業

2　応急復旧作業

3　応急給水および復旧用資機材の供出

4　前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

第７　給水量

原則として、１人１日当たり、おおむね３リットルとする。ただし、これは「生命

維持に必要な飲料水」の基準であり、衛生維持や調理を含む生活用水として、発災後３日目以降は１人１日10～20リットル（段階的増加）の確保を目指すものとする。

第８　住民による備蓄の推進

大規模地震の発生等の場合は、発生直後の給水が困難であることから、町民に対し家庭内での備蓄を行うよう広報を行うものとする。家庭内での飲料水（１人１日３リットル×７日分推奨）に加え、風呂の水の汲み置き等による生活用水の確保についても啓発を行う。

第９　災害救助法が適用された場合

１　対象者

災害のため現に飲料水を得ることができない者

（注）　この救助は他の救助と異なり、家屋や家財の被害はなくともその地区においてどうしても自力では飲料水を得ることができない者であれば、被害のない世帯であっても差し支えないが、反対に被災者であって自力で近隣より確保できれば供給の必要はない。

２　供給期間

災害発生の日から７日以内とする。

３　費用

飲料水供給のため支出できる費用は、ろ水器、その他給水に必要な機械、器具の借上費、修繕費および燃料費並びに浄水用の薬品および資材費とし、その地域における通常の実費とする。

（参考　災害救助法による救助の程度、方法および期間早見表）

別記様式

年　　月　　日

様

（市町等名）

「三重県水道災害広域応援協定」に係る応援要請について

このことについて、下記により応援を（要請・報告）いたします。

記

1　応援要請内容

<table>
<tr><td colspan="2">応援要請した市町等名（事後報告のみ記載する）</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>被災状況</td><td>断水戸数　戸</td><td>給水人口　　人</td><td>その他</td></tr>
<tr><td rowspan="2">応援内容</td><td colspan="3">応援給水　給　水　車　（　　t車　　台、　　t車　　台）
ポリ容器等　()
応 援 職 員　()</td></tr>
<tr><td colspan="3">応援復旧　資　機　材　()
応 援 職 員　（監督員　　人、配管工　　人）
工 事 業 者　（　　班　　人）</td></tr>
<tr><td>応援期間</td><td colspan="3">日間　（　　月　　日　～　　月　　日）</td></tr>
<tr><td colspan="2">応援場所　（集合場所）</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="4">その他の要望および注意事項
応急給水用水の確保（可能、不可）
食糧、宿舎の確保等（）</td></tr>
</table>

2　連　絡　先　()

3　連 絡 方 法　()

4　応援ルートの指定（案内図を添付すること）

第17節　生活必需品等供給対策

活　動　の　ポ　イ　ン　ト	所　管　課
1　調達体制の強化（平常時） 小売業者のリストアップおよび関係団体との協定締結の検討 2　役場倉庫、自主防災組織倉庫の備蓄推進と町民への備蓄の広報の実施（平常時） 3　災害時の調達 ・１に定める業者に供給を依頼 ・県、日本赤十字社、他市町に調達依頼 4　救援物資の集積場所 役場庁舎とし、集中して仕分け、配送を実施 5　避難生活の長期化に伴う避難者の自立に配慮した供給の実施 6　生活必需品調達（救援物資を含む。）から供給までの流れの周知 7　女性・乳幼児・高齢者・障害者等のニーズに応じた物資の優先確保 8　在庫管理・配送管理におけるデジタル端末（タブレット等）の活用	総　務　課 戦略企画課 議会事務局 産　業　課 森　林　課 生活環境課 税務住民課 健康ほけん課 福　祉　課 会　計　課 教育委員会 出　張　所

第１　計画の方針

災害により被服、寝具その他の生活必需品をそう失又はき損し、直ちに入手することができない状態にある者に対して被服、寝具等を給与又は貸与する。

第２　実施責任者

被災者に対する衣料、生活必需品、その他の物資の給与又は貸与については、町長が実施する。ただし、町にその供給が不可能であると判断された場合、県が確保を行い町に供給する。また、災害救助法が適用された場合は、物資の確保および輸送は知事が行い、各世帯に対する割当および支給は、知事の補助機関として町長が実施する。

第３　実施内容

１　給付品目

被害状況および世帯構成人員に応じて、急場しのぎ程度の生活必需品等を給与又は貸与する。具体的には、被害の実情に応じ、次の品目の範囲内において現物をもって行うものとする。

（１）　寝具（毛布、布団等）

（２）　被服（作業衣、婦人服、子供服等）

（３）　肌着（シャツ、ズボン下等）

（４）　身の回り品（タオル、手拭、靴類、靴下等）

（５）　炊事道具（鍋、炊飯器、包丁等）

（６）　食器（茶わん、皿、はし等）

（７）　日用品（石けん、歯ブラシ、歯ミガキ粉等）

（８）　光熱材料（マッチ、ローソク、固型燃料、灯油等）

（９）　衛生・生活維持品（生理用品、紙おむつ、おしりふき、携帯トイレ、簡易ベッド、段ボールベッド等）

２　物資の調達および配分

（１）　町内業者等からの調達

町では、町内の小売業者、商工会等に協力を依頼し、生活必需品等の供給を行うものとする。

（２）　物資の輸送

町は、上三瀬地内および総合支所の離着陸場（ヘリポート）を空輸拠点、役場本庁および総合支所を物資の集積場所として、応急救助班を中心に輸送を行う。また、輸送に必要な車両の配車は、総務班が行うものとする。

ただし、地域内において輸送が不能となったときは、県に協力を求めることができる。県は、町の要請に応じて「三重県災害対策活動実施要領」に定められた輸送体制により対処するものとする。

（３）　他市町および県への応援要請

町内で調達困難な場合は、次の事項を明示し、県、日赤あるいは他市町に依頼し調達する。

ア　品目別数量

イ　必要日時

ウ　引取り又は送付場所

エ　その他必要な事項

（４）　調達および配分の要領

物資の給与又は貸与については、次のとおり行うが、自主防災組織、ボランティア等の協力を求めて避難行動要支援者に配慮しつつ、迅速かつ的確に実施する。避難所等における物資の要望・在庫確認には、可能な限りデジタルツー

ルを活用し、本庁・拠点・現場間でのリアルタイムな情報共有に努める。

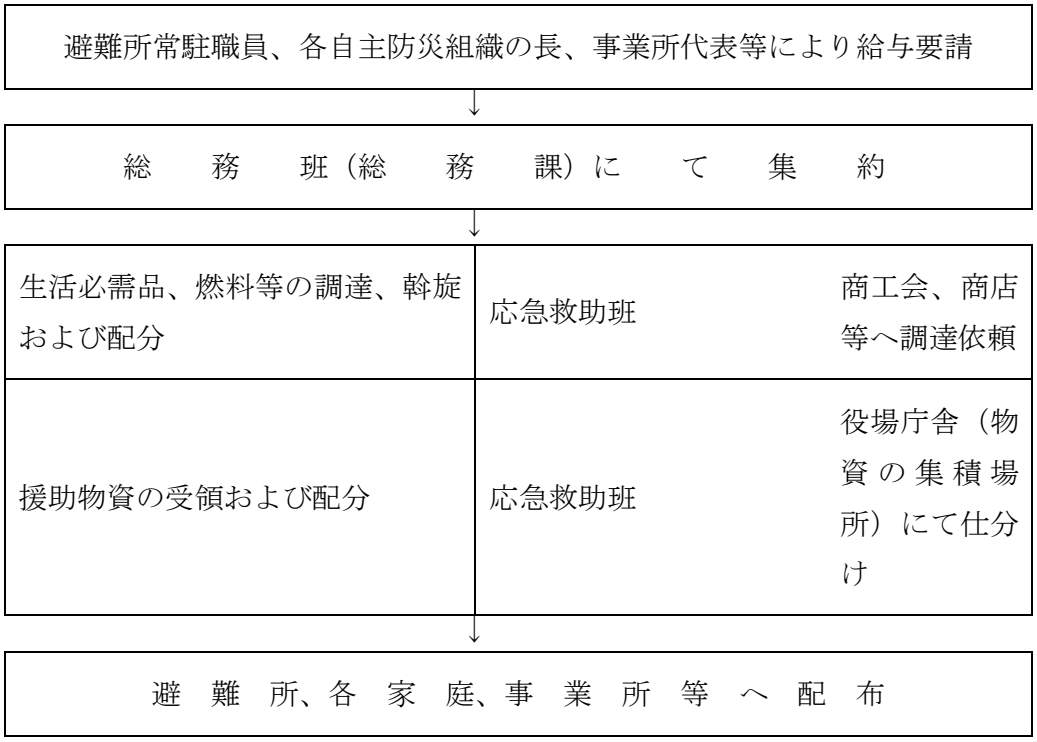

第４　救援物資対応マニュアルの活用

物資の供給・調達に関しては救援物資対応マニュアルを活用して対策に当たる。

第５　県への要請

町は、必要な物資が生じ調達が困難な場合は、松阪地域防災総合事務所を通じて県に連絡するものとする。

第６　避難所における供給計画

大規模な災害の発生により避難所を開設した場合の生活必需品等の供給は、次のような段階を踏まえ、避難者の自立段階に応じた供給を心がけるものとする。

	生　活　必　需　品
第　一　段　階（生命の維持）	毛布、使い捨てカイロ、携帯トイレ、段ボールベッド、パーテーション等
第　二　段　階（心理面・身体面への配慮）	下着、タオル、洗面用具、生理用品、乳幼児用品、介護用品、ドライシャンプー等
第　三　段　階（自立心への援助）	なべ、食器類、衣料類、テレビ、ラジオ、洗濯機、Wi-Fi環境の整備、スマートフォンの充電設備等の設備

第７　備蓄の実施

各指定避難所には毛布等の寝具を予め備えることとし、各避難所の運営に必要な最低限の非常用電源を整備する。特に、孤立の恐れがある地区の避難所においては、７日分を目安とした分散備蓄（先出し配備）を推進する。

非常用飲食料の備蓄も随時充実させていくこととするが、住民においても緊急的な一時避難のための食料、生活用品の備蓄を行うよう広報を行っていく。

第８　救援物資の集積場所

調達した物資又は県等からの救援物資の集積場所は、次のとおりとし、大規模災害時には、民間事業者の倉庫等を「二次集積拠点」として活用し、物資の滞留（いわゆる「物資の被災」）を防止する。

名　　称	所　　在　　地	連　絡　先
大台町役場本庁	大台町佐原750	0598―82―3781
荻原出張所	大台町江馬316	0598―76―1711

第９　災害時の物資供給の流れ

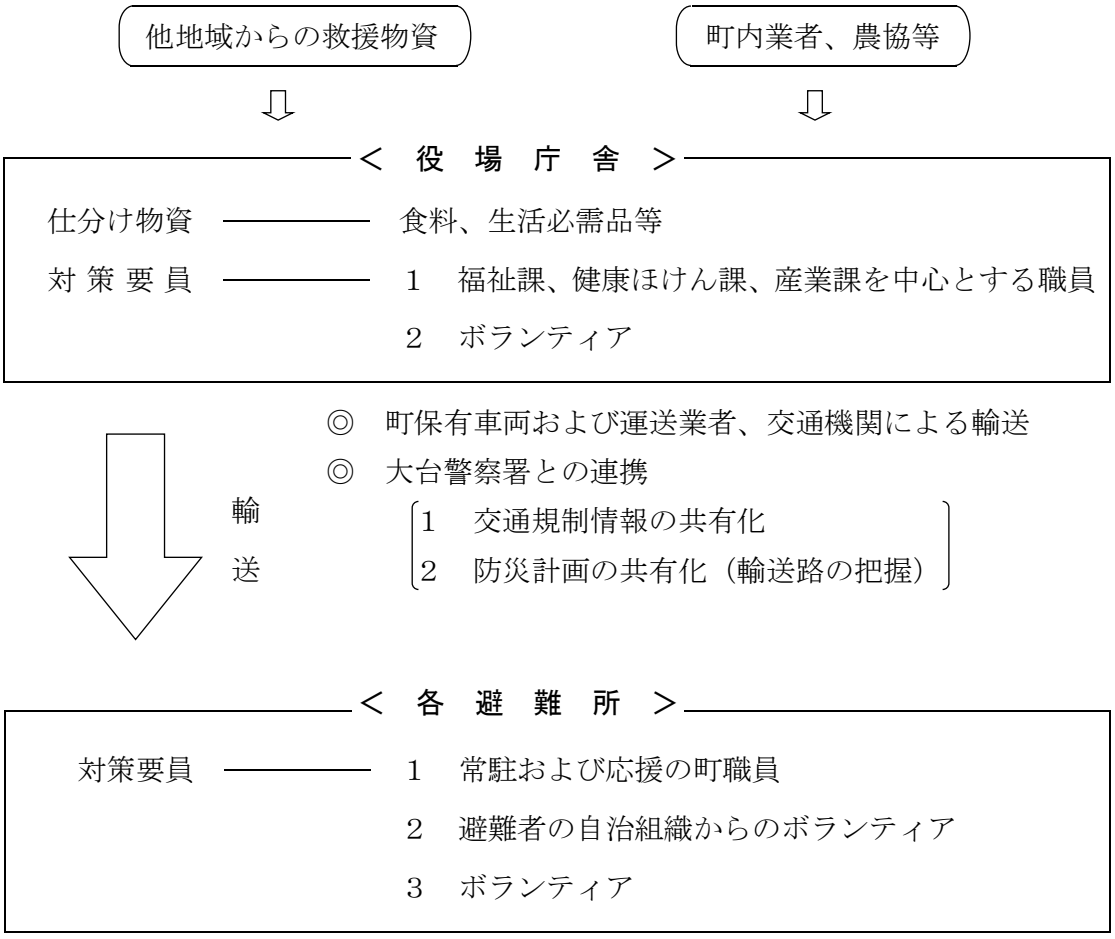

第10　災害救助法が適用された場合

1　対象者

全半壊（焼）、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品をそう失又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者

2　給（貸）与品目

第３に定める品目

3　給（貸）与の方法

原則として、物資の確保および輸送（町まで）は県において行うが、それ以後の措置は町において行う。ただし、緊急の場合は、知事の委任により町長が生活必需品を購入し配分することができる。

4　給（貸）与の期間および費用の限度

（１）　給与又は貸与の期間は、災害発生の日から10日以内とする。

（２）　給（貸）与のため支出できる費用は、救助の程度、方法および期間等一覧表のとおりとする。

（参考　災害救助法による救助の程度、方法および期間早見表）

第18節　医療救護活動

活　動　の　ポ　イ　ン　ト	所　管　課
1　広域災害救急医療情報システム（ＥＭＩＳ）を活用した医療情報の収集 2　医療救護所の開設 3　医師会への派遣要請と医療救護所の運営 4　県への保健医療活動チームの派遣要請	総　務　課 健康ほけん課 福　祉　課 報徳診療所
5　傷病者の搬送	関　係　機　関
6　医薬品の確保に向けた関係機関との連携 7　トリアージ（治療優先順位の決定）の実施と搬送順位の最適化 8　心のケア（DPAT）および福祉的支援（DCAT）との連携	紀勢地区広域消防組合 消　防　団 大台警察署

第１　医療情報の収集・共有

関係機関からの情報収集や広域災害救急医療情報システム（EMIS）を活用し、医療機関の被災状況や負傷者等の受入状況等の情報を収集する。

災害拠点病院に通じる道路の状況も併せて収集し、県へ報告する。

通信手段が途絶して医療機関の被災状況が把握できない場合は、現地確認等による情報収集を行う。

収集した医療機関の被災状況についての情報は、県をはじめ関係機関の間で共有する。

医療機関の自家発電設備や受水槽の稼働状況についても情報を収集し、燃料や給水の優先供給に繋げる。

第２　医療救護所の開設基準

災害により、医療の途を失った傷病者が多数発生していると見込まれ、次号に該当するときに町が医療救護所の開設を決定する。

（１）町域において震度６弱以上の地震が発生したとき

（２）その他災害対策本部が設置の必要があると判断したとき

第３　医療救護所の開設

応急救助班は、被災状況に応じて松阪地区医師会等の関係機関に医療救護班の派遣を要請し、医療救護所の開設を行う。

医療救護所は、宮川中学校および大台中学校を第一次医療救護所として開設する。

フェーズが進んだ段階で、避難所における慢性疾患の悪化予防、感染症等治療のため、必要と判断した場合には避難所に巡回救護所を開設する。

医療救護所の運営にあたって、関係機関との連携・情報共有を図る等、医療体制の活動調整を図る。関係機関と連携し、町が設置する医療救護所に係る全体の調整、運営を図るために災害対策本部に医療救護調整員をおく。

医療救護所においては、多数の傷病者を迅速に処理するため、トリアージを実施し、重症度に応じた赤・黄・緑・黒の識別標（トリアージタッグ）を適切に活用する。

第４　県への派遣要請

被災状況によって医療・助産救助の実施が困難な場合には、松阪保健所へ保健医療活動チームの派遣要請を行う。ただし、緊急を要する場合は、隣接地の医療救護班の派遣要請を行う。また、避難生活の長期化に伴う健康被害を防ぐため、災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）の派遣を求め、避難所の衛生管理や健康調査の支援を受ける。

【保健医療活動チーム】

被災地で保健医療活動を行う機関（DMAT、JMAT、DPAT、日本赤十字、歯科医師会、災害支援ナース、支援薬剤師、DHEAT、保健師派遣チーム、JDA-DAT、医療救護班）の総称

第５　患者の搬送

消防機関は、知事又は町長から要請のあったときもしくは自らの判断により必要と認めたときは、直ちに救急車および救急隊員等を災害現地に出動させ、傷病者を医療機関等に搬送する。搬送にあたっては、EMIS等により受入可能病院をリアルタイム

で把握し、特定の病院への負傷者の集中を回避する。

なお、傷病者搬送用の車両が不足するときは、応急的措置に努める。

また、町長等は、緊急性があり、ヘリコプター以外に適切な手段がないときは、知事に対しヘリコプターの派遣要請ができる。

第６　医薬品の確保

災害時に必要な物資が円滑に供給できるよう、三重県、松阪地区医師会、松阪地区歯科医師会、松阪地区薬剤師会等の関係機関との連携を図り、医薬品等の確保を図る。特に、お薬手帳の持参を広報するとともに、JMAT（日本医師会災害医療チーム）や薬剤師会と連携し、慢性疾患薬の継続処方体制を整える。

第７　その他防災関係機関が実施する対策

１　医療機関が実施する対策

（１）　医療および助産の実施方法

医療および助産の実施は、災害の規模および条件等によって一定ではないが、おおむね次の方法による。

ア　被災地の医療機関は、病院施設、医療設備の被害の応急復旧を実施するとともに、必要に応じライフライン事業者等に対して応急復旧の要請を行う。

イ　患者の急増等に対応するため、相互に密接な情報交換を図り、必要に応じて他の医療機関等に協力を求めることとする。

ウ　医療救護班の編成協力機関は、災害発生直後において、知事又は町長からの派遣要請を待たなくても、自主的に医療救護班を編成し、派遣できる体制を整備する。

エ　医療救護班の編成を行う各協力機関の責任者は、あらかじめ班員の招集方法を定め、常時派遣できる体制を整えておく。

（２）　患者搬送および収容

消防機関は、知事又は町長から要請のあったときもしくは自らの判断により必要と認めたときは、直ちに救急車および救急隊員等を災害現地に出動させ、傷病者を医療機関等に搬送する。

なお、傷病者搬送用の車両が不足するときは、「第４章 第11節 輸送対策」により応急的に措置する。

また、町長等は、緊急性があり、ヘリコプター以外に適切な手段がないときは、知事に対しヘリコプターの派遣要請ができる。

２　日本赤十字社三重県支部の対策

（１）　医療および助産の実施方法

ア　日本赤十字社三重県支部は、県の要請により伊勢赤十字病院の救護班等を派遣し医療救護活動を行う。

なお、災害の状況に応じて独自の判断で医療救護活動を行う。

イ　救助法が適用された場合の救護班の業務内容は、「委託協定書」の定めにより、医療救護活動を行う。

３　赤十字奉仕団の対策

災害発生時において、日本赤十字社三重県支部は、赤十字奉仕団に協力を要請する。

４　三重県歯科医師会の対策

（１）　口腔のケア

被災者の口腔内環境の変化に関して、歯科医師、歯科衛生士等により、必要な箇所で被災者の口腔ケア活動を行う。口腔ケアの不足による誤嚥性肺炎（ごえんせいはいえん）を防止するため、避難所等での巡回相談や歯ブラシ等の物資提供を強化する。

◆関係機関との関係図

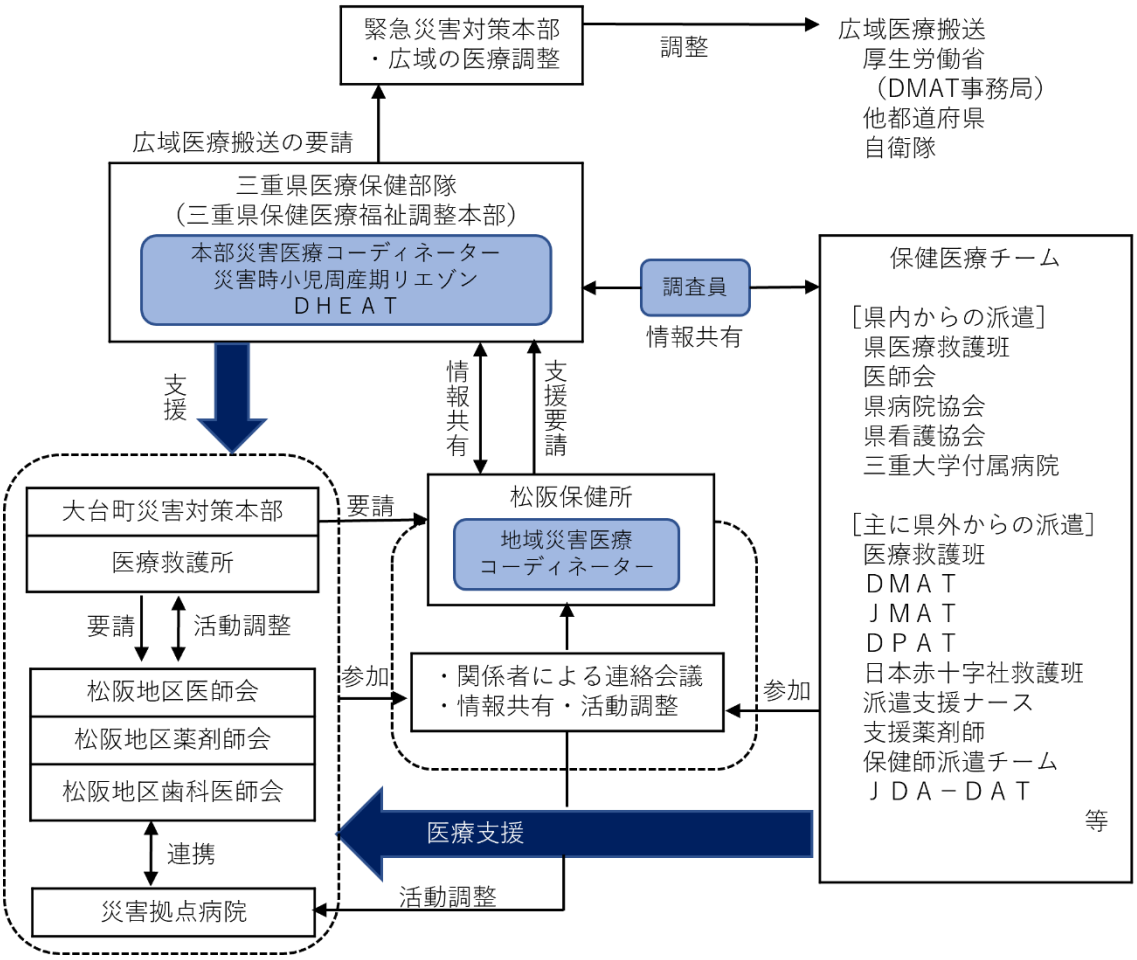

◆大台町災害時医療救護所設置及び活動要領における医療救護体制図

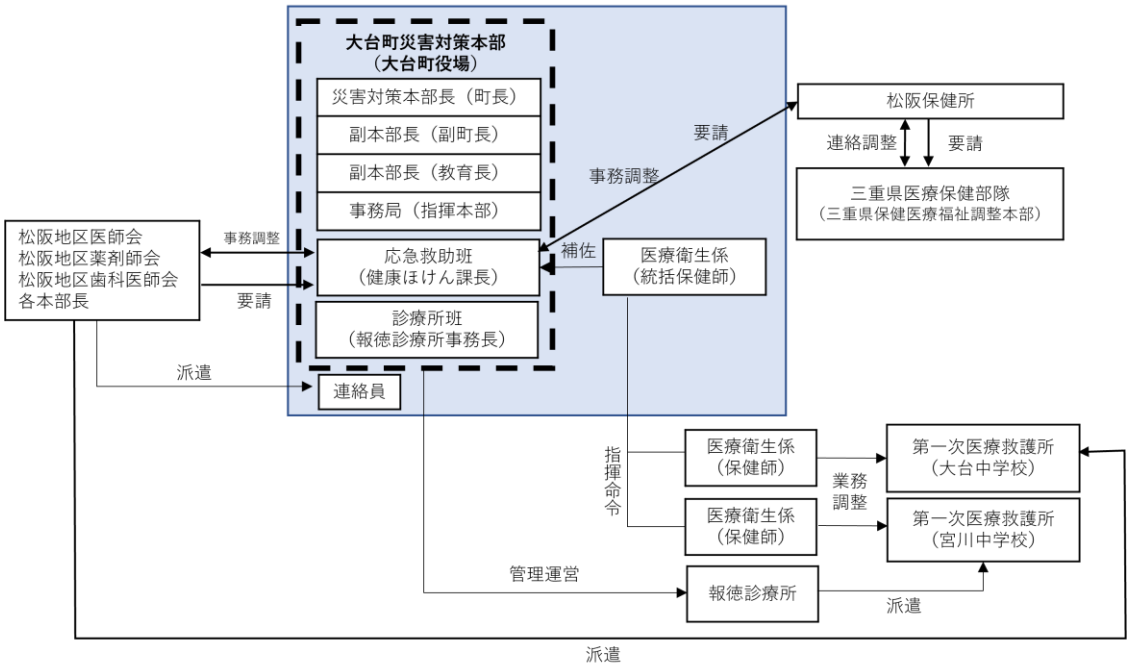

第19節　公共施設・ライフライン

施設応急対策

所管課	関係機関
総務課 建設上下水道課 生活環境課	紀勢地区広域消防組合 消防団 中部電力パワーグリッド(株) ＮＴＴ西日本 各移動通信事業者 大台町バス運行事業者 三重県大台ＬＰガス協議会

第１　計画の方針

交通施設・道路・河川等の公共土木施設、電気・電話・水道等のライフライン施設等は、災害により被害を受けた場合には大きな混乱の原因となり、また、応急対策上障害となる。

このため、これら公共施設、ライフライン施設の関係機関は、相互に連絡を深め、迅速な応急復旧体制を整備するものとする。各事業者は、被害情報の共有を迅速化するため、災害時情報共有システム等を活用し、相互の復旧計画に齟齬が生じないよう連携を強化する。

第２　対策

１　公共土木施設

（１）　道路、橋梁

緊急輸送道路の確保に引き続き、町民生活に欠くことのできない重要な生活道路については、緊急物資の輸送等の応急対策活動に重大な影響を与えるため、道路交通の確保に万全を期す。

（２）　河川

河川の堤防並びに護岸については、被災後、速やかに浸水を防除するよう応急措置を実施するものとする。

（３）　砂防設備

二次災害を防止するため、既設の砂防ダム等設備の被災状況を点検し、早期の機能回復を図るため、速やかに応急復旧工事に着手する。

また、山腹斜面の緩み、クラック等の発生箇所の点検を実施し、必要に応じて応急工事を実施する。

（４）　状況把握の迅速化

道路の欠壊や土砂崩落の調査にはドローンや路面監視カメラ等を活用し、二次災害を防止しつつ迅速に被害範囲を特定する。

２　バス

災害発生時における速やかな応急措置、復旧については、人命尊重を第一にして、輸送の確保を図る。

（１）　災害発生時の組織対応

災害対策本部を設置し、被災現地への救援活動を行うとともに、情報収集、連絡を行い、必要に応じ応急計画に沿って、組織の一部を派遣し、応急・復旧にあたる。

（２）　運転基準

ア　乗務員は、災害による危険を感知したときは、直ちに運転を停止させ、輸送の安全確保を行い、車両を安全な場所に避難させるとともに、旅客の保護に努める。

イ　前項の処置をとった後、輸送の安全確保にとって必要な情報収集を行うため、車両搭載の無線・有線を使って、速やかに運行管理者に連絡・報告し、以降の指示を受ける。

（３）　旅客への広報・避難誘導

ア　乗務員は災害の状況等、情報収集の範囲において、旅客への広報を積極的に行い、安全確保のための協力を求める。

イ　運行を中断したときは、速やかに車内に現存する旅客の人員を把握し、旅客の生命に危険が予想されるときは、直ちに安全な場所への避難誘導を行い、救助、応援の依頼等、旅客の保護のための適切な処置にあたる。

（４）　避難支援への協力

運行事業者は、町の要請に基づき、自家用車を持たない避難者の輸送や、広域避難が必要な際の大規模輸送に協力する。

3　電気

電力施設に被害を受けた場合は、被災地域のみならず、当該電力の供給範囲に大きな影響を及ぼすこととなり、電力が供給されない間は災害応急活動や避難生活にも大きな障害が生じるので、中部電力パワーグリット株式会社と常に連絡を密にして、災害が発生した場合にも最小限度にその影響を食い止め、直ちに復旧工事を施すこととする。停電時においても、避難所や医療機関等の重要拠点において活動が継続できるよう、移動式発電機車やポータブル電源の優先配備、および電力復旧の優先順位について協議しておく。

4　LPガス

（1）　LPガス販売事業者は、災害によりLPガス機器等に被害が生じた場合は、二次災害の発生を防止するとともに、速やかに応急措置を講じる。避難所等への炊き出し用燃料として、LPガス発電機やバルク貯槽の安全確認を優先し、エネルギー供給の継続を図る。

ア　LPガス使用需要家よりガス漏れ等緊急出動の要請を受けた販売事業者は、その受信の際、容器の元バルブの閉止を指示し、速やかに出動し、修理を行う。

イ　その他、LPガス消費設備の安全総点検を行う。

ウ　安全確認後、早期ガス供給を開始する。

（2）　協定に基づく調達、供給

「災害時におけるLPガス等の調達に関する協定」に基づき、町から三重県大台LPガス協議会に調達、供給の要請があった場合は、あらかじめ定める体制により調達、供給を行う。

5　電話

（1）　NTT西日本株式会社三重支店

NTT西日本株式会社三重支店は災害発生時には、速やかに応急措置、応急復旧工事に着手するものとする。

（2）　移動通信事業者

各移動通信事業者は、災害発生時には、速やかに応急措置、応急復旧工事に着手するものとする。

また、通信途絶地域において移動基地局車や衛星通信端末（Starlink等）を速やかに投入し、住民の連絡手段および行政の災害応急活動用通信を確保する。

6　水道

（1）　水道施設の復旧作業は、他のライフライン事業者（電気、ガス、電話、情

報供給機関）との連携を図りながら、関係事業者間の広域応援体制を確立し、その協力を得て、早期復旧に努めるものとする。

（２）　水道事業者は、断・減水を未然に防止するため、水道施設の耐震性の強化、給水ルートのループ化を計画的に図るとともに、復旧活動に必要な人員、配管および施設の設計図書等並びに資機材等について常時、調査点検に努めるものとする。

（３）　水道施設の復旧作業においては、本管および医療施設等緊急を要する施設に接続する配水管など重要施設から優先的に実施するものとする。

（４）　町の水道事業

ア　町の水道事業の復旧にあたっては、復旧計画を策定し、速やかに実施するものとする。

イ　配水管の復旧に際しては、必要に応じ、共同栓を仮設して給水を開始する。

ウ　被災の状況により、必要に応じ、仮設管を敷設する等により早期復旧に努める。

エ　給水場所は、あらかじめ広報誌等で住民に周知しておくとともに、災害の発生に際しては、広報活動により、その場所を住民に知らせる。

また、水道施設の被害状況および復旧見込等についても知らせるとともに、需要家の水道に関する不安解消に努める。

オ　水道施設の復旧のため必要と認めたときは、他の水道事業者等に応援を依頼する。

７　公共施設等防災拠点施設

（１）　被害点検・巡視

役場庁舎および避難所等、防災拠点施設となる施設の管理者は被害を把握するため、速やかに必要な点検・巡視を行い、その状況を町災対本部に連絡する。

（２）　応急措置

防災拠点施設となる施設に被害があった場合は、避難者の受け入れ等施設の機能回復に必要な物資の調達および施設整備の関係業者に速やかに依頼する。

（３）　BCP（業務継続計画）の発動

役場庁舎等が被災した場合は、あらかじめ定めた代替庁舎への機能移転を速やかに行い、応急対策活動の停止を最小限に抑える。

第20節　危険物等災害応急対策

所　管　課	関　係　機　関
総　　務　　課	紀勢地区広域消防組合 消　防　団　大台警察署 三重県高圧ガス地域防災協議会

第１　計画の方針

LPガス販売事業者、石油等販売業者および火薬類販売業者等は、災害により危険な状態となった場合は、県の指導および業者組合等の保安計画に基づき直ちに応急措置を講ずるものとする。

第２　危険物製造所等の応急措置計画

１　危険物施設の所有者等が実施する対策

（１）　危険物施設の運転、危険物の取扱作業および運搬を直ちに停止する。

（２）　施設付近における使用中の火気を消火する。また、施設内の火元となり得る電源（保安経路を除く。）を切る。

（３）　危険物による災害の発生を防ぐため、施設の位置、構造および設備の技術上の基準について応急点検を実施し施設の現状を把握する。

（４）　危険物施設に損傷等の異常が発見された場合は、応急補修、危険物の除去等の適切な措置を行い、施設からの火災および流出事故を防止する。

（５）　危険物による災害が発生した場合は、化学消火剤、中和剤等を十分に活用し、自衛消防組織等により現状に応じた初期消火および危険物の流出拡散防止の措置を講じる。

（６）　上記（５）の事態を発見した者は、消防法の定めるところにより直ちにその旨を町、紀勢地区広域消防組合消防本部および警察署等の防災関係機関に通報する。

（７）　災害を発生した危険物施設の所有者等は、町、消防、警察等防災関係機関との連絡を密接にとり、従業員および地域住民の安全を確保するため、避難、広報等の措置を講じる。

２　町が実施する対策

（１）　危険物施設の所有者等から通報を受けた場合は、直ちにその旨を消防署、

警察署および県等の防災関係機関に報告する。

（２）　公共の安全の維持又は災害の発生防止のため、緊急の必要がある場合は危険物施設の使用を一時停止並びに危険物の除去等を命ずることができる。

（３）　被害の状況、災害の危険性がおよぶ範囲を把握する。

（４）　被害が広範囲にわたり引火､爆発又はそのおそれがあると判断した場合は、施設関係者、関係機関と連絡を取り、警戒区域を設定し、住民の立ち入りを制限し、区域内居住者に退去を命ずる。この場合避難先を指示する。

（５）　引火、爆発又はそのおそれがあるときは、奥伊勢消防署に出動を要請し、災害を防御し、又は災害の拡大を防止する。また、火災の状況、規模により消火用薬剤の収集、化学消防自動車の派遣の要請等を速やかに行う。

（６）　爆発や毒物流出の恐れがあり、現場への接近が困難な場合は、消防等と連携しドローン等による遠隔監視や情報収集を行う。

第３　ガス施設等応急措置計画

１　危険時に際して、LPガス販売所等の事業主は、経済産業大臣（中部経済産業局長)、知事、町長および警察官に通報するものとする。

なお、移動中における事故発生等に際しては、迅速かつ適切な対応を図るため、三重県高圧ガス地域防災協議会の指定する最寄りの防災事業所の協力を得るものとする。

２　災害発生防止の緊急措置として､知事および町長は次の措置をとるものとする。

（１）　消防機関への出動命令および警察官の出動要請（災対法第58条）

（２）　警戒区域を設定し、立入制限、禁止および退去（災対法第63条）

（３）　応急公用負担行為（障害物除去等必要な措置）（災対法第64条）

３　災害応急対策

（１）　発見、通報と住民の安全

町長、警察官又はLPガス販売事業者等は、ガス漏れ等の通報を受けた場合は、直ちに事故現場に出動するとともに相互に連絡するものとし、速やかに危険区域の住民に周知させ住民の生命の安全を図るものとする。

（２）　ガス漏れの初期応急措置

LPガス販売事業者等は、事故現場に急行し、ガス漏れ箇所を速やかに確認するとともにガスを遮断するためのバルブの締め切り又はガス圧を低下させる等の処置によりガス噴出を停止させ爆発を未然に防ぐ。

（３）　作業の識別

LPガス販売事業者等は、事故現場に急行する場合においては、LPガス販売事業者等であることを識別できる腕章等を着用するものとする。

（４）　火気規制、立入り規制

町長は、LPガス販売事業者等と協議のうえ事故現場を中心に交通規制を行い、警戒区域を設定し、区域内の火気の禁止および立入規制について、住民に周知徹底させる。

（５）　交通規制

警察官は、LPガス販売事業者等と協議のうえ事故現場を中心に交通規制を行い、警戒区域への立入規制の実効をあげる。

（６）　避難の指示および場所

危険のおそれがある場合に町長は、区域内住民に避難すべき理由を周知させ、風向き等を考慮し直ちに安全な場所へ避難誘導するものとする。

４　一般消費者がとるべき措置

一般消費者は、震災時においては、直ちに火気の使用を中止し、容器のバルブを閉め、必要によっては安全なところに避難する。

５　停電時の安全確保

大規模停電が発生した場合、ガスの安全装置の稼働状況を確認し、通電再開時の火災（通電火災）を防止するため、利用者への啓発を強化する。

第４　毒物劇物災害応急対策

毒物劇物施設が災害により被害を受け、毒物劇物が飛散漏えい又は地下に浸透し、保健衛生上危害が発生し、又は発生するおそれがあるので、これに対する応急対策は本計画によるものとする。

１　毒物劇物営業者、特定毒物研究者および業務上取扱者は、毒物劇物の流出および飛散等の事故が発生した場合、回収その他の保健衛生上の危害防止に必要な措置を講ずるとともに、松阪保健所、大台警察署又は消防機関に届出るものとする（毒物および劇物取締法第16条の２）。

２　町は、県（保健所）および警察と密接な連絡をとり、住民に対する広報、汚染区域の拡大防止措置、警戒区域の設定、被災者の救出救護および避難誘導等の措置をとるとともに、飲料水汚染の可能性がある場合には、河川下流の水道水取水地区の担当機関に連絡する等万全を期するものとする。

３　施設の責任者および町、大台警察署等の防災関係機関は、必要に応じ次の措置をとるものとする。

（１）　毒物、劇物による汚染区域の拡大防止のための危険区域および立入禁止区域の設定

（２）　交通の遮断、避難、広報の実施

（３）　中和剤等の使用による毒物、劇物の危険除去

４　河川汚染への対応

毒物等が宮川等の河川に流入した恐れがある場合は、下流域の自治体および利水団体に対し、直ちに情報を共有し取水停止等の措置を要請する。

第５　放射性物質災害応急対策

放射性物質の事故により、保健衛生上身体に危害が発生し、又は発生するおそれがある場合の応急対策は本計画によるものとする。

１　事故発生時の通報

放射性物質の使用者、販売者および廃棄物業者並びにこれらの者から放射性物質の運搬を委託された者は、その所持する放射性物質の事故が発生した場合は、速やかに次の機関に通報するものとする。

（１）　松阪保健所

（２）　松阪地域防災総合事務所環境室

（３）　大台警察署

（４）　奥伊勢消防署

２　応急措置

事故が発生した場合は、緊急に応急措置を講ずる必要があることから、事故発生の通報を受けた上記機関は、相互に緊密な連絡のもとに次の応急措置を実施するものとする。

（１）　住民に対する広報

（２）　汚染区域の拡大防止措置

（３）　警戒区域の設定および交通規制等の必要な措置

（４）　避難指示等

（５）　被爆者の救出および救護

（６）　飲料水汚染地域の取水区機関への連絡

（７）　輸送中の事故にあっては、販売業者、使用者等の専門技術者の現場への出動指示

３　広域連携

特殊な資機材や専門知識を要する場合、県を通じて自衛隊（特殊武器防護隊等）や専門医療機関への応援要請を迅速に行う。

第21節　防疫対策

活　動　の　ポ　イ　ン　ト	所管課
1　検病調査班の任務　⇨　感染症患者の発生状況の把握、戸口調査 2　消毒用資機材及び薬品の確保　⇨　（1）　備蓄 （2）　業者からの調達 3　防疫用機械の現状把握 4　避難所における感染症対策（ゾーニング・換気・消毒） 5　人と動物の共通感染症対策（ペット管理の徹底）	総務課 健康ほけん課 産業課 生活環境課

第１　計画の方針

災害発生時における防疫措置を迅速に実施し、感染症流行の未然防止を図る。

第２　実施責任者

防疫についての計画の樹立および実施は、町長が行う。ただし、町で対処できないときは、県又は他市町へこれの実施又は要員、資機材の応援を要請する。

第３　検病調査および健康診断

1　検病調査班の編成

検病調査班は医師１名、保健師（又は看護師）１名および助手１名で編成する。

2　検病調査の実施

検病調査班の稼動能力を考慮し、緊急度に応じて計画的に実施する。

3　検病調査班の用務

（1）　災害地区の感染症患者の発生状況を迅速正確に把握

（2）　未収容患者および保菌者の急速隔離とその適切な処理

（3）　全般的な戸口調査

（4）　前号による疑わしい症状のあるものの菌検索および接触者の保菌者検索

4　検病調査の結果、必要があるときは、県が感染症の予防および感染症の患者に対する医療に関する法第17条の規定による健康診断を実施する。

第４　松阪保健所との連携

災害地の検病調査、清潔方法、消毒方法およびねずみ族昆虫等駆除その他の防疫措置については、事情に即応した指導を松阪保健所に要請する。特に、被害激甚な場合

には、松阪保健所に職員の派遣を要請する。

第５　防疫措置の実施

１　防疫活動

町長は、災害の規模および様態などに応じ、その範囲および期間を決めて、「災害防疫実施要綱」（昭和40年5月10日衛発第302号厚生労働省公衆衛生局通知）の基準により速やかに行うものとする。消毒等に関しては、感染症の予防および感染症の患者に対する医療に関する法律にも基づいて行うものとする。

２　活動内容

町長が実施する清潔方法、消毒方法は、感染症の予防および感染症の患者に対する医療に関する法第27条および第29条の規定により実施するものとする。

（１）　防疫活動は、応急救助班医療衛生係が中心となり、まず防災行政無線等による広報を行い、松阪保健所との緊密な連絡のもとに、実情に即した指導、協力を行う。

（２）　災害の状況等により検病調査班を適宜設置し、被災地および避難所における感染症患者又は保菌者の早期発見に努める。

（３）　感染症予防のため、必要に応じて被災地および避難所の消毒並びにねずみ族、昆虫等の駆除を行う。

（４）　被災地の家屋周辺の清掃および井戸水の消毒について指導又は指示を行う。

（５）　患者が発生した場合は、速やかに知事に連絡し、入院させる。

（６）　予防接種の実施が防疫上必要と認める場合は、県が指示を行う。

（７）　避難所における感染予防策の徹底

ア　発熱者等のスクリーニング（検温・問診）を実施し、必要に応じて専用の個室や隔離エリアを確保する。

イ　定期的な換気、手洗い・手指消毒の推奨、共用部分の清拭消毒を徹底する。

ウ　段ボールベッド等の活用により床面からの距離を保ち、飛沫感染および粉塵による健康被害を防止する。

第６　飼い犬等ペットの管理

生活環境班環境係は、犬による人畜への被害発生を防止するため、県から派遣される狂犬病予防員等と協力し、放浪犬を保護収容するとともに、飼い主に対し、犬

の管理方法を指導する。

また、獣医師、三重県獣医師会の助言・協力を得て、避難所に隣接したペットの管理場所等の設置を検討する。

避難所におけるペット同行避難にあたっては、狂犬病予防注射の実施状況を確認し、飼育エリアと居住エリアを完全に分離することで、アレルギー対策および共通感染症（レプトスピラ症等）の発生を防止する。

第７　家畜の管理

１　牛、豚、鶏等、家畜舎が被害を受け、飼育する家畜が逃走した場合には、産業課は当該家畜の管理者および南勢家畜保健衛生所とともに、速やかに捕獲にかかることとする。

２　被害を受けた家畜舎から糞尿等の汚濁物が流出したおそれのある場合は、病原となる汚染等、周辺への影響について、産業課は松阪農林事務所および南勢家畜保健衛生所に連絡するとともに調査し、対策を講じることとする。

３　家畜の死体が発生した場合は、速やかに南勢家畜保健衛生所の指導のもと、防疫上の安全を確保した上で適切に処理し、悪臭や感染症の発生を防止する。

第22節　清掃対策

活　動　の　ポ　イ　ン　ト	所　管　課
1　処理方法 〔非常〕　衛生上支障のない方法による処理 2　人員・器材の応援要請 ⇨ （1）　雇い上げ、借上げ （2）　県、他市町への要請 3　優先収集するごみ ・腐敗性の高いごみ、応急対策活動上又は生活上重大な支障を与えるごみ ・浸水地域のごみ、重要施設のごみ 4　災害廃棄物仮置場の早期設置と分別の徹底 5　携帯トイレ・簡易トイレの普及と、し尿の衛生的な回制の構築	総　務　課 生活環境課 産　業　課

第１　計画の方針

被災地のごみの収集措置およびし尿の汲み取り処分、死亡獣畜の処置等の清掃業務を適切に行い、環境衛生に万全を期すものとする。

第２　実施責任者

清掃計画の樹立および実施は、町長が行う。ただし、被害甚大で町で処理不可能の場合は、他市町又は県の応援を求めて実施する。

第３　実施方法

奥伊勢広域行政組合、香肌奥伊勢資源化広域連合と連携して「清掃管理班」を編成し、処理を行うものとする。

また、大規模災害時廃棄物対策中部ブロック協議会を通じて、近隣自治体や民間事業者との広域連携を図る。

ただし、収集運搬に支障を生ずる場合は、県災対本部に連絡のうえ、近隣の市町又は府県から応援を求め緊急事態の収拾処置に当たる。

また、日々大量に発生するごみの処理や一時保管が困難とならないよう、住民に対して集積や分別の協力依頼を行うものとする。

1　ごみ処理

（1）　処理方法

ごみの収集は、被災地の状況を考慮し、緊急に清掃を要する地域から実施し、

収集したものは処理施設のほか、必要に応じ埋立て、露天焼却等環境衛生上支障のない方法で行うものとする。特に、被災家屋から排出される「災害廃棄物」については、あらかじめ指定した仮置場へ誘導し、再資源化（リサイクル）を念頭に置いた分別を住民に周知徹底する。

この収集、処分については、廃棄物の処理および清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）に定める基準に従って行う。

また、保健衛生上の点から次のものを優先して収集する。

ア　腐敗性の高い生ごみや応急対策活動上又は生活上重大な支障を与えるごみ

イ　浸水地域のごみや重要性の高い施設（避難場所等）のごみ

（２）　要処理量

災害廃棄物発生量の推計について、災害の規模（被害棟数により区分）や対象とする廃棄物（災害廃棄物全体量、片付けごみ発生量）、災害の種類（地震災害（揺れ）、地震災害）、水害、土砂災害）に応じて、適当な推計式を用いる。

（３）　運搬等

ごみ処理を要する数量等に応じ、必要な人員器材を応援要請、雇い上げ等により確保する。

・算出方法　１日当り　ダンプ等１台の処理量　10トン

２　し尿処理

（１）　処理方法

処理については、し尿処理施設で行うことを原則とするが、必要に応じ、環境衛生上支障のない範囲で臨時に施設を設置し処理を図るものとする。

この収集、処分については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令に定める基準に従って行う。断水時においては、下水道や浄化槽への過度な負担を避けるため、避難所等における携帯トイレ・簡易トイレの使用を推奨し、回収したし尿を「感染性廃棄物」に準じて安全に保管・運搬する。

（２）　要処理量

１戸当たり	７ℓ（Ａ＋Ｂ＋Ｃ＋Ｄ＋……床下浸水戸数）
・算出方法	７ℓ＝１人1.7ℓ×５人家族＝１戸当り１日の排出量

（３）　運搬

し尿の運搬は、バキューム車とし、１日平均１台の処理は7.2キロリットルとなるので、これに必要な人員機材を用意するものとする。

３　死亡獣畜の処理

死亡獣畜（牛・豚が死亡したもの）の処理は、死亡獣畜取扱場で行うほか、必要に応じて次のように行うものとする。

（１）　移動し得るものについては、適当な場所に集めて処理する。

（２）　移動し難いものについては、その場で個々に処理する。

（３）　処理は埋却および焼却によって行う。

（４）　野生動物（シカ・イノシシ等）の死体についても、感染症防止の観点から速やかに回収・処理を行う。

埋　　却	深さ２ｍの穴を掘って地表まで１ｍの余地を残す深さとする。死体には消石灰を散布し、土砂をもって覆う。
焼　　却	0.8ｍの穴を掘り、薪を入れ、ロストル、鉄板を置き、死亡獣畜をのせ、その上にさらに薪を置き、重油（A）をかけ、むしろを被覆して焼き、土砂をもって覆う。

（資料第30　ごみ、し尿処理施設一覧）

4　公害対策

町は、平常時より公害パトロール等を行い、公害の早期発見に努めている。また、事業所等に対して公害発生の未然防止並びに被害の緊急処理体制および拡大防止対策の確立を図るよう指導するものとする。

災害により事業所から大気汚染、水質汚濁等の公害が発生した場合には、町は、当該事業所に作業の緊急停止又は中止を命ずるとともに、速やかに防災関係機関に対し連絡および調整を図るものとする。災害廃棄物の処理に伴う粉塵、悪臭、および浸出水による河川（宮川等）への影響を最小限にするため、仮置場等のモニタリングを実施する。

5　その他

必要に応じて、仮設トイレを設置する。避難所および避難生活の拠点には、簡易トイレやマンホールトイレ等の仮設トイレを速やかに設置し、排泄環境の整備を最優先事項として取り組む。

第23節　食品衛生対策

活　動　の　ポ　イ　ン　ト	所管課
1　応急救助班の任務　⇨　被災地営業者および臨時給食施設（炊き出し施設等）の衛生状態を把握し、現場指導等行い安全で衛生的な食品を供給する 2　関係機関との連携　⇨　地域防災総合事務所、保健所との連携を図る 3　ノロウイルス等、感染力の強い食中毒への警戒 4　アレルギー物質の混入防止と正確な情報提供	総務課 健康ほけん課

災害発生に伴う浸水、停電、断水等により発生する食品衛生上の問題を排除することにより、安全で衛生的な食品を供給し事故の発生を未然に防止する。

1　計画の方針

被災地営業者および臨時給食施設（避難所その他炊き出し施設）の衛生上の実態を把握し、適切な措置を講ずることにより、被災者に対し安全で衛生的な食品を供給する。

2　実施方法

（1）臨時給食施設

応急救助班と関係機関が密接な連携を取って施設の実態を把握し、現場指導の徹底を行い、事故を未然に防止する。

■重点指導事項

ア　手洗い消毒の励行

イ　食器類の消毒

ウ　給食従事者の検便および健康診断による保菌者の排除

エ　原材料および食品の検査

オ　調理環境の整備

カ　検食の実施

（２）営業施設

食品関連事業者等については、県の食品衛生監視員の指示に基づき、食品の衛生対策を講じる。

■重点指導事項

ア　浸水地区は、たん水期間中は営業を自粛休業させ、水が引いた後、施設および設備を完全消毒のうえ、県の食品衛生監視員の検査を受けて営業を再開するよう指導すること。

イ　その他の地区にあっては、臨時給食施設と同様であるが、特に従業員の健康について指導すること。

また、汚水により汚染された食品および停電により腐敗した食品が供給されることのないようすること。

ウ　停電復旧時における冷蔵庫・冷凍庫の急激な負荷による火災防止や、温度管理が途絶えた食品の廃棄判断を徹底させる。

（３）その他

応急救助班は、地域防災総合事務所、保健所と連絡を密にし、現地においては、県の食品衛生監視員の指示に従うものとする。

防災行政無線や大台町防災アプリ等を通じ、家庭内での「加熱調理の原則」や「期限切れ備蓄食料の確認」について広報を実施する。

第24節　遺体の取扱い

活　動　の　ポ　イ　ン　ト	所　管　課
1　捜索の実施　⇨　消防機関、警察、自衛隊等の救助機関と連携 2　他市町への応援要請　⇨　行方不明者・遺体に関する情報、応援を要する人数、資機材等の明示 3　遺体安置所　⇨　大台町B&G海洋センター体育館 4　埋火葬の手配　⇨　やすらぎ苑の利用、又は三重県広域火葬計画に基づき、松阪保健所を通じて措置 5　遺族への説明・心理的支援（心のケア）の実施 6　歯科医師会等との連携による身元確認の精度向上	総　務　課 税　務　住　民　課 福　祉　課 荻　原　出　張　所 報　徳　診　療　所 関　係　機　関 消　防　団 紀　勢　地　区　広　域 消　防　組　合 大　台　警　察　署

第１　計画の方針

災害が発生し、多数の死者、行方不明者が発生することが想定される場合には、これらの捜索、収容、検視・検案・身元確認、引渡し、埋火葬等を的確に実施する。

実施にあたっては、死者の尊厳を最大限に保持するとともに、遺族の心情に十分配慮し、迅速かつ適切な情報提供に努める。

第２　遺体捜索の実施者等

１　遺体の捜索

遺体の捜索は、町災対本部において、消防機関、警察、自衛隊等の救助機関と連携し、救出救助活動に必要な機械器具を借り上げて実施する。また、必要により地域住民の協力を得るものとする。

２　遺体の検視

遺体の検視は警察が行うものとする。

３　応援の要請

町災対本部において、被災その他の条件により実施できないとき、又は流失等により他市町にあると認められるとき等にあっては、隣接市町又は遺体漂着が予想される市町に直接捜索応援の要請をする。

なお、応援の要請に当たっては、次の事項を明示して行う。

（１）　遺体が埋没し、又は漂着していると思われる場所

（２）　遺体数、氏名、性別、年齢、容ぼう、特徴および持物等

（３）　応援を求めたい人数又は舟艇、器具等

（４）　その他必要な事項

第３　遺体安置所

所　大台警察署と調整を図り、被災状況に応じて、必要な検視場所および遺体安置所を開設する。遺体安置所は大台町B&G海洋センター体育館をもって充てる。

安置所内においては、検視エリア、遺体安置エリア、遺族待機エリアを適切にゾーニングし、プライバシーの確保と混乱の防止を図る。

第４　遺体の収容、処理

遺体を発見したときは、町災対本部は、速やかに大台警察署と連携して指定された遺体安置場所に収容するとともに、検視、検案、身元確認を実施し、必要に応じ、次の方法により遺体を処理する。

１　実施者および方法

遺体の処理は、町災対本部応急救助班および診療所班が大台警察署および日本赤十字社三重県支部の協力を得ながら、遺体の洗浄、縫合および消毒等の処置をし、埋火葬までの間、開設した遺体安置所に安置する。ただし、町災対本部において実施できないときは、他機関所属の医療救護班の出動応援を求める等の方法により実施する。

身元確認を迅速化するため、警察の検視に協力し、身体的特徴、衣類、所持品に加え、歯科所見（DNA鑑定を含む）の収集・照合を支援する。

２　遺体保存用資材の確保

検視、検案、身元確認を行い埋火葬等の措置をするまでの間、遺体を一時保存するため、棺、遺体保存袋、ドライアイス等の遺体保存用資材を確保する。ただし、町災対本部において資材の確保が困難な場合は、県に対し応援要請する。

遺体の長期保存が必要な場合に備え、遺体保冷庫の借上げや、特殊な保存技術（エンバーミング等）の活用について民間事業者との連携を検討する。

第５　遺体の埋火葬

災害の際、死亡したもので町災対本部がその必要を認めた場合は、次の方法により応急的な埋火葬を行うものとする。

なお、埋火葬を町災対本部で実施できないときは、他機関の応援および協力を得て実施する。

１　実施者および方法

埋火葬の実施は、町災対本部において直接土葬若しくは火葬に付し、棺および骨

つぼ等を遺族に支給する等現物給付をもって行う。宗教的・文化的多様性に配慮し、遺族の希望を可能な限り尊重した埋火葬を支援する。

なお、埋火葬の実施にあたっては、次の点に留意を要する。

（１）　事故死等による遺体は、警察機関から引継ぎを受けたあと埋火葬する。

（２）　身元不明の遺体については、警察、県医師会、県歯科医師会に連絡し、その調査にあたるとともに、埋葬にあたっては土葬とする。

（３）　被災地以外に漂着した遺体のうち、身元が判明しないものの埋葬は、旅行死亡人としての取扱いによる。

２　遺体の搬送

埋火葬場までの搬送車両が不足する場合は、車両の手配を県に要請する。

３　火葬場および埋葬場所

火葬場は、やすらぎ苑を使用する。ただし、施設が被災等により使用できない場合、または火葬能力を上回る遺体数である場合は、「三重県広域火葬計画」に基づき、松阪保健所を通じ、必要な措置を講じるよう要請する。

埋葬場所は、被災地の墓地又は被災地最寄りの墓地を、当該墓地の管理者と協議の上、使用する。

火葬が困難で、公衆衛生上の緊急事態や遺体の著しい腐敗が避けられない等の極めて例外的な事態に限り、一時的な「仮埋葬（仮土葬）」の実施を検討する。この場合、将来の改葬（掘り出し・火葬）を前提とし、位置情報や個体識別を厳格に管理する。

第６　記録

整理保存すべき帳簿は次のとおりとする。

遺　体　処　理　台　帳

<table>
<tr><td colspan="2">死亡年月日</td><td></td><td rowspan="2">遺族の死亡者との関係</td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">死亡原因</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">遺体発見の日時および場所</td><td></td><td rowspan="4">洗浄等の処理費</td><td>品　名</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">死亡者</td><td>住　所</td><td></td><td>数　量</td><td></td></tr>
<tr><td>氏　名</td><td></td><td rowspan="2">金　額</td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">遺族</td><td>住　所</td><td></td><td rowspan="2">遺体安置場所および保存期間</td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td>氏　名</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3"></td><td>備　考</td><td></td></tr>
</table>

第７　災害救助法が適用になった場合

１　遺体の捜索

災害救助法適用時の遺体捜索の実施基準は、次によるものとする。

（１）　捜索の対象

災害により現に行方不明の状態にある者で、周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者

（２）　費用

遺体捜索のため支出できる費用は、捜索のための機械器具等の借上費、修繕費、燃料費とし、当該地域における通常の実費とする。なお、輸送費および賃金職員等雇上費は、遺体捜索費から分離し、「賃金職員等雇上費」、「輸送費」として、各々一括計上する。

（３）　期間

災害発生の日から10日以内とする。

２　遺体の処理、収容

災害救助法適用時の遺体処理の実施基準は、次によるものとする。

（１）　遺体処理の対象

災害により死亡した者について、その遺族等が混乱期のためにその遺体の処理（埋葬を除く。）ができない場合に行う。

（２）　処理の内容

ア　遺体の洗浄、縫合および消毒等の処置

イ　遺体の一時保存

ウ　検案

検案は原則として応急救助班、診療所班によって行う。

（３）　方法

遺体の処置は、救助の実施期間内において現物給付で行うものである。

（４）　費用の限度

ア　「救助の程度、方法および期間等一覧表」の限度とする。

イ　検案が応急救助班、診療所班によることができない場合は、当該地域の慣行料金の額以内とする。

ウ　遺体処理のため必要な輸送費および賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とする。（輸送費および賃金職員等雇上費の項で処理する。）

エ　期間

災害発生の日から10日以内とする。

３　遺体の埋火葬

災害救助法適用時における遺体埋火葬の実施基準等は、次によるものとする。

（１）　遺体埋火葬の対象

災害の際、死亡した者に対して、その遺族が混乱期のため資力の有無にかかわらず、埋葬を行うことが困難な場合又は死亡した者の遺族がいない場合

（２）　方法

埋火葬は、遺体処理の現物給付であって、実施期間は、災害の混乱期を予想しているものであるから、知事又は町長（補助又は委任による。）が行うことを原則とする。

（３）　費用

ア　範囲

次の範囲内において、なるべく棺、棺材等の現物をもって実際に埋葬を実施する者に支給する。

（ア）　棺（附属品を含む。）

（イ）　埋葬又は火葬（賃金職員等雇上費、輸送費を含む。）

（ウ）　骨つぼおよび骨箱

イ　費用の限度

「救助の程度、方法および期間一覧表」のとおり。

ウ　期間

災害発生の日から10日以内

第８　遺族等への支援

遺体安置所等において、悲嘆（グリーフ）に暮れる遺族に対し、保健師や心理専門職（DPAT等）による心のケアを実施するとともに、死亡届や保険金請求等の行政手続きをワンストップで案内する体制を整える。

（参考　災害救助法による救助の程度、方法および期間早見表）

第25節　障害物除去対策

活　動　の　ポ　イ　ン　ト	所　管　課
1　除去資機材調達　⇨　建設業者への協力要請 2　除去障害物の集積場所　⇨　日常生活に支障のない場所 3　道路啓開（どうろけいかい）の優先順位確定 4　ドローン等による被害状況の早期把握	総　務　課 建設上下水道課

第１　計画の方針

山くずれ、河川の崩壊等によって道路、住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木および被災工作物等の障害物を除去し、災害の拡大防止と交通路の確保等を図るとともに被災者の保護と生活の安定を図る。特に、救急車両や救援物資の輸送に不可欠な「緊急輸送道路」の通行機能を最低限確保する「道路啓開」を最優先で実施する。

第２　実施責任者

1　障害物の除去は、町長が実施するものとする。ただし、町で対処できないときは、他市町又は県にこれの実施又は必要な要員、資機材の応援を要請する。また、災害救助法が適用された場合は、知事および知事の職権を委任された町長が行う。

2　障害物が道路上又は河川にある場合は、道路又は河川の維持管理者がそれぞれ必要に応じ除去するものとする。

第３　障害物除去の対象

災害時における障害物の対象は、おおむね次のとおりとする。

1　住民の生命および財産等の保護のため除去を必要とする場合

2　河川氾濫、護岸決壊等の防止その他水防活動の実施のため除去を必要とする場合

3　緊急な応急措置の実施のため除去を必要とする場合

4　その他公共的立場から除去を必要とする場合

5　集落の孤立を防止・解消するために必要な箇所の障害物除去

第４　実施方法

障害物の除去は、建設土木班が担当し、建設業者にこれを請負わせて実施する。

除去にあたっては、二次災害（再崩落等）の危険性を十分に評価し、作業員の安全を確保する。また、除去した土砂や工作物の集積場所は、第22節「清掃対策」で

定める災害廃棄物仮置場と連携し、適切に管理する。

障害物の除去により、必要最小限度の日常生活が営なめるようにするものとし、除去した障害物は、住民の日常生活に支障のない場所を選定し集積する。

状況により「災害時における応急対策業務に関する協定」に基づき、町から大台町商工会建設部分会に応援を要請する。

第５　災害救助法が適用された場合

災害救助法適用時における障害物除去の実施基準は、次によるものとする。

１　除去の対象

災害によって、土石、竹木等の障害物が日常生活に欠くことのできない場所に運びこまれ、それを除去すること以外に当面の日常生活が営み得ない状況にあるもので、次に該当するものに対して行う。

（１）　自らの資力で障害物の除去ができないもの

（２）　住家が半壊又は床上浸水したものであること。

（３）　当該災害により住家に直接被害を受けたもの

２　方法

障害物の除去は、現物給付をもって実施する。現物給付とは、除去するために必要なロープ、スコップおよび機械器具等の材料を現物で支給するという意味ではなく、住み得る状態にするということである。

３　除去の対象数

半壊又は床上浸水世帯数の $\frac{15}{100}$ 以内

４　費用の限度

救助の程度、方法および期間一覧表のとおり

５　期間

災害発生の日から10日以内

（参考　災害救助法による救助の程度、方法および期間早見表）

第26節　農林施設等災害対策

活　動　の　ポ　イ　ン　ト	所　管　課
1　被害状況調査および応急対策状況の把握	総　務　課
2　技術指導による農作物被害の縮小（平常時）	建設上下水道課
3　採種ほ産種子の確保 ⇨ 県へ要請	産　業　課
4　家畜伝染病の防除 ⇨ 消毒、防疫薬剤配布、治療	森　林　課
5　山林種苗の供給 ⇨ 被災苗木の消毒、枯死苗木の抜取り、焼却	
6　ドローンや衛星画像を活用した広域的な被害把握の迅速化	
7　気候変動適応策に基づく、災害に強い作目・技術の導入指導	

第１　計画の方針

農作物に対しては、あらゆる災害による被害の発生が考えられるので、災害の都度、農作物等に対する技術対策をたて、防災関係機関と連絡をとり、その指導に当たるものとする。近年の激甚化する気象災害に対応するため、被害発生後は速やかにICTツールを活用して状況を把握し、営農・再造林の継続に向けた支援を最優先で実施する。

第２　農業用施設応急対策

かんがい用排水路、農道等の施設が災害により被害を受けた場合は、応急復旧を実施するとともに、施設の損傷により危険が生じたときは、防災関係機関の協力を得て適切な処置をとるとともに、被害に影響のある付近住民に対しても通報し、農作物の被害および人的災害の防止を図る。特に、ため池や基幹排水路の決壊が二次災害を招く恐れがある場合は、センサー等による遠隔監視情報を活用し、迅速な避難呼びかけと応急復旧を行う。

第３　農作物の応急対策

１　災害対策技術の指導

農作物の被害を最小限にくい止めるため、松阪農林事務所および農協等の協力を得て対策および技術の指導を行うものとし、必要に応じ農業研究所等の指導および援助を求め万全を期するものとする。

2　採種ほ産種子の確保

災害応急用種子の確保については、県および三重県米麦協会に協力を求める。

3　病害虫の防除

（1）　植物防疫についての計画樹立および実施は、町長が行う。なお、知事は災害の状況により、植物防疫に関する発生、予察情報を提供するものとする。

（2）　町は病害虫防除所、農協等と連絡を密にして防除組織をつくり、農家に指導、助言を行い、病害虫の防除に努めるものとする。

（3）　防除は、特別の指示のない限り県の定める三重県病害虫総合防除計画により、行うものとする。

4　代替作物・種苗の確保

甚大な被害により作付けが困難な場合、地域の営農継続のため、県と連携し早期に代替種苗の提供体制を構築する。

第４　畜産応急対策

1　被災地における病家畜の早期発見に努める。

2　家畜伝染病が発生し、又は発生のおそれがある場合は、南勢家畜保健衛生所、畜産関係団体の協力を得て汚染地域の消毒を実施するとともに、防疫の方法の指導および防疫薬剤の配布を行う。

3　治療を要する一般疾病の発生に際しては、県および三重県農業共済組合、多気郡農業協同組合を主体に獣医師会の協力により治療の万全を期する。

4　家畜排せつ物等の流出防止

浸水等による汚染拡大を防ぐため、堆肥舎等の点検と流出防止措置を指導し、環境汚染を最小限に留める。

第５　林産物応急対策

1　山林種苗の供給

（1）　浸冠水した苗畑は、速やかに排水に努めるとともに、被災苗木の早期消毒、枯死苗木の抜取りおよび焼却等に努める。

（2）　り災造林地においては、幼齢林の倒木起し作業および施肥等により、早期復旧を図るとともに枯損等による所要苗木数量を把握し、その供給確保を図る。

2　病害虫の防除

被災木は病害虫の発生源となりやすいので、枯損木、倒木、折損木等は速やかに林外に搬出するほか、剥皮又は薬剤処理等により病害虫の防除に努める。

3　風倒木の除去

風倒木による二次災害を防止するため、宮川森林組合、㈱フォレストファイター

ズと連携を図り、必要に応じ風倒木の除去等の措置を講じるものとする。

4　再造林の早期着手

風倒木等の整理後は、次世代の防災機能を高めるための多種多様な樹種による再造林を促進し、山地の崩壊防止機能を高める。

第６　林道施設応急対策

町は、災害の発生により林道施設に被害を受けた場合は、被害状況を調査し、その内容を松阪農林事務所に報告するとともに、応急対策の方策を検討し、施設の機能を維持するために必要な応急対策を講じることとする。

特に、被害を受けた箇所が水道施設等の生活関連施設や孤立地域への進入道路となっている場合には、県、近隣市町、土木事業者等の協力を得て、住民生活に著しい支障をきたさないように速やかに応急対策工を行う。

林道の閉塞による孤立集落の発生を防ぐため、林業事業者の保有する高性能林業機械等を優先的に活用し、速やかな啓開（障害物除去）を行う。

第27節　文教対策

活　動　の　ポ　イ　ン　ト	所　管　課
1　平素からの災害時の任務分担、時間外の参集等の体制整備 2　教職員、児童・生徒等、保護者の周知事項 （1）　情報収集伝達方法、（2）　児童・生徒等の誘導方法、（3）　保護者との連携方法、（4）　緊急通学路の設定　⇨ 3　応急教育の方法 ⇨ 短縮授業、二部授業、分散授業 4　教職員の確保　学校間等の教職員の応援要請、非常勤講師等の任用 5　ICT（1人1台端末等）を活用したオンライン学習体制の整備 6　学校における指定避難所運営と教育活動の両立調整6　学校における指定避難所運営と教育活動の両立調整	教育委員会

第１　計画の方針

文教施設の被災又は児童、生徒の被災により、通常の教育が行えない場合の応急教育対策は本計画によるものとする。

第２　実施責任者

町長（災害救助法適用の場合、学用品の給与については知事の委任による町長）所轄のもとに教育委員会、学校長が協力して行うものとする。

第３　施設の応急対策

被災施設の状況を速やかに把握し、関係機関と密接な連絡のうえ、次の対策をとり、教育の低下をきたさないように努める。

（1）　校舎の被害が軽微なときは速やかに応急修理を行う。

（2）　校舎の被害が相当に大きく、全面的に使用不能で復旧に長時間要する場合には、使用可能な学校施設、公民館その他民有施設の借上げ等仮校舎を設置する。

（3）　応急養育実施にあたっては、児童生徒等および保護者等に対し、メールやホームページなどで実施時期等の周知を図る。

（4）　施設の安全が確保できず、仮校舎の設置もできない学校施設については、

教育委員会は被災者支援部隊＜教育対策班＞に対し、児童生徒等を他の学校施設へ転入学させる等の調整を要請する。

（５）　学校が避難所となる場合、教育委員会は施設管理者として、避難生活スペースと教育スペースを分離（ゾーニング）し、早期の授業再開に向けた環境調整を行う。

第４　応急教育の方法

校舎の被害が甚大で、復旧に相当の期間を要し、授業ができないため学力低下のおそれがある場合は応急の仮校舎で授業を行う。校舎が使用不能な場合や登校が困難な事態に備え、GIGAスクール端末やクラウド環境を活用した「ハイブリッド型授業（対面とオンラインの併用）」を実施し、学習の空白期間を最小限に抑える。

第５　健康管理および危険防止

１　浸水被害を受けた学校については、教室、給食室、便所等防疫上必要な箇所　　の消毒を早急に実施する。さらに、理科室、技術室、保健室等に保管している薬品、器具について安全点検を行う。

２　被災地区および長期に避難所等で集団避難生活をしている児童生徒に対しては、早急に健康診断、検便等を行うとともに、伝染病の予防と健康保持に努める。

３　学校の周辺および通学路等が被害を受け、危険箇所が発生したときは、学校長は、その危険防止について適切な指導を行い、その徹底を図る。

第６　被災児童・生徒の保健管理

被災によるトラウマや生活環境の変化に伴うストレスを緩和するため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、および県派遣の専門チーム（DPAT等）と連携し、長期的な心のケア体制を構築する。

第７　教材、学用品等の調達および給与方法

１　学校備品、消耗品の調達

教育施設が被害を受け、学校の備品、消耗品等の一部又は大部分が使用できなくなり、学校運営上支障を来す場合、学校長は速やかに被害状況等を教育長に報告する。この場合、教育委員会は早急に現地調査を行い、関係機関と密接な連絡のうえ、必要な物品の調達を行うものとする。

２　災害救助法が適用されない場合

教育委員会は、小・中学校の児童生徒の住家が、全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水により学用品をそう失又はき損し、就学に支障があると認められるときは、学校長と緊密な連絡を保ち速やかにその被害の状況を把握するとともに、給与を必要とする学用品の確保を図り、各学校長を通じて対象者に給与する。

学用品の品目の例示は次のとおりであり、その給与に当たっては、各人の被災状況程度等被害の実情に応じて現物をもって行う。

（１）　教科書および教材

（２）　文房具

（３）　通学用品

３　デジタル学習環境の復旧

紛失・破損した学習用端末の再整備や、通信環境（Wi-Fi等）の応急復旧を教材調達と並行して進める。

第８　災害救助法が適用された場合

１　対象者

災害のため住家に被害を受け、就学上欠くことのできない学用品を喪失又はき損し、しかも物品販売機構等の一時的混乱により資力の有無にかかわらず、これらの学用品を直ちに入手することができない状態にある小学校児童および中学校生徒（盲学校、ろう学校および養護学校の小学部児童および中学部生徒を含む。）

２　学用品の給与

被害の実状に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うこと。

（１）　教科書および教材

（２）　文房具

（３）　通学用品

３　費用および期間

救助の程度、方法および期間等一覧表（参考資料参照）のとおりとする。

（参考　災害救助法による救助の程度、方法および期間早見表）

第９　文化財の保護

１　被害防止対策

（１）　基本方針

災害発生時における文化財の保護を図るため町教育委員会および所有者、管理者は、次に掲げる事項について必要な計画を樹立し実施するものとする。

（２）　対策

文化財の被害を未然に防止し、又は文化財の被害拡大を防止するため、町教育委員会は文化財の所有者および管理者に保存管理に万全を期すよう指導、助言する。

２　被害報告

国および県指定文化財が被害を受けたときは、その所有者および管理者は被害状

況を調査し、その結果を速やかに町教育委員会に報告する。

3　応急対策

国又は県の指定文化財が被害を受けたときは、その所有者および管理者は、指定先の指示に従い、その保存を図るものとする。ただし、人命にかかわるような被害が発生した場合は、この限りではない。

4　デジタルデータの活用

文化財が毀損・流出した場合に備え、平常時からデジタルアーカイブ（写真・3Dデータ等）の整備を進め、復元や鑑定に活用できる体制を整える。

（資料第31　指定文化財一覧）

第28節　応急住宅対策

活　動　の　ポ　イ　ン　ト	所　管　課
1　用地の選定 （1）　公共用地を優先、（2）　飲料水等の入手、衛生環境、交通の便、学校との距離等を考慮 2　建設資機材および業者の確保 3　災害救助法が適用された場合又は町のみでは行うことが困難な場合は、県又は他市町に応援を要請 4　入居者の選定（避難行動要支援者の優先） 5　民間賃貸住宅（みなし仮設住宅）の早期借り上げとマッチング 6　入居後の生活支援・コミュニティ形成支援（孤独死防止等）	総　務　課 建設上下水道課 福　祉　課

第１　計画の方針

災害により住家を滅失した者のうち、自力で住宅を確保できない者に対して、応急仮設住宅を設置して供与し、又は破損箇所の修理ができない者に対して、破損箇所の修理を行い、一時的な居住の安定を図る。

第２　実施責任者

応急仮設住宅の建設および住宅の修理は、町長が実施するものとする。ただし、町で対処できないときは、他市町又は県へこれの実施又は要員、建築資機材について応援を要請する。また、災害救助法が適用された場合は原則として知事が行うが、知事から委任されたとき又は知事による救助のいとまがないときは、町長が行う。

第３　応急仮設住宅

応急仮設住宅の建設は、災害救助法が適用されない場合にあっては、災害救助法に準じて行うものとする。

1　建設用地の選定

（1）　用地の選定に当たっては、できる限り集団的に建築できる場所として公共用地等から優先して選定し確保する。

（2）　被災者が相当期間居住することを考慮して飲料水が得やすく、かつ保健衛生上適切な場所を選定する。ただし、私有地の場合には、後日問題が起こらないよう十分協議のうえ選定する。

（3）　相当数の世帯が集団的に居住するときは、交通の便、教育の問題、被災者の生業の見通し等についても考慮する。

（４）　発災時に備え、建設予定地の把握に努める。

２　建設資機材および業者の確保

町は、木材業者および各職工組合（大工、左官、建具等）と協定して、仮設住宅の建設を行うものとするが、災害時の混乱等で資材、労務等の確保が困難な場合は、県又は他市町へ応援を要請する。

３　応急仮設住宅の建設

応急仮設住宅の建設にあたっては、ユニバーサルデザインに配慮するとともに、入居にあたっては、要配慮者等の特別な配慮を要する避難者を優先させる。

入居方法については、被災地域の住民の意向も踏まえながら、地域単位で応急仮設住宅へ入居するなど、従前のコミュニティの維持に配慮する方針も検討する。

建設にあたっては、三重県建設業協会等の専門団体と連携し、高齢者や障がい者に配慮した福祉仮設住宅の設置も検討する。

４　野外収容施設の設置

災害によって被害を受け、又は被害を受けるおそれのある者を収容する必要が生じ、かつ付近に適当な収容施設がない場合または被害者の全員を収容できない場合は、適所に臨時的に野外収容施設を設置するものとする。避難所の過密解消のため、トレーラーハウスや移動式木造住宅の活用も柔軟に検討する。

５　入居者の選定および住宅の管理並びに処分

（１）　応急仮設住宅には、避難行動要支援者の優先入居をはじめ、円滑な入居の促進に努める。

（２）　応急仮設住宅は、被災者に対しての一時的居住の場所を与えるための仮設建設であることを考慮し、使用目的に反しないよう適切に管理する。

（３）　応急仮設住宅は、その目的が達成されたときは、譲渡又は解体撤去の処分を速やかに行う。

（４）　入居後の見守り活動や相談支援を福祉課と連携して行い、孤立化の防止に努める。

第４　住宅の応急修理

住宅の応急修理は、災害救助法が適用されない場合にあっては、災害救助法に準じて行うものとする。原則として、住宅の応急修理は町内の建設業者に協力を依頼するものとする。被災者が一日も早く自宅での生活を再開できるよう、罹災証明書の発行と連動し、迅速な受付・施工体制を構築する。

第５　災害救助法が適用された場合

１　応急仮設住宅

（1）　設置戸数

入居希望者を調査したうえで設置する。

（2）　入居者

ア　住家が全壊（焼）流失した世帯であること。

イ　居住する住家がない世帯であること。

ウ　自己の資力では住宅を建設することができない世帯であること。

（例）

①　生活保護法の被保護者並びに要保護者

②　特定の資産のない失業者

③　特定の資産のない未亡人および母子世帯

④　特定の資産のない老人、病弱者および身体障がい者

⑤　特定の資産がない勤労者

⑥　特定の資産のない小企業者

⑦　前各号に準ずる経済的弱者

エ　上記該当者が３割を超える場合は生活能力が低く、かつ住宅の必要性の高い者

（3）　建設期間

災害発生日から20日以内に着工し、速やかに完成するものとする。

したがって町においては、災害発生の日から７日以内に建設場所および入居該当者について報告しなければならない。

（4）　費用の限度

費用の限度は、「参考　災害救助法による救助の程度、方法および期間早見表」のとおりとする。

（5）　供与期間

建築工事が完了した日から２年以内とする。

2　住宅の応急修理

（1）　対象者

災害のため住家が半壊又は半焼し、当面の日常生活が営み得ない状態であり、かつ自らの資力では応急修理をすることができない者

（2）　対象世帯者

ア　住家の半壊又は半焼世帯数の３割以内。ただし、必要があると認められる場合は、災害救助法適用市町の半壊、半焼世帯数の合計数の３割の範囲内で、市町相互間において修理戸数の融通をすることができる。

イ　特別の事情があるときは、知事に要請し厚生大臣の承認を受けて対象世帯数の限度を引き上げることができる。

（３）　費用

費用については、救助の程度、方法および期間等一覧表のとおりとする。

（４）　期間

災害発生の日から１月以内とする。ただし、特別の事情がある場合は、知事に要請し厚生大臣の承認を得て延長することができる。

（参考　災害救助法による救助の程度、方法および期間早見表）

第６　被災宅地危険度判定

町は、被災宅地危険度判定の実施を決定したときは、町災対本部に被災宅地危険度判定実施本部を設置するとともに、その旨を県に連絡する。併せて、被災者等への周知等、判定実施に必要な措置を講じ、必要に応じて県へ判定支援要請を行い、被災宅地危険度判定を実施する。

被災宅地危険度判定士は、宅地の被害状況を現地調査して宅地の危険度を判定し、宅地に判定結果を表示することにより所有者、使用者、付近を通行する人、近隣住民等に注意喚起するとともに、遅延なく実施本部に報告する。

第７　民間賃貸住宅の活用（みなし仮設）

建設型の応急仮設住宅に加え、民間賃貸住宅を町が借り上げ、被災者に供与する「みなし仮設住宅」を積極的に活用する。これにより、迅速な入居の実現と、居住場所の選択肢拡大を図る。

第８　生活再建に向けた情報提供

応急住宅への入居が長期化しないよう、住宅再建に向けた融資・助成制度の情報提供をワンストップで実施する。

第29節　災害義援金品の受入配分

所　管　課
会　　計　　課
福　　祉　　課

第１　計画の方針

被災者あてに寄託された義援金品の受入および確実かつ迅速な配分を行い、被災者の生活の安定を図るものとする。

第２　災害義援金品の募集、配分等

１　実施機関

災害義援金品の募集、輸送および配分は、次の関係機関が共同し、あるいは協力して行うものとする。

三重県共同募金会、日本赤十字社三重県支部、三重県社会福祉協議会、
県、町、その他各種団体

２　募集

県内又は他の都道府県に大災害が発生した場合、実施機関が一般住民を対象に募集する。

募集にあたっては、従来の窓口受付に加え、キャッシュレス決済、ふるさと納税サイトによる災害支援、クラウドファンディング等のデジタル手段を活用し、寄付の利便性向上を図る。

このため、町は、義援品について、受け入れを希望するもの、希望しないものを把握し、その内容および送り先を県災対本部に報告する。

３　保管

義援金については、町災対本部で一括とりまとめ保管し、また義援品については、集積場所において仕分け等を行い、管理する。義援品（物資）については、個人の小口物資は仕分けの負担が大きいため、原則として企業・団体からの大口物資を優先し、個人には義援金（現金）による協力を広く呼びかけることで、現場の混乱を防止する。

4　配分、輸送

配分は、被災地のニーズ、状況、義援金品の内容、数量等を検討し、速やかに被災者に届くよう、関係機関を通じ配分および輸送するものとする。

第30節　自衛隊災害派遣要請要求

活　動　の　ポ　イ　ン　ト	所管課
1　派遣要請要求先　⇒ 〔通常〕　松阪地域防災総合事務所を通じ知事 〔緊急〕　直接、自衛隊 2　派遣要請要求事項　⇒　（1）災害の状況および要請要求事由 （2）派遣期間 （3）派遣人員および航空機等の概数 （4）派遣区域および活動内容等 3　ヘリコプター離着陸場　　上三瀬等 4　LO（自衛隊連絡員）の受入と情報共有の即時化 5　航空機（ヘリ・ドローン）の運用調整	総務課 各班

第１　計画の方針

災害時に町民の人命、財産を保護するため災害応急対策上、自衛隊の支援を必要とする場合は、自衛隊法第83条の規定に基づき、次により自衛隊の災害派遣を要請要求する。

第２　災害派遣要請要求の基準

1　災害が発生し、人命、財産を保護するための災害応急対策の実施が、自衛隊以外の機関で不可能又は困難であると認められるとき。

2　災害の発生が迫り、予防措置に急を要し、かつ自衛隊の派遣以外に方法がないとき。

第３　災害派遣要請要求の手続

町長は、自衛隊の派遣を要請要求しなければならない事態が生じたときは、災害派遣要請要求書に次の事項を記入し、松阪地域防災総合事務所長を経由して知事に提出するものとする。ただし、事態が急を要するときは、電話又は非常無線等で通報し、事後に文書を送付することができる。要請にあたっては、三重県防災情報システム等のデジタルツールを活用し、被害箇所の位置情報（座標）や写真を速やかに共有することで、派遣部隊の初動を支援する。

また、町長は、人命救助等事態が急迫し、速やかに自衛隊の派遣を要すると認められる場合は、知事に派遣の要請要求を求めることができる。その後、必要に応じ直接

自衛隊に対し事態の状況を通報することができる。

なお、知事に派遣要請要求を求めることができない場合には、町長はその旨および町の地域に係る災害の状況を自衛隊の部隊等の長に通知することができる。

ただし、事後速やかに自衛隊の部隊等の長に通知した旨を知事に通知するものとする。

1　災害の状況および派遣を要請する事由（特に災害区域の状況を明らかにすること。）

2　派遣を希望する期間

3　派遣を希望する区域および活動内容

4　その他参考となる事項

緊急時派遣要請要求先電話番号

名　　称	電　話　番　号
三重県防災対策部災害対策課	平日の昼間　059－224－2189 平日の夜間および土・日・祝日　059－224－2311
陸上自衛隊第33普通科連隊	059－255－3133

（資料第33　自衛隊災害派遣要請要求様式）

第４　災害時の緊急派遣

災害の発生が突発的で、その救護が特に急を要し、要請を待ついとまがない場合で、第33普通科連隊長又は航空学校長等の判断に基づいて部隊等が派遣されることがある。（自衛隊法第83条第２項ただし書）

この場合、町長は、第33普通科連隊長又は航空学校長に直接災害の状況等を通知することができる。

第５　派遣部隊の活動内容

1　被害状況の把握（車両、航空機による偵察）

2　避難の援助（誘導、輸送）

3　遭難者等の捜索救助

4　水防活動の支援

5　消防活動の支援

6　道路の啓開（障害物除去等）

7　診察、防疫および病害虫防除等の支援

8　通信支援

9　人員および物資の緊急輸送

10　炊飯および給水の支援

11　救助物資の無償貸付又は譲与

12　交通整理の支援

13　危険物の除去等

第６　派遣部隊等の自衛官の権限

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、町長等、警察官がその場にいない場合に限り、次の措置をとることができる。

この場合において、当該措置をとったときは、直ちに、その旨を町長に通知しなければならない。

1　警戒区域の設定並びにそれに基づく立入り制限・禁止および退去命令

2　他人の土地等の一時使用等

3　現場の被災工作物の除去等

4　住民等を応急措置の業務に従事させること。

第７　派遣部隊の受入体制

町は、自衛隊の災害派遣が決定したときは、県との連絡を図るとともに、派遣部隊の任務が円滑に実施できるよう、次の事項について配慮するものとする。

1　派遣部隊と町との連絡窓口および責任者の決定

2　作業計画および資機材の準備

3　宿泊施設（野営施設）およびヘリコプター離着陸場等施設の準備

4　住民の協力

5　派遣部隊の誘導

6　LO（自衛隊連絡員）のための専用スペース、通信環境（Wi-Fi等）、および電源の確保

第８　連絡員の派遣

自衛隊は、災害時および警戒宣言が発令された場合、県又は町災対本部に連絡幹部を派遣、町災対本部との調整・連絡に当たらせるものとする。

第９　派遣部隊の撤収要請

派遣目的を完了し、又はその必要がなくなった場合、町長は、知事、防災関係機関の長および派遣部隊の長等と十分協議を行ったうえ、知事に災害派遣部隊の撤収要請を行うものとする。

（資料第34　自衛隊災害撤収要請様式）

第10　経費の負担区分

派遣部隊が活動に要した経費のうち次に掲げるものは、町の負担とする。ただし、２以上の地域にわたる場合は、関係市町が協議して負担割合を定めるものとする。

１　派遣部隊が連絡のため宿泊施設に設置した電話の設置および通話料金

２　派遣部隊が宿泊のために要した宿泊施設借上料、光熱水料、入浴料

３　活動のため現地で調達した資機材の費用

４　その他必要な経費については、事前に協議しておくものとする。

第11　ヘリコプターによる災害派遣と離着陸場の選定取扱い

町が災害時に航空機による援助を受ける必要がある場合の要請手続およびその受入れのための離着陸場の取扱いについては、次のとおりとする。

１　ヘリコプター派遣要請の受入れ準備

（１）　派遣要請を行う場合は、上記の要請手続きによるほか、使用離着陸場名（特別の場合を除き添付資料に記載されている離着陸場を使用する。）、着陸地点の風向および風速をあらかじめ電話、防災行政無線その他の方法で県（防災対策室）に連絡を行うこと。

（２）　離着陸場には航空機に安全進入方向を予知させるため、吹流し又は発煙筒をたいて着陸前に風向を示しておくこと。

（３）　あらかじめ着陸場の中央に石灰粉で直径10メートルのⒽ印を行い、上空より降下場所選定に備えておくこと。

（４）　夜間は、着陸場（別に指定するものに限る。）にカンテラ等により、着陸地点15メートル平方の各隅に上空から識別容易な灯火標識を行うこと。

（５）　着陸場と町役場およびその他要箇所と通信連絡を確保しておくこと。

（６）　ドローンとの干渉防止

自衛隊機等の有人機が活動する空域においては、町が運用するドローンの飛行を即時に停止・制限し、航空安全を最優先に確保する。

２　離着陸場の取扱いについて

離着陸場として町が選定した学校等のグラウンドについては、平素から学校長等の管理者と常に連絡を保ち現況の把握を十分しておくこと。離着陸場の周辺に太陽光パネルや新たな電波塔等が設置された場合は、離着陸の障害となるため、平時より情報を更新し、自衛隊へ提供する。また、管理者は、次に例示する現況の変更がなされた場合は、速やかに町を通じ県（防災対策室）にその概要（略図添付）を報告すること。

（１）　面積を変更した場合

（２）　地面に新しく建物又はその他構築物が施設された場合

（３）　地面の上空に電信、電話および電力等の架線が施設された場合

（４）　既設建物、電線等が改造施設され、上空よりの進入に新しく障害を加えた場合

（５）　グラウンド等に隣接する建物その他地上工作物又は地形が著しく変更され、着陸に支障を生じた場合

（資料第35　ヘリコプター離着陸場の設定基準）

（資料第36　ヘリコプター離着陸場一覧）

第31節　県防災ヘリコプターの活用

所　管　課	関　係　機　関
総　務　課	紀勢地区広域消防組合 三重県防災航空隊

第１　計画の方針

町域内において、災害が発生し、より迅速かつ的確に対応を必要とする場合には、広域的かつ機動的な活動ができる県防災ヘリコプターを有効に利用し、災害応急対策の充実強化を図るものとする。迅速な救出・救助活動を遂行するため、三重県防災航空隊との連携を密にし、地上と航空のシームレスな協力体制を構築する。

第２　対策

１　防災ヘリコプターの運航体制

防災ヘリコプターは、「三重県防災ヘリコプター運航管理規程」および「三重県防災ヘリコプター緊急運航要領」の定めるところにより、町の要請に基づき、運航するが、非常体制が発令された場合は、町の要請の有無にかかわらず、情報収集等の活動に自動的に出動するものとする。

２　防災ヘリコプターの支援要請

町長は、知事に対し防災ヘリコプターの支援要請を次のとおり行うものとする。

（１）　支援要請の原則

現に災害が発生し、又は発生するおそれのある場合で次のいずれかに該当するとき、町長又は紀勢地区広域消防組合消防本部消防長は応援を要請するものとする。

ア　災害が、隣接する市町に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合

イ　町の消防力によっては、防御が著しく困難と認められる場合

ウ　その他救急搬送等、緊急性があり、かつ防災ヘリコプター以外に適切な手段がなく、防災ヘリコプターによる活動が最も有効な場合

（２）　支援要請方法

町長は知事に対し、電話等により、次の事項について連絡を行うものとするが、事後速やかに防災ヘリコプター緊急運航要請書を知事に提出するものとする。要請時には、災害現場の正確な緯度経度情報（GPS座標）および周辺の障害物（送電線、電波塔、ドローン飛行状況等）の情報を付加し、安全かつ迅速な進入を支援する。

ア　災害の種別

イ　災害発生の日時、場所および被害の状況

ウ　災害発生現場の気象状態

エ　災害現場の最高指揮者の職名・氏名および連絡方法

オ　場外離着陸場の所在地および地上支援体制

カ　応援に要する資機材の品目および数量

キ　その他の必要事項

（３）　緊急時支援要請要求連絡先

消防・保安課　防災航空班（防災航空隊）

TEL　059―235―2558　（緊急専用回線）

FAX　059―235―2557

３　防災ヘリコプターの活動内容

防災ヘリコプターは、次に掲げる活動等で、ヘリコプターの特性を十分活用することができ、その必要性が認められる場合に運用するものとする。

（１）　被災状況等の調査および情報収集活動

（２）　救急患者、医療従事者等の搬送および医療器材等の輸送

（３）　消防隊員、消防資機材等の搬送

（４）　被災者等の救出

（５）　食料、衣料その他の生活必需品および復旧資機材等の救援物資、人員等の搬送

（６）　災害に関する情報、警報等の伝達等広報宣伝活動

（７）　その他災害応急対策上、特に防災ヘリコプターによる活動が有効と認められる活動

（８）　広域航空消防応援等に基づく他県防災ヘリ・消防ヘリの受入支援

第３　航空運用調整

複数の航空機（自衛隊機、県防災ヘリ、ドローン等）が同一空域で活動する場合、町防災対本部は「航空運用調整員」を指名し、無線等を用いて航空機相互の安全確保と運用優先順位の調整を行う。

第32節　他機関に対する応援要請

所　管　課
総　　務　　課

第１　計画の方針

大災害発生時に、家屋の倒壊、火災のほか、土砂災害など各種の災害が多発した場合、人的又は物的にも本町の機関のみでは十分な措置が講じられないことが予想される。要請にあたっては、三重県を介した広域応援だけでなく、二者間協定に基づく迅速な相互応援､および民間事業者との災害時協定を最大限に活用し、早期の復旧を図る。

この場合、以下に定める災害応援協定に基づく要請を行い、適切な措置が講じられるよう努める。

第２　応援要請の基準

本町関係機関のみでは、町民の生命、財産の保護が困難と思われる場合に必要な要請を行うこととする。

第３　協定の種類

応援要請を行う場合は、次の主な協定に基づき要請する。

・三重県市町災害時応援協定　　：　県内市町

・三重県水道災害広域応援協定　：　県内市町および水道用水供給事業者

・災 害 時 相 互 応 援 協 定　：　東員町

第４　応援要請の決定

１　総務班長は、各班からの被害状況および応援要請を取りまとめ、他機関に対する応援要請が必要と思われる場合は、本部長に報告し本部会議において内容を諮ることとする。

２　応援要請する相手、内容、時期等、他機関に対する応援要請の内容は、本部会議において決定する。

ただし、急迫した事態であって、速やかに本部会議の招集が困難な場合は、本部長の決定により要請することができる。

3　応援要請の際は、必要な要員・資機材の「種類」「数量」「期間」を明確化し、相手方とのミスマッチを防止する。

第５　応援要請の手続

1　応援要請の手続は、それぞれの協定書に規定する手続によることとする。

ただし、急迫した事態である場合は、電話、無線その他交信可能な連絡手段により直接に協定市町に要請することとし、その後に必要な手続を行うこととする。

2　その他応援要請に必要な事項は、それぞれ協定書に規定するとおりとする。

3　被災により通信が不安定な場合に備え、衛星電話や広域防災無線、SNS等の多様な通信手段による要請ルートを確保する。

第６　応援受入体制

1　他機関からの応援を受け入れるための施設、食料の確保、その他災害応急計画との調整は総務班が行う。

2　効率的な災害応急事業のための町内機関と応援機関との事業内容の調整は、現地を所管する各班において行う。

3　応援部隊が到着後、即座に活動を開始できるよう、被害状況の図面提供や、町職員によるガイド（リエゾン対応）の配置など、具体的な受援計画（受援マニュアル）に基づく運用を行う。

4　「受援窓口（ワンストップ窓口）」を設置し、応援職員の宿舎管理、健康管理、活動管理を一元的に行う。

第33節　災害廃棄物処理実行計画の策定

所　管　課	関　係　機　関
生　活　環　境　課	国
	三　　重　　県
	近　隣　市　町
	関　係　団　体
	民　間　事　業　者

第１　計画の方針

災害廃棄物の処理を担当する組織を速やかに設置し、災害の規模や被災状況の把握、災害廃棄物の発生量の推計等を行うとともに、処理体制、処理方法、処理フロー、処理スケジュール等の整理のうえ、「大台町災害廃棄物処理実行計画」を作成して適正かつ迅速に処理を行う。本計画は、発災後速やかに策定し、生活環境の保全と公衆衛生の維持、および早期の復旧・復興を妨げないことを最優先とする。

第２　計画の主要事項

当該計画には、処理を実行するうえでの基本的な考え方、具体的な処理方法、スケジュール、廃棄処理場に加え、国、県、近隣市町、関係団体、民間事業者等との連携など、災害廃棄物処理の実行を円滑に実施するための事項について記述する。

特に以下の項目に重点を置く。

１　発生量の推計と仮置場の選定

被災状況に基づき速やかに発生量を推計し、あらかじめ選定した「災害廃棄物仮置場」の開設・運営計画を確定する。

２　分別の徹底

処理の迅速化とコスト低減、資源の有効活用のため、現場および仮置場での徹底した分別（可燃、不燃、資源、粗大、有害等）を住民に周知する。

３　広域連携の実施

町単独での処理が困難な場合は、三重県を通じて広域処理を要請し、近隣自治

体や民間処分業者との連携フローを構築する。

4　有害廃棄物への対応

アスベストを含む建材やPCB、家電リサイクル法対象品目等の適正処理手順を明記する。

第３　実施上の留意事項

1　片付けごみの排出支援

自力での搬出が困難な高齢者・障がい者世帯等に対し、ボランティアや民間事業者と連携した個別回収（二歩先回収等）の実施を検討する。

2　公衆衛生対策

腐敗性の廃棄物（浸水した食品等）や衛生害虫の発生が懸念される箇所には、速やかに消毒を実施し、公衆衛生上の二次被害を防止する。

第34節　水防活動

所　管　課	関係機関
総　　務　　課 設　上　下　水　道　課	消　　防　　団 三　　重　　県 中部電力パワーグリッド（株）

本町は、指定水防管理団体ではないが、洪水に際しては、消防団（水防団）を中心として、洪水や土砂災害等の水害を警戒し、防御しおよびこれによる被害を軽減しようとするものである。特に、線状降水帯の発生等による予測困難な急激な増水に対し、早期の警戒体制確立と、団員の安全を最優先とした活動を展開する。

第１　水害時の組織

水害時には、大台町消防団をもって組織する。

大台町消防団は、その区域における水防を充分に果たすべき責任を有し、そのため消防団を各部に組織しておくものとする。

大台町消防団への命令系統および消防団の組織は、次のとおりとする。

消防団への命令系統および団組織図

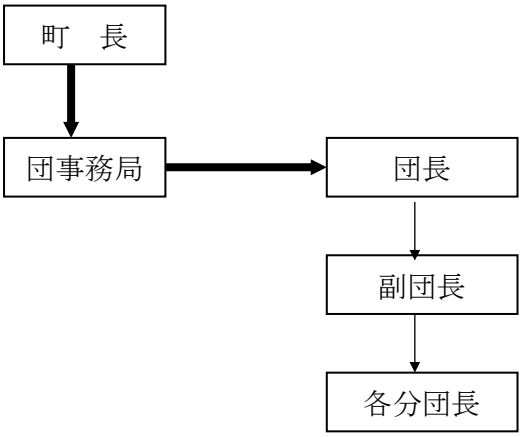

第２　現状の把握と危険箇所の補強等について

１　建設土木班を中心に河川、砂防施設等の巡視を一層厳重に行うとともに損傷している箇所や出水等により危険と思われる場所については、速やかに補強工事を行うなど適切な処置を講ずる。

２　砂利採取等により、河状が変り洪水が発生した場合下流域に悪影響を与えるおそれのある時は、早期に正常な河状に整備させる。

３　貯木等、出水時に被害を与えるおそれのあるものについては、あらかじめ、けい留、固定等の措置について関係者に十分指導する。

４　河川監視カメラや水位センサーの情報を活用し、現場に向かうことなく危険箇所の状況をリアルタイムで把握できる体制を整える。

第３　災害時の巡視

危険が予想される箇所について、警備体制に基づく職員および消防団員をもって巡視に当たることとし、特にダム湖沿線、ため池、堤防等の洪水による災害発生の危険が高い場所については、常時巡視することとし、異常な状況の早期発見に努めるものとする。巡視にあたっては、二次災害防止のため必ず複数名で行動し、夜間や視界不良時、または避難指示が発令されるような危険な状況下では、無理な現場巡視を控え、遠隔監視に切り替えるなど隊員の安全を徹底する。

第４　出動および作業

災害が発生した場合、団長は命を発し、消防団員を待機させ、準備させ、出動させるものとする。この場合、団長は、消防管理者である町長に報告するものとする。

消防団が行う水防活動は次のことを中心に行うこととする。

（１）危険地域の巡視

（２）危険地域住民への注意警戒広報

（３）地域住民の避難誘導・搬送

（４）決壊危険箇所等への水防工の施工

（５）被災箇所の応急復旧

第５　水防上の心得

１　団員は、出動時、命令なくして勝手な行動をしてはならない。

２　作業中は、上司の命に従い団体行動をとらなければならない。

３　作業中は、私語を慎み、言動に注意しなければならない。

４　ライフジャケット等の完全着用:水辺での活動､または浸水域での活動時は、救命胴衣（ライフジャケット）等の個人保護具を確実に着用する。

第６　ダム管理事務所との連絡調整

宮川ダム管理室および中部電力㈱三重水力センターとは連絡を密にし、水位および放流予定量等の情報を得、特に河川付近の住民および沿川道路に対する警戒を行う。

ダム放流通知書等の受信に加え､WEB公開されているリアルタイム放流情報を本部・消防団で共有し、下流域の増水到達時間を予測した避難誘導を行う。

放流操作について、既に河川沿川で家屋、道路等に水害が発生している場合には、被害拡大を防ぐために配慮するように要請するとともに、ダムの機能保全を優先しつつも災害対策活動と連携できるように要請する。

第７　水防用資材の保持

災害時において常時使用できる資材保持に努めなければならない。また、不足品については直ちに補充し非常時に備えなければならない。土嚢（どのう）に加え、迅速に設置可能な「簡易型止水板」や「大型土嚢」の備蓄を推進し、省力化を図る。

第８　洪水浸水想定区域が指定された河川

本町における洪水浸水想定区域が指定された河川は次のとおり。

管轄する建設事務所	河川名
松阪建設事務所	宮川水系宮川（上流域）

第９　警戒避難体制の整備等

洪水浸水想定区域における警戒避難体制の整備等については、「第11節　治水、砂防、地すべり、土石流および急傾斜地崩壊対策　３ 警戒避難体制の整備等」を準用す

る。

第35節　流木の防止対策

所　管　課	関係機関
建設上下水道課 森　林　課	三重県（農林水産事務所・建設事務所） 宮川森林組合 木材事業者

貯木場や、放置木（間伐木等）等がある森林が洪水により被害を受けた場合の流木の被害を防止するため、次により措置することとする。

第１　貯木場における措置

河川の増水、溢水により流出するおそれのある貯木場においては、当該木材の所有者、占有者は木材を安全な場所に移動させ、又は流出防止柵を設置する等の策を講じ、流木による被害の防止に努めなければならない。町は、出水期前に貯木場の適正管理について巡回指導または啓発を行い、流出リスクの低減を図る。

第２　放置木等への措置

河川付近の森林内に放置された伐採木材等が河川の増水、溢水により流出のおそれのある場合には、森林所有者等の当該木材の管理者は、安全な場所に伐採木材等を移動させ、又は流出防止柵を設置する等の策を講じ、流木による被害の防止に努めなければならない。特に、近年の豪雨の激甚化に鑑み、渓流付近への未利用材の堆積を抑制するよう、林業従事者等への指導を強化する。

ただし、降雨時には土砂災害の危険を避けるため、気象予報等に注意して早期の対応に努めることとし、やむを得ず降雨時に森林内に進入する場合は河川や周囲の安全を十分確認するとともに、行き先、帰宅時間を家族等に告げて活動を行うこととする。

第３　流木に対する措置

（１）　木材の所有者、管理者、占有者は、自己の木材が流木となった場合は、直ちにこれを安全な場所で、かつ住民生活に支障のない場所に移動させるなど、被害の軽減に努めなければならない。

（２）　河川流域内に漂流する流木については、河川管理者および町は、その所有

者に直ちに除去させ、所有者不明の場合は、河川管理者、町並びに関係者が協力して直ちにこれを安全な場所に除去し被害の軽減を図る。橋梁や狭窄部における流木の集積は、溢水や橋梁倒壊の直接的要因となるため、大型重機による緊急除去体制をあらかじめ建設業者等と協議しておく。

（3）　たん水又は浸水地域に漂流する流木については、警察および町が（2）に準じた措置をとる。

第４　監視および情報共有

１　ドローンや衛星画像の活用

発災後、人的進入が困難な上流部における崩壊地や流木の発生状況を把握するため、ドローンや衛星画像を積極的に活用し、下流部への二次被害を予測する。

２　漂流・堆積情報の集約

住民やパトロール員からの情報を集約し､優先的に除去すべき箇所を特定する。

第５章　災害復旧計画

第１節　激甚災害の指定

所　管　課	関係機関
激甚災害対象事業関係課	三　　重　　県 国（内閣府・国土交通省・農林水産省等）

第１　計画の方針

被害が甚大であり、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号。以下「激甚法」という。）に基づく激甚災害の指定基準に該当すると思われる場合には、県および町は公共施設等の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう、互いに連携して災害の状況を速やかに調査し実情を把握し、早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置する。指定の早期化を図るため、発災直後からドローンや衛星画像、各種SNS等による被害状況の速報値収集を行い、国への要望活動を迅速に開始する。

第２　対策

１　指定の促進

県は、激甚災害の指定を受ける必要があると認めるときは、国の機関と密接な連携の上、指定の促進を図る。近年追加・拡充された対象事業（IT関連施設、新たな福祉サービス施設等）についても適宜、最新の法令を確認し、漏れなく申請対象に含める。

２　激甚災害にかかる財政援助措置の主な対象事業

（１）　公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

ア　公共土木施設災害復旧事業

イ　公共土木施設災害関連事業

ウ　公立学校施設災害復旧事業

エ　公営住宅災害復旧事業

オ　生活保護施設災害復旧事業

カ　児童福祉施設災害復旧事業

キ　老人福祉施設災害復旧事業

ク　身体障害者社会参加支援施設災害復旧事業

ケ　障害者支援施設等災害復旧事業

コ　婦人保護施設災害復旧事業

サ　感染症指定医療機関災害復旧事業

シ　感染症予防事業

ス　堆積土砂排除事業

セ　湛水排除事業

（２）　農林水産業に関する特別の助成

ア　農地、農業用施設、林道の災害復旧事業等にかかる補助の特別措置

イ　農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例

ウ　開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助

エ　天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する特例

オ　森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助

カ　土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助

（３）　中小企業に関する特別の助成

ア　中小企業信用保険による災害関係保証の特例措置

イ　小規模企業の事業活動の活性化のための中小企業基本法等の一部を改正する等の法律による廃止前の小規模企業者等設備導入資金助成法による既存貸付金の償還の免除

ウ　事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助

（４）　その他の特別の財政援助および助成

ア　公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助

イ　私立学校施設災害復旧事業に対する補助

ウ　日本私立学校振興・共済事業団による被災私立学校施設の災害復旧に必要な資金の貸付

エ　町が施行する感染症予防事業に関する負担の特例

オ　母子および寡婦福祉基金に関する国の貸付の特例

カ　水防資材費の補助の特例

キ　り災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例

ク　公共土木施設、公立学校施設、農地、農業用施設および林道の小災害復旧事業に対する特別の財政援助

ケ　雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

3　激甚災害に関する調査

（1）　県

ア　県は市町の被害状況を検討する。激甚災害および局地激甚災害の指定を受ける必要があると思われる事業について、関係各部は必要な調査を行う。調査にあたっては、被災直後の写真撮影や位置データの記録を徹底し、復旧事業査定における証拠資料として適切に管理する。

イ　関係各部は、激甚法に定める必要な事項を速やかに調査し、早期に激甚災害の指定を受けられるよう措置する。

（2）　町

ア　町は、激甚災害および局地激甚災害の指定基準を考慮し、災害状況等を調査して県に報告する。

イ　県が行う激甚災害および局地激甚災害に関する調査等について協力する。

第３　特別財政援助の交付（申請）手続き

激甚災害の指定を受けたときは、町は速やかに関係調書を作成し、県に提出する。大規模災害時には、国から派遣される「リエゾン（災害対策現地連絡員）」や「テックフォース（緊急災害対策派遣隊）」、県のアドバイザー等と連携し、技術的・専門的な知見を活用して迅速に書類作成を行う。

県はこれを受け、事業の種別ごとに激甚法および算定の基礎となる関係法令に基づき、負担金、補助金を受けるための手続きを行う。

第２節　公共施設等の復旧

所　管　課		
総　務　課	建設上下水道課	産　業　課
森　林　課	生活環境課	福　祉　課
健康ほけん課	教育委員会	出　張　所
報徳診療所		

第１　計画の方針

公共施設の復旧は、原形復旧を原則とし、各種施設の災害復旧計画の策定にあたっては、災害の実情を精査し、その原因となった自然的、社会的および経済的諸要因について詳細に検討したうえ、総合的見地から、緊急度の高い順に復旧に当り、可及的かつ速やかに当該事業の推進を図るよう配慮するものとする。

第２　公共土木施設の復旧

１　河川の復旧

町内各河川の特性を十分検討して災害の原因を探究し、関連事業等を含めた一連の計画のもとに、県と連携し、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）との調和を図りつつ復旧工事を行う。

２　砂防の復旧

河川上流部からの土砂礫の流出が下流部の災害発生原因となっており、砂防施設は治山治水対策の基礎となるものである。従って、河川上流部地域の砂防設備については、再度同様な災害を被らない強度を有する工夫をもって復旧工事を行う。

３　道路の復旧

産業経済および地域住民生活の基礎となっている道路および橋梁の災害復旧は最も急を要するので、被災後、直ちに応急復旧工事に着手し、自然災害の防除と併せて交通安全の見地からみた工法によって復旧工事を行う。復旧にあたっては、法面の長寿命化対策や排水機能の強化を盛り込み、交通安全と防災機能を両立させる。

4　上・下水道施設の復旧

水道事業および下水道事業は、町民生活をはじめ町の活動を支える重要なライフラインを管理運営する事業であることから、被災後、直ちに応急復旧工事に着手する。管路の耐震化や、浸水対策（電気設備の嵩上げ等）を併せて検討し、災害に強い施設へと更新する。

5　林地荒廃防止施設の復旧

林地荒廃防止施設が被災した場合には、即刻調査のうえ計画的に従前の機能回復のための復旧工事を関係機関と連携して実施する。なお必要な場合応急工事による対策を進める。

第３　農林水産施設の復旧

1　農地農業用施設の復旧

本町における農地の災害は、河川やため池のはん濫越流や堤防決壊に起因した表土の流失又は水とともに押し流された土砂の埋堆、がけ崩れ、地すべり等によって生ずる農地の壊廃があげられる。また、農業用施設の災害は、用排水路の堤塘決壊､かんがい用井堰の流失､ため池堤防および農道の決壊等である。

農地農業用施設の災害については、現在まで原形復旧に重点をおいて復旧がなされていたが、投資効果を十分発揮するうえからも、今後は更に被災の原因をよく探究して災害を繰り返さないよう計画にあたっては、これらを改良する関連事業も一連の計画として実施する必要がある。なお、農業基盤整備事業として防災ダム事業、ため池等整備事業、地すべり対策事業等および治山治水等国土保全施設設備計画と総合関連を保ち積極的に推進し、県と連携して災害を未然に防止する方法を講じる必要がある。

2　林道の復旧

林道は、林産物搬出施設としてはもちろん、林業経営の基盤をなす以外に町の経済、文化および交通等を左右する道路として、その価値は極めて大きい。従って、林道の被災による交通途絶は、林業経営に支障を及ぼすほか町民の生活に影響することが大きいので、被災箇所の早期復旧によって安全堅牢な林道に復旧する必要がある。特に最近の車両の大型化、集中豪雨の多発等を考慮し原形復旧のみでは再度災害のおそれのあるものについては、各被災路線の性格に応じた適切な復旧を計画推進する。

3　農林水産施設の復旧

農業協同組合又は森林組合およびその他営利を目的としない法人の所有する倉庫、加工施設、共同作業場並びにその他の農林水産業者の共同利用に供する施設で政令で定められたものが、１箇所の工事の費用が40万円以上の災害を受けた場合は、国庫補助を得て災害復旧の促進を図る。「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」（昭和25年法律第169号）

第４　社会福祉施設の復旧

１　社会福祉事業を行う関係施設の復旧

（１）　地方公共団体の設置に係るもの

（２）　その他のものの設置に係るものが激甚法による激甚災害の指定およびこれに対し適用すべき措置の指定等がなされた当該災害により全壊、全焼、流失、半壊および床上浸水等著しい損害を受けその復旧に多額の経費を必要とする場合に特別の財政援助をするものとする。

（３）　（２）に規定するその他のものが設置し経営する社会福祉事業施設が（１）に規定する災害により著しい損害をうける場合、その復旧援助については必要に応じ三重県共同募金会より更に若干の財政援助を要請する。

（４）　復旧に際しては、福祉避難所としての機能を強化するため、非常用電源の確保やバリアフリー化の拡充を検討する。

第５　学校教育施設の復旧

日常多数の児童・生徒を収容する学校施設の災害は、その生命保護並びに正常な教育実施のいずれの観点からみても迅速かつ適切に復旧しなければならない。特に学校施設は非常災害時において、しばしば地域住民の緊急避難所となることもあるので、復旧計画の樹立にあたっては次の点に留意する。

（１）　災害の原因を究明し、再度の災害発生を防止するため必要に応じ改良復旧に努めるとともに災害防止施設も併せて実施するよう考慮する。

（２）　災害防止上、特に必要があれば設置箇所の移転等について考慮する。

（３）　公立学校施設の災害復旧については、「公立学校施設災害復旧費国庫負担法」（昭和28年法律第247号）の規定に基づき復旧計画を推進する。

（４）　避難所機能の維持のため、通信環境（Wi-Fi等）の復旧や防災倉庫の再配置、空調設備の早期稼働を優先する。

第６　公立医療施設（報徳診療所等）の復旧

地域の医療拠点を維持するため、最優先で迅速に実施する。設置場所の安全性

に懸念がある場合は、移転を含めた抜本的な対策を検討する。

第７　調査・査定の効率化

１　リモート査定の活用

被災箇所への接近が困難な場合、ドローンによる測量や高精度写真、WEB会議システムを活用した「リモート査定」を導入し、早期の事業決定を図る。

２　包括的民間委託

膨大な復旧事務に対応するため、設計・施工管理等について民間技術者への包括的な業務委託（CM方式等）を検討する。

第８　その他の災害復旧

その他災害により必要な復旧事業については、県と連携して行うものとする。

第３節　被災者の生活確保対策

所　管　課	関係機関
総務課　税務住民課 福祉課　健康ほけん課	社会福祉協議会 三重県 国 日本赤十字社

災害を受けた地域の生活を安定させる復旧に必要な対策を講ずる。

第１　被災者情報の収集と対応

（１）　被災者台帳整備に向けた検討

町は、災害時に被災者を総合的かつ効率的に支援するため、被災者に関する情報（被害状況、避難先、支援金の支給状況等）を一元整理した「被災者台帳」をデジタル化して整備・活用する。個人情報保護に配慮しつつ、関係部署間や社会福祉協議会等と情報共有し、支援の漏れや重複を防止する。

（２）　住家被害認定調査の実施

町は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、被災者への支援措置を早期に実施するため、住家被害認定調査の実施体制を直ちに確立し、調査を実施する。

また、被害認定調査を効率的に実施できるよう、デジタル技術を活用した住家額認定調査の実施について検討する。

第２　罹災証明書の交付

町は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、被災者への支援措置を早期に実施するため、被害認定や罹災証明書の交付体制を直ちに確立し、速やかに被災者に罹災証明書を交付する。

（１）　証明書発行の申請

罹災証明書の交付を希望する者は、所定の様式に被害状況が確認できる資料を添えて、町長（火災の場合は消防長）へ申請するものとする。ただし、町長（消防長）により被害状況の確認を受けている住家等については、当該資料を省略することができる。

（２）　証明書の交付

罹災証明書は、調査結果に基づき交付する。住家等の被害調査に係る認定基準は「災害の被害認定基準」および「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」等の国が示す被害認定基準を準用する

（３）　証明手数料

罹災証明については、証明手数料を徴収しない。

第３　被災者に対する公的資金による融資等

１　災害弔慰金の支給

災害により死亡したとき、その遺族に対して支給する。

２　災害障害見舞金の支給

災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に精神又は身体に別に定める程度の障害がある場合に支給する。

３　災害援護資金の貸付け

災害により被害を受けた世帯に、生活の立直しに資するため、その世帯主に貸付ける。

災害弔慰金および災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けは、「災害弔慰金の支給等に関する条例」（平成18年条例第87号）によるものとする。

４　生活福祉資金の貸付け

（１）　貸付けの対象

低所得世帯、高齢者世帯および障がい者世帯とする。ただし、他制度の利用が困難な場合に貸付けを行う。また、対象世帯ごとに所得基準が設けられている。

（２）　借入れの手続

貸付けを受けようとする者は、借入申込書のほか収入を証明する書類、必要経費が確認できる書類、その他資金種類ごとに必要となる書類を町社会福祉協議会を経て三重県社会福祉協議会に提出する。

（３）　貸付金の種類

ア　総合支援資金（生活支援費、住宅入居費、一時生活再建費）

イ　福祉資金（療養費、介護等費、福祉費、福祉費（住宅）、福祉用具購入費、障がい者自動車購入費、災害援護資金、生業費、技能修得費、緊急小口資

金）

ウ　教育支援資金（教育支援費、就学支度費）

エ　不動産担保型生活資金（不動産担保型生活資金、要保護世帯向け不動産担保型生活資金）

5　災害救助法による生業資金の貸付

（1）　貸付けの対象

住家が全壊（焼）又は流出し、生業の手段を失った世帯で次の各号に該当する者に対して行う。

ア　小資本で生業を営んでいた者であること。

イ　蓄積資金を有しないこと。

ウ　主として家族労働によって生業を維持している程度の者であること。

エ　生業の見込みが確実であって、具体的事業計画を有し、かつ償還能力のある者であること。

（2）　貸付世帯数

生業資金の貸付世帯数は、町ごとに全壊（焼）又は流出世帯数の25／100の範囲内とし、応急仮設住宅に準じて承認を受けるものとする。

（3）　貸付限度額　　30,000円

6　母子父子および寡婦福祉資金の貸付け

（1）　貸付けの対象

配偶者のない女子であって、現に児童（20歳未満の者）を扶養している者および配偶者のない男子で現に児童を扶養している者並びに寡婦が、その資金を経済的自立の助成と生活意欲の助長並びに母子および父子並びに寡婦の福祉を増進するために活用する場合および母子および父子並びに寡婦福祉法の対象となっている寡婦。ただし、子および配偶者のない女子の場合は政令で定める収入以下の者

（2）　借入れの手続

貸付けを受けようとする者は、貸付申請書に関係書類を添付して、町を経由して県へ提出する。

（3）　貸付金の種類

ア　事業開始資金

イ　事業継続資金

ウ　住宅資金

エ　技能修得資金

オ　生活資金

カ　就職支度資金

キ　修学資金

ク　転宅資金

ケ　就学支度資金

コ　修業資金

サ　医療介護資金

シ　結婚資金

7　被災者生活再建支援法に基づく支援金の支給

（1）　対象となる自然災害

暴風、豪雨、洪水等の異常な自然災害により生ずる被害であり、対象となる災害の程度は次のとおり。

ア　救助法施行令第１条第１項第１号又は第２号のいずれかに該当する被害が発生した市町の区域に係る自然災害

イ　10以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町の区域に係る自然災害

ウ　県内において100以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した自然災害

エ　県内にア又はイの市町を含む場合にあって、５以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町（人口10万人未満に限る。）の区域にかかる自然災害

オ　ア～ウの区域に隣接し、５以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町（人口10万人未満に限る。）の区域にかかる自然災害

カ　県内にア若しくはイの市町を含む場合、又はウに該当する都道府県が２以上ある場合に、５以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町（人口10万人未満に限る。人口５万未満の市町にあっては、２以上の世帯）の区域にかかる自然災害

（2）　対象世帯と支給額

自然災害によりその居住する住宅が、全壊世帯、半壊又は敷地に被害が生じやむを得ず解体した世帯、長期避難世帯、大規模半壊、中規模半壊した世

帯に対し、住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）と住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）を支給する。

《複数世帯の場合》（単位：万円）

区　分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計
全壊世帯、半壊又は敷地に被害が生じ、やむを得ず解体した世帯、長期避難世帯	建設・購入	100	200	300
	補修	100	100	200
	賃借（公営住宅以外）	100	50	150
大規模半壊した世帯	建設・購入	50	200	250
	補修	50	100	150
	賃借（公営住宅以外）	50	50	100
中規模半壊（損壊割合が20%以上30%未満、かつ補修経費が多額で居住不能な状態）した施愛	建設・購入	－	100	100
	補修	－	50	50
	賃借（公営住宅以外）	－	25	25

《単数世帯の場合》（単位：万円）

区　分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計
全壊世帯、半壊又は敷地に被害が生じ、やむを得ず解体した世帯、長期避難世帯	建設・購入	75	150	225
	補修	75	75	150
	賃借（公営住宅以外）	75	37.5	112.5
大規模半壊した世帯	建設・購入	37.5	150	187.5
	補修	37.5	75	112.5
	賃借（公営住宅以外）	37.5	37.5	75
中規模半壊（損壊割合が20%以上30%未満、かつ補修経費が多額で居住不能な状態）した施愛	建設・購入	－	75	75
	補修	－	37.5	37.5
	賃借（公営住宅以外）	－	18.75	18.75

（３）　支援金の支給申請

ア　申請窓口　町

イ　申請時の添付書類　　基礎支援金：罹災証明書、住民票等

加算支援金：契約書（住宅の購入、賃借等）等

ウ　申請期間　　基礎支援金：災害発生日から13月以内

加算支援金：災害発生日から37月以内

（４）　被災者生活再建支援法適用時の周知

町は、被災者生活再建支援法適用時には、被災者に対してパンフレットの配布等の方法により、この制度についての周知徹底を図るものとする。

第４　税その他公的徴収金の猶予および減免等

災害により被災した町民に対しては、災対法第85条の規定により、それぞれの法律又は条例の規定に基づき、公的徴収金の猶予および減免措置を実施し、被災者の民生の安定に寄与するものとする。

第５　臨時託児所の開設

被害が甚大で災害復旧に多数の労力を必要とするような場合において必要があると認めるときは、被災者の復旧業務の一助として被災地域の幼児を保育するため適当な最寄りの公共施設を借上げて臨時託児所を開設するものとする。

第６　臨時町民相談所の開設

災害が終息したときは被害の状況を分析し、必要と認めたときは各部の責任者による町民相談班を編成し、被災地域の地区公民館等に臨時相談所を開設して各種相談業務に応じ、民生の安定に努めるものとする。弁護士・行政書士等の専門家による「無料法律相談」や、心のケアのための専門相談員を配置し、生活再建に伴う法的手続きや心理的不安に応じる。

第７　被災者の見守りと孤立防止

１　アウトリーチ型支援

仮設住宅や民間賃貸住宅（みなし仮設）等へ転居した被災者に対し、保健師や相談員が定期的な訪問巡回を行い、孤独死の防止や心身の健康相談、コミュニティ形成を支援する。

２　地域支え合いセンターの設置

必要に応じて社会福祉協議会と連携し、被災者の生活課題を解決するための拠点「地域支え合いセンター」を設置し、きめ細かな個別支援を行う。

第４節　財政金融対策

所　管　課
総　務　課　建設上下水道課　産　業　課
森　林　課　生活環境課　教育委員会　福　祉　課

第１　計画の方針

災害予防、災害応急対策および災害復旧等の防災行政の実施に要する費用は原則としてそれぞれの実施機関が負担するものであるが、財政を円滑に運営するため、法令の規定に基づき、又は予算上の措置により、所要の措置を講ずるものとする。

特に、大規模災害時には町財政への負荷が極めて大きくなるため、地方債（災害復旧事業債等）の発行や財政調整基金の活用、国・県への早期の財政支援要望を機動的に行う。

第２　費用の負担者

１　災害予防および災害応急対策に要する費用

災害予防および災害応急対策に要する費用は、法令に特別の定めがある場合又は予算の範囲内において特別の措置が講じてある場合を除き、その実施責任者が負担するものとする。

（注）　法令に特別の定めがある場合

（１）　災害救助法　　第36条

（２）　水防法　　第33条の２

（３）　基本法　　第94条、第95条

（４）　感染症の予防および感染症の患者に対する医療に関する法律　　第57条～63条

２　応援に要した費用

実施責任者が外の地方公共団体の長等の応援を受けた場合、その応援に要した費用は当該応援を受けた地方公共団体の長が負担する。しかし、一時繰替え支弁を求めることができる。

３　知事の指示に基づいて町が実施した費用

知事の指示に基づいて町が実施した応急措置のために要した費用および応援のために要した費用のうちで指示又は応援を受けた町に負担させることが困難又は不適当なもので基本法施行令第39条で定めるものについては、国がその一部を負担する費用を除いて政令で定めるところによって、県が一部又は全部を負担する。

その負担率については、基本法施行令第40条により、負担することが不適当と認められるもののうち、町が区域内で実施した応急措置のために要する費用については、３分の２、応援のために要した費用を負担することが困難なものは、全部を県が負担する。

第３　国が負担又は補助する範囲

１　災害応急対策に要する費用

災害応急対策に要する費用については、法令の定めるところにより、又は予算の範囲内において国がその全部又は一部を負担し、又は補助する。

２　非常災害対策本部長又は緊急災害対策本部長の指示に基づく応急措置に要する費用

非常災害対策本部長又は緊急災害対策本部の指示に基づいて町長又は知事が実施した応急措置のために要した費用のうちで、当該町又は県に負担させることが不適当なもので政令で定めるものについては、政令で定めるところにより、国がその全部又は一部を補助する。補助率については、応急措置内容その他の事情によりその都度決定される。

３　災害復旧事業費等

災害復旧事業その他災害に関連して行われる事業に要する費用は、別に法令で定めるところにより、又は、予算の範囲内で国がその全部又は一部を負担し又は補助する。

４　激甚災害の応急措置および災害復旧に関する経費

国は著しく激甚である災害が発生した場合は、激甚法に規定されている事業に対し援助する。

激甚法の対象となる事業は、次のとおりである。

なお、昭和43年11月22日、中央防災会議において局地激甚災害指定基準が決定され、これが局地激甚災害指定基準要綱により特定の市町村に係る局地的災害についても、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」

第２条にいう激甚災害と指定される。

（１）　公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

ア　公共土木施設災害復旧事業

イ　公共土木施設災害関連事業

ウ　公立学校施設災害復旧事業

エ　公営住宅災害復旧事業

オ　生活保護施設災害復旧事業

カ　児童福祉施設災害復旧事業

キ　老人福祉施設災害復旧事業

ク　身体障害者社会参加支援施設災害復旧事業

ケ　障害者援護施設災害復旧事業

コ　婦人保護施設災害復旧事業

サ　感染症予防施設災害復旧事業

シ　感染症予防事業

ス　堆積土砂排除事業

セ　たん水排除事業

（２）　農林水産業に関する特別の助成

ア　農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置

イ　農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例

ウ　開拓者等の施設災害復旧事業に対する補助

エ　天災による被害農林漁業者に対する資金の融通に関する暫定措置の特例

オ　森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助

カ　土地改良区等の行うたん水排除事業に対する補助

（３）　中小企業に関する特別の助成

ア　中小企業信用保険法による災害関係保証の特例

イ　小規模企業の事業活動の活性化のための中小企業基本法等の一部を改正する等の法律による廃止前の小規模企業者等設備導入資金助成法による既存貸付金の償還の免除（都道府県の措置）

ウ　事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助

（４）　その他の特別の財政援助および助成

ア　公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助

イ　私立学校施設災害復旧事業に対する補助

ウ　日本私立学校振興・共済事業団による被災私立学校施設の災害復旧に必要な資金の貸付

エ　町が施行する感染症予防事業に関する負担の特例

オ　母子および寡婦福祉資金に関する国の貸付けの特例

カ　水防資材費の補助の特例

キ　り災者公営住宅建設事業に対する補助の特例

ク　公共土木施設、公立学校施設、農地、農業用施設および林道の小災害復旧事業に対する特別の財政援助

ケ　雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

第４　資金の調達と管理

１　災害復旧事業債等の活用

公共施設等の復旧事業に要する町負担分については、後年度の普通交付税措置が手厚い「災害復旧事業債」等の地方債を最大限に活用し、財政負担の平準化を図る。

２　予備費の充当と補正予算の編成

発災直後の緊急支出については予備費を充当し、その後速やかに補正予算を編成して財源を確保する。

３　寄附金（ふるさと納税・義援金）の受け入れ

「ふるさと納税」を活用した災害支援寄附の受け入れ体制を早期に構築し、全国からの支援金を復旧・復興事業に充当する。

第５　監査・検査への対応

災害復旧事業は国の高率な補助を受けるため、後日の会計検査や国・県の指導に耐えうるよう、支出根拠となる写真、図面、契約書類等の証拠書類を適正に整備・保管する。

第５節　農林漁業経営安定対策

所　管　課	関　係　機　関
建設上下水道課	日本政策金融公庫
産業課	三重県
森林課	ＪＡ多気郡
	宮川森林組合

第１　日本政策金融公庫資金

被災農業者等に対し、農業の生産力維持増進施設等の災害復旧時に必要な長期かつ低利の資金を政府系金融機関である日本政策金融公庫等の融資制度のうち、災害復旧に利用可能なものを紹介する。発災時には、公庫と連携した「災害融資相談窓口」を設置し、迅速な資金交付が行われるよう支援する。

第２　天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（昭和30年法律第136号）による災害経営資金

強風、地震および豪雨等により農林漁業者等が被害を受けた場合、国、県および町が農協系統金融機関や銀行等に対し利子補給を行い、再生産確保のための経営資金等を融資する。貸付限度、償還期限等については、天災の都度政令で定めるところによる。

１　共済金等の早期支払い要請

被災した農家等の手元資金を確保するため、三重県農業共済組合等に対し、損害評価の迅速な実施と共済金・保険金の早期支払いを要請する。

２　種苗・資材の確保支援

次期作へのスムーズな移行のため、種苗、肥料、飼料、農業用資材等の確保・供給について関係団体と調整を行う。

第６節　中小企業振興対策

所　管　課	関　係　機　関
産　　業　　課	大台町商工会 三　　重　　県 日本政策金融公庫 三重県信用保証協会

第１　計画の方針

町内の中小企業事業者等が、災害により経営の状態が著しく悪化し、自己資金による再建が困難となった場合は、県と連携し、被災した中小企業事業者等に対し、経営安定資金の利用等について、周知に努める。特に地域経済の核となる「なりわい」の再建を最優先し、事業継続計画（BCP）に基づいた早期再開を支援する。

※ 県が実施する中小企業復旧対策

（１）　中小企業への情報収集

関係機関と連携をとりながら、中小企業への影響について情報収集を行う。

（２）　金融相談窓口の設置

被災した中小企業向けの金融相談窓口を設ける。

（３）　セーフティネット対応

被災した中小企業の資金繰り等へのセーフティネット対応について、政府、政府系機関、政府系金融機関、市中金融機関等への協力要請を行う。

（４）　県融資制度の確保

県融資制度のセーフティネット関連の融資枠を確保する。

第２　町および関係機関による支援措置

（１）　中小企業への情報収集と被害把握

大台町商工会と密接に連携し、個別訪問や相談窓口を通じて事業所の損壊、機械設備の被害、原材料の調達困難等の影響について迅速に情報を集約する。

（２）　金融相談窓口の設置と伴走支援

町および商工会に被災事業者向けの経営・金融相談窓口を設ける。必要に応じて中小企業診断士等の専門家を派遣し、再建計画の策定を支援する。

（３）　セーフティネット保証等の活用

災害救助法が適用された場合や、大規模な経済的影響が生じた場合には、中小企業信用保険法に基づくセーフティネット保証（4 号等）の認定事務を迅速に行い、資金繰りを円滑にする。

（４）　国・県等の補助金の活用支援

「小規模事業者持続化補助金（災害支援枠)」や、大規模災害時の「なりわい再建支援事業」など、施設・設備の復旧に資する補助金の活用について情報提供と申請支援を行う。

第３　三重県が実施する中小企業復旧対策との連携

（１）　中小企業への情報収集

（２）　金融相談窓口の設置

（３）　セーフティネット対応

（４）　県融資制度（セーフティネット関連）の確保

（上記内容は、三重県地域防災計画に基づき県と協力して実施する。）

以上、風水害対策編

震災対策編

第１章　総　　則

第１節　目　　的

大台町は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に係る特別措置法（以下「南海トラフ特措法」という。）に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）の指定を受けるなど、大規模地震への対応が急務となっている。

よって、町民生活の各分野にわたり重大な影響を及ぼすおそれのあるこれらをはじめとする地震災害に対処するため、町、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関が連携し、総合的かつ計画的な地震防災対策の推進を図り、町の地域並びに住民の生命、身体および財産を地震災害から保護することを目的としてここに震災対策計画を定める。

第２節　計画の性格

この計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号。以下「基本法」という。）第 42 条の規定に基づき、大台町防災会議が作成する大台町地域防災計画の震災対策編であり、南海トラフ特措法第５条第４項に規定に基づく南海トラフ地震防災対策推進計画（以下「推進計画」という。）を包含するものであり、「南海トラフ地震臨時情報」発表時における防災対応についても定めるものである。

第３節　計画の基本方針

この計画は、防災関係機関の実施責任を明確にするとともに、地震防災対策を推進するための基本的事項を定めるものであり、その実施細目については、防災関係機関ごとに具体的な活動計画等を定めるものとし、毎年検討を加え、必要に応じ修正するものとする。

なお、防災対策の実施にあたっては、高齢者、障がい者、乳幼児、外国人、妊産婦等の避難行動要支援者への配慮、並びに男女共同参画の視点に留意するものとする。

第４節　用　　語

この計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

１	県災対本部 ・・・・	三重県災害対策本部をいう。
２	地方部 ・・・・	三重県災害対策本部の地方災害対策部をいう。
３	町災対本部 ・・・・	大台町災害対策本部をいう。
４	防災関係機関 ・・・・	県、市町、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体および防災上重要な施設の管理者をいう。
５	基本法 ・・・・	災害対策基本法をいう。
６	避難指示 ・・・・	基本法第 60 条第１項等の規定に基づき、町長が居住者等に対し避難のための立ち退きを指示、又は屋内での安全確保を指示することをいう。
７	個別避難計画 ・・・・	基本法第 49 条の 11 第１項の規定に基づき、避難行動要支援者ごとに作成される個別の避難支援等計画をいう。
８	南海トラフ地震臨時情報 ・・・・	南海トラフ沿いで異常な現象が観測された際に、気象庁から発表される「調査中」「巨大地震警戒」「巨大地震注意」等の情報をいう。
９	その他の用語については、基本法の例による。	

第５節　町および防災関係機関の処すべき事務又は業務の大綱

第１　防災関係機関の役割

１　県

県は、県の地域並びに県民の生命、身体および財産を地震災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関および他の地方公共団体等の協力を得て、県の地域における防災・減災対策を推進するとともに、市町および指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつその総合調整を行う。

２　大台町

大台町は、防災の第一次的責務を有する基礎的な地方公共団体として、大台町の地域並びに町民の生命、身体および財産を地震災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関および他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施するとともに、町民、自主防災組織、事業者、県および防災関係機関と連携し、防災・減災対策を推進する。

３　指定地方行政機関

指定地方行政機関は、指定行政機関および他の指定地方行政機関と相互に協力して防災・減災対策および防災活動を実施する。また、県および町の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとる。

４　指定公共機関および指定地方公共機関

指定公共機関および指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性にかんがみ、自ら防災活動を積極的に推進する。また、県および町の防災・減災対策および防災活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

５　公共的団体および防災上重要な施設の管理者

公共的団体および防災上重要な施設の管理者は、平素から地震災害予防体制の整備を図り、地震災害時には応急措置を実施する。また、県および町その他防災関係機関の防災・減災対策および防災活動に協力する。

第２　処理すべき事務又は業務の大綱

１　町

（１）　町防災会議および町災対本部に関する事務

（２）　防災対策の組織の整備

（３）　防災施設の整備・点検

（４）　防災行政無線の整備と運用

（５）　防災に必要な物資および資機材の備蓄と整備

（６）　防災のための知識の普及、教育および訓練

（７）　消防団および自主防災組織等の育成および強化

（８）　災害に関する情報の収集、連絡および被害調査

（９）　被災者に対する情報の伝達およびその他の住民に対する広報

(10)　地域住民に対する避難指示等（高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保）

(11)　避難行動要支援者に対する個別避難計画の作成および避難支援

(12)　被災者の救助・安否確認に関する措置

(13)　ボランティアの受け入れに関する措置

(14)　被災町営施設の応急措置

(15)　災害時の文教対策

(16)　災害時の防疫その他保健衛生に関する措置

(17)　災害時の交通および輸送の確保

(18)　その他災害応急対策および災害復旧の実施

(19)　災害廃棄物の処理に関する措置

(20)　管内の公共団体が実施する災害応急対策の調整

(21)　避難地、避難路、緊急輸送を確保するために必要な道路、その他防災上整備が必要な事業の実施

(22)　南海トラフ地震臨時情報発表時の事前防災対応の実施

(23)　その他災害の発生の防御および拡大防止のための措置

２　県

（１）　県防災会議および県災対本部に関する事務

（２）　防災対策の組織の整備

（３）　防災施設の整備・点検

（４）　防災行政無線の整備と運用

（５）　防災に必要な物資および資機材の備蓄と整備

（６）　防災のための知識の普及、教育および訓練

（７）　災害に関する情報の収集、伝達および被害調査

（８）　被災者に対する情報の伝達およびその他の県民に対する広報

（９）　被災者の救助に関する措置

(10)　ボランティアの受入れに関する措置（みえ災害ボランティア支援センター等との連携）

(11)　災害時の防疫その他保健衛生に関する措置

(12)　被災県営施設の応急措置

(13)　災害時の文教対策

(14)　警戒宣言時および災害時の混乱防止

(15)　災害時の交通および輸送の確保

(16)　自衛隊の災害派遣要請

(17)　災害復旧の実施

(18)　災害廃棄物の処理に関する措置

(19)　市町および指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の支援および総合調整

(20)　避難地、避難路、緊急輸送を確保するために必要な道路、その他地震防災上整備が必要な事業の実施

(21)　その他災害の発生の防御および拡大防止のための措置

３　指定地方行政機関

（１）　東海農政局三重県拠点

ア　農地海岸保全事業、農地防災事業、地すべり対策事業（農林水産省農村振興局所管に限る）等の国土保全対策の推進

イ　農作物、農地、農業用施設等の被害状況に関する情報収集

ウ　被災地における生鮮食料品、農畜産物用資材等の円滑供給に関する指導

エ　被災地における農作物等の病害虫防除に関する応急措置に関する指導

オ　農地、農業用施設等の災害時における応急措置に関する指導並びに災害復旧事業の実施および指導

カ　直接管理又は工事中の農地、農業用施設等の応急措置

キ　地方公共団体の要請に応じ、農林水産省の保有する土地改良機械の貸付け等

ク　被災農業者等の経営維持安定に必要な資金の融資等に関する指導

ケ　被害を受けた関係業者・団体の被害状況の把握

コ　食料の円滑な確保、価格の高騰に関する情報を消費者から収集、消費者に提供するための緊急相談窓口の設置

サ　応急用食料の供給支援に充てる在庫量の調査および調達並びに供給体制の整備

シ　必要に応じ、職員の派遣による食料供給活動の支援

（2）　三重森林管理署

ア　防災を考慮した森林施業

イ　国有保安林、治山施設および地すべり防止施設の整備

ウ　国有林における予防治山施設による災害予防

エ　国有林における荒廃地の復旧

オ　災害対策用復旧用材の供給

（3）　津地方気象台

ア　気象、地象、地動および水象の観測並びにその成果の収集および発表

イ　気象、地象および水象の予報および警報、並びに台風等の情報を適時・的確に防災機関に伝達（線状降水帯に関する情報を含む）

ウ　市町が行う避難指示等の判断･伝達マニュアル等の作成に関する技術的な支援･協力

エ　災害の発生が予想されるときや、災害発生時における県や市町に対しての気象状況の推移およびその予想の解説等（気象庁防災利活用推進チーム（JETT）の派遣等）

オ　県や市町、その他の防災関係機関と連携した、防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動

（4）　松阪労働基準監督署

ア　事業者に対する二次的災害防止のための指導・監督の実施

イ　事業場における労働災害発生状況の把握

ウ　労働災害と認められる労働者に対する迅速・適正な保険給付等の実施

（5）　紀勢国道事務所

ア　情報連絡員（リエゾン）および緊急災害対策派遣隊（ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ）等を派遣し、被災地方公共団体等が行う被災状況の迅速な把握、被害の発生および拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行うとともに、緊急車両の通行を確保するため、関係機関と調整を図りつつ、道路啓開を実施

イ　防災関係機関との連携による応急対策の実施

ウ　緊急輸送道路を確保する等の目的で実施される交通規制への協力

エ　道路利用者に対して、地震予知情報および道路障害規制等の情報提供を道路情報板や道の駅等の道路情報提供装置を用いて行い、情報の周知を図るとともに、低速走行の呼びかけ等の実施

オ　応急活動のための体制の整備および所掌事務の実施

カ　緊急を要すると認められる場合の申し合わせに基づく自主的な応急対策の実施

キ　路上障害物除去等による緊急輸送道路の確保

ク　所管施設の緊急点検の実施

ケ　災害情報の収集および連絡

4　大台警察署

ア　災害警備体制

イ　災害情報の収集・連絡等

ウ　救出救助活動および避難誘導

エ　緊急交通路の確保

オ　身元確認等

カ　二次災害の防止に関すること

キ　危険箇所等における避難誘導等の措置

ク　社会秩序の維持

ケ　被災者等への情報伝達活動

コ　相談活動（行方不明者相談等）

サ　ボランティア活動の支援

5　指定公共機関

（1）　NTT 西日本株式会社三重支店、KDDI 株式会社中部総支社、ソフトバンク株式会社、株式会社 NTT ドコモ東海支社三重支店

ア　災害発生に際して、電気通信設備運営の万全と総合的な通信設備の応急復旧計画の確立並びに早急な災害復旧措置の遂行

（ア）　電気通信設備の災害情報の収集、情報連絡の措置

（イ）　非常時における通信電話回線の規制措置又は臨時回線の作成および被災地の復旧救護等のための回線疎通措置

（ウ）　被災通信回線の復旧順位に基づき、要員、資材、輸送方法等の確保および通信設備の早急な災害復旧措置

（2）　日本赤十字社三重県支部

ア　災害時における医療、助産およびその他の救助

イ　救援物資の配分

ウ　災害時の血液製剤の供給

エ　義援金の受付および配分

オ　その他災害救護に必要な業務

（３）　中部電力パワーグリッド株式会社（松阪営業所）

ア　電力復旧に必要な要員および資機材の確保

イ　電力供給設備への必要な応急対策を含む、災害防止措置の実施

ウ　地方自治体、県警察、関係会社、各電力会社等との連携

エ　発災後の電力供給設備被害状況の把握および復旧計画の立案

オ　電力供給施設の早期復旧の実施

カ　被害状況、復旧見込み、二次災害防止など広報活動の実施

（４）　東海旅客鉄道株式会社

ア　災害区間着時の旅客の乗車券類の発売、輸送制限、う回線区に対する輸送力の増強およびバス等による代替輸送等

イ　駅舎内および列車内等の旅客公衆の安全確保、秩序の維持を図るため、混雑の状況を勘案した関係社員の適宜配置および必要により警察の応援を得ての盗難等各種犯罪の防止

（５）　日本郵便株式会社

ア　災害時における郵便業務の確保

（ア）　郵便物の送達の確保

（イ）　郵便局の窓口業務の維持

イ　郵便業務に係る災害特別事務取扱いおよび援護対策

（ア）　被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書などを無償交付する。

（イ）　被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施する。

（ウ）　被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省令で定める法人又は団体にあてた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施する。

（エ）　被災者の救助を行う団体が被災者に配布する救助物資を購入するために必要な費用に充てるため、あらかじめ当該団体からの申請に基づき、総務大臣の許可を得て、お年玉付郵便葉書等寄付金を配分する。

（６）　中日本高速道路株式会社

ア　紀勢自動車道の維持、修繕又はその他の管理並びに災害復旧の実施

6　指定地方公共機関

（1）　公益社団法人三重県医師会（松阪地区医師会）

ア　医師会医療救護班の編成並びに連絡調整

イ　医療および助産等救護活動

（2）　一般社団法人三重県 LP ガス協会

ア　需要者の被害復旧および状況調査をして、需要者に対する特別措置の計画と実施

イ　供給設備および工場設備の災害予防および復旧を実施し、需要者に対する早期供給

（3）　旅客自動車運送事業会社（三重交通株式会社松阪営業所）

ア　災害応急活動のための県災対本部からの車両借り上げ要請に基づく応急輸送車の派遣および配車配分

イ　災害により線路が不通となった区間の鉄道旅客の代行輸送

ウ　災害における学校、病院および社会養護施設等の通学、通院利用者の臨時応急輸送

（4）　一般社団法人三重県トラック協会

ア　災害応急活動のための県災対本部からの車両借り上げ要請に対する即応体制の整備並びに配車

7　自衛隊（第 33 普通科連隊）

ア　要請に基づく災害派遣

イ　関係機関との防災訓練に協力参加

8　紀勢地区広域消防組合消防本部、奥伊勢消防署、宮川出張所、大台町消防団

ア　火災の予防・警戒・鎮圧

イ　災害の防除および被害の軽減

ウ　救助・救急活動

エ　災害情報の収集・連絡等

オ　避難行動要支援者の避難支援への協力

9　公共的団体および防災上重要な施設の管理者

（1）　多気郡農業協同組合、宮川森林組合、宮川上流漁業協同組合、三重県内水面漁業協同組合連合会

ア　農産物、林産物、水産物等の災害応急対策についての指導

イ　災害時における農作物、林産物、水産物の確保

ウ　農林水産関係の被害調査等応急対策についての協力

（２）　大台町商工会、一般社団法人三重県建設業協会松阪支部

ア　町が行う商工業関係被害調査についての協力

イ　災害時における物価安定についての協力

ウ　救護用物資、復旧資材等の確保についての協力

（３）　公共的団体（社会福祉法人大台町社会福祉協議会、日赤奉仕団）

ア　被災者の救助活動および義援金品の募集等についての協力

イ　災害ボランティアセンターの設置・運営および個別避難計画に基づく福祉的支援への協力

（資料第１　防災関係機関の連絡先）

第６節　大台町の地質

本町の地質は、新生代第三紀以前の三波川帯、秩父帯、四万十帯の地質帯と第三紀以降とされる石英斑岩、火砕岩岩流および第四系からなっている。三波川帯は松阪市飯南町・飯高町との境界稜線の南面に幅７キロメートルで東西方向に分布し、主に泥質の結晶片岩や千枚岩からなる。秩父帯は、南北 14 キロメートル、東西 24 キロメートルの幅で町域中最大の面積を占めており、砂岩および粘土岩を基調とする。四万十帯は水呑峠、千尋谷、堂倉谷の谷頭を経て大台ケ原山正木嶺に至る比較的狭小な範囲に分布し、塊状砂岩、粘板岩等からなる。また、石英斑岩、火砕岩岩流は秩父帯および四万十帯の地層中に迸入しており、第四系は河岸段丘と崖錐・崩積地形で、未固結の堆積物から構成されている。

宮川の両岸に沿って、沖積世に形成された河岸段丘が発達しており三瀬谷発電所南側付近には、直径 30 ㎝ほどの礫を含む低位段丘がみられる。また、栃原付近では比較的平坦な面が発達している。

大内山川の滝原変電所横から河原に降りると、対岸に黒色片岩層が約８度北に傾斜した衝上断層が見られる。これは御荷鉾（みかぶ）構造線の表層部分で、この断層に接して古生層の白色チャート（珪岩）が上に重なっている。この黒色片岩は、この地点の東西より北方にかけて勢和おきん茶屋と桜峠を結ぶ線、すなわち中央構造線の南限まで続く宮川層である。

このように、本町の地質は砂岩、泥岩、石灰岩等で多くを占めており、一定方向に割れる性質が強く、風化して灰色から茶褐色に変色し粘土化するので土砂崩れを起こしやすく、また段丘・崩積層からなる地層は地震に対して揺れを増幅しやすい性質があり、地震に対して注意が必要である。

第７節　被害想定

第１　プレート境界型地震にかかる被害想定

１　想定する地震モデル

令和８年３月に三重県が公表した最新の地震被害想定調査では、主にハザードとリスクという２つの面から予測を行っている。

ハザード予測とは、地震に伴う揺れの大きさや液状化の可能性、津波高や津波浸水の状況など、地震や津波によって発現する可能性のある事象を予測することを言う。

一方、リスク予測とは、死者や負傷者といった人的被害、揺れや津波による建物被害、避難生活等の生活支障など、ハザードによって引き起こされる可能性のある被害の量や様相を予測することを言う。

今回の地震被害想定調査のうち、プレート境界型地震については、（１）過去最大クラスの南海トラフ地震、（２）理論上最大クラスの南海トラフ地震の２つの地震モデルについて調査を実施した。

２　ハザード予測結果（想定地震における震度予測）

地震モデル	大台町の最大震度
過去最大クラスの南海トラフ地震	６強
理論上最大クラスの南海トラフ地震	7

３　リスク予測結果

（１）　人的被害

人的被害では、多くの人が自宅で就寝中であり、倒壊に巻き込まれて死亡する人が多い「冬・深夜」発災ケースを想定して予測結果を示す。

過去最大クラスの地震では、町内で約 10 人が死亡すると予測され、建物倒壊等が要因となっている。同様に、理論上最大クラスの地震では、町内で約 100 人が死亡すると予測されている。

避難者数については、避難所の避難者と避難所外の避難者に分け、次のとおり予測されている。発災後の時間の経過とともに、住宅は無事でも断水等が長引くことで生活が困窮する自宅避難者が増えると予測されている。

■過去最大クラスの南海トラフ地震　　（人）

死　者	重傷者	軽傷者
約 10	約 20	約 200

■理論上最大クラスの南海トラフ地震　（人）

死　者	重傷者	軽傷者
約 90	約 200	約 400

（2）　建物被害

建物被害（全壊・焼失）については、火器や暖房機器の使用が多く火災の発生が懸念される「冬・夕」発災ケースを想定して予測結果を示す。

■過去最大クラスの南海トラフ地震における全壊・焼失棟数　　（棟）

揺　れ	液状化	津　波	急傾斜地等	火　災
約 200	―	―	―	―

■理論上最大クラスの南海トラフ地震における全壊・焼失棟数　　（棟）

揺　れ	液状化	津　波	急傾斜地等	火　災
約 1,500	―	―	―	約 10

第２　内陸直下型地震にかかる被害想定

１　想定する地震モデル

プレート境界型の大規模地震の発生前後には、内陸部においても地震活動が活発化することが知られている。近い将来、南海トラフ地震の発生が確実視される中、同時に内陸直下型地震の発生についても、十分に備えておくことが必要である。

そこで、今回の地震被害想定調査（令和８年３月公表）では、県内に存在が確認されている活断層のうち、それぞれの地域に深刻な被害をもたらすことが想定される３つの活断層（①養老－桑名－四日市断層帯、②布引山地東縁断層帯（東部）、③頓宮断層を選定し、揺れに伴うハザード予測とリスク予測を行っている。

2　ハザード予測結果（想定地震における震度予測）

断層名	大台町の最大震度
養老－桑名－四日市断層帯	5強
布引山地東縁断層帯（東部）	6強
頓宮断層	5弱

3　リスク予測結果

（1）人的被害（「冬・深夜」発災ケース）

■養老－桑名－四日市断層帯地震　（人）

死　者	重傷者	軽傷者
―	―	―

■布引山地東縁断層帯地震（東部）　（人）

死　者	重傷者	軽傷者
約 20	約 30	約 200

■頓宮断層地震　（人）

死　者	重傷者	軽傷者
―	―	―

（2）建物被害（「冬・夕」発災ケース）

■養老－桑名－四日市断層帯地震における全壊・焼失棟数　（棟）

揺　れ	液状化	急傾斜地等	火　災
―	―	―	―

■布引山地東縁断層帯（東部）地震における全壊・焼失棟数　（棟）

揺　れ	液状化	急傾斜地等	火　災
約 300	―	―	―

■頓宮断層地震における全壊・焼失棟数　（棟）

揺　れ	液状化	急傾斜地等	火　災
―	―	―	―

第３　被害想定結果を踏まえた今後の方針

本町においては、プレート境界地震では「南海トラフ地震」が、内陸直下地震では「布引山地東縁断層帯（東部）地震」において、被害が大きいと想定されている。

国の南海トラフ巨大地震についての最終報告においては、「これから実施すべき地震・津波対策の前提を、すべて理論上最大クラスの地震・津波とすることは現実的でなく、100 年から 150 年の周期で発生してきた南海トラフ沿いの大規模な地震・津波への対応を基本とする」という趣旨が盛り込まれており、県の取り組みの方向性とも合致していることから、本町では、基本的に「過去最大クラスの南海トラフ地震」の被害想定により防災対策の推進に努めることとする。

併せて、令和８年３月の最新調査結果により浮き彫りとなった、避難生活の長期化（１ヶ月後の避難者維持等）に対応するため、「南海トラフ地震臨時情報」発表時における事前防災行動の徹底や、広域的な受援体制の整備を進めることで、被害の最小化（減災）を図るものとする。

第２章　災害予防計画

第１節　防災知識の普及

所　管　課	関　係　機　関
総　務　課	紀勢地区広域消防組合
子ども教育課	消　防　団
福　祉　課	自主防災組織

町職員および消防機関等関係者に対して、専門的教育訓練等を実施し、特に近年危惧される南海トラフ地震をはじめとする大地震に対する防災知識の向上を図るとともに、あらゆる機会をとらえて住民に防災知識を普及し、常に防災意識の高揚に努める。

防災知識の普及にあたっては、特に、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の避難行動要支援者（個別避難計画対象者）に充分配慮するものとする。

第１　職員に対する教育

１　町地域防災計画の周知徹底

町地域防災計画が的確有効に活用されるようにその内容､運用等の周知徹底に努める。

２　教育・研修会等の実施

職員に対する防災訓練、研修会、講習会、施設見学会等を実施し、関係法令の周知徹底に努めるとともに、地震防災上必要な教育を行う。

教育の内容は次の事項を主に行い、震災時における任務分担等について自覚と認識を深める。

（１）　南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動および津波に関する知識

（２）　地震・津波に関する一般的な知識

（３）　地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識

（４）　職員等が果たすべき役割

（５）　地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識

（６）　今後地震対策として取り組む必要のある課題

（７）　家庭内での地震防災対策の内容

（８）　過去の主な災害事例

（９）　災害救助法が適用された場合の初期対応

(10)　南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応および、風水害時との避難誘導の差異に関する知識

3　初動マニュアルの作成

震災時に迅速、的確な行動がとれるよう災害時の事務マニュアルを作成し、その内容について職員に周知徹底を図る。

発災後の対策を次のような段階に分け、段階毎にマニュアルを作成するものとする。

	段　　階	主　な　対　策　内　容
1	発　災　直　後	発災時刻を考慮した対応、参集前の準備、人命救助等
2	職員の参集途上	参集方法、被害状況の収集、避難所等の状況確認等
3	町災対本部への参集段階	本部長の代理者の決定、被害状況の集約、各防災関係機関への連絡等
4	町災対本部の第１次災害対策	本部の設置、避難所の開設、医療救護所の設置、初動班の組織編成（人命に関わる対策の優先）、広域応援要請の決定
5	町災対本部の第２次災害対策	各事務分掌に基づく体制への移行、個別避難計画に基づく安否確認、被災者生活再建支援システムの稼働準備

第２　町民に対する啓発

災害の防止と被害の軽減のためには、「自らの身の安全は自らが守る」という自覚のもとに町民の一人ひとりが災害から自らを守り、地域の人々が互いに助け合うという「自助」と「共助」の意識と行動が大切である。

したがって、地震、大火など災害の種別ごとに災害の特徴をとらえ、避難場所、携帯品、災害危険箇所等一般住民が知っておくべき事項を周知徹底するとともに、自主防災組織として的確な行動ができるよう、主に次の事項について啓発に努める。また、常に避難行動要支援者に対する配慮を心がけるよう啓発する。

（1）　南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動および津波に関する知識

（2）　地震・津波に関する一般的な知識

（3）　地震が発生した場合における出火防止および自動車運行の自粛等防災上とるべき行動

（4）　正確な情報入手の方法

（5）　防災関係機関が講ずる災害応急対策の内容

（6）　各地域における土砂災害警戒区域等に関する知識

（7）　各地域における避難場所および避難路に関する知識

（8）　避難生活に関する知識

（9） 平素実施し得る応急手当、生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止、ブロック塀の倒壊防止等の家庭内対策の内容

(10) 住宅の耐震診断と必要な耐震改修の内容

(11) 避難行動要支援者に対する個別避難計画の意義および避難支援等対処方法

第３ 児童、生徒等に対する教育

地震が発生した場合の行動について、職員と連携して園児、児童、生徒の安全を確保するために、主に次の事項について教育を行う。

（1） 地震、津波に関する基本的事項

（2） 施設内での地震発生時の身の守り方等の行動方法

（3） 通学途中での地震発生時の身の守り方等の行動方法

（4） 地震が発生した場合の家族等との連絡方法

（5） 「逃げなきゃコール」等のデジタルツールを活用した、家族間での避難情報の共有方法

第４ 防災上重要な施設管理者に対する教育

地震が発生した場合、避難者の受け入れ又は連絡所等として防災上重要な施設においては、住民の混乱抑制と被災者の援護など、施設の機能を確保することが重要であることから、これらの施設管理者に対して職員の教育内容に準じた教育を行う。

第５ 自動車運転者に対する教育・啓発

地震発生時に、自動車運転者として適切な行動が取れるように、広報紙、ケーブルテレビ又は安全運転講習時に教育、啓発を行う。

第６ 防災知識の普及・相談窓口の設置

町民の地震に対する不安や疑問などの解決、家庭内での地震対策など、地震に備え平素から十分な準備ができるように総務課を防災相談窓口とする。

第７ 広報の方法

1 広報紙、ポスター、パンフレット、チラシ、ケーブルテレビ、回覧板、大台町防災アプリ等を利用し、機会あるごとに防災に関する記事を記載して普及広報に努める。

2 紀勢地区広域消防組合消防本部と協力し、気象、防火および災害時の救助活動等について講習会等で普及する。

第８　町民による食料の備蓄の推進

大規模災害の発生の場合には、発生直後の食料の確保は困難であるから、町は、町民に対し、各家庭において３日分以上（推奨１週間分以上）の食料および簡易トイレ、常備薬等の備蓄を図るよう啓発する。

第２節　防災訓練の実施

所　管　課	関　係　機　関
各　課　共　通	紀勢地区広域消防組合消防団 大台警察署 自主防災組織 三重県

地震が発生し、又は発生するおそれがある場合、被害を未然に防止し、又は最小限にくい止めるため、町および関係機関は、大台町地域防災計画の内容および地震発生時に必要な対応を塾知し、他の防災関係機関と相互に連携し防災活動を行うことが重要である。

そのためには、災害に備え防災訓練を実施する。訓練の内容は、南海トラフ地震をはじめとする大地震の発生を想定して行い、必要に応じて県に対し助言、指導を求める。なお、訓練を実施する際には、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の避難行動要支援者（個別避難計画対象者）に十分配慮し、地域において支援者等と連携して避難支援を行う体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。

第１　基礎訓練

防災関係機関は、基礎訓練として、随時、通信連絡訓練、非常招集訓練、避難訓練、救出・救護訓練、消防訓練、震災訓練、災害復旧訓練、各種防災関連システム操作訓練、その他必要に応じて訓練を実施し、災害に対する防災意識の高揚、災害に対する行動力を養うものとする。

第２　総合防災訓練

第１に掲げる基礎訓練を組み合せ、各機関が共同して同一想定のもとに有機的、総合的な訓練を実施し、一朝有事の場合において、より機能的な活動ができるよう、防災体制の強化に努める。

１　図上訓練

図上訓練は、災害時における各機関の防災体制等を再検討するために主として災害応急対策について図上で行うものとし、その訓練実施目的は、おおむね次のとおりとする。

（１）　応急対処を担う職員の状況判断、情報分析、政策立案、調整等の能力向上およびそれらの手法の習熟を図る。

（２）　組織としての活動能力、関係機関との連携の向上・習熟を図る。

（３）　情報伝達網、広域応援の要請・調整系統、応急対策の手順等マニュアル検証あるいは、それらに関わる課題を抽出する。

（４）　南海トラフ地震臨時情報発表時における、時間差発生への備え（事前防災行動）に関する判断訓練。

２　実地訓練

災害に即応した応急対策が円滑、的確に発揮できるよう防災技術の鍛練を図るため、おおむね次の項目を訓練課題として行う。

（１）　警報の伝達および通信訓練（大台町防災アプリやSNS等を含む多重的な伝達）

（２）　災害防御訓練

ア　火災の消火訓練（消防訓練）

イ　地震発生時の火災防御訓練（消防訓練）

（３）　避難訓練

（４）　救出・救助訓練

（５）　災害応急復旧訓練

ア　道路の交通確保訓練

イ　復旧用資機材、救助物資の調達および輸送訓練

ウ　堤防の応急修復訓練

エ　通信および上下水道等ライフラインの応急修復訓練

オ　防疫および清掃等の訓練

カ　災害広報の訓練

キ　その他災害予防および災害応急対策に必要な訓練

（６）　避難所開設・運営訓練（避難所運営マニュアルおよびHUG等の活用、感染症対策を含む）

３　訓練方法

図上訓練・実地訓練については、総合的に町防災会議が関与して行うものと、それぞれの地区で責任をもって行うものの２通りとする。

４　点検

訓練後は実施効果の検討を行い、訓練の改善、是非の資料として次の事項を確認点検するとともに、これらの訓練記録を作成しておくものとする。

伝達方法、内容の確認点検

（１）　情報の収集、伝達の時期、方法

（２）　避難に関する発令の時期、方法

（３）　住民の避難行動の時期、方法（個別避難計画に基づく避難支援の実効性を含む）

（４）　避難援助、救助活動の方法

（５）　ライフラインの応急対策の実施時期、方法

第３　町および関係機関が行う訓練

町および関係機関は、大地震の発生を想定し、次の事項を中心として災害時に有効な実践的訓練を行う。

■主に行う訓練例

（１）　要員参集訓練

（２）　災害対策本部（本部、部、班）運営訓練

（３）　被災者救護訓練（広域消防、病院関係機関との連携）

（４）　避難行動要支援者（個別避難計画対象者）、滞留旅客等の避難誘導訓練

（５）　情報収集・伝達訓練（関係機関の連携）

（６）　情報提供、避難指示訓練（町民に対する）

（７）　受援体制確立訓練（応援職員の受け入れ、物資拠点運営等）

（８）　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒・注意）等発表時における一斉広報・事前避難誘導訓練

（９）　その他防災計画事項図上訓練

第４　自主防災組織訓練

各自主防災組織や事業所等が計画に従い訓練を行う。

訓練に当っては、必要に応じて町職員、紀勢地区広域消防組合職員および消防団員を派遣して、出火の防止初期消火に対する訓練や避難、救護、炊出し等の指導を行う。

■非常時に有効な訓練例

（１）　防災資機材の取り扱い訓練

（２）　倒壊家屋等からの救出訓練

（３）　負傷者の手当および救命訓練

（４）　飲料水の確保訓練（浄水器の使用）

（５）　炊出し訓練

（６）　個別避難計画作成対象者の安否確認・避難支援訓練

（７）　町および関係機関との連絡訓練

（８）　情報収集・伝達訓練

第５　防災訓練マニュアル

防災訓練の実施に当たり、次の事項を内容としてマニュアルを作成するものとする。

（１）　訓練関係機関への参加確認および実施日時の調整

（２）　実施場所の管理者への連絡・了承

（３）　中止の基準の明確化と連絡網の確立

（４）　事前調整

ア　打ち合わせスケジュールの確認

イ　訓練内容

ウ　関係機関への最終連絡事項

エ　訓練終了後の整理等に関する要請事項

（５）　必要資機材の確認と配備計画の策定

（６）　訓練中に非常事態が発生した場合の対応の確認

（７）　避難行動要支援者参加時の留意事項の確認

（８）　地区ごとに実施する際の責任者および参加機関の確認

（９）　地震想定の場合は、南海トラフ地震臨時情報に対応した「時間差発生」への備え（事前対応型）又は発災対応型等訓練テーマの確認

第３節　自主防災組織の育成

所　管　課	関　係　機　関
総　　務　　課	紀勢地区広域消防組合 消　　防　　団

南海トラフ地震をはじめとする大地震による災害は、広い地域で同時に発生するため、道路交通や通信手段の混乱等により防災機関の防災行動が著しく妨げられることが予想される。

このような事態に対処するためには「自分たちの町は自分たちで守る」という意識のもとに町民自らが、出火防止、初期消火、被災者の救出救護、避難等防災活動を行い、被害の防止と軽減を図ることが必要であることから、地域および事業所単位での自主防災組織の整備推進と活動の強化を図る。

組織の整備については、必要に応じて県、町、防災関係機関の指導、助言を受けて進める。

第１　住民の自主防災活動の促進

平常時からの備えや地震発生後に必要な行動について、パンフレット等の作成、講習会の実施などにより、住民へ周知を図る。

住　民　の　活　動

平　常　時　の　活　動	地震発生	災害時の活動	避難後の活動
１　家族防災会議の開催 ２　食料、身の回り品等の３日分以上(推奨１週間分以上)相当の家庭内備蓄 ３　わが家の安全点検の実施 ４　住居周辺の災害特性の把握 ５　家具転倒防止、消火器の設置等災害時の安全措置 ６　避難場所、避難経路、家族の集合場所、連絡方法等の認識の共有化 ７　地域として必要な行動の事前確認 ８　個別避難計画に基づく避難支援担当の確認	⇒	１　身の回りの安全の確保 ２火元の始末(出火防止) ３　消火、救出作業 ４　正しい情報の収集(大台町防災アプリ等の活用) ５　避難行動(近隣の要支援者の安否確認を含む)	１　避難生活への対応 ２　自立へ向けた行動

第２　本町における自主防災組織

本町では、字ごとに自主防災組織が組織され、活動している。

（資料第 15　自主防災組織一覧）

第３　事業所等の自主防災体制の充実・強化

事業所等は、平常時から災害予防に万全を期すとともに、災害発生時においては、被害を最小限に食い止め、利用者や従業員の安全を守るため、迅速かつ的確な対応を図る。

また、地域の一員として、災害対策に協力できる体制を整えるものとする。

事　業　所　の　活　動

平常時の活動	地震発生	災害時の活動	職場機能の回復
1　防災計画（BCP：事業継続計画）の策定 2　重要書類、データの保存対策の実施 3　情報連絡の複数ルートの確保 4　自衛消防隊の充実・強化 5　資機材の整備 6　町、地域との協働計画の検討	⇒	1　負傷者の手当、初期消火の実施 2　災害対策本部の設置 3　地域との協働（消火・救出作業、避難場所としての提供） 4　社員の安否確認 5　救援物資の調達	1　被災者の避難場所への移動に伴う町との連携 2　業務の再開

第４　自主防災組織の必要性の啓発・指導

町は、自主防災組織の育成を推進するため、地域住民に対し自主防災組織の必要性および女性参画促進の啓発活動を行い、防災意識の高揚を図り、防災活動が能率的に処理されるよう十分な理解と協力を求めていくものとする。さらに、個別避難計画に基づく避難支援体制の構築について、地域住民の理解と協力を求めるものとする。

加えて、自主防災組織の防災資機材の整備について助成するなど、積極的な育成に努めるものとする。

第５　事業所単位の自衛消防組織等

事業所の自衛消防組織等の自主防災体制については、防災活動の充実強化を図るとともに、地域の自主防災組織との連携を推進し、事業所と地域が一体となった自主防災体制の確立に努めるものとする。

第４節　ボランティアの受入・活用

所　管　課	関係機関
総　務　課 福　祉　課	社会福祉協議会 災害ボランティア団体等 みえ災害ボランティア支援センター

災害時は各種援護を必要とする者が増大し、防災活動に取り組むNPO・ボランティア団体をはじめとした多様な支援主体（以下、「災害ボランティア団体等」という。）の積極的な参加が期待される一方、その活動が統一的に行われないと、この善意が効果的に活かされない。

災害時の災害ボランティア団体等の自主性・自立性を尊重しつつ、組織的な活動が円滑に行われるよう、災害ボランティア団体等の受入れ等に関する関係機関の支援・協力体制について定める。

第１　計画の体系

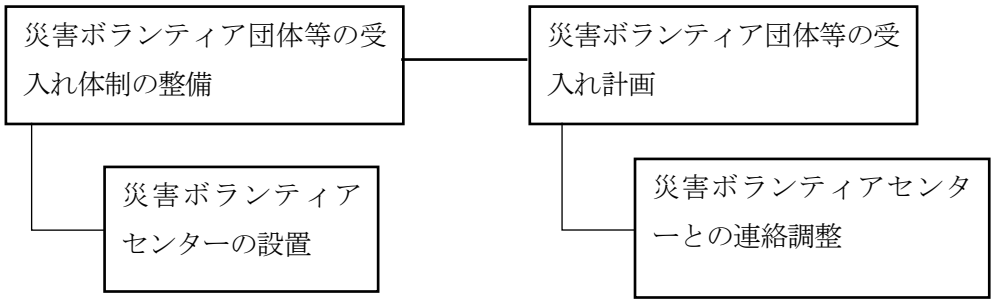

第２　災害ボランティア団体等の受入れ体制の整備

災害ボランティアセンター等の設立を促進するとともに、マニュアル等の整備や、社会福祉協議会、NPO、ボランティア団体等との連携を進めることにより、ボランティアの受入体制や発災時に担う役割の整備を図る。また、広域的な支援が必要な場合は、県や他市町、関係団体等からの受援（応援受け入れ）体制についても平時から検討しておくものとする。

（1）　災害ボランティアセンターの設置

ア　社会福祉協議会は、災害ボランティアセンターの設置を行う。下記の事項については、町ほか関係団体と協議を行う。

（ア）　災害ボランティアセンターの設置場所

（イ）　災害ボランティアセンターの設置時期および期間

（ウ）　災害ボランティアセンターの組織および人数

（エ）　災害ボランティアセンターの参加団体

（オ）　災害ボランティアセンターの運営資金

（カ）　災害ボランティアセンターへの活動資機材の調達方法

（キ）　その他災害ボランティアセンターの設置、運営に必要な事項

イ　町は、災害ボランティアセンターに関する情報の提供を積極的に行う。

（ア）　災害ボランティアセンター設置について、災害対策本部および現地対策班に連絡すると共に関係機関、マスコミ等へ周知する

（イ）　災害ボランティアセンターのホームページにリンクを貼り、設置をホームページおよび大台町防災アプリ等で周知する

ウ　町は、災害ボランティアセンター設置、運営に関して次の支援を行う。

（ア）　災害ボランティアセンターへの活動資機材等の提供

（イ）　町ホームページ等を通じた情報発信

（ウ）　災害ボランティアスタッフ等の宿泊場所、駐車場の確保協力

（エ）　災害ボランティアセンター等の案内看板設置協力

（オ）　その他、災害ボランティアセンターの設置に必要な支援

第３　災害ボランティア団体等の受入れ計画

ア　町は、災害対策各支部でのボランティアニーズ受付、ボランティア要請の総合的な調整を行う。

イ　町は、ボランティアセンターに災害対策本部からの情報提供等を行い情報の共有を図る。情報の共有にあたっては、個人情報の取扱いに十分留意しつつ、個別避難計画等に基づく要支援者のニーズ情報の提供について検討する。

第４　災害ボランティア団体等の活動対象

災害ボランティア団体等の活動対象としては、通信業務、看護業務、避難場所等における炊出し、食料および生活必需品の配給補助、アマチュア無線通信その他土木・建築業務、避難所における運営補助、自宅の片付け支援、要支援者の見守り・安否確認、情

報の多言語翻訳等とするが、町は災害ボランティア団体等組織と適時情報交換等を行い決定するものとする。

第５　災害ボランティア団体等の出動条件

災害ボランティア団体等の出動は、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）の適用を受ける程度の大規模又は広域的な規模の災害発生時に限るものとする。ただし、町長が必要と認める場合はこの限りではない。

第６　災害ボランティアコーディネーター

災害時に社会福祉協議会が設置する災害ボランティアセンターの活動を円滑に実施するため、平時から災害ボランティアコーディネーターの育成、研修等の実施を支援し組織化を促進する。

第５節　備蓄品・資機材等の整備

所　管　課	関　係　機　関
総　務　課　健康ほけん課 建設上下水道課	紀勢地区広域消防組合 消　　防　　団

災害の予防および応急対策に必要な資機材を有事に際し、その機能を有効適切に発揮できるようにするため、計画的に整備するとともにこれら資機材を定期的に点検するものとする。

第１　災害用備蓄の考え方

本町における非常用物資の備蓄は、自助、共助、公助の考え方に基づく各家庭における個人の備蓄、自治会・自主防災組織等による共同の備蓄、町が行う公的な備蓄および災害時協定による流通備蓄により行う。備蓄にあたっては、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の避難行動要支援者や女性の視点に配慮した品目の選定に努める。

第２　町の備蓄

１　備蓄の基本方針

・災害応急対策に要する資機材は、担当各課で整備、確保を図る。

・行政備蓄に関しては、災害直後における避難者、避難所対策に必要な物資、機材を備蓄・管理する。

（１）　基本備蓄品目

過去の大規模災害の教訓から被災直後の避難生活において特に必要とされる基本備蓄品目について確実な備蓄に努める。また、基本備蓄品目の物資のほか、避難者の良好な生活環境（TKB：トイレ・簡易ベッド・キッチンの改善）や衛生的なトイレ環境、プライバシーの確保に必要な物資（段ボールベッド、パーティション等）や避難所での事務作業、情報通信に必要な資機材（事務処理機器、通信機器等）の確保に努める。

また、避難所運営訓練等を通じて、資機材使用時の配慮事項や安全管理上の注意点について地域住民に啓発する。

ア　飲料水

イ　食料

ウ　毛布

エ　仮設トイレ（排便収納袋）および簡易トイレ

オ　発電機および蓄電池、ソーラーパネル等

カ　衛生用品（液体ミルク、生理用品、紙おむつ、ウェットティッシュ等）

キ　感染症対策資機材（消毒液、非接触型体温計等）

（２）　支援の要請等

備蓄で不足する場合については、県を通じての広域応援要請および災害時支援協定の締結等における災害時流通備蓄等により確保する。特に、民間事業者との協定に基づく物資の優先供給（プッシュ型支援の受け入れ準備）体制を強化する。

２　飲料水・食料の備蓄基準

三重県が発表した地震被害想定結果（令和８年３月）のうち、「南海トラフ地震・過去最大クラス（町内最大震度６強）」においての、避難者数（冬・夕発災・１週間後）の避難所避難者数＝1,000 人を基本とする。なお、南海トラフ地震の発生確率は今後 30 年以内で「60%～90%程度」とされており、備蓄計画は常にこのリスクを念頭に運用するものとする。

ア　飲料水　1,000 人×３リットル×７日＝21,000 リットル

イ　食料　　1,000 人×１．２×３食×３日＝10,800 食

３　防災用資機材の備蓄および消防設備等の整備

（１）　災害応急活動に必要な発電機、照明器具等の資機材を備蓄する。蓄電池やソーラーパネル等の多様な電源確保にも努める。

（２）　消防小型動力ポンプ付き積載車等の消火機械、消火栓、防火水槽等の消防用水利を計画的に整備する。

（３）　水防活動に必要な土のう袋、スコップ等の水防資機材を備蓄し、出水に備えるものとする。

４　備蓄品の管理

各担当課において備蓄品の定期点検を毎年３月に実施し、適時補充・更新を行う。また、その結果を総務課特命監へ報告する。

（１）　点検責任者と点検時期

点検すべき資機材等の備蓄品とその責任者は次のとおりとする。

責任者は、定期点検を実施するとともに、必要に応じて随時点検を行い災害時にその機能を十分発揮できるよう整備充実に努める。

食料等で明確な使用期限があるものは、円滑な更新ができるよう配慮し、使用期限が１年を切った品は、防災訓練で使用するなど有効活用およびフードバンクへの寄付等の活用に努める。

備蓄用資機材等	点検責任者
飲料水・食料	総務課特命監
災害救助・警備用資機材	〃
救助用医薬品	健康ほけん課長
防疫用資機材（感染症対策資機材を含む）	〃
給水用資機材	建設上下水道課特命監
水防用資機材	建設上下水道課特命監 総務課特命監

（資料第 14　備蓄資機材等一覧）

5　備蓄品の保管場所の整備

備蓄品の保管、災害時の搬送等を考慮し、避難所の位置を勘案した分散備蓄に努める。また、従来の分散備蓄に加え、物資拠点としての機能を併せ持つ「防災備蓄倉庫」の設置についても検討していく。

6　救援物資対応マニュアルの作成

食料等の供給・調達に関しては次の事項を内容としてマニュアルの策定に努める。救援物資の要請にあたっては、「内閣府新物資システム　B-PLO」等の活用に習熟しておくものとする。

（1）　被災者に対して供給する食料等の品目、量の決定

（2）　備蓄品からの供給の実施

（3）　必要に応じ、県、協定先等への食料、資材等の救援物資調達の要請

（4）　救援物資の集積地を指定し、責任者等受入れ体制の確立

（5）　供給ルート、運送体制の確立

（6）　避難所毎の被災者、自治組織等受入れ体制の確立

（7）　被災者への食料の供給方法（配分、場所、協力体制等）の広報の実施

（8）　ボランティアによる炊出しの調整

（9）　給水拠点の指定および給水タンク等の確保

(10)　飲料水の調達および供給の実施

第３　自治会・自主防災組織の備蓄

本町では、各自治会単位で自主防災組織を組織するとともに、資機材、食料等の備蓄を促している。

資機材は、実際に訓練に使用し、操作方法を熟知するとともに、定期的に点検、整備を行うものとする。特に、個別避難計画対象者の特性に応じた、地域独自の備蓄品（特定の支援資機材等）の把握に努める。

第４　家庭における個人の備蓄

（１）　個人での飲料水等の備蓄

基本備蓄品目のうち、飲料水と食料については、町民自らが３日分以上（推奨１週間分以上）を備蓄するよう努める。

（２）　非常持ち出し品の準備

飲料水、食料等のほか、衣類、薬、懐中電灯、ラジオ、乾電池等の非常持ち出し品を準備する。

特別な医薬品、高齢者や乳幼児用の食料品等については供給が困難になる場合が想定されるので、各家庭の事情に応じた備蓄（ローリングストックの活用）に取り組む。

第６節　災害対策本部の整備

所　管　課
総　　務　　課

災害対策活動を円滑に実施するためには、町災対本部の施設・設備が災害に対応できるものであることが必要である。特に、大規模な災害に対応するためには、耐震性の高い施設・設備や災害対策活動に必要な各種の設備の整備に努める。

第１　物資等の備蓄

大規模な災害に備えて次のように物資の備蓄を図るものとする。

町災対本部職員用の物資	食料・飲料水・仮設トイレ等（概ね３日～７日分）
災害対策活動用の物資・機材	衛星携帯電話、投光器、発電機、チェーンソー、担架、スコップ、バール等

第２　災害対策本部の設置

町災対本部は、総務課に置く。ただし、大規模な災害により役場本庁舎が損壊し、災害対策活動が実施不可能になることを避けるため町災対本部の代替設置場所を次のとおり選定し、必要な整備を検討する。

町災対本部代替設置場所―川添出張所→荻原出張所→日進出張所

※代替設置場所においても、本部機能維持のための通信設備および非常用電源の確保に努める。

第３　通信設備の整備

災害時における的確な情報の収集・伝達を確保するため、通信設備の整備を行うものとする。

本町における利用可能な通信施設は、次のとおりである。

（１）　大台町防災行政無線（同報系・移動系）

（２）　三重県防災行政無線（地上系・衛星系）

（３）　衛星電話

（４）　大台町防災アプリ

（５）　三重県総合防災情報システム（広域受援・物資調達等）

第４　迅速な参集体制の整備

震災時に速やかに応急対策体制を確保するには、職員の迅速な参集が不可欠である。

そのため、自主参集基準の明確化を図るなど、より迅速な職員参集体制の整備を推進する。特に、震度５弱以上の地震発生時や、大雨特別警報等の発令時には、発令を待たずに各担当者が速やかに参集・活動を開始する体制（事前参集等）を徹底する。

第５　防災ヘリコプター離着陸場（ヘリポート）の整備

災害時のヘリコプターによる緊急輸送等の拠点となる防災ヘリコプター離着陸場（ヘリポート）の整備を図る。併せて、ドローンの離着陸場所および活用方法についても検討・整備を進める。

第７節　通信施設の整備

所　管　課	関　係　機　関
総　　務　　課 戦　略　企　画　課 出　　張　　所	紀勢地区広域消防組合 消　　防　　団 大　台　警　察　署 通信事業者（NTT 西日本・各携帯キャリア等）

大地震発生時における迅速かつ的確な情報の収集、伝達体制を確保するため、各種通信施設の点検、整備を行う。

第１　通信施設の現況

本町の通信施設は、防災行政無線（同報系・移動系）を中心とする体制を整えており、より確実に町民等へ情報伝達するために戸別受信機を各戸に設置するとともに、孤立想定地区へは基地局（災対本部）と通信できるアンサーバック型屋外子局を設置している。また移動系無線を各区に配備して、災害時の町内各地との通信手段を確保している。今後、これらの施設に被害が発生した場合に備え、非常電源、予備機等の設置に努め、通信連絡機能の維持・充実を図る。

本町において利用可能な通信施設および関係機関との連絡方法は、次のとおりである。

１　利用可能な通信施設

（１）　大台町防災行政無線（同報系・移動系）

（２）　大台町ケーブルテレビ（松阪 CATV 回線）

（３）　三重県防災行政無線（地上系・衛星系）

（４）　衛星電話（可搬型）

（５）　大台町防災アプリ

２　関係機関との連絡方法

町　→　紀勢地区広域消防組合消防本部	電話（衛星電話含む。）、県防災行政無線
町　→　大台警察署	電話（衛星電話含む。）
町　→　大台町消防団	電話（衛星電話含む。）
町　→　自主防災組織	電話、防災行政無線（移動系）、 大台町防災アプリ

第２　大台町防災行政無線

大台町防災行政無線の現況は、資料編によるものとする。

（資料第 12　大台町防災行政無線の現況）

第３　大台町ケーブルテレビ（行政番組放送チャンネル）

災害時における情報の提供について、ケーブルテレビを利用し発信できるよう整備する。

第４　三重県防災行政無線

県、県出先機関および防災関係機関との間において災害時における気象情報並びに災害情報の収集および伝達通信業務を県防災行政無線により迅速かつ的確に行う。本町における設置場所は、次のとおりである。

1	大台町役場内防災行政無線室

第５　災害時優先電話

町は、NTT 西日本株式会社三重支店に申し出て災害時優先電話の登録をしておくものとする。

（資料第 13　災害時有線電話一覧）

第６　衛星電話（可搬型）

災害時における通信の途絶に備えて、本庁舎、各出張所および孤立対策地区への衛星電話（可搬型）配備に努める。

第７　大台町防災アプリ

災害時における迅速かつ確実な情報提供を行うため、防災行政無線を補完する手段として「大台町防災アプリ」を運用し、登録者の拡大および機能の有効活用を図る。

本アプリにおいては、プッシュ型通知機能による緊急情報の即時配信を行うとともに、文字情報の多言語化、ハザードマップとの連携、および避難所開設状況のリアルタイム表示等により、利便性と実効性の向上に努める。

第８　その他の通信設備の利用

町、指定行政機関、指定地方行政機関は、他の通信手段が利用できない場合、警察無線、消防無線等を利用するものとする。

第９　固定および移動通信事業者の施設

1　設備面の災害予防

（1）　通信施設の耐震対策および耐火対策

災害時においても重要通信を確保できるよう、施設・設備の耐震性強化や耐火対策を講じる。

（2） 施設・設備のバックアップ対策

主要伝送路のループ化、多ルート化やシステムの分散設置等による施設・設備のバックアップ体制の強化を図る。特に、停電時においても通信が維持できるよう、基地局の予備電源確保について通信事業者に働きかける。

（3） 災害対策用資材等の確保

早急な通信機能の復旧を図るため、通信用機材・技術者の現況把握および活用方法、資材の供給方法をあらかじめ定めておく。

（4） 災害時用移動通信基地局車両の配置検討

災害時に重要施設等の通信を応急的に確保するため、移動通信基地局車両の配備および災害時の配置計画等について、検討する。また、小型基地局を搭載したドローンや、可搬型衛星通信セットの活用についても検討する。

2 発災時の災害対策体制の整備

（1） 災害対策本部等の設置

災害対策本部等の設置基準、組織体制、職務分担等をあらかじめ定める。

（2） 情報伝達体制の確立

施設、設備の被害状況等の把握および関係部署等への情報伝達方法等をあらかじめ定める。また、関係機関等への連絡体制および方法等について、通信途絶時の対応も含めて検討する。

3 防災広報活動

各通信事業者は、通信の復旧見通し等について、利用者等に対し正確かつ速やかに広報活動を行うための情報連絡体制を確立する。

4 広域応援体制の整備

大規模災害が発生した場合は、通信事業者の防災体制を確立するとともに、全国からの応援を要請し、迅速な災害復旧を可能とするよう平常時からあらかじめ措置方法を定めておく。

第 10 その他の通信手段

大規模地震の発生により、通信手段の確保が困難となった場合に利用可能な情報手段として、次の設備等を活用する。

（1） スマートフォン等のインターネット通信

（2） アマチュア無線局を開局している人々への災害時の協力依頼

第８節　避難対策

所　管　課	関　係　機　関
総　務　課　子ども教育課生	紀勢地区広域消防組合
涯学習課　健康ほけん課福	消　　防　　団
祉　課　出　張　所	大　台　警　察　署

震災における人命の安全を確保するため、避難指示等発令の適正化、指定緊急避難場所および指定避難所の指定を行い、避難所施設の機能維持向上に努めその整備を図るものとする。

また、関係機関等の協力を得て、避難行動要支援者の個別避難計画の作成および情報の把握に努めるものとする。

第１　指定緊急避難場所、指定避難所の指定等

１　指定緊急避難場所の指定

基本法第 49 条の４第１項の規定により、災害の危険が切迫した緊急時に町民の安全を確保するため、施設の管理者の同意を得て、次に掲げる事項に留意し、地震、洪水、土砂災害の災害の種類ごとに指定緊急避難場所を指定する。

なお、指定緊急避難場所の指定、取り消しを行った場合は、知事に通告するとともに公示する。

（１）　学校、公民館、保育園、集会所等、施設を開放する担当者等があらかじめ定められている等、管理体制が明確であり、避難者の受け入れに供する部分および経路に、避難上の支障になる物品等が置かれていないこと。

（２）　災害が発生した場合に人の生命、身体に危険が及ぶおそれのない安全な区域に立地していること。

（３）　仮に立地条件を満たさない場合であっても、異常な現象に対して安全な構造の施設であること。

（４）　少なくとも施設の構造が昭和 56 年に定められたいわゆる「新耐震基準」に適合すること。また、適合しない施設については、耐震補強等の対策を講じること。

（資料第 10－１　指定緊急避難場所一覧）

２　指定避難所の指定

基本法第 49 条の７第１項の規定により、被災者が一定期間滞在する場として、次に掲げる事項に留意し、指定避難所を指定する。

（1）　学校、公民館、保育園、集会所等、地域の実情に応じた一定の規模を有する施設であること。

（2）　被災者等の出入りに適した出入口を有し、トイレ、水道等の設備を有していること。

（3）　適当な幅の道路に接し、車両等による物資の供給や避難が比較的容易に行うことができる場所にあること。

（4）　災害が発生するおそれがある区域内に立地している施設をできる限り避けて指定すること。

（5）　広域一時滞在の用に供することを想定し、他の市町からの被災住民を受け入れる避難所について検討をすること。

（資料第 10－２　避難所一覧）

３　避難行動要支援者対策

（1）　避難所の利用

特に長期避難が必要な場合、避難行動要支援者の状況に応じて、福祉センター等設備の整った避難所を優先して割り当てるものとする。

また、一般の避難者との共同生活が困難な介助を要する者に対しては、各避難所（学校）に専用のスペース（福祉スペース）を確保し、必要なスタッフを配置するなど対処する。

（2）　介護・高齢福祉施設等との協定

福祉避難所として介護・高齢福祉施設等を利用できるよう各事業所との協定締結の推進に努める。また、福祉避難所への直接避難が可能となるよう、個別避難計画との整合を図る。

（3）　避難誘導体制の整備

避難に当たっては、高齢者、幼児、障がい者、病人等の避難行動要支援者を優先させて実施するが、その把握、誘導については個別避難計画に基づき自主防災組織の協力を得て行うほか、警察、消防等にもあらかじめ協力を要請しておく。

４　避難路の指定・整備

町は、避難路を自主防災組織・防災関係機関と十分協議を行い選定し、必要に応じ整備をするものとする。

第２　避難指示等発令基準の策定等

町長は避難の指示等を行う場合、地震の状況によって次のような基準をあらかじめ定めておくものとする。

（１）　緊急避難

危険が目前に切迫していると判断され、至近の安全な場所に避難させる必要があるとき

（２）　収容避難

地震災害等により家屋が全壊（全焼）、半壊（半焼）もしくは流失し、生活の拠点を失った場合

第３　避難所管理運営体制の整備

避難所の円滑な運営を図るため、区、自主防災組織、ボランティア等の協力を得て避難所運営体制の整備に努め、災害時の円滑な避難者自身による自主運営体制の確立に努める。

第４　避難所管理運営マニュアルの作成

避難所の円滑な運営を図るため、次の事項等を内容として避難所設置および運営マニュアルの作成を図るものとする。

１　避難所設置マニュアル

（１）　避難所の開設・管理責任者、体制、通信機器の確認

（２）　開設に当たっての当該施設の安全性の確認方法

（３）　本部への報告、食料、毛布等の備蓄状況の確認および不足分の調達要請

（４）　その他開設・管理責任者の業務

２　避難所運営マニュアル

（１）　避難者の自治組織（立上げ、代表者、意志決定手続等）に係る事項

（２）　避難所生活上の基本的ルールに係る事項（居住区画の設定および配分、トイレ、ゴミ処理等日常生活上のルール、外泊、ペットの持ち込み、プライバシーの保護等）

（３）　避難状況の確認方法に係る事項

（４）　避難者に対する情報伝達、要望等の集約等に係る事項

（５）　ボランティアの受け入れ

（６）　男女のニーズの違いを考慮し、双方の視点にたった整備に係る事項（更衣室、授乳室の設置、生理用品の配布、防犯対策等）

（７）　その他避難所生活に必要な事項

（８）　平常体制復帰のための対策

①　事前周知、自治組織との連携

②　避難者の生活と教育施設の確保を図るための対策

③　避難所の統合・廃止の基準・手続等

３　避難所避難者への情報伝達マニュアル

（１）　情報伝達・収集体制および自治組織の関わり方

（２）　本部との連絡方法の確保

（３）　本部等へ連絡すべき事項、連絡様式

（４）　収集すべき避難者等の情報、収集・報告様式

（５）　避難所内に伝達する情報の内容、周知・伝達方法（放送設備利用、掲示、自治組織を通じる等）および必要な様式

（６）　その他必要事項

第５　避難所における資機材等の配備

避難所においては、次のような問題が予想されるので、それに対処する施設の設備および資機材の備蓄を図るものとする。

（１）　避難行動要支援者に対応できる施設の確保

（２）　断水による飲料水の不足およびトイレの使用不能

（３）　避難所の長期化に伴うプライバシーの確保（段ボールベッド、パーティションの導入）

第６　指定避難所外避難者（在宅避難者を含む）への支援

自動車や仮設テントなどは、自宅近くに避難できプライバシーも保てるなど利点も多く、今後の地震災害でも多くの被災者が車中泊等を行うことが予想される。

また、自宅の倒壊免脱等により、そのまま自宅で避難生活を送る「在宅避難者」も多く発生することが見込まれる。

避難者には様々な事情や目的があって避難場所を選択することから、指定避難所以外の自宅、車、テント、その他公的施設等に避難することが予想される。

町は、指定避難所以外に避難した避難者（在宅避難者を含む）や車中泊避難者に対しても柔軟に対応し、必要な支援に努める。特に、車中泊避難者に対しては、エコノミークラス症候群の予防啓発、安否確認、食料・物資の配布拠点情報の提供等を行い、健康被害の防止に努める。あわせて、在宅避難者等に対しては、広報等を通じて生活物資の配布や各種支援情報の提供を積極的に行うものとする。

第９節　避難行動要支援者対策

所管課	関係機関
総務課 福祉課 健康ほけん課 報徳診療所	社会福祉施設等 民生委員児童委員協議会

町は、高齢者、介護保険における要介護認定者、障がい者、妊産婦、乳幼児、日本語に不慣れな在住外国人等の災害発生時に各種警報や情報の入手が困難で、避難等に介助が必要な人々を保護し、安全の確保を図る。

近年、全国的に風水害、震災等が多発し多くの犠牲者が発生している。高齢者、介護保険における要介護認定者等の避難行動要支援者が犠牲になるケースが目立っていることから、避難行動要支援者が円滑かつ迅速に避難するための安全体制の充実を図る。

第１　避難行動要支援者名簿および個別避難計画の作成

避難行動要支援者のうち、災害発生時の避難行動に特に支援を要する高齢者、障がい者等を災害から保護するため、要介護区分、障がい支援区分、世帯の状況等を考慮し、あらかじめ名簿を作成する。また、避難行動要支援者一人ひとりの状況に合わせた「個別避難計画」の作成を、避難支援等関係者と連携して計画的に推進する。

名簿の作成については、これまで自治会、民生委員等の協力の下で「手上げ方式」により進めてきたが、包括支援センターをはじめとする保健・福祉分野との連携により一層の充実を図る。特に、生命に危険が及ぶ恐れがある地域（土砂災害警戒区域等）に居住する者については、優先的に個別避難計画の策定を進める。

1　留意事項

（1）　避難行動要支援者自身が介護方法、医療データ（通院先、常備薬等）、日常生活に必要な用具、補装具、特定の医療品等の入手方法、非常時の連絡先等を記したものを携帯、または「防災カード（マイタイムラインを含む）」を作成するするように助言を行う。

（2）　災害の発生時に避難の誘導、救出等を行う者を複数指名しておく。この際、個別避難計画に避難先や避難経路を具体的に明記する。

（3）　避難所への避難を行った際は、避難所又は地域で避難行動要支援者を支援しながら、ともに協力して生活するものとする。

2　避難行動要支援者名簿の内容等

（1）　避難行動要支援者の対象範囲

名簿に記載する避難行動要支援者の対象範囲は、次のとおりとする。

ア　75 歳以上のひとり暮らしの者

イ　80 歳以上の者のみで構成される世帯の者

ウ　介護保険法による要介護認定３以上の者

エ　身体障害者手帳（１・２級の第１種）を所持している者

オ　療育手帳（A１・A２）を所持している者

カ　精神障害者保健福祉手帳（１級・２級）を所持している者

キ　難病患者、または避難行動に支援を要する妊産婦、乳幼児

ク　前各号に準ずる状態にある者および自治会が支援の必要を認めた者

（2）　避難行動要支援者名簿へ記載する内容

名簿には、避難行動要支援者の避難支援に必要な次に掲げる事項を記載する。

ア　氏名

イ　生年月日

ウ　性別

エ　住所又は居所

オ　電話番号その他連絡先

カ　要援護者の要件区分（支援を必要とする事由）

キ　その他必要な事項

（3）　避難行動要支援者名簿への登録方法

名簿への登録は、「手上げ方式」および「同意方式」によるものとする。同意方式は、保健・福祉分野において把握した対象者に個別に働きかけ、同意の有無を確認する。

（４）　避難行動要支援者名簿の更新

名簿の更新は年１回行う。なお、対象者の異動や状況の変化を把握した場合は、随時追加、修正等を行う。

（５）　事前の情報提供

名簿に掲載された本人の同意を得て、事前に自治会、民生委員児童委員、自主防災組織、社会福祉協議会、消防署、警察署等の避難支援に携わる関係者に名簿情報を提供し、災害の発生に備えて情報を共有する。

（６）　災害時の情報提供

事前の名簿情報の提供には、名簿に掲載された本人の同意が必要であるが、災害が発生し、又は災害の発生のおそれがあると認める場合に、生命又は身体を災害から保護するために必要があると認めるときは、同意がない場合でも情報提供する。

（７）　避難行動要支援者名簿の適正管理

名簿を保管する者、情報の提供を受ける者は、守秘義務を厳守する。また、名簿の外部流出、紛失や目的外使用がなされないよう十分な対策を講じる。

第２　社会福祉施設等における対策

各施設の利用者は、災害時の行動等が不自由である者も多いことから、次の対策を講じるよう指導する。

１　防災設備等の整備

（１）　水道、電気等の供給停止に備えた非常食料等の備蓄を行う。

２　緊急連絡体制の整備

（１）　施設職員の任務分担、動員計画、緊急連絡体制等を明確にして自主防火管理体制の整備に努める。

３　防災教育、防災訓練の実施

（１）　施設管理者は、施設の職員が、災害に対する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について理解を得られるよう、定期的に防災教育を実施する。

（２）　施設の構造や利用者の判断能力、行動能力の実態等に応じた防災訓練を定期的に実施するとともに、地域の協力を得られるよう所在地域自主防災組織と協力した訓練を実施する。また、土砂災害のリスクがある施設については、早期

の避難開始を盛り込んだ「避難確保計画」を作成し、それに基づく訓練を実施する。

第３　独居高齢者等への対策

１　緊急通報システム等の整備

町は、独居高齢者等の安全確保を図るため、緊急通報システムを導入しているが、災害時においても避難行動要支援者対策として、整備・拡充の促進を図る。

２　防災知識の普及・啓発

町は、独居高齢者等に対して、災害時における的確な対応能力を高めるため防災知識の普及・啓発に努める。

３　防災知識の普及、啓発と地域援助体制の確立

（１）　在宅のお年寄り、障がい者等については、自主防災組織等の訓練への積極的な参加を呼びかけ、地震災害に関する基礎的知識等の理解を高めるように努める。

（２）　自主防災組織は当該地域で援助すべき世帯等を明確にしておき、訓練の際には避難行動要支援者対策を重点項目として設定する。

第４　妊産婦、乳幼児に対する対策

町は、災害時において妊産婦、幼児の安否や避難状況等の確認を速やかに行い、必要に応じて関係機関に情報提供を行うため、保健・福祉分野において妊産婦、幼児の情報を把握、整理する。

第５　外国人等に対する対策

日本における災害に対する知識が乏しく、地理に不案内で、かつ、日本語の理解も十分でない外国人に対しては、平常時から多様な言語および手段、経路を通じての基礎的防災情報の提供を行い、防災知識の普及を図る。

１　標識等の整備

避難所への誘導標識に絵による表示、英語による表記を付け加える等、標識の整備促進に努める。また、避難所での対応のため、ピクトグラム（絵文字）を用いた案内表示等の導入を検討する。多言語翻訳アプリや音声翻訳機の活用についても検討する。

２　通訳ボランティアの確保

通訳ボランティアが必要な場合は、県災対本部に対して通訳ボランティアの派遣要請ができる体制を整える。また、英語の通訳に関しては、町教育委員会が設置している外国語指導助手（ALT）の協力を求める。加えて、やさしい日本語による情報発信に努める。

3　講師等の派遣

外国人研修生を対象とした研修会等に講師として職員を派遣し、基礎的な防災知識の普及に努める。

第10節　医療救護活動

所管課	関係機関
総務課	紀勢地区広域消防組合
報徳診療所	消防団
健康ほけん課	松阪地区医師会
	松阪地区歯科医師会
	松阪地区薬剤師会

震災時の医療救護需要は、極めて多量、広域的に発生し、かつ即応体制が要求されることとなるため、応急医療体制の整備が極めて重要となり、初期医療体制、後方医療体制、医薬品等の確保および広域的救護活動の調整について計画を定めておくものとする。

第１　医療・救護体制の整備

（１）　配備体制・連絡体制の事前準備

医師会等の医療関係機関と協議して、災害時の医療救護に関する情報の連絡体制、および災害時において医療救護所が設置された場合の医師、看護師、医療事務員、薬剤師等の配備体制等について定めるよう努める。平時から医師会等の関係機関の協力を得て、災害時の医療救護に関する情報の連絡体制および災害時において医療救護所を設置した場合に協力いただける看護師や医療事務員等メディカルの確保に努める。

（２）　医療救護所活動要領の制定

医療救護所の運営や必要となる医療・衛生材料の確保について、「大台町災害時医療救護所設置及び活動要領」を定め、平時から医療救護体制について松阪地区医師会等関係機関と協議する。また、災害派遣医療チーム（DMAT）や災害派遣精神医療チーム（DPAT）の受入れ準備についても検討する。

（３）　消防署等との連携

町と紀勢地区広域消防組合は、医療救護所の設置、救護班の編成、出動について、松阪地区医師会と協議して計画を定める。

（４）　広域災害救急医療情報システム（EMIS）の利活用

災害時に発生する多くの負傷者を受け入れることが可能な町内の医療機関の状況について、平時はもとより災害時においても的確に把握できるよう、広域災害救急医療情報システム（EMIS）の利活用を推進する。なお、停電・通信障害時においても EMIS への入力・確認が継続できるよう、通信手段の冗長化を図る。

（５）　医療機関等との連携

済生会松阪市民病院、済生会松阪総合病院、松阪中央総合病院、松阪地区医師会・歯科医師会・薬剤師会等の医療機関との連携強化を図る。加えて、災害時における歯科保健活動や薬局との連携によるお薬手帳の活用についても推進する。

（６）　住民等への周知

医療機関の被害も予想され、負傷者が多数で収容できない場合を想定し、あらかじめ医療救護所の設置、救護班の編成等について関係機関等で検討構築し、住民等への周知を図る。

（７）　トリアージ

大規模災害時に医療関係者による適切な治療の優先度を判断するトリアージタッグの標準化、保管方法、配布方法、救急隊員等への教育、研修等について関係機関等で検討し、迅速な医療体制の構築を図る。また、トリアージの結果をデジタルデータで管理・共有する仕組みについても検討を進める。

第２　患者搬送体制の検討・協議

町内の医療救護所や医療機関での対応が困難な重症患者が発生した場合に備え、救急車、ヘリコプター等を利用した患者搬送手段について、松阪地域災害医療対策協議会等の機会を利用し、県および関係機関と協議・検討を進める。特に、ドクターヘリや防災ヘリの臨時離着陸場（ヘリポート）の確実な運用体制を整備する。

第３　医療品等の供給体制の整備

日頃より保健衛生用資材等の備蓄に努める。他府県や他市町村からの援助物資の活用を図るため、その受入体制および供給体制の整備を図る。特に、アレルギー対応品や慢性疾患患者用の常用薬等の確保についても、薬剤師会等と連携し検討する。

第４　医療・救護機能の確保

町は、あらかじめ医療施設の利用について松阪地区医師会等と十分協議しておくほか、公立以外の医療機関の医師等についても、医療救護班の編成等災害対応の医療体制を構築できるよう平常時から取り組む。

第５　訓練の実施

関係機関と連携し、災害時の情報伝達訓練や広域災害救急医療情報システム（EMIS）の入力訓練等を実施する。また、トリアージから搬送、医療救護所の設営・運営までを網羅した実地訓練を定期的に実施する。

第 11 節　建築物災害の予防

所　管　課
総　務　課　建設上下水道課 教育委員会

建築物は建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）に基づき、耐震性を確保されているが、軟弱な地盤では液状化現象により、耐震性を十分確保したはずの建築物が崩壊や沈下・傾斜する例もみられることから、防災上重要な公共施設は、一層耐震性を強化する必要がある。このため、ハザードマップ等による液状化リスク情報の提供に努め、新設の建築物については、耐震設計および地盤調査を十分行うように指導の強化を図る。

また、一般建築物は、建築基準法が定める現在の耐震基準（新耐震基準）以前の建物も相当数あることから、防災対策の重要性の周知徹底に努め、日常点検を広報するとともに、防災上必要な助言、勧告等を行うほか、大台町建築物耐震改修促進計画等に基づき、耐震診断、耐震補強の支援に取り組む。

第１　対象建築物

１　町有建築物

災害対策活動を円滑に進めるため、防災業務の中心となる次の施設の耐震性の確保を図る。

（１）　防災情報の伝達、救出、救助、救援等の中心となる役場本庁舎および荻原出張所

（２）　医療救護所や避難場所となる学校、公民館、体育館等

（３）　その他老朽度の著しい建物又は構造上危険と判定されるものは、公共施設等長寿命化計画等に基づき、集約化・複合化を検討しつつ、改修時に耐震性の確保に努める。

２　一般建築物

（１）　建築確認審査業務を通じた指導

建築物の敷地、構造および用途等が建築基準法に適合するよう県では、建築確認審査業務をとおした指導を行っている。

（２）　広報の実施

学校、病院、スーパーマーケット、マンション等多数の住民が集合する建築物においては、天井材や外装材等の非構造部材の落下防止を含む耐震性の確保について指導、広報を行う。

また、避難路沿道建築物の耐震性の確保についても耐震改修促進法に基づく耐震診断義務付け制度の周知を含め、指導、広報を行う。

3　ブロック塀等の倒壊防止

昭和 53 年６月に発生した宮城県沖地震および平成７年１月発生の阪神・淡路大震災および平成 30 年６月発生の大阪府北部地震においては、ブロック塀の倒壊等により多くの人的被害が生じた。

このため、町は、ブロック塀等の倒壊防止のため次の施策を今後とも推進する。

（1）　ブロック塀等の新設および改修に対する指導

ブロック塀については、正しい施工のあり方および既存のものの補強の必要性について啓発を行うとともに、築造時には建築基準法等による建築基準が遵守されるよう指導する。

（2）　維持管理の徹底

所有者に対し、点検チェックリスト等を活用した自己点検を促し、安全性が確認できない場合は撤去や改修を行うよう啓発を強化する。

第２　技術者の養成

既存建築物の耐震診断、耐震改修等を推進するため、関係団体が開催する建築士等に対する講習会を支援し、技術者の養成を図る。

第３　危険度判定体制

（1）　被災建築物応急危険度判定士の養成

余震による建築物の倒壊や落下物による二次災害の防止を図るため、建築士等を対象とした被災建築物応急危険度判定士養成講習会の受講を勧めるなどにより、被災建築物応急危険度判定士の要請に努める。

また、町が被災建築物応急危険度判定実施本部を設置した場合における当該実施本部と判定士との調整連絡にあたる応急危険度判定コーディネーターの養成や確保に努める。

（2）　被災宅地危険度判定士の養成

余震による大規模盛土造成地等の崩壊や宅盤・擁壁等の変状による二次災害の防止を図るため、宅地造成および特定盛土等規制法を踏まえ、建築又は土木技術者を対象とした被災宅地危険度判定士養成講習会の受講を勧める等により、被災宅地危険度判定士の養成に努める。

また、町は判定実施本部として活動する際に実施本部と判定士との連絡調整にあたる判定調整員の確保を行う。

（３）　体制の整備

判定方法、派遣要請等について、行政庁間（国、県、町）で相互に緊密な連携を取るとともに、体制の整備に努める。町内もしくは近隣市町に居住する被災建築物応急危険度判定士にあっては、密に連絡を取り、被災後、迅速に活動できるよう平時の連絡体制の構築に努める。

また、被災建築物応急危険度判定および被災宅地危険度判定について、住民への周知に努める。

第４　応急仮設住宅供給体制の整備

浸水等の災害リスクなど、災害に対する安全性に配慮しつつ、応急仮設住宅の建設可能用地を把握するなど、応急仮設住宅の供給体制を整備する。

また、「建設型」の仮設住宅に加え、民間賃貸住宅を借り上げる「借上げ型仮設住宅（みなし仮設）」の活用に向け、被災者用の住居として利用可能な民間住宅の空家等の把握に努め、災害時に迅速に対応できるよう関係団体との連携を含め体制を整備する。

第 12 節　地盤災害の防止

所　管　課
建 設 上 下 水 道 課

第１　本町における危険箇所

（１）　山腹崩壊危険地区　　88 地区

（２）　崩壊土砂流出危険地区　164 地区

（３）　防災重点農業用ため池　　21 池

第２　本町における土砂災害警戒区域等

（１）　土砂災害警戒区域　　1049 箇所

（２）　土砂災害特別警戒区域　977 箇所

第３　防災工事等の実施

第１、第２に掲げる箇所については、河川改修、砂防ダムの設置、ため池の劣化対策・耐震化等のハード対策を計画的に推進する。

また、ハード対策には時間を要することから、土砂災害ハザードマップの更新・配付、避難情報の発令基準の明確化、および住民への防災教育等のソフト対策を併せて強化し、災害時の迅速な避難体制を構築するものとする。

第４　防災パトロールの実施

町は、危険地域の防災パトロールを随時実施するものとする。特に梅雨、台風時期の前には重点点検を実施し、危険が予見される場合には、速やかに住民への注意喚起を行う。

また、ドローンやセンサー等の ICT 技術の活用を検討し、人が立ち入ることが困難な箇所の状況把握に努める。

第５　盛土等の規制と適正管理

「宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）」に基づき、県と連携して不適切な盛土等の監視を行うとともに、無許可の土地形状変更等の早期発見に努め、地盤災害の未然防止を図る。

第 13 節　公共施設の整備・災害予防

所　管　課	関係機関
産　業　課　建設上下水道課	中部電力ﾊﾟﾜｰｸﾞﾘｯﾄ㈱
生活環境課　森　林　課	社 会 福 祉 協 議 会
税務住民課　健康ほけん課	
福　祉　課　教育委員会	
出　張　所　報徳診療所	

道路、河川、電気その他の公共施設は、町民の日常生活および社会経済活動上、欠くことのできないものであり、また地震発生後の災害復旧の根幹となるべき使命を担っている。

これら公共施設の被害は、災害時における避難、救護、復旧対策に大きな障害となり、災害の拡大を招いたり、災害復旧を遅らせる原因となりうる。

したがって、これらの公共施設については、速やかな災害復旧はもとより、事前の予防措置を講じることが必要かつ重要である。

このため、各公共施設管理者は耐震性を備えるよう設計指針を検討するとともに、施設の耐震性の確保、代替性の確保、多重化等を図り、被害を最小限にとどめるよう万全の予防措置を講ずるものとする。

第１　道路施設

１　災害時における道路機能を確保するために、道路および橋梁の整備に当たっては、災害に強い施設の整備を推進する。また、危険箇所の点検およびパトロールを実施し、補強等の対策工事の必要な箇所について、緊急度の高い箇所から順次対策の実施を図る。点検にあたっては、新技術（センサー、カメラ、ドローン等）の活用による効率化・高度化を図る。さらに、近隣市町との道路網の整備についても、順次実施を図っていくものとする。

２　地震の規模が甚大であるほど、緊急輸送道路の役割を担い、また火災発生時の焼け止まりの機能をもつ幅員の広い道路が必要となるので、道路の拡幅等整備の推進を図っていく。

第２　河川

治水上改修効果の大きい箇所および緊急度の高い箇所から改修事業を推進し、治水対策を図るものとする。

第３　防災ヘリコプター臨時離着陸場（ヘリポート）

災害時における**防災ヘリコプター臨時離着陸場**（ヘリポート）施設の果たす役割の重要性に鑑み、必要な施設整備と維持管理に努める。

また、物資輸送や状況把握に活用する小型無人機（ドローン）の離着陸場所の選定・確保に努める。

第４　バス（町営バス）

町は、地震災害時において輸送の確保を図るため、次の体制の整備を図るものとする。

１　復旧体制の整備

（１）　災害要請に基づく派遣車両並びに乗務員の確保と車庫および輸送に直接関係する建物の管理

（２）　震災に対する訓練の実施と知識の普及およびマニュアルの充実

２　情報連絡施設の整備強化

バス車両無線の全車両搭載への計画的取り組み

第５　電気（中部電力パワーグリット株式会社）

電力供給機関は災害時における電力供給を確保し、社会生活の維持を図るため、電力設備の防護対策等、日常の防災に努める。

１　設備面の対策

（１）　発・変電設備については、過去に発生した災害による被害の実態等を考慮し、各設備の被害防止対策を実施する。

（２）　送・配電設備については、不等沈下、地滑り等のおそれがある軟弱地盤に位置する設備の基礎を補強する等の耐震対策を考慮する。

２　体制面の対策

（１）　防災関連マニュアルの点検・整備を行い、防災体制の充実を図る。

また、社内防災訓練を実施するとともに、町等の実施する訓練への参加を行う。

（２）　電力供給設備の巡視・点検を行い、保安の確保を図る。

（３）　復旧用資機材、通信機器、車両等の整備・確保を行う。

（４）　関係会社、他支店、各電力会社との連携・協調による応援体制を整備する。

（５）　町、警察等との連携を図り、緊急車両の通行や船舶・ヘリコプターの緊急手配等に備える。

（６）　災害による感電事故等、二次災害を未然に防止するため広報活動を行う。

第６　LP ガス

LP ガス事業者は、地震発生時における災害防止のため、次の対策を実施する。

1　LP ガス供給設備の耐震性の強化

（1）　容器の転倒防止用鎖の点検を充実させるとともに、点検の結果、劣化したものについては、交換を速やかに行う。

（2）　耐震性機器の設置を促進する。

2　緊急措置体制の整備

（1）　各支部内における販売事業者相互の連絡網を整備し、応援体制を強化する。

（2）　LP ガス使用需要家への啓発活動の推進

地震発生時における容器バルブの閉止等、二次災害の防止措置について啓発活動を行う。

第７　水道

地震による施設故障や漏水に伴う断水を最小限にとどめるため、施設の耐震性の強化、給水ルートのループ化、施設管理図書の整備、応急給水・応急復旧体制の整備等を図り、かつ、漏水による浸水、水質汚染等の二次災害を防止するものとする。

1　施設の耐震性の強化

水道施設の新設、拡張、改良等に際しては、日本水道協会が発行する最新の「水道施設設計指針」および「水道施設耐震工法指針」等に基づき、十分な耐震設計および耐震施工を行うものとする。

また、施設の維持管理に際しては、災害対策基本法、大規模地震対策特別措置法その他の関係法令、国の防災業務計画および水道に関する関連通知等を踏まえ、適切な保守点検による耐震性の確保に努める。

2　管理図書の整備

被害状況を的確に把握し、迅速かつ円滑な応急復旧活動を行うため、施設管理用図書の整備、保管を図る。

3　応急給水体制と防災用資機材の整備

水道事業の管理者は、水道施設の破壊に備え、水道施設の点検整備を行うとともに、給水用具、応急復旧用資機材および人員の配備等の応急給水体制を整備する。

また、町は「三重県水道災害広域応援協定」により、他市町に応急給水活動および復旧用資機材の供出等の応援を要請する。

4　非常時の協力体制

飲料水の供給あるいは水道施設の復旧を図るため、広域支援体制を整備する。

町は、自ら実施が困難な場合は、県を通じて県内各市町に応援を要請する。

第８　下水道

公共下水道管理は、下水道の機能を最低限維持するとともに、施設の被害を最小限に抑え、早期の機能回復を図るため、次の措置を講ずる。

１　施設の耐久性強化およびバックアップ施設の整備

下水道施設の施工にあたっては十分な耐久性を有するよう努めるとともに、自家発電装置や設備の二元化など災害に強い下水道の整備を図る。

また、マンホールトイレの整備計画を策定し、避難所等への設置を推進する。

２　管理図書の整備

被害状況を的確に把握し、迅速かつ円滑な応急復旧活動を行うため、施設管理用図書の整備、保管を図る。

３　下水の仮排水およびし尿の応急処理

管渠の損壊等による下水の滞留に備え、バキューム車・高圧洗浄機等を保有の関係業者との連携による応急体制の確保、仮設トイレの設置等について関係各課と連携し整備に努める。

４　非常時の協力体制

施設の点検、復旧要因の確保を図るため、県および近隣市町等と相互応援体制を整備する。

第９　不特定多数のものが出入りする施設

町が管理する庁舎、学校、社会教育施設、社会福祉施設、図書館、病院等の管理上の措置はおおむね次のとおりである。

（１）　地震等情報の入場者等への伝達

（２）　入場者等の安全確保のための退避等の措置

（３）　施設の防災点検および設備、備品等の転倒、落下防止措置

（４）　出火防止措置

（５）　水、食料等の備蓄

（６）　消防用設備の点検、整備

（７）　非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ・ラジオ・コンピュータなど情報を入手するための機器の整備

（８）　スマートフォンの充電環境（給電スポット）の整備、および公衆無線 LAN（Wi-Fi）の環境整備

（９）　学校にあっては、当該学校等に保護を必要とする生徒等がいる場合、これらの者に対する保護措置

（10）　社会福祉施設にあっては、重度障がい者、高齢者等移動することが不可能、又は困難な者への安全確保に必要な措置

第 10　災害応急対策の実施上重要な施設

（１）　災害対策本部又はその支部が置かれる庁舎等の管理者は、第９に掲げる措置をとるほか次に掲げる措置をとるものとする。

ア　非常用電源の確保

イ　無線通信機等通信手段の確保

ウ　災害対策本部開設に必要な資機材および緊急車両等の確保

（２）　避難場所又は医療救護所が置かれる学校、社会福祉施設等の管理者は第９の（１）又は（２）に掲げる措置をとるとともに、「福祉避難所」としての機能維持に必要な設備（段差解消、多目的トイレ等）の整備に協力するものとし、町が行う避難場所又は医療救護所の開設に必要な資機材の搬入、配備に協力するものとする。

第14節　火災の予防

所　管　課	関　係　機　関
総　　務　　課	紀勢地区広域消防組合 消　　防　　団

町は、地震発生時における出火防止、初期消火、初期救出、延焼阻止等の消防活動を迅速かつ円滑に実施するため、消防機関の活動体制、消防相互応援体制等の整備充実を図る。

第１　地震火災への対処

過去の震災例をみると、地震災害の中で多くの被害をもたらしているものに火災がある。それは、地震火災に次のような特徴が認められるためである。

１　火災が、不意に、同時に多数発生すること。

２　地震動や建物の破壊から生命を守ることが先行し、火の始末、初期消火をすることが困難であること。

３　危険物等の爆発、漏洩等により延焼が拡大すること。

４　破壊された建物による道路の遮断や通信の途絶が、適切な消防活動を阻害すること。

５　停電復旧時に発生する「通電火災」の危険性があること。

このように、悪条件が複合して起こる地震火災を軽減・防止するための施策は、震災対策全般に及ぶ大問題である。このため、消防体制を整備し、出火の防止、初期消火、延焼拡大防止に努める。

また、住民に対し、感震ブレーカーの設置推進や、避難時のブレーカー遮断の習慣化など、ハード・ソフト両面からの出火防止対策を啓発する。

第２　初期救出への対処

本町においては、地震の揺れを増幅しやすい段丘・崩積層が、人家の集中する宮川沿いに広がっており、地震の揺れそのものによる建築物の倒壊から、いち早く負傷者を救出することが重要となってくる。したがって、倒壊建築物からの負傷者救出を図るものとして次の事項の実施を推進する。

１　住民の手による初期救出の実施

自主防災組織等を中心とした、資機材（ジャッキ、バール等）の備蓄および救出訓練の実施を支援する。

２　消防活動や救出者の医療機関への搬送等を迅速に行えるよう緊急啓開道路の設定検討と建設業者との協力体制の整備（道路の啓開に関する具体的な協定等の運用強化）

３　ドローン等を活用した火災状況・被害状況の早期把握体制の構築

（その他風水害対策編に同じ）

第 15 節　救出活動体制の整備

所　管　課	関　係　機　関
総　　務　　課	紀勢地区広域消防組合 消　　防　　団 大　台　警　察　署 自衛隊（三重地方協力本部等）

大規模地震により倒壊した建築物等から住民を救出するため、公助のみならず、共助・協働による活動体制の整備に努める。

第１　消防団の活動体制の整備

消防団は、平時から次の事項について整備を行う。

１　地震、風水害および火災が発生した際の連絡手段、指揮系統の確立

２　紀勢地区広域消防組合（奥伊勢消防署および宮川出張所）との連携方

３　救出活動に必要な資機材（エンジンカッター、チェーンソー、ジャッキ等）の点検整備および操作技術の向上

４　地域住民（自主防災組織）との連携による、要配慮者等の安否確認体制の構築

第２　防災関係機関との連絡体制の整備

町は、平時から大台警察署、紀勢地区広域消防組合との連絡体制の整備を行う。

また、自衛隊の派遣要請手続きの確認や、広域的な救助活動を支援する「緊急消防援助隊」の受入れ準備についても検討しておくものとする。

第３　集落孤立に備えた救出体制の整備

道路寸断等により集落が孤立した場合に備え、ヘリコプターによる救助・搬送活動を円滑に行うための臨時離着陸場の確保、および衛星電話等による通信手段の確保を図る。

第４　民間事業者等との協力体制の整備

倒壊家屋等からの救助・障害物除去を迅速に行うため、建設業者等の民間事業者との間で、資機材の提供やオペレーターの派遣等に関する協定締結を推進する。

第 16 節　危険物等災害の予防

所　管　課	関　係　機　関
総　　務　　課	紀勢地区広域消防組合 消　　防　　団

危険物、ガス、毒劇物および火薬類は、その取扱いを誤ると、火災、爆発、中毒等の特殊な災害の要因となり、災害を誘発するおそれがあるため、危険物等の施設管理者、占有者又は所有者は、災害の予防についてその責務を十分認識するとともに、防災関係機関と協力し、必要な措置を講ずる。

第１　危険物製造所等の現況

本町における危険物製造所等の現況は次のとおりである。

区分	製造所	貯蔵所							取扱所				合計	事業所数
		屋内	屋外タンク	屋内タンク	地下タンク	簡易タンク	移動タンク	屋外	給油	第一種販売	第二種販売	一般		
計	0	3	12	1	9	0	11	0	10	0	0	7	53	24

（紀勢地区広域消防組合調べ：令和８年３月 31 日現在）

第２　危険物製造所等に対する指導

消防機関は、消防法に規定する危険物製造所、貯蔵所および取扱所（以下「危険物製造所等」という。）に対し、立入検査、保安査察等を実施し、法令基準の維持適合について、その確認を行うとともに主に次に掲げる災害予防上必要な指導を行う。

（１）　危険物運搬車両の管理者および運転者に対する移送および運搬並びに取扱い基準の厳守、車両の火災防止および安全運転の励行等

（２）　各種の講習会および研修会の開催

（３）　防災訓練の徹底

第３　危険物製造所等の予防対策

危険物製造所等の管理者は、防災体制の整備確立および危険物施設の管理、点検等について次の対策を講じ災害の予防に万全を期する。

（1）　取り扱う危険物の性状、数量等の把握および火災爆発防止のための必要な措置

（2）　危険物施設の管理、点検、巡視基準の策定

（3）　危険物の火災、爆発、流出等に係る保安又は防災の設備についての定期点検、確認等

（4）　緊急時における保安体制の整備と町、消防機関等に対する通報体制の確立

（5）　定期的又は必要に応じ実施する教育訓練を通じた従事者に対する保安意識の高揚

（6）　大規模地震時の液状化や地盤沈下によるタンク・配管の損傷、および洪水による流出を防止するための安全対策の実施

（7）　泡消火薬剤等の適正管理、および有害物質（ＰＦＡＳ等）を含む資材の代替品への切り替え検討

第４　LP ガス災害予防計画

LP ガスによる災害を防止し、公共の安全を確保するため、防災関係機関、LP ガス販売事業者および取扱者並びに大口ガス消費者は、保安体制を確立するとともに、火災、爆発等の災害予防に万全を期すものとする。

1　保安、防災体制の確立

ガスによる災害を防止するため、防災関係機関および LP ガス販売事業者は、相互に連絡をとり、協力活動体制を協議し、地域毎の保安防災体制を確立し、事故発生の未然防止と、住民の安全対策の推進を図る。

そのため、防災関係機関および LP ガス販売事業者は、相互に資料を提供するものとする。

2　ガス供給施設の安全対策

（1）　LP ガス販売事業者は、防災上必要と認める箇所にガス遮断装置を設置する。

（2）　ガス共同供給施設を有する防火対象物の管理者は、ガスが滞留するおそれのある場所に漏えいした場合、これを検知し、警報する設備を設置するよう努める。

（3）　ガス消費者は、ガスの燃焼器具を使用する場所に、ガス漏れ警報器を設置するよう努める。

（4）　ガス消費者は、安全装置付きガス器具を設置するよう努める。

（5）　LP ガス販売事業者は、浸水想定区域内の容器について、洪水時の流出を防止するための固定措置を徹底する。

3　大口ガス消費者の訓練等の実施

大口ガス消費者は、ガス漏れ等の異常時における避難誘導および LP ガス販売事業者等への通報訓練等を行う。

4　ガス消費者に対する啓発

防災関係機関、LP ガス販売事業者は、ガス消費者に対し、保安意識の高揚を図るため、必要な啓発を行う。特に、地震後のガス復旧手順（マイコンメーターの復帰方法等）の周知に努める。

第５　毒物劇物災害予防計画

農業協同組合等の毒物、劇物を保管又は業務上取り扱っているところに対しては、次の事項について県に指導の強化を要請する。

このため、新設の建築物については、耐震設計を十分行うように県に指導の強化を要請する。

1　毒物および劇物取締法（昭和 25 年法律第 303 号）に定める「医薬用外毒物」「医薬用外劇物」の文字表示の明示方法を確立し、貯蔵設備については業態および状況に応じ、さらに堅固な設備を作る。

2　災害発生時の流出、散逸等に備え、在庫数量の把握を厳重に行う。

3　災害の発生しやすい貯蔵場所および発生時の被害が他に波及拡大するおそれのある貯蔵施設は、移転等安全が確保されるよう措置する。

4　毒物劇物によって住民の生命および保健衛生上危害を生ずるおそれがあるときは、毒物劇物営業者等に対し、保健所、警察署又は消防機関に届出をさせるとともに、危害防止のための応急措置を講ずるように指導する。

5　町内の毒物劇物等の所在情報（SDS：安全データシート等）をデジタル化し、災害時に消防機関等が迅速に情報を参照できる体制を検討する。

第６　火薬類保安規制計画

火薬類の販売、貯蔵、運搬、消費、その他取扱については、火薬類取締法に定める技術上の基準に適合するよう関係者に対して指導監督する。

第 17 節　業務継続計画（BCP）の策定

所　管　課	関　係　機　関
各　課　共　通	国
	三　重　県
	他　自　治　体
	民　間　団　体

町は、災害対応中であっても町民に密着した行政サービスを提供する必要があり、休止することによって町民生活に重大な影響を及ぼすと考えられる業務については、継続して実施することが求められている。

大規模地震の発生により、町行政自身にも被害がおよび、役場本庁および出張所の機能低下が余儀なくされる中にあって、町の責務を果たしていくため、業務の継続性の確保と業務継続に向けた取り組みを推進する。このための事前の対策として「業務継続計画（BCP）」に基づき、非常時における優先業務の選定、指揮命令系統の維持、執務場所の確保等の対策を講じるものとする。

また、策定後は訓練等を通じ各課等において問題点や課題の抽出を行い、点検・検証・見直しを行うこととする。

第１　実効性の向上と維持管理

１　PDCAサイクルの確立

定期的な訓練や研修を通じ、各課において問題点や課題の抽出を行い、計画の点検・検証・見直しを継続的に実施（PDCA）することで、計画の実効性向上を図る。

２　リソースの確保

非常時優先業務を遂行するため、非常用電源の確保、通信手段の多重化、および重要公文書等のバックアップ（デジタル化を含む）を推進する。

第２　受援体制の整備

町自身の職員数が不足し、業務継続が困難な事態に備え、国、県、他自治体および民間団体からの応援職員を円滑に受け入れるための「災害時受援計画」を整備し、BCP との整合性を図る。

第３　DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進

災害時においても業務が継続できるよう、クラウドサービスの活用やテレワーク環境の整備等、情報システムの冗長化とデジタル技術の活用を検討する。

第18節　災害廃棄物処理計画の策定

所管課	関係機関
生活環境課	三重県 近隣自治体 一般社団法人三重県産業資源循環協会

災害時に発生する廃棄物を適正かつ迅速に処理を行い、早期復旧に資するため、三重県地域防災計画と整合を図り、「大台町災害廃棄物処理計画」を策定する。

当該計画には、発災直後の初動体制、仮置場候補地、具体的な処理方法、国、県、近隣市町、関係団体、民間事業者等との連携など、災害廃棄物の処理を円滑に実施するための事項について記述する。なお、計画の運用にあたっては、近年の大規模災害の教訓を踏まえ、仮置場の事前確保や公費解体制度の適切な運用について、県および関係団体との連携を密にするものとする。

第19節　宅地等災害の予防

所　管　課
総　　務　　課
建 設 上 下 水 道 課

第１　宅地等災害の未然防止

１　今後行われる宅地造成工事に対する防災指導対策

がけ崩れ、土砂の流出、擁壁等の宅地災害を未然に防止するため、都市計画法に基づく許可制度、三重県宅地開発事業の基準に関する条例および「宅地造成および特定盛土等規制法（盛土規制法）」に基づき、県と協力し指導を行う。

２　被災建築物応急危険度判定士および被災宅地危険度判定士の養成並びに判定体制の整備

（１）　被災建築物応急危険度判定士の養成

余震による建築物の倒壊や落下物による二次災害の防止を図るため、建築士等を対象とした被災建築物応急危険度判定士養成講習会の受講を勧めるなどにより、被災建築物応急危険度判定士の養成に努める。

また、町が被災建築物応急危険度判定実施本部を設置した場合における当該実施本部、県が設置する被災建築物応急危険度判定支援本部および災害対策本部と判定士との調整連絡にあたる応急危険度判定コーディネーターの養成や確保に努める。

（２）　被災宅地危険度判定士の養成

余震による宅盤・擁壁等の変状による二次災害の防止を図るため、建築又は土木技術者を対象とした被災地宅地危険度判定士養成講習会の受講を勧める等により、被災宅地危険度判定士の養成に努める。特に、盛土規制法の施行に伴い、地盤の専門知識を有する判定士の確保を重視する。

（３）　体制の整備

判定方法、派遣要請等について、行政庁間（国、県、町）で相互に緊密な連携を取るとともに、体制の整備に努める。町内もしくは近隣市町に居住する被災建築物応急危険度判定士および被災宅地危険度判定士にあっては、密に連絡を取り、被災後、迅速に活動できるよう平時の連絡体制の構築に努める。

また、被災建築物応急危険度判定および被災宅地危険度判定について、罹災証明書（被害認定調査）との目的の違いを含め、住民への周知に努める。

第２　応急仮設住宅供給体制の整備

浸水等の災害リスクなど、災害に対する安全性に配慮しつつ、応急仮設住宅の建設可能用地を把握するなど、応急仮設住宅の供給体制を整備する。用地の選定にあたっては、大規模地震による液状化や大規模盛土崩壊のリスクが低い宅地を優先的にリストアップする。

また、被災者用の住居として利用可能な民間住宅の空家等の把握に努め、災害時に迅速に対応できるよう「借上げ型仮設住宅（みなし仮設）」の活用を含めた体制を整備する。

第３章　南海トラフ地震防災対策推進計画

第１節　総　則

第１　推進計画の目的

この計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 14 年法律第 92 号。以下「法」という。）第 5 条第 2 項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域について、南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保および迅速な救助に関する事項、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

第２　防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

本町は、法第 3 条第 1 項の規定に基づく南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されている。

本町の地域に係る地震防災に関し、本町の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱は、「震災対策編 第 1 章第 5 節 町および防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱」を準用する。

また、南海トラフ地震臨時情報が発表された際、防災関係機関はそれぞれの業務継続計画（BCP）に基づき、情報の種別に応じた警戒態勢や事前避難の呼びかけ等の「後発地震」に備えた対応を迅速に実施するものとする。

・南海トラフ地震防災対策推進地域（県下全域）

津市、四日市市、伊勢市、松阪市、桑名市、鈴鹿市、名張市、尾鷲市、亀山市、鳥羽市、熊野市、いなべ市、志摩市、伊賀市、桑名郡木曽岬町、員弁郡東員町、三重郡菰野町、同郡朝日町、同郡川越町、多気郡多気町、同郡明和町、**同郡大台町、**度会郡玉城町、同郡度会町、同郡大紀町、同郡南伊勢町、北牟婁郡紀北町、南牟婁郡御浜町、同郡紀宝町

・南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域（県下 16 市町）

津市、四日市市、伊勢市、松阪市、鈴鹿市、尾鷲市、鳥羽市、熊野市、志摩市、三重郡川越町、多気郡明和町、度会郡大紀町、同郡南伊勢町、北牟婁郡紀北町、南牟婁郡御浜町、同郡紀宝町

第２節　関係者との連携協力の確保

第１　資機材、人員等の配備手配

１　物資等の調達手配

（１）　町は、地震発生後に行う災害応急対策に必要な物資、資機材（以下「物資等」という。）が確保できるよう物資の備蓄・調達計画を作成しておくものとする。その活動については、「震災対策編 第４章　災害応急対策計画」を準用する。

（２）　町は、地域住民等に対する応急救護および地震発生後の被災者救護のため必要な物資等の供給を県に対し要請する。また、県等からの「プッシュ型支援」による物資を円滑に受領・配送できるよう、物資拠点の運営体制を整備しておくものとする。

２　人員の配備

人員の配備については、「震災対策編　第４章第１節　活動体制」を準用する。

町は、人員の配備状況を県に報告するとともに、人員に不足が生じる場合は、県等に応援を要請するものとする。

３　災害応急対策等に必要な資機材および人員の配備

（１）　防災関係機関は、地震が発生した場合において、大台町地域防災計画に定める災害応急対策および施設等の応急復旧対策を実施するため、あらかじめ必要な資機材の点検、整備、配備等の計画を作成するものとする。特に、停電時を想定した非常用電源（発電機、蓄電池等）および燃料の確保に努める。

（２）　機関ごとの具体的な措置内容は、機関ごとに別に定める。

第２　他機関に対する応援要請

１　県および防災関係機関等への応援要請

（１）　町が災害応急対策の実施のため必要な協力を得ることに関し、締結している応援協定等は、「震災対策編 第4章第32節　他機関に対する応援要請」を準用する。

（２）　町は必要があるときは、(1) に掲げる応援協定に従い、応援を要請するものとする。

（３）　町長は、必要があるときは、知事に対し、次の事項を明らかにして自衛隊の地震防災派遣を要請するものとする。

ア　災害の状況および派遣要請を要求する事由

イ　派遣を希望する期間

ウ　派遣を希望する区域および活動内容

エ　その他参考となるべき事項

（4）　町は、応援職員を受け入れる際の「受援窓口」を明確化し、応援職員の宿泊場所、食事、移動手段等の確保を含む「受援体制」を平時から整備しておくものとする。

第３　帰宅困難者への対応

１　周知と対策

町は、「むやみに移動を開始しない」という基本原則を広報等で周知するほか、民間事業者との協力による一斉徒歩帰宅の抑制対策を進めるものとする。

また、安否確認手段（災害用伝言ダイヤル等）の利用方法について周知を図る。

２　一時滞在施設等の確保

町内において帰宅困難者が大量に発生することが予想される場合は、帰宅困難者に対する一時滞在施設等の確保対策等の検討を進めるものとする。

施設においては、Wi-Fi 環境の提供やスマートフォン等の充電支援、多言語による情報提供体制の整備に努める。

第３節　南海トラフ地震に関連する情報

第１　南海トラフ地震に関連する情報

気象庁は、南海トラフ地震に関する各種観測データの監視を 24 時間体制で行っており、異常現象を検知した場合は、次の南海トラフ地震に関連する情報を発表する。

南海トラフ地震に関連する情報	情　報　発　表　条　件
南海トラフ地震臨時情報	○南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合 ○観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
南海トラフ地震関連解説情報	○観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く） ※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を発表する場合

○「南海トラフ地震臨時情報」に付記するキーワードと各キーワードを付記する条件・情報名の後にキーワードを付記して「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」等の形で情報発表する

キーワード	各キーワードを付記する条件
調査中	下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合 ○監視領域内（※１）でマグニチュード 6.8 以上（※２）の地震（※３）が発生 ○１カ所以上のひずみ計での有意な変化と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ○その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測

キーワード	各キーワードを付記する条件
巨大地震警戒	○想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード（※４）8.0 以上の地震が発生したと評価した場合
巨大地震注意	○監視領域内※１において、モーメントマグニチュード（※４）7.0 以上の地震（※３）が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く） ○想定震源域内のプレート境界において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
調査終了	○（巨大地震警戒）、（巨大地震注意）のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

※１　南海トラフの想定震源域および想定震源域の海溝軸外側 50km 程度までの範囲

※２　モーメントマグニチュード 7.0 の地震をもれなく把握するために、マグニチュードの推定誤差を見込み、地震発生直後の速報的に求めた気象庁マグニチュードで M6.8 以上の地震から調査を開始する

※３　太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く

※４　断層のずれの規模（ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ）をもとにして計算したマグニチュード。従来の地震波の最大振幅から求めるマグニチュードに比べて、巨大地震に対しても、その規模を正しく表せる特徴を持っている。ただし、モーメントマグニチュードを求めるには詳細な解析が必要で、その値が得られるまで若干時間を要する。そのため、気象庁が地震発生直後に発表する津波警報等や地震情報には、地震波の最大振幅から求められる気象庁マグニチュードを用いている。

第２　異常な現象の観測から防災対応までの流れ

気象庁は、南海トラフの想定震源域およびその周辺で速報的な評価で算出されたM6.8程度の以上の地震が発生、またはプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべりなどを観測した際は、南海トラフ地震との関連性について調査を開始する旨を「南海トラフ地震臨時情報（調査中）として発表する。

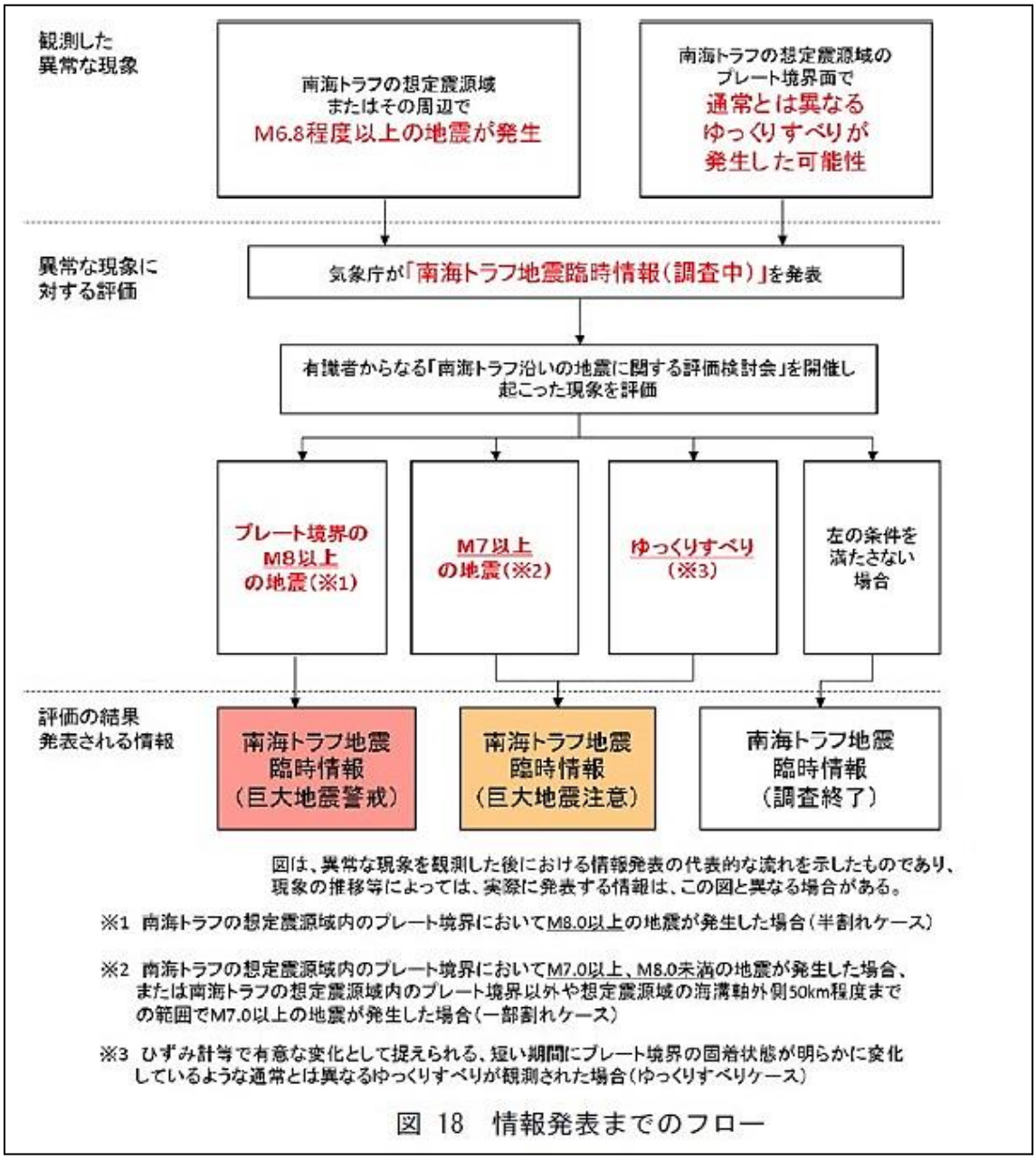

図 18　情報発表までのフロー

（出典：内閣府「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン」）

＜住民、企業の防災対応の流れ＞

<table>
<tr><td></td><td>プレート境界のＭ８
以上の地震 ※１</td><td>Ｍ７以上の地震 ※２</td><td>ゆっくりすべり ※３</td></tr>
<tr><td>発生直後</td><td colspan="2">●個々の状況に応じて避難等の防災対応を準備・開始</td><td>●今後の情報に注意</td></tr>
<tr><td>（最短）
２時間程度

１週間</td><td>巨大地震警戒対応
●日頃からの地震への備えを再確認する等・地震発生後の避難では間に合わない可能性のある要配慮者は避難、それ以外の者は、避難の準備を整え、個々の状況等に応じて自主的に避難
●地震発生後の避難で明らかに避難が完了できない地域の住民は避難</td><td>巨大地震注意対応
●日頃からの地震への備えを再確認する等（必要に応じて避難を自主的に実施）</td><td rowspan="3">巨大地震注意対応
●日頃からの地震への備えを再確認する等</td></tr>
<tr><td>２週間※４</td><td>巨大地震注意対応
●日頃からの地震への備えを再確認する等（必要に応じて避難を自主的に実施）</td><td rowspan="2">●大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う</td></tr>
<tr><td>大規模地震
発生まで</td><td>●大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う</td><td>●大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う</td></tr>
</table>

上表内の対応は標準を示したものであり、ここの状況に応じて変るものである。

※１　南海トラフの想定震源域内のプレート境界において M8.0 以上の地震が発生した場合（半割れケース）

※２　南海トラフの想定震源域内のプレート境界において M7.0 以上、M8.0 未満の地震が発生した場合、または南海トラフの想定震源域内のプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側 50km 程度までの範囲で M7.0 以上の地震が発生した場合（一部割れケース）

※３　ひずみ計等で有意な変化として捉らえる、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合（ゆっくりすべりケース）

※４　２週間とは、後発地震警戒対応期間（１週間）＋後発地震注意対応期間（１週間）

（出典：内閣府「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン」）

第３　防災対応をとるべきケースの区分

１　プレート境界においてM8.0 以上の地震が発生した場合（半割れケース）

・想定震源域の東側あるいは西側で大規模地震が発生

・割れ残った領域で大規模地震発生の可能性が相対的に高まったと評価

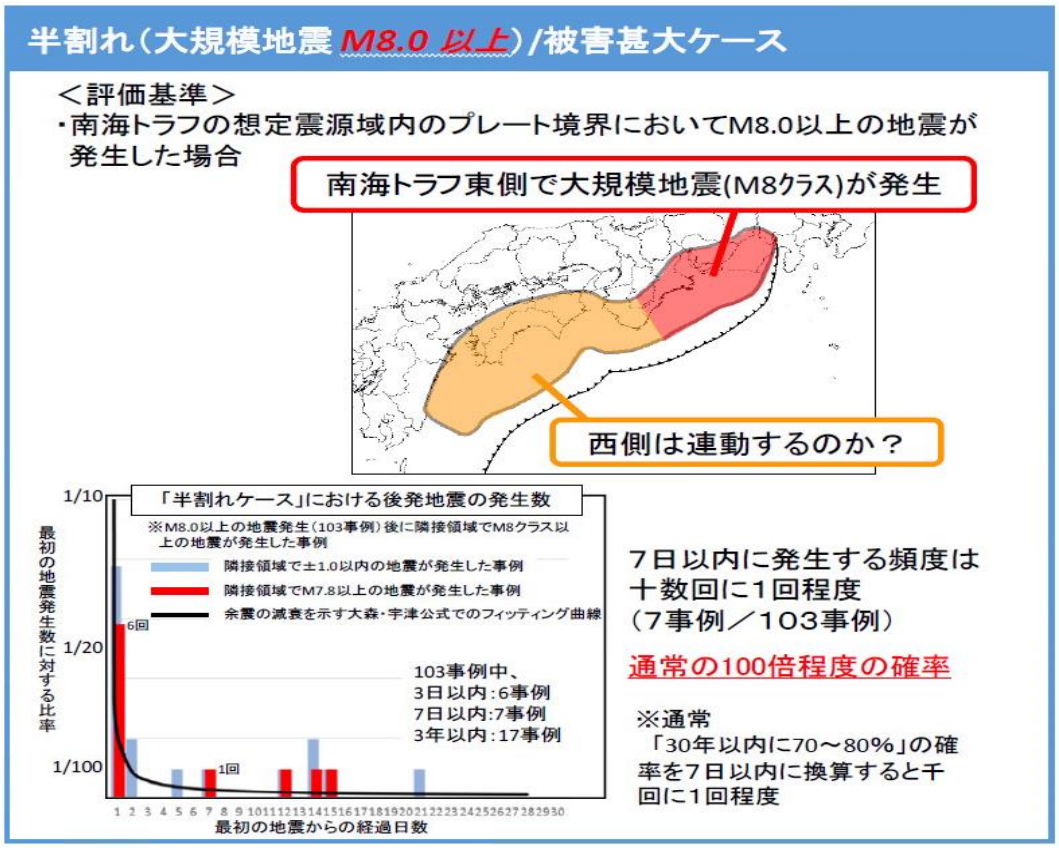

評価の結果
発表される情報　⇒　**南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）**

＜半割れケースの過去の事例＞

・南海トラフ沿いにおける「半割れケース」を含む大規模地震の発生頻度は 100～150 年程度に一度

・南海トラフ沿いの大規模地震のうち直近２事例は、それぞれ約 2 年、約 32 時間の時間差をもって連続してＭ８以上の地震が発生

□1944 年昭和東南海地震（M8.2）の約２年後の 1946 年に昭和南海地震（M8.4）が発生

□1854 年安政東海地震（M8.6）の約 32 時間後に安政南海地震（M8.7）が発生

・世界の事例では、M8.0 以上の地震発生後１週間以内にＭ８クラス以上の地震が発生する頻度は十数回に１回程度（７事例／103 事例）

2　プレート境界のM7.0 以上の地震が発生した場合（一部割れケース）

・南海トラフ沿いで大規模地震に比べて一回り小さい地震が発生

・大規模地震発生の可能性が相対的に高まったと評価

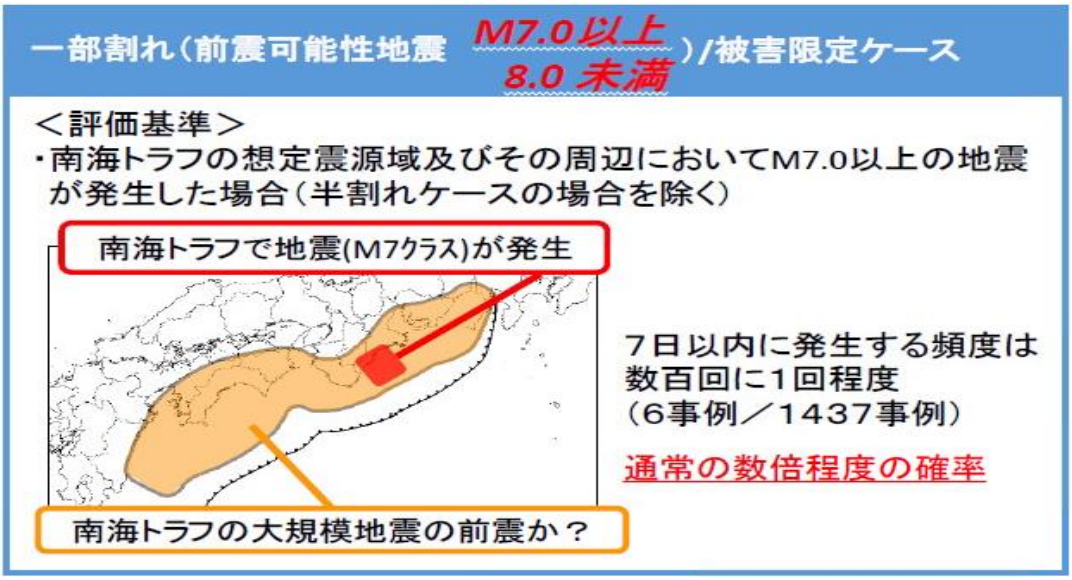

評価の結果 発表される情報 ⇒ **南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）**

＜一部割れケースの過去の事例＞

・南海トラフ沿いにおける発生頻度は 15 年程度に 1 度

・南海トラフ沿いにおける「一部割れケース」に相当する地震の直近 7 事例では、その後大規模地震が発生した事例はない

・世界の事例では、M7.0 以上の地震発生後 1 週間以内に M８クラスの地震が発生する頻度は数百回に 1 回程度（6 事例／1,437 事例）

・令和６年（2024 年）８月８日、日向灘を震源とするM7.1 の地震により、初の「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」が発表された。

3　プレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合（ゆっくりすべり）

・南海トラフでは前例のない事例であり、大規模地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まっているといった評価はできるが、現時点において大規模地震の発生の可能性の程度を定量的に評価する手法や基準はない。

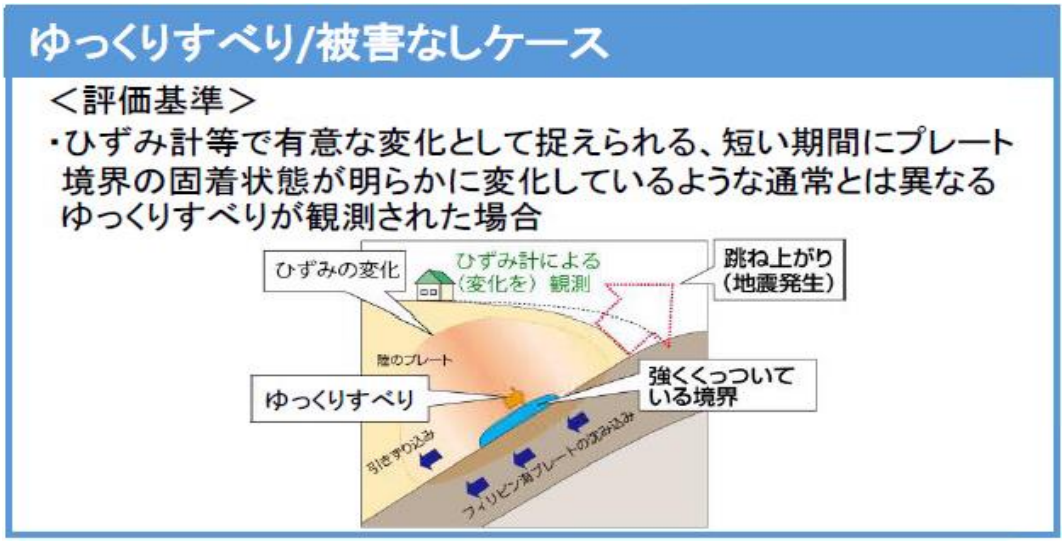

評価の結果 発表される情報	⇒	**南海トラフ地震 臨時情報 （巨大地震注意）**

（出典：内閣府「南海トラフ沿いの異常な現象への防災対応のあり方について（報告）」）

第４節　南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合における災害応急対策に係る措置

第１　南海トラフ地震臨時情報（調査中）の伝達等

南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合、各部署は平常時の業務・活動を維持しつつ、後発地震に備えた「警戒」又は「注意」情報の発表、あるいは大規模地震の発生に備え、直ちに情報収集・連絡体制を確立し、迅速な対応が可能な体制をとる。

１　情報収集と広報

（１）　総務課は、気象庁や三重県から発表される情報の収集を継続する。

（２）　住民の不安を解消し、適切な行動（日頃の備えの再確認等）を促すため、速やかに防災行政無線、大台町防災アプリ、広報車等を用いて情報を周知する。

２　（参考）南海トラフ地震臨時情報（調査中）発表時の広報例文

＜情報発表後、速やかに（目標 30 分以内）防災行政無線等により広報＞

本日〇〇時〇〇分、気象庁から南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されました。 テレビやラジオの報道、防災行政無線の放送に注意してください。

３　体制の立ち上げ準備

（１）　各課等は、今後の情報の推移（巨大地震警戒・注意）に備え、職員の非常参集や事務室の設営、通信機器の点検等、即座に「地震災害対策本部」を立ち上げられるよう準備を行う。

（２）　学校、社会福祉施設等の各施設管理者は、施設内の安全点検を行い、今後の情報に応じた対応方針の再確認を行う。

第５節　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置

第１　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の伝達、災害対策本部等の設置等

１　災害対策本部等の設置

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、町は、「震災対策編第４章第１節　警戒体制」に基づき、災害対策本部を設置して、必要な対応にあたる。

２　災害対策本部等の配備体制

種　　別	配　備　体　制
南海トラフ地震臨時情報 （巨大地震警戒）	災害対策本部　警戒体制

第２　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の周知

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された後の周知については「震災対策編　第４章第６節　災害広報対策」を準用する。

（参考）南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時の広報例文１

＜情報発表後、直ちに（目標 30 分以内）防災行政無線により広報＞

本日○○時○○分、気象庁から南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されました。今後１週間程度、各家庭で家具の固定等、地震への備えを再確認し、できるだけ安全な行動をとりながら、通常どおりの生活を行ってください。
なお、ご自宅の耐震性に不安のある方や、地震による土砂災害の発生が心配な方は、知人や親類宅等へ自主的に避難して下さい。
また、町内の避難所を自主避難所として開設する予定です。現在調整を行っていますので、今後の放送に注意してください。

（参考）南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時の広報例文２

＜1 回目の広報後、おおむね 24 時間以内に防災行政無線により広報＞

現在、気象庁から南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されています。今後１週間程度、各家庭で家具の固定等、地震への備えを再確認し、できるだけ安全な行動をとりながら、通常どおりの生活を行ってください。
なお、ご自宅の耐震性に不安のある方や、地震による土砂災害の発生が心配な方は、知人や親類宅等へ自主的に避難して下さい。
また、親類宅等への避難が困難な方は、自主避難のため、○○日○○時より、○○、△△、□□を避難所として開設しますので、飲物、食料や薬などをご準備の上、避難してください。

（参考）南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）解除時の広報例文

＜情報発表後、おおむね１時間以内に防災行政無線により広報＞

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が解除されました。
今後さらに１週間程度、各家庭で家具の固定等、地震への備えを再確認し、できるだけ安全な行動をとりながら、通常どおりの生活を行ってください。
なお、○○、△△、□□避難所は○○日○○時をもって閉鎖いたします。

（参考）地震への備えの再確認の例

・避難場所・避難経路の確認
・家族との安否確認手段の確認
・家具の固定の確認
・非常持ち出し品の確認　　など

（参考）できるだけ安全な防災行動の例

・高いところに物を置かない
・屋内のできるだけ安全な場所で生活
・すぐに避難できる準備（非常持出品等）
・危険なところにできるだけ近づかない　　など

第３　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された後の災害応急対策の実施状況等に関する情報の収集・伝達等

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された後の災害応急対策の実施状況等に関する情報の収集・伝達等については、「震災対策編　第４章第４節　地震情報等の伝達」から「第５節　被害情報の収集・伝達」までを準用する。

第４　災害応急対策をとるべき期間等

町は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0 以上の地震の発生から１週間、後発地震に対して警戒する措置（警戒体制の維持）をとるものとする。また、当該期間経過後１週間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。ただし、この期間は「地震が発生しない」ことを保証するものではないため、期間終了後も「日頃からの備え」を継続するよう周知する。

第５　避難対策等

１　地域住民等の避難行動等

当町は内陸部に位置し、津波による被害想定がないため、事前避難対象地域等　の指定は行わない。

＜事前避難等対象地域等＞

区　　分	説　明
事前避難対象地域	後発地震が発生してからの避難では、津波の到達までに避難が間に合わないおそれがある地域として、市町村があらかじめ定めた地域
住民事前避難対象地域	事前避難対象地域のうち全ての地域住民等が後発地震の発生に備え１週間避難を継続すべき地域として、市町村があらかじめ定めた地域
高齢者等事前避難対象地域	事前避難対象地域のうち要配慮者等に限り後発地震の発生に備え１週間避難を継続すべき地域

また、土砂災害については、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に定める土砂災害警戒区域で想定していない緩い斜面等でも発生しており、地震による土砂災害発生の危険性が高い箇所をあらかじめ特定することが困難であることに加えて、移動した土砂により被害がおよぶ範囲の推定が困難など、土砂災害発生のメカニズムが十分解明されていないため、現時点では人的被害発生リスクが高い地域を絞り込むことが困難であるとされている。

現在の知見では、人的被害の発生リスクが高い地域を絞り込むことが困難で避難等の対応が必要な箇所は特定できないものの、一方で、土砂災害が生じた場合は身体や生命に著しい被害を及ぼす恐れがあるため、町は不安がある住民に対して、知人宅や親類宅等への避難を促すものとし、それが難しい住民に対しては自主避難所を開設し受入れを行う。

また、高齢者等の避難行動要支援者については、個別避難計画等を活用し、地域包括支援センターをはじめとする保健・福祉分野と連携し、協定書に基づく福祉施設等での受入れ体制等について検討する。

町は、土砂災害警戒区域および特別警戒区域内に居住する住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認するなど防災対応をとる旨を呼びかける。

２　避難所の開設・運営

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された後、町は必要に応じ、すみやかに指定緊急避難所を自主避難所として開設し、知人や親類宅等への避難が困難な住民の受け入れを図るものとする。

なお、避難所の運営については、避難者が自ら行うことを基本とし、備蓄品（食料・飲料水など）については、後発地震が発生した際に必要なものであることから、避難者

が各自で準備または購入することを基本とする。ただし、避難が長期化（1 週間程度）することを考慮し、町は必要に応じて最低限の食料・衛生用品の供給や、保健師による巡回相談を実施する。

その他の事項については、「震災対策編　第 4 章第 7 節　避難対策」を準用する。

第６　消防機関等の活動

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における消防機関等の活動については、「震災編 第 4 章第 7 節　避難対策」および「第 8 節　消防・救急活動」を準用する。

第７　警備対策

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における警備対策については、「震災編 第 4 章第 12 節　災害警備活動」を準用する。

第８　飲料水等の確保、電気、通信関係

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における水道、電気、通信関係機関の体制については、次のとおりとする。

1　水道

必要な飲料水を供給する体制を確保するものとする。体制等については、「震災編 第 4 章第 16 節　給水対策」を準用する。

2　電気

指定公共機関である中部電力パワーグリッド株式会社がとる体制等は、当該株式会社が策定する「防災業務計画」の定めるところによる。

3　通信

指定公共機関である NTT 西日本株式会社がとる体制は、当該株式会社が策定する「防災業務計画」の定めるところによる。

第９　交通

1　道路

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における交通規制、避難については、「震災対策編 第 4 章第 10 節 道路交通応急対策」を準用する。

2　鉄道

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における運行規制その他乗客や駅滞在者等に対する措置については、東海旅客鉄道株式会社が策定する「防災業務計画」の定めるところによる。

第 10　町自らが管理等を行う施設等に関する対策

1　不特定かつ多数の者が出入りする施設

町が管理する庁舎、学校、社会教育施設、社会福祉施設、図書館、診療所等の管理上の措置はおおむね次のとおりである。

（1）　地震等情報の入場者等への伝達

（2）　入場者等の安全確保のための退避等の措置

（3）　施設の防災点検および設備、備品等の転倒、落下防止措置

（4）　出火防止措置

（5）　水、食料等の備蓄

（6）　消防用設備の点検、整備

（7）　非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ・ラジオ・コンピュータなど情報を入手するための機器の整備

（8）　学校にあっては、当該学校等に保護を必要とする生徒等がいる場合、これらの者に対する保護措置

（9）　社会福祉施設にあっては、重度の障がいのある方、高齢者等移動することが不可能、又は困難な者への安全確保に必要な措置

(10)　事業の継続と制限

原則として通常業務を継続するが、地震発生時に危険が予想されるイベント等は、延期または中止を検討する。

2　災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

（1）　災害対策本部又はその支部が設置される庁舎等の管理者は、1に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。

ア　非常用電源の確保

イ　無線通信機等通信手段の確保

ウ　災害対策本部開設に必要な資機材および緊急車両等の確保

（2）避難場所又は医療救護所が置かれる学校、社会福祉施設等の管理者は1の（1）又は（2）に掲げる措置をとるとともに、町が行う避難所又は医療救護所の開設に必要な資機材の搬入、配備に協力するものとする。

3　工事中の建築物等に対する措置

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における工事中の建築物その他の工作物又は施設については、町は直ちに緊急点検および巡視を実施して状況を把握し、保安上の措置を講じたうえで、原則として工事を中断するものとする。

第 11　滞留旅客等に対する措置

町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における滞留旅客等の保護等のため、避難所の設置や帰宅支援等必要な対策を次のとおり行うものとする。

・情報の伝達　防災行政無線（屋外子局）、観光施設等での掲示などによる情報提供

・避難所の開設　指定緊急避難所への収容

・観光施設等における多言語での情報提供（外国人観光客への配慮）

・キャンプ場、登山道等における利用者への速やかな下山・安全確保の呼びかけ

第６節　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置

第１　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置

１　災害対策本部等の設置

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合、町は、「震災対策編第４章第１節　警戒体制」に基づき、準備体制をとり必要な対応にあたる。

２　災害対策本部等の配備体制

種　　別	配　備　体　制
南海トラフ地震臨時情報 （巨大地震注意）	準備体制

３　災害対策本部等の廃止

気象庁が、南海トラフ地震関連解説情報において、注意する措置の終了（呼びかけの終了）を発表した場合、準備体制を解除する。ただし、大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないため、解除後も「日頃の備え」を継続するよう周知し、通常の警戒レベルへ移行する。

第２　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された後の周知

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された後の周知については「震災対策編　第４章第６節　災害広報対策」を準用する。

（参考）南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）発表時の広報例文

＜情報発表後、速やかに（目標 30 分以内）防災行政無線により広報＞

本日○○時○○分、気象庁から南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されました。今後１週間程度、家具の固定等、各家庭で地震への備えを再確認し、できるだけ安全な行動をとりながら、通常どおりの生活を行ってください。

（参考）南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）解除時の広報例文

＜情報発表後、おおむね１時間以内に防災行政無線により広報＞

> 気象庁から南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が解除されました。地震発生当初と比べ地震活動は落ち着いてきていますが、各家庭で地震への備えを再確認し、通常どおりの生活を行ってください。

第３　災害応急対策をとるべき期間等

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）発表時においては、最初の地震発生から１週間（ゆっくりすべりの場合は、すべりの変化が収まってから変化していた期間と概ね同程度）を基本に、後発地震に対して注意する措置をとる。なお、期間終了後も「巨大地震注意」のキーワードが消えるのみであり、平常時（地震の発生に注意する期間）に戻るものであることを明確に伝える。

第４　町のとるべき措置

１　住民への呼びかけ

町は、地域住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかけるものとする。特に、地震発生時に危険が予想される場所（崖下など）にいる場合は、速やかに安全な場所へ移動できる準備を促す。

２　施設・設備等の点検

町は、施設・設備等の点検等日頃からの地震への備えを再確認するものとする。

これには、避難所の即時開設に向けた準備、および災害用備蓄品（特に水、簡易トイレ等）の在庫確認を含む。

３　社会経済活動との両立

「巨大地震注意」においては、原則として社会経済活動を制限しない。町が主催する行事等は、安全確保策を講じた上で原則として実施するものとする。

第７節　地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

第１　建築物、構造物等の耐震化・不燃化

建築物、構造物等の耐震化・不燃化については、「震災対策編第 2 章第 11 節　建築物災害の予防」を準用する。特に、避難所となる学校等の天井脱落防止対策や、町有施設の非常用電源設備等の機能維持対策を優先的に進める。

第２　避難場所の整備、避難経路の整備

避難場所の整備、避難経路の整備については、「震災対策編第 2 章第 8 節　避難対策」を準用する。また、避難所における衛生環境改善のため、マンホールトイレ等の簡易トイレ設備の整備や、Wi-Fi 環境の整備を計画的に推進する。

第３　土砂災害防止施設

土砂災害防止施設については、「震災対策編第 2 章第 12 節　地盤災害の防止」を準用する。これに加えて、被災状況を迅速に把握するための監視カメラや地盤変動センサー等の ICT 機器の設置検討を進める。

第４　避難誘導および救助活動のための拠点施設その他の消防用施設

避難誘導および救助活動のための拠点施設その他の消防用施設については、「震災対策編第 2 章第 14 節　火災の予防」および「第 15 節　救出活動体制の整備」を準用する。

消防団の資機材については、倒壊建物からの救出・救助に必要な救助工具のセット化および高度化を図る。

第５　通信施設の整備

通信施設の整備については、「震災対策編第 2 章第 7 節　通信施設の整備」を準用する。特に、防災行政無線のデジタル化による多重化・高度化を進めるとともに、大規模停電時でも通信が途絶しないよう、基地局等の電源バックアップ機能を強化する。

第８節　防災訓練計画

地震防災対策の熟知、関係機関および地域住民等の自主防災体制との連携体制の強化を目的として、町および防災関係機関が実施する防災訓練については、「震災対策編　第２章第２節　防災訓練の実施」を準用する。

特に、南海トラフ地震特有の対策として、以下の訓練を重点的に実施するものとする。

１　南海トラフ地震臨時情報に対応した判断訓練

気象庁から「調査中」「巨大地震警戒」「巨大地震注意」の情報が発表された際の、職員の初動体制確立や、住民への迅速な情報伝達・避難呼びかけに関する図上訓練を実施する。

２　土砂災害リスクを想定した事前避難訓練

「巨大地震警戒」が発表された想定で、土砂災害警戒区域等の住民が、親戚・知人宅や自主避難所へ「後発地震」に備えて避難する、時系列（タイムライン）に沿った訓練を検討する。

３　受援体制の運用訓練

大規模地震発生後、全国から集まる応援職員や物資を円滑に受け入れるため、受援窓口の設置や物資拠点の運営に特化した実戦的な訓練を実施する。

第９節　地震防災上必要な教育および広報に関する計画

地震防災上必要な教育および広報については、「震災対策編第２章第１節　防災知識の普及」を準用する。

特に、南海トラフ地震の多様な発生形態（半割れ・一部割れ・ゆっくりすべり）に備えるため、以下の項目について重点的に普及啓発を行う。

１　南海トラフ地震臨時情報の普及啓発

（１）　情報の性質の理解

臨時情報は「必ず地震が来る」という予知ではなく、「発生の可能性が相対的に高まっている」ことを示す情報であることを周知し、冷静な対応を促す。

（２）　キーワード別の行動

「巨大地震警戒」と「巨大地震注意」の違い、およびそれぞれの発表期間中にとるべき具体的な防災行動について、パンフレットや町ホームページ等を通じて周知する。

２　土砂災害リスクに応じた避難意識の向上

（１）　事前避難の検討

土砂災害警戒区域等の住民に対し、後発地震が発生した場合に備え、親戚・知人宅や自主避難所への「事前避難」という選択肢があることを教育する。

（２）　ハザードマップの活用

自宅周辺の土砂災害リスクを再確認し、地震発生時にどのルートで避難すべきかを平常時から家族で話し合うよう啓発する。

３　社会経済活動との両立に関する広報

（１）　過度な自粛の抑制

「巨大地震注意」発表時においても、日頃の備えを確認した上であれば、原則として日常生活（買い物、旅行、行事等）を継続できることを周知し、社会経済活動の過度な停滞を防ぐ。

４　多様な主体への広報体制の整備

（１）　デジタル・アナログの併用

防災行政無線や広報誌に加え、大台町防災アプリ等を活用し、若年層から高齢者まで確実に情報が届く体制を構築する。

外国人観光客・避難者への配慮：町内の観光施設等と連携し、多言語による情報の提供や、分かりやすいピクトグラムを用いた避難誘導の周知を図る。

第４章　災害応急対策計画

第１節　活動体制

活　動　の　ポ　イ　ン　ト	所管課
1　配備基準 ・町内に震度３を観測 ・県内（町外）で震度５弱以上を観測 ・南海トラフ地震臨時情報情報 （巨大地震注意）が発表 など　―準備体制 災害対策本部設置 ・町内に震度４を観測 ・南海トラフ地震臨時情報情報 （巨大地震警戒）が発表 ・その他、町長が必要と認める時　―警戒体制 ・町内に震度５弱以上の地震発生 ・大規模な被害が発生、または予想される時 ・その他、町長が必要と認めるとき　―非常体制	各　課　共　通
2　町災対本部設置場所（優先順） 役場庁舎→川添出張所→荻原出張所→日進出張所 ※役場庁舎が使用不能な場合は、速やかに代替施設へ機能を移転する。	関係機関
3　初動 勤務時間外に町内に震度５弱以上の大規模地震が発生した場合は、全職員が自主的に配置場所に参集する。参集途上において被害状況を確認する。	紀勢地区広域消防組合 大台警察署 消防団

第１　計画の方針

地震災害は、突然に発生し、交通、通信の途絶が予想されるので、迅速かつ、効果的な災害応急対策が実施できるよう、その体制について定める。

第２　組織

１　大台町防災会議

災対法第 16 条第５項および大台町防災会議条例（平成 18 年条例第 137 号）に基づき、地域における防災行政を総合的に運営するための組織として大台町防災会議が置かれている。

その組織および所掌事務は次のとおりである。

（１）　組織

ア　会長（町長）

イ　委員　次に掲げる者 20 人以内で構成

（ア）　三重県警察の警察官のうちから町長が委嘱する者

（イ）　紀勢地区広域消防組合の消防長又は当該組合の消防吏員のうちから町長が委嘱する者

（ウ）　町長がその部内の職員のうちから指名する者

（エ）　教育長

（オ）　消防団長

（カ）　町長が特に必要と認める者

（２）　所掌事務

ア　大台町地域防災計画を作成し、その実施を推進すること。

イ　災害が発生した場合において当該災害に関する情報を収集すること。

ウ　前各号に掲げるものの他、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

２　初動体制の確立

（１）　初動体制の組織構成

職員は、休日・夜間に町内に震度５弱以上の地震が発生した時、職員安否確認フォーム等により速やかに自身の状況を報告し、それぞれの決められた各配備体制のもとに速やかに参集し、災害対策本部の設置に至るまでの間の活動の空白をなくす。

このため、職員の非常参集基準、災害対策本部の運営、活動内容等初動体制を整える。また、適格な応急対策が講じられるように、地域の被害状況を迅速に把握するための、地域や自主防災組織との組織系統も整える。

（２）　初動体制における処理事項

ア　地震に関する情報収集伝達

的確で迅速な災害応急対策実施のため、正確な情報の収集を行い、町民の生命にかかる情報については、即座に情報伝達を行う。

イ　被害状況の収集伝達

職員はできる限りの手段を講じ、正確な情報を収集し、上司に報告しなければならない。

ウ　町長、副町長および教育長に対する連絡

地震災害が発生した時は、直ちに町長、副町長および教育長に連絡するものとする。

エ　関係機関との連絡

防災関係機関と連携をとり、情報の伝達、収集を行う。

オ　職員の動員と配備体制

動員体制により直ちに職員の動員と配備を行う。

カ　警戒活動

町、消防は、直ちに住民の生命と財産を守るため警戒活動を行う。

災害対策本部が設置され正常な運営が出来る状態に至った時には、諸情報等を災害対策本部に引き継ぐものとする。

3　大台町災害対策本部

地震が発生し、大台町において総合的な防災活動の推進を図る必要があると認めるとき、町長は大台町災害対策本部条例（平成 18 年条例第 138 号）に基づき、町災対本部を設置するものとする。

（1）　災害対策本部設置および廃止基準

ア　設置

町災対本部は、次の場合により、原則、大台町役場本庁内に設置する。ただし、役場本庁が災害のため使用不能の場合は川添出張所、荻原出張所または日進出張所の何れかに設置するものとする。

（ア）　町内に震度４以上の地震があったとき。

（イ）　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発せられ、災害が発生するおそれがあると認められる場合など。

（ウ）　町域に地震による小中規模の災害が発生し、又は発生が予想され町長が必要と認めるとき。

イ　廃止

町長は、町域に震災の拡大するおそれがなくなり、災害応急対策がおおむね完了した場合、災害対策本部を廃止する。

ウ　設置、廃止の通知

町長は、災害対策本部を設置し、又は廃止した場合には、各防災機関に対して、通知するものとし、防災行政無線のほか、大台町防災アプリ、町公式ホームページ等を通じて速やかに町民へ公表する。

エ　配備体制

町災対本部は、被害の防除および軽減並びに災害発生後の応急対策を迅速かつ、的確に推進するため、次の基準による配備体制を整える。

種別	業　務	配備体制	配備基準
準備体制	余震等に備え、情報収集および連絡活動等を円滑に行う	事務局（状況に応じて本庁へ参集又は自宅待機）	1　町内に震度３の地震があったとき。 2　県内（大台町を除く）に震度５弱以上の地震があったとき 3　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき

（注意）準備体制は、事態の推移に伴い、速やかに町災対本部を設置するための前段階の体制とする。

種別	業　務	配備体制	配備基準
警戒体制	相当の被害が近く発生することが予想され、又は発生した場合で、所掌する応急対策を迅速かつ的確に行う	事務局、各班（各課）の所要人員 （各参集場所へ参集）	1　町内に震度４の地震があったとき。 2　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発せられたとき 3　町内に地震による小中規模の災害が発生、又は予想され、町長が必要と認めるとき

種別	業　務	配備体制	配備基準
非常体制	甚大な被害が発生するおそれがあり、又は発生した場合は、町の総力をあげて応急救助活動にあたる	全　職　員（各参集場所へ参集）	1　町内に震度５弱以上の地震があったとき 2　町内に地震による大規模災害が発生、又は予想されるとき 3　その他町長が必要と認めるとき

a　災害の規模および地域性等を考慮して、配備体制によりがたいと認められる場合においては、臨機応変の配備体制を整えるものとする。

b　各班長は、配備基準に基づき、所管の班ごとに配備編成計画を立てて、各班員に徹底しておくものとする。

c　職員は、自分の配置、役割について十分把握しておくとともに、招集された場合には速やかに所定の配置につかなければならない。

d　班長および各職員は、準備体制時から状況によっては警戒、非常体制に備え、速やかな行動がとれるように予め各班内で人員確認等の必要な準備をしておくものとする。

オ　職員の参集

職員の参集方法は、勤務時間内と勤務時間外に分け、次のとおりとする。

（ア）　勤務時間内の参集方法

a　災対本部事務局長は、本部長から各体制の招集の命を受けた場合は、各班長に招集の内容を伝達する。

b　各班長は、災対本部事務局長から各体制招集の伝達を受けた場合は、班員に指示し直ちに必要な体制を整えなければならない。

この場合において、庁外の者に対して招集の指示が伝わらないことのないように、各課長は準備体制時から所属職員の所在および勤務状態を把握するとともに、職員は各体制をとると見込まれる場合には、すすんで自ら各班長または所属課長に自身の所在、勤務状態、連絡先を連絡しておくものとする。

c　配備についた職員は、上司の命令に従い、直ちに警戒活動、情報の収集又は応急対策活動を実施しなければならない。

（イ）　勤務時間外の参集方法

a　準備体制の場合

宿日直業務の受託事業者は、役場に設置されている地震計もしくは県防災情報システム等により、配備基準に達する震度を確認した時は、直ちに総務課防災担当者へ連絡し、指示を仰ぐものとする。

報告を受けた防災担当者は、必要に応じて町長、副町長、教育長、総務課特命監等へ報告を行う。

災対本部事務局長および各班長は、予め勤務時間外の招集連絡体制を整え、各班長は班員に周知しておく。

b　警戒体制の場合

連絡手段の途絶が考えられることから、それぞれ上位からの命令、指示がなくとも、各体制につく状況と思われる場合には、すすんで所属班長等に連絡を試みるとともに、自らの判断で参集するものとする。

c　非常体制の場合

非常体制に達する地震が発生した場合、町内にかなりの被害が発生することが考えられ、NTT ケーブル等の損傷による通信の途絶により、役場からの招集連絡は不可能となることが十分考えられることから、全職員は、各自で判断し、交通機関の有無を問わず最も短時間に登庁できる方法で直ちに参集するものとする。

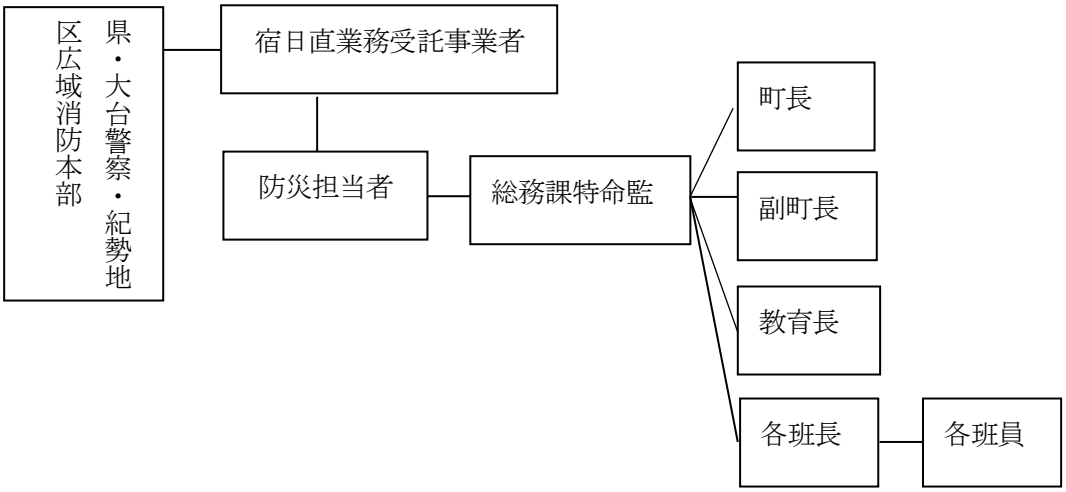

カ　参集時の留意事項

参集途上においては、自身および家族の安全を確保し、途中、火災等の人身事故に遭遇した場合には周辺住民と協力して被災者の救出活動等の必要な措置を講じてから災害対策本部に参集するものとする。

ただし、その他の援助を求められた場合は、住民の身体上の安全に支障のない限り、災害対策における自身の使命を伝えて、求めに応じずに速やかに参集することとする。

（２）　災害対策本部の組織

ア　災害対策本部の組織

（ア）　本部に本部長、副本部長および本部員（事務局）をおく。

（イ）　本部長に町長、副本部長に副町長および教育長があたる。

（ウ）　本部長が不在のときは、副町長が指揮をとる。また、副町長が不在のときは教育長が指揮をとる。さらに教育長が不在のときは総務課特命監が指揮をとる。

（エ）　事務局長に総務課特命監、事務局員に防災担当者があたる。

（オ）　警戒体制および非常体制の組織系統と役割

指揮本部
（本部会議）

総務班

係	主な役割
総務	本部の運営、総合調整
調査	被害状況の収集、取りまとめ
連絡調整	広報、記録、外部との通信
	大台、宮川地域、各部署間の連絡調整

建設・土木班

係	主な役割
総務	土木復旧事務の掌握
調査	土木施設、農林水産関係被害の調査、取りまとめ
応急補修	避難路の確保、障害物の除去、道路等の応急復旧
連絡調整	大台、宮川地域、各部署間の連絡調整

生活環境班

係	主な役割
総務	上下水道関係復旧事務の掌握
調査	上下水道関係被害の調査、取りまとめ
応急補修	上下水道の応急復旧、水道の応急供給、衛生対策
連絡調整	大台、宮川地域、各部署間の連絡調整

応急救助班

係	主な役割
総務	部内の総合調整
食料調達	食糧の調達、調理
物資調達	物資の調達、整理、受け入れ
救出	要援護者等の救助
物資運搬	食糧、救援物資等の運搬
連絡調整	大台、宮川地域、各部署間の連絡調整
医療衛生	被災者等の健康管理、看護

学校保育社会教育班

係	主な役割
総務 連絡調整	文教・保育関係総合調整 小・中学校・保育所(園)との連絡調整

日進地区現地対策班

係	主な役割
共通	日進地区の応急救助の総合調整 該当避難所の管理

川添地区現地対策班

係	主な役割
共通	川添地区の応急救助の総合調整 該当避難所の管理

三瀬谷地区現地対策班

係	主な役割
共通	三瀬谷地区の応急救助の総合調整 該当避難所の管理

荻原地区
現地対策班

係	主な役割
共通	荻原地区の応急救助の総合調整 該当避難所の管理

領内地区
現地対策班

係	主な役割
共通	領内地区の応急救助の総合調整 該当避難所の管理

大杉谷地区
現地対策班

係	主な役割
共通	大杉谷地区の応急救助の総合調整 該当避難所の管理

診療所班

係	主な役割
総務	負傷者受け入れ体制の整理、 資機材の調達
看護・治療	看護、治療(訪問看護、治療を含む)

イ　本部会議

本部会議は、本部長、副本部長および本部員（事務局）をもって構成し、主として次に掲げる事項を処理する。

（ア）　災害予防に関すること。

（イ）　災害応急対策に関する事項

（ウ）　災害対策本部の運営に関すること

（エ）　その他本部長が必要と認める事項

ウ　本部連絡員

災害対策本部が設置された場合においては、各班は総務班の要請により連絡調整係を派遣し、本部会議その他各班の連絡に遺漏のないように措置するものとする。

エ　現地対策班の設置

避難又は応急救助活動を迅速に行うため、必要に応じて各地区に現地対策班を設置する。

■組織の概要

（ア）　各班に班長、副班長および班員を置く。

（イ）　班長が不在のときは、副班長が指揮をとる。

（ウ）　各班はおおむね次の業務を行う。

a　町災対本部との連絡

b　被害状況の調査と対策本部への連絡

c　区域内の各機関・団体との連絡

d　町災対本部からの指示、命令その他情報の住民への伝達

e　救護・救援活動

オ　各配備体制における事務分掌（別表のとおり）

（ア）　準備体制の場合

主に被災状況の情報収集および提供

（イ）　警戒体制・非常体制の場合

a　被災者の人命救助を最優先とする。

b　住民等の安否の確認を行う。

c　倒壊家屋の確認を行う。

d　その他人命の安全に係わる措置

カ　職員の応援要請

各班長および副班長は、災害対策活動を実施するにあたり、他班の職員の応援を受けようとするときは、総務課特命監（事務局長）に要請するものとする。

キ　他機関に対する応援要請

事務局長（総務課特命監）は、各班からの要請、災害の状況から必要な場合は他機関に対して人員、物資等の応援要請を行う。

（他機関に対する応援要請計画は第 32 節）

別表

各 班 所 掌 事 務 表

班	所　　掌　　事　　務
総 務 班	統括係 1　災害対策本部運営に関すること 2　本部会議に関すること 3　本部長の命令指示等の伝達に関すること 4　避難指示等の発令に関すること 5　気象情報等の情報の収集に関すること 6　災害応急対策実施の総括に関すること 7　自衛隊の災害派遣要請に関すること 8　警察官の出動要請に関すること 9　国、県、他市町等関係機関に対する応援要請に関すること
	情報係 1　県災対本部との連絡調整に関すること 2　各班との連絡調整に関すること 3　消防団との連携調整に関すること 4　紀勢地区広域消防組合との連携調整に関すること 5　被害状況の収集報告に関すること 6　町民に対する情報等の広報に関すること 7　報道機関に対する発表および要請に関すること 8　災害応急対策の広報に関すること 9　災害等の記録整理に関すること
	総務係 1　職員の非常招集および解除に関すること 2　職員の服務に関すること 3　被災職員の調査に関すること 4　来庁者、職員の安全確保に関すること 5　地震対策の予備措置に関すること 6　庁舎の保安に関すること 7　町有財産の被害状況調査に関すること 8　防災行政無線等の通信施設の確保に関すること 9　町有車両の配車および車両の借り上げに関すること 10　予算、経理に関すること 11　議会との連絡調整に関すること

建設土木班	建設係 1　公共土木施設（道路、橋梁等）の被害調査に関すること 2　仮設道路等応急交通対策に関すること 3　道路、橋梁の応急措置に関すること 4　道路の障害物の除去に関すること 5　急傾斜地の被害状況および応急対策に関すること 6　河川の被害状況および応急対策に関すること 7　応急仮設住宅の建設に関すること 8　被災建築物応急危険度判定に関すること 9　被災宅地危険度判定に関すること
	産業係 1　農作物の被害調査に関すること 2　農作物の応急対策に関すること 3　被害農作物種苗対策に関すること 4　耕地および施設関係の被害調査に関すること 5　耕地および施設の応急対策に関すること 6　林業関係の被害調査に関すること 7　林業関係施設の応急対策に関すること 8　水産関係の被害調査に関すること 9　漁業関係施設の応急対策に関すること 10　商工観光施設被害調査に関すること 11　商工会および商工団体との連絡調整に関すること 12　中小企業者に対する災害融資に関すること
生活環境班	水道係 1　上水道関係の被害調査に関すること 2　応急給水に関すること 3　上水道施設の修理・復旧に関すること
	下水道係 1　下水道・浄化槽施設の被害状況の調査に関すること 2　下水道・浄化槽施設の修理・復旧に関すること 3　災害によるし尿の処理に関すること 4　仮設トイレの設置に関すること
	環境係 1　災害時における廃棄物処理および清掃に関すること 2　ペットに関すること 3　その他災害時の生活環境（公共交通含む）に関すること

応急救助班	福祉係 １　被災町民の生活安定に関すること ２　災害救助法の適用および実施に関すること ３　避難行動要支援者の保護に関すること ４　日本赤十字奉仕団、その他社会福祉団体との連絡並びに協力要請に関すること ５　ボランティアの受入れに関すること ６　被災者の町税の減免に関すること ７　福祉施設の被害状況の調査に関すること ８　義援金の受入れに関すること
	住宅係 １　家屋の被害調査に関すること ２　罹災証明に関すること ３　応急仮設住宅の入居者および住宅応急修理者の選考に関すること ４　町営住宅の応急修理に関すること
	物資係 １　物資・食糧の調達、供給に関すること ２　燃料の調達、供給に関すること ３　救助用物資の受入れ、配給に関すること ４　生活必需品の供給に関すること
	医療衛生係 １　人的被害調査に関すること ２　医薬品および衛生資材の確保に関すること ３　薬品取扱店への協力要請に関すること ４　医療救護所の設置、医療救護班の出動要請に関すること ５　収容可能病院の把握に関すること ６　防疫活動に関すること ７　被災住民・避難住民の衛生指導に関すること ８　その他医療、救護に関すること ９　埋葬・火葬の受付に関すること
	医療衛生係 10　救出者の輸送に関すること 11　遺体安置所の保安措置に関すること 12　遺体の運搬・収容に関すること

学校保育社会教育班	学校係 1　学校等の教育施設の被害調査に関すること 2　学校等の教育施設の保全復旧に関すること 3　学校等の教育施設の利用に関すること 4　教職員・児童・生徒の被害調査に関すること 5　児童・生徒の安全確保措置に関すること 6　教職員の動員および調整に関すること 7　休校その他応急教育等に関すること 8　給食の対策に関すること 9　学用品の給与に関すること 10　避難所の設置、管理運営への協力に関すること
	保育係 1　保育園施設の被害調査に関すること 2　保育園施設の保全復旧に関すること 3　保育園施設の利用に関すること 4　保育職員・園児の被害調査に関すること 5　園児の安全確保措置に関すること 6　保育職員の動員および調整に関すること 7　休園その他応急保育等に関すること 8　給食の対策に関すること 9　避難所の設置、管理運営への協力に関すること
日進、川添、三瀬谷、荻原、領内、大杉谷地区現地対策班	1　災害対策本部との連絡に関すること 2　避難所の設置および管理運営に関すること 3　区域内の各機関、団体との連絡に関すること 4　消防分団との連絡調整に関すること 5　区域内の住民への情報伝達に関すること 6　区域内の被害調査に関すること
診療所班	1　傷病者の受け入れ体制の整理に関すること 2　傷病者の看護・治療に関すること 3　薬剤、資機材の調達に関すること 4　診療所施設内の被害状況の調査 5　被災職員の調査に関すること 6　災害対策本部との連絡調整に関すること

（3）　災害救助法が適用された場合の専任体制

災害救助法が適用された場合、その事務を取り扱うため、専任職員を置く。

第３　初動マニュアルの活用

災害時に迅速、的確な行動がとれるよう災害時の初動要領等マニュアルを活用し、災害対策にあたる。

第２節　災害対策要員の確保

所　管　課	関　係　機　関
各　課　共　通	消　防　団 大　台　警　察　署 自衛隊（三重地方協力本部等） 建　設　業　関　連　団　体

第１　計画の方針

大規模災害の発生に伴い、緊急に必要とする膨大な応急対策業務を迅速かつ確実に処理するため、職員の動員および県、防災関係機関等に応援を求めるための体制を確保する。

第２　町における災害対策要員の動員

町における災害対策要員の動員は、それぞれの配備体制により動員するものとする。

第３　他の防災機関による要員の確保

災害の規模等により災害対策本部の人員のみで対処できない場合又は特殊作業のため労力、機械等が必要な場合は、次に掲げるところにより措置する。

１　労務者および車両、作業機械等の確保に係る協力要請

商工会建設業分会および大台町建設業組合との応援協定により、協力を依頼する。また、重機オペレーター等の専門技能者の確保についても、協定に基づき迅速な出動を要請する。

２　国、県および他市町に対する職員の応援要請

本部長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、国の職員の派遣（災対法第 29 条第２項）、県および他市町職員の派遣（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 17）等をその長に対し職員の派遣を要請し、又は知事に対し派遣の斡旋を要請するものとする。

なお、大規模災害時には、三重県知事に対し「災害時応援派遣調整チーム」の稼働を求め、広域的な受援体制の構築を図る。

更には、町長は、職員の派遣の要請および斡旋を求めるときは、次の事項を記載した文書をもって行うものとする。

（１）　派遣を要請する（斡旋を求める）理由

（２）　派遣を要請する（斡旋を求める）職員の職種別人員数

（３）　派遣を必要とする期間

（４）　派遣される職員の給与その他の勤務条件

（５）　前各号に掲げるもののほか、職員の派遣（斡旋）について必要な事項

（６）　派遣職員が活動する際の拠点（宿泊場所、食事、通信環境、移動手段等）の確保に関する事項

（７）　派遣職員に対する業務指示系統（カウンターパート方式等）の明確化

３　市町間の相互応援協力

（１）　町長は、災害が発生した場合において、応急措置を実施するため、必要があると認めるときには、他の市町長に応援を求め、災害対策の万全を期すものとする。

（２）　町長は、災害時の応援協力について、あらかじめ相互応援協定を締結するよう努めるものとする。特に、三重県内市町間での相互応援合意事項（三重県市町総合応援協定等）に基づき、被災状況に応じた応援職員の受け入れ（受援）準備を平時から整える。

４　自衛隊に対する災害派遣

町長は、災害に際して自衛隊の救援を必要とするときは、松阪地域防災総合事務所長を経由して知事に派遣要請を求めるものとする。また、知事に派遣要請を求めることができない場合には、町の地域に係る災害の状況を自衛隊の部隊等の長に通知することができる。派遣要請にあたっては、自衛隊から派遣される連絡員（LO）の受け入れ場所を確保し、町災対本部との情報共有を密にする。

第４　民間団体・ボランティア等の活用

１　災害ボランティアの受け入れ

町は、社会福祉協議会と連携し、被災者の生活支援等のため「災害ボランティアセンター」を設置・運営する。民間ボランティアが安全かつ効果的に活動できるよう、必要な資機材の提供や情報の共有に努める。

２　専門家等の派遣要請

被災建物の危険度判定や、被災者の心のケア、罹災証明書発行業務の支援など、高度な専門性を要する業務については、専門団体や士業団体等へ迅速に応援を要請する。

第３節　通信設備対策

活　動　の　ポ　イ　ン　ト	所　管　課
1　町の通信施設の利用 （1）　電話（携帯電話、衛星電話含む。） （2）　県防災行政無線（総務課設置） （3）　町防災行政無線（同報系、移動系） 配置場所―各区長宅 戸別受信機は全戸配置 （4）　NTT の災害時優先電話 （5）　町ケーブルテレビ （6）　大台町防災アプリ （7）　災害情報共有システム（Ｌアラート） 2　１で不足の場合は、他機関の通信施設を利用	総　務　課 戦　略　企　画　課 関　係　機　関 紀勢地区広域消防組合 消　防　団

第１　計画の方針

災害時における各種情報の収集、災害応急対策に必要な指示の伝達を迅速かつ確実に実施するため、災害通信連絡の確保に努める。

第２　通信の方法

１　公衆電気通信設備の利用

災害時において加入電話が輻輳し、通話が不能若しくは困難な場合で応急対策等のため必要があるときは、災害時優先電話および電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第８条の規定による非常・緊急通話又は電報を利用する。

（1）　災害時優先電話

町は、NTT 西日本株式会社三重支店に申し出て災害時優先電話の登録を行い、通話が規制された場合の回線を確保しておくものとする。

また、災害発生時に、NTT 西日本株式会社等の指定している有線電話が十分に機能し、町の電話交換システムの円滑な対応が図られるよう、常に点検整備に努める。

（2）　衛星電話の利用

電話回線の通信に支障が出ている場合は、町および紀勢地区消防組合が所持している衛星電話で、現地との連絡を行い、災害応急対策を迅速に行う。

2　防災行政用無線による通信

災害時における各種情報の伝達および被害状況を把握するため、住民への情報の一斉伝達については同報系防災行政無線を用い、その他現地との通信は移動系防災行政無線（車載・携帯）を現地に配備し、迅速かつ的確な情報の伝達および連絡を行う。

3　県防災行政無線による通信

災害時における県災対本部および松阪地方部（地域防災総合事務所）等各防災関係機関との通信は、三重県防災行政無線（地上系・衛星系）により行う。

また、県災害対策本部への被害状況等の報告が困難な場合又は困難になることが予想される場合は、県災害対策本部に対する「非常時の通信に関する応援協定」に基づく相互通信の要請や、県災害対策本部に対する緊急派遣チームの派遣要請により、連絡体制の確保を図る。

4　消防団との通信

災害時において、町と消防団と相互に防災行政無線通信連絡を行い、災害応急対策を迅速に行う。

5　他の機関の通信施設の利用

災害時において自己の管理する通信設備が使用できない状態になったとき、又は緊急を要するため特に必要があるときは、警察事務、消防事務、鉄道事業、電力事業等を行う機関の専用の有線通信設備又は無線設備の使用を求める。このため、平常時から最寄りの専用通信設備を有している機関と十分協議を行い、利用の手続き、通信の内容等について具体的に協定しておくものとする。

6　非常通信の利用

非常災害に際し、有線通信が途絶したとき、又は自己の無線局が不通になったときは、最寄りの無線局に非常通信を依頼することとする。このため、平常時から最寄りの官公庁、会社等の無線局と十分協議を行い、非常通信が円滑に運用されるよう配慮しておくものとする。

なお、発信の手続きについては、電報発信紙その他適宜の用紙にカタカナ又は漢字まじり文で次の事項を明記して、最寄りの無線局に依頼するものとする。

（1）　あて先の住所氏名（電話がわかれば記入のこと。）

（2）　本文（一通の通信文の長さは 200 字以内）

（3）　発信人住所氏名（電話があれば番号記入のこと。）

（4）　余白に「非常」と必ず記入のこと。

7　町ケーブルテレビ（行政番組放送チャンネル）の利用

災害時において、町民に避難情報等の提供を行うため、町ケーブルテレビで放送できるよう整備を行う。

8　放送施設の利用

町長は、防災上緊急かつ特別の必要があるときは、あらかじめ協議して定めた手続きにより、災害に関する通知、要請、伝達および警告等の放送を放送局へ依頼する。

この場合、町長は、原則として知事を通じて依頼するものとする。ただし、やむをえない場合は放送局へ直接依頼し、事後に知事に報告するものとする。

なお、松阪ケーブルテレビステーション株式会社には、災害時緊急放送に関する協定書に基づき、防災対策又は応急対策上必要と認める事項の放送を要請することとする。また、NHK および民間放送事業者に対し、L アラート（災害情報共有システム）を通じて、避難指示等の情報を迅速に提供する。

9　大台町防災アプリ

災害時において、避難情報等の提供を行うため、大台町防災アプリで配信を行う。

10　インターネット等の利用

町ホームページ等を活用し、住民に対しリアルタイムな被害状況や避難所開設情報等を提供する。

第３　通信設備の使用優先順位

災害発生時における通信は、相当の輻輳が予想されるので、次のものから優先して通信するものとする。

1　人命、財産に直接影響のあるもの

2　避難指示又は立ち退き先を指示した場合の報告

3　その他応急対策並びに災害復旧等に関する重要な事項

第４節　地震情報等の伝達

所　管　課	関　係　機　関
総　　務　　課	消　　防　　団 大　台　警　察　署 紀勢地区広域消防組合

第１　計画の方針

気象業務法（昭和 27 年法律第 165 号）に基づく特別警報、警報、注意報および情報並びに南海トラフ地震臨時情報、南海トラフ地震関連解説情報、地震予知情報、地震に関する情報を関係機関に迅速かつ的確に連絡し、震災対策の適切な実施を図る。

特に、南海トラフ地震臨時情報が発表された際は、デマや誤情報の拡散を防止し、町民が冷静に防災行動をとれるよう正確な情報の周知に努める。

第２　情報等の種類と内容

１　地震情報（緊急地震速報・震度情報）

気象庁が発表する地震情報（緊急地震速報、震度情報等）を、県又は J-ALERT（全国瞬時警報システム）等を通じて受信し、その内容に応じて直ちに必要な初動対応および災害応急対策を実施する。

伝　達　系　統

気象庁（津地方気象台）　→　県防災対策部　→　大　台　町

２　南海トラフ地震に関連する情報等

気象庁が南海トラフ沿いの異常な現象を観測した際に発表する以下の情報を、県等を通じて収集し、町民に周知する。

情報の種類	内容と町の対応
南海トラフ地震臨時情報（調査中）	南海トラフ沿いで異常な現象が観測された場合に発表。町は直ちに準備体制をとり、情報の収集を行う。
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）	想定震源域の半分で M8.0 以上の地震が発生（半割れ）した場合等に発表。町は警戒体制をとり、町民への周知および必要な防災対応を実施する。

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）	M7.0 以上の地震（一部割れ）や、ゆっくりすべりが観測された場合に発表。町は準備体制を維持し、日頃の備えの再確認を町民に啓発する。
南海トラフ地震関連解説情報	臨時情報を補足する情報、または観測された現象が地震発生の可能性を評価するに至らない場合に随時発表される。

第３　伝達系統と広報

１　情報の伝達系統

気象庁 → 三重県 → 大台町（災害対策本部） → 町民・関係機関

※緊急を要する情報（緊急地震速報等）は、J-ALERTを通じて町内の防災行政無線等から自動放送される。

２　住民への周知手段（多重化）

町は、以下の手段を組み合わせ、情報を確実に住民へ届ける。

（１）　防災行政無線（同報系）：音声による一斉伝達

（２）　大台町防災アプリ：プッシュ通知による文字・音声情報

（３）　緊急速報メール（エリアメール）：携帯電話利用者への強制配信

（４）　町ホームページ：詳細な情報（避難場所一覧等）の掲載

（５）　Lアラート（災害情報共有システム）：テレビ・ラジオ・Webポータルへの情報提供

３　情報伝達の留意事項

（１）　要配慮者への配慮

視覚・聴覚障がい者、高齢者等に対し、FAX、メール、戸別受信機、広報車の巡回など、特性に応じた伝達手段を確保する。

（２）　外国人への対応

多言語による情報発信（やさしい日本語の活用を含む）に努める。

第５節　被害情報の収集・伝達

活　動　の　ポ　イ　ン　ト	所管課
1　各班による情報収集→総務班でとりまとめ整理 2　概況速報 正確かつ迅速に（警報発令時は２時間以内に電話等にて報告） 町総務班 → 松阪地方部（地域防災総合事務所） → 県災対本部	各　課　共　通
3　災害速報 被害状況が判明次第三重県防災情報システムで逐次報告 4　中間報告 報告を求められた時に随時報告 5　確定報告 被害状況の最終報告	関　係　機　関 三　重　県 紀勢地区広域消防組合 消　防　団 大　台　警　察　署

第１　計画の方針

災害応急対策活動を迅速、的確に行うには、被害に関する情報および復旧状況に関する情報を早く、正確に収集し、関係機関へ連絡することが重要である。

したがって、町は災害が発生した場合又は災害の発生が予想される場合には、速やかに所掌の情報を収集把握して、災害応急対策方針を決定するとともに、県災対本部に報告するものとする。

第２　関係機関からの情報収集

町災対本部は防災関係機関からの情報を収集し、災害対策活動に活用するものとする。

また、安否不明者および行方不明者については、要救助者の迅速な把握のため、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行う。なお、SNS 上の救助要請情報や、ドローン等の無人航空機による上空映像も活用し、死角のない情報収集に努める。

なお、関係機関との連絡方法は、次のとおりである。

町	⇔ 三重県・紀勢地区広域消防組合・大台警察署	電話（衛星電話含む）、県防災情報システム、県防災行政無線、テレビ会議システム
町	⇔ 大台町消防団	電話（衛星電話含む）
町	⇔ 自主防災組織	電話、防災行政無線（移動系）

第３　被害情報の収集

１　災害発生直後の措置

災害応急対策を決定するために発生直後に行う被害調査は､原則として応急救助班(住宅は税務住民課）、建設土木班が行う。ただし、被害が甚大な場合は、町長が指名した職員を増員するものとする。孤立集落の発生が予想される場合は、当該地区の区長や防災士等の協力を得て、優先的に情報収集を行う。

２　被害調査の報告

発生直後に行う被害調査により収集された情報は、調査項目毎に担当班（課）がとりまとめ、松阪地域防災総合事務所を通じ、県災対本部に報告を行う。

災害の報告は、三重県防災情報システムにより行うものとするが、停電、ネットワークの切断等により同システムが使用できない場合においては､様式第１～３号にてファックス、電子メール等により報告する。

通信手段の途絶により松阪地域防災総合事務所および県災対本部に連絡できない場合には、町は直接消防庁へ連絡するものとする。

被害状況等の報告に係る消防庁への連絡先は次のとおりである。

ＮＴＴ回線	消防防災無線	地域衛星通信ネットワーク
03－5574－0119	6060	87－048－500－6060
03－5574－0190（FAX）	6069（FAX）	87－048－500－6069（FAX）

3　被害調査の追加措置

被害調査員のみでは調査が不足の場合又はさらに詳細な調査が必要な場合は、各班により調査班を編成し、次の区分により被害調査を行う。班の人員が不足する場合は、災害の状況に応じて班員の調整を行う。

調査項目	担当班
公共建物被害	総務班
公共土木施設被害	建設土木班（建設係）
農林業施設被害	建設土木班（産業係）
農林・畜産被害	
商工・観光関係被害	
水道被害	生活環境班
下水道被害	
人的被害	応急救助班
福祉施設被害	
医療施設被害	
住家被害	
文教施設被害	学校保育社会教育班
保育施設被害	

第４　収集すべき被害情報

町は、関係機関と協力し、次に掲げる項目について把握するものとする。なお、被害報告の際の用語の解釈は、別表のとおりである。

○災害発生直後

1	人命危険の有無および人的被害の発生状況
2	家屋等建物の倒壊状況
3	火災等の二次災害の発生状況および危険性
4	避難の必要の有無および避難の状況
5	住民の動向
6	道路および交通機関の被害状況
7	電気、水道、電話等ライフラインの被害状況
8	その他災害の発生拡大防止措置上必要な事項

○その後の段階

1	被害状況
2	立退き避難の指示、緊急安全確保措置の指示又は警戒区域の設定状況
3	避難所の設備・避難生活の状況
4	食料、飲料水、生活必需物資等の供給状況
5	電気、水道、電話等ライフラインの復旧状況
6	医療機関の開設状況
7	医療救護所の設置および活動状況
8	傷病者の収容状況
9	道路および交通機関の復旧状況

第５　通信ボランティアの活用

大規模な災害発生時で情報収集要員が不足した場合には、アマチュア無線、インターネット通信利用者等の通信ボランティアの協力を得ることとし、平常時からその体制を整備する。

別表

被害報告の内容基準

区分	被害の種類	説明
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認した場合又は死体を確認することができないが死亡したことが確実な場合
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある場合とする。
	重傷者（軽傷者）	災害のため負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある場合のうち、「重傷者」とは１月以上の治療を要する見込みの場合とし、「軽傷者」とは、１月未満で治療できる見込みの場合とする。
住家被害	住家	現実に住家のために使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	非住家	住宅以外の建築物をいうものとする。なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に、常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。
	住家全壊（流失、全焼）	住家が滅失したもので、具体的には住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の 70%以上に達した程度のもの又は住家の主要構造物の被害額がその住家の時価の 50%以上に達した程度のものとする。 戸数並びに世帯数および人員を報告する。なお、住家被害戸数については「独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物又は完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定する。（半壊半焼も同様）
	住家半壊	住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 20%以上 70%未満のもの又は住家の主要構造物の被害額がその住家の時価の 20%以上 50%未満のものとする。

住家被害	住家床上浸水		住家の床以上に浸水したものおよび全壊（焼）、半壊（焼）に該当しないが、土砂、竹木等のたい積等のため、一時的に居住することができないものをいう。 ただし、同一の家屋で被害の程度が半壊以上に達している場合は、全壊又は半壊として取扱う。
	住家床下浸水		床上浸水にいたらない程度に浸水したもの
	住家一部破損		半壊（焼）、床上浸水、床下浸水に至らない程度のもの。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さいものは除く。 なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に、常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。
	公共施設関係		官公署、庁舎、学校、病院、公民館、神社、仏閣、教会その他これに類するもの
その他	田・畑	流失、埋没	耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため耕作が不可能となった場合および植付作物が流失した場合
		冠水	植付作物の先端が見えなくなる程度に水につかった場合
	道路		道路法に定める市町道以上の道路
	道路決壊		自動車の通行が不可能となった程度の被害
	橋梁		町道以上の道路に架設した橋梁
	堤防		河川の堤防
	その他の被害		通信施設被害、山林被害、農林業施設（農道、町道を含む。）、農作物被害等のうち報告を必要とするもの
	世帯		生計を一にしている実際の生活単位をいう。したがって、同一家屋内の親子夫婦であっても、生活の実態が別々であれば、当然二世帯となるわけである。また、主として学生等を宿泊させている寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので、共同生活を営んでいるものについては、原則として、その寄宿舎を一世帯として取扱う。
	被災世帯		全壊（焼）、流失、半壊（焼）、床上浸水の被害を受けた世帯とする。
	被災者		被災世帯の構成員

様式第１号

概　　況　　速　　報

（　市
町　報
村　）

年　月　日　時　分現在

受信方法		発信者	
受信時間	日　時　分	受信者	

地区名	被害の程度	被害の種類	正確度

備考１　被害の程度は、被害甚大、被害大、被害小、被害なしの４段階に区分する。

（区分別）		略号	
（1）	被害甚大	A	一地区の半数以上が半壊、半焼、床上浸水程度の被害
（2）	被害大	B	一地区の半数以上が、一部破損、床下浸水程度の被害
（3）	被害小	C	（1）（2）よりは被害が少ないと思われるもの
（4）	被害なし	D	

２　被害の種類は、人的、家屋、公共施設、船舶、山崩れ等被害をうけた主なもの

３　正確度は、見込、確認の別

様式第２号

〔災害状況速報〕

<table>
<tr><td colspan="2">市町村名</td><td colspan="3"></td><td colspan="3">区　　分</td><td>被　　害</td></tr>
<tr><td colspan="2">災害名
報告番号</td><td colspan="3">災害名
第　　報
（　月　日　時現在）</td><td rowspan="15"></td><td rowspan="4">田</td><td>流出・埋没</td><td>ha</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">報告者名</td><td rowspan="2"></td><td rowspan="2"></td><td rowspan="2"></td><td>冠　水</td><td>ha</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">畑</td><td>流出・埋没</td><td>ha</td><td></td></tr>
<tr><td>冠　水</td><td>ha</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3">区　　分</td><td colspan="2">被　害</td><td>文教施設</td><td>箇</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="4">人的被害</td><td colspan="2">死　者</td><td>人</td><td></td><td>病　院</td><td>箇</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">行方不明者</td><td>人</td><td></td><td>道　路</td><td>箇</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">負傷者</td><td>重傷</td><td>人</td><td></td><td>橋　梁</td><td>箇</td><td></td></tr>
<tr><td>軽傷</td><td>人</td><td></td><td>河　川</td><td>箇</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="15">住家被害</td><td rowspan="3">全　壊</td><td>棟</td><td></td><td>港　湾</td><td>箇</td><td></td></tr>
<tr><td>世帯</td><td></td><td>砂　防</td><td>箇</td><td></td></tr>
<tr><td>人</td><td></td><td>清掃施設</td><td>箇</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="3">半　壊</td><td>棟</td><td></td><td>崖くずれ</td><td>箇</td><td></td></tr>
<tr><td>世帯</td><td></td><td>鉄道不通</td><td>箇</td><td></td></tr>
<tr><td>人</td><td></td><td>被害船舶</td><td>隻</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="3">一部破損</td><td>棟</td><td></td><td>上水道</td><td>箇</td><td></td></tr>
<tr><td>世帯</td><td></td><td>下水道</td><td>箇</td><td></td></tr>
<tr><td>人</td><td></td><td>電　話</td><td>回</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="3">床上浸水</td><td>棟</td><td></td><td>電　気</td><td>戸</td><td></td></tr>
<tr><td>世帯</td><td></td><td>ガ　ス</td><td>戸</td><td></td></tr>
<tr><td>人</td><td></td><td>ブロック塀等</td><td>箇</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="3">床下浸水</td><td>棟</td><td></td><td colspan="2">り災世帯数</td><td>世</td><td></td></tr>
<tr><td>世帯</td><td></td><td colspan="2">り災者数</td><td>人</td><td></td></tr>
<tr><td>人</td><td></td><td rowspan="3">火災発生</td><td>建　物</td><td>件</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">非住家</td><td>公共建物</td><td>棟</td><td></td><td>危険物</td><td>件</td><td></td></tr>
<tr><td>そ の 他</td><td>棟</td><td></td><td>そ の 他</td><td>件</td><td></td></tr>
</table>

区　　分				災害対策本部	名称	
公共文教施設		千円				
農林水産業施設		千円			設置	月　日　時　分
公共土木施設		千円			解散	月　日　時　分
その他公共施設		千円				
小　　計		千円				
公共施設被害市町村数			団			
その他	農産被害	千円				
	林産被害	千円				
	畜産被害	千円				
	水産被害	千円				
	商工被害	千円				
	その他	千円		消防職員出動延人数	人	
被害総額		千円		消防団員出動延人数	人	

備考	
	災害発生場所
	災害発生年月日
	災害種類概要
	消防機関の活動状況
	その他（避難の勧告・指示の状況）

※　被害額は省略することができるものとする。

様式第３号

被　害　状　況　調　書

（　　年　　月　　日　　時　　分現在）　　市町村名

人的被害	死者			ア	人
	行方不明			イ	人
	負傷	重傷		ウ	人
		軽傷		エ	人
		小計		オ	人
	計			カ	人
住家の	棟数	全壊、全焼および流失		キ	棟
		半壊および半焼		ク	棟
		一部破壊		ケ	棟
		床上浸水		コ	棟
		床下浸水		サ	棟
	世帯数及	全壊、全焼および流失	世帯	シ	世帯
			人員	ス	人
		半壊および半焼	世帯	セ	世帯
			人員	ソ	人
		一部破損	世帯	タ	世帯
			人員	チ	人

被害	び人員	床上浸水	世帯	ツ	世帯
			人員	テ	人
		床下浸水	世帯	ト	世帯
			人員	ナ	人

報告	発　信	月　日　時　分	発　信　者	
	受　信	月　日　時　分	受　信　者	

（注）　災害救助法によるもの。

第６節　災害広報対策

活　動　の　ポ　イ　ン　ト	所　管　課
1　部内の役割分担の決定 2　問い合わせ電話への対応 3　被害状況調査結果および応急対策状況の把握 4　広報事項の整理（緊急広報事項の決定） 5　広報車両、掲示板等の確保 6　防災関係機関との連絡（情報の入手） 7　住民要望事項の広聴活動の実施 8　被害状況、生活情報、安否情報等被災者に必要な各種情報に最も適した広報手段の選択 9　避難行動要支援者への情報提供は、ボランティア等に協力を依頼	総　務　課 戦　略　企　画　課

第１　計画の方針

町および防災関係機関は、震災時において住民の安全の確保、民心の安定および迅速かつ円滑な災害応急対策を実施するため、テレビ、ラジオ、ケーブルテレビ、新聞、広報車等のあらゆる情報伝達手段を利用して、それぞれの所管業務について被災者等への広報活動を行うものとする。

第２　実施責任者

災害時の広報活動は、総務班が行う。ただし、勤務時間外に突発的大災害が発生し緊急を要する災害情報は、関係部において積極的に防災関係機関への通報に努め、総務班に報告する。

第３　広報の手段

防災行政無線、大台町防災アプリ、広報車、ケーブルテレビ、電話、災害情報共有システム（L アラート）等を通じて迅速に報道するとともに、被害の大要、応急対策の実施状況等については、広報紙やチラシの配布、掲示板への掲示を通じて周知するものとする。

対　象　機　関	方　　法
報　　道　　機　　関	口頭、文書、電話、メール
各防災関係機関	電話、広報車、連絡員の派遣、メール
一般住民、被災者	広報車、防災行政無線、大台町防災アプリ、ケーブルテレビ、広報紙、エリアメール、ホームページ
庁　　内　　各　　課	庁内放送、庁内電話、口頭、庁内メール
その他必要とするもの	各戸配布、回覧、掲示板、新聞折込み

第４　被災者への広報

１　広報内容

被災者等への情報伝達内容の主なものは、次のとおりとする。

（１）　災害発生状況

（２）　気象予警報および地震に関する情報

（３）　主要道路情報

（４）　公共交通機関の状況

（５）　電気、水道等公益事業施設状況

（６）　医療救護所の開設状況

（７）　給食、給水実施状況

（８）　衣料、生活必需品等供給状況

（９）　河川、橋梁等土木施設状況（被害状況、復旧状況等）

(10)　被災者の安否に関する情報

(11)　ボランティアに関する情報

(12)　避難所に関する情報

(13)　住民の心得等民心の安全および社会秩序保持のための必要事項

(14)　保育園児および小中学校児童生徒の避難状況

2　広報手段

震災時に有効な広報手段としては次のようなものがある。

伝達手段	種　　別	特　　色
広　報　車	㊦　㊥	発災直後から様々な情報の伝達、注意の喚起に利用
防災行政無線	㊦　㊥	〃
大台町防災アプリ	㊦　㊥	〃
ケーブルテレビ	㊦　㊥	〃
掲　示　板	㊥　㊧	各避難所や地域の拠点に設置。被災者同士の情報交換にも有効
広報紙	㊥　㊧	各避難所に配布。最も重要、確実な情報提供手段のひとつ
新聞折り込み	㊥　㊧	避難所以外の被災者に確実に情報提供が可能
インターネット	㊦　㊥　㊧	町がインターネットで入手した情報を防災行政無線・広報車等により被災者に伝達

㊦　被害状況　　㊥　生活情報　　㊧　安否情報

第５　避難行動要支援者への対応

視聴覚障害者や外国人等の情報弱者については、ボランティア等の支援を得て、適切な情報提供に配慮する。外国人住民に対しては、「やさしい日本語」や翻訳アプリ等を活用した多言語情報発信に努める。

第６　住民相談窓口の設置

町は、被災者のための相談窓口を役場庁舎および各避難所等に設置するものとする。

第７　報道機関への情報の発表

1　報道機関は、極めて広範囲に、かつ迅速に伝達できるため、総務班は、災害、復旧に関する情報を迅速に報道機関に対して発表する。

2　報道機関による情報発信は広範囲に同時、瞬時に発信されるため、提供する情報内容は十分確認し、特に数値については時間経過で変動し得るものは後に更新された場合との混同を避けるため、現在時を明らかにして発表することとし、また、発信情報の行き違いを避けるため、発信窓口は総務班に統一して行う。

第８　災害資料および情報の収集

１　収集した災害情報を記録、整理するため、総務班に記録係をおくものとする。

２　各班長は、必要に応じ現場に職員を派遣して、災害写真撮影等の現地取材を行う。また、防災関係各機関は、災害写真等の資料を収集したときは、その内容を速やかに記録係に連絡するものとする。

３　災害に関する情報を発信したときは、発信日時、発信者、受信先、情報内容を記録して保管する。

４　必要に応じ、「災害写真」「災害壁新聞」「災害記録ビデオ」を作成する。

第９　個人情報の取り扱い

災害情報の多くに個人情報が含まれるため、個人情報を含む災害情報を広報する場合は、原則として生命と財産に関り急を要す場合とし、個人のプライバシー保護に努めるものとする。ただし個人情報を含む情報であっても、次に掲げる場合は社会情報として広報するものとする。

１　被災地における安否情報を広報する場合

２　被災地状況を広報する場合に、やむを得ず個人の財産が映写される場合

３　本人から収集され、既に報道された事項に係る災害情報を広報する場合

４　その他社会的に要求されている災害情報を広報する場合

第 10　広聴活動

１　広報車による広報活動と同時に地域における広聴活動を強化する。

２　災害について、住民から要望事項を聴取した職員および関係機関は、速やかに総務班又は防災関係機関に連絡するものとする。

第 11　災害時における安否不明者・行方不明者、死者の氏名等の公表

災害時における安否不明者・行方不明者、死者の氏名等の公表については、救助活動の効率化・円滑化や被災者の権利利益保護の観点から、県が定める「災害時における安否不明者・行方不明者、死者の氏名等の公表方針」に基づき取り扱うこととする。

特に発災直後の安否不明者情報については、救助活動の緊急性に鑑み、県と緊密に連携して迅速な公表の判断を行うものとする。

【参考】三重県の「災害時における安否不明者・行方不明者、死者の氏名等の公表方針」

災害時における安否不明者･行方不明者､死者の氏名等の公表に係る取扱いについては、救助活動の効率化・円滑化や被災者の権利利益保護の観点から、次のとおり取り扱うこととする。

1　安否不明者および行方不明者

県は、救助活動の効率化・円滑化のための必要性が認められる場合、安否不明者および行方不明者に関する情報を原則として公表する。ただし、市町において住民基本台帳の閲覧等制限が措置されている等、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合は非公表とする。

2　死者

県は、遺族の意向を尊重して、死者に関する情報を公表する。ただし、市町において住民基本台帳の閲覧等制限が措置されている等、第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合は非公表とする。

3　公表する情報

氏名、住所（市町村名および大字名）、性別、年齢（発災時）なお、氏名を非公表とする場合でも、住所（市町村名）、性別、年代を個人が特定されない範囲で公表する。

4　運用開始日

令和５年８月 23 日

安否不明者：災害が発生した地域において当人と連絡が取れず安否が不明である者
行方不明者：当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いがある者
死　　者：当該災害が原因で死亡し、死体を確認した者又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者

第７節　避難対策

活　動　の　ポ　イ　ン　ト	所　管　課
1　災害の状況により立退き避難、緊急安全確保措置の指示を実施 ⇒　県に報告 ・提示事項　⇒指示者、避難理由、避難順位、避難場所、避難経路、携帯品等注意事項 2　避難所の開設と運営 （1）　職員の派遣 （2）　避難施設の点検（建物、水道、電気等の被害状況調査） （3）　地区別による避難者の区分け	総　務　課 建設上下水道課 福　祉　課 健康ほけん課 教育委員会
（4）　避難行動要支援者用スペースの確保	関　係　機　関
（5）　水、食料、入浴施設、仮設トイレ等の確保 3　避難行動要支援者への対応 各避難所（学校）に必要に応じ介護を必要とする避難者の専用区画を設置 4　学校における避難計画　⇒　各校において作成 5　勤務時間外に大規模地震が発生した場合役場に先着した職員により緊急初動班を編成し、避難所に派遣	消　防　団 大台警察署

第１　計画の方針

町内において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、危険区域　内にある住民に対して安全な場所へ避難のための立退きを指示し、又は緊急に安全を確保するための措置を指示する等、人命の被害の軽減を図るとともに、それらの避難者および居住の場所を失った者を一時的に収容するための避難所等について定める。

第２　立退き避難、緊急安全確保措置に係る指示

１　実施責任者

立退き避難の指示又は緊急安全確保措置に係る指示の実施責任者は、災害の種類により次のとおり定める。なお、町長は関係機関と連絡を密にし、住民の避難の的確な措置を実施するものとする。

地震発生時に町長と連絡が取れないなど不測の事態には、副町長が遅滞なく避難指示を実施する。

実施責任者	災害の種類	要件	根拠法
町長	災害全般	【避難指示】 ・災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときおよび急を要すると認めるとき。 【緊急安全確保措置】 ・災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことによりかえつて人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるとき。	災対法第 60 条
知事	災害全般	町長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったと認めるとき	災対法第 60 条
警察官	災害全般	町長が避難のための立退き若しくは緊急安全確保措置を指示することができないと認めるとき、又は町長から要求があったとき。	災対法第 61 条
		人命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれのある天災等危険な事態がある場合	警察官職務執行法（昭和 23 年法律第 136 号）第４条
知事、その命を受けた職員	洪水	洪水の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるとき	水防法第 29 条
知事、その命を受けた職員	地すべり	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき	地すべり等防止法（昭和 33 年法律第 30 号）第 25 条
自衛官	災害全般	災害派遣を命じられた部隊の自衛官において、災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその現場にいない場合	自衛隊法（昭和 29 年法律第 165 号）第 94 条

2　立退き避難の指示又は緊急安全確保措置に係る指示

町長等は、立退き避難の指示又は緊急安全確保措置に係る指示を次の場合に行うこととし、気象予報および現地情報、過去の災害発生事例等、あらゆる情報を総合的に判断し、住民の生命と財産に被害が発生する可能性があると判断した場合には、一切の躊躇をすることなく直ちに避難指示等を発令する。

（1）　避難指示

災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し､その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し､避難のための立退きを指示(以下「避難指示」という。）する。

（2）　緊急安全確保措置

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のため立退きを行うことによりかえつて人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避その他の緊急に安全を確保するための措置（以下「緊急安全確保措置」という。）を指示する。

3　避難の指示等の伝達内容

避難指示等の周知徹底のため、次の事項を明確にするものとする。

（1）　指示者

（2）　避難理由

（3）　避難順序

（4）　避難先

（5）　避難経路等

（6）　避難対象地域

（7）　その他注意事項

ア　避難後の戸締り

イ　家屋補強

ウ　携帯品（食料、水筒、タオル、チリ紙、懐中電灯、携帯ラジオ等必要最少限度のもの)

エ　服装（ヘルメット、頭巾、雨合羽、防寒用具等)

4　避難の勧告、指示の伝達の方法

（1）　サイレンによる避難信号の発信

サ　イ　レ　ン	1分	1分	1分
	5秒	5秒	

(注)　信号にあたっては、適当な時間継続するものとする。

（2）　防災行政無線による放送の実施

（３）　消防車・広報車による町内巡回放送

（４）　消防団員による個別訪問

（５）　区長・連絡員による各戸伝達

５　県に対する報告

町長等が避難指示等を発令したときは、次の事項を記録するとともに、その旨を松阪地域防災総合事務所を通じ知事に報告するものとする。

（１）　発令者

（２）　発令の理由および発令日時

（３）　避難の対象区域

（４）　避難先

（５）　その他

６　防災関係機関への連絡

（１）　施設の管理者への連絡

町内の避難場所として利用する学校、公民館等の施設の所有者又は管理者に対し、事前に連絡し協力を求める。

（２）　警察、消防等の機関への連絡

避難住民の誘導、整理のため警察等の関係機関に指示等の内容を伝え協力を求める。

（３）　隣接市町への連絡

隣接市町の施設を利用しなければならない住民に対し、避難の指示等を行うときは、その内容を直ちに関係市町へ連絡し協力を求める。

７　ダムの放流に伴う避難の指示等

（１）　町は、ダム管理事務所と連携して、ダムの流入量および放水量の連絡を逐一受けるものとする。

（２）　町は、水位の通報を受けて、近隣住民の避難が必要と判断した場合、又は異常洪水時防災操作（ただし書き操作）を行う旨の通報（３時間前予告）があった場合は、避難の指示等を発令するものとする。

第３　避難所運営マニュアルの活用

避難所運営については、マニュアルを活用して対策に当たる。

第４　避難誘導および避難所の開設等

１　避難誘導

（１）　事前処理

町長は、避難のための立退きの万全を図るため、避難場所、避難経路および避難方法等をあらかじめ住民に周知徹底させておくものとする。

（２）　避難誘導

避難者の誘導は、警察官、消防団員、町職員等が行うが、状況に応じ区長、自主防災組織等の協力を得て、安全と統制を第一に誘導し、必要に応じて誘導用ロープ等を使用して安全を図るものとする。

（３）　避難順位

避難の順位は原則として次のとおりとする。

ア　高齢者、乳幼児、病人、身体障がい者、妊産婦等とこれらに必要な介助者

イ　一般町民

ウ　防災関係者

（４）　移送の方法

避難立退きに当たっての移送および輸送は、避難者が各個に行うことを原則とする。ただし、避難者が自力により立退き不可能な場合においては、車両等によって行うものとする。

（５）　避難者の大規模移送

被災地が広域で大規模な立退き移送を要し､本町のみでは措置できないときは、町は松阪地域防災総合事務所に避難者移送の要請をするものとする。

なお、事態が急迫しているときは、直接隣接市町、警察署等に連絡して実施するものとする。

（６）　携帯品の制限

避難誘導者は、避難立退きに当たっての携帯品を必要に応じ最小限度に制限をし、円滑な立退きができるよう適宜の指導をするものとする。

（７）　広域避難の実施

災害の発生に伴い、避難者の避難先を町内の避難所とすることが困難であり、かつ、避難者の生命又は身体を災害から保護するため、当該避難者を一定期間他の市町に滞在させる必要があるときは､その受入れについて避難先の市町と協議する。

なお、避難者の受入れを他の都道府県の市町村へ要請する必要がある場合は、避難先の市町村が所在する都道府県との協議を県に要求する。

２　避難所の開設および管理等

大規模地震が発生した場合は、直ちに現地対策班を中心とする職員を派遣し、施設の安全性を確認の上、施設管理者と協議し、避難所を開設する。ただし、勤務時間外に地震が発生し、被害が甚大な場合は、役場に先着した職員により緊急初動班を編成し、避難所に派遣するものとする。

（１）　開設直後の措置

ア　医療救護所の設置を行う。

イ　避難所が学校である場合は、立入禁止区域を設定し、学校機能の回復を図るため、避難者と児童、生徒との住み分けを図る。

ウ　身体等に障害のある避難行動要支援者のための場所を確保する。

エ　水道の損壊により断水となった場合は、仮設トイレの設置を行う。

オ　救援物資の収受、保管、配布等の体制を整備する。

カ　観光客等帰宅困難者についても、一時的に場所を確保する。

キ　避難所施設の安全性の再確認を行う。

（２）　知事への報告

避難所を設置したときは、直ちに開設状況等について、次により知事に報告するものとする。

ア　避難所開設の日時および場所

イ　箇所数および収容人員

ウ　開設期間の見込

（３）　避難所の周知

避難所にはその旨を地域住民に周知させる標示を行う。また、広報車および町防災行政無線等を通じ、避難所を周知させる。

（４）　避難所管理職員

避難所を開設し、避難住民を収容したときは、直ちに各避難所に避難担当の所属職員を派遣し駐在させ、避難住民の管理に当たらせる。

（５）　避難住民の把握

避難所管理職員は、避難住民の実態把握と保護に当たるものとし、本部との情報連絡を密に行う。

（６）　開設状況の記録

避難所管理職員は、避難所開設状況（開設日時、場所、収容人員等）を日々記録し、避難者名簿を作成するものとする。

（7）　避難所の管理・運営

避難所の運営および管理にあたっては、町および各避難所の避難所運営マニュアルに沿って行うが、特に次の点に留意して、適切な管理を行う。

ア　避難所における情報の伝達、食料等の配布、清掃等について、避難者、住民、自主防災組織等の協力が得られるように努めるとともに、必要に応じて、県、他の市町に対し協力を求める。食料等の配布にあたっては、食事の配慮が必要な人をはじめ、年齢、性別のニーズの違いに対応できるよう、食の知識を有する管理栄養士などを活用する。

イ　避難所の運営に積極的に女性を参画させるとともに、男女のニーズの違いや性の多様性などの視点に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。

ウ　避難所における生活環境に注意を払い、良好な生活の確保に努めるとともに、避難者のプライバシーの確保にも配慮する。

エ　被災地、特に避難所においては、生活環境の激変に伴い、被災者が心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つよう努めるとともに、健康状態を十分把握し、必要に応じて医療救護所を設ける。

オ　高齢者、障がい者等要配慮者について、必要と認められる者から順次、福祉避難所に移送するとともに、避難所での生活については、心身双方の健康状態に特段の配慮を行い、常に良好な衛生状態を保つよう心がける。また、必要に応じて医療救護所の設置、ホームヘルパーの派遣、車椅子の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得て実施するとともに、県の協力も得ながら、保健師、管理栄養士、災害支援ナース等専門職を派遣する。

カ　避難者によっては、長期間にわたる避難所生活が肉体的・精神的に大きな負担となることから、避難者の自宅について、県と連携して被災宅地危険度判定を実施し、自宅の安全性が確認できた避難者に帰宅を促すとともに、自宅に戻れない避難者についても、縁故先への避難や応急仮設住宅、公営住宅、民間住宅等を斡旋する等の支援により移住を促し、避難所開設期間の短期化を図るよう努める。

キ　帰宅困難者については、交通機関が停滞しているときは、一斉帰宅を抑制するとともに、状況に応じて、早期の帰宅の促進を検討する。

ク　ペット同行の避難者に対しては、ペットの管理場所を指定するなど、飼い主責任を基本とした同行避難に配慮した対応に努める。

ケ　ボランティア団体等の協力を得て避難所外避難者の把握に努めるとともに、避難所外避難者に対しても、情報の伝達食料等の救援物資の配布、いわゆるエコノミークラス症候群対策等の健康管理方法に配慮した対応に努める。

コ　感染対策として、密閉空間・密集場所・密接場面を減らすことや一人あたりの占有スペースの確保、体調管理、ゾーン分け等に努める。

サ　外国人向けに避難所において多言語標記または「やさしい日本語」の活用に努める。

シ　避難所の安全を確保するため、夜間を含め中心に避難所の出入り口や避難所内での警備体制の確保に努める。女性や子どもが安心して過ごせるよう、避難所の入り口や共用部分の夜間照明、防犯パトロールの強化に努める。

ス　TKB（トイレ・キッチン・ベッド）の確保：速やかに簡易ベッド（段ボールベッド等）の導入を図り、床からの冷えや埃による健康被害を防ぐとともに、温かい食事の提供体制（キッチン）の早期構築に努める。

（8）　長期化への対応

ア　町、施設管理者、避難者（自主防災組織）、ボランティア等により避難所運営委員会を設置し、自主的な運営が図られるよう組織編成を行う。

イ　避難の長期化に対応して、間仕切りの設置等避難者のプライバシーの確保に配慮する。

ウ　介護の必要な避難行動要支援者が一般の避難者との共同生活が困難な状況となった場合は、避難所（学校等）に避難行動要支援者専用の区画を設け、必要なスタッフを確保する。

エ　学校を避難所として長期に使用する場合は、教育の再開に配慮する。

オ　避難生活の長期化につれて、避難者の苦情、生活不安等への対処が必要であり、町は相談所を設ける等の措置をとるものとする。

カ　福祉避難所の不足が予想される場合は、町内の宿泊施設や福祉施設との協定に基づき、速やかに受け入れ体制を拡張する。

3　避難所の閉鎖

町長は、災害の状況により避難者が帰宅できる状態になったと認める場合は、避難所の閉鎖を決定し、指示する。ただし、避難者のうち帰宅困難な者がある場合については避難所を縮小して存続させる等の措置をとる。

（資料第 10－２　避難所一覧）

第５　学校等における避難計画

保育園および小・中学校における園児、児童、生徒の集団避難については、次の避難計画のとおりとし、慎重にして安全かつ迅速な避難の実施を期するものとする。

１　実施責任者

実施責任者は、保育園は園長、小・中学校は校長とする。

２　避難誘導の要領、措置

（１）　実施責任者は、状況判断のうえ、保育園および小・中学校の避難計画を基に実施する。

（２）　実施責任者は、避難誘導の状況を保育園にあっては町長に、小・中学校にあっては教育長に報告する。

（３）　災害時には、人命尊重を第一に考えて行動する。

３　避難等の具体的計画

実施責任者は、災害時の職務の担当、避難の指示の方法、具体的な避難の場所、経路、誘導の方法等について計画をたて、明らかにしておく。

４　実施責任者は、毎年１回以上避難訓練をするとともに、必要あるときは避難計画を修正する。

第６　避難行動要支援者の避難

災害により、特に避難所において長期避難が必要な事態となった場合で、一般の避難者との共同生活が困難な介助を必要とする高齢者等の避難行動要支援者に対して、町は、避難所（学校等）に避難行動要支援者専用の区画を設け、町社会福祉協議会、日赤奉仕団、ボランティア等の協力を得て避難行動要支援者の避難を支援する。

また、必要に応じて福祉避難所に移送する。

第７　指定避難所外避難者への支援

過去の大規模地震災害においては、指定避難所以外に車やテントで避難生活を送った人が多く、特に際立ったのは、自動車利用の車中泊避難であった。町は、車中泊等の避難所外避難者の支援ための必要な措置をとるものとする。

１　指定避難所外避難者、車中泊避難者の状況調査

指定避難所以外の避難場所の発生については、自治会や、自主防災組織等の協力を得て、避難状況（場所、人数、支援の要否・内容等）の把握に努める。

２　指定避難所外避難者、車中泊避難者への支援

（1）　支援の内容

指定避難所以外に避難した避難者や車中泊避難者に対しても柔軟に対応し、必要な支援に努める。

ア　新たな避難先の提供（避難施設、テントなど）

イ　飲料水、食料、生活必需品等の供給

ウ　避難者の健康管理、健康指導

エ　情報の提供

（2）　エコノミークラス症候群等の予防

過去の地震災害では、トイレに行く回数を減らすために水分摂取を控えたことや車中泊、避難生活による運動不足等により、エコノミークラス症候群を発症した例が多く報告された。エコノミークラス症候群の発症を予防するため、次の事項について避難者に呼びかける。

ア　時々、軽い体操やストレッチ運動を行う。

イ　十分にこまめに水分を取る。

ウ　アルコールを控える。できれば禁煙する。

エ　ゆったりとした服装をし、ベルトをきつく締めない。

オ　かかとの上げ下ろし運動、ふくらはぎを軽くもむ。

カ　眠るときは足をあげる。

（3）　その他の支援

車中泊避難者が多く集まった場所には、状況に応じて仮設トイレの設置等を行う。車中泊避難者の安否確認を定期的に行い、物資配布や健康相談の情報を届けるため、車両のナンバープレート等による避難者登録を推奨する。

3　指定避難所外避難の状況報告および協力要請

指定避難所外の避難状況について最寄の避難所および警察署へ連絡し、飲料水、食料等の提供、情報の提供、防犯対策など協力を要請する。

第８　入浴施設確保対策

被災規模が大きく、特にライフラインの復旧が長期におよび、水道が復旧しないときは、必要に応じ、次のとおり入浴施設の確保対策を講じる。

1　仮設入浴施設等の設置

入浴施設が不足するときは、避難所等に仮設入浴施設等を設置する。

2　自衛隊による支援

スペース等の条件が整う場所において、自衛隊が保有する野営用風呂施設の利用につき県へ要請を図り、入浴の支援を受けるものとする。

3　その他施設の利用

プール等の入浴施設への転用についても検討を図るものとする。

第９　災害救助法が適用された場合

1　避難者対策

住居が全壊（焼）、流失、半壊（焼）、床上浸水等の被害を受け、あるいは受けるおそれがあるため避難した者で一時避難所で生活する必要のある者に対して行う。

2　設置の方法

（1）　避難場所は学校、公民館等の既存建物を使用するのが適当と認められるが、これらの適当な施設がないときは野外に仮設物等を設置する。

（2）　災害の様相が深刻で、町内に避難場所を設置することができないとき、あるいは町に適当な建物又は場所がないときには、知事および関係市町と協議し隣接市町に町民の収容を委託し、あるいは隣接市町の建物又は土地を借り上げて避難所を設置する。

（3）　町長が避難所を設置したときは、その旨を公示し責任者を任命して避難所に収容すべき者を誘導し保護しなければならない。

なお、町民が町長の指示に基づかず個人の判断で親せき、縁者等の住家に集まって避難所と称しても認めることはできない。

3　設置報告および収容状況報告

避難所を設置したときは、町長は直ちに開設状況等について次により松阪地域防災総合事務所を通じ知事に報告するものとする。

（1）　避難所開設の日時および場所

（2）　箇所数および避難人員（避難所別）

（3）　開設期間の見込

4　開設の期間

（1）　開設できる期間は災害発生の日から７日以内とする。

（2）　避難者に対しては所要の応急保護をなしたあと、縁故先のある者についてはできるだけ短期間に縁故先へ、その他の者についても他に分散するよう指導し、できる限り短期間にとどめること。

5　費用の限度

避難所の設置および収容のため支出する費用は救助の程度、方法および期間等一覧表のとおりとする。

第 10　個別避難計画の活用

町は、自力で避難することが困難な高齢者や障がい者等について、事前に作成した「個別避難計画」に基づき、避難支援等関係者（近隣住民、民生委員、福祉事業者等）と連携して、円滑かつ迅速な避難を支援する。

（参考　災害救助法による救助の程度、方法および期間早見表）

第８節　消防・救急活動

活　動　の　ポ　イ　ン　ト	所　管　課
1　災害覚知した場合の消防団員の自主出動の徹底（平常時） 2　震災時に発生する事象を想定した対処方法の検討（平常時）	総　務　課
	関　係　機　関
3　危険地域、住宅密集地等における耐震性貯水槽の整備検討（平常時） 4　消防相互応援協定に基づく要請の実施 5　災害が大規模な場合は、県に緊急消防援助隊の出動を要請 6　火災が大規模化した場合、救急搬送の必要等の場合は、県に防災ヘリコプターの出動を要請 7　ドローン（無人航空機）による延焼・被害状況の把握	紀勢地区広域消防組合 消　防　団

第１　計画の方針

大地震が発生した場合には、建物等の倒壊をはじめ、火災の同時多発や住宅密集地への延焼拡大などにより、多大な人的・物的被害が発生するおそれがある。

このため町は、消火活動はもとより、住民の避難時における安全確保、的確な救急・救助活動など住民の生命・身体を優先した活動を展開する。

第２　組織

本町には、近隣の３町で組織する紀勢地区広域消防組合奥伊勢消防署と奥伊勢消防署宮川出張所が常備消防として設置されており、大台町消防団とともに火災の初期鎮圧と未然防止および救急、救助の業務を行っている。

（資料第 17　大台町消防団の組織）

第３　消防団員の招集

1　非常招集

大規模な災害の発生が予想される場合、事前に消防団員の非常招集を実施する。

団員は、団長、副団長、各分団長を通じて伝達する。

団員は、招集がなくとも災害が発生し、又はそのおそれがあると認知したときは直ちに出動しなければならない。

2　招集集結場所

（1）　団長および副団長は、町災対本部へ集合し、災害に関する情報を入手した後、団員に招集の指示を行い災害の発生場所へ向かう。

（2）　団員は、各班消防ポンプ格納庫等に集結する。

3　招集伝達方法

団員は、団長の招集によって出動し、職務に従事するものとする。ただし、招集を受けない場合であっても、水火災その他の災害の発生を知ったときは、あらかじめ指示する所に従い、直ちに出動し、職務に従事しなければならない。

招集の連絡にあたっては、電話、防災行政無線放送の利用、サイレン等迅速な方法をもって行う。

連絡系統は、次によるものを原則とする。

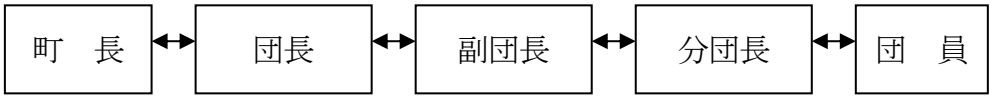

各種サイレン信号

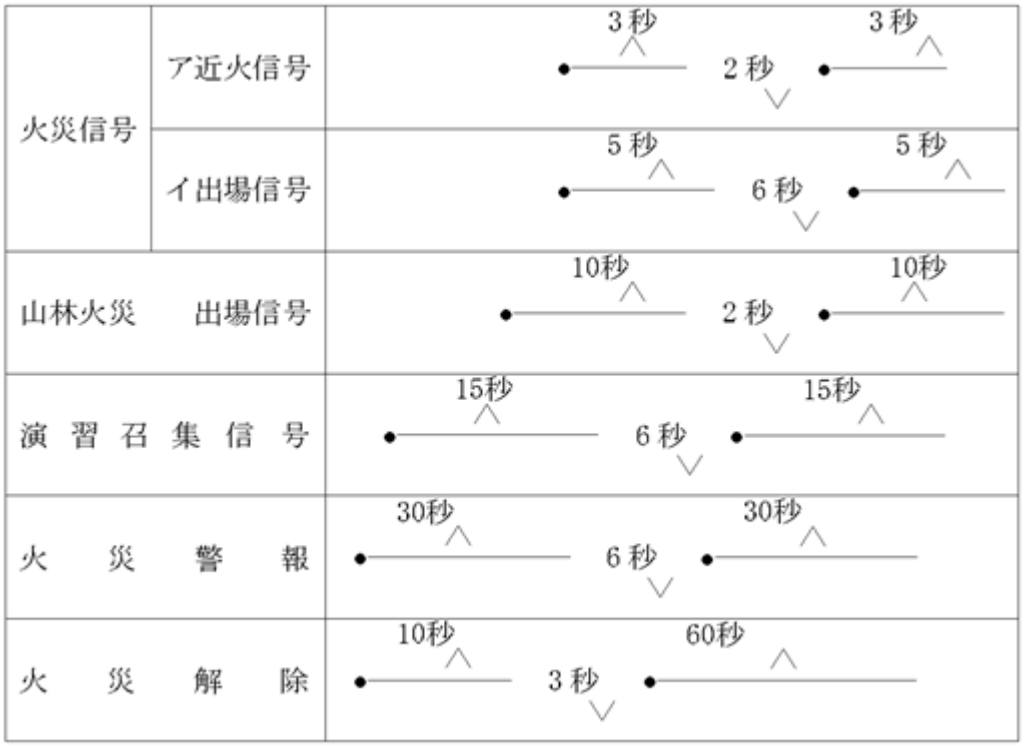

第４　地震火災への対処

過去の震災例をみると、地震災害の中で多くの被害をもたらしているものに火災がある。それは、地震火災に次のような特徴が認められるためである。

1　火災が、不意に、同時に多数発生すること。

2　地震動や建物の破壊から生命を守ることが先行し、火の始末、初期消火をすることが困難であること。

3　危険物等の爆発、漏れ等により延焼が拡大すること。

4　破壊された建物による道路の遮断や通信の途絶が、適切な消防活動を阻害すること。

このように、悪条件が複合して起こる地震火災を軽減・防止するための施策は、震災対策全般に及ぶ大問題である。このため、消防体制を整備し、出火の防止、初期消火、延焼拡大防止に努める。

第５　初期消火体制の確立

1　地震直後の悪条件のもとで初期消火の目的を十分発揮するため、防火用水、バケツ、消火器等を整備し、自主防災組織と連携した初期消火体制の確立を図る。

2　交通障害等により消防ポンプ自動車の活動が制限されることを想定して、可搬式小型動力ポンプの整備を図る。

3　自主防災組織ごとに地域特性に応じた資機材の整備を図る。

第６　消防水利の整備

1　危険地域、住宅密集地等における耐震性貯水槽の整備を促進するとともに、既設の防火水槽についても耐震性の確保に努める。

2　防火水槽の適正配置を図るとともに、河川、池等の自然水はもちろん、井戸等も消防水利として利用できるよう事前に検討し、利用計画をたてる。

第７　他市町との相互応援

大規模火災、地震その他の大規模災害により、町単独での応急対策が困難な場合は、次の協定等に基づき、関係機関へ応援を要請する。

1　三重県内消防相互応援協定（平成 19 年締結）

2　大台町・東員町災害時相互応援協定（平成 18 年締結）

第８　緊急消防援助隊の応援出動

町は、近隣市町の応援のみでは対応ができないほど災害が大規模な場合に、県、市町および消防組合により締結している「三重県内消防相互応援協定」に基づき、消防援助隊の応援出動を要請する。

第９　資機材の整備等

消火・救急活動に必要な資機材は、原則として町が緊急点検・整備を行い携行するものとするが、不足する場合は応援協定により関係機関へ応援を要請する。

また、保有する資機材については、発災後直ちに点検・準備する。

第 10　県防災ヘリコプター支援要請

1　支援要請の原則

現に災害が発生し、又は発生するおそれのある場合で次のいずれかに該当するとき、町長および紀勢地区広域消防組合消防本部消防長が要請を行う。

（1） 災害が、隣接する市町等に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合

（2） 町等の消防力によっては、災害の防御又は災害情報の収集が著しく困難と認められる場合

（3） その他救急搬送等緊急性があり、かつ防災ヘリコプター以外に適切な手段がなく、防災ヘリコプターによる活動が最も有効な場合

2 支援要請方法

知事に対する応援要請は、電話等により、次の事項について連絡を行うものとするが、事後速やかに防災ヘリコプター緊急運航要請書を知事に提出するものとする。

（1） 災害の種別

（2） 災害発生の日時、場所および被害の状況

（3） 災害発生現場の気象状態

（4） 災害現場の最高指揮者の職名・氏名および連絡方法

（5） 場外離着陸場の所在地および地上支援体制

（6） 応援に要する資機材の品目および数量

（7） その他の必要事項

緊 急 時 支 援 要 請 連 絡 先		
防災対策部　消防・航空課（防災航空班）	電　　話	059 - 235 - 2558
	ファックス	059 - 235 - 2557

3 防災ヘリコプターの活動内容

防災ヘリコプターは、次に掲げる活動等で、ヘリコプターの特性を十分活用することができ、その必要性が認められる場合に運用するものとする。

防災ヘリコプターの活動内容
① 被災状況等の調査および情報収集活動
② 救急患者、医療従事者等の搬送および医療器材等の輸送
③ 消防隊員、消防資機材等の搬送
④ 被災者等の救出
⑤ 食料、衣料その他の生活必需品および復旧資機材等の救援物資、人員等の搬送
⑥ 災害に関する情報、警報等の伝達等広報宣伝活動
⑦ その他災害応急対策上、特に防災ヘリコプターによる活動が有効と認められる活動

（資料第 19　防災ヘリコプター緊急運航要請書）

第９節　救出活動

活　動　の　ポ　イ　ン　ト	所　管　課
１　消防機関到着以前の自主防災組織による初期救出の実施	総　務　課
	関　係　機　関
２　県、警察、他市町への応援要請 ⇨ 明示事項　協力日時、集合場所、協力人員、捜索範囲、予定期間、携行品等	紀勢地区広域消防組合 消　防　団 大　台　警　察　署

第１　計画の方針

災害時において、生命、身体が危険な状態にある者の救出又は生死不明の状態にある者に対する必要な救助、捜索、保護を図る。

第２　実施責任者

実施責任者は町長とする。ただし、町で対処できないときは、町長は、他市町又は県に要員、資機材の応援を要請する。また、災害救助法が適用された場合は、知事又は知事の職権を委任された町長が実施する。

第３　救出の対象者

被災者の救出は､次の状態にある者等生命､身体が危険な状態にある者を対象とする。

１　火災時に火中にとり残された場合

２　倒壊家屋の下敷になった場合

３　流失家屋および孤立した地点にとり残された場合

４　自動車等の大事故が発生した場合

第４　救出の方法

救出は災害の条件によって異なるが、防災関係機関と緊密な連絡をとり、迅速な救出作業を行う。

救出作業は、消防団および紀勢地区広域消防組合が行い、必要に応じて自主防災組織および住民の協力を得るものとする。特に土砂災害等により、専門的な技術を要する場合は、警察の広域緊急援助隊や自衛隊等の応援を速やかに要請し、高度な救助資機材の投入を図る。

1　町災対本部未設置の場合

町災対本部が設置されていないときは、消防団本部を通じて、消防団各分団が出動、救出に当たる。ただし、団本部に連絡するいとまのないときは、各分団に連絡の上、出動を要請する。

この場合、分団長は速やかに消防団本部へ出動の報告を行うものとする。

2　町災対本部設置の場合

総務班を通じ、団長へ出動を命じる。

第５　救出の記録

記録整備保存すべき帳簿は次のとおりとする。

罹 災 救 出 状 況 記 録 簿

年月日	救出地区	救出人員	救出用機械器具			金額	備考
			名　称	数量	所　有　者		

注　救出用機械器具は借上費の有無の別を問わず記入するものとし、有償による場合のみその借上費を「金額」欄に記入すること。

第６　防災関係機関等の要請

災害が甚大であり、又は特殊災害のため消防団又は一般協力者の動員のみでは救出困難な事態の場合は、県、大台警察署、紀勢地区広域消防組合、他市町に次の事項を明示し協力を要請するとともに必要に応じ自衛隊の派遣について知事に要請するものとする。

1　協力日時

2　集合場所

3　協力人員

4　捜索範囲

5　捜索予定期間

6　携行品

7　その他必要となる事項

8　ドローン等の無人航空機による上空からの捜索要請

9　災害時協力協定に基づく、民間建設業者への重機・オペレーターの派遣要請

第７　警察との連絡

被災者の救出に当たっては、特に大台警察署に連絡し協力を要請するとともに、町、紀勢地区広域消防組合、消防団、大台警察署の４者は、常に緊密な連携のもとに救出に当たるものとする。

第８　災害救助法が適用された場合

１　対象者

災害のため、現に救出を要する状態にある者又は生死不明の状態にある者に対して行う。

（注）「生死不明の状態にある者」とは、社会通念上生死の未だ判明しない者をいう。行方不明であるが死亡したものと推定される者については、「遺体（死体）捜索」として行う。

２　費用の範囲

救出のために支出できる費用は、舟艇その他救出のための機械器具等の借上費、修繕費および燃料費とし、当該地域における通常の実費とする。

３　救出期間

災害発生の日から３日以内に救出することとする。この期間は生存率が急激に低下する「72 時間の壁」を意識し、全力を挙げて活動を展開する。４日以降であっても、救出が必要なものがある場合には、災害救助法の適否に関らず、必要な救出活動を行う。

（参考　災害救助法による救助の程度、方法および期間早見表）

第10節　道路交通応急対策

活　動　の　ポ　イ　ン　ト	所　管　課
1　建設土木班を中心に道路、橋梁等の被害調査 2　被害状況を警察等防災関係機関へ連絡 3　交通規制情報入手のため警察との連絡手段を確保 4　危険物輸送車両の移送 5　緊急通行車両等の申請 ・事前申請先　⇒　大台警察署 ・災害時申請先　⇒　警察本部（交通規制課、高速道路交通警察隊）、大台警察署、災害時に設置される交通検問所、県防災対策部等 6　道路啓開（救急・救助ルートの早期確保）の優先順位決定	建設上下水道課 関　係　機　関 大　台　警　察　署

第１　計画の方針

災害時において交通が途絶又はそのおそれがあるときに、対策要員および資機材の輸送を迅速に行うため、交通の安全確保のための交通規制、道路標識等の設置、交通情報の収集および広報等の要領について定める。

第２　実施責任者

１　町長の措置

町長は、自ら管理する道路、橋梁の応急措置を行い、大台警察署と協力して交通規制を実施する。

２　交通規制

交通の規制は、次の区分により行う。

実施者	規制種別	規　制　理　由　等	規制対象	根拠法令
警察署長	通行の禁止および制限	公安委員会は、道路交通法第４条第１項に規定する交通の規制のうち、適用期間が短いものを警察署長に行わせることができる。	歩行者 車両等	道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第５条第１項

公安委員会	同　上	当該都道府県又はこれに隣接する若しくは近接する都道府県の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるとき。	緊急自動車以外の車両	基本法第 76 条
公安委員会	同　上	道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、又は交通公害その他の道路の交通に起因する障害を防止するため必要があると認めるとき。	歩行者車両等	道路交通法第４条第１項
道路管理者	同　上	道路の破損、欠壊その他の事由により、交通が危険であると認めるとき。	同　上	道路法第 46 条第１項

第３　実施方法

１　道路、橋梁等の応急措置

道路管理者は、道路、橋梁等に被害が生じた場合は、当該道路に対し、道路補強、崩壊土の除去、橋梁の応急補強等必要な措置を講じ交通の確保を図るものとする。

特に、救出活動や物資輸送に不可欠な「緊急輸送道路」の通行を確保するため、建設業協会等との連携による道路啓開（最低限の１車線確保）を最優先で実施する。

２　被害箇所等の通報連絡体制および調査

（１）　災害時に道路、橋梁等交通施設について被害箇所又は危険箇所を発見した者は、速やかに大台警察署又は町長に通報するものとする。

（２）　通報を受けた大台警察署又は町長は、相互に連絡するとともに、被害状況を調査するため、建設土木班を中心に調査班を編成し、被害状況を調査するものとする。

（3）　調査班は調査の結果、支障箇所を発見したときは、大台警察署と相互に連絡をし、その道路名、箇所、拡大の有無、迂回路線の有無その他被害状況を防災関係機関に連絡するものとする。

（4）　道路管理者および上・下水道、電気、電話等道路占用施設設置者は、所管以外の施設に被害が発生していることを発見した場合、当該施設を所管する者に直ちに応急措置をとるよう通報する。

（5）　孤立集落の発生が懸念される箇所の状況把握には、必要に応じてドローンを活用し、地上からの接近が困難な箇所の被害状況を迅速に調査する。

3　交通規制

（1）　道路管理者、公安委員会および大台警察署長は、災害により道路、橋梁等の交通施設に被害が発生し、又は発生するおそれがあり、交通の安全と施設の保全が必要となった場合又は災害時における交通確保のため必要があると認められた場合、通行の禁止、制限又はう回路の設定、代替路線の指定等の交通規制を実施する。

（2）　交通規制を実施した場合は、大台警察署において、町災対本部と情報共有するとともに、報道機関、日本道路交通情報センターおよび交通情報板等を通じ、規制の区間および迂回路等を広報するほか、立看板、案内図等を掲出し、交通規制の内容について周知徹底を図る。

（3）　災害発生前において異常気象等により道路の交通が危険と認められる場合、道路管理者が通行規制を行う。

（4）　道路管理者は、（3）の通行規制を行ったときは、直ちに大台警察署長に連絡するとともに三重県県土整備部道路管理課長に通報する。

また、通行規制を解除したときも、同様に通報を行う。

（5）　措置命令等

ア　警察官の措置命令等

（ア）　警察官は、通行禁止区域等において車両などが緊急通行車両の通行を妨げるおそれのある場合、車両などの占有者、所有者又は管理者に対し、車などの移動を命ずるものとする。

（イ）　命ぜられた者が措置を取らないとき、又は現場にいないときは、警察官は自らその措置をとることができる。この場合、やむを得ない限度において車両などを撤去することができる。

（ウ）　道路管理者による車両撤去（道路法第 44 条の 2 等）

緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要がある場合、道路管理者は、道路上の車両を自ら移動させ、又は必要最小限の措置をとることができる。

イ　自衛官の措置命令等

自衛官は、自衛隊用緊急通行車両の通行に際し、現場に警察官がいない場合に限り、前記アで警察官のとることのできる措置を行うことができる。ただし、自衛官のとった措置については、直ちに大台警察署長に通知しなければならない。

ウ　消防吏員の措置命令等

消防吏員は、消防用緊急通行車両の通行に際し、現場に警察官がいない場合に限り、前記アで警察官のとることのできる措置を行うことができる。ただし、消防吏員のとった措置については、直ちに大台警察署長に通知しなければならない。

（6）　車両の運転者の義務

道路の区間にかかる通行禁止等が行われたとき、又は区域にかかる通行禁止等が行われたときは、車両を速やかに他の場所に移動する。

第４　危険物輸送車両の移送

発火性危険物やその他有害物質を放出する恐れのある危険物輸送車両については、速やかに安全地帯に移送させる。

第５　緊急通行車両の申請

１　事前届出制度

（1）　災害応急対策が円滑に行われるよう、事前に災害応急対策に従事する町有車両の内必要な車両を事前に届け出て、緊急通行車両として指定を受ける。

（2）　事前届出は、大台警察署を経由し、県公安委員会に行う。

２　緊急通行車両確認証明書および標章の交付

（1）　確認の申し出

車両の使用者は、当該車両が緊急通行車両であることの確認を申し出るものとする。

（2）　標章および証明書の交付

前項において確認したときは、知事又は公安委員会から申し出者に対し、基本法施行規則（昭和 37 年総理府令第 52 号）で定めた標章および証明書が交付される。

（3）　緊急通行車両等の確認事務については、警察本部（交通規制課、高速道路交通警察隊）、大台警察署、災害時に設置される交通検問所、県防災対策部等において行う。

（資料第 20　車両の通行を禁止又は制限する標示および緊急通行車両の標章）

第11節　輸送対策

活　動　の　ポ　イ　ン　ト	所　管　課
1　総務班による一元管理および配車 2　車両の確保　⇨ 町有車両、公共的団体の車両、営業車両、その他自家用車両 3　車両燃料の確保　⇨ 業者からの調達 4　輸送の方法　⇨ （1）　車両　（2）　ヘリコプター　（3）　借り上げ等 5　輸送の順位　⇨ 第１段階：人命救助等に要するもの 第２段階：生命維持等に要するもの 第３段階：災害復旧に関するもの 6　緊急輸送道路 ・第１次緊急輸送道路　⇨ 一般国道 42 号他１路線 ・第２次緊急輸送道路　⇨ 主要地方道大台宮川線 ・第３次緊急輸送道路　⇨ 一般国道 422 号他５路線 ・優先して啓開する道路　⇨ 役場と宮川中学校、大台中学校を結ぶ道路および各地区の指定避難所へのアクセス路	総　務　課 建設上下水道課

第１　計画の方針

大地震の発生により、家屋の倒壊および火災等が広範な範囲で起こり、多くの被害、被災者が生じた場合には、救援、救急活動要員、救援用物資、応急復旧用資機材等の輸送手段が著しく不足する事態が想定される。

町および防災関係機関は、災害時における応急対策の実施に当たり必要な人員、物資等を迅速に輸送するため、各々が保有する車両等を動員するとともに、運送関係業者等の保有する車両等を調達して、緊急輸送体制を確保するものとする。

第２　実施責任者

災害時における輸送は、町長の指示により災害応急対策を行う各班が行う。ただし、配車等総合調整は総務班が行う。

また、町で対処できないときは、松阪地域防災総合事務所に車両その他の輸送力の確保あるいは輸送および移送についての応援等を要請するものとする。

（資料第 32　町有車両一覧）

第３　輸送の方法

輸送の方法は、災害の程度、輸送物資の種類、数量、緊急度並びに現地の交通施設等の状況を勘案して、次のうち最も適切な方法により行うものとする。

１　貨物自動車、乗合自動車および乗用自動車による輸送

２　ヘリコプター等による輸送

３　借り上げ等による輸送

第４　輸送の対象

１　第１段階

（１）　救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資

（２）　消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資

（３）　災害対策要員、情報通信、電力、水道施設保安要員等初動の応急対策に要する人員、物資等

（４）　後方医療機関へ搬送する負傷者等

（５）　緊急輸送に必要な道路や防災上の拠点となる施設の応急復旧、交通規制等に要する人員および物資

２　第２段階

（１）　第１段階の続行

（２）　食料、水等生命の維持に必要な物資

（３）　被災地外へ搬送する傷病者および被災者

（４）　輸送施設（道路、ヘリポート等）の応急復旧等に要する人員および物資

３　第３段階

（１）　第２段階の続行

（２）　災害復旧に要する人員および物資

（３）　生活必需品

第５　輸送車両等の確保

１　車両確保の順序

車両等の確保は、おおむね次の順序による。

（１）　応急対策実施機関所有の車両等

（２）　公共的団体の車両等

（３）　事業所等その他団体の車両等

（４）　その他の自家用車両等

2　輸送力の確保

輸送の方法は災害の程度、輸送物資の種類、数量、緊急度並びに災害時の交通施設の状況を総合的に勘案し、次のうち最も適当な輸送方法により実施するが、町有車両については発災後直ちに点検・準備を行う。

（1）　自動車による輸送

ア　町有車両

各班は、必要な車両を総務班に要請する。

総務班は、稼働可能な車両数を掌握し、要請に応じ配車を行う。

要　請（提　示　条　件）

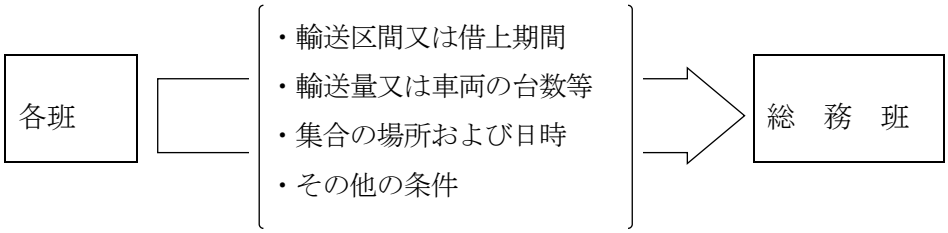

イ　その他の車両

各班からの要請により、町有のものだけでは不足する場合又は不足が予想される場合は、総務班は直ちに他の公共団体に属する自動車、営業用あるいは自家用の自動車の確保を図るものとする。

（2）　ヘリコプター等による輸送

地上交通が途絶した場合又は輸送の急を要する場合に、総務班は、県に防災ヘリコプター等による輸送を要請する。

必要により、自衛隊の応援を要請するものとする。民間航空事業者との協定がある場合は、その活用も図る。また、重量物や多量の物資輸送については、自衛隊の大型ヘリコプター（CH-47 等）の派遣要請を県を通じて速やかに行う。

（3）　借り上げ等による輸送

車両等による輸送が不可能なときは､借り上げ等により輸送を図るものとする。

3　輸送記録

災害輸送関係者は、車両の使用、その他の輸送に関する記録を整備保存しておくものとする。

月　日	車の種別	輸送人員輸送物資	輸送先	輸送の原因	車の所有者

4　費用の基準

輸送業者による輸送あるいは、車両の借り上げはその地域における慣行料金（国土交通省の認可をうけている料金以内）によるものとする。

第６　緊急輸送道路

本町における緊急輸送道路は、次のとおりである。

区分	発　災　後　の　利　用　特　性	路　線　名（起点～終点）	
第１次緊急輸送道路	県庁所在地、地方中心都市および重要な港湾、空港等を連絡する道路 ①広域的な交通を分担することのできる高規格幹線道路 ②広域幹線道路である一般国道（指定区間） ③防災拠点のうち県本庁舎、県総合庁舎、地方中心都市庁舎、国際拠点港湾管理庁舎、国際拠点港湾および自衛隊駐屯地に接続する道路 ④第１次緊急輸送道路ネットワークを形成するため上記①②③を連絡、補完する道路 ※ ①②のうち緊急輸送道路としてネットワーク化していない部分は除く	高　速自動車道	紀勢自動車道（紀北町～多気町）
		一般国道	一般国道 42 号（松阪市八太町～紀宝町成川）

第２次緊急輸送道路	第１次緊急輸送道路と市区町村役場、主要な防災拠点（行政機関、公共機関、主要駅、港湾、ヘリポート、災害医療拠点等）を連絡する道路 第１次緊急輸送道路と防災拠点である市町庁舎、市町分庁舎、道路管理庁舎、重要港湾および耐震強化岸壁整備港湾等、海上保安庁庁舎、警察庁舎、消防本部庁舎、広域防災拠点およびヘリポート、災害医療拠点とを連絡する道路	主　要 地方道	大台宮川線
第３次緊急輸送道路	その他の道路 ①第１次・第２次緊急輸送道路を補完する道路 ②第１次緊急輸送道路または第２次緊急輸送道路と防災拠点であるＪＲ貨物駅・特急停車駅、近鉄特急停車駅、救助活動拠点、地域内輸送拠点（市町物質拠点）、製油所、進出拠点とを連絡する道路	一般国道	一般国道 422 号
		主　要 地方道	大台宮川線
		一般県道	佐原勢和松阪線
			相鹿瀬大台線
			飯南三瀬谷停車場線
		町道	新田田口本線、その他避難所連絡道路

ただし、指定された緊急輸送道路に被害が発生し輸送に利用できない場合には、あらゆる経路を対象として臨時輸送道路に指定して緊急輸送道を確保する。

この場合には、県および警察の協力を求めて、車両等の乗り入れ規制を行い、迅速な輸送を確保する。

第７　燃料の確保

町災対本部は、緊急通行車両等の燃料を確保するため、三重県石油商業組合大台支部との協定に基づき、活動に必要な燃料を確保する。特に、停電時でも給油可能な「住民拠点サービスステーション（住民拠点 SS）」を優先的に活用し、緊急車両への優先給油（緊急車両優先給油カード等の活用）を徹底する。

このため、平常時から当該協定内容の実施方法について相互に確認しておくこととする。

第８　大台警察署との連携

町災対本部は、交通渋滞や交通規制等道路情報を広く収集し、緊急通行車両の運転者等に提供できるようにするため、大台警察署と連携を密にするとともに、必要により防

災行政無線等を携帯した専用連絡員の派遣を検討するなど、防災関係機関と一体となった対策の実施に努める。

第９　災害救助法が適用された場合

応急措置のための輸送

１　範囲

（１）　被災者の避難

（２）　医療および助産

（３）　被災者の救出

（４）　飲料水の供給

（５）　救済用物資の輸送

（６）　遺体の捜索

（７）　遺体の処理（埋葬を除く。）

２　費用

応急救助のための支出できる輸送費は、当該地域における通常の実費とする。

３　期間

応急救助のための輸送を認められる期間は、当該救助の実施が認められる期間とする。

（参考　災害救助法による救助の程度、方法および期間早見表）

第12節　災害警備活動

関係機関
大　台　警　察　署
大　台　町　消　防　団
自　主　防　災　組　織

第１　計画の方針

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、速やかに警備体制を確立し、情報収集に努める。特に避難所や被災地における犯罪抑止に努め、社会秩序の維持を図る。

住民等の生命、身体および財産の保護を第一とした災害警備活動を実施する。

第２　対策

１　災害警備体制の確立

（１）　職員の招集・参集

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、あらかじめ定めたところにより、速やかに職員を招集・参集させ、災害警備体制の確立を図る。

（２）　災害警備本部の設置

警察本部および大台警察署に所要の規模の災害警備本部を設置する。

（３）　警察災害派遣隊の派遣要請

被害の規模に応じて、速やかに警察庁に対し、警察災害派遣隊の派遣を求める。

２　災害警備活動の実施

ア　災害情報の収集・連絡等

イ　救出救助活動および避難誘導

ウ　緊急交通路の確保

エ　身元確認等

オ　二次災害の防止に関すること

カ　危険箇所等における避難誘導等の措置

キ　社会秩序の維持

ク　被災者等への情報伝達活動

ケ　相談活動

コ　ボランティア活動の支援

サ　無人航空機（ドローン）等を用いた被災状況の警備・状況把握

シ　交通検問所等の設置による、緊急通行車両以外の車両流入制限の実施

第 13 節　災害救助法の適用

所　管　課
総　　務　　課
福　　祉　　課

第１　計画の方針

町長が自ら実施する災害応急措置のうち、一定規模以上の災害に際しての救助活動については、災害救助法の適用を受け、被災者の保護と社会の秩序の保全を図る。

なお、法の適用前であっても、人命に関わる緊急の救助が必要な場合は、災害対策基本法等に基づき、町長として躊躇なく必要な措置を講じるものとする。

第２　実施責任者

応急救助活動は、町長が実施するものとする。ただし、町で対処できないときは、他市町又は県へこれの実施又はこれに要する要員および資機材の応援を要請する。また、災害救助法が適用された場合は、知事又は知事の職権を委任された町長が実施する。

第３　町民の責務

１　町民は、テレビ、ラジオ、防災行政無線等に加え、大台町防災アプリ、緊急速報メールで配信される気象予警報等に注意し、災害が発生したときにあわてずに行動できるように、平素から災害時の心得、避難の措置等について家族と話合い、災害発生時に各人が果たすべき役割を決めておくよう努めなければならない。

２　町民は、災害を未然に防止し、又は被害の減少を図るため相互に協力し、町が行う防災に関する事務又は業務に協力し、生命、身体および財産の安全の確保に努めなければならない。

第４　自主防災組織の責務

大地震等災害が発生した場合には、防災関係機関の防災活動が遅れたり阻害されることも予想される。このような事態において被害の防止又は軽減を図るため、住民の自主的な防災活動、すなわち住民自ら情報の受理、伝達方法、出火防止、初期消火、避難誘導、救出・救護等を行うものとする。

第５　災害救助法の適用手続き

１　町長は、災害が発生した場合は、速やかに被害状況を調査し、災害救助法の適用を受ける程度の被害が発生またはその見込みである場合には、速やかに知事に被害状況について報告するとともに、災害救助法の適用手続きに入ることとする。

2　町長は、災害救助法が適用される見込みである場合にも、救助が急を要し、知事による災害救助を待つ暇がないときは、災害救助法による手続きを終えずとも被災者の救助を行うこととする。この場合、事後に適用の承認を受けることで、実施した救助費用が法の対象となるよう適切に処理する。

3　町長は、災害救助法が適用された場合には、被災者に対し速やかにその旨通知することとする。

4　町長は、激甚災害の指定が見込まれるような大規模災害においては、住家の被害認定調査（り災証明書の発行業務）を迅速に行うため、他自治体からの応援職員の受け入れや、デジタル技術を活用した調査体制を速やかに構築する。

第 14 節　ボランティアの受入

所　管　課	関係機関
総　務　課 福　祉　課	社会福祉協議会 大台町ボランティア連絡会

第１　計画の方針

発災後の災害応急対策の実施にあたっては、被災者の様々な援助ニーズが増大する中で、参加したボランティアの善意が効果的に活かされるよう、社会福祉協議会および民間団体と連携して受入体制を整備する。特に外部からのボランティア流入による交通渋滞等の混乱を防止し、地域ニーズに即した「質の高い支援」の確保に努める。

第２　ボランティアの受入（災害ボランティアセンターの設置）

１　町と社協は、被災状況に応じて「大台町災害ボランティアセンター」を速やかに開設し、受付窓口を設置する。受付にあたっては、オンラインフォーム等を活用した事前登録制を導入し、現場での混雑緩和を図る。

２　社会福祉協議会は、災害ボランティア団体等に所属する者で長期的に滞在して各ボランティア活動の統括を行う者（災害ボランティアコーディネーター）を選任し、ボランティアによる自主的な組織編成と運営に協力する。

３　町外・県外からの広域ボランティアの受け入れについては、被災地の収容能力や交通事情を勘案し、三重県社会福祉協議会等と連携して範囲を決定する。

第３　資機材等の提供

町は、ボランティア活動の拠点（社協施設、公共施設、広場等）を提供するとともに、活動に必要な資機材（スコップ、一輪車、高圧洗浄機等）の調達や、収集した災害ゴミの仮置場の確保について協力する。

第４　ボランティア活動の安全確保

１　町は、災害が現に発生している地域および災害が発生する恐れのある地域へは安全が確認できるまでボランティアの活動を制限することとする。

２　町が行う災害対策活動および災害救助活動と重複する場合、その他町が行う活動に支障のある場合は、ボランティア活動を制限し中止させることができる。

３　活動に従事するボランティアに対し、ボランティア活動保険への加入確認または加入手続きを徹底し、事故や怪我への補償体制を確保する。

第５　地域との連絡調整

災害時には、地域による活動とボランティアによる活動が重複する場合が多くあり、ときには過剰な奉仕の精神が地域にとって逆効果の感情を与える場合もあるため、地域の要求とボランティア活動を調整してより効率的に被災者の救助と復興が行えるように、町民福祉課、社会福祉協議会、災害ボランティアコーディネーターおよび自治会長がそれぞれ活動調整することとする。特に、高齢者世帯等からの「見えないニーズ」を掘り起こすため、自治会長や民生委員等と連携し、ボランティアの派遣先を最適化する。

第15節　食料供給対策

活　動　の　ポ　イ　ン　ト	関　係　機　関
1　調達体制の強化（平常時） （1）小売業者のリストアップ（2）各組合等との協定締結の検討 2　災害時の調達 ・1に定める業者、組合等に供給を依頼 ・県に米穀等の斡旋を依頼 3　炊出しの実施 （1）炊出し予定場所での実施（2）自主防災組織保有機材の活用、（3）自主防災組織、日本赤十字社奉仕団、ボランティアの協力要請（4）燃料の確保 4　発災後3日分以上の食料確保を考慮した調達体制の確保および町民への備蓄の広報（平常時） 5　避難生活の長期化に伴う避難者の自立に配慮した供給の実施（本節第4参照） 6　食料集積場所　　役場本庁、荻原出張所 7　食料調達（救援物資含む）から供給までの流れの周知 8　食物アレルギー、乳幼児、高齢者等への「配慮食」の優先確保 9　孤立可能性地区におけるローリングストックの推進と非常食の先行配備	総　務　課 戦　略　企　画　課 議　会　事　務　局 産　業　課 森　林　課 税　務　住　民　課 生　活　環　境　課 健　康　ほ　け　ん　課 福　祉　課 会　計　課 教　育　委　員　会 出　張　所
	関　係　機　関
	社会福祉協議会 大　台　警　察　署

第１　計画の方針

災害の発生によって食料品の確保ができない被災者に対して、速やかに食料の供給を行い、生活の安定を図るものとする。

第２　救援物資対応マニュアルの活用

食料等の供給・調達に関しては救援物資対応マニュアルを活用して対策に当たる。

第３　食料の供給

1　食料の確保

震災時における食料の供給については、アルファ米、缶入りパン等の備蓄のほか速やかな調達を図るものとするが、大規模な地震が発生した場合は、発災後の３日間以上の

食料を町および各家庭の備蓄と町内業者からの調達でまかなえる体制の確立を目指すものとする。

住民には、インスタントやレトルト等の個人備蓄を呼びかける。

本町における確保の方法としては、業者との協定締結等を検討する。

2　少数者への配慮

通常の配給食料を受付けることの出来ないアレルギー性疾患等の患者のために必要な食料、粉ミルク等の調査を行い、備蓄若しくは入手経路の確立を図る。

避難所におけるアレルギー表示の徹底や、液体ミルク、離乳食、介護用・嚥下困難者用食品（スマイルケア食等）の備蓄・供給を強化する。

第４　避難所における供給計画

大規模な地震の発生により避難所を開設した場合の食料等の供給は、次のような段階を踏まえ、避難者の自立段階に応じた供給を心がけるものとする。

段　　階	食　　料
第　一　段　階 （生命の維持）	おにぎり、パン等すぐに食べられるもの、栄養補助食品、ゼリー飲料等
第　二　段　階 （心理面・身体面への配慮）	温かい食べもの（煮物等）、生鮮野菜、野菜ジュース等
第　三　段　階 （自立心への援助）	食材の給付による避難者自身の炊出し

第５　炊出しの実施

1　炊出しの実施者および協力団体

炊出しの実施については、町職員をもってあてるほか、自主防災組織、日本赤十字社奉仕団等のほか状況によりボランティア希望者（被災者を含む。）、自衛隊等の協力を得て行うものとする。

2　炊出し材料の確保

町内業者等から調達する。

3　炊出し予定場所

炊出し予定場所は、実情に応じ所在の区長との協議の上決定する。

4　炊出しの輸送

炊出しは、必要により各避難場所等へ運搬するが、運搬に当たっては、町有車両、消防車、私用車等を使用する。

5　炊出し用燃料等

炊出し用燃料等については、町内業者の協力を得て確保するものとする。

6　炊出し等の実施に伴う記録

炊出し責任者は、炊出し等の状況を把握するため帳簿を整理し、正確に記入し保管しておくものとする。

（資料第 22　炊出し協力者名簿）

（資料第 23　炊出し受給者名簿）

（資料第 24　食料品現品給与簿）

（資料第 25　炊出しその他による食品給与物品受払簿）

（資料第 26　炊出し用物品借用簿）

7　衛生管理の徹底

炊出しにあたっては、食中毒等の二次災害を防止するため、使い捨て手袋の着用、加熱調理の原則、検食の実施等の衛生基準を遵守する。

第６　物資の集積場所

地震による災害が甚大である場合には、救援物資又は町内からの調達により食料等を供給することになるが、その集積場所を次のように定め、職員のほかボランティアの協力により仕分け作業を行う。大規模災害時には、役場本庁・出張所に加え、民間企業の倉庫等を「サブ拠点」として活用し、物資の滞留を防ぐ。

また、町は必要な物資を松阪地域防災総合事務所を通じて県に連絡するものとする。

物　資　の　集　積　場　所

名　　称	所　在　地	連　絡　先
大台町役場本庁	大台町佐原 750	0598－82－3781
荻原出張所	大台町江馬 316	0598－76－1711

第７　震災時の食料等供給の流れ

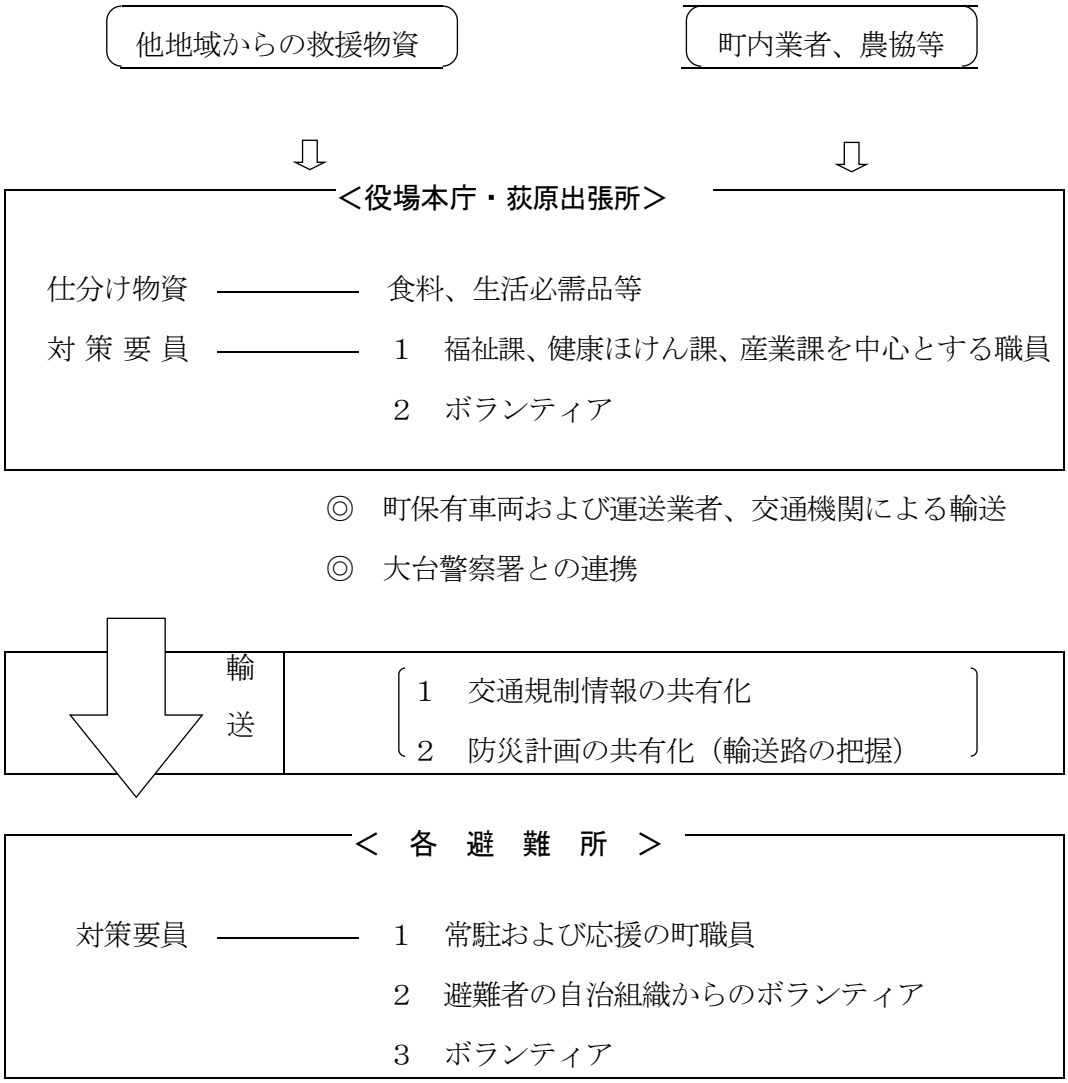

第８　災害救助法が適用された場合

１　対象者

避難所に収容された者、住家が全壊（焼）、流失、半壊（焼）、床上浸水等のため炊事ができない者および被害を受け一時縁故地等へ避難する必要のある者に対して行う。

２　実施期間

災害発生の日から７日以内とするが、法の主旨は相当大規模な災害を予想して決められたものであるので、期間前に必要のなくなったものは、その都度停止して完了する。

ただし、被災者が一時、縁故先等に避難する場合においては、この期間内に３日分以内を現物により支給するものとする。

３　費用の限度

救助の程度、方法および期間等一覧表のとおりとする。

（参考　災害救助法による救助の程度、方法および期間早見表）

第16節　給水対策

活　動　の　ポ　イ　ン　ト	所　管　課
1　町民への備蓄の広報の実施（平常時） 2　水道施設の被害調査と応急復旧の実施 3　給水箇所　⇒　役場、避難場所、医療機関、炊出し予定場所、社会福祉施設等 4　給水方法 ・ポリ容器による運搬給水 ・臨時給水栓の設置 ・三重県水道災害広域応援協定に基づく応援要請 5　給水量 １人１日３ℓを目安とし、長期に及ぶ場合は生活用水の増大に対処 6　トイレ・衛生管理のための生活用水の確保 7　孤立可能性地区における大型給水タンクの事前配備検討	総　務　課 戦　略　企　画　課 建設上下水道課

第１　計画の方針

震災のため、給水施設の破壊又は飲料水の枯渇、汚染等により、現に飲料に適する水を得ることができない者に対し、応急給水を実施するとともに、被災した諸施設を迅速に復旧し、飲料水の供給体制の確立を図る。

第２　実施責任者

飲料水の供給については、町長が行う。ただし、町で対処できないときは、三重県水道災害広域応援協定に基づいて応援を要請する。また、災害救助法が適用された場合は、知事又は知事の職権を委任された町長が実施する。

第３　応急復旧

水道施設が破壊された場合は、まず、水源取水施設の復旧を図るとともに、応急給水設備を設け、応急の給水体制を確立する。

水道施設の復旧は、重要度、修理の可能性および復旧工期等を勘案して、速やかに給水できるよう、最も効果的に修理し、また、復旧困難な箇所には、仮設配管を行い、臨時給水栓等から給水し得るまでの復旧工事を行う。

第４　応急給水

1　給水箇所

給水は、役場、避難所、医療機関、炊出し予定場所、社会福祉施設等（以下「指定場所」という。）への拠点給水を行う。特に、避難所においては、飲料水とは別に、トイレ洗浄や身体清拭等に用いる「生活用水」の供給場所を明確に区分して設置する。

2　取水場所等

給水車等への取水は、給水可能な配水池、配水本管の消火栓等より行う。

3　給水の実施方法

（1）　運搬給水は、ポリ容器等の容器により行う。高齢者や移動困難者に配慮し、背負い式給水袋の活用や、近隣住民・ボランティアによる個別配送支援を検討する。

（2）　給水可能な配水管がある場合は、仮設配管を行い、指定された場所に臨時給水栓を設けて給水する。

第５　資機材および技術者の確保等

1　交通途絶等により、給水が困難となることを想定し、搬送路の確保を検討しておくものとする。

2　給配水管の復旧については、大台町指定給水装置工事事業者に依頼する。

3　給水タンク、トラック、発電機等、保有する資機材については、発災後直ちに点検・準備を行うなど機材の確保を図るとととともに、管路の復旧、修繕および仮設配管、臨時給水栓に要する資機材等を速やかに確保する。

（資料第 27　応急給水資材）

（資料第 28　大台町指定給水装置工事事業者一覧）

第６　給水のための応援要請

町は、災害時には有限会社森と水を守る会から飲料水を調達できるよう体制を整えておくものとする。

また、町内で飲料水の供給が困難な場合には、三重県水道災害広域応援協定に基づき、応援要請書（別記様式）をもって南勢志摩ブロックの代表である松阪市を通して県水道災害対策本部に応援要請を行うものとする。

応援活動の主な内容は、次のとおりである。

1　応急給水作業

2　応急復旧作業

3　応急給水および復旧用資機材の供出

4　前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

第７　給水量

原則として、１人１日当たり、おおむね３リットルとする。ただし、これは「生命維持に必要な飲料水」の基準であり、衛生維持や調理を含む生活用水として、発災後３日目以降は１人１日 10～20 リットル（段階的増加）の確保を目指すものとする。

第８　住民による備蓄の推進

大規模地震の発生等の場合は、発生直後の給水が困難であることから、町民に対し家庭内での備蓄を行うよう広報を行うものとする。家庭内での飲料水（１人１日３リットル×７日分推奨）に加え、風呂の水の汲み置き等による生活用水の確保についても啓発を行う。

第９　災害救助法が適用された場合

１　対象者

災害のため現に飲料水を得ることができない者

（注）　この救助は他の救助と異なり、家屋や家財の被害はなくともその地区においてどうしても自力では飲料水を得ることができない者であれば、被害のない世帯であっても差し支えないが、反対に被災者であって自力で近隣より確保できれば供給の必要はない。

２　供給期間

災害発生の日から７日以内とする。

３　費用

飲料水供給のため支出できる費用は、ろ水器、その他給水に必要な機械、器具の借上費、修繕費および燃料費並びに浄水用の薬品および資材費とし、その地域における通常の実費とする。

（参考　災害救助法による救助の程度、方法および期間早見表）

別記様式

年　　月　　日

様

（市町等名）

「三重県水道災害広域応援協定」に係る応援要請について

このことについて、下記により応援を（要請・報告）いたします。

記

1　応援要請内容

<table>
<tr><td colspan="2">応援要請した市町等名（事後報告のみ記載する）</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>被災状況</td><td>断水戸数　戸</td><td>給水人口　　人</td><td>その他</td></tr>
<tr><td rowspan="2">応援内容</td><td colspan="3">応援給水　給　水　車　（　　t車　　台、　　t車　　台）
ポリ容器等　（　　）
応 援 職 員　（　　）</td></tr>
<tr><td colspan="3">応援復旧　資　機　材　（　　）
応 援 職 員　（監督員　　人、配管工　　人）
工 事 業 者　（　　班　　人）</td></tr>
<tr><td>応援期間</td><td colspan="3">日間　（　　月　　日　～　　月　　日）</td></tr>
<tr><td colspan="2">応援場所　（集合場所）</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="4">その他の要望および注意事項
応急給水用水の確保（可能、不可）
食糧、宿舎の確保等（　　）</td></tr>
</table>

2　連　絡　先　（　　）

3　連 絡 方 法　（　　）

4　応援ルートの指定（案内図を添付すること）

第 17 節　生活必需品等供給対策

活　動　の　ポ　イ　ン　ト	所　管　課
1　調達体制の強化（平常時） 小売業者のリストアップ、および関係団体との協定締結の検討 2　役場倉庫、自主防災組織倉庫の備蓄推進と町民への備蓄の広報の実施（平常時） 3　災害時の調達 ・１に定める業者に供給を依頼 ・県、日赤、他市町に調達依頼 4　救援物資の集積場所 役場庁舎とし、集中して仕分け、配送を実施 5　避難生活の長期化に伴う避難者の自立に配慮した供給の実施 6　生活必需品調達（救援物資を含む。）から供給までの流れの周知 7　女性・乳幼児・高齢者・障害者等のニーズに応じた物資の優先確保 8　在庫管理・配送管理におけるデジタル端末（タブレット等）の活用	総　務　課 戦　略　企　画　課 議　会　事　務　局 産　業　課 森　林　課 生　活　環　境　課 税　務　住　民　課 健　康　ほ　け　ん　課 福　祉　課 会　計　課 教　育　委　員　会 出　張　所

第１　計画の方針

震災により被服、寝具その他の生活必需品を喪失又はき損し、直ちに入手することができない状態にある者に対して被服、寝具等を給与又は貸与する。

第２　実施責任者

被災者に対する衣料、生活必需品、その他の物資の給与又は貸与については、町長が実施する。ただし、町にその供給が不可能であると判断された場合、県が確保を行い町に供給する。また、災害救助法が適用された場合は、物資の確保および輸送は知事が行い、各世帯に対する割当および支給は、知事の補助機関として町長が実施する。

第３　実施内容

１　給付品目

被害状況および世帯構成人員に応じて、急場しのぎ程度の生活必需品等を給与又は貸与する。具体的には、被害の実情に応じ、次の品目の範囲内において現物をもって行うものとする。

（１）　寝具（毛布、布団等）

（２）　被服（作業衣、婦人服、子供服等）

（３）　肌着（シャツ、ズボン下等）

（４）　身の回り品（タオル、手拭、靴、靴下等）

（５）　炊事道具（鍋、炊飯器、包丁等）

（６）　食器（茶わん、皿、はし等）

（７）　日用品（石けん、歯ブラシ、歯ミガキ粉、使い捨てカイロ等）

（８）　光熱材料（マッチ、ローソク、固型燃料、灯油等）

（９）　衛生・生活維持品（生理用品、紙おむつ、おしりふき、携帯トイレ、簡易ベッド、段ボールベッド等）

２　物資の調達および配分

（１）　町内業者等からの調達

町では、町内の小売業者、商工会等に協力を依頼し、生活必需品等の供給を行うものとする。

（２）　物資の輸送

町は、上三瀬地内および総合支所の離着陸場（ヘリポート）を空輸拠点、役場本庁および総合支所を物資の集積場所として、応急救助本部班を中心に輸送を行う。また、輸送に必要な車両の配車は、総務班が行うものとする。

ただし、地域内において輸送が不能となったときは、県に協力を求めることができる。県は、町の要請に応じて「三重県災害対策活動実施要領」に定められた輸送体制により対処するものとする。

（３）　他市町および県への応援要請

町内で調達困難な場合は、次の事項を明示し、県、日赤あるいは他市町に依頼し調達する。

ア　品目別数量

イ　必要日時

ウ　引取り又は送付場所

エ　その他必要な事項

（4）　調達および配分の要領

物資の給与又は貸与については、次のとおり行うが、自主防災組織、ボランティア等の協力を求めて避難行動要支援者に配慮しつつ、迅速かつ的確に実施する。

避難所等における物資の要望・在庫確認には、可能な限りデジタルツールを活用し、本庁・拠点・現場間でのリアルタイムな情報共有に努める。

避難所常駐職員、各自主防災組織の長、事業所代表等により給与要請
↓
総　務　班（総　務　課）に　て　集　約
↓

生活必需品、燃料等の調達、斡旋および配分	応急救助班	商工会、商店等へ調達依頼
援助物資の受領および配分	応急救助班	役場庁舎（物資の集積場所）にて仕分け

↓

避　難　所、各　家　庭、事　業　所　等　へ　配　布

第４　救援物資対応マニュアルの活用

物資の供給・調達に関しては救援物資対応マニュアルを活用して対策に当たる。

第５　県への要請

町は、必要な物資が生じ調達が困難な場合は、松阪地域防災総合事務所を通じて県に連絡するものとする。

第６　避難所における供給計画

大規模な地震の発生により避難所を開設した場合の生活必需品等の供給は、次のような段階を踏まえ、避難者の自立段階に応じた供給を心がけるものとする。

段　階	生　活　必　需　品
第一段階 （生命の維持）	毛布、使い捨てカイロ、携帯トイレ、段ボールベッド、パーテーション等
第二段階 （心理面・身体面への配慮）	下着、タオル、洗面用具、生理用品、乳幼児用品、介護用品、ドライシャンプー等
第三段階 （自立心への援助）	なべ、食器類、衣料類、テレビ、ラジオ、洗濯機、Wi-Fi 環境の整備、スマートフォンの充電設備等の設備

第７　備蓄の実施

各指定避難所には毛布等の寝具を予め備えることとし、各避難所の運営に必要な最低限の非常用電源を整備する。特に、孤立の恐れがある地区の避難所においては、７日分を目安とした分散備蓄（先出し配備）を推進する。

非常用飲食料の備蓄も随時充実させていくこととするが、住民においても緊急的な一時避難のための食料、生活用品の備蓄を行うよう広報を行っていく。

第８　救援物資の集積場所

調達した物資又は県等からの救援物資の集積場所は、次のとおりとし、大規模災害時には、民間事業者の倉庫等を「二次集積拠点」として活用し、物資の滞留（いわゆる「物資の被災」）を防止する。

名　　称	所　　在　　地	連　絡　先
大台町役場本庁	大台町佐原 750	0598－82－3781
荻原出張所	大台町江馬 316	0598－76－1711

第９　震災時の物資供給の流れ

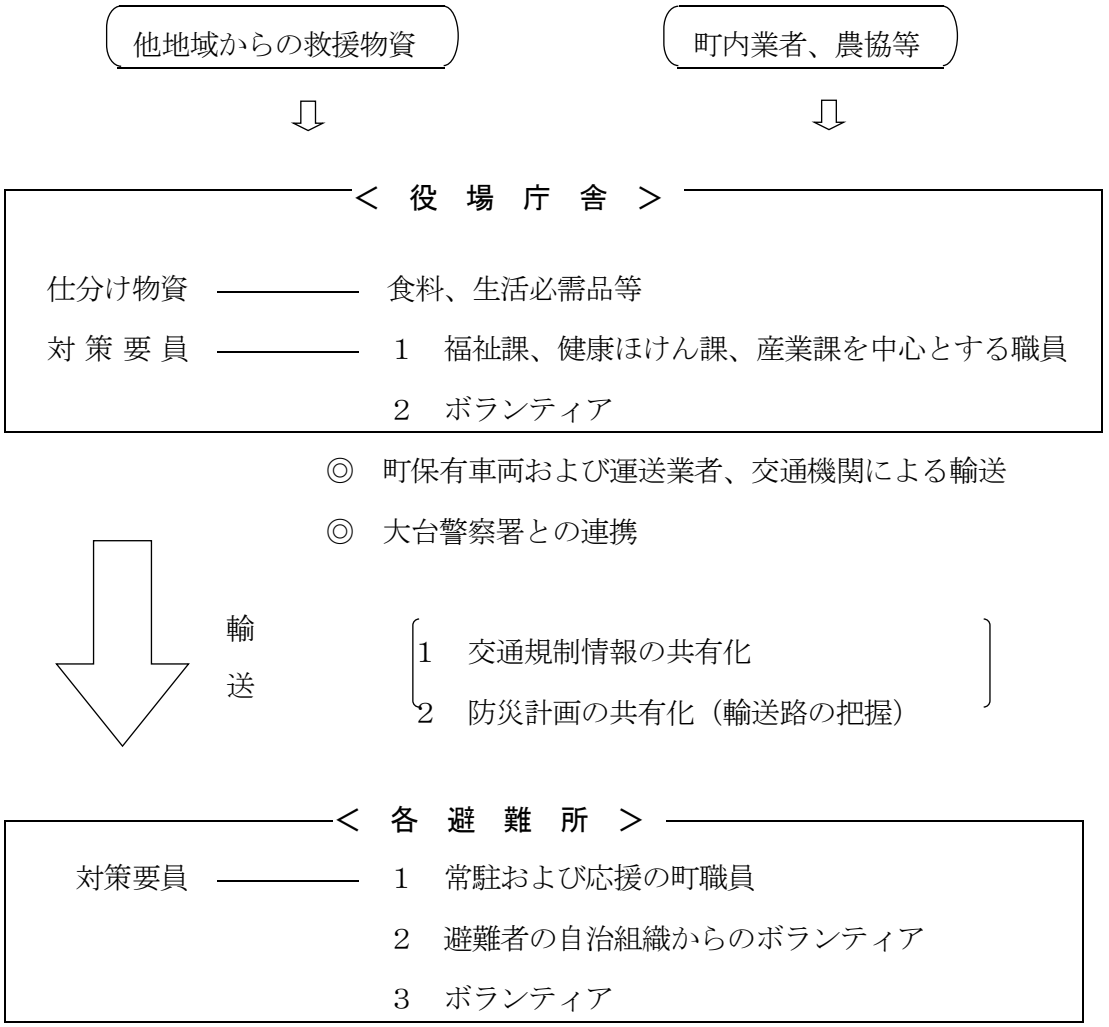

第 10　災害救助法が適用された場合

1　対象者

全半壊（焼）、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品をそう失又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者

2　給（貸）与品目

第３に定める品目

3　給（貸）与の方法

原則として、物資の確保および輸送（町まで）は県において行うが、それ以後の措置は町において行う。ただし、緊急の場合は、知事の委任により町長が生活必需品を購入し配分することができる。

4　給（貸）与の期間および費用の限度

（1）　給与又は貸与の期間は、災害発生の日から 10 日以内とする。

（2）　給（貸）与のため支出できる費用は、救助の程度、方法および期間等一覧表のとおりとする。

（参考　災害救助法による救助の程度、方法および期間早見表）

第18節　医療救護活動

活　動　の　ポ　イ　ン　ト	所　管　課
1　広域災害救急医療情報システム（EMIS）を活用した医療情報の収集 2　医療救護所の開設 3　医師会への派遣要請と医療救護所の運営	総　務　課 健康ほけん課 福　祉　課 報徳診療所
4　県への保健医療活動チームの派遣要請	関　係　機　関
5　傷病者の搬送 6　医薬品の確保に向けた関係機関との連携 7　トリアージ（治療優先順位の決定）の実施と搬送順位の最適化 8　心のケア（DPAT）および福祉的支援（DCAT）との連携	紀勢地区広域消防組合 消　防　団 大台警察署

第１　医療情報の収集・共有

関係機関からの情報収集や広域災害救急医療情報システム（EMIS）を活用し、医療機関の被災状況や負傷者等の受入状況等の情報を収集する。

災害拠点病院に通じる道路の状況も併せて収集し、県へ報告する。

通信手段が途絶して医療機関の被災状況が把握できない場合は、現地確認等による情報収集を行う。

収集した医療機関の被災状況についての情報は、県をはじめ関係機関の間で共有する。

医療機関の自家発電設備や受水槽の稼働状況についても情報を収集し、燃料や給水の優先供給に繋げる。

第２　医療救護所の開設基準

災害により、医療の途を失った傷病者が多数発生していると見込まれ、次号に該当するときに町が医療救護所の開設を決定する。

（１）　町域において震度６弱以上の地震が発生したとき

（２）　その他災害対策本部が設置の必要があると判断したとき

第３　医療救護所の開設

応急救助班は、被災状況に応じて松阪地区医師会等の関係機関に医療救護班　の派遣を要請し、医療救護所の開設を行う。

医療救護所は、宮川中学校および大台中学校を第一次医療救護所として開設する。

フェーズが進んだ段階で、避難所における慢性疾患の悪化予防、感染症等治療のため、必要と判断した場合には避難所に巡回救護所を開設する。

医療救護所の運営にあたって、関係機関との連携・情報共有を図る等、医療体制の活動調整を図る。関係機関と連携し、町が設置する医療救護所に係る全体の調整、運営を図るために災害対策本部に医療救護調整員をおく。

医療救護所においては、多数の傷病者を迅速に処理するため、トリアージを実施し、重症度に応じた赤・黄・緑・黒の識別標（トリアージタッグ）を適切に活用する。

第４　県への派遣要請

被災状況によって医療・助産救助の実施が困難な場合には、松阪保健所へ保健医活動チームの派遣要請を行う。ただし、緊急を要する場合は、隣接地の医療救護班の派遣要請を行う。また、避難生活の長期化に伴う健康被害を防ぐため、災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）の派遣を求め、避難所の衛生管理や健康調査の支援を受ける。

【保健医療活動チーム】

被災地で保健医療活動を行う機関（DMAT、JMAT、DPAT、日本赤十字、歯科医師会、災害支援ナース、支援薬剤師、DHEAT、保健師派遣チーム、JDA-DAT、医療救護班）の総称

第５　患者の搬送

消防機関は、知事又は町長から要請のあったときもしくは自らの判断により必要と認めたときは、直ちに救急車および救急隊員等を災害現地に出動させ、傷病者を医療機関等に搬送する。搬送にあたっては、EMIS 等により受入可能病院をリアルタイムで把握し、特定の病院への負傷者の集中を回避する。

なお、傷病者搬送用の車両が不足するときは、応急的措置に努める。

また、町長等は、緊急性があり、ヘリコプター以外に適切な手段がないときは、知事に対しヘリコプターの派遣要請ができる。

第６　医薬品の確保

災害時に必要な物資が円滑に供給できるよう、三重県、松阪地区医師会、松阪地区歯科医師会、松阪地区薬剤師会等の関係機関との連携を図り、医薬品等の確保を図る。特に、お薬手帳の持参を広報するとともに、JMAT（日本医師会災害医療チーム）や薬剤師会と連携し、慢性疾患薬の継続処方体制を整える。

第７　その他防災関係機関が実施する対策

１　医療機関が実施する対策

（１）　医療および助産の実施方法

医療および助産の実施は、災害の規模および条件等によって一定ではないが、おおむね次の方法による。

ア　被災地の医療機関は、病院施設、医療設備の被害の応急復旧を実施するとともに、必要に応じライフライン事業者等に対して応急復旧の要請を行う。

イ　患者の急増等に対応するため、相互に密接な情報交換を図り、必要に応じて他の医療機関等に協力を求めることとする。

ウ　医療救護班の編成協力機関は、災害発生直後において、知事又は町長からの派遣要請を待たなくても、自主的に医療救護班を編成し、派遣できる体制を整備する。

エ　医療救護班の編成を行う各協力機関の責任者は、あらかじめ班員の招集方法を定め、常時派遣できる体制を整えておく。

（２）　患者搬送および収容

消防機関は、知事又は町長から要請のあったときもしくは自らの判断により必要と認めたときは、直ちに救急車および救急隊員等を災害現地に出動させ、傷病者を医療機関等に搬送する。

なお、傷病者搬送用の車両が不足するときは、「第４章 第 11 節 輸送対策」により応急的に措置する。

また、町長等は、緊急性があり、ヘリコプター以外に適切な手段がないときは、知事に対しヘリコプターの派遣要請ができる。

２　日本赤十字社三重県支部の対策

（１）　医療および助産の実施方法

ア　日本赤十字社三重県支部は、県の要請により伊勢赤十字病院の救護班等を派遣し医療救護活動を行う。

なお、災害の状況に応じて独自の判断で医療救護活動を行う。

イ　救助法が適用された場合の救護班の業務内容は、「委託協定書」の定めにより、医療救護活動を行う。

３　赤十字奉仕団の対策

災害発生時において、日本赤十字社三重県支部は、赤十字奉仕団に協力を要請する。

４　三重県歯科医師会の対策

（１）　口腔のケア

被災者の口腔内環境の変化に関して、歯科医師、歯科衛生士等により、必要な箇所で被災者の口腔ケア活動を行う。口腔ケアの不足による誤嚥性肺炎（ごえんせいはいえん）を防止するため、避難所等での巡回相談や歯ブラシ等の物資提供を強化する。

◆大台町災害時医療救護所設置及び活動要領における医療救護体制図

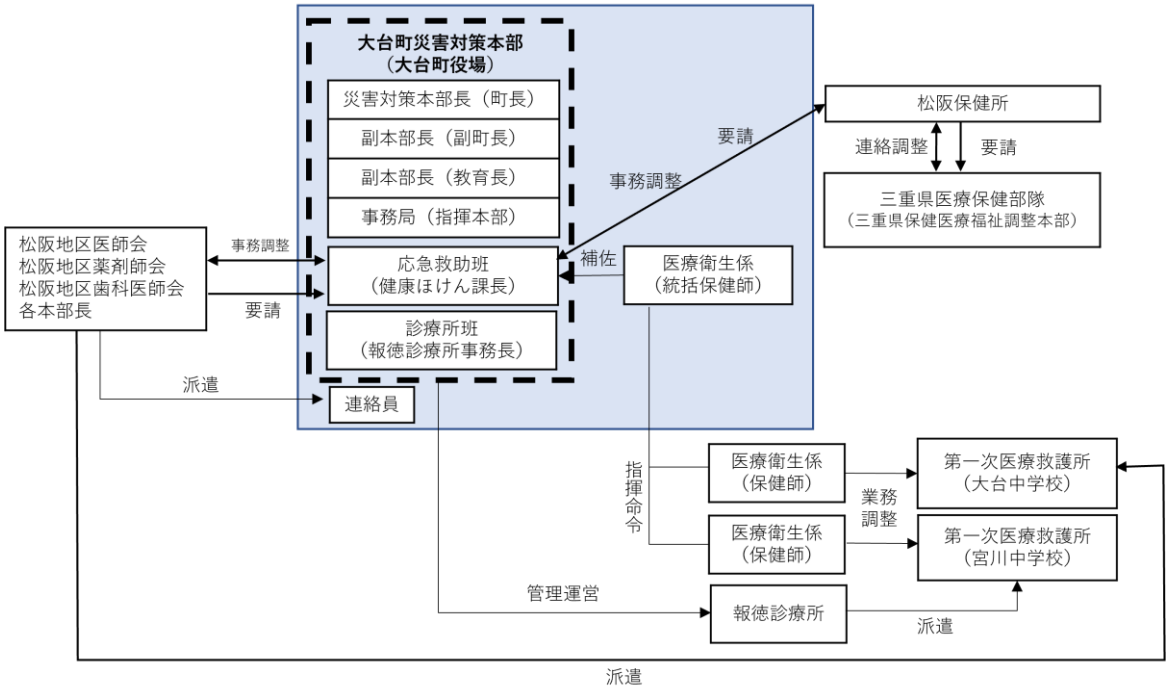

◆関係機関との関係図

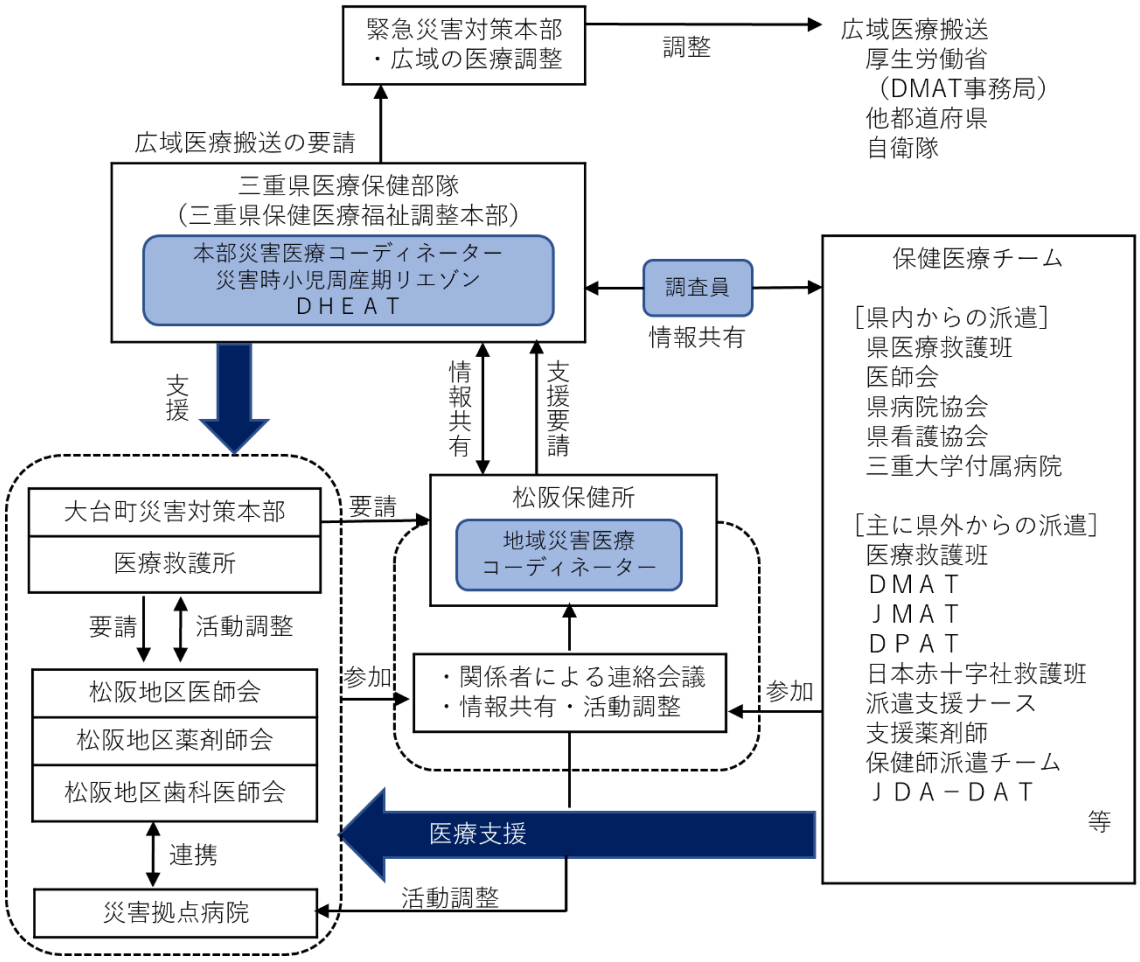

第19節　公共施設・ライフライン施設応急対策

所管課	関係機関
総務課 建設上下水道課 生活環境課	紀勢地区広域消防組合 消防団 中部電力パワーグリッド（株） ＮＴＴ西日本（株） 各移動通信事業者 大台町バス運行事業者 三重県大台ＬＰガス協議会

第１　計画の方針

交通施設・道路・河川等の公共土木施設、電気・電話・水道等のライフライン施設等は、地震により被害を受けた場合には大きな混乱の原因となり、また、応急対策上障害となる。

このため、これら公共施設、ライフライン施設の関係機関は、相互に連絡を深め、迅速な応急復旧体制を整備するものとする。各事業者は、被害情報の共有を迅速化するため、災害時情報共有システム等を活用し、相互の復旧計画に齟齬が生じないよう連携を強化する。

第２　対策

１　公共土木施設

（１）　道路、橋梁

緊急輸送道路の確保に引き続き、町民生活に欠くことのできない重要な生活道路については、緊急物資の輸送等の応急対策活動に重大な影響を与えるため、道路交通の確保に万全を期す。

（２）　河川

河川の堤防並びに護岸については、被災後、速やかに浸水を防除するよう応急措置を実施するものとする。

（３）　砂防設備

地震発生後には、二次災害を防止するため、既設の砂防ダム等設備の被災状況を点検し、早期の機能回復を図るため、速やかに応急復旧工事に着手する。

また､地震に起因する山腹斜面の緩み､クラック等の発生箇所の点検を実施し、必要に応じて応急工事を実施する。

（４）　状況把握の迅速化

道路の欠壊や土砂崩落の調査にはドローンや路面監視カメラ等を活用し、二次災害を防止しつつ迅速に被害範囲を特定する。

２　バス

災害災害発生時における速やかな応急措置､復旧については､人命尊重を第一にして、輸送の確保を図る。

（１）　災害発生時の組織対応

災害対策本部を設置し、被災現地への救援活動を行うとともに、情報収集、連絡を行い、必要に応じ応急計画に沿って、組織の一部を派遣し、応急・復旧にあたる。

（２）　運転基準

ア　乗務員は、地震を感知したときは、直ちに運転を停止させ、輸送の安全確保を行い、車両を安全な場所に避難させるとともに、旅客の保護に努める。

イ　前項の処置をとった後、輸送の安全確保にとって必要な情報収集を行うため、車両搭載の無線・有線を使って、速やかに運行管理者に連絡・報告し、以降の指示を受ける。

（３）　旅客への広報・避難誘導

ア　乗務員は災害の状況等、情報収集の範囲において、旅客への広報を積極的に行い、安全確保のための協力を求める。

イ　運行を中断したときは、速やかに車内に現存する旅客の人員を把握し、旅客の生命に危険が予想されるときは、直ちに安全な場所への避難誘導を行い、救助、応援の依頼等、旅客の保護のための適切な処置にあたる。

（４）　避難支援への協力

運行事業者は、町の要請に基づき、自家用車を持たない避難者の輸送や、広域避難が必要な際の大規模輸送に協力する。

3　電気

電力施設に被害を受けた場合は、被災地域のみならず、当該電力の供給範囲に大きな影響を及ぼすこととなり、電力が供給されない間は災害応急活動や避難生活にも大きな障害が生じるので、中部電力パワーグリッド株式会社と常に連絡を密にして、災害が発生した場合にも最小限度にその影響を食い止め、直ちに復旧工事を施すこととする。停電時においても、避難所や医療機関等の重要拠点において活動が継続できるよう、移動式発電機車やポータブル電源の優先配備、および電力復旧の優先順位について協議しておく。

4　LP ガス

（1）　LP ガス販売事業者は、災害により LP ガス機器等に被害が生じた場合は、二次災害の発生を防止するとともに、速やかに応急措置を講じる。避難所等への炊き出し用燃料として、LP ガス発電機やバルク貯槽の安全確認を優先し、エネルギー供給の継続を図る。

ア　LP ガス使用需要家よりガス漏れ等緊急出動の要請を受けた販売事業者は、その受信の際、容器の元バルブの閉止を指示し、速やかに出動し、修理を行う。

イ　その他、LP ガス消費設備の安全総点検を行う。

ウ　安全確認後、早期ガス供給を開始する。

（2）　協定に基づく調達、供給

「災害時における LP ガス等の調達に関する協定」に基づき、町から三重県大台 LP ガス協議会に調達、供給の要請があった場合は、あらかじめ定める体制により調達、供給を行う。

5　電話

（1）　NTT 西日本株式会社三重支店

NTT 西日本株式会社三重支店は地震発生時には、速やかに応急措置、応急復旧工事に着手するものとする。

（2）　移動通信事業者

各移動通信事業者は、地震発生時には、速やかに応急措置、応急復旧工事に着手するものとする。

また、通信途絶地域において移動基地局車や衛星通信端末（Starlink 等）を速やかに投入し、住民の連絡手段および行政の災害応急活動用通信を確保する。

6　水道

（1）　水道施設の復旧作業は、他のライフライン事業者（電気、ガス、電話、情報供給機関）との連携を図りながら、関係事業者間の広域応援体制を確立し、その協力を得て、早期復旧に努めるものとする。

（2）　水道事業者は、断・減水を未然に防止するため、水道施設の耐震性の強化、給水ルートのループ化を計画的に図るとともに、復旧活動に必要な人員、配管および施設の設計図書等並びに資機材等について常時、調査点検に努めるものとする。

（3）　水道施設の復旧作業においては、本管および医療施設等緊急を要する施設に接続する配水管など重要施設から優先的に実施するものとする。

（4）　町の水道事業

ア　町の水道事業の復旧にあたっては、復旧計画を策定し、速やかに実施するものとする。

イ　配水管の復旧に際しては、必要に応じ、共同栓を仮設して給水を開始する。

ウ　被災の状況により、必要に応じ、仮設管を敷設する等により早期復旧に努める。

エ　給水場所は、あらかじめ広報誌等で住民に周知しておくとともに、災害の発生に際しては、広報活動により、その場所を住民に知らせる。

また、水道施設の被害状況および復旧見込等についても知らせるとともに、需要家の水道に関する不安解消に努める。

オ　水道施設の復旧のため必要と認めたときは、他の水道事業者等に応援を依頼する。

7　公共施設等防災拠点施設

（1）　被害点検・巡視

役場庁舎および避難所等、防災拠点施設となる施設の管理者は地震による被害を把握するため、速やかに必要な点検・巡視を行い、その状況を町災対本部に連絡する。

（2）　応急措置

防災拠点施設となる施設に被害があった場合は、避難者の受け入れ等施設の機能回復に必要な物資の調達および施設整備の関係業者に速やかに依頼する。

（３）　BCP（業務継続計画）の発動

役場庁舎等が被災した場合は、あらかじめ定めた代替庁舎への機能移転を速やかに行い、応急対策活動の停止を最小限に抑える。

第20節　危険物等災害応急対策

所　管　課	関　係　機　関
総　　務　　課	紀勢地区広域消防組合 消　　防　　団 大　台　警　察　署 三重県高圧ガス地域防災協議会

第１　計画の方針

LP ガス販売事業者、石油等販売業者および火薬類販売業者等は、災害により危険な状態となった場合は、県の指導および業者組合等の保安計画に基づき直ちに応急措置を講ずるものとする。

第２　危険物製造所等の応急措置計画

１　危険物施設の所有者等が実施する対策

（１）　危険物施設の運転、危険物の取扱作業および運搬を直ちに停止する。

（２）　施設付近における使用中の火気を消火する。また、施設内の火元となり得る電源（保安経路を除く。）を切る。

（３）　危険物による災害の発生を防ぐため、施設の位置、構造および設備の技術上の基準について応急点検を実施し施設の現状を把握する。

（４）　危険物施設に損傷等の異常が発見された場合は、応急補修、危険物の除去等の適切な措置を行い、施設からの火災および流出事故を防止する。

（５）　危険物による災害が発生した場合は、化学消火剤、中和剤等を十分に活用し、自衛消防組織等により現状に応じた初期消火および危険物の流出拡散防止の措置を講じる。

（６）　上記（５）の事態を発見した者は、消防法の定めるところにより直ちにその旨を町、紀勢地区広域消防組合消防本部および警察署等の防災関係機関に通報する。

（７）　災害を発生した危険物施設の所有者等は、町、消防、警察等防災関係機関との連絡を密接にとり、従業員および地域住民の安全を確保するため、避難、広報等の措置を講じる。

2　町が実施する対策

（1）　危険物施設の所有者等から通報を受けた場合は、直ちにその旨を消防署、警察署および県等の防災関係機関に報告する。

（2）　公共の安全の維持又は災害の発生防止のため、緊急の必要がある場合は危険物施設の使用を一時停止並びに危険物の除去等を命ずることができる。

（3）　被害の状況、災害の危険性がおよぶ範囲を把握する。

（4）　被害が広範囲にわたり引火、爆発又はそのおそれがあると判断した　場合は、施設関係者、関係機関と連絡を取り、警戒区域を設定し、住民の立ち入りを制限し、区域内居住者に退去を命ずる。この場合避難先を指示する。

（5）　引火、爆発又はそのおそれがあるときは、奥伊勢消防署に出動を要請し、災害を防御し、又は災害の拡大を防止する。また、火災の状況、規模により消火用薬剤の収集、化学消防自動車の派遣の要請等を速やかに行う。

（6）　爆発や毒物流出の恐れがあり、現場への接近が困難な場合は、消防等と連携しドローン等による遠隔監視や情報収集を行う。

第３　ガス施設等応急措置計画

1　危険時に際して、LP ガス販売所等の事業主は、経済産業大臣（中部経済産業局長）、知事、町長および警察官に通報するものとする。

なお、移動中における事故発生等に際しては、迅速かつ適切な対応を図るため、三重県高圧ガス地域防災協議会の指定する最寄りの防災事業所の協力を得るものとする。

2　災害発生防止の緊急措置として、知事および町長は次の措置をとるものとする。

（1）　消防機関への出動命令および警察官の出動要請（災対法第 58 条）

（2）　警戒区域を設定し、立入制限、禁止および退去（災対法第 63 条）

（3）　応急公用負担行為（障害物除去等必要な措置）（災対法第 64 条）

3　災害応急対策

（1）　発見、通報と住民の安全

町長、警察官又は LP ガス販売事業者等は、ガス漏れ等の通報を受けた場合は、直ちに事故現場に出動するとともに相互に連絡するものとし、速やかに危険区域の住民に周知させ住民の生命の安全を図るものとする。

（2）　ガス漏れの初期応急措置

LP ガス販売事業者等は、事故現場に急行し、ガス漏れ箇所を速やかに確認するとともにガスを遮断するためのバルブの締め切り又はガス圧を低下させる等の処置によりガス噴出を停止させ爆発を未然に防ぐ。

（3）　作業の識別

LP ガス販売事業者等は、事故現場に急行する場合においては、LP ガス販売事業者等であることを識別できる腕章等を着用するものとする。

（4）　火気規制、立入り規制

町長は、LP ガス販売事業者等と協議のうえ事故現場を中心に交通規制を行い、警戒区域を設定し、区域内の火気の禁止および立入規制について、住民に周知徹底させる。

（5）　交通規制

警察官は、LP ガス販売事業者等と協議のうえ事故現場を中心に交通規制を行い、警戒区域への立入規制の実効をあげる。

（6）　避難の指示および場所

危険のおそれがある場合に町長は、区域内住民に避難すべき理由を周知させ、風向き等を考慮し直ちに安全な場所へ避難誘導するものとする。

4　一般消費者がとるべき措置

一般消費者は、震災時においては、直ちに火気の使用を中止し、容器のバルブを閉め、必要によっては安全なところに避難する。

5　停電時の安全確保

大規模停電が発生した場合、ガスの安全装置の稼働状況を確認し、通電再開時の火災（通電火災）を防止するため、利用者への啓発を強化する。

第４　毒物劇物災害応急対策

毒物劇物施設が災害により被害を受け、毒物劇物が飛散漏えい又は地下に浸透し、保健衛生上危害が発生し、又は発生するおそれがあるので、これに対する応急対策は本計画によるものとする。

1　毒物劇物営業者、特定毒物研究者および業務上取扱者は、毒物劇物の流出および飛散等の事故が発生した場合、回収その他の保健衛生上の危害防止に必要な措置を講ずるとともに、松阪保健所、大台警察署又は消防機関に届出るものとする（毒物および劇物取締法第 16 条の２）。

2　町は、県（保健所）および警察と密接な連絡をとり、住民に対する広報、汚染区域の拡大防止措置、警戒区域の設定、被災者の救出救護および避難誘導等の措置をとるとともに、飲料水汚染の可能性がある場合には、河川下流の水道水取水地区の担当機関に連絡する等万全を期するものとする。

3　施設の責任者および町、大台警察署等の防災関係機関は、必要に応じ次の措置をとるものとする。

（1）　毒物、劇物による汚染区域の拡大防止のための危険区域および立入禁止区域の設定

（2）　交通の遮断、避難、広報の実施

（3）　中和剤等の使用による毒物、劇物の危険除去

4　河川汚染への対応

毒物等が宮川等の河川に流入した恐れがある場合は、下流域の自治体および利水団体に対し、直ちに情報を共有し取水停止等の措置を要請する。

第５　放射性物質災害応急対策

放射性物質の事故により、保健衛生上身体に危害が発生し、又は発生するおそれがある場合の応急対策は本計画によるものとする。

1　事故発生時の通報

放射性物質の使用者、販売者および廃棄物業者並びにこれらの者から放射性物質の運搬を委託された者は、その所持する放射性物質の事故が発生した場合は、速やかに次の機関に通報するものとする。

（1）　松阪保健所

（2）　松阪地域防災総合事務所環境室

（3）　大台警察署

（4）　奥伊勢消防署

2　応急措置

事故が発生した場合は、緊急に応急措置を講ずる必要があることから、事故発生の通報を受けた上記機関は、相互に緊密な連絡のもとに次の応急措置を実施するものとする。

（1）　住民に対する広報

（2）　汚染区域の拡大防止措置

（3）　警戒区域の設定および交通規制等の必要な措置

（4）　避難指示等

（５）　被爆者の救出および救護

（６）　飲料水汚染地域の取水区機関への連絡

（７）　輸送中の事故にあっては、販売業者、使用者等の専門技術者の現場への出動指示

３　広域連携

特殊な資機材や専門知識を要する場合、県を通じて自衛隊（特殊武器防護隊等）や専門医療機関への応援要請を迅速に行う。

第21節　防疫対策

活　動　の　ポ　イ　ン　ト	所管課
1　検病調査班の任務　⇨ 感染症患者の発生状況の把握、未収容患者および保菌者の隔離、戸口調査、疑わしい症状の者の菌検索 2　消毒用資機材および薬品の確保　⇨（1）　備蓄 （2）　業者からの調達 3　防疫用機械の現状把握 4　避難所における感染症対策（ゾーニング・換気・消毒） 5　人と動物の共通感染症対策（ペット管理の徹底）	総　務　課 健康ほけん課 産　業　課 生活環境課

第１　計画の方針

地震災害発生時における防疫措置を迅速に実施し、感染症流行の未然防止を図る。

第２　実施責任者

防疫についての計画の樹立および実施は、町長が行う。ただし、町で対処できないときは、県又は他市町へこれの実施又は要員、資機材の応援を要請する。

第３　検病調査および健康診断

１　検病調査班の編成

検病調査班は医師１名、保健師（又は看護師）１名および助手１名で編成する。

２　検病調査の実施

検病調査班の稼動能力を考慮し、緊急度に応じて計画的に実施する。

３　検病調査班の用務

（１）　災害地区の感染症患者の発生状況を迅速正確に把握

（２）　未収容患者および保菌者の急速隔離とその適切な処理

（３）　全般的な戸口調査

（４）　前号による疑わしい症状のあるものの菌検索および接触者の保菌者検索

４　　検病調査の結果、必要があるときは、県が感染症の予防および感染症の患者に対する医療に関する法第 17 条の規定による健康診断を実施する。

第４　松阪保健所との連携

災害地の検病調査、清潔方法、消毒方法およびねずみ族昆虫等の駆除その他の防疫措置については、事情に即応した指導を松阪保健所に要請する。特に、被害激甚な場合には、松阪保健所に職員の派遣を要請する。

第５　防疫措置の実施

１　防疫活動

町長は、災害の規模および様態などに応じ、その範囲および期間を決めて、「災害防疫実施要綱」（昭和 40 年 5 月 10 日衛発第 302 号厚生労働省公衆衛生局通知）の基準により速やかに行うものとする。また、消毒等に関しては、感染症の予防および感染症の患者に対する医療に関する法律にも基づいて行うものとする。

２　活動内容

町長が実施する清潔方法、消毒方法は、感染症の予防および感染症の患者に対する医療に関する法第 27 条および第 29 条の規定により実施するものとする。

（１）　防疫活動は、応急救助班医療衛生係が中心となり、まず防災行政無線等による広報を行い、松阪保健所との緊密な連絡のもとに、実情に即した指導、協力を行う。

（２）　災害の状況等により検病調査班を適宜設置し、被災地および避難所における感染症患者又は保菌者の早期発見に努める。

（３）　感染症予防のため、必要に応じて被災地および避難所の消毒並びにねずみ族、昆虫等の駆除を行う。

（４）　被災地の家屋周辺の清掃および井戸水の消毒について指導又は指示を行う。

（５）　患者が発生した場合は、速やかに知事に連絡し、入院させる。

（６）　予防接種の実施が防疫上必要と認める場合は、県が指示を行う。

（７）　避難所における感染予防策の徹底

ア　発熱者等のスクリーニング（検温・問診）を実施し、必要に応じて専用の個室や隔離エリアを確保する。

イ　定期的な換気、手洗い・手指消毒の推奨、共用部分の清拭消毒を徹底する。

ウ　段ボールベッド等の活用により床面からの距離を保ち、飛沫感染および粉塵による健康被害を防止する。

第６　飼い犬等ペットの管理

生活環境班環境係は、犬による人畜への被害発生を防止するため、県から派遣される狂犬病予防員等と協力し、放浪犬を保護収容するとともに、飼い主に対し、犬の管理方法を指導する。

また、獣医師、三重県獣医師会の助言・協力を得て、避難所に隣接したペットの管理場所等の設置を検討する。

避難所におけるペット同行避難にあたっては、狂犬病予防注射の実施状況を確認し、飼育エリアと居住エリアを完全に分離することで、アレルギー対策および共通感染症（レプトスピラ症等）の発生を防止する。

第７　家畜の管理

１　牛、豚、鶏等、家畜舎が被害を受け、飼育する家畜が逃走した場合には、産業課は当該家畜の管理者および南勢家畜保健衛生所とともに、速やかに捕獲にかかることとする。

２　被害を受けた家畜舎から糞尿等の汚濁物が流出したおそれのある場合は、病原となる汚染等、周辺への影響について、産業課は松阪農林事務所および南勢家畜保健衛生所に連絡するとともに調査し、対策を講じることとする。

３　家畜の死体が発生した場合は、速やかに南勢家畜保健衛生所の指導のもと、防疫上の安全を確保した上で適切に処理し、悪臭や感染症の発生を防止する。

第22節　清掃対策

活　動　の　ポ　イ　ン　ト	所管課
1　処理方法 〔非常〕　衛生上支障のない方法による処理 2　人員・器材の応援要請⇨　(1)　雇い上げ、借上げ (2)　県、他市町への要請 3　優先収集するごみ ・腐敗性の高いごみ、応急対策活動上又は生活上重大な支障を与えるごみ ・浸水地域のごみ、重要施設のごみ 4　災害廃棄物仮置場の早期設置と分別の徹底 5　携帯トイレ・簡易トイレの普及と、し尿の衛生的な回制の構築	総　務　課 生活環境課 産　業　課

第１　計画の方針

被災地のごみの収集措置およびし尿の汲み取り処分、死亡獣畜の処置等の清掃業務を適切に行い、環境衛生に万全を期すものとする。

第２　実施責任者

清掃計画の樹立および実施は、町長が行う。ただし、被害甚大で町で処理不可能の場合は、他市町又は県の応援を求めて実施する。

第３　実施方法

奥伊勢広域行政組合、香肌奥伊勢資源化広域連合と連携して「清掃管理班」を編成し、処理を行うものとする。

また、大規模災害時廃棄物対策中部ブロック協議会を通じて、近隣自治体や民間事業者との広域連携を図る。

ただし、収集運搬に支障を生ずる場合は、県災対本部に連絡のうえ、近隣の市町又は府県から応援を求め緊急事態の収拾処置に当たる。

日々大量に発生するごみの処理や一時保管が困難とならないよう、住民に対して集積や分別の協力依頼を行うものとする。

1　ごみ処理

（1）　処理方法

ごみの収集は、被災地の状況を考慮し、緊急に清掃を要する地域から実施し、収集したものは処理施設のほか、必要に応じ埋立て、露天焼却等環境衛生上支障

のない方法で行うものとする。特に、被災家屋から排出される「災害廃棄物」については、あらかじめ指定した仮置場へ誘導し、再資源化（リサイクル）を念頭に置いた分別を住民に周知徹底する。

この収集、処分については、廃棄物の処理および清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号）に定める基準に従って行う。

また、保健衛生上の点から次のものを優先して収集する。

ア　腐敗性の高い生ごみや応急対策活動上又は生活上重大な支障を与えるごみ

イ　浸水地域のごみや重要性の高い施設（避難場所等）のごみ

（2）　要処理量

災害廃棄物発生量の推計について、災害の規模（被害棟数により区分）や対象とする廃棄物（災害廃棄物全体量、片付けごみ発生量）、災害の種類（地震災害（揺れ）、地震災害）、水害、土砂災害）に応じて、適当な推計式を用いる。

（3）　運搬等

ごみ処理を要する数量等に応じ、必要な人員器材を応援要請、雇い上げ等により確保する。

・算出方法　1 日当り　ダンプ等 1 台の処理量　10 トン

2　し尿処理

（1）　処理方法

処理については、し尿処理施設で行うことを原則とするが、必要に応じ、環境衛生上支障のない範囲で臨時に施設を設置し処理を図るものとする。

この収集、処分については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令に定める基準に従って行う。断水時においては、下水道や浄化槽への過度な負担を避けるため、避難所等における携帯トイレ・簡易トイレの使用を推奨し、回収したし尿を「感染性廃棄物」に準じて安全に保管・運搬する。

（2） 要処理量

1戸当たり　　7ℓ（A＋B＋C＋D＋……床下浸水戸数）
・算出方法　　7ℓ＝1人1.7ℓ×5人家族＝1戸当り1日の排出量

（3） 運搬

し尿の運搬は、バキューム車とし、1日平均1台の処理は7.2キロリットルとなるので、これに必要な人員機材を用意するものとする。

3 死亡獣畜の処理

死亡獣畜（牛・豚が死亡したもの）の処理は、死亡獣畜取扱場で行うほか、必要に応じて次のように行うものとする。

（1） 移動し得るものについては、適当な場所に集めて処理する。

（2） 移動し難いものについては、その場で個々に処理する。

（3） 処理は埋却および焼却によって行う。

（4） 野生動物（シカ・イノシシ等）の死体についても、感染症防止の観点から速やかに回収・処理を行う。

埋　却	深さ2mの穴を掘ってクレゾールおよび消石灰を散布し、土砂をもって覆う。
焼　却	0.8mの穴を掘り、薪を入れ、ロストル、鉄板を置き、死亡獣畜をのせ、その上にさらに薪を置き、重油（A）をかけ、むしろを被覆して焼き、土砂をもって覆う。

（資料第30　ごみ、し尿処理施設一覧）

4 公害対策

町は、平常時より公害パトロール等を行い、公害の早期発見に努めている。また、事業所等に対して公害発生の未然防止並びに被害の緊急処理体制および拡大防止対策の確立を図るよう指導するものとする。

災害により事業所から大気汚染、水質汚濁等の公害が発生した場合には、町は、当該事業所に作業の緊急停止又は中止を命ずるとともに、速やかに防災関係機関に対し連絡および調整を図るものとする。災害廃棄物の処理に伴う粉塵、悪臭、および浸出水による河川（宮川等）への影響を最小限にするため、仮置場等のモニタリングを実施する。

5 その他

必要に応じて、仮設トイレを設置する。避難所および避難生活の拠点には、簡易トイレやマンホールトイレ等の仮設トイレを速やかに設置し、排泄環境の整備を最優先事項として取り組む。

第23節　食品衛生対策

活　動　の　ポ　イ　ン　ト	所　管　課
1　応急救助班の任務　⇨　被災地営業者および臨時給食施設（炊き出し施設等）の衛生状態を把握し、現場指導等行い安全で衛生的な食品を供給する 2　関係機関との連携　⇨　地域防災総合事務所、保健所との連携を図る 3　ノロウイルス等、感染力の強い食中毒への警戒 4　アレルギー物質の混入防止と正確な情報提供	総　務　課 健康ほけん課

災害発生に伴う浸水、停電、断水等により発生する食品衛生上の問題を排除することにより、安全で衛生的な食品を供給し事故の発生を未然に防止する。

1　計画の方針

被災地営業者および臨時給食施設（避難所その他炊き出し施設）の衛生上の実態を把握し、適切な措置を講ずることにより、被災者に対し安全で衛生的な食品を供給する。

2　実施方法

（1）　臨時給食施設

応急救助班と関係機関が密接な連携を取って施設の実態を把握し、現場指導の徹底を行い、事故を未然に防止する。

■重点指導事項

ア　手洗い消毒の励行

イ　食器類の消毒

ウ　給食従事者の検便および健康診断による保菌者の排除

エ　原材料および食品の検査

オ　調理環境の整備

カ　検食の実施

（2）　営業施設

食品関連事業者等については、県の食品衛生監視員の指示に基づき、食品の衛生対策を講じる。

重点指導事項

ア　浸水地区は、たん水期間中は営業を自粛休業させ、水がひいた後、施設および設備を完全消毒のうえ、県の食品衛生監視員の検査を受けて営業を再開するよう指導すること。

イ　その他の地区にあっては、臨時給食施設と同様であるが、特に従業員の健康について指導すること。

また、汚水により汚染された食品および停電により腐敗した食品が供給されることのないようすること。

ウ　停電復旧時における冷蔵庫・冷凍庫の急激な負荷による火災防止や、温度管理が途絶えた食品の廃棄判断を徹底させる。

（3）　その他

応急救助班は、地域防災総合事務所、保健所と連絡を密にし、現地においては、県の食品衛生監視員の指示に従うものとする。

防災行政無線や大台町防災アプリ等を通じ、家庭内での「加熱調理の原則」や「期限切れ備蓄食料の確認」について広報を実施する。

第24節 遺体の取扱い

活動のポイント	所管課
1　捜索の実施　⇨　消防機関、警察、自衛隊等の救助機関と連携 2　他市町への応援要請　⇨　行方不明者・遺体に関する情報、応援を要する人数、資機材等の明示 3　遺体安置所　⇨　大台町B&G海洋センター体育館やすらぎ苑の利用、又は三重県広域火葬計画に基づき、松阪保健所を通じて措置 4　埋火葬の手配　⇨　火葬計画に基づき、松阪保健所を通じて措置 5　遺族への説明・心理的支援（心のケア）の実施 6　歯科医師会等との連携による身元確認の精度向上	総務課 税務住民課 福祉課 荻原出張所 報徳診療所 関係機関 消防団 紀勢地区広域消防組合 大台警察署

第１　計画の方針

災害が発生し、多数の死者、行方不明者が発生することが想定される場合には、これらの捜索、収容、検視・検案・身元確認、引渡し、埋火葬等を的確に実施する。

実施にあたっては、死者の尊厳を最大限に保持するとともに、遺族の心情に十分配慮し、迅速かつ適切な情報提供に努める。

第２　遺体捜索の実施者等

１　遺体の捜索

遺体の捜索は、町災対本部において、消防機関、警察、自衛隊等の救助機関と連携し、救出救助活動に必要な機械器具を借り上げて実施する。また、必要により地域住民の協力を得るものとする。

２　遺体の検視

遺体の検視は警察が行うものとする。

３　応援の要請

町災対本部において、被災その他の条件により実施できないとき、又は流失等により他市町にあると認められるとき等にあっては、隣接市町又は遺体漂着が予想される市町に直接捜索応援の要請をする。

なお、応援の要請に当たっては、次の事項を明示して行う。

（１）　遺体が埋没し、又は漂着していると思われる場所

（２）　遺体数、氏名、性別、年齢、容ぼう、特徴および持物等

（３）　応援を求めたい人数又は舟艇、器具等

（４）　その他必要な事項

第３　遺体安置所

大台警察署と調整を図り、被災状況に応じて、必要な検視場所および遺体安置所を開設する。遺体安置所は大台町Ｂ＆Ｇ海洋センター体育館をもって充てる。

安置所内においては、検視エリア、遺体安置エリア、遺族待機エリアを適切にゾーニングし、プライバシーの確保と混乱の防止を図る。

第４　遺体の収容、処理

遺体を発見したときは、町災対本部は、速やかに大台警察署と連携して指定された遺体安置場所に収容するとともに、検視、検案、身元確認を実施し、必要に応じ、次の方法により遺体を処理する。

１　実施者および方法

遺体の処理は、町災対本部応急救助班および診療所班が大台警察署および日本赤十字社三重県支部の協力を得ながら、遺体の洗浄、縫合および消毒等の処置をし、埋火葬までの間、開設した遺体安置所に安置する。ただし、町災対本部において実施できないときは、他機関所属の医療救護班の出動応援を求める等の方法により実施する。

身元確認を迅速化するため、警察の検視に協力し、身体的特徴、衣類、所持品に加え、歯科所見（DNA 鑑定を含む）の収集・照合を支援する。

２　遺体保存用資材の確保

検視、検案、身元確認を行い埋火葬等の措置をするまでの間、遺体を一時保存するため、棺、遺体保存袋、ドライアイス等の遺体保存用資材を確保する。ただし、町災対本部において資材の確保が困難な場合は、県に対し応援要請する。

遺体の長期保存が必要な場合に備え、遺体保冷庫の借上げや、特殊な保存技術（エンバーミング等）の活用について民間事業者との連携を検討する。

第５　遺体の埋火葬

災害の際、死亡したもので町災対本部がその必要を認めた場合は、次の方法により応急的な埋火葬を行うものとする。

なお、埋火葬を町災対本部で実施できないときは、他機関の応援および協力を得て実施する。

1　実施者および方法

埋火葬の実施は、町災対本部において直接土葬若しくは火葬に付し、棺および骨つぼ等を遺族に支給する等現物給付をもって行う。宗教的・文化的多様性に配慮し、遺族の希望を可能な限り尊重した埋火葬を支援する。

なお、埋火葬の実施にあたっては、次の点に留意を要する。

（1）　事故死等による遺体は、警察機関から引継ぎを受けたあと埋火葬する。

（2）　身元不明の遺体については、警察、県医師会、県歯科医師会に連絡し、その調査にあたるとともに、埋葬にあたっては土葬とする。

（3）　被災地以外に漂着した遺体のうち、身元が判明しないものの埋葬は、旅行死亡人としての取扱いによる。

2　遺体の搬送

埋火葬場までの搬送車両が不足する場合は、車両の手配を県に要請する。

3　火葬場および埋葬場所

火葬場は、やすらぎ苑を使用する。ただし、施設が被災等により使用できない場合、または火葬能力を上回る遺体数である場合は、「三重県広域火葬計画」に基づき、松阪保健所を通じ、必要な措置を講じるよう要請する。

埋葬場所は、被災地の墓地又は被災地最寄りの墓地を、当該墓地の管理者と協議の上、使用する。

火葬が困難で、公衆衛生上の緊急事態や遺体の著しい腐敗が避けられない等の極めて例外的な事態に限り、一時的な「仮埋葬（仮土葬）」の実施を検討する。この場合、将来の改葬（掘り出し・火葬）を前提とし、位置情報や個体識別を厳格に管理する。

第６　記録

整理保存すべき帳簿は次のとおりとする。

遺　体　処　理　台　帳

<table>
<tr><td colspan="2">死亡年月日</td><td></td><td colspan="2" rowspan="2">遺族の死亡者との関係</td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">死亡原因</td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="4">洗浄等の処理費</td><td>品　名</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">遺体発見の日時および場所</td><td rowspan="2"></td><td>数　量</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">金　額</td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">死亡者</td><td>住　所</td><td rowspan="2"></td><td rowspan="2">遺体安置場所および保存期間</td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td>氏　名</td></tr>
<tr><td rowspan="2">遺族</td><td>住　所</td><td></td><td rowspan="2">備　　考</td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td>氏　名</td><td></td></tr>
</table>

第７　災害救助法が適用になった場合

１　遺体の捜索

災害救助法適用時の遺体捜索の実施基準は、次によるものとする。

（１）　捜索の対象

災害により現に行方不明の状態にある者で、周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者

（２）　費用

遺体捜索のため支出できる費用は、捜索のための機械器具等の借上費、修繕費、燃料費とし、当該地域における通常の実費とする。なお、輸送費および賃金職員等雇上費は、遺体捜索費から分離し、「賃金職員等雇上費」、「輸送費」として、各々一括計上する。

（3）　期間

災害発生の日から 10 日以内とする。

2　遺体の処理、収容

災害救助法適用時の遺体処理の実施基準は、次によるものとする。

（1）　遺体処理の対象

災害により死亡した者について、その遺族等が混乱期のためにその遺体の処理（埋葬を除く。）ができない場合に行う。

（2）　処理の内容

ア　遺体の洗浄、縫合および消毒等の処置

イ　遺体の一時保存

ウ　検案

検案は原則として応急救助班、診療所班によって行う。

（3）　方法

遺体の処置は、救助の実施期間内において現物給付で行うものである。

（4）　費用の限度

ア　「救助の程度、方法および期間等一覧表」の限度とする。

イ　検案が応急救助班、診療所班によることができない場合は、当該地域の慣行料金の額以内とする。

ウ　遺体処理のため必要な輸送費および賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とする。（輸送費および賃金職員等雇上費の項で処理する。）

エ　期間

災害発生の日から 10 日以内とする。

3　遺体の埋火葬

災害救助法適用時における遺体埋火葬の実施基準等は、次によるものとする。

（1）　遺体埋火葬の対象

災害の際、死亡した者に対して、その遺族が混乱期のため資力の有無にかかわらず、埋葬を行うことが困難な場合又は死亡した者の遺族がいない場合

（2）　方法

埋火葬は、遺体処理の現物給付であって、実施期間は、災害の混乱期を予想しているものであるから、知事又は町長（補助又は委任による。）が行うことを原則とする。

（3）　費用

ア　範囲

次の範囲内において、なるべく棺、棺材等の現物をもって実際に埋葬を実施する者に支給する。

（ア）　棺（附属品を含む。）

（イ）　埋葬又は火葬（賃金職員等雇上費、輸送費を含む。）

（ウ）　骨つぼおよび骨箱

イ　費用の限度

「救助の程度、方法および期間一覧表」のとおり。

ウ　期間

災害発生の日から 10 日以内

第８　遺族等への支援

遺体安置所等において、悲嘆（グリーフ）に暮れる遺族に対し、保健師や心理専門職（DPAT 等）による心のケアを実施するとともに、死亡届や保険金請求等の行政手続きをワンストップで案内する体制を整える。

（参考　災害救助法による救助の程度、方法および期間早見表）

第25節　障害物除去対策

活　動　の　ポ　イ　ン　ト	所　管　課
1　除去資機材調達　⇨　建設業者への協力要請	総　務　課
2　除去障害物の集積場所　⇨　日常生活に支障のない場所	建設上下水道課
3　道路啓開（どうろけいかい）の優先順位確定	
4　ドローン等による被害状況の早期把握	

第１　計画の方針

山くずれ、河川の崩壊等によって道路、住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木および被災工作物等の障害物を除去し、災害の拡大防止と交通路の確保等を図るとともに被災者の保護と生活の安定を図る。特に、救急車両や救援物資の輸送に不可欠な「緊急輸送道路」の通行機能を最低限確保する「道路啓開」を最優先で実施する。

第２　実施責任者

1　障害物の除去は、町長が実施するものとする。ただし、町で対処できないときは、他市町又は県にこれの実施又は必要な要員、資機材の応援を要請する。また、災害救助法が適用された場合は、知事および知事の職権を委任された町長が行う。

2　障害物が道路上又は河川にある場合は、道路又は河川の維持管理者がそれぞれ必要に応じ除去するものとする。

第３　障害物除去の対象

災害時における障害物の対象は、おおむね次のとおりとする。

1　住民の生命および財産等の保護のため除去を必要とする場合

2　河川氾濫、護岸決壊等の防止その他水防活動の実施のため除去を必要とする場合

3　緊急な応急措置の実施のため除去を必要とする場合

4　その他公共的立場から除去を必要とする場合

5　集落の孤立を防止・解消するために必要な箇所の障害物除去

第４　実施方法

障害物の除去は、建設土木班が担当し、建設業者にこれを請負わせて実施する。

除去にあたっては、二次災害（再崩落等）の危険性を十分に評価し、作業員の安全を確保する。また、除去した土砂や工作物の集積場所は、第 22 節「清掃対策」で定める災害廃棄物仮置場と連携し、適切に管理する。

障害物の除去により、必要最小限度の日常生活が営めるようにするものとし、除去した障害物は、住民の日常生活に支障のない場所を選定し集積する。

状況により「災害時における応急対策業務に関する協定」に基づき、町から大台町商工会建設部分会に応援を要請する。

第５　災害救助法が適用された場合

災害救助法適用時における障害物除去の実施基準は、次によるものとする。

1　除去の対象

災害によって、土石、竹木等の障害物が日常生活に欠くことのできない場所に運びこまれ、それを除去すること以外に当面の日常生活が営み得ない状況にあるもので、次に該当するものに対して行う。

（1）　自らの資力で障害物の除去ができないもの

（2）　住家が半壊又は床上浸水したものであること。

（3）　当該災害により住家に直接被害を受けたもの

2　方法

障害物の除去は、現物給付をもって実施する。現物給付とは、除去するために必要なロープ、スコップおよび機械器具等の材料を現物で支給するという意味ではなく、住み得る状態にするということである。

3　除去の対象数

半壊又は床上浸水世帯数の$\frac{15}{100}$以内

4　費用の限度

救助の程度、方法及び期間一覧表のとおり

5　期間

災害発生の日から 10 日以内

（参考　災害救助法による救助の程度、方法及び期間早見表）

第26節　農林施設等災害対策

活　動　の　ポ　イ　ン　ト	所　管　課
1　被害状況調査及び応急対策状況の把握	総　務　課
2　技術指導による農作物被害の縮小（平常時）	建設上下水道課
3　採種ほ産種子の確保 ⇨ 県へ要請	産　業　課
4　家畜伝染病の防除 ⇨ 消毒、防疫薬剤配布、治療	森　林　課
5　山林種苗の供給 ⇨ 被災苗木の消毒、枯死苗木の抜取り、焼却	
6　ドローンや衛星画像を活用した広域的な被害把握の迅速化	
7　気候変動適応策に基づく、災害に強い作目・技術の導入指導	

第１　計画の方針

農作物に対しては、あらゆる災害による被害の発生が考えられるので、災害の都度、農作物等に対する技術対策をたて、防災関係機関と連絡をとり、その指導に当たるものとする。近年の激甚化する気象災害に対応するため、被害発生後は速やかにICTツールを活用して状況を把握し、営農・再造林の継続に向けた支援を最優先で実施する。

第２　農業用施設応急対策

かんがい用排水路、農道等の施設が災害により被害を受けた場合は、応急復旧を実施するとともに、施設の損傷により危険が生じたときは、防災関係機関の協力を得て適切な処置をとるとともに、被害に影響のある付近住民に対しても通報し、農作物の被害及び人的災害の防止を図る。特に、ため池や基幹排水路の決壊が二次災害を招く恐れがある場合は、センサー等による遠隔監視情報を活用し、迅速な避難呼びかけと応急復旧を行う。

第３　農作物の応急対策

１　災害対策技術の指導

農作物の被害を最小限にくい止めるため、松阪農林事務所及び農協等の協力を得て対策及び技術の指導を行うものとし、必要に応じ農業研究所等の指導及び援助を求め万全を期するものとする。

2　採種ほ産種子の確保

災害応急用種子の確保については、県および三重県米麦協会に協力を求める。

3　病害虫の防除

（1）　植物防疫についての計画樹立及び実施は、町長が行う。なお、知事は災害の状況により、植物防疫に関する発生、予察情報を提供するものとする。

（2）　町は病害虫防除所、農協等と連絡を密にして防除組織をつくり、農家に指導、助言を行い、病害虫の防除に努めるものとする。

（3）　防除は、特別の指示のない限り県の定める三重県病害虫総合防除計画により、行うものとする。

4　代替作物・種苗の確保

甚大な被害により作付けが困難な場合、地域の営農継続のため、県と連携し早期に代替種苗の提供体制を構築する。

第４　畜産応急対策

1　被災地における病家畜の早期発見に努める。

2　家畜伝染病が発生し、又は発生のおそれがある場合は、南勢家畜保健衛生所、畜産関係団体の協力を得て汚染地域の消毒を実施するとともに、防疫の方法の指導及び防疫薬剤の配布を行う。

3　治療を要する一般疾病の発生に際しては、県及び三重県農業共済組合、多気郡農協協同組合を主体に獣医師会の協力により治療の万全を期する。

4　家畜排せつ物等の流出防止

浸水等による汚染拡大を防ぐため、堆肥舎等の点検と流出防止措置を指導し、環境汚染を最小限に留める。

第５　林産物応急対策

1　山林種苗の供給

（1）　浸冠水した苗畑は、速やかに排水に努めるとともに、被災苗木の早期消毒、枯死苗木の抜取り及び焼却等に努める。

（2）　り災造林地においては、幼齢林の倒木起し作業及び施肥等により、早期復旧を図るとともに枯損等による所要苗木数量を把握し、その供給確保を図る。

2　病害虫の防除

被災木は病害虫の発生源となりやすいので、枯損木、倒木、折損木等は速やかに林外に搬出するほか、剥皮又は薬剤処理等により病害虫の防除に努める。

3　風倒木の除去

風倒木による二次災害を防止するため、森林組合、㈱フォレストファイターズと連携を図り、必要に応じ風倒木の除去等の措置を講じるものとする。

4　再造林の早期着手

風倒木等の整理後は、次世代の防災機能を高めるための多種多様な樹種による再造林を促進し、山地の崩壊防止機能を高める。

第６　林道施設応急対策

町は、災害の発生により林道施設に被害を受けた場合は、被害状況を調査し、その内容を松阪農林事務所に報告するとともに、応急対策の方策を検討し、施設の機能を維持するために必要な応急対策を講じることとする。

特に、被害を受けた箇所が水道施設等の生活関連施設や孤立地域への進入道路となっている場合には、県、近隣市町、土木事業者等の協力を得て、住民生活に著しい支障をきたさないように速やかに応急対策工を行う。

林道の閉塞による孤立集落の発生を防ぐため、林業事業者の保有する高性能林業機械等を優先的に活用し、速やかな啓開（障害物除去）を行う。

第27節　文教対策

活　動　の　ポ　イ　ン　ト	所　管　課
1　平素からの災害時の任務分担、時間外の参集等の体制整備 2　教職員、児童・生徒等、保護者の周知事項 （1）　情報収集伝達方法、（2）　児童・生徒等の誘導方法、（3）保護者との連携方法、（4）　緊急通学路の設定 3　応急教育の方法　⇨　短縮授業、二部授業、分散授業 4　教職員の確保　⇨　学校間等の教職員の応援要請、非常勤講師等の任用 5　大規模地震の発生時に学校が避難所として使用される際に生じる問題点の事前検討（本節第３参照） 6　ICT（1人1台端末等）を活用したオンライン学習体制の整備 7　学校における指定避難所運営と教育活動の両立調整	教育委員会

第１　計画の方針

文教施設の被災又は児童、生徒の被災により、通常の教育が行えない場合の応急教育対策は本計画によるものとする。

第２　実施責任者

町長（災害救助法適用の場合、学用品の給与については知事の委任による町長）所轄のもとに教育委員会、学校長が協力して行うものとする。

第３　事前計画の策定が必要な問題点

大規模地震の発生時においては、住居の全壊・半壊又は保護者の死亡による児童生徒等の一時疎開や教師の避難所運営への参加など、様々な問題が起こることが予想される。そこで今後、次の事項について特に検討を行うものとする。

1　避難所の運営における教職員の協力方法

2　児童生徒等の安否確認の方法

3　学校機能を早急に回復するために、学校内において避難者と児童生徒等とで共用する部分と、児童生徒等又は避難者のみが使用する部分の区分け

4　避難所になった場合に必要な備品等の整備

5　授業中等に発災した場合の児童生徒等の避難、帰宅の方法及び保護者との連絡方法等の措置

6　避難所受入れ体制等の整備

避難所となる学校の教職員は、その運営が町の災対本部に引き継がれるまでの間、災対本部との連携を密にしながら、避難住民の受入れ体制の整備を図る。

（1）　避難所機能と教育機能の共存方策

学校が避難所として活用される一方で、その利用の仕方によっては、円滑かつ迅速な授業再開の障害ともなりうるため、授業再開を念頭に置いた避難所としての利用範囲、利用方法、運営方法等の基準を定める。

（2）　避難所運営における教職員の役割

学校が避難所となった場合、教職員は、必要に応じその運営等救援業務に協力するとともに、二次災害の防止や学校再開のために施設の安全点検を行うなどの措置が必要のため、その役割について検討を行う。

第４　施設の応急対策

被災施設の状況を速やかに把握し、関係機関と密接な連絡のうえ、次の対策をとり、教育の低下をきたさないように努める。

（1）　校舎の被害が軽微なときは速やかに応急修理を行う。

（2）　校舎の被害が相当に大きく、全面的に使用不能で復旧に長時間要する場合には、使用可能な学校施設、公民館その他民有施設の借上げ等仮校舎を設置する。

（3）　応急養育実施にあたっては、児童生徒等及び保護者等に対し、メールやホームページなどで実施時期等の周知を図る。

（4）　施設の安全が確保できず、仮校舎の設置もできない学校施設については、教育委員会は被災者支援部隊＜教育対策班＞に対し、児童生徒等を他の学校施設へ転入学させる等の調整を要請する。

（5）　学校が避難所となる場合、教育委員会は施設管理者として、避難生活スペースと教育スペースを分離（ゾーニング）し、早期の授業再開に向けた環境調整を行う。

第５　応急教育の方法

校舎の被害が甚大で、復旧に相当の期間を要し、授業ができないため学力低下のおそれがある場合は応急の仮校舎で授業を行う。校舎が使用不能な場合や登校が困難な事態に備え、GIGA スクール端末やクラウド環境を活用した「ハイブリッド型授業（対面とオンラインの併用）」を実施し、学習の空白期間を最小限に抑える。

第６　健康管理及び危険防止

１　浸水被害を受けた学校については、教室、給食室、便所等防疫上必要な箇所の消毒を早急に実施する。さらに、理科室、技術室、保健室等に保管している薬品、器具について安全点検を行う。

２　被災地区及び長期に避難所等で集団避難生活をしている児童生徒に対しては、早急に健康診断、検便等を行うとともに、伝染病の予防と健康保持に努める。

３　学校の周辺及び通学路等が被害を受け、危険箇所が発生したときは、学校長は、その危険防止について適切な指導を行い、その徹底を図る。

第７　被災児童・生徒の保健管理

被災によるトラウマや生活環境の変化に伴うストレスを緩和するため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、及び県派遣の専門チーム（DPAT 等）と連携し、長期的な心のケア体制を構築する。

第８　教材、学用品等の調達及び給与方法

１　学校備品、消耗品の調達

教育施設が被害を受け、学校の備品、消耗品等の一部又は大部分が使用できなくなり、学校運営上支障を来す場合、学校長は速やかに被害状況等を教育長に報告する。この場合、教育委員会は早急に現地調査を行い、関係機関と密接な連絡のうえ、必要な物品の調達を行うものとする。

２　災害救助法が適用されない場合

教育委員会は、小・中学校の児童生徒の住家が、全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水により学用品をそう失又はき損し、就学に支障があると認められるときは、学校長と緊密な連絡を保ち速やかにその被害の状況を把握するとともに、給与を必要とする学用品の確保を図り、各学校長を通じて対象者に給与する。

学用品の品目の例示は次のとおりであり、その給与に当たっては、各人の被災状況程度等被害の実情に応じて現物をもって行う。

（１）　教科書及び教材

（２）　文房具

（３）　通学用品

３　デジタル学習環境の復旧

紛失・破損した学習用端末の再整備や、通信環境（Wi-Fi 等）の応急復旧を教材調達と並行して進める。

第９　災害救助法が適用された場合

1　対象者

災害のため住家に被害を受け、就学上欠くことのできない学用品を喪失又はき損し、しかも物品販売機構等の一時的混乱により資力の有無にかかわらず、これらの学用品を直ちに入手することができない状態にある小学校児童及び中学校生徒（盲学校、ろう学校及び養護学校の小学部児童及び中学部生徒を含む。）

2　学用品の給与

被害の実状に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うこと。

（1）　教科書及び教材

（2）　文房具

（3）　通学用品

3　費用及び期間

救助の程度、方法及び期間等一覧表（参考資料参照）のとおりとする。

（参考　災害救助法による救助の程度、方法及び期間早見表）

第 10　文化財の保護

1　被害防止対策

（1）　基本方針

災害発生時における文化財の保護を図るため町教育委員会及び所有者、管理者は、次に掲げる事項について必要な計画を樹立し実施するものとする。

（2）　対策

文化財の被害を未然に防止し、又は文化財の被害拡大を防止するため、町教育委員会は文化財の所有者及び管理者に保存管理に万全を期すよう指導、助言する。

2　被害報告

国及び県指定文化財が被害を受けたときは、その所有者及び管理者は被害状況を調査し、その結果を速やかに町教育委員会に報告する。

3　応急対策

国及び県指定文化財が被害を受けたときは、その所有者及び管理者は、指定先の指示に従い、その保存を図るものとする。ただし、人命にかかわるような被害が発生した場合は、この限りではない。

4　デジタルデータの活用

文化財が毀損・流出した場合に備え、平常時からデジタルアーカイブ（写真・3D データ等）の整備を進め、復元や鑑定に活用できる体制を整える。

（資料第 31　指定文化財一覧）

第28節　応急住宅対策

活　動　の　ポ　イ　ン　ト	所管課
1　用地の選定 （1）　公共用地を優先、 （2）　飲料水等の入手、衛生環境、交通の便、学校との距離等を考慮 2　建設資機材及び業者の確保 3　災害救助法が適用された場合又は町のみでは行うことが困難な場合は、県又は他市町に応援を要請 4　入居者の選定（避難行動要支援者の優先） 5　民間賃貸住宅（みなし仮設住宅）の早期借り上げとマッチング 6　入居後の生活支援・コミュニティ形成支援（孤独死防止等）	総　務　課 建設上下水道課 福　祉　課

第１　計画の方針

地震により住家を滅失した者のうち、自力で住宅を確保できない者に対して、応急仮設住宅を設置して供与し、又は破損箇所の修理ができない者に対して、破損箇所の修理を行い、一時的な居住の安定を図る。

第２　実施責任者

応急仮設住宅の建設及び住宅の修理は、町長が実施するものとする。ただし、町で対処できないときは、他市町又は県へこれの実施又は要員、建築資機材について応援を要請する。また、災害救助法が適用された場合は原則として知事が行うが、知事から委任されたとき又は知事による救助のいとまがないときは、町長が行う。

第３　応急仮設住宅

応急仮設住宅の建設は、災害救助法が適用されない場合にあっては、災害救助法に準じて行うものとする。

1　建設用地の選定

（1）　用地の選定に当たっては、できる限り集団的に建築できる場所として公共用地等から優先して選定し確保する。

（2）　被災者が相当期間居住することを考慮して飲料水が得やすく、かつ保健衛生上適切な場所を選定する。ただし、私有地の場合には、後日問題が起こらないよう十分協議のうえ選定する。

（３）　相当数の世帯が集団的に居住するときは、交通の便、教育の問題、被災者の生業の見通し等についても考慮する。

（４）　発災時に備え、建設予定地の把握に努める。

２　建設資機材及び業者の確保

町は、木材業者及び各職工組合（大工、左官、建具等）と協力して、仮設住宅の建設を行うものとするが、災害時の混乱等で資材、労務等の確保が困難な場合は、県又は他市町へ応援を要請する。

３　応急仮設住宅の建設

応急仮設住宅の建設にあたっては、ユニバーサルデザインに配慮するとともに、入居にあたっては、要配慮者等の特別な配慮を要する避難者を優先させる。

入居方法については、被災地域の住民の意向も踏まえながら、地域単位で応急仮設住宅へ入居するなど、従前のコミュニティの維持に配慮する方針も検討する。

建設にあたっては、三重県建設業協会等の専門団体と連携し、高齢者や障がい者に配慮した福祉仮設住宅の設置も検討する。

４　野外収容施設の設置

災害によって被害を受け、又は被害を受けるおそれのある者を収容する必要が生じ、かつ付近に適当な収容施設がない場合または被害者の全員を収容できない場合は、適所に臨時的に野外収容施設を設置するものとする。避難所の過密解消のため、トレーラーハウスや移動式木造住宅の活用も柔軟に検討する。

５　入居者の選定及び住宅の管理並びに処分

（１）　応急仮設住宅には、避難行動要支援者の優先入居をはじめ、円滑な入居の促進に努める。

（２）　応急仮設住宅は、被災者に対しての一時的居住の場所を与えるための仮設建設であることを考慮し、使用目的に反しないよう適切に管理する。

（３）　応急仮設住宅は、その目的が達成されたときは、譲渡又は解体撤去の処分を速やかに行う。

（４）　入居後の見守り活動や相談支援を福祉課と連携して行い、孤立化の防止に努める。

第４　住宅の応急修理

住宅の応急修理は、災害救助法が適用されない場合にあっては、災害救助法に準じて行うものとする。原則として、住宅の応急修理は、町内の建設業者に協力を依頼するものとする。被災者が一日も早く自宅での生活を再開できるよう、罹災証明書の発行と連動し、迅速な受付・施工体制を構築する。

第５　災害救助法が適用された場合

１　応急仮設住宅

（１）　設置戸数

入居希望者を調査したうえで設置する。

（２）　入居者

ア　住家が全壊（焼）流失した世帯であること。

イ　居住する住家がない世帯であること。

ウ　自己の資力では住宅を建設することができない世帯であること。

（例）

①　生活保護法の被保護者並びに要保護者

②　特定の資産のない失業者

③　特定の資産のない未亡人及び母子世帯

④　特定の資産のない老人、病弱者及び身体障がい者

⑤　特定の資産がない勤労者

⑥　特定の資産のない小企業者

⑦　前各号に準ずる経済的弱者

エ　上記該当者が３割を超える場合は生活能力が低く、かつ住宅の必要性の高い者

（３）　建設期間

地震災害発生日から 20 日以内に着工し、速やかに完成するものとする。

したがって町においては、災害発生の日から７日以内に建設場所及び入居該当者について報告しなければならない。

（４）　費用の限度

費用の限度は、「参考　災害救助法による救助の程度、方法及び期間早見表」のとおりとする。

（５）　供与期間

建築工事が完了した日から２年以内とする。

２　住宅の応急修理

（1）　対象者

災害のため住家が半壊又は半焼し、当面の日常生活が営み得ない状態であり、かつ自らの資力では応急修理をすることができない者

（2）　対象世帯者

ア　住家の半壊又は半焼世帯数の３割以内。ただし、必要があると認められる場合は、災害救助法適用市町村の半壊、半焼世帯数の合計数の３割の範囲内で、市町村相互間において修理戸数の融通をすることができる。

イ　特別の事情があるときは、知事に要請し厚生大臣の承認を受けて対象世帯数の限度を引き上げることができる。

（3）　費用

費用については、救助の程度、方法及び期間等一覧表のとおりとする。

（4）　期間

災害発生の日から１箇月以内とする。ただし、特別の事情がある場合は、知事に要請し厚生大臣の承認を得て延長することができる。

（参考　災害救助法による救助の程度、方法及び期間早見表）

第６　各種危険度判定制度

発災により多くの建築物又は宅地が被災し、それらの損壊状況について判定する必要があると判断した場合は、町災対策本部内に判定実施本部を設置し、その旨を県に報告するとともに危険度判定を実施する。

余震等による建築物の倒壊、落下物等による二次災害を防止するため、必要に応じて、県に対し被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の派遣を要請する。

被災建築物応急危険度判定士は、建築物の被災状況を現地調査して建築物の応急危険度を判定し、倒壊等による危険が認められる場合は関係者への注意喚起を行うとともに、遅滞なく実施本部に報告する。

被災宅地危険度判定士は、宅地の被害状況を現地調査して宅地の危険度を判定し、宅地に判定結果を表示することにより所有者、使用者、付近を通行する人、近隣住民等に注意喚起するとともに、遅延なく実施本部に報告する。

第７　民間賃貸住宅の活用（みなし仮設）

建設型の応急仮設住宅に加え、民間賃貸住宅を町が借り上げ、被災者に供与する「みなし仮設住宅」を積極的に活用する。これにより、迅速な入居の実現と、居住場所の選択肢拡大を図る。

第８　生活再建に向けた情報提供

応急住宅への入居が長期化しないよう、公営住宅への入居案内や、住宅再建に向けた融資・助成制度の情報提供をワンストップで実施する。

第29節　災害義援金品の受入配分

所　管　課
会　　計　　課
福　　祉　　課

第１　計画の方針

被災者あてに寄託された義援金品の受入及び確実かつ迅速な配分を行い、被災者の生活の安定を図るものとする。

第２　災害義援金品の募集、配分等

１　実施機関

災害義援金品の募集、輸送及び配分は、次の関係機関が共同し、あるいは協力して行うものとする。

三重県共同募金会、日本赤十字社三重県支部、三重県社会福祉協議会、県、町、その他各種団体

２　募集

県内又は他の都道府県に大災害が発生した場合、実施機関が一般住民を対象に募集する。

募集にあたっては、従来の窓口受付に加え、キャッシュレス決済、ふるさと納税サイトによる災害支援、クラウドファンディング等のデジタル手段を活用し、寄付の利便性向上を図る。

このため、町は、義援品について、受け入れを希望するもの、希望しないものを把握し、その内容及び送り先を県災対本部に報告する。

３　保管

義援金については、町災対本部で一括とりまとめ保管し、また義援品については、集積場所において仕分け等を行い、管理する。義援品（物資）については、個人の小口物資は仕分けの負担が大きいため、原則として企業・団体からの大口物資を優先し、個人には義援金（現金）による協力を広く呼びかけることで、現場の混乱を防止する。

４　配分、輸送

配分は、被災地のニーズ、状況、義援金品の内容、数量等を検討し、速やかに被災者に届くよう、関係機関を通じ配分及び輸送するものとする。

第30節　自衛隊災害派遣要請要求

活　動　の　ポ　イ　ン　ト	所　管　課
1　派遣要請要求先　⇒ 〔通常〕　松阪地域防災総合事務所を通じ知事 〔緊急〕　直接、　自衛隊 2　派遣要請要求事項　⇒　（1）災害の状況及び要請要求事由 （2）派遣期間 （3）派遣人員及び航空機等の概数 （4）派遣区域及び活動内容等 3　ヘリコプター離着陸場　　上三瀬等 4　LO（自衛隊連絡員）の受入と情報共有の即時化 5　航空機（ヘリ・ドローン）の運用調整	総　務　課 各　　班

第１　計画の方針

地震災害時に町民の人命、財産を保護するため災害応急対策上、自衛隊の支援を必要とする場合は、自衛隊法第 83 条の規定に基づき、次により自衛隊の災害派遣を要請要求する。

第２　災害派遣要請要求の基準

地震災害が発生し、人命、財産を保護するための災害応急対策の実施が、自衛隊以外の機関で不可能又は困難であると認められるとき。

第３　災害派遣要請要求の手続

町長は、自衛隊の派遣を要請要求しなければならない事態が生じたときは、災害派遣要請要求書に次の事項を記入し、松阪地域防災総合事務所長を経由して知事に提出するものとする。ただし、事態が急を要するときは、電話又は非常無線等で通報し、事後に文書を送付することができる。

要請にあたっては、三重県防災情報システム等のデジタルツールを活用し、被害箇所の位置情報（座標）や写真を速やかに共有することで、派遣部隊の初動を支援する。

また、町長は、人命救助等事態が急迫し、速やかに自衛隊の派遣を要すると認められる場合は、知事に派遣の要請要求を求めることができる。その後、必要に応じ直接自衛隊に対し事態の状況を通報することができる。

なお、知事に派遣要請要求を求めることができない場合には、町長はその旨及び町の地域に係る災害の状況を自衛隊の部隊等の長に通知することができる。

ただし、事後速やかに自衛隊の部隊等の長に通知した旨を知事に通知するものとする。

1　災害の状況及び派遣を要請する事由（特に災害区域の状況を明らかにすること。）

2　派遣を必要とする期間

3　派遣を希望する区域及び活動内容

4　その他参考となる事項

緊急時派遣要請要求先電話番号

名　　称	電　話　番　号
三重県防災対策部災害対策課	平日の昼間　059－224－2189 平日の夜間及び土・日・祝日　059－224－2311
陸上自衛隊第33普通科連隊	059－255－3133

（資料第33　自衛隊災害派遣要請要求様式）

第４　災害時の緊急派遣

1　災害の発生が突発的で、その救護が特に急を要し、要請を待ついとまがない場合で、第33普通科連隊長又は航空学校長等の判断に基づいて部隊等が派遣されることがある。（自衛隊法第83条第２項ただし書）

この場合、町長は、第33普通科連隊長又は航空学校長に直接災害の状況等を通知することができる。

第５　派遣部隊の活動内容

1　被害状況の把握（車両、航空機による偵察）

2　避難の援助（誘導、輸送）

3　遭難者等の捜索救助

4　水防活動の支援

5　消防活動の支援

6　道路の啓開（障害物除去等）

7　診察、防疫及び病害虫防除等の支援

8　通信支援

9　人員及び物資の緊急輸送

10　炊飯及び給水の支援

11　救助物資の無償貸付又は譲与

12　交通整理の支援

13　危険物の除去等

第６　派遣部隊等の自衛官の権限

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、町長等、警察官がその場にいない場合に限り、次の措置をとることができる。

この場合において、当該措置をとったときは、直ちに、その旨を町長に通知しなければならない。

1　警戒区域の設定並びにそれに基づく立入り制限・禁止及び退去命令

2　他人の土地等の一時使用等

3　現場の被災工作物の除去等

4　住民等を応急措置の業務に従事させること。

第７　派遣部隊の受入体制

町は、自衛隊の災害派遣が決定したときは、県との連絡を図るとともに、派遣部隊の任務が円滑に実施できるよう、次の事項について配慮するものとする。

1　派遣部隊と町との連絡窓口及び責任者の決定

2　作業計画及び資機材の準備

3　宿泊施設（野営施設）及びヘリポート等施設の準備

4　住民の協力

5　派遣部隊の誘導

6　LO（自衛隊連絡員）のための専用スペース、通信環境（Wi-Fi 等）、及び電源の確保

第８　連絡員の派遣

自衛隊は、災害時及び警戒宣言が発令された場合、県又は町災対本部に連絡幹部を派遣、町災対本部との調整・連絡に当たらせるものとする。

第９　派遣部隊の撤収要請

派遣目的を完了し、又はその必要がなくなった場合、町長は、知事、防災関係機関の長及び派遣部隊の長等と十分協議を行ったうえ、知事に災害派遣部隊の撤収要請を行うものとする。

（資料第 34　自衛隊災害撤収要請様式）

第 10　経費の負担区分

派遣部隊が活動に要した経費のうち次に掲げるものは、町の負担とする。ただし、２以上の地域にわたる場合は、関係市町が協議して負担割合を定めるものとする。

1　派遣部隊が連絡のため宿泊施設に設置した電話の設置及び通話料金

2　派遣部隊が宿泊のために要した宿泊施設借上料、光熱水料、入浴料

3　活動のため現地で調達した資機材の費用

4　その他必要な経費については、事前に協議しておくものとする。

第 11　ヘリコプターによる災害派遣と離着陸場の選定取扱い

町が災害時にヘリコプターによる援助を受ける必要がある場合の要請手続及びその受入れのための離着陸場の取扱いについては、次のとおりとする。

1　ヘリコプター派遣要請の受入れ準備

（1）　派遣要請を行う場合は、上記の要請手続きによるほか、使用離着陸場名（特別の場合を除き添付資料に記載されている離着陸場を使用する。）、着陸地点の風向及び風速をあらかじめ電話、防災行政無線その他の方法で県（防災対策室）に連絡を行うこと。

（2）　離着陸場には航空機に安全進入方向を予知させるため、吹流し又は発煙筒をたいて着陸前に風向を示しておくこと。

（3）　あらかじめ着陸場の中央に石灰粉で直径 10 メートルの㊐印を行い、上空より降下場所選定に備えておくこと。

（4）　夜間は、着陸場（別に指定するものに限る。）にカンテラ等により、着陸地点 15 メートル平方の各隅に上空から識別容易な灯火標識を行うこと。

（5）　着陸場と町役場及びその他要箇所と通信連絡を確保しておくこと。

（6）　ドローンとの干渉防止

自衛隊機等の有人機が活動する空域においては、町が運用するドローンの飛行を即時に停止・制限し、航空安全を最優先に確保する。

2　離着陸場の取扱いについて

離着陸場として町が選定した学校等のグラウンドについては、平素から学校長等の管理者と常に連絡を保ち現況の把握を十分しておくこと。離着陸場の周辺に太陽光パネルや新たな電波塔等が設置された場合は、離着陸の障害となるため、平時より情報を更新し、自衛隊へ提供する。また、管理者は、次に例示する現況の変更がなされた場合は、速やかに町を通じ県（防災対策課）にその概要（略図添付）を報告すること。

（1）　面積を変更した場合

（2）　地面に新しく建物又はその他構築物が施設された場合

（3）　地面の上空に電信、電話及び電力等の架線が施設された場合

（4） 既設建物、電線等が改造施設され、上空よりの進入に新しく障害を加えた場合

（5） グラウンド等に隣接する建物その他地上工作物又は地形が著しく変更され、着陸に支障を生じた場合

（資料第 35 ヘリコプター離着陸場の設定基準）

（資料第 36 ヘリコプター離着陸場一覧）

第 31 節　県防災ヘリコプターの活用

所　管　課	関 係 機 関
総　務　課	紀勢地区広域消防組合 三重県防災航空隊

第１　計画の方針

町域内において、災害が発生し、より迅速かつ的確に対応を必要とする場合には、広域的かつ機動的な活動ができる県防災ヘリコプターを有効に利用し、災害応急対策の充実強化を図るものとする。迅速な救出・救助活動を遂行するため、三重県防災航空隊との連携を密にし、地上と航空のシームレスな協力体制を構築する。

第２　対策

１　防災ヘリコプターの運航体制

防災ヘリコプターは、「三重県防災ヘリコプター運航管理規程」及び「三重県防災ヘリコプター緊急運航要領」の定めるところにより、町の要請に基づき、運航するが、非常体制が発令された場合は、町の要請の有無にかかわらず、情報収集等の活動に自動的に出動するものとする。

２　防災ヘリコプターの支援要請

町長は、知事に対し防災ヘリコプターの支援要請を次のとおり行うものとする。

（１）　支援要請の原則

現に災害が発生し、又は発生するおそれのある場合で次のいずれかに該当するとき、町長又は紀勢地区広域消防組合消防本部消防長は応援を要請するものとする。

ア　災害が、隣接する市町に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合

イ　町の消防力によっては、防御が著しく困難と認められる場合

ウ　その他救急搬送等、緊急性があり、かつ防災ヘリコプター以外に適切な手段がなく、防災ヘリコプターによる活動が最も有効な場合

（２）　支援要請方法

町長は知事（災害対策課）に対し、電話等により、次の事項について連絡を行うものとするが、事後速やかに防災ヘリコプター緊急運航要請書を知事に提出するものとする。要請時には、災害現場の正確な緯度経度情報（GPS 座標）及び周辺の障害物（送電線、電波塔、ドローン飛行状況等）の情報を付加し、安全かつ迅速な進入を支援する。

ア　災害の種別

イ　災害発生の日時、場所及び被害の状況

ウ　災害発生現場の気象状態

エ　災害現場の最高指揮者の職名・氏名及び連絡方法

オ　場外離着陸場の所在地及び地上支援体制

カ　応援に要する資機材の品目及び数量

キ　その他の必要事項

（３）　緊急時支援要請要求連絡先

防災対策部 消防・保安課 防災航空班（防災航空隊）

TEL　059-235-2558（緊急専用回線／緊急時応援要請連絡先）

FAX　59-235-2557

３　防災ヘリコプターの活動内容

防災ヘリコプターは、次に掲げる活動等で、ヘリコプターの特性を十分活用することができ、その必要性が認められる場合に運用するものとする。

（１）　被災状況等の調査及び情報収集活動

（２）　救急患者、医療従事者等の搬送及び医療器材等の輸送

（３）　消防隊員、消防資機材等の搬送

（４）　被災者等の救出

（５）　食料、衣料その他の生活必需品及び復旧資機材等の救援物資、人員等の搬送

（６）　災害に関する情報、警報等の伝達等広報宣伝活動

（７）　その他災害応急対策上、特に防災ヘリコプターによる活動が有効と認められる活動

（８）　広域航空消防応援等に基づく他県防災ヘリ・消防ヘリの受入支援

第３　航空運用調整

複数の航空機（自衛隊機、県防災ヘリ、ドローン等）が同一空域で活動する場合、町災対本部は「航空運用調整員」を指名し、無線等を用いて航空機相互の安全確保と運用優先順位の調整を行う。

第32節　他機関に対する応援要請

所　管　課
総　　務　　課

第１　計画の方針

大地震発生時に、家屋の倒壊、火災のほか、土砂災害など各種の災害が多発した場合、人的又は物的にも本町の機関のみでは十分な措置が講じられないことが予想される。

要請にあたっては、三重県を介した広域応援だけでなく、二者間協定に基づく迅速な相互応援、及び民間事業者との災害時協定を最大限に活用し、早期の復旧を図る。

この場合、以下に定める災害応援協定に基づく要請を行い、適切な措置が講じられるよう努める。

第２　応援要請の基準

本町関係機関のみでは、町民の生命、財産の保護が困難と思われる場合に必要な要請を行うこととする。

第３　協定の種類

応援要請を行う場合は、次の主な協定に基づき要請する。

・三重県市町災害時応援協定　　：　県内市町

・三重県水道災害広域応援協定　：　県内市町及び水道用水供給事業者

・災害時相互応援協定　：　東員町

第４　応援要請の決定

１　総務班長は、各班からの被害状況及び応援要請を取りまとめ、他機関に対する応援要請が必要と思われる場合は、本部長に報告し本部会議において内容を諮ることとする。

２　応援要請する相手、内容、時期等、他機関に対する応援要請の内容は、本部会議において決定する。

ただし、急迫した事態であって、速やかに本部会議の招集が困難な場合は、本部長の決定により要請することができる。

３　応援要請の際は、必要な要員・資機材の「種類」「数量」「期間」を明確化し、相手方とのミスマッチを防止する。

第５　応援要請の手続

１　応援要請の手続は、それぞれの協定書に規定する手続によることとする。

ただし、急迫した事態である場合は、電話、無線その他交信可能な連絡手段により直接に協定市町に要請することとし、その後に必要な手続を行うこととする。

2　その他応援要請に必要な事項は、それぞれ協定書に規定するとおりとする。

3　被災により通信が不安定な場合に備え、衛星電話や広域防災無線、SNS 等の多様な通信手段による要請ルートを確保する。

第６　応援受入体制

1　他機関からの応援を受け入れるための施設、食料の確保、その他災害応急計画との調整は総務班が行う。

2　効率的な災害応急事業のための町内機関と応援機関との事業内容の調整は、現地を所管する各班において行う。

3　応援部隊が到着後、即座に活動を開始できるよう、被害状況の図面提供や、町職員によるガイド（リエゾン対応）の配置など、具体的な受援計画（受援マニュアル）に基づく運用を行う。

4　「受援窓口（ワンストップ窓口）」を設置し、応援職員の宿舎管理、健康管理、活動管理を一元的に行う。

第 33 節　災害廃棄物処理実行計画の策定

所管課	関係機関
生活環境課	三重県 近隣市町 関係団体 民間事業者

第１　計画の方針

災害廃棄物の処理を担当する組織を速やかに設置し、災害の規模や被災状況の把握、災害廃棄物の発生量の推計等を行うとともに、処理体制、処理方法、処理フロー、処理スケジュール等の整理のうえ、「大台町災害廃棄物処理実行計画」を作成して適正かつ迅速に処理を行う。本計画は、発災後速やかに策定し、生活環境の保全と公衆衛生の維持、および早期の復旧・復興を妨げないことを最優先とする。

第２　計画の主要事項

災害時に発生した廃棄物を適正かつ迅速に処理を行い、早期復旧に資するため、発災後、早急に関係機関と調整し、「大台町災害廃棄物処理実行計画」を策定し、それに基づき廃棄物処理を実行するものとする。

当該計画には、処理を実行するうえでの基本的な考え方、具体的な処理方法、スケジュール、廃棄処理場に加え、国、県、近隣市町、関係団体、民間事業者等との連携など、災害廃棄物処理の実行を円滑に実施するための事項について記述する。

特に以下の項目に重点を置く。

１　発生量の推計と仮置場の選定

被災状況に基づき速やかに発生量を推計し、あらかじめ選定した「災害廃棄物仮置場」の開設・運営計画を確定する。

２　分別の徹底

処理の迅速化とコスト低減、資源の有効活用のため、現場および仮置場での徹底した分別（可燃、不燃、資源、粗大、有害等）を住民に周知する。

３　広域連携の実施

町単独での処理が困難な場合は、三重県を通じて広域処理を要請し、近隣自治体や民間処分業者との連携フローを構築する。

4　有害廃棄物への対応

アスベストを含む建材やPCB、家電リサイクル法対象品目等の適正処理手順を明記する。

第３　実施上の留意事項

1　片付けごみの排出支援

自力での搬出が困難な高齢者・障がい者世帯等に対し、ボランティアや民間事業者と連携した個別回収（二歩先回収等）の実施を検討する。

2　公衆衛生対策

腐敗性の廃棄物（浸水した食品等）や衛生害虫の発生が懸念される箇所には、速やかに消毒を実施し、公衆衛生上の二次被害を防止する。

第５章　災害復旧計画

第１節　激甚災害の指定

所　管　課	関　係　機　関
激甚災害対象事業関係課	三　　重　　県 国（内閣府・国土交通省・農林水産省等）

第１　計画の方針

１　激甚災害の指定

大地震の発生に伴う被害が甚大であり、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和 37 年法律第 150 号。以下「激甚法」という。）に基づく激甚災害の指定基準に該当すると思われる場合には、県及び町は公共施設等の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう、互いに連携して災害の状況を速やかに調査し実情を把握し、早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置する。指定の早期化を図るため、発災直後からドローンや衛星画像、各種 SNS 等による被害状況の速報値収集を行い、国への要望活動を迅速に開始する。

第２　対策

１　指定の促進

県は、激甚災害の指定を受ける必要があると認めるときは、国の機関と密接な連携の上、指定の促進を図る。近年追加・拡充された対象事業（IT 関連施設、新たな福祉サービス施設等）についても適宜、最新の法令を確認し、漏れなく申請対象に含める。

２　激甚災害にかかる財政援助措置の主な対象事業

（１）　公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

ア　公共土木施設災害復旧事業

イ　公共土木施設災害関連事業

ウ　公立学校施設災害復旧事業

エ　公営住宅災害復旧事業

オ　生活保護施設災害復旧事業

カ　児童福祉施設災害復旧事業

キ　老人福祉施設災害復旧事業

ク　身体障害者社会参加支援施設災害復旧事業

ケ　障害者支援施設等災害復旧事業

コ　婦人保護施設災害復旧事業

サ　感染症指定医療機関災害復旧事業

シ　感染症予防事業

ス　堆積土砂排除事業

セ　湛水排除事業

（２）　農林水産業に関する特別の助成

ア　農地、農業用施設、林道の災害復旧事業等にかかる補助の特別措置

イ　農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例

ウ　開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助

エ　天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する特例

オ　森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助

カ　土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助

（３）　中小企業に関する特別の助成

ア　中小企業信用保険による災害関係保証の特例措置

イ　小規模企業の事業活動の活性化のための中小企業基本法等の一部を改正する等の法律による廃止前の小規模企業者等設備導入資金助成法による既存貸付金の償還の免除

ウ　事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助

（４）　その他の特別の財政援助及び助成

ア　公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助

イ　私立学校施設災害復旧事業に対する補助

ウ　日本私立学校振興・共済事業団による被災私立学校施設の災害復旧に必要な資金の貸付

エ　町が施行する感染症予防事業に関する負担の特例

オ　母子及び寡婦福祉基金に関する国の貸付の特例

カ　水防資材費の補助の特例

キ　り災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例

ク　公共土木施設、公立学校施設、農地、農業用施設及び林道の小災害復旧事業に対する特別の財政援助

ケ　雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

3　激甚災害に関する調査

（1）　県

ア　県は市町の被害状況を検討する。激甚災害及び局地激甚災害の指定を受ける必要があると思われる事業について、関係各部は必要な調査を行う。調査にあたっては、被災直後の写真撮影や位置データの記録を徹底し、復旧事業査定における証拠資料として適切に管理する。

イ　関係各部は、激甚法に定める必要な事項を速やかに調査し、早期に激甚災害の指定を受けられるよう措置する。

（2）　町

ア　町は、激甚災害及び局地激甚災害の指定基準を考慮し、災害状況等を調査して県に報告する。

イ　県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力する。

第３　特別財政援助の交付（申請）手続き

激甚災害の指定を受けたときは、町は速やかに関係調書を作成し、県に提出する。大規模災害時には、国から派遣される「リエゾン（災害対策現地連絡員）」や「テックフォース（緊急災害対策派遣隊）」、県のアドバイザー等と連携し、技術的・専門的な知見を活用して迅速に書類作成を行う。

県はこれを受け、事業の種別ごとに激甚法及び算定の基礎となる関係法令に基づき、負担金、補助金を受けるための手続きを行う。

第２節　公共施設等の復旧

所　管　課		
総　務　課	建設上下水道課	産　業　課
森　林　課	生活環境課	福　祉　課
健康ほけん課	教育委員会	出　張　所
報徳診療所		

第１　計画の方針

公共施設の復旧は、原形復旧を原則とし、各種施設の災害復旧計画の策定にあたっては、災害の実情を精査し、その原因となった自然的、社会的及び経済的諸要因について詳細に検討したうえ、総合的見地から、緊急度の高い順に復旧に当り、可及的かつ速やかに当該事業の推進を図るよう配慮するものとする。

第２　公共土木施設の復旧

１　河川の復旧

町内各河川の特性を十分検討して災害の原因を探究し、関連事業等を含めた一連の計画のもとに、県と連携し、「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」（昭和 26 年法律第 97 号）との調和を図りつつ復旧工事を行う。

２　砂防の復旧

河川上流部からの土砂礫の流出が下流部の災害発生原因となっており、砂防施設は治山治水対策の基礎となるものである。従って、河川上流部地域の砂防設備については、再度同様な災害を被らない強度を有する工夫をもって復旧工事を行う。

３　道路の復旧

産業経済及び地域住民生活の基礎となっている道路及び橋梁の災害復旧は最も急を要するので、被災後、直ちに応急復旧工事に着手し、自然災害の防除と併せて交通安全の見地からみた工法によって復旧工事を行う。復旧にあたっては、法面の長寿命化対策や排水機能の強化を盛り込み、交通安全と防災機能を両立させる。

４　上・下水道施設の復旧

水道事業及び下水道事業は、町民生活をはじめ町の活動を支える重要なライフラインを管理運営する事業であることから、被災後、直ちに応急復旧工事に着手する。管路の耐震化や、浸水対策（電気設備の嵩上げ等）を併せて検討し、災害に強い施設へと更新する。

5　林地荒廃防止施設の復旧

林地荒廃防止施設が被災した場合には、即刻調査のうえ計画的に従前の機能回復のための復旧工事を関係機関と連携して実施する。なお必要な場合応急工事による対策を進める。

第３　農林水産施設の復旧

1　農地農業用施設の復旧

本町における農地の災害は、河川やため池のはん濫越流や堤防決壊に起因した表土の流失又は水とともに押し流された土砂の埋堆、がけ崩れ、地すべり等によって生ずる農地の壊廃があげられる。また、農業用施設の災害は、用排水路の堤塘決壊、かんがい用井堰の流失、ため池堤防及び農道の決壊等である。

農地農業用施設の災害については、現在まで原形復旧に重点をおいて復旧がなされていたが、投資効果を十分発揮するうえからも、今後は更に被災の原因をよく探究して災害を繰り返さないよう計画にあたっては、これらを改良する関連事業も一連の計画として実施する必要がある。なお、農業基盤整備事業として防災ダム事業、ため池等整備事業、地すべり対策事業等及び治山治水等国土保全施設設備計画と総合関連を保ち積極的に推進し、県と連携して災害を未然に防止する方法を講じる必要がある。

2　林道の復旧

林道は、林産物搬出施設としてはもちろん、林業経営の基盤をなす以外に町の経済、文化及び交通等を左右する道路として、その価値は極めて大きい。従って、林道の被災による交通途絶は、林業経営に支障を及ぼすほか町民の生活に影響することが大きいので、被災箇所の早期復旧によって安全堅牢な林道に復旧する必要がある。特に最近の車両の大型化、集中豪雨の多発等を考慮し原形復旧のみでは再度災害のおそれのあるものについては、各被災路線の性格に応じた適切な復旧を計画推進する。

3　農林水産施設の復旧

農業協同組合又は森林組合及びその他営利を目的としない法人の所有する倉庫、加工施設、共同作業場並びにその他の農林水産業者の共同利用に供する施設で政令で定められたものが、１箇所の工事の費用が 40 万円以上の災害を受けた場合は、国庫補助を得て災害復旧の促進を図る。「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」（昭和 25 年法律第 69 号）

第４　社会福祉施設の復旧

1　社会福祉事業を行う関係施設の復旧

（1）　地方公共団体の設置に係るもの

（２）　その他のものの設置に係るものが激甚法による激甚災害の指定及びこれに対し適用すべき措置の指定等がなされた当該災害により全壊、全焼、流失、半壊及び床上浸水等著しい損害を受けその復旧に多額の経費を必要とする場合に特別の財政援助をするものとする。

（３）　（２）に規定するその他のものが設置し経営する社会福祉事業施設が（１）に規定する災害により著しい損害をうける場合、その復旧援助については必要に応じ三重県共同募金会より更に若干の財政援助を要請する。

（４）　復旧に際しては、福祉避難所としての機能を強化するため、非常用電源の確保やバリアフリー化の拡充を検討する。

第５　学校教育施設の復旧

日常多数の児童・生徒を収容する学校施設の災害は、その生命保護並びに正常な教育実施のいずれの観点からみても迅速かつ適切に復旧しなければならない。特に学校施設は非常災害時において、しばしば地域住民の緊急避難所となることもあるので、復旧計画の樹立にあたっては次の点に留意する。

（１）　災害の原因を究明し、再度の災害発生を防止するため必要に応じ改良復旧に努めるとともに災害防止施設も併せて実施するよう考慮する。

（２）　災害防止上、特に必要があれば設置箇所の移転等について考慮する。

（３）　公立学校施設の災害復旧については、「公立学校施設災害復旧費国庫負担法」（昭和 28 年法律第 247 号）の規定に基づき復旧計画を推進する。

（４）　避難所機能の維持のため、通信環境（Wi-Fi 等）の復旧や防災倉庫の再配置、空調設備の早期稼働を優先する。

第６　公立医療施設（報徳診療所等）の復旧

地域の医療拠点を維持するため、最優先で迅速に実施する。設置場所の安全性に懸念がある場合は、移転を含めた抜本的な対策を検討する。

第７　調査・査定の効率化

１　リモート査定の活用

被災箇所への接近が困難な場合、ドローンによる測量や高精度写真、WEB 会議システムを活用した「リモート査定」を導入し、早期の事業決定を図る。

２　包括的民間委託

膨大な復旧事務に対応するため、設計・施工管理等について民間技術者への包括的な業務委託（CM 方式等）を検討する。

第８　その他の災害復旧

その他災害により必要な復旧事業については、県と連携して行うものとする。

第３節　被災者の生活確保対策

所　管　課	関係機関
総務課　税務住民課 福祉課　健康ほけん課	社会福祉協議会 三重県 国 日本赤十字社

災害を受けた地域の民生を安定させる復旧に必要な対策を講ずる。

第１　被災者情報の収集と対応

（１）　被災者台帳整備に向けた検討

町は、災害時に被災者を総合的かつ効率的に支援するため、被災者に関する情報（被害状況、避難先、支援金の支給状況等）を一元整理した「被災者台帳」をデジタル化して整備・活用する。個人情報保護に配慮しつつ、関係部署間や社会福祉協議会等と情報共有し、支援の漏れや重複を防止する。

（２）　住家被害認定調査の実施

町は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、被災者への支援措置を早期に実施するため、住家被害認定調査の実施体制を直ちに確立し、調査を実施する。また、被害認定調査を効率的に実施できるよう、デジタル技術を活用した住家額認定調査の実施について検討する。

第２　罹災証明書の交付

町は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、被災者への支援措置を早期に実施するため、被害認定や罹災証明書の交付体制を直ちに確立し、速やかに被災者に罹災証明書を交付する。

（１）　証明書発行の申請

罹災証明書の交付を希望する者は、所定の様式に被害状況が確認できる資料を添えて、町長（火災の場合は消防長）へ申請するものとする。ただし、町長（消防長）により被害状況の確認を受けている住家等については、当該資料を省略することができる。

（２）　証明書の交付

罹災証明書は、調査結果に基づき交付する。住家等の被害調査に係る認定基準は「災害の被害認定基準」及び「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」等の国が示す被害認定基準を準用する

（３）　証明手数料

罹災証明については、証明手数料を徴収しない。

第３　被災者に対する公的資金による融資等

１　災害弔慰金の支給

災害により死亡したとき、その遺族に対して支給する。

２　災害障害見舞金の支給

災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に精神又は身体に別に定める程度の障害がある場合に支給する。

３　災害援護資金の貸付け

災害により被害を受けた世帯に、生活の立直しに資するため、その世帯主に貸付ける。

災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けは、「災害弔慰金の支給等に関する条例」（平成 18 年条例第 87 号）によるものとする。

４　生活福祉資金の貸付け

（１）　貸付けの対象

低所得世帯、高齢者世帯及び障がい者世帯とする。ただし、他制度の利用が困難な場合に貸付けを行う。また、対象世帯ごとに所得基準が設けられている。

（２）　借入れの手続

貸付けを受けようとする者は、借入申込書のほか収入を証明する書類、必要経費が確認できる書類、その他資金種類ごとに必要となる書類を町社会福祉協議会を経て三重県社会福祉協議会に提出する。

（３）　貸付金の種類

ア　総合支援資金（生活支援費、住宅入居費、一時生活再建費）

イ　福祉資金（療養費、介護等費、福祉費、福祉費（住宅）、福祉用具購入費、障がい者自動車購入費、災害援護資金、生業費、技能修得費、緊急小口資金）

ウ　教育支援資金（教育支援費、就学支度費）

エ　不動産担保型生活資金（不動産担保型生活資金、要保護世帯向け不動産担保型生活資金）

５　災害救助法による生業資金の貸付

（１）　貸付けの対象

住家が全壊（焼）又は流出し、生業の手段を失った世帯で次の各号に該当する者に対して行う。

ア　小資本で生業を営んでいた者であること。

イ　蓄積資金を有しないこと。

ウ　主として家族労働によって生業を維持している程度の者であること。

エ　生業の見込みが確実であって、具体的事業計画を有し、かつ償還能力のある者であること。

（2）　貸付世帯数

生業資金の貸付世帯数は、町ごとに全壊（焼）又は流出世帯数の 25／100 の範囲内とし、応急仮設住宅に準じて承認を受けるものとする。

（3）　貸付限度額　　30,000 円

6　母子父子及び寡婦福祉資金の貸付け

（1）　貸付けの対象

配偶者のない女子であって、現に児童（20 歳未満の者）を扶養している者及び配偶者のない男子で現に児童を扶養している者並びに寡婦が、その資金を経済的自立の助成と生活意欲の助長並びに母子及び父子並びに寡婦の福祉を増進するために活用する場合及び母子及び父子並びに寡婦福祉法の対象となっている寡婦。ただし、子及び配偶者のない女子の場合は政令で定める収入以下の者

（2）　借入れの手続

貸付けを受けようとする者は、貸付申請書に関係書類を添付して、町を経由して県へ提出する。

（3）　貸付金の種類

ア　事業開始資金

イ　事業継続資金

ウ　住宅資金

エ　技能修得資金

オ　生活資金

カ　就職支度資金

キ　修学資金

ク　転宅資金

ケ　就学支度資金

コ　修業資金

サ　医療介護資金

シ　結婚資金

7　被災者生活再建支援法に基づく支援金の支給

（1）　対象となる自然災害

地震、津波等の異常な自然災害により生ずる被害であり、対象となる災害の程度は次のとおり。

ア　救助法施行令第１条第１項第１号又は第２号のいずれかに該当する被害が発生した市町の区域に係る自然災害

イ　10 以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町の区域に係る自然災害

ウ　県内において 100 以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した自然災害

エ　県内にア又はイの市町を含む場合にあって、５以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町（人口 10 万人未満に限る。）の区域にかかる自然災害

オ　ア～ウの区域に隣接し、５以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町（人口 10 万人未満に限る。）の区域にかかる自然災害

カ　県内にア若しくはイの市町を含む場合、又はウに該当する都道府県が２以上ある場合に、５以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町（人口 10 万人未満に限る。人口５万未満の市町にあっては、２以上の世帯）の区域にかかる自然災害

（2）　対象世帯と支給額

自然災害によりその居住する住宅が、全壊世帯、半壊又は敷地に被害が生じやむを得ず解体した世帯、長期避難世帯、大規模半壊、中規模半壊した世帯に対し、住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）と住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）を支給する。

《複数世帯の場合》（単位：万円）

区　分	住宅の再建方法	基礎 支援金	加算 支援金	合計
全壊世帯、半壊又は敷地に被害が生じ、やむを得ず解体した世帯、長期避難世帯	建設・購入	100	200	300
	補修	100	100	200
	賃借（公営住宅以外）	100	50	150
大規模半壊した世帯	建設・購入	50	200	250
	補修	50	100	150
	賃借（公営住宅以外）	50	50	100
中規模半壊（損壊割合が20%以上30%未満、かつ補修経費が多額で居住不能な状態）した施愛	建設・購入	－	100	100
	補修	－	50	50
	賃借（公営住宅以外）	－	25	25

《単数世帯の場合》（単位：万円）

区　分	住宅の再建方法	基礎 支援金	加算 支援金	合計
全壊世帯、半壊又は敷地に被害が生じ、やむを得ず解体した世帯、長期避難世帯	建設・購入	75	150	225
	補修	75	75	150
	賃借（公営住宅以外）	75	37.5	112.5
大規模半壊した世帯	建設・購入	37.5	150	187.5
	補修	37.5	75	112.5
	賃借（公営住宅以外）	37.5	37.5	75
中規模半壊（損壊割合が20%以上30%未満、かつ補修経費が多額で居住不能な状態）した施愛	建設・購入	－	75	75
	補修	－	32.5	32.5
	賃借（公営住宅以外）	－	18.75	18.75

（3） 支援金の支給申請

ア 申請窓口 町

イ 申請時の添付書類 基礎支援金：罹災証明書、住民票等

加算支援金：契約書（住宅の購入、賃借等）等

ウ 申請期間 基礎支援金：災害発生日から 13 月以内

加算支援金：災害発生日から 37 月以内

（4） 被災者生活再建支援法適用時の周知

町は、被災者生活再建支援法適用時には、被災者に対してパンフレットの配布等の方法により、この制度についての周知徹底を図るものとする。

第４ 税その他公的徴収金の猶予及び減免等

災害により被災した町民に対しては、災対法第 85 条の規定により、それぞれの法律又は条例の規定に基づき、公的徴収金の猶予及び減免措置を実施し、被災者の民生の安定に寄与するものとする。

第５ 臨時託児所の開設

被害が甚大で災害復旧に多数の労力を必要とするような場合において必要があると認めるときは、被災者の復旧業務の一助として被災地域の幼児を保育するため適当な最寄りの公共施設を借上げて臨時託児所を開設するものとする。

第６ 臨時町民相談所の開設

災害が終息したときは被害の状況を分析し、必要と認めたときは各部の責任者による町民相談班を編成し、被災地域の地区公民館等に臨時相談所を開設して各種相談業務に応じ、民生の安定に努めるものとする。弁護士・行政書士等の専門家による「無料法律相談」や、心のケアのための専門相談員を配置し、生活再建に伴う法的手続きや心理的不安に応じる。

第７ 被災者の見守りと孤立防止

1 アウトリーチ型支援

仮設住宅や民間賃貸住宅（みなし仮設）等へ転居した被災者に対し、保健師や相談員が定期的な訪問巡回を行い、孤独死の防止や心身の健康相談、コミュニティ形成を支援する。

2 地域支え合いセンターの設置

必要に応じて社会福祉協議会と連携し、被災者の生活課題を解決するための拠点「地域支え合いセンター」を設置し、きめ細かな個別支援を行う。

第４節　財政金融対策

所　管　課
総　務　課　建設上下水道課
産　業　課　森　林　課
福　祉　課　健康ほけん課
教育委員会

第１　計画の方針

災害予防、災害応急対策及び災害復旧等の防災行政の実施に要する費用は原則としてそれぞれの実施機関が負担するものであるが、財政を円滑に運営するため、法令の規定に基づき、又は予算上の措置により、所要の措置を講ずるものとする。

特に、大規模災害時には町財政への負荷が極めて大きくなるため、地方債（災害復旧事業債等）の発行や財政調整基金の活用、国・県への早期の財政支援要望を機動的に行う。

第２　費用の負担者

１　災害予防及び災害応急対策に要する費用

災害予防及び災害応急対策に要する費用は、法令に特別の定めがある場合又は予算の範囲内において特別の措置が講じてある場合を除き、その実施責任者が負担するものとする。

（注）　法令に特別の定めがある場合

（１）　災害救助法　　第 36 条

（２）　水防法　　第 33 条の２

（３）　基本法　　第 94 条、第 95 条

（４）　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 57 条～63 条

２　応援に要した費用

実施責任者が外の地方公共団体の長等の応援を受けた場合、その応援に要した費用は当該応援を受けた地方公共団体の長が負担する。しかし、一時繰替え支弁を求めることができる。

３　知事の指示に基づいて町が実施した費用

知事の指示に基づいて町が実施した応急措置のために要した費用及び応援のために要した費用のうちで指示又は応援を受けた町に負担させることが困難又は不適当なもの

で基本法施行令第 39 条で定めるものについては、国がその一部を負担する費用を除いて政令で定めるところによって、県が一部又は全部を負担する。

その負担率については、基本法施行令第 40 条により、負担することが不適当と認められるもののうち、町が区域内で実施した応急措置のために要する費用については、3分の２、応援のために要した費用を負担することが困難なものは、全部を県が負担する。

第３　国が負担又は補助する範囲

１　災害応急対策に要する費用

災害応急対策に要する費用については、法令の定めるところにより、又は予算の範囲内において国がその全部又は一部を負担し、又は補助する。

２　非常災害対策本部長又は緊急災害対策本部長の指示に基づく応急措置に要する費用

非常災害対策本部長又は緊急災害対策本部の指示に基づいて町長又は知事が実施した応急措置のために要した費用のうちで、当該町又は県に負担させることが不適当なもので政令で定めるものについては、政令で定めるところにより、国がその全部又は一部を補助する。補助率については、応急措置内容その他の事情によりその都度決定される。

３　災害復旧事業費等

災害復旧事業その他災害に関連して行われる事業に要する費用は、別に法令で定めるところにより、又は、予算の範囲内で国がその全部又は一部を負担し又は補助する。

４　激甚災害の応急措置及び災害復旧に関する経費

国は著しく激甚である災害が発生した場合は、激甚法に規定されている事業に対し援助する。

激甚法の対象となる事業は、次のとおりである。

なお、昭和 43 年 11 月 22 日、中央防災会議において局地激甚災害指定基準が決定され、これが局地激甚災害指定基準要綱により特定の市町村に係る局地的災害についても、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」第２条にいう激甚災害と指定される。

（１）　公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

ア　公共土木施設災害復旧事業

イ　公共土木施設災害関連事業

ウ　公立学校施設災害復旧事業

エ　公営住宅災害復旧事業

オ　生活保護施設災害復旧事業

カ　児童福祉施設災害復旧事業

キ　老人福祉施設災害復旧事業

ク　身体障害者社会参加支援施設災害復旧事業

ケ　障害者援護施設災害復旧事業

コ　婦人保護施設災害復旧事業

サ　感染症予防施設災害復旧事業

シ　感染症予防事業

ス　堆積土砂排除事業

セ　たん水排除事業

（２）　農林水産業に関する特別の助成

ア　農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置

イ　農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例

ウ　開拓者等の施設災害復旧事業に対する補助

エ　天災による被害農林漁業者に対する資金の融通に関する暫定措置の特例

オ　森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助

カ　土地改良区等の行うたん水排除事業に対する補助

（３）　中小企業に関する特別の助成

ア　中小企業信用保険法による災害関係保証の特例

イ　小規模企業の事業活動の活性化のための中小企業基本法等の一部を改正する等の法律による廃止前の小規模企業者等設備導入資金助成法による既存貸付金の償還の免除（都道府県の措置）

ウ　事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助

（４）　その他の特別の財政援助及び助成

ア　公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助

イ　私立学校施設災害復旧事業に対する補助

ウ　日本私立学校振興・共済事業団による被災私立学校施設の災害復旧に必要な資金の貸付

エ　町が施行する感染症予防事業に関する負担の特例

オ　母子及び寡婦福祉資金に関する国の貸付けの特例

カ　水防資材費の補助の特例

キ　り災者公営住宅建設事業に対する補助の特例

ク　公共土木施設、公立学校施設、農地、農業用施設および林道の小災害復旧事業に対する特別の財政援助

ケ　雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

第４　資金の調達と管理

１　災害復旧事業債等の活用

公共施設等の復旧事業に要する町負担分については、後年度の普通交付税措置が手厚い「災害復旧事業債」等の地方債を最大限に活用し、財政負担の平準化を図る。

２　予備費の充当と補正予算の編成

発災直後の緊急支出については予備費を充当し、その後速やかに補正予算を編成して財源を確保する。

３　寄附金（ふるさと納税・義援金）の受け入れ

「ふるさと納税」を活用した災害支援寄附の受け入れ体制を早期に構築し、全国からの支援金を復旧・復興事業に充当する。

第５　監査・検査への対応

災害復旧事業は国の高率な補助を受けるため、後日の会計検査や国・県の指導に耐えうるよう、支出根拠となる写真、図面、契約書類等の証拠書類を適正に整備・保管する。

第５節　農林漁業経営安定対策

所　管　課	関　係　機　関
建設上下水道課　産　業　課 森　林　課	日本政策金融公庫 三　　重　　県 J　A　多　気　郡 宮川森林組合

第１　日本政策金融公庫資金

被災農業者等に対し、農業の生産力維持増進施設等の災害復旧時に必要な長期かつ低利の資金を政府系金融機関である日本政策金融公庫等の融資制度のうち、災害復旧に利用可能なものを紹介する。発災時には、公庫と連携した「災害融資相談窓口」を設置し、迅速な資金交付が行われるよう支援する。

第２　天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（昭和 30 年法律第 136 号）による災害経営資金

強風、地震及び豪雨等により農林漁業者等が被害を受けた場合、国、県及び町が農協系統金融機関や銀行等に対し利子補給を行い、再生産確保のための経営資金等を融資する。貸付限度、償還期限等については、天災の都度政令で定めるところによる。

１　共済金等の早期支払い要請

被災した農家等の手元資金を確保するため、三重県農業共済組合等に対し、損害評価の迅速な実施と共済金・保険金の早期支払いを要請する。

２　種苗・資材の確保支援

次期作へのスムーズな移行のため、種苗、肥料、飼料、農業用資材等の確保・供給について関係団体と調整を行う。

第６節　中小企業振興対策

所　管　課	関　係　機　関
産　　業　　課	大　台　町　商　工　会 三　　重　　県 日 本 政 策 金 融 公 庫 三重県信用保証協会

第１　計画の方針

町内の中小企業事業者等が、災害により経営の状態が著しく悪化し、自己資金による再建が困難となった場合は、県と連携し、被災した中小企業事業者等に対し、経営安定資金の利用等について、周知に努める。特に地域経済の核となる「なりわい」の再建を最優先し、事業継続計画（BCP）に基づいた早期再開を支援する。

※県が実施する中小企業復旧対策

（１）　中小企業への情報収集

関係機関と連携をとりながら、中小企業への影響について情報収集を行う。

（２）　金融相談窓口の設置

被災した中小企業向けの金融相談窓口を設ける。

（３）　セーフティネット対応

被災した中小企業の資金繰り等へのセーフティネット対応について、政府、政府系機関、政府系金融機関、市中金融機関等への協力要請を行う。

（４）　県融資制度の確保

県融資制度のセーフティネット関連の融資枠を確保する。

第２　町及び関係機関による支援措置

（１）　中小企業への情報収集と被害把握

大台町商工会と密接に連携し、個別訪問や相談窓口を通じて事業所の損壊、機械設備の被害、原材料の調達困難等の影響について迅速に情報を集約する。

（２）　金融相談窓口の設置と伴走支援

町及び商工会に被災事業者向けの経営・金融相談窓口を設ける。必要に応じて中小企業診断士等の専門家を派遣し、再建計画の策定を支援する。

（３）　セーフティネット保証等の活用

災害救助法が適用された場合や、大規模な経済的影響が生じた場合には、中小企業信用保険法に基づくセーフティネット保証（4 号等）の認定事務を迅速に行い、資金繰りを円滑にする。

（４）　国・県等の補助金の活用支援

「小規模事業者持続化補助金（災害支援枠）」や、大規模災害時の「なりわい再建支援事業」など、施設・設備の復旧に資する補助金の活用について情報提供と申請支援を行う。

第３　三重県が実施する中小企業復旧対策との連携

（１）　中小企業への情報収集

（２）　金融相談窓口の設置

（３）　セーフティネット対応

（４）　県融資制度（セーフティネット関連）の確保

（上記内容は、三重県地域防災計画に基づき県と協力して実施する。）

以上、震災対策編

事故等による災害対策編

第１章　原子力災害対策計画

第１章　原子力災害対策計画

第１節　活動方針

県内に原子力発電所又は原子炉施設（以下、「原子力発電所等」という。）は立地しておらず、町は、予防的防護措置を準備する区域（PAZ：Precautionary Action Zone・原子力施設から概ね半径５km）および緊急時防護措置を準備する区域（UPZ:Urgent Protective Action Planning Zone・原子力施設から概ね半径 30 ㎞）にも含まれていない。しかしながら、平成 23 年３月 11 日に発生した東日本大震災に起因する東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所の事故による放射性物質の拡散状況を考慮すると、県境から概ね 70 ㎞の位置にある関西電力株式会社美浜原子力発電所や概ね 100 ㎞の位置にある中部電力株式会社浜岡原子力発電所を始めとする福井県および静岡県内の原子力発電所等において、原子力緊急事態が発生した場合に備えて対処できる体制を整備することが必要である。

今後も、国による原子力災害対策指針の見直し等の動向を注視し、随時、本対策の見直しを行うこととする。

第２節　町が実施する対策

第１　災害情報の収集・伝達・広報

町は災害の状況に応じて、災害応急対策を円滑に実施するために必要があると認める場合には、町災害対策本部を設置し、県と情報交換を密にし、モニタリング結果等入手した情報については必要に応じて、県と協力し、住民および関係機関へ周知する。

第２　防護措置

１　屋内退避・避難誘導等

国の指導・助言、指示又は県からの情報に基づき、必要に応じて県および警察、関係機関と連携し、住民への多様な媒体を活用し段階的な屋内退避（原則木造住宅内、必要に応じ鉄筋コンクリート造建物等の気密性の高い施設への退避）に関する情報提供、又は国・県からの具体的な移動指示に基づく避難所への避難誘導等の活動を行う。

２　スクリーニングおよび除染

被ばくおよび汚染が生じた場合には、原子力災害対策指針に基づき、国および原子力事業者の指示等の下、県にスクリーニングおよび除染について要請する。また、必

要に応じて町が設置する避難受入施設等における簡易スクリーニングの実施体制を県と連携して整える。

３　水道水・食品の摂取制限等

県および国からの指示等により、基準値を超える水道水・食品・農林水産物について、県に必要な措置の要請を行う。

第３　放射性物質における環境汚染への対処要請

放射性物質による環境汚染に対して、住民の被ばくを低減する必要がある場合について、必要な対策を県に要請する。

第４　県外からの避難受入れ

県外から県境を越える避難者の受入要請があった際には、町は保有する施設を一時的な避難所として提供する。この際、受入避難者の健康管理、スクリーニング実施有無の確認、避難者情報の集約について県と密に連携して行う。

第５　風評被害等の軽減

県と連携し、原子力災害による風評被害の未然防止を図るとともに、その影響を軽減するため農林漁業・地場産業の産品、工業品等の適切な流通等の確保および観光客の減少防止のための広報活動を行う。

第６　心身の健康相談等の実施

住民の健康不安解消および住民が被ばくした際の措置として、原子力災害対策指針等

に基づき、国および県とともに、住民等に対する心身の健康相談（放射線影響等に関する相談を含む）を実施し、必要に応じ健康調査を行う。

資　料　編

資料第１　防災関係機関の連絡先

１　町

機　　関　　名	所　　在　　地	連　絡　先
大台町役場本庁	大台町佐原750番地	(0598)82-3781
荻原出張所	大台町江馬316番地	(0598)76-1711
日進出張所	大台町栃原1691番地1	(0598)85-0211
川添出張所	大台町粟生1010番地	(0598)83-2877
領内出張所	大台町小滝173番地1	(0598)77-2001
大杉谷出張所	大台町桧原528番地	(0598)78-3001
報徳診療所	大台町江馬127番地	(0598)76-1133

２　消防機関

機　　関　　名	所　　在　　地	連　絡　先
紀勢地区広域消防組合消防本部・奥伊勢消防署	大台町佐原754番地	(0598)82-3611
奥伊勢消防署宮川出張所	大台町小滝370番地	(0598)77-2552

３　指定地方行政機関

機　　関　　名	所　　在　　地	連　絡　先
東海農政局三重県拠点	津市広明町451番地１	(0592)28-3151
三重森林管理署	亀山市本町1丁目7番13号	(0595)82-0069
津地方気象台	津市島崎327番地2	(0592)28-6818
松阪労働基準監督署	松阪市高町493番地6 松阪合同庁舎	(0598)51-9988
中部地方整備局紀勢国道事務所大台維持出張所	大台町上三瀬289番地	(0598)82-1169

4　自衛隊

機　　関　　名	所　　在　　地	連　絡　先
陸上自衛隊第33普通科連隊	久居市新町975番地	(059)225-3133
自衛隊三重地方協力本部 伊勢地域事務所	伊勢市神久2丁目1番地58	(0596)23-3880

5　警察

機　　関　　名	所　　在　　地	連　絡　先
三重県警察本部警備第二課	津市栄町1丁目100番地	(059)222-0110 内線5793
大台警察署	大台町上三瀬877番地5	(0598)84-0110
栃原警察官駐在所	大台町栃原1449番地1	(0598)85-0110
荻原警察官駐在所	大台町江馬178番地3	(0598)76-0027
大杉谷警察官駐在所	大台町久豆445番地2	(0598)78-3040

6　県の機関

機　　関　　名	所　　在　　地	連　絡　先
三重県防災対策部災害対策推進課	津市広明町13番地	(059)224-2189
三重県防災対策部地域防災推進課	津市広明町13番地	(059)224-2184
三重県県土整備部防災砂防課	津市広明町13番地	(059)224-2697
松阪地域防災総合 事務所地域防災課	松阪市高町138番地	(0598)50-0503
松阪建設事務所総務・管理・建築室	松阪市高町138番地	(0598)50-0577
松阪建設事務所宮川ダム管理室	大台町久豆506番地	(0598)78-3221
松阪保健所保健衛生室	松阪市高町138番地	(0598)50-0527
松阪農林事務所総務企画室	松阪市高町138番地	(0598)50-0544
病害虫防除所	松阪市嬉野川北町530番地	(0598)42-6365
南勢家畜保健衛生所衛生課	松阪市早馬瀬町83番地2	(0598)28-2266
農業研究所基盤技術研究室 総務調整課	松阪市嬉野川北町530番地	(0598)42-6354

7　指定公共機関

機　　関　　名	所　　在　　地	連　絡　先
NTT西日本株式会社三重支店	津市桜橋2-149	(059)223-9330
中部電力パワーグリッド株式会社 松阪営業所	松阪市垣鼻町454番5号	(0598)54-6900
大台郵便局	大台町佐原841番地1	(0598)82-1463
川添郵便局	大台町下楠616番地6	(0598)83-2542
栃原郵便局	大台町新田117番地2	(0598)85-0242
大台長簡易郵便局	大台町長ケ760番地	(0598)82-2186
荻原郵便局	大台町江馬362番地2	(0598)76-0188

領内郵便局	大台町小滝297番地1	(0598)77-2516
大杉谷郵便局	大台町桧原169番地	(0598)78-3351
下真手簡易郵便局	大台町下真手1301番地1	(0598)76-0188
栗谷簡易郵便局	大台町栗谷213番地7	(0598)76-0188
東海旅客鉄道株式会社	名古屋市中村区名駅1-1-4 ＪＲセントラルタワーズ	JR東海サービス相談室 (050)3772-3910
中日本高速道路㈱ 津保全サービスセンター	津市久居明神町2670-2 (久居IC内)	(059)256-7683
日本赤十字社三重県支部	津市あのつ台4丁目8-5	(059)264-7700

8　指定地方公共機関

機　　関　　名	所　　在　　地	連　絡　先
三重交通株式会社 （松阪営業所）	松阪市大津町808番地１	(0598)51-5240

9　公共的団体その他防災上重要な施設の管理者

機　　関　　名	所　　在　　地	連　絡　先
多気郡農業協同組合大台支店	大台町上楠221番地1	(0598)83-2611
〃　　大台宮川支店	大台町江馬294番地2	(0598)76-1150
〃　　営農センター川添	大台町上楠221番地1	(0598)83-2614
株式会社宮川物産	大台町弥起井267番地3	(0598)89-4302
宮川森林組合	大台町江馬316番地	(0598)76-0135
大台町商工会	大台町佐原1001番地	(0598)82-1411
有限会社　森と水を守る会	大台町大井663番地２	(0598)77-2819
大台町社会福祉協議会	大台町粟生1001番地	(0598)83-2862
〃　　宮川支所	大台町江馬122番地	(0598)76-0160
道の駅奥伊勢おおだい	大台町佐原663番地	(0598)84-1010

資料第２　人口・世帯数の推移

人口の推移（国勢調査）

区　　分	昭和35年	昭和40年	昭和45年	昭和50年	昭和55年
	実数（人）	実数（人）	実数（人）	実数（人）	実数（人）
総　　数	17,399	15,279	13,754	13,383	13,172
０歳～14歳	5,586	4,197	3,207	2,777	2,559
15歳～64歳	10,551	9,671	8,926	8,681	8,420
うち15歳～29歳（a）	3,573	2,919	2,536	2,353	2,068
65歳以上（b）	1,262	1,411	1,621	1,925	2,193
若年者比率［（a）／総数］	% 20.5	% 19.1	% 18.4	% 17.6	% 15.7
高齢者比率［（b）／総数］	% 7.3	% 9.2	% 11.8	% 14.4	% 16.7

区　　分	昭和60年		平成２年		平成７年	
	実　数（人）	増加率（%）	実　数（人）	増加率（%）	実　数（人）	増加率（%）
総　　数	12,982	-1.4	12,144	-6.5	11,758	-3.2
０歳～14歳	2,334	-8.8	1,868	-20.0	1,573	-15.8
15歳～64歳	8,253	-2.0	7,617	-7.7	6,999	-8.1
うち15歳～29歳（a）	1,952	-5.6	1,725	-11.6	1,679	-2.7
65歳以上（b）	2,395	9.2	2,659	11.0	3,186	19.8
若年者比率［（a）／総数］	% 15.0		% 14.2		% 14.3	
高齢者比率［（b）／総数］	% 18.5		% 21.9		% 27.1	

区　　分	平成12年		平成17年		平成22年	
	実　数（人）	増加率（%）	実　数（人）	増加率（%）	実　数（人）	増加率（%）
総　　数	11,399	- 3.1	11,099	- 2.6	10,416	- 6.2
0歳～14歳	1,379	-12.3	1,290	-6.5	1,170	-9.3
15歳～64歳	6,555	-6.3	6,147	-6.2	5,552	-9.7
うち15歳～29歳（a）	1,660	-1.1	1,486	-10.5	1,232	-17.1
65歳以上（b）	3,465	8.8	3,662	5.7	3,689	0.7
若年者比率［（a）／総数］	% 14.6		% 13.4		% 11.8	
高齢者比率［（b）／総数］	% 30.4		% 33.0		% 35.4	

区　　分	平成27年		令和2年			
	実　数（人）	増加率（%）	実　数（人）	増加率（%）	実　数（人）	増加率（%）
総　　数	9,557	- 8.2	8,668	-9.3		
0歳～14歳	987	-15.6	810	-17.9		
15歳～64歳	4,765	-14.2	4,099	-14.0		
うち15歳～29歳（a）	1,044	-15.3	939	-10.1		
65歳以上（b）	3,797	2.9	3,759	-1.0		
若年者比率［（a）／総数］	% 10.9		% 10.8			
高齢者比率［（b）／総数］	% 39.8		% 43.4			

※総数には年齢不詳を含む　　（資料：戦略企画課調べ）

人口の推移（住民基本台帳）

区　分	平成17年3月31日		平成22年3月31日		増減率
	実　数	構成比	実　数	構成比	
	（人）	（%）	（人）	（%）	（%）
総　　数	11,278	—	10,650	—	-5.6
男	5,301	47.0	5,009	47.0	-5.5
女	5,977	53.0	5,641	53.0	-5.6

区　分	平成27年3月31日		増減率	令和2年3月31日		増減率
	実　数	構成比		実　数	構成比	
	（人）	（%）	（%）	（人）	（%）	（%）
総　数	9,964	—	-6.4	9,129	—	-8.3
男	4,688	47.0	-6.4	4,316	47.3	-7.9
女	5,276	53.0	-6.5	4,813	52.7	-8.8

区　分	令和7年3月31日		増減率	令和8年3月31日		増減率
	実　数	構成比		実　数	構成比	
	（人）	（%）	（%）	（人）	（%）	（%）
総　数	8,129	—	-11.0	7,957	—	-2.1
男	3,867	47.6	-10.4	3,804	40.7	-1.6
女	4,262	52.4	-11.4	4,153	47.9	-2.6

（資料：税務住民課調べ）

資料第３　道路の状況

道路整備状況

町道・農道　　令和8年3月31日現在

路線等名		総延長(m)	供用区間(m)	道路通行不能区間　(m)	路線数(本)
国道	42号	14,366	14,366	―	1
	422号	31,703	27,160	4,543	1
	計	46,069	41,526	4,543	2
県道	大台宮川線	10,957	10,957	―	1
	伊勢大宮線	906	906	―	1
	大台ケ原線	15,179	15,179	0	1
	南島大宮大台線	340	340	―	1
	大宮宮川線	8,587	8,587	0	1
	佐原勢和松阪線	4,087	2,237	1,850	1
	栃原停車場線	193	193	―	1
	滝原停車場滝原線	185	185	―	1
	大杉谷海山線	9,691	9,691	0	1
	相鹿瀬大台線	4,586	4,586	―	1
	飯南三瀬谷停車場線	3,999	3,999	―	1
	新田野原線	1,083	1,083	―	1
	川合大宮線	6,164	6,164	0	1
	打見大台線	1,281	1,281	0	1
	檜原大内山線	3,649	50	3,599	1
	高奈上三瀬線	5,949	5,949	0	1
	計	76,836	71,387	5,449	16
町道	１　級　路　線	57,198.2	53,528.0	3,670.2	52
	２　級　路　線	92,051.4	91,065.0	986.4	349
	その他路線	113,368.6	109,430.7	3,937.9	465
	計	262,618.2	254,023.7	8,594.5	866
農　　道		23,065	―	―	166

（資料：建設上下水道課調べ）

資料第４　過去の主な災害

１　風水害

年　　月　　日	被　害　の　内　容
明治37年７月９日	暴風雨、舟木橋・滝見橋流出
昭和９年９月30日	大風雨、流木約２万数千本（損害約５千円）、山林風倒木（損害見積額約３万円）、その他県道崩壊・決壊ケ所多数、農作物被害、電灯線被害
13年９月５日	暴風雨、山林約２町歩崩壊、住宅１戸埋没
34年９月26日	伊勢湾台風、道路決壊、堤防決壊、水田流出・埋没１ヘクタール、水田冠水49ヘクタール、被災家屋　699戸
平成16年９月29日	台風21号豪雨災害、死者6名、行方不明者1名、重傷者2名、家屋全壊27戸、大規模半壊３戸、半壊18戸、床上・床下浸水97戸、道路・河川等土木被害111箇所、地すべり対策等災害関連25箇所、治山事業120箇所、林道・農地・水道被害582箇所など被害総額約350億円
23年９月４日	台風12号豪雨災害、家屋全壊1戸、半壊5戸、床上・床下浸水9戸、道路・河川等土木被害25箇所（町道新大杉谷線持山橋崩落含む）、林道被害24箇所など

２　地震

	年月日	被　害　の　内　容
宝永地震	1707年10月４日	Ｍ 8.4
安政の大地震	1854年12月23日 12月24日	Ｍ 8.4 Ｍ 8.4
伊勢・美濃中心の大地震	1819年７月18日	
濃尾地震	明治24年10月28日	Ｍ 8.0老朽家屋の倒壊
東南海地震	昭和19年12月７日	Ｍ 7.9若干の半壊家屋
南海地震	昭和21年12月21日	Ｍ 8.0

資料第５　砂防指定地内の渓流

番号	水系名	渓　流　名	位　　置
1	宮川	崩れ谷	川合
2	宮川	カタギ谷支流一号	下菅
3	宮川	カタギ谷	下菅
4	宮川	小月川	佐原上大谷
5	宮川	社山谷川	佐原
6	宮川	西小佐原谷	佐原古佐原
7	宮川	寺屋敷	三瀬川
8	宮川	北畠谷支流二号	上三瀬
9	宮川	寺井の溝口の谷	長ヶ
10	宮川	大谷川支川	佐原下大谷
11	宮川	岩ノ谷	下楠
12	宮川	彦谷川支川	菅木屋
13	宮川	彦谷川	赤滝
14	宮川	沢道	清水
15	宮川	イノ谷	茂原
16	宮川	イナリ谷	茂原
17	宮川	木馬瀬	茂原
18	宮川	ヘビ谷	茂原
19	宮川	風呂の谷	熊内
20	宮川	△大井	大井

番号	水系名	渓　流　名	位　　置
21	宮川	細淵谷	細淵
22	宮川	仁エ門谷	大杉
23	宮川	奥ヶ谷川	久豆大徳院
24	宮川	奥ヶ谷	久豆大垣戸
25	宮川	宮の谷	久豆大垣戸
26	宮川	東の谷川	久豆大垣戸
27	宮川	後谷	岩井後谷
28	宮川	水谷川	滝谷水谷
29	宮川	風呂の谷	神滝
30	宮川	西之谷	小滝
31	宮川	熊の谷	明豆
32	宮川	中の平	栗谷谷口
33	宮川	不動の谷	栗谷口
34	宮川	寺谷	天ヶ瀬
35	宮川	宮の谷	江馬
36	宮川	木屋谷川	小切畑
37	宮川	山際谷	下真手
38	宮川	金太郎谷	下真手
39	宮川	西谷川	栗谷谷口
40	宮川	宮谷川	栗谷谷口

番号	水系名	渓　流　名	位　　置
41	宮川	西之谷	大井
42	宮川	山口谷川	江馬
43	宮川	長見谷川	天ヶ瀬
44	宮川	唐櫃１	唐櫃
45	宮川	唐櫃２	唐櫃
46	宮川	唐櫃谷川	唐櫃
47	宮川	古ヶ谷川	桧原
48	宮川	猪の谷川	桧原
49	宮川	宮の谷川	久豆
50	宮川	不動谷川 五十田川	粟谷余谷
51	宮川	余谷川	粟谷余谷
52	宮川	天ヶ瀬	天ヶ瀬
53	宮川	抜ヶ谷	江馬
54	宮川	小切畑	小切畑
55	宮川	野又	桧原野又
56	宮川	猪谷川	桧原三軒屋
57	宮川	唐谷	桧原古ヶ野
58	宮川	風の谷	桧原古ヶ野
59	宮川	犁谷川	岩井番屋
60	宮川	雲母谷川	滝谷
61	宮川	小又谷川	滝谷
62	宮川	滝谷	滝谷
63	宮川	つづら谷	小滝
64	宮川	始神谷川	神滝小滝
65	宮川	堀の谷川	明豆
66	宮川	嘉助井戸谷	明豆
67	宮川	下出谷川	粟谷下出
68	宮川	春日谷川	大井馬木場
69	宮川	横谷川	唐櫃
70	宮川	唐櫃川	唐櫃
71	宮川	有の谷川	南
72	宮川	井の谷川支川	大井
73	宮川	池の谷川	桧原
74	宮川	平野	薗

資料第６　土砂災害警戒区域および土砂災害特別警戒区域一覧表

【令和８年４月１日時点】

土砂災害警戒区域（土石流）　672

土砂災害特別警戒区域（土石流）　662

土砂災害警戒区域（急傾斜地）　373

土砂災害特別警戒区域（急傾斜地）　315

土砂災害警戒区域（地すべり）　4

土砂災害特別警戒区域（地すべり）　0

資料第７－１　削除

資料第７－２　削除

資料第８　山腹崩壊危険地区

番号	位置		災害予想される名称	面積（ha）	公共施設等					
					人家50戸以上	49～10戸	9～5戸	4戸以下	公共施設（道路除く）	道路
1	千代	千代	山腹崩壊	3		26			0	県
2	柳原	柳原	〃	1		24			1	県
3	下楠	下楠	〃	2		18			0	町
4	長ケ	長ケ2	〃	2		25			1	県
5	〃	長ケ1	〃	1		27			0	県
6	〃	長ケ3	〃	2				1	0	県
7	下三瀬	下三瀬	〃	7		46			1	国
8	佐原	佐原1	〃	2		30			0	町
9	〃	佐原2	〃	3		12			0	県
10	〃	佐原3	〃	2	78				4	県
11	弥起井	弥起井1	〃	2	62				3	県
12	〃	弥起井2	〃	2	67				1	県
13	菅合	菅合	〃	2		19			3	県
14	〃	川合乙部	〃	1				3	0	県
15	大ケ所	大ケ所	〃	7		27			0	県
16	新田	新田	〃	1				3	0	町
17	下真手	猿飼	〃	2				1	1	県
18	上真手	大谷	〃	5			7		0	町
19	小切畑	横手	〃	2		14			0	県
20	〃	浦谷1	〃	1				1	0	林
21	〃	浦谷2	〃	1				1	0	林
22	〃	浦谷3	〃	4				2	0	林
23	〃	浦谷4	〃	1				0	1	林
24	〃	浦谷5	〃	7					0	林
25	江馬	江馬	〃	11		40			5	県
26	天ケ瀬	天ケ瀬	〃	5		21			0	県
27	小滝	始神1	〃	3				4	0	林
28	神滝	始神2	〃	4					0	県
29	南	不動野	〃	3				2	0	町
30	大井	上切	〃	4				3	0	町
31	滝谷	木戸口1	〃	11				1	0	県
32	〃	木戸口2	〃	3					0	国
33	〃	作右エ門	〃	4			5		0	国
34	〃	雲母	〃	4			7		0	県
35	岩井	砂子	〃	3			8		1	町

番号	位置		災害予想される名称	面積（ha）	公共施設等					
					人家50戸以上	49～10戸	9～5戸	4戸以下	公共施設（道路除く）	道路
36	桧原	古ケ野	〃	5		10			1	県
37	〃	宮平	〃	5			6		1	県
38	〃	三軒屋	〃	2					0	国
39	〃	野又	〃	1					0	国
40	久豆	浦平1	〃	7				3	1	県
41	大杉	大杉	〃	1					1	県
42	〃	仁右エ門	〃	5			5		1	県
43	熊内	中切	〃	6			9		1	町
44	下真手	口上山	〃	3		32			0	県
45	久豆	浦平2	〃	1				4	1	県
46	明豆	下沖	〃	3		20			0	国
47	滝谷	八知山	〃	6					0	林
48	薗	秋葉尾	〃	2		14			0	県
49	大井	上切2	〃	2			6		0	町
50	小切畑	滝ノ越	〃	1					0	林
51	岩井	細渕	〃	3			8		0	町
52	小滝	小滝1	〃	4		13			3	国
53	下真手	猿飼2	〃	2				2	1	県
54	岩井	番屋	〃	1				1	0	国
55	清滝	表ヶ谷	〃	2			5		0	県
56	南	小博瀬	〃	2				2	0	町
57	滝谷	トイシダニ	〃	1				1	0	国
58	〃	荒瀬	〃	5					0	国
59	天ヶ瀬	木戸谷	〃	5			8		0	県
60	清滝	鍬平谷	〃	1		10			0	県
61	大井	落滝	〃	6			5		0	町
62	南	浜ノ元	〃	3				2	1	町
63	天ヶ瀬	堂ノ上	〃	4		12			1	県
64	本田木屋	浅間下	〃	3		12			0	町
65	大杉	向原	〃	1					0	県
66	明豆	栃谷	〃	1					0	県
67	栗谷	中木屋1	〃	3				3	0	国
68	〃	新出切	〃	3				1	0	国
69	上真手	樋ノ口東	〃	1			5		0	町
70	栗谷	赤坂	〃	1				3	0	町
71	栗谷	柿戸	〃	1			6		0	国
72	桧原	古ヶ谷	〃	6				2	0	国
73	栗谷	中木屋2	〃	6			6		0	国
74	天ケ瀬	栗谷口	〃	4		14			0	国

番号	位置		災害予想される名称	面積（ha）	公共施設等					
					50人以上家戸	49～10戸	9～5戸	4戸以下	公共施設（道路除く）	道路
75	小滝	小滝2	〃	6		29			5	国
76	〃	小滝3	〃	2					0	国
77	神滝	神滝	〃	6			7		0	国
78	栗谷	西谷	〃	1				2	0	町
79	岩井	大瀬	〃	2			7		0	町
80	栗谷	大田	〃	1			6		0	国
81	南	清水	〃	3			7		0	町
82	桧原	風呂谷	〃	6			9		1	国
83	桧原	野又谷	〃	1					0	林
84	唐櫃	ヒノウラ	〃	6		10			0	県
85	下真手	上山	〃	1			9		0	町
86	小切畑	向井切	〃	3	53				0	県
87	桧原	東又谷	〃	11		12			0	国
88	天ケ瀬	不動前	〃	0.03				1	0	

資料第９　崩壊土砂流出危険地区

番号	位置		予想される災害名	面積（ha）	公共施設等					
					50人以上家戸	49～10戸	9～5戸	4戸以下	（道路除く）公共施設	道路
1	千代	戸板谷	土砂流出	2.34					0	林
2	柳谷	永口谷	〃	0.63		45			1	県
3	柳原	西広谷	〃	1.08				3	0	県
4	〃	牧野谷	〃	0.54					0	県
5	本郷	小橋谷	〃	0.63		10			0	町
6	神瀬	河内谷	〃	3.42		10			0	国
7	〃	楠ケ野谷	〃	0.18		11			0	国
8	上楠・下楠	新下谷	〃	0.36		32			1	国
9	上楠	一元谷	〃	0.90	85				5	国
10	〃	西ノ谷	〃	0.45	52				1	国
11	高奈	屋阪谷	〃	0.60			7		0	国
12	〃	鍋谷	〃	1.32		16			0	国
13	高奈・下三瀬	栃木谷・木屋ノ谷	〃	0.30				3	0	国
14	高奈・下三瀬	高谷・舟木谷・崩谷	〃	1.20					1(鉄道500m)	
15	下三瀬	坂瀬谷	〃	1.35				2	0	国
16	〃	赤子附谷・矢本谷・中ノ谷	〃	0.24				1	0	国
17	高奈	寺谷	〃	0.30		27			0	県
18	長ケ	アンノ谷・橋ケ谷・東ノ谷	〃	0.24		21			0	県
19	〃	鈴又川	〃	2.10					1	林
20	〃	八又川	〃	0.36					1	県
21	〃	野又谷	〃	0.84					0	県
22	〃	河内	〃	0.48					0	県
23	下三瀬	船ケ谷	〃	0.18	53				0	県
24	〃	神戸谷	〃	0.18	95				2	国
25	下三瀬	十三ケ尾	土砂流出	0.84	91				0	町
26	上三瀬	東ノ谷・岩船谷・北曽谷	〃	0.48	73				0	県

番号	位置		災害予想される名称	面積（ha）	公共施設等					
					人家50戸以上	49～10戸	9～5戸	4戸以下	公共施設（道路除く）	道路
27	佐原	東畑谷	〃	0.99				1	0	県
28	〃	大谷川・大畑谷	〃	2.25	271				6	県
29	〃	西ノ谷	〃	1.20	180				5	県
30	弥起井	喜世谷	〃	0.24	156				4	県
31	〃	不動谷	〃	3.00	60				2	県
32	菅合	割谷	〃	1.20		28			3	県
33	〃	中河内谷	〃	1.08		42			5	県
34	〃	足谷	〃	1.95		16			2	県
35	上菅	あずかな	〃	0.60	78				1	県
36	菅合	泉	〃	0.54	66				0	県
37	菅合	豆津谷	〃	1.35			7		2	県
38	〃	柳谷口	〃	1.92					0	県
39	〃	柴山谷	〃	2.55		11			0	県
40	〃	サンショ谷	〃	0.72		11			0	県
41	〃	小ヌレ谷	〃	4.50		24			1	県
42	粟生	箱ノ尾	〃	0.54	58				0	国
43	長ヶ	後山	〃	0.15				2	0	県
44	栃原	本郷	〃	0.75					0	農
45	神瀬	木場	〃	0.15				3	0	町
46	〃	フロヤダニ	〃	0.23				4	0	町
47	下楠	檜谷	〃					2	1	国
48	〃	橋ヶ谷	〃					3	0	国
49	栃原	後山ノ谷	〃	0.45				3	0	町
50	下三瀬	坂瀬垣	〃	0.12				2	0	国
51	下真手	スノ谷	〃	1.08		17			0	県
52	〃	長角	〃	2.16		39			0	県
53	〃	浦内	〃	1.80		21			0	県
54	〃	持越奥	〃	1.08		32			0	県
55	〃	寺谷	〃	0.09	53				3	県
56	上真手	上山	〃	0.12	53				3	県
57	菅木屋	鍬平谷	土砂流出	0.36		15			0	県

番号	位置		予想される災害名	面積(ha)	公共施設等					
					50人戸以上家	49～10戸	9～5戸	4戸以下	公共施設（道路除く）	道路
58	〃	大平（地蔵谷）	〃	1.50		15			0	町
59	〃	東彦	〃	1.08		15			0	町
60	清滝	西彦谷	〃	2.25		16			1	町
61	上真手	井戸ケ谷	〃	0.18	52				2	県
62	小切畑	参松	〃	2.40				3	0	県
63	〃	浦谷	〃	0.18			5		1	林
64	小切畑	南屋谷	〃	1.80					0	県
65	〃	浅間	〃	0.03	58				0	町
66	〃	向切	〃	0.30	71				2	林
67	〃	定野谷	〃	0.18	59				2	林
68	江馬	ユカシ谷	〃	0.27		36			3	県
69	清滝	清水谷	〃	0.54		32			0	町
70	〃	高野平	〃	0.24			6		0	県
71	薗	寺ノ上	〃	0.06		42			2	県
72	〃	足倉	〃	0.21				1	0	町
73	〃	井丸谷	〃	1.35		41			1	町
74	薗	逆間谷	〃	1.68					0	林
75	茂原	木馬瀬	〃	0.63	58				3	町
76	栗谷口	不動前	〃	0.09		18			0	町
77	明豆	栃谷	〃	0.54					0	国
78	栗谷	滝又	〃	6.12					0	県
79	栗谷	赤坂	〃	0.12			9		0	県
80	〃	柿戸	〃	0.18		10			0	県
81	〃	新生功	〃	0.06		13			0	県
82	〃	五十田	〃	1.89				3	0	県
83	〃	宮の谷		1.20				3	0	町
84	〃	〃		1.80		10			0	県
85	栗谷	トノ切	〃	0.18		11			0	県
86	〃	柿口出	〃	0.18			8		0	国
87	〃	寺浦	〃	0.12			5		1	県
88	〃	中小屋	〃	0.12			7		0	県
89	〃	大西谷	〃	3.30					1	県

番号	位置		予想される災害名	面積(ha)	公共施設等					
					50人戸以上家	49～10戸	9～5戸	4戸以下	公共施設（道路除く）	道路
90	〃	湯谷	〃	2.88					0	県
91	熊内	横谷	〃	1.35				19	0	町
92	南	シリヤライ	〃	0.84		25			1	町
93	明豆	熊ノ谷	〃	5.70		34			1	県
94	唐櫃	西ハカセ	〃	0.27		37			0	町
95	御棟	上山	〃	0.72		10			0	町
96	小滝	大村谷	〃	2.70					0	林
97	〃	大村谷	〃	1.50					0	県
98	唐櫃	登り	〃	0.12	58				1	町
99	〃	今滝上	〃	1.26	61				1	町
100	小滝	西ノ谷	〃	0.81		40			3	県
101	南	家ノソラ	〃	0.30		16			1	町
102	神滝	風呂ノ谷	〃	4.20		31			1	国
103	滝谷	作エ門	〃	3.60				1	0	国
104	大井	上切	〃	1.65	54				1	町
105	滝谷	木戸口	〃	0.06		20			1	県
106	〃	雲母谷	〃	11.40		21			1	県
107	大井	新田	〃	2.70			5		0	町
108	滝谷	大熊谷	〃	3.15				1	0	県
109	岩井	犁谷	〃	16.20				1	0	県
110	〃	岩井谷	〃	0.39				2	0	町
111	〃	崩谷	〃	0.30			5		1	町
112	〃	細渕	〃	0.30		12			0	町
113	岩井	持山谷	〃	4.05					0	町
114	〃	後谷	〃	3.90		15			1	町
115	桧原	古ケ谷	〃	6.00					0	県
116	〃	古ケ野	〃	1.50		16			1	県
117	〃	宮平	〃	0.06				3	1	県
118	〃	三軒屋	〃	0.60				2	0	町
119	〃	出屋敷	〃	0.15				1	0	県
120	久豆	新屋敷	〃	0.06			5		1	町
121	〃	若山	〃	1.50			9		0	県
122	久豆	浦平・大垣外	〃	1.20		25			1	町

番号	位置		予想される災害名	面積(ha)	公共施設等					
					50人戸以上家	49～10戸	9～5戸	4戸以下	公共施設（道路除く）	道路
123	〃	岩井口	〃	0.48			8		1	町
124	〃	大徳院	〃	1.13					0	町
125	大杉	仁右エ門谷	〃	0.72					1	県
126	〃	小森谷	〃	1.20			6		1	県
127	〃	大谷	〃	1.95					0	林
128	〃	平瀬谷	〃	0.12					0	林
129	〃	倉元谷	〃	2.40					0	県
130	〃	橋立谷	〃	6.60					0	県
131	〃	桑ノ木	〃	12.45					0	県
132	栗谷	芦谷	〃	2.40					0	林
133	小滝	始神谷	〃	21.00		14			1	国
134	江馬	上山	〃	0.27	85				9	県
135	神滝	咳の谷	〃	0.23			6		0	国
136	栗谷	余谷	〃	0.27					0	町
137	天ヶ瀬	寺谷	〃	0.18	63				0	県
138	岩井	本郷	〃	0.12		13			0	県
139	熊内	平谷	〃	1.50				1	0	町
140	南	小博瀬		0.45				1	0	町
141	岩井	石垣内		0.27					0	町
142	南	栃谷	〃	1.02				1	1	町
143	久豆	西千丈	〃	4.20					0	町
144	江馬	後谷	〃	2.40					0	町
145	南	島谷	〃	6.84	70				0	県
146	大井	春日谷	〃	14.40				1	0	林
147	桧原	池の谷	〃	2.97						国
148	栗谷	余谷1	〃	2.25					0	町
149	小切畑	浦谷1	〃	0.13				2	0	町
150	桧原	野又	〃	1.02					0	林
151	栗谷	余谷2	〃	0.90					0	町
152	大杉	父ヶ谷	〃	0.60					0	林
153	檜原	三軒屋1	〃	0.30				1	0	県
154	薗	滝又	〃	0.90					0	林
155	薗	アソ谷	〃	0.54					0	林

番号	位置		予想される災害名	面積（ha）	公共施設等					
					50人以上家戸	49～10戸	9～5戸	4戸以下	公共施設（道路除く）	道路
156	唐櫃	唐櫃谷	〃	0.72					0	林
157	熊内	ニシノ	〃	0.09		14			1	町
158	桧原	野又谷	〃	1.44					0	林
159	久豆	ムカイハラ	〃	0.23					0	県
160	桧原	東又谷	〃	44.96				2	0	国
161	滝谷	八知山	〃	4.50					0	国
162	江馬	山口	〃	0.60		20				県
163	清滝	桑平谷	〃	0.54				4		町
164	熊内	中切	〃	0.11				4	1	町
165	栗谷	中木屋	〃	0.30				3		国

資料第10－１　指定緊急避難場所一覧　兼

資料第10－２　避難所一覧

令和8年4月1日現在

番号	地区名	施　設　名	所　在　地	収容人員	震災	風水害	大規模火災	電話番号
①	日進	千代集会所	千代959番地	76	○	○	○	
2	日進	柳原集会所	柳原634-1	72	○	○	○	
③	日進	本郷公民館	栃原618	83	○	○	○	
4	日進	宮野集会所	栃原1249-2	74	○	○	○	
5	日進	グリーンプラザおおだい	栃原1691-1	557	○	○	○	85－1130
6	日進	大台町町民体育館（旧協和中学校）	栃原1692-1	576	○	○	○	
7	日進	日進保育園	栃原1868-2	301	○	○	○	85－0044
8	日進	日進公民館	新田239-1	271	○	○	○	85－0211
9	日進	日進小学校	新田278	501	○	○	○	85－0028
10	川添	神瀬集会所	神瀬266	66	○	○	○	83－2357
⑪	川添	下楠集会所	下楠389	66	○	○	○	83－2814
12	川添	上楠コミュニティセンター	上楠241-7	92	○	○	○	
13	川添	粟生公民館	粟生347	92	○	○	○	83－2644
14	川添	高奈集会所	高奈260-1	66	○	○	○	
⑮	川添	大台町健康ふれあい会館	粟生1010	565	○	○	○	83－2877
⑯	川添	大台町地域福祉センター	粟生1010	723	○	○	○	83－2862
17	川添	川添保育園	上楠409-1	322	○	○	○	83－2054
⑱	川添	川添小学校	上楠420	384	○	○	○	83－2254

番号	地区名	施　設　名	所　在　地	収容人員	震災	風水害	大規模火災	電話番号
19	三瀬谷	長ケ集会所	長ケ831-1	130	○	○	○	82－2195
⑳	三瀬谷	下三瀬集会所	下三瀬553-2	83	○	○	○	
㉑	三瀬谷	上三瀬公民館	上三瀬450-5	119	○	○	○	82－1933
22	三瀬谷	佐原集会所	佐原442-3	179	○	○	○	82－2114
23	三瀬谷	弥起井集会所	弥起井373-2	94	○	○	○	82－1938
24	三瀬谷	上菅集会所	上菅467	90	○	○	○	82－3372
㉕	三瀬谷	下菅集会所	菅合316-11	68	○	○	○	82－1996
㉖	三瀬谷	川合集会所１	菅合1204	68	○	○	○	82－3197
27	三瀬谷	大滝農構センター	大ヶ所291-2	83	○	○	○	
28	三瀬谷	大台町老人憩の家	菅合2206	67	○	○	○	
29	三瀬谷	三瀬谷認定こども園	菅合2960	551	○	○	○	84－1300
30	三瀬谷	大台町Ｂ＆Ｇ海洋センター	弥起井363	684	×	△	○	82－1363
㉛	三瀬谷	大台町就業改善センター	佐原1019	319	○	○	○	82－3279
㉜	三瀬谷	大台中学校	上三瀬903-1	522	○	○	○	82－1045
㉝	荻原	真手地域総合センター	下　真　手1301-1	302	○	○	○	76―8866
㉞	荻原	上真手集会所	上真手416-2	40	○	○	○	76―1221
35	荻原	本田木屋生活改善センター	本田木屋150-3	30	○	○	○	76―0881
36	荻原	小切畑生活改善センター	小切畑1000	30	○	○	○	
㊲	荻原	大台町生活改善センター	江馬701	80	○	○	○	76―0171
38	荻原	大台町林業総合センター	江馬316	60	○	○	○	76―0135
㊴	荻原	大台町宮川福祉センター	江馬122	200	○	○	○	76―0160
40	荻原	栗谷生活改善センター	栗谷212－１	30	○	○	○	76―1083
㊶	荻原	熊内集会所	熊内208－１	20	○	○	○	
㊷	荻原	宮川中学校	茂原643－８	200	○	○	○	76―0010

番号	地区名	施　設　名	所　在　地	収容人員	震災	風水害	大規模火災	電話番号
㊸	荻原	昂学園高校	茂原48	150	○	○	○	76―0040
㊹	荻原	茂原集会所	茂原351－６	30	○	○	○	
45	荻原	清水集会所	清滝485－１	30	○	○	○	
㊻	領内	明豆集会所	明豆348－２	30	○	○	○	
㊼	領内	大台町領内地域防災コミュニティーセンター	小滝173-1	100	○	○	○	
㊽	領内	唐櫃生活改善センター	唐櫃340-1	30	○	○	○	
㊾	領内	南集会所	南333－１	30	○	△	○	
50	大杉谷	大台町大杉谷地域防災コミュニティーセンター	岩井291、同288	100	○	○	○	
㊶	大杉谷	桧原集会所	桧原455-6	30	○	○	○	
㊷	大杉谷	久豆生活改善センター	久豆348-3	30	○	○	○	
㊸	大杉谷	大杉谷地域総合センター	久豆199	300	○	△	○	78―8383
54	大杉谷	大台町民芸館	大杉159-21	40	×	○	○	

※指定緊急避難場所の指定は、「震災」、「風水害（土砂災害、洪水、内水氾濫）」、「大規模火災」に分類して適否を「○」、「△」、「×」で示す。風水害の「△」は、宮川ダムから「異常洪水時防災操作」を行う旨の通報（３時間前予告）があった場合など、重大な洪水浸水被害が懸念される場合は、施設の全部、又は一部の使用を見合わせる。震災の「×」は耐震基準による。

※数字に○印が付された施設は、土砂災害警戒区域内のため、施設周辺の状況を考慮したうえで使用する。あるいは、施設の一部の使用を見合わせる。

資料第11　消防水利の現況

（令和8年4月1日現在）

区分	消火栓	防火水槽		プール	その他
		40m³以上60m³未満	20m³以上40m³未満		
計	835	239	46	18	1

資料第12　大台町防災行政無線の現況

1　同報系（15K0D7W 55.865MHz、F3E 407.225MHzほか）

（1）　屋外受信局、屋外拡声子局

本町は、大台地区に屋外受信局、宮川地区に屋外拡声子局があり、それぞれ一括放送のほか、地区別、字別に放送することができる。

【大台地域】

種　　別	設置場所	種　　別	設置場所
親　　局	役 場 本 庁	子局番号124	奈 良 井 2
子局番号100	大 台 町 役 場	子局番号125	下　　出
子局番号101	千　　代	子局番号126	長　ケ　1
子局番号102	柳　　原	子局番号127	長　ケ　2
子局番号103	岡　ヶ　野	子局番号128	長　ケ　3
子局番号104	本　　郷	子局番号129	下 三 瀬 1
子局番号105	大　　林	子局番号130	下 三 瀬 2
子局番号106	宮　野　1	子局番号131	上 三 瀬 1
子局番号107	宮　野　2	子局番号132	上 三 瀬 2
子局番号108	下　新　田	子局番号133	佐　原　1
子局番号109	中　新　田	子局番号134	佐　原　2
子局番号110	丸　　山	子局番号135	佐　原　3
子局番号111	浦　新　田	子局番号136	佐　原　4
子局番号112	田　久　保	子局番号137	弥 起 井 1
子局番号113	神　瀬　1	子局番号138	弥 起 井 2
子局番号114	神　瀬　2	子局番号139	下　菅　1
子局番号115	神　瀬　3	子局番号140	下　菅　2
子局番号116	下　楠　1	子局番号141	上　菅　1

子局番号117	下　楠　2	子局番号142	上　菅　2
子局番号118	上　楠　1	子局番号143	上　菅　3
子局番号119	上　楠　2	子局番号144	川　合　1
子局番号120	川　添	子局番号145	川　合　2
子局番号121	粟　生	子局番号146	大　ヶ　所
子局番号122	高　奈	子局番号147	滝　広
子局番号123	奈 良 井 1		

【宮川地域】

種　別	設置場所	種　別	設置場所
子局番号201	下 真 手 1	子局番号219	薗
子局番号202	下 真 手 2	子局番号220	明　豆
子局番号203	上　真　手	子局番号221	御　棟
子局番号204	本 田 木 屋	子局番号222	小　滝
子局番号205	浦　谷　1	子局番号223	神　滝
子局番号206	浦　谷　2	子局番号224	滝　谷
子局番号207	清　滝	子局番号225	唐　櫃
子局番号208	清　水	子局番号226	南
子局番号209	小　切　畑	子局番号227	大　井
子局番号210	荻原出張所	子局番号228	岩　井　1
子局番号211	天 ケ 瀬 1	子局番号229	岩　井　2
子局番号212	天 ケ 瀬 2	子局番号230	桧　原
子局番号213	赤　坂	子局番号231	三　軒　屋
子局番号214	栗　谷	子局番号232	若　山

子局番号215	中　小　屋	子局番号233	久　　豆
子局番号216	谷　　口	子局番号234	宮 川 ダ ム
子局番号217	熊　　内	子局番号235	大　　杉
子局番号218	茂　　原		

【中継局】

種　　別	設置場所
始神高中継局	小滝字始神奥

（2） 戸別受信機

全戸に戸別受信機の設置がなされており、一括放送のほか、地区別、字別に放送することができる。

2　移動系（超短波　153.73MHｚ　158.35MHｚ）

【基地局】

種　　別	名　　称	設　　置　　場　　所
基　地　局	ぎょうせいおおだい はじかみだか	始神高中継局（小滝字始神奥346）

【陸上移動局】

種　　別	名　　称	設　　置　　場　　所
携帯型 （５W）	おおだい１０１	大台町役場
	おおだい１０２	大台町役場
	おおだい１０３	大台町役場
	おおだい１０４	大台町役場
	おおだい１０５	大台町役場
	おおだい１０６	大台町役場
	おおだい１０７	日進出張所
	おおだい１０８	日進出張所
	おおだい１０９	日進出張所
	おおだい１１０	日進出張所
	おおだい１１１	日進出張所
	おおだい１１２	日進出張所
	おおだい１１３	川添出張所
	おおだい１１４	川添出張所
	おおだい１１５	川添出張所

種　　別	名　　称	設　　置　　場　　所
携帯型 （５W）	おおだい１１６	川添出張所
	おおだい１１７	川添出張所
	おおだい１１８	川添出張所
	おおだい１１９	紀勢地区広域消防組合
	おおだい１２０	紀勢地区広域消防組合
	みやがわ１０１	荻原出張所
	みやがわ１０２	荻原出張所
	みやがわ１０３	荻原出張所
	みやがわ１０４	荻原出張所
	みやがわ１０５	荻原出張所
	みやがわ１０６	荻原出張所
	みやがわ１０７	荻原出張所
	みやがわ１０８	領内出張所
	みやがわ１０９	領内出張所
	みやがわ１１０	領内出張所
	みやがわ１１１	領内出張所
	みやがわ１１２	領内出張所
	みやがわ１１３	領内出張所
	みやがわ１１４	領内出張所
	みやがわ１１５	大杉谷出張所

種　　別	名　　称	設　　置　　場　　所
携帯型 （５W）	みやがわ１１６	大杉谷出張所
	みやがわ１１７	大杉谷出張所
	みやがわ１１８	大杉谷出張所
	みやがわ１１９	大杉谷出張所
	みやがわ１２０	大杉谷出張所
	みやがわ１２１	大杉谷出張所
	みやがわ１２２	大台町役場
	みやがわ１２３	大台町役場
	みやがわ１２４	大台町役場
	おおだい２０２	千代
	おおだい２０３	柳原
	おおだい２０４	本郷
	おおだい２０５	宮野
	おおだい２０６	下新田
	おおだい２０７	中丸
	おおだい２０８	茶浦
	おおだい２０９	神瀬
	おおだい２１０	下楠
	おおだい２１１	上楠
	おおだい２１２	粟生

種　　別	名　　称	設　　置　　場　　所
携帯型 （５W）	おおだい２１３	高奈
	おおだい２１４	長ケ
	おおだい２１５	下三瀬
	おおだい２１６	上三瀬
	おおだい２１７	佐原
	おおだい２１８	弥起井
	おおだい２１９	上菅
	おおだい２２０	下菅
	おおだい２２１	川合
	おおだい２２２	滝広
	おおだい２２３	大ヶ所
	おおだい２２４	栗谷
	おおだい２２５	天ケ瀬
	おおだい２２６	江馬
	おおだい２２７	小切畑
	おおだい２２８	浦谷
	おおだい２２９	本田木屋
	おおだい２３０	上真手
	おおだい２３１	下真手
	おおだい２３２	熊内

種　　別	名　　称	設　　置　　場　　所
携帯型 （５Ｗ）	おおだい２３３	茂原
	おおだい２３４	薗
	おおだい２３５	清水
	おおだい２３６	泉
	おおだい２３７	明豆
	おおだい２３８	小滝
	おおだい２３９	神滝
	おおだい２４０	滝谷
	おおだい２４１	大井
	おおだい２４２	南
	おおだい２４３	唐櫃
	おおだい２４４	岩井
	おおだい２４５	桧原
	おおだい２４６	若山
	おおだい２４７	久豆
	おおだい２４８	大杉
	おおだい３０１	大台町役場
	おおだい３０２	大台町役場
	おおだい３０３	大台町役場
	おおだい３０４	大台町役場

種　　別	名　　称	設　　置　　場　　所
携帯型 （５W）	おおだい３０５	大台町役場
	おおだい３０６	大台町役場
	おおだい３０７	日進出張所
	おおだい３０８	川添出張所
可搬型 （10W）	おおだい５１	大台町役場
	おおだい５２	日進出張所
	おおだい５３	川添出張所
	おおだい２００	大台町役場
	おおだい２０１	荻原出張所
	みやがわ５１	領内出張所
	みやがわ５２	大杉谷出張所
車載型 （10W）	おおだい１	ニッサン　エクストレイル（大台町役場）
	おおだい２	ダイハツハイゼット（大台町役場）
	おおだい３	ホンダ　ライフ（日進出張所）
	おおだい４	ホンダ　Nボックス（川添出張所）
	おおだい５	ニッサンノート（荻原出張所）
	おおだい６	ダイハツ　ハイゼット（領内出張所）
	おおだい７	ダイハツ　ハイゼット（大杉谷出張所）

資料第13　災害時優先電話一覧

番号	設置場所	電話番号	住　　所
1	大台町役場　総務課	0598-82-3781	大台町佐原 750
2	大台町役場　戦略企画課	0598-82-3782	大台町佐原 750
3	荻原出張所	0598-76-1724	大台町江馬 316
4	荻原出張所	0598-76-1726	大台町江馬 316
5	日進出張所（日進公民館）	0598-85-0211	大台町新田 239-1
6	川添出張所（健康ふれあい会館）	0598-83-2877	大台町粟生 1010
7	領内出張所	0598-77-2001	大台町小滝 173-1
8	大杉谷地域総合センター	0598-78-8383	大台町久豆 199
9	グリーンプラザおおだい	0598-85-1130	大台町栃原 1691-1
10	就業改善センター	0598-82-3279	大台町佐原 1019
11	生活改善センター（荻原公民館）	0598-76-0171	大台町江馬 701
12	大台中学校	0598-82-1045	大台町上三瀬 903-1
13	宮川中学校	0598-76-0010	大台町茂原 643-8
14	日進小学校	0598-85-0028	大台町新田 278
15	川添小学校	0598-83-2254	大台町上楠 420
16	三瀬谷小学校	0598-82-1036	大台町佐原 107
17	宮川小学校	0598-76-0908	大台町茂原 543-3
18	日進保育園	0598-85-0044	大台町新田 278
19	川添保育園	0598-83-2054	大台町上楠 409-1
20	宮川保育園	0598-76-0555	大台町江馬 700
21	報徳診療所	0598-76-11343	大台町江馬 127
22	大杉谷診療所	0598-78-3021	大台町久豆 266-1
23	地域福祉センター（大台町社会福祉協議会）	0598-83-2862	大台町粟生 1010
24	Ｂ＆Ｇ海洋センター	0598-82-1363	大台町弥起井 363
25	大杉谷自然の家（登山センター）	0598-78-3338	大台町大杉 140-40

資料第14　備蓄資機材等一覧（主なもの）

令和8年4月1日現在

資機材名	パック入り毛布	発電機付き投光機	避難所用間仕切り		
単　位	枚	基	ケ		
数　量	1,745	7	279		

資機材名	仮設置トイレ	非常用排便袋	エンジン付浄水機	簡易型浄水機	給水用袋6ℓ用
単　位	基	枚	台	台	枚
数　量	13	60,020	4	4	4,200

資機材名	アルファ米	缶入りパン	保存用飲料水500mℓ		
単　位	ケ	ケ	本		
数　量	7,390	6,168	46,175		

資機材名	紙おむつ		トイレットパーパー	生理用品	歯ブラシ	ダンボールベッド間仕切付
	大人	子供				
単　位	枚		巻	枚	本	セット
数　量	632	3,317	2,450	3,880	5,750	391

資料第15　自主防災組織一覧

宮川地域　　大台地域

自主防災組織名	自主防災組織名	自主防災組織名	自主防災組織名
栗谷地区防災会	明豆地区防災会	千代区自主防災会	高奈自主防災隊
天ケ瀬地区防災会	小滝地区防災会	柳原区自主防災会	長ヶ区自主防災会
江馬地区防災会	神滝地区防災会	本郷区自主防災組織	下三瀬区自主防災組織
小切畑地区防災会	滝谷地区防災会	宮野区自主防災組織	上三瀬区自主防災組織
浦谷地区防災会	大井地区防災会	下新田自主防災コミュニティの会	佐原区自主防災隊
本田木屋地区防災会	南地区防災会	中新田丸山自主防災コミュニティの会	弥起井区自主防災組織
上真手地区防災会	唐櫃地区防災会	茶浦新田自主防災コミュニティの会	上菅自主防災組織
下真手地区防災会	岩井地区防災会	神瀬区自主防災互助会	下菅区自主防災組織
熊内地区防災会	桧原地区防災会	下楠自衛消防隊	川合区自衛消防隊
茂原地区防災会	若山地区防災会	上楠自衛消防隊	大ヶ所区自主防災会
薗地区防災会	久豆地区防災会	粟生区自主防災会	滝広区自主防災会
清水地区防災会	大杉地区防災会		
泉地区防災会			

資料第16　（削除）

資料第17　大台町消防団の組織

1　消防団機構図

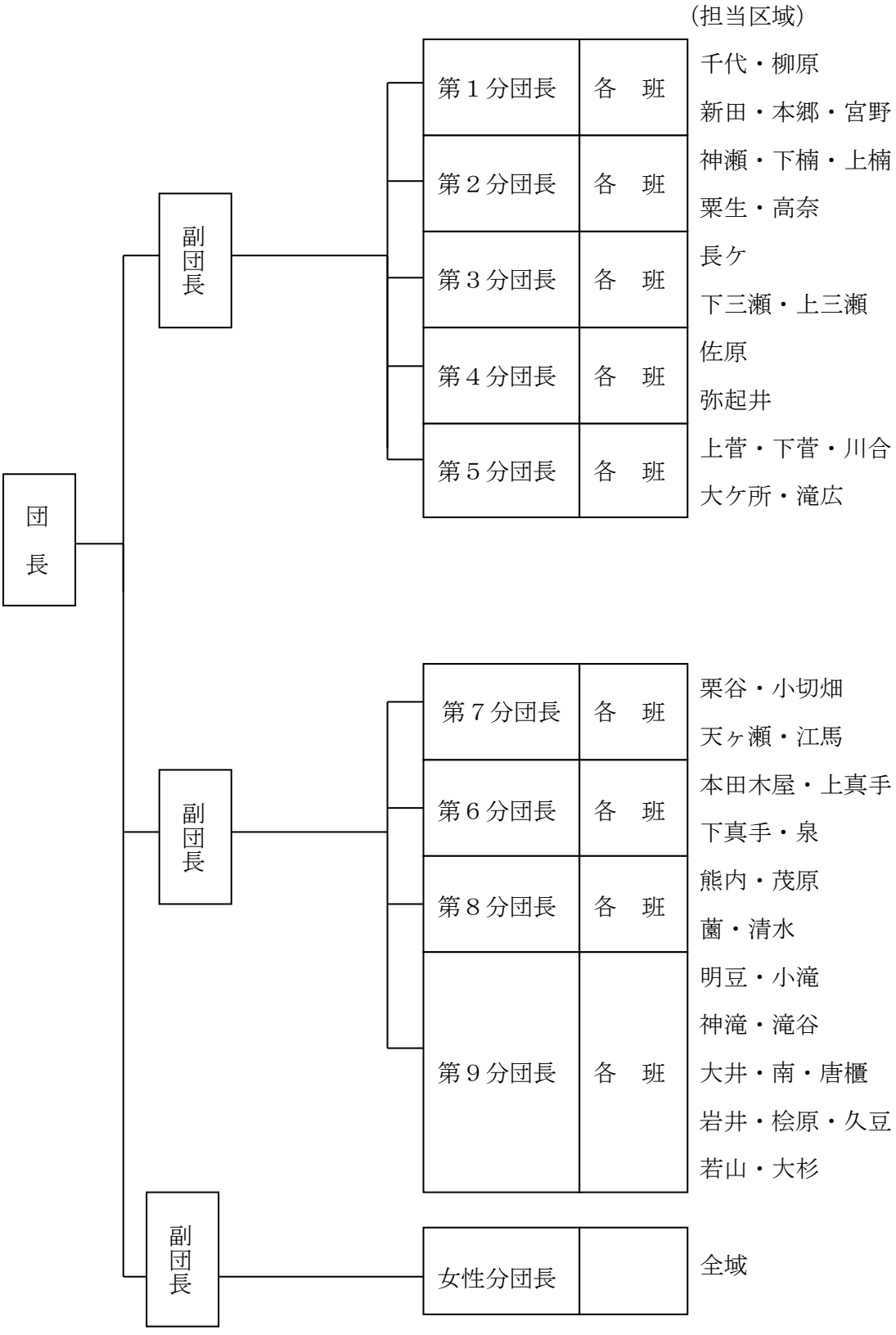

資料第18（削除）

資料第19　防災ヘリコプター緊急運航要請書

様式第１号（第５条関係）

防災ヘリコプター緊急運航要請書

受信時間	時　　分現在

1　要請機関名	電話　　発信者
2　災害の種別	（1）救急　（2）救助　（3）災害応急（調査･広報） （4）火災防御　（5）その他
3　活動内容	調査、広報、撮影、傷病者搬送、空中消火、救急、救助（捜索・救出） 輸送（品名数量　　人員　　）その他（　　）
4　発生場所及び発生時間	市　　町　　地内 （発生時間）　年　月　日　午前・午後　時　分 （目　　標） （離着陸場所）
5　現地の気象条件	天候　　風向　　風速　　気温 視程　　m　気象予警報（　　警報・注意報）
6　現場指揮者	所属・職名・氏名
7　現場との連絡手段	無線種別　（主運用波・統制波　1　2　3　） ・現場指揮本部（車）呼出名（コールサイン） ・活動隊 ・場外隊

8　要請を必要とする理由	＊　災害の状況、要請する活動の内容、受入れ体制を記述する。 （救助の場合には、事故の原因、事故の状況、人数等も記入する。）
目標	別添地図のとおり ＊　目標が明確となる大きめの図面を添付する。

三重県防災航空隊　　ファックス　　059－235－2557
電　　話　　059－235－2555
緊急要請専用　　059－235－2558
衛星系防災ファックス　　8－145

９ 傷病者搬送の場合	傷病者	住所 氏名		生年月日 年　齢	歳	性別	
	症　状						
	着陸場所の目標等	出動先所在地及び目標		搬送先所在地及び目標			
	同乗者	医師及び看護師 氏名		関係者 氏名			
	病院への搬送方法	救急車の手配		病院の手配			
	受入病院	所在地 名　称		連絡先	電話		
	搬送先消防本部　担当者	消防本部　　課 氏名　　電話					

１０　必要資機材	
１１　他航空機の要請	（有・無）機関名　　要請機数　　機
１２　その他必要事項	

＊以下の項目は、防災航空隊で出動の可否を決定後、連絡します。

※運航の可否	可　・　否	受信者	
1　使用無線等	無線種別　（主運用波・統制波） 現場指揮本部（車）呼出名（コールサイン）		
2　到着予定時間	年　月　日（　曜日）午前・午後　時　分		
3　活動予定時間	時間　分		
4　燃料の確保	要手配・手配不要　　L（ドラム缶　本）		
5　備考	※キャンセル理由等		

資料第20　車両の通行を禁止又は制限する標示および緊急通行車両の標章

（1）　基本法施行令第32条に基づく緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限する場合の対象、区間等および期間を定める標示

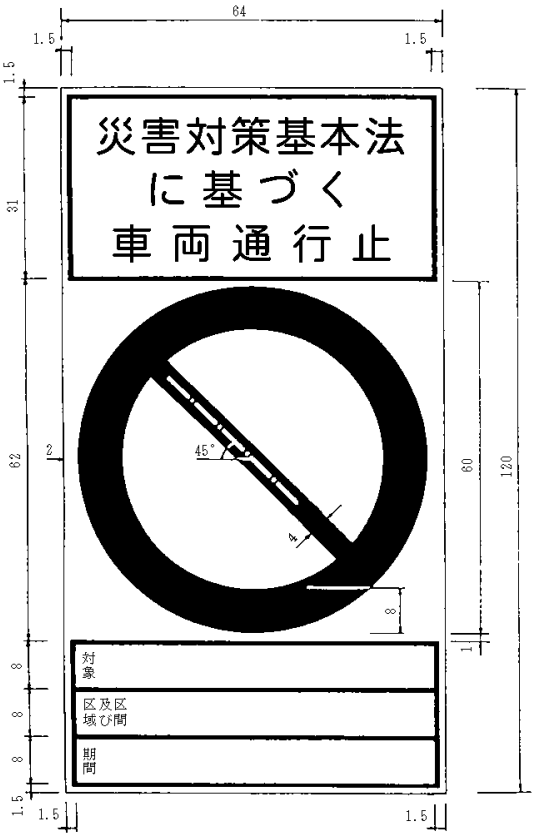

（2）　基本法施行令第32条第２項に基づく緊急通行車両の標章

資料第21　土砂災害等に関する警戒レベル４避難指示等発令基準

土砂災害等に関する警戒レベル４避難指示等発令基準

令和8年8月24日現在

土砂災害等から住民の生命および身体を保護するため、災害対策基本法第60条および避難情報に関するガイドライン（内閣府）に基づき、避難情報の発令基準を定める。

避難情報の発令に当たっては、気象情報、レベル４土砂災害危険警報、キキクル（危険度分布）、線状降水帯に関する情報、河川情報、現地状況および大台町土壌雨量指数計算システムによる実績値（以下、「土壌雨量指数」という。）等を総合的に判断し、空振りをおそれず躊躇なく発令するものとする。

第１　警戒レベル４避難指示の発令

１　決定および発令

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難のための立退き措置として警戒レベル４避難指示を発令する。

第２　警戒レベル４避難指示発令の指標

１　土壌雨量指数等による場合

（１）　土壌雨量指数が200を超え、かつ１時間後に300に達すると予測される場合

（２）　「キキクル（危険度分布）」、および「三重県土砂災害情報提供システム」において、町内の対象区域に「危険（紫）」が出現し、さらなる悪化が予測される場合

２　関係機関から通報、情報提供があった場合

（１）　レベル４土砂災害危険警報が発表された場合

（２）　「気象防災速報（線状降水帯直前予測）」又は「気象防災速報（線状降水帯発生）」が発表され、三重県内での線状降水帯の発生に伴い、大台町において土砂災害等の危険性が急激に高まると予測される場合

（３）　大台町を対象に「気象防災速報（記録的短時間大雨）」が発表された場合

（４） 異常洪水時防災操作（ただし書き操作）を行う旨の通報（３時間前予告）があった場合

（５） その他、気象庁、国土交通省、三重県等から土砂災害発生の危険性が極めて高いと判断される情報が発表された場合

３ 現地の状況による場合

（１） 河川、渓流その他の出水の状況が著しく大量で災害のおそれがある場合

（２） 河川、渓流がまさに氾濫しようとしている場合又は同程度の気象状態が続くと河川等の氾濫が予想される場合

（３） 山腹の亀裂又は山水の泥水化その他災害発生の前兆が見られる場合

４ 近隣市町で災害が発生している場合

（１） 近隣市町で既に災害が発生し、本町においても同様の災害が発生するおそれがある場合

第３ 警戒レベル４避難指示発令の方法等

１ 実施責任者

警戒レベル４避難指示の実施責任者は大台町災害対策本部本部長（以下「本部長」という。）とし、本部長に事故あるときその他不在等により本部長自ら指示できない場合は、大台町災害対策本部副本部長がその職にあたる。

２ 発令の決定

（１） 警戒レベル４避難指示の発令は、第２第１項土壌雨量指数による場合および同第２項レベル４土砂災害危険警報および線状降水帯に関する各種防災気象情報を最優位とし、キキクル（危険度分布）、土壌雨量指数、現地状況等を総合的に判断して､その他何れかに該当する場合で実施責任者が必要と判断した場合とする。

（２） 前兆現象がある場合は直ちに発令する。

３ 発令区域

警戒レベル４避難指示の発令対象区域は行政区を単位とする。ただし特定された箇所で災害が予想される場合はその箇所とする。

４ 発令方法

警戒レベル４避難指示の周知手段は次に掲げることのほか、発令区域の全ての者に伝達するために必要な、あらゆる手段を用いて行う。

（１） 防災行政無線（屋外・戸別受信機）

（２） 防災行政情報配信アプリ

（３） 緊急速報メール（エリアメール）

（４） 町ホームページ

（５） Lアラート

（６） 広報車による巡回

（７） 一般電話による戸別通知

（８） その他事業所、アマチュア無線所有者の協力を求める。

５　発令内容

警戒レベル４避難指示を発令する場合は次に掲げることのほか、住民が安全に避難するために必要な事項を告げる。

（１） 発令区域

（２） 発令理由

（３） 避難先と経路

（４） その他注意事項

６　発令の時期

警戒レベル４避難指示の発令が必要と判断した場合は、躊躇なく速やかに発令する。ただし、日没後又は避難経路に危険な障害がある場合など、その時点において住民を移動させることがより危険であると判断される場合は、警戒レベル４避難指示の発令と併せて、「直ちに屋内の安全な場所へ移動する（垂直避難）」や「近傍の堅固な建物への移動」等の緊急安全確保措置を併せて呼びかけるものとする。

第４　警戒レベル５緊急安全確保の発令

１　発令の決定

実施責任者は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避その他の緊急に安全を確保するための措置として警戒レベル５緊急安全確保を発令する。この場合の発令の方法等は警戒レベル４避難指示に準じて行う。

２　発令の指標

（１） レベル５大雨特別警報、レベル５土砂災害特別警報が発表された場合

（２） 土壌雨量指数が、過去数年間で最高を記録又はその他土砂災害等が発生する危険な数値を記録した通報があった場合

（３） 警察官、消防士、町職員又は消防団員が、災害の発生を現認した場合

（４） 線状降水帯の発生に伴い、レベル４土砂災害危険警報の発表およびキキクル（危険度分布）において「災害切迫（黒）」となり、立退き避難をとる時間的余裕がないと判断される場合

第５ 警戒レベル３高齢者等避難の発令

住民に早期の避難準備を促すとともに、事前に避難行動要支援者の避難体制を確保するため、次の場合には警戒レベル３高齢者等避難を発令する。この場合の発令の方法等は警戒レベル４避難指示に準じて行う。

（１） 土壌雨量指数が300に達する概ね３時間前となった場合

（２） 「気象解説情報（線状降水帯半日前予測）」が発表され、かつ時系列情報で「危険（紫）」が予測され、土砂災害等の危険性が高まるとおそれがある場合

（３） 住民を現地に滞在させることが、住民に不安、不信を抱かせると判断できる場合

（４） その他住民が安全に避難するためには、早期に警戒レベル３高齢者等避難が必要と判断できる場合

避難指示等の伝達内容例

【警戒レベル３：高齢者等避難】

（発令時刻○○時○○分）
こちらは、大台町災害対策本部です。
　○月○日午前・後○時、土砂災害が発生するおそれがあるため、○○地区に対し、警戒レベル３「高齢者等避難」を発令します。
　○○地区にお住まいの高齢者や障害をお持ちの方など、避難に時間のかかる方やその支援者の方は、避難場所や安全な親戚・知人宅等に速やかに避難してください。
　それ以外の方も、不要不急の外出を控えたり、避難の準備を整えるとともに、必要に応じ、自主的に避難してください。
　特に崖付近や沢沿いにお住まいの方や、避難経路が通れなくなるおそれがある方は自主的に避難してください。
　現在開設している避難所は、○○、△△、□□です。

【警戒レベル４：避難指示】

（発令時刻○○時○○分）
　緊急放送、緊急放送。
　こちらは、大台町災害対策本部です。
　土砂災害の危険性が高まっていますので、○○地区（対象地区全て）に、土砂災害に関する警戒レベル４、「避難指示」を発令します。
　避難場所や安全な親戚・知人宅等に今すぐ避難してください。
　避難は近所の方と協力し、食べ物や飲み物、薬などは各自ご準備の上、避難してください。
　ただし、避難所等への立退き避難が危険な場合は、少しでも崖や沢から離れた建物や自宅内の部屋に移動するなど、身の安全を確保してください。
　現在開設している避難所は、○○、△△、□□です。
　（繰り返し放送）

（注　避難経路に道路交通障害などがある場合は、適宜、伝達するものとする。）

【警戒レベル５：緊急安全確保（土砂災害発生が切迫している状況）】

（発令時刻○○時○○分）
緊急放送、緊急放送。
こちらは、大台町災害対策本部です。
大台町に大雨特別警報が発令され、○○地区（対象地区全て）では土砂災害がすでに発生している可能性が極めて高い状況であるため、○○地区（対象地区全て）に、土砂災害に関する警戒レベル５「緊急安全確保」を発令します。
○○地区の方は、すでに避難場所等への立退き避難を安全にできない場合があります。
避難所等への立退き避難が危険な場合は、少しでも崖や沢から離れた建物や自宅内の部屋に移動するなど、命の危険が迫っているので、直ちに身の安全を確保してください。
（繰り返し放送）
（注　命を守るために最善と考えられる安全確保行動を行うことを呼びかける。）

【警戒レベル５：緊急安全確保（土砂災害発生を確認した状況）】

（発令時刻○○時○○分）
緊急放送、緊急放送。
こちらは、大台町災害対策本部です。
○○地区で土砂災害が発生したため、○○地区（対象地区全て）に、土砂災害に関する警戒レベル５、「緊急安全確保」を発令します。
○○地区の方は、すでに避難場所等への立退き避難を安全にできない場合があります。
避難所等への立退き避難が危険な場合は、少しでも崖や沢から離れた建物や自宅内の部屋に移動するなど、命の危険が迫っているので、直ちに身の安全を確保してください。
（繰り返し放送）
（注　具体的な災害の発生状況や考えられる被害、とりうる行動等を可能な限り詳細に居住者等に伝達することに努める。）

資料第22　炊出し協力者名簿

月　　日	名　　称 （氏　　名）	地　　区　　名	備　　考

資料第23　炊出し受給者名簿

炊　　出　　し　　場

責任者氏名　　印

世帯主氏名	家族数	給食内容									合　計	備　　考
		朝	昼	夕	朝	昼	夕	朝	昼	夕		
		日　別　使　用　量									合　計	

注１　「朝」「昼」「夕」欄に支給食数を記入すること。

２　他町村の住民であるときはその住所を備考欄に記入すること。

資料第24　食料品現品給与簿

大　台　町

給与年月日	給与人員	食数	給与物品内訳					住所	世帯主氏名	家族数	受領印	避難町村名先	備考
			米	かん詰									

資料第25　炊出しその他による食品給与物品受払簿

品名		単位呼称	

大　台　町

年　月　日	摘　要	受	払	残	備　考
	計				

注１　「摘要」欄に購入又は受入先および払出先を記入のこと。

２　「備考」欄に購入単価および購入金額を記入しておくこと。

３　最終行欄と受払残の計およびそれぞれの金額を明らかにしておくこと。

資料第26　炊出し用物品借用簿

品名	数量	期間	金額	所有者	使用避難所の名称				備　　考

注)『期間』欄は『　月　日から　月　日まで　日間』と記入すること。

資料第27　応急給水資材

令和7年4月30日現在

給水車		給水タンク			
		ポリ製		ＳＵＳ製	
能力	保有数	能力	保有数	能力	保有数
―	―	0.5㎥	5ケ	0.8㎥	1ケ
―	―	2.0㎥	9ケ	1.0㎥	1ケ

ポリタンク		給水袋			
能力	保有数	能力	保有数		
18ℓ	25ケ	6ℓ	1,400枚		

(資料：建設上下水道課調べ)

資料第28　大台町指定給水装置工事事業者一覧（大台町地内）

令和8年4月30日現在

名　　称	所　在　地	連　絡　先	備　考
（有）宮川設備	清滝872	0598 - 76 - 0296	
（株）岡田建設	佐原555-7	0598 - 82 - 1076	
（株）下村屋	佐原474-1	0598 - 82 - 1069	
前納鉄工	佐原444	0598 - 82 - 1046	
（株）田中工務店	佐原551-2	0598 - 82 - 1028	
（有）小掠設備	薗1289-3	0598 - 76 - 0091	
（株）石正組	下三瀬586-1	0598 - 82 - 1692	
（株）西組	岩井635-1	0598 - 78 - 3211	
ホリモト設備	江馬73-3	0598 - 76 - 1690	
（株）三栄建設	江馬148-4	0598-76-1121	
（株）大森土木工業	小切畑638	0598 - 76 - 8888	
カネセ建設（株）	弥起井317-1	0598 - 82 - 3311	
橋本建設（株）	佐原945	0598 - 82 - 2307	
（有）丸中土建	上菅635-1	0598 - 82 - 3770	

資料第29　町内医療機関、薬局、薬店一覧

令和8年4月30日現在

1　町内医療機関

名　　称	所　　在　　地	電 話 番 号
報　徳　診　療　所	大台町江馬127	(0598)76―1133
大　台　厚　生　病　院	大台町上三瀬663-2	(0598)82―1313
こ や ま ク リ ニ ッ ク	大台町佐原457-20	(0598)82―2600
上　瀬　ク　リ　ニ　ッ　ク	大台町新田472-4	(0598)85―0106
高　橋　内　科	大台町栃原1242-11	(0598)85―0039
積　木　整　形　外　科	大台町栃原1098-4	(0598)84―6868
宮　川　歯　科　診　療　所	大台町江馬289-1	(0598)76―0199
大　瀬　歯　科　医　院	大台町上三瀬714-2	(0598)82―1122
大　石　歯　科　医　院	大台町佐原762-1	(0598)82―1153
な　お　み　歯　科　医　院	大台町佐原844-1	(0598)84―0808

2　薬局・薬店

名　　称	所　　在　　地	電 話 番 号
伊　藤　大　黒　堂　薬　局	大台町江馬110-2	(0598)76―0062
ココカラファイン　大台店	大台町佐原610-1	(0598)84―0755
大　台　薬　品	大台町佐原685	(0598)82―2308
第一調剤（株）村田調剤薬局 大台店	大台町佐原457-21	(0598)82―2818
勝　栄　堂　薬　局	大台町佐原525-1	(0598)82―3153
く す り の と ち は ら	大台町新田77-3	(0598)85―1020
ユニスマイル薬局　おおだい店	大台町新田200-6	(0598)85―7007
（株）さわだ薬局栃原店	大台町栃原1242-11	(0598)85―7700
は あ と 薬 局　大 台 店	大台町栃原1150-2	(0598)84―6100

資料30　ごみ、し尿処理施設一覧

名　　称	所　在　地	連　絡　先	備　考
香肌奥伊勢資源化広域連合	多気町丹生4290	0598-49-4311	ごみ
奥伊勢広域行政組合	大台町菅合1621-3	0598-82-2254	し尿

資料第31　指定文化財一覧

区　　分	文化財の名称	指定年月日	所　　在	備　　考
天然記念物	大　杉　谷	Ｓ47．12．13	大杉	国指定大杉谷峡谷
登録有形文化財	旧　舟　木　橋	Ｈ　8．12．20	佐原	国指定
登録有形文化財	三瀬谷神社本殿	Ｈ２２．４．２８	佐原	国指定
天然記念物	大杉谷の大スギ	Ｓ３０．４．７	大杉	県　指　定
〃	大淵寺のスダジイ	Ｈ10．３．17	久豆	〃
〃	滝谷・桧原の川岸岩壁植物群落	Ｈ１１．３．１７	滝谷361 桧原2 桧原58-1	〃
〃	池ノ谷モリアオガエル繁殖池	Ｈ１５．３．１７	桧原319-1の内7,500㎡	〃
史　　跡	北畠具教三瀬館跡	Ｓ１６．５．２	上三瀬字大戸地	〃
〃	三　瀬　砦　跡	Ｓ５０．３．２７	下三瀬字川之上	〃

資料：教育委員会

資料第32　　削除

資料第33　自衛隊災害派遣要請様式

年　　月　　日

知事あて

（市町村長）　　印

自衛隊の災害派遣要請要求について

災害を防除するため、自衛隊法第83条に基づく自衛隊の派遣要請を要求します。

記

1　災害の状況および派遣要請を要求する事由
　災害の状況（特に災害派遣を必要とする区域の状況を明らかにする。）
　派遣要請を要求する事由

2　派遣を希望する期間

3　派遣を希望する区域および活動内容
（1）　派遣を希望する区域
（2）　派遣を希望する活動内容
（3）　連絡場所および連絡者

4　その他参考となる事項

資料第34　自衛隊災害撤収要請様式

年　　月　　日

知事あて

（市町村長）　　印

自衛隊の撤収要請要求について

このことについて、自衛隊法第83条の規定により、災害派遣を受けましたが、所期の目的を終了しましたから、下記のとおり撤収要請を要求します。

記

1　撤収要請要求日時

年　　月　　日　　時　　分

2　派遣要請要求日時

年　　月　　日　　時　　分

3　撤収作業場所

撤収作業内容

資料第35　ヘリコプター離着陸場（ヘリポート）の設定基準

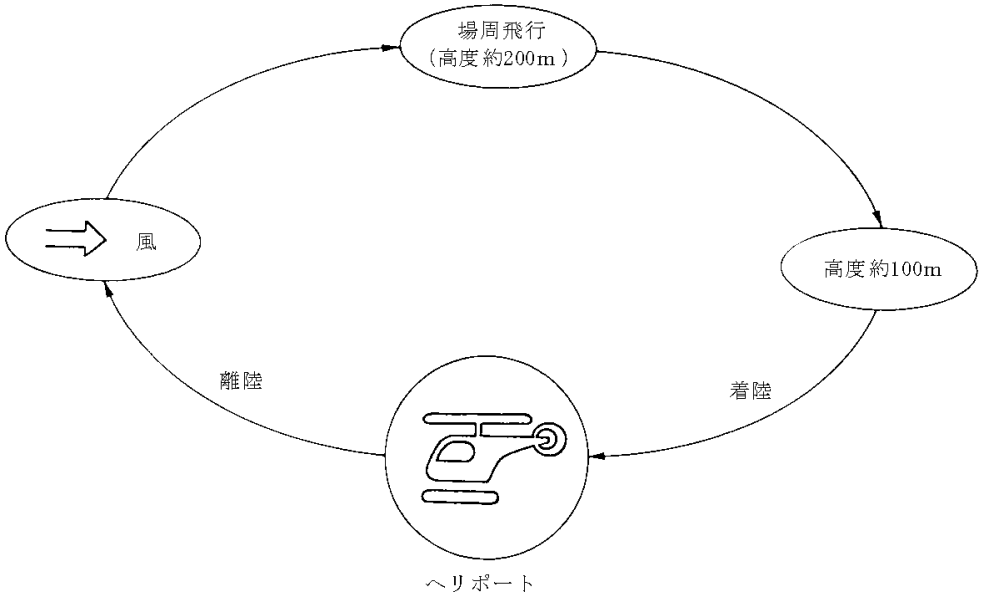

設定にあたっては次の事項に注意すること。

ア　ヘリコプターの機能を事前に確認しておくこと。ヘリコプターは風に向って通常約12度以下の上昇角、降下角で離着陸し、垂直に離陸あるいは高所から垂直に着陸するものではない。

イ　地面は堅固で傾斜９度以内であること。

ウ　四方に仰角９度（ＯＨ―６の場合は12°）以上の障害物がないこと。また、離着に要する地積は（図２）に示すとおりである。

エ　風の方向が分かるよう、ヘリポートの近くに吹流し又は旗を立てること。吹き流しの標準寸法は図のとおりであるが、できなければ小さいものでもよい。（図１）

オ　着陸地点には石灰等を用いて、Ⓗの記号を標示して着陸中心を示すこと。（図３）

カ　物資をたくさん輸送する場合は、搭載量を超過しないため重量計を準備すること。

キ　大型車両等が進入できること。

ク　林野火災対策に使用する場合は、面積（100メートル×100メートル以上)、水利（100トン以上）を考慮すること。

ケ　ヘリポート付近への立入禁止の措置を講ずること。設定に当たっては次

の事項に注意すること。

コ　ヘリポート付近への立入禁止の措置を講ずること。

図１　吹流し

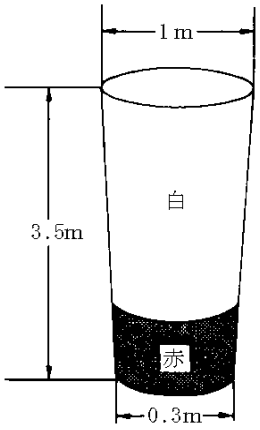

図２　離陸地点および無障害地帯の基準

a　小型機（ＯＨ―６）の場合

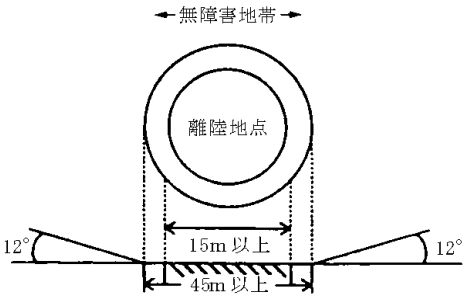

b　中型機（ＵＨ―１）の場合

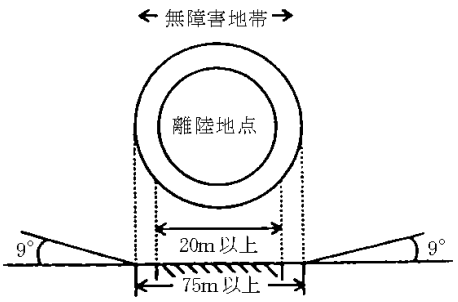

c　大型機（V―107、CH―47）の場合

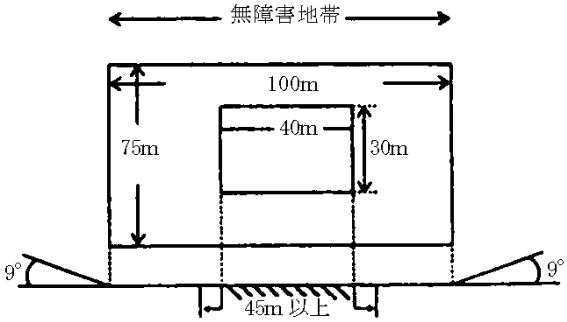

※着陸地点の地盤は堅固で平坦地であること。

図３　ヘリポート

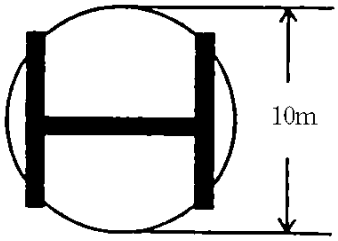

資料第36　ヘリコプター離着陸場（ヘリポート）一覧

（注）　① 離着陸場規模　　A：200×100m(20000㎡)以上･･･中型機5機(大型機2機)
B：150×　70m(10500㎡)以上･･･中型機3機(大型機1機)

C：B未満･･･中型機2機以下の対応

管轄消防	指定番号	名　称	所在地	緯度 経度	UTM	離着陸場 連絡先 電話番号	面積（㎡）		離着陸場規模	避難場所指定	土地表面	散水の必要性	備　考
紀勢消防	443-01	旧協和中学校グラウンド	多気郡大台町新田712番地	N 34° 26′ 03 E136° 30′ 47	3902-1134	大台町役場 総務課 0598-82-3781	110 × 70	7700	C	無	砂質	有	管理注意(草)
	443-02	大台中学校グラウンド	多気郡大台町上三瀬903番地の1	N 34° 23′ 58 E136° 24′ 54	3006-0735	大台中学校 0598-82-1045	150 × 110	16500	B	有	砂質	有	ヘリ専用拠点
	443-03	宮川中学校グラウンド	多気郡大台町茂原643－8	N 34° 21′ 26 E136° 19′ 45	2223-0257	大台町役場 総務課 0598-82-3781	80 × 70	5600	C	有	赤土	有	
	443-04	領内地区町民運動場	多気郡大台町小滝200-1	N 34° 20′ 38 E136° 17′ 09	1827-0104	大台町役場 総務課 0598-82-3781	50 × 90	4500	C	有	赤土	有	※防災ヘリ適地
	443-05	大杉谷地域総合センター グラウンド	多気郡大台町久豆199	N 34° 16′ 44 E136° 13′ 04	1209-9375	大台町役場 総務課 0598-82-3781	50 × 80	4000	C	有	赤土	有	
	443-07	B＆G海洋センターグラウンド	多気郡大台町佐原363	N 34° 23′ 19 E136° 23′ 48	2839-0613	大台町役場 総務課 0598-82-3781	55 × 55	3025	C	有	舗装	無	
	443-08	上三瀬ヘリ離着陸場	多気郡大台町上三瀬877-17	N 34° 23′ 47 E136° 25′ 00	3022-0702	大台町役場 総務課 0598-82-3781	56 × 56	3200	C	無	舗装	無	ヘリ専用拠点 ※防災ヘリ適地
	443-09	荻原地区町民運動場	多気郡大台町茂原434-1	N 34° 21′ 24 E136° 19′ 51	2239-0251	大台町役場 総務課 0598-82-3781	60 × 60	3600	C	無	砂質	無	

資料第37　防災重点ため池

番号	ため池名	位置 (字)	管理者名 (団体名)	受益 面積 (ha)	堤高 (m)	堤長 (m)	貯水量 (㎥)
1	水口池	柳原	宮川用水土地改良区	5	8.4	87.0	23,000
2	西広池	〃	宮川用水土地改良区	5	11.6	120.0	37,000
3	新田池	栃原	宮川用水土地改良区	10	10.7	37.0	73,000
4	一の谷池	上楠	大台町	4	18.8	35.0	39,000
5	来ケ谷池	栗生	大台町	8	11.6	46.0	18,000
6	三ツ谷池	〃	大台町	10	12.0	95.0	63,000
7	鍋谷池	高奈	大台町	4	9.6	67.0	21,000
8	寺谷池	〃	大台町	4	10.0	47.0	10,000
9	東池	上三瀬	大台町	4	16.2	128.0	132,000
10	西池	〃	大台町	4	7.6	57.0	45,000
11	大蔵池	佐原	大台町	2	10.4	61.0	24,000
12	浦池	〃	大台町	2	5.5	19.0	4,000
13	新池	〃	大台町	5.5	10.3	48.0	22,000
14	西池	〃	大台町	10	14.1	111.0	110,000
15	喜世谷池	弥起井	大台町	8	12.2	91.0	136,000
16	奥池	菅合	大台町	8	9.1	127.0	80,000
17	中河内池	〃	大台町	6.8	9.5	120.0	187,000
18	中沖池	上菅	大台町	8	19.2	96.0	80,000
19	持越池	下真手	大台町	8	14	70.0	100,000
20	持越奥池	〃	大台町	8	8.9	35.0	10,000
21	小谷池	江馬	大台町	4	9.4	30.0	17,000

資料第38　土砂災害警戒区域内にある防災上の配慮を要する者が利用する施設

（施設の一部が区域内にあるものを含む。）

1　福祉施設等

施設名	所在地	電話 (0598)
特別養護老人ホーム 大台共生園	大台町千代997	84-6521
愛の家グループホーム大台	大台町栃原1147-2	84-6200
地域福祉センター（大台町社会福祉協議会）	大台町粟生1010	83-2862
デイサービスセンター ねむの木	大台町弥起井456	82-1430
サービス付き高齢者向け住宅　徒然長屋	大台町菅合2629	89-4104
特別養護老人ホームやまびこ荘	大台町江馬260	76-1366
介護老人保健施設みやがわ	大台町江馬114	76-8110
宮川福祉センター（大台町社会福祉協議会）	大台町江馬122	76-0160
報徳診療所	大台町江馬127	76-1133
ジグソー工房（大台町社会福祉協議会）	大台町下真手1301-1	76-0727
グループホームたきの憩	大台町上真手405	76-1196

2　学校等

川添小学校	大台町上楠420	83-2254
大台中学校	大台町上三瀬903-1	82-1045
三瀬谷小学校	大台町佐原107	82-1036
宮川保育園	大台町江馬700	76-0555
宮川小学校	大台町茂原543-3	76-8800
宮川中学校	大台町茂原643-8	76-0010
昴学園高校	大台町茂原48	76-0040

以上　資料編

参　　考

○大台町防災会議条例

平成18年１月10日

条例第137号

（趣旨）

第１条　この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第６項の規定に基づいて、大台町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めるものとする。

（所掌事務）

第２条　防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

（１）　大台町地域防災計画を作成し、及びその実施を促進すること。

（２）　水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議すること。

（３）　町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。

（４）　前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。

（５）　前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

（会長及び委員）

第３条　防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

２　会長は、町長をもって充てる。

３　会長は、会務を総理する。

４　会長に事故があるときは、あらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

５　委員は、次に掲げる者をもって充てる。

（１）　三重県警察の警察官のうちから町長が任命する者

（２）　紀勢地区広域消防組合の消防長又は当該組合の消防吏員のうちから町長が任命する者

（３）　町長がその部内の職員のうちから指名する者

（４）　教育長

（５）　消防団総括団長

（６）　自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者

（７）　町長が特に必要と認める者

６　前項各号の委員の総数は、20人以内とする。

７　第５項第６号及び第７号の委員の任期は、２年とする。ただし、補欠委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

８　前項の委員は、再任されることができる。

（専門委員）

第４条　防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

２　専門委員は、学識経験のある者のうちから町長が任命する。

３　専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

（委任）

第５条　この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附　則

この条例は、平成18年１月10日から施行する。

附　則（平成25年３月21日条例第16号）

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行の際現にこの条例による改正前の大台町防災会議条例（以下この項において「改正前の防災会議条例」という。）第３条に規定する委員に任命されている者は、この条例による改正後の大台町防災会議条例の規定に基づいて任命されたものとみなし、その任期は、改正前の防災会議条例の規定に基づいて任命されたときから通算する。

○大台町災害対策本部条例

平成18年１月10日

条例第138号

（趣旨）

第１条　この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23の２条第８項の規定に基づき、同法に定めるもののほか、大台町災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第２条　災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

２　災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

３　災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

（部）

第３条　災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

２　部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

３　部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

４　部長は、部の事務を掌理する。

（現地災害対策本部）

第４条　現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

２　現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

（委任）

第５条　この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附　則

この条例は、平成18年１月10日から施行する。

附　則（平成25年３月21日条例第17号）

この条例は、公布の日から施行する。

○災害救助法による救助の程度、方法および期間並びに実費弁償の基準早見表

令和8年4月30日現在

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者	1　基本額 避難所設置費 1人1日当たり 370円以内 2　加算額 高齢者等であって避難所での避難生活において特別な配慮を必要とするものに供与する福祉避難所を設置した場合は、基本額に、当該地域において当該特別な配慮のために必要な通常の実費を加算することができる	災害発生の日から7日以内	1費用は、避難所の設置、維持および管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費 2避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設の借上げを実施し、これを供与することができる
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができないもの	○建設型応急住宅 1　規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2　基本額　1戸当たり 7,259,000円以内 3　建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去および土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費	災害発生の日から20日以内に着工し、速やかに設置	1　費用は、設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費および建築事務費等の一切の経費として7,259,000円以内 2　同一敷地内又は近接する地域内におおむね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置できる（50戸未満の場合でも戸数に応じた小規模な施設を設置できる） 3　福祉仮設住宅（老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造および設備を有し、高齢者等であって日常の生活上特別な配慮を要する複数のものに供与する施設をいう）を建設型応急住宅として設置できる

<table>
<tr><td></td><td></td><td>○賃貸型応急住宅
１　規模　建設型応急住宅に準じる
２　基本額
地域の実情に応じた額</td><td>災害発生の日から速やかに民間賃貸住宅を借上げ、提供</td><td>１　費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料又は火災保険等その他民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額
２供与期間は建設型応急住宅に準じる</td></tr>
<tr><td>炊き出しその他による食品の給与</td><td>１　避難所に避難している者
２　住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者</td><td>１人１日当たり
1,480円以内</td><td>災害発生の日から７日以内</td><td>１　被災者が直ちに食することができる現物によるものとする
２　費用は、主食、副食および燃料等の経費</td></tr>
<tr><td>飲料水の供給</td><td>現に飲料水を得ることができない者</td><td>当該地域における通常の実費</td><td>災害発生の日から７日以内</td><td>費用は、水の購入費のほか、給水又は浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費および燃料費並びに薬品又は資材の費用とし、当該地域における通常の実費</td></tr>
<tr><td>被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与</td><td>住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水（土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む）、全島避難等により、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失又は損傷等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者</td><td>１夏季（４月～９月）、冬季（10月～３月）の季別は災害発生の日をもって決定する
２下記金額の範囲内</td><td>災害発生の日から10日以内に完了</td><td>１品目は、被服・寝具および身の回り品、日用品、炊事用具および食器、光熱材料
２現物給付</td></tr>
</table>

区分		１人世帯	２人世帯	３人世帯	４人世帯	５人世帯	６人以上１人増すごと加算
全壊全焼流失	夏	20,900	26,900	39,900	47,600	60,300	8,800
	冬	34,700	44,800	62,500	73,100	92,100	12,700
半壊半焼床上浸水	夏	6,900	9,200	13,800	16,800	21,100	3,000
	冬	11,000	14,400	20,500	24,300	30,700	4,000

医療	災害のため医療の途を失った者（応急的に処置）	1 救護班　使用した薬剤、治療材料、破損した医療器具の修繕費等の実費 2 病院又は診療所　国民健康保険の診療報酬の額以内 3 施術者　協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	救護班において行う。ただし、急迫した事情があり、やむを得ない場合は、病院又は診療所において医療を行うことができる
助産	災害発生の日以前又は以後の７日以内に分べんした者であって、災害のため助産の途を失ったもの	1 救護班等　使用した衛生材料等の実費 2 助産師　慣行料金の100分の80以内の額	分べんした日から７日以内	
被災者の救出	1　災害のため現に生命若しくは身体が危険な状態にある者 2　生死不明の状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から３日以内	費用は、舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費および燃料費として当該地域における通常の実費
被災した住宅の応急修理	災害のため住家が半壊、半焼又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者	１世帯当たり56,400円以内	災害発生の日から10日以内に完了	住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対し、合成樹脂シート、ロープ、土のう等を用いて行うもの
	災害のため住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者	1　２に掲げる世帯以外の世帯 757,000円以内 2　半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 367,000円以内	災害発生の日から３月以内に完了	居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分に対し、現物をもって行うもの
生業に必要な資金の貸与	住家が全壊、全焼又は流失し、災害のため生業の手段を失った世帯に対して行うもの	1　生業費 1件当たり 30,000円以内 2　就職支度費 1件当たり 15,000円以内	災害発生の日から１月以内に完了	1　貸与期間 ２年以内 2　利子 無利子

学用品の給与	住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水による喪失若しくは損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒および高等学校等生徒	1　教科書代 小学校児童および中学校生徒 教科書および教科書以外の教材で、教育委員会に届け出、又はその承認を受けて使用するものを給与するための実費 高等学校等生徒 正規の授業で使用する教材を給与するための実費 2 文房具費および通学用品費 1人当たり次の金額以内 小学生児童 5,800円 中学生生徒 6,100円 高等学校等生徒 6,600円	災害発生の日から教科書は1月以内、その他の学用品は15日以内に完了	1　品目は、教科書、文房具、通学用品 2　現物給付
埋葬	災害の際死亡した者	1体あたり 大人 239,400円以内 小人 191,500円以内	災害発生の日から10日以内	原則として、棺又は棺材の現物をもって、次の範囲内において行う 1　棺（附属品を含む） 2　埋葬又は火葬（賃金職員等雇上費を含む） 3　骨つぼおよび骨箱
死体の捜索	災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	費用は、舟艇その他捜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費および燃料費として当該地域における通常の実費

死体の処理	災害の際死亡した者	1　死体の洗浄、縫合、消毒等の処理 1体当たり 3,800円以内 2　死体の一時保存 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1体当たり 6,100円以内 3　検案 救護班においてできない場合 当該地域の慣行料金の額以内	災害発生の日から10日以内	1　死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要であるときは、当該地域における通常の実費を加算 2　検案は原則として救護班が行う
障害物の除去	居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運びこまれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力をもってしては、当該障害物を除去することができない者	市町村において障害物の除去を行った1世帯当たりの平均が148,600円以内	災害発生の日から10日以内に完了	費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等
救助のための輸送費および賃金職員等雇上費	1被災者の避難に係る支援 2医療および助産 3被災者の救出 4飲料水の供給 5死体の捜索 6死体の処理 7救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	当該救助の実施が認められる期間以内	

実費弁償	災害救助法施行令第４条第１号から第４号までに規定する者 （医師、歯科医師又は薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、救急救命士又は歯科衛生士、土木技術者又は建築技術者、大工、左官又はとび職）	１　日当 　災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事等の統括する都道府県等の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める ２　時間外勤務手当 　職種ごとに、１に定める日当額を基礎とし、常勤職員との均衡を考慮して算定した額以内 ３　旅費 　職種ごとに、１に定める日当額を基礎とし、常勤職員との均衡を考慮して、各都道府県等の職員に対する旅費の支給に関する条例において定める額以内		
	災害救助法施行令第４条第５号から第10号までに規定する者 （土木業者又は建築業者およびこれらの者の従業者、鉄道事業者およびその従業者、軌道経営者およびその従業者、自動車運送事業者およびその従業者、船舶運送業者およびその従業者、港湾運送業者およびその従業者）	業者のその地域における慣行料金による支出実績に手数料としてその100分の3の額を加算した額以内		

救助事務費	救助の事務を行うのに要した経費および災害救助費の精算の事務を行うのに要した経費 （時間外勤務手当、賃金職員等雇上費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料）、使用料および賃借料、通信運搬費、委託費）	費用は、災害救助法第21条に定める国庫負担を行う年度における各災害に係る左記に掲げる費用について、地方自治法施行令（昭和22 年政令第16 号）第143 条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次のイからトまでに掲げる区分に応じ、それぞれ１から７までに定める割合を乗じて得た額の合計額以内 １　3千万円以下の部分の金額については100分の10 ２　3千万円を超え6千万円以下の部分の金額については100分の9 ３　6千万円を超え1億円以下の部分の金額については100分の8 ４　1億円を超え2億円以下の部分の金額については100 分の7 ５　2億円を超え3億円以下の部分の金額については100 分の6 ６　3億円を超え5億円以下の部分の金額については100分の5 ７　5億円を超える部分の金額については100分の4	救助の実施期間内および災害救助費の精算する事務を行う期間内	

○大台町災害時医療救護所設置及び活動要領

（目的）

第１条　この要領は、大台町地域防災計画（以下、「防災計画」という。）に基づき、大規模災害発生時、迅速に関係機関と連携して一人でも多くの命を助けるため、医療救護活動の実施を図ることを目的とする。

（定義）

第２条　この要領において災害時医療救護所（以下、「医療救護所」という。）とは、災害救助法（昭和22年法律第108号）、防災計画及び災害時における医療救護活動に関する協定書（以下、「協定」という。）に基づき町が設置するものをいう。

（設置基準）

第３条　町は、災害により、医療の途を失った傷病者が多数発生していると見込まれ、次号に該当するときに町災害対策本部にて医療救護所の開設を決定する。

(1)　町内において震度６弱以上の地震が発生し、災害救助法の適用がされたとき。

(2)　その他災害対策本部が設置の必要があると判断したとき。

（協定に基づく要請）

第４条　町は、前条により医療救護所を開設する時は、協定に基づき松阪地区医師会（以下「医師会」という。）医療救護班の派遣を要請する。

２　前項の要請を行うときは、町災害対策本部応急救助班（以下、「町応急救助班」という。）が協定に基づき、次の事項を示した上で文書（様式１）または口頭にて行うものとする。

(1)　災害発生の日時、場所

(2)　災害の原因及び状況

(3)　派遣に要する医療救護班数、派遣先及び期間

(4)　その他必要事項

３　前項の要請に基づき、医師会は派遣可能な会員医師を指定し、町が指定した派遣先へ派遣する。

（応急救助班）

第５条　町が医療救護所を設置する場合は、関係機関と連携し、町が設置する医療救護所に係る全体の調整、運営を図るために町応急救助班を設置する。

２　町応急救助班長（以下「班長」という。）を健康ほけん課長とし、班長は町応急救

助班を指揮する。

３　班長は各関係機関との円滑な連携のため、関係機関の長に対するカウンターパートを担う。

４　班長が被災等により参集できない場合は、副班長がその職務を代行する。

（拠点救護係）

第６条　町災害対策本部は、町応急救助班との連絡調整を行い、効果的な医療救護活動を行うために各拠点救護所に拠点救護係を設置する。

２　拠点救護係長（以下「拠点係長」という。）を班長代理とする。

３　拠点係長は、班長との連絡を図り、拠点救護所内における各担当の業務の調整及び各担当に対して指揮命令を行う。

４　各拠点係長は、医療救護の活動状況などについて班長に報告する。

（医療衛生係）

第７条　災害時における救急医療を迅速に行うため、報徳診療所及び松阪地区医師会の協力の下に、初動医療活動を開始するとともに、使用する医薬品等の調達を行う。

２　医療救護所の運営は、防災計画において町応急救助班内から医療衛生係を編成し、関係機関との連絡調整を担うものとする。

３　拠点係長は、活動体制構築のため、また災害により参集できない状況に備え、あらかじめ係長代行を複数名定めておくものとする。

４　医療衛生係は、活動調整・情報収集・記録担当、受付・町民対応担当及び応急救護担当をもって構成する。

５　医療衛生係における要員（以下、「係要員」という。）は、町災害対策本部規定に定める医療救護活動所管課の職員とする。

６　医療救護所での診療に係る指揮は、報徳診療所医師並びに医師会の会員医師が行う。

（開設順位）

第８条　開設の優先順位として、第一次医療救護所を拠点救護所とし、必要時には、各指定避難所を医療衛生係が巡回を行う。

２　災害対策本部の決定を受け、第一次医療救護所として、次の２か所を優先して開設する。

(1)　大台中学校

(2)　宮川中学校

３　地域の医療機関の被災に伴う機能低下又は停止、被災による傷病者の発生状況等

の情報を収集・確認し、町応急救助班が必要と判断した場合、各指定避難所を医療衛生係が巡回を行う。

（参集）

第９条　町の災害時における配備体制及び招集基準に関する規程に基づき、係要員は本庁舎に自動参集するものとする。

２　診療所班については、あらかじめ定める第一次医療救護所に自動参集するものとする。

（第一次医療救護所の開設）

第10条　係要員は、本庁舎または第一次医療救護所に参集後、町災害対策本部による決定を待たずして第一次医療救護所の開設準備に入る。

２　医療救護所では、拠点救護係、傷病者の受入場所、トリアージ実施場所、遺体安置場所の確保、調剤、搬送車輌待機場所を設置する。

３　通信手段の確保を行い、医師会及び薬剤師会に対し、町内における各医院及び薬局の被災状況について報告するよう要請する。

４　班長は、第一次医療救護所が開設したことを町災害対策本部長に連絡するとともに、参集要員数や傷病者数を報告する。

（医療職の確保）

第11条　町が医師会に対し協定に基づく要請をしたときは、医師以外の医療職（薬剤師、看護師及び事務員）を確保するため、町応急救助班があらかじめ定める名簿に基づき医療救護所での執務要請を行う。

（開設期間）

第12条　医療救護所の開設期間は、発災から14日以内とし、延長も可能とする。

２　開設期間の延長の必要があるときは、町災害対策本部を通じて三重県に対し救助期間の延長を要請する。

（医療救護所の業務内容）

第13条　医療救護所では、松阪地区医師会等関係機関との連携により以下の業務を行う。

(1)　傷病者の重症度及び緊急度の判定及び選別（トリアージ）

(2)　軽症の傷病者に対する応急処置

(3)　搬送順位の決定及び搬送調整

(4)　搬送困難な者に対する応急処置

(5)　死亡の確認及び遺体安置・遺体搬送の調整

(6)　医療救護活動の記録、町災害対策本部との連絡調整

（傷病者の搬送）

第14条　トリアージの結果、搬送が必要と判断した傷病者については、トリアージに基づき、医師が傷病者の搬送順位を決定する。

２　搬送における後方医療施設の受け入れ先の調整等については松阪保健所へ要請する。

３　傷病者の搬送手段は救急車によることとするが、道路事情の不良やすぐに出動が困難な場合にはその他の搬送手段を講じるものとする。

（医薬品の支給）

第15条　医療救護所では、医師による診療に加え、医薬品の支給を行うことができる。医薬品の不足により支給が困難な場合は災害処方箋（様式２）を発行するものとする。

（医療資機材及び医薬品の調達）

第16条　町は、医療救護所に平常時から応急処置に必要な医療資機材等を備蓄しておくものとする。

２　医薬品については、報徳診療所に備蓄してあるものを使用する。

３　医療資機材及び医薬品が不足する場合は、班長から松阪保健所に要請する。

（診療記録の作成）

第17条　医療衛生係は、医療救護所の運営にあたっては傷病者一覧表（様式３）、災害時診療録（様式４）及び業務日誌（様式５）を診療記録として作成する。

２　災害時診療録を作成する時間がないときは、トリアージタッグをもって代用することができる。

（費用弁償）

第18条　医師会から派遣を受けた会員医師及び医師以外の医療職に対する費用弁償については、三重県が定める災害救助法施行細則に基づき行う。

（自己負担）

第19条　医療救護所における医療救護診療に係る費用等は、災害救助法及び協定の定めによるところで、原則、傷病者の自己負担はないものとする。

（補則）

第20条　この要領に定めのないもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附　則

この要領は、令和６年９月１日から施行する。